

2023.6.2

第9回副首都推進本部（大阪府市）会議

参考資料 2-2

大阪府庁の点検・棚卸し結果 (2008～2022年)

2023年6月

大阪府

- 大阪府市では、2008年以降、府市が連携して取り組んだ様々な改革や政策転換を評価・総括し、今後の政策課題に役立てていくものとして、関係所属の協力を得て、2014年、2018年の2回にわたり、「改革評価プロジェクト」として「大阪府庁の点検・棚卸し結果」、「大阪市役所の点検・棚卸し結果」を作成し、公表してきました。
- 前回の改革評価から4年が経過した今般、9月29日の第7回副首都推進本部（大阪府市）会議において、これまでの到達点検証を行うべきとの意見がありました。それを受けて、「副首都ビジョン」のバージョンアップの参考等にも資するため、今回改めて府市で点検・棚卸しを実施しました。

「総括シート」様式

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
改革前の課題。他都市比較等も踏まえつつ、改革が必要となった背景等を記載。	改革の方向性。どのような戦略や方向性を打ち出したかを記載。	何をどう変えたか。具体的に用いた手法や実施した内容を記載。	主な成果。改革の結果、どのような影響・効果が生じたかを記載。

目 次

I 政策の刷新

(1) 新型コロナウイルス感染症対策	4頁
(2) 成長産業の振興等	84頁
(3) インフラの充実・強化	126頁
(4) 危機管理対策	141頁
(5) 教育	163頁
(6) 子ども施策	194頁
(7) 健康・医療	206頁
(8) 介護	229頁
(9) 多様な人材の活躍	230頁

II 公民連携／経営形態の見直し

(1) 公民連携の推進	236頁
(2) 独立行政法人化	241頁

III 行財政改革

【財政】

(1) 財政再建	246頁
(2) 財務マネジメント	260頁

【人事】

(3) 人事・給与制度	268頁
(4) 公募制度	276頁

【業務執行の刷新】

(5) 働き方改革	279頁
(6) ICT活用	284頁
(7) サービス改善	286頁
(8) 市町村との連携強化、市町村支援等	321頁
(9) 補助金等の見直し	335頁
(10) 府民利用施設の廃止・改革	345頁

IV その他

347頁

I 政策の刷新（主なもの）

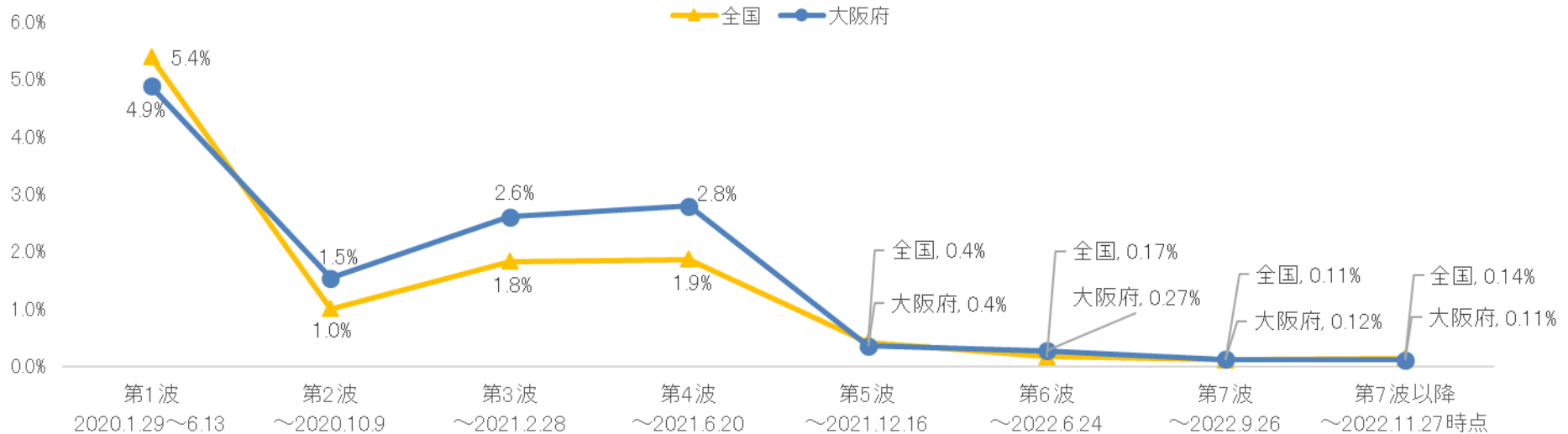
- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
- (2) 成長産業の振興等
- (3) インフラの充実・強化
- (4) 危機管理対策
- (5) 教育
- (6) 子ども施策
- (7) 健康・医療
- (8) 介護
- (9) 多様な人材の活躍

I (1) 新型コロナウイルス感染症対策

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・2019年12月、中国武漢市において、原因不明のウイルス性肺炎が集団感染。 ・2020年1月、国内で初めてのコロナ患者が発生し、月末には府内でも初めての患者を確認。感染が拡大。 ・以後、変異株により感染力・病原性が変化し、新型コロナウイルス感染症による感染拡大と収束を繰り返したことから、府民の命とくらしを守る必要が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策と社会経済活動の両立をはかり、府民の命とくらしを守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大抑制に向けた取り組み（府民への感染予防策の呼びかけ、飲食店への時短要請等、まん延防止等重点措置、緊急事態措置、府民とのリスクコミュニケーション(大阪モデル)、ワクチン接種の推進等) ・保健・医療療養体制の整備（相談・検査体制・医療療養体制・保健所体制の整備、クラスター対策、医療物資の確保等） ・事業継続対策（支援金・協力金、飲食店支援、観光・宿泊業支援、文化芸術活動支援、商店街支援） ・学校での対策（給食費支援、ICT化、修学旅行キャンセル料支援等） ・雇用対策（緊急雇用対策、DX人材の活躍促進等） ・生活者支援（生活福祉資金特例貸付、府営住宅の家賃軽減等、家庭学習支援等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡率(陽性者数に占める死亡者数の割合)や重症化率は、第5波以降急激に低下しており、第7波(2022年6月25日～9月26日)の死亡率は、0.12%、重症化率は0.03%。死亡率は、第2波～第4波は全国平均を上回ったが、第5波以降は、全国平均と概ね同水準。 ※死亡率・重症化率は、2022年11月27日判明時点

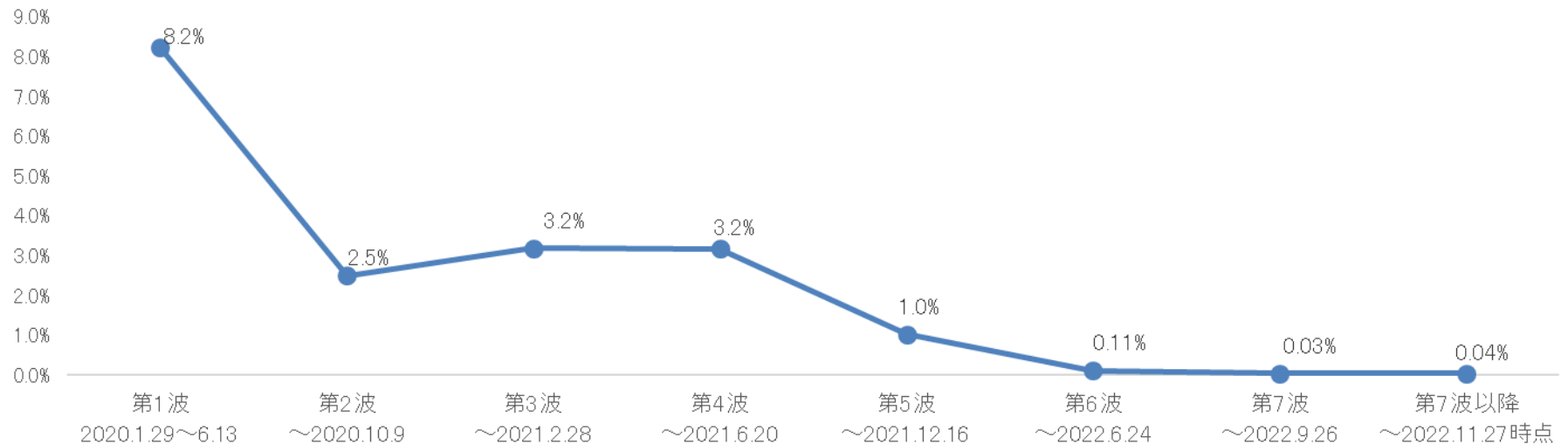
死亡率・重症化率の推移

【死亡率の推移】



※死亡率:新規陽性者数に占める死亡者の割合。11月27日判明時点までの死亡者数に基づく。今後、死亡者数の推移により変動。
全国の死亡率については、厚生労働省報道提供資料(11月27日)より集計

【重症化率の推移(大阪府)】



※重症化率:新規陽性者数に占める重症者の割合。11月27日判明時点までの重症者数に基づく。今後、重症者数の推移により変動。

目次

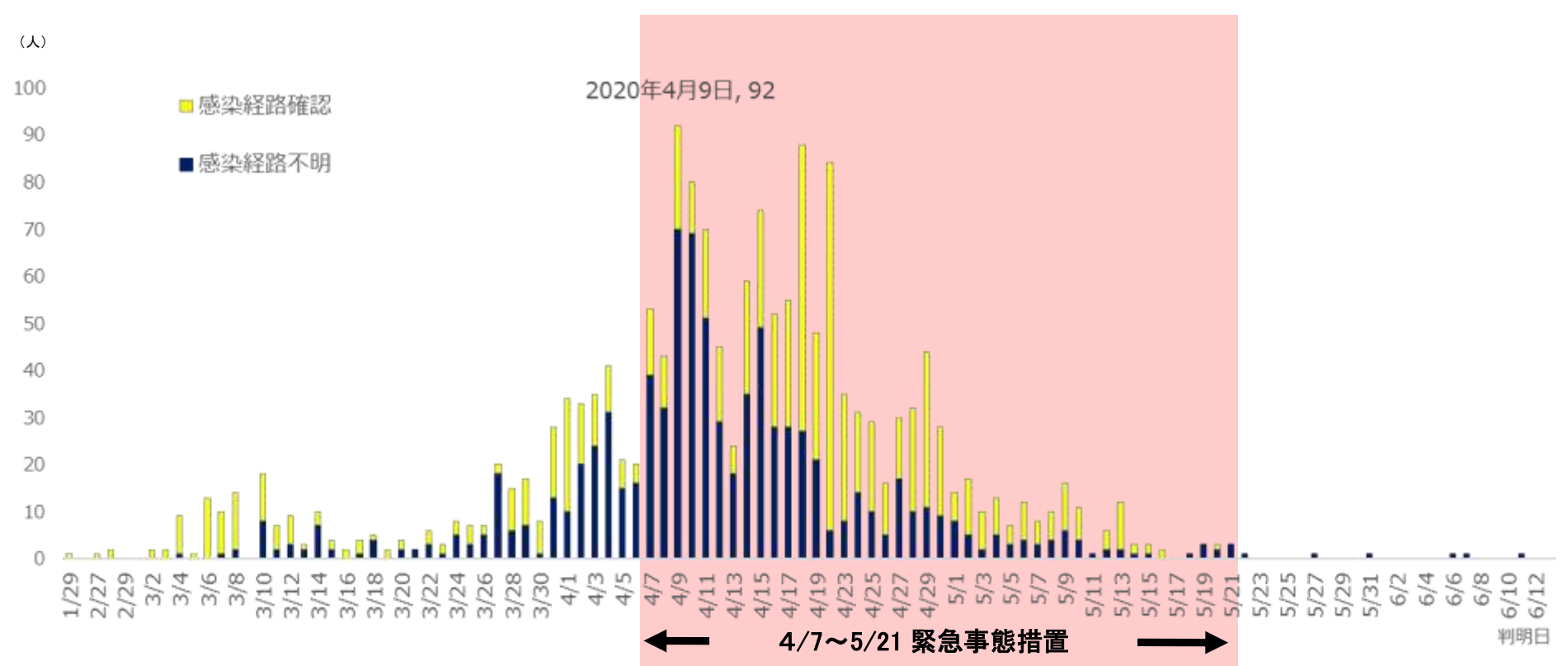
1. 第1波～第7波の状況・取組み等P. 7
2. 具体的対策P.32
3. コロナ対策予算の概要P.72

1. 第1波～第7波の状況・取組み等

- 第1波(2020年1月29日～2020年6月13日)P. 8
- 第2波(2020年6月14日～2020年10月9日)P.11
- 第3波(2020年10月10日～2021年2月28日)P.13
- 第4波(2021年3月1日～2021年6月20日)P.16
- 第5波(2021年6月21日～2021年12月16日)P.19
- 第6波(2021年12月17日～2022年6月24日)P.23
- 第7波(2022年6月25日～2022年9月26日)以降P.28
- 各指標の状況P.31

第1波(2020年1月29日～2020年6月13日)の状況

- ◆1月29日に府内で初の感染者確認。2月下旬～3月上旬、ライブハウス関係のクラスターが発生。
- ◆3月に入り、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生。春休みに伴う海外往来が増加し、3月中旬から下旬にかけて海外由来の感染拡大が増加。3月中下旬から、接待を伴う飲食店の関係者・滞在歴の陽性者が複数確認。
- ◆4月には、初めての緊急事態宣言が発出され、外出自粛要請や休業要請等の強い措置を実施。
- ◆5月には、府民とのリスクコミュニケーションのため、「大阪モデル」を策定。



第1波(2020年1月29日～2020年6月13日)の取組み等

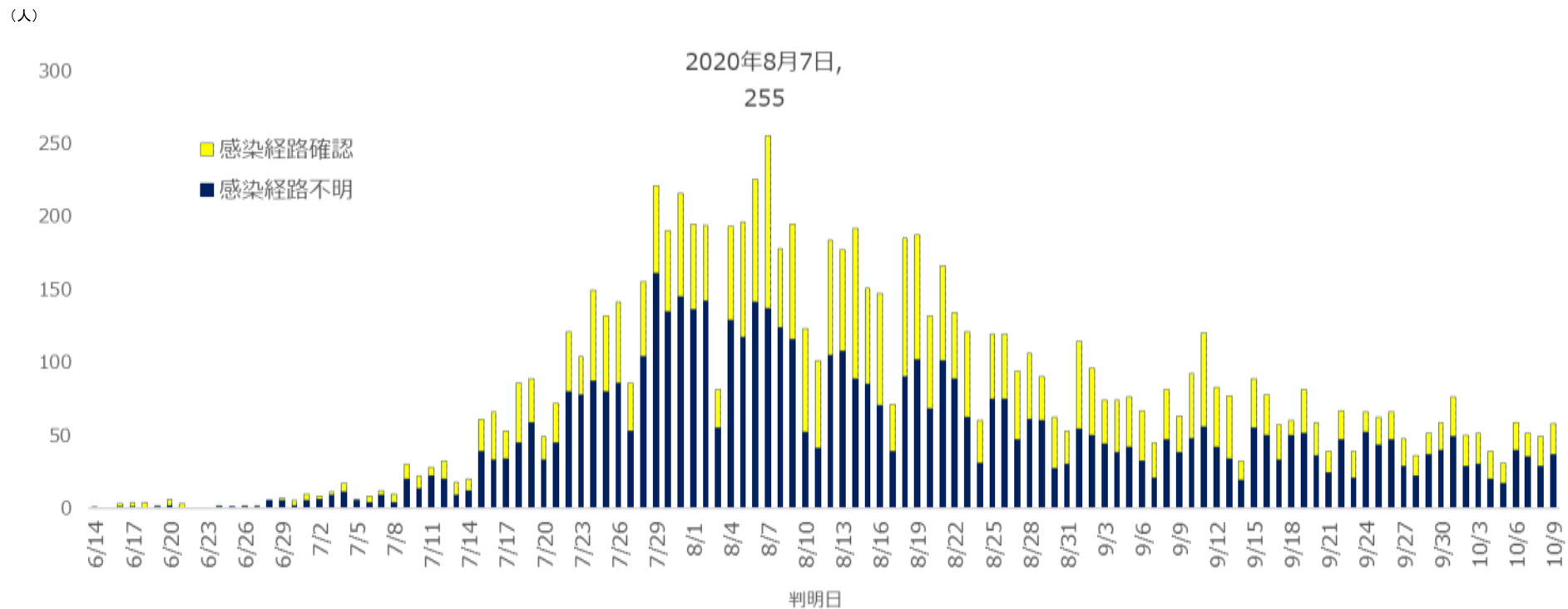
国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2019年12月31日	武漢市における原因不明のウイルス性肺炎の集団感染発表	2020年1月24日	府新型コロナウイルス対策本部会議を設置 保健所設置市と患者情報の一元化を決定
2020年1月16日	国内で初めてのコロナ患者を確認(武漢渡航歴)	1月29日	府内で初めての患者確認、府民向け・外国人向けの相談窓口設置
1月30日	新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	1月30日	中小企業向け相談窓口の設置
2月1日	感染症法の「指定感染症」(二類相当)、検疫法の「検疫感染症」に指定	2月4日	帰国者・接触者相談センターの設置 (2月27日～ 新型コロナ受診相談センター)
2月3日	大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で感染者が発生	2月17日	中小企業向け緊急融資の開始
2月13日	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」発表 ・総額153億円 ・帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応等	2月20日	府主催のイベントや集会を原則中止又は延期
2月25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定	2月29日	府有施設のうち、不特定多数が集まる屋内の集客施設を原則休館 ライブハウスクラスター発生の可能性を公表
3月10日	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」発表 ・4,308億円の対策のほか、1.6兆円規模の金融措置 ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応等	3月2日	府立学校の臨時休業、市町村教委及び私立学校園にも休業要請
3月18日	「生活不安に対応するための緊急措置」発表 ・個人向け緊急小口資金等の特例拡大、公共料金支払猶予、国税・社会保険料・地方税の猶予	3月13日	入院フォローアップセンター設置
3月11日	WHOがパンデミック(世界的大流行)を宣言	3月19日	ライブクラスター収束宣言
3月14日	改正特措法施行(法の対象にコロナを追加)	3月20日～22日	3連休の兵庫県との往来自粛、不要不急の外出自粛の呼びかけ
3月18日	「生活不安に対応するための緊急措置」発表 ・個人向け緊急小口資金等の特例拡大、公共料金支払猶予、国税・社会保険料・地方税の猶予	3月26日	令和元年度一般会計補正予算(第6号)、令和2年度一般会計補正予算(第1号)の成立 府新型コロナウイルス対策本部を特措法に基づく都道府県対策本部に位置付け
3月24日	東京オリンピック・パラリンピック延期決定	3月28日～29日	週末の不要不急の外出自粛の呼びかけ
3月26日	特措法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置	3月31日	夜の飲食店等への外出自粛の呼びかけ
		4月1日	夜の街クラスターの公表 新型コロナウイルス感染症対策協議会の設置

第1波(2020年1月29日～2020年6月13日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2020年3月28日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定	2020年4月3日	コロナSWATチーム設置(以降、各部局におけるコロナ対策のデジタル化を支援)
4月3日	全ての国・地域に対し検疫強化	4月4日～5日	週末の不要不急の外出自粛と花見の自粛の呼びかけ
4月7日	緊急事態宣言発出(府を含む7都道府県)	4月7日	緊急事態措置適用、外出自粛・イベント開催自粛要請 令和2年度一般会計補正予算(第2号)成立
	基本的対処方針変更 ＜緊急事態措置の概要＞ ・最低7割、極力8割程度の接触機会の低減をめざす ・外出自粛の要請 ・施設(国民生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者を除く)の使用制限 ・イベント開催の制限 ・テレワークの推進 ・飲食店の感染防止対策の促進	4月11日	自宅療養開始、令和2年度一般会計補正予算(第3号)成立
4月16日	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」閣議決定(4月20日変更) ・財政規模(新たな対策分):財政支出38.1兆円程度、事業規模95.2兆円程度(変更後の額) ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)を創設	4月14日	府内全域における施設の使用制限の要請 宿泊療養受入れ開始
	緊急事態宣言対象地域を全都道府県に拡大	4月20日	大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム(kintone)導入
5月13日	抗原検査(定性検査)を薬事承認・保険適用	4月22日	医療従事者への支援(手当支給補助・宿泊等確保、助け合い基金)公表
5月14日	・専門家会議が緊急事態宣言の解除の考え方を提言(新規の感染が減少傾向、直近1週間の新規陽性者が10万人当たり0.5人未満、重症者が減少しており医療提供体制がひっ迫していない等) ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を発表	4月27日	令和2年度補正予算(第4号)成立、休業要請支援金受付開始 新型コロナウイルス助け合い基金設置
5月26日	緊急事態措置を全都道府県で解除	5月5日	「大阪モデル」策定(運用開始は8日～)
5月29日	患者情報管理のため、HER-SYSの運用開始	5月14日	「大阪モデル」緑信号点灯
6月2日	唾液によるPCR検査導入	5月16日	要請内容の一部解除(全国的にクラスターが発生した施設等への要請は継続)
		5月22日	緊急事態措置解除
		5月26日	令和2年度一般会計補正予算(第5号、第6号)成立
		5月27日	休業要請外支援金受付開始
		5月29日	大阪コロナ追跡システム導入(飲食店は6月1日～)
		6月1日	府立・市町村立学校における休校解除、段階的再開

第2波(2020年6月14日～2020年10月9日)の状況

- ◆6月中旬以降、20代の若者を中心として夜の街の関係者及び滞在歴がある人の感染が拡大。7月以降、幅広い年代層で、居酒屋・飲食店の滞在歴のある人の感染が急速に拡大。
- ◆多人数の宴会を控えることや、ミナミの一部地域の飲食店等に対し休業・営業時間短縮を要請。ミナミに臨時的検査場を開設するなど、対策を強化。
- ◆7月以降、医療機関に加え、高齢者施設でクラスターが多く発生。

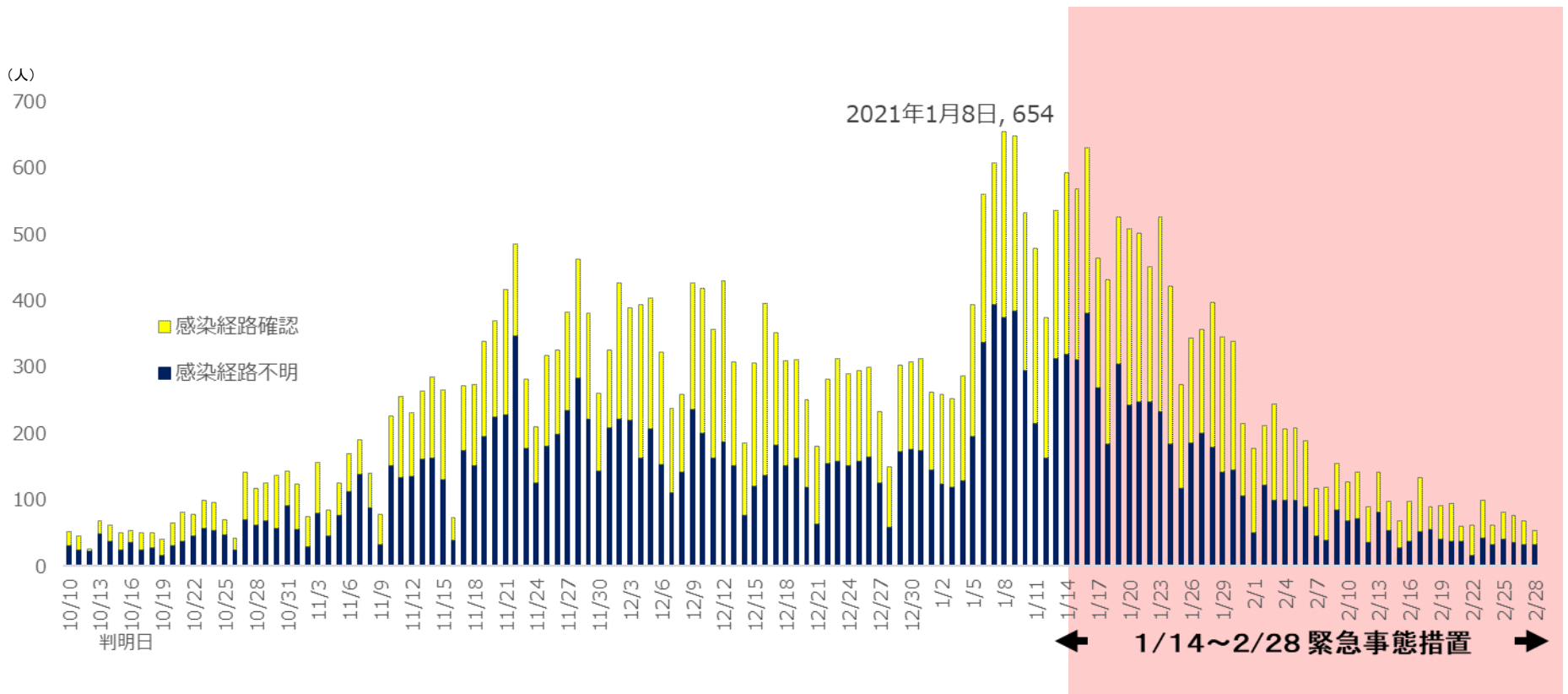


第2波(2020年6月14日～2020年10月9日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2020年6月19日	COCOA(接触確認アプリ)利用開始 抗原定量検査を薬事承認(25日から保険適用)	2020年6月17日	ミナミのバー関連クラスターの公表
7月22日	GoToトラベル開始(東京発着は対象外)	6月19日	「大阪の人・関西の人 いらっしやい！」キャンペーン開始
8月7日	対策分科会より、ステージ移行を検知する指標(分科会指標)の提示	6月25日～7月31日	LINEを活用した児童虐待防止相談の試行実施
8月28日	「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」決定 ・感染症法における入院勧告等の権限の運用見直し ・検査体制の抜本的拡充(抗原簡易キットによる検査を拡充:1日平均20万件程度等) ・医療提供体制の確保 ・治療薬、ワクチン(令和3年度前半までに全国民へのワクチン提供をめざす等)	7月1日	感染防止宣言ステッカー申請開始 令和2年度一般会計補正予算(第7号)成立 高機能換気設備等の導入支援補助金申請受付開始
9月11日	イベントの開催制限の段階的緩和について発表 ・当面11月末までの緩和内容 ・収容率は、大声での歓声等がないイベントは100% ・人数上限は5000人を超え収容人数の50%まで可	7月9日	20代を中心に、夜の街での飲食時における注意喚起を実施
10月1日	・GoToEat開始 ・GoToトラベルに東京発着追加 ・一定の条件のもと、原則全ての国・地域からの新規入国を許可	7月12日	「大阪モデル」黄信号点灯
		7月16日	ミナミに臨時の検査場を開設
		8月1日	5人以上の宴会等を控えることを要請 イベントの開催制限を強化(人数上限5000人、屋内の定員半分以下等)
		8月3日	濃厚接触者・検疫フォローアップセンター設置
		8月6日～8月20日	ミナミの一部地域の飲食店等に対し、休業・営業時間短縮を要請
		8月21日	高齢者やその家族への注意喚起、高齢者施設等への感染防止対策徹底を要請 令和2年度一般会計補正予算(第8号)成立
		8月27日	入所系社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業の創設
		9月1日	宴会等の人数制限を「5人以上」から「多人数」に変更
		9月3日	令和2年度一般会計補正予算(第9号)成立
		9月18日	少人数利用・飲食店応援キャンペーン開始
		9月19日	イベントの開催制限の緩和(歓声の有無による収容率の設定等)
		9月30日	令和2年度一般会計補正予算(第10号)成立

第3波(2020年10月10日~2021年2月28日)の状況

- ◆10月中旬から感染が拡大し、高齢者施設や医療機関でクラスターが多く発生。
医療提供体制がひっ迫したことから、大阪モデルに基づき、12月3日に赤信号点灯、「医療非常事態宣言」を発出。
- ◆20・30代の若者を中心に年始から感染が再拡大し、1月14日から2度目の緊急事態措置を実施。
- ◆11月下旬から、飲食店等への時短要請(大阪市北区・中央区⇒市全域⇒府全域)を実施。



第3波(2020年10月10日～2021年2月28日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2020年10月23日	<p>対策分科会が「感染リスクが高まる5つの場面」を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒を伴う懇親会等 ・大人数や長時間におよぶ飲食 ・マスクなしでの会話 ・狭い空間での共同生活 ・居場所の切り替わり 	2020年10月10日	3密で唾液が飛び交う環境を避けることを要請
10月末	<p>「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ 当面の取組方策に関する報告書」を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市の歓楽街が感染拡大の「急所」であり、こうしたエリアへの対策強化が有効 ・通常時からの対策(信頼関係の構築、感染拡大しにくい環境づくり等)、感染検知時の早期介入 が重要 	10月14日	GoToEatOsaka食事券引換開始
11月16日	<p>地方創生交付金の「協力要請推進枠」を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算額:500億円 ・エリア・業種を限定した休業要請や営業時間短縮要請等に協力した事業者に支給する協力が対象 	11月12日	静かに飲食、マスクの徹底の要請
12月14日	英国で新しい変異株(アルファ株)を検出	11月16日	患者情報管理について、府独自システム(kintone)を廃止し、国システム(HER-SYS、G-MIS)に一本化
12月25日	国内で初めてのアルファ株患者を確認(空港検疫)	11月21日	5人以上・2時間以上の宴会等を控えること、重症化リスクの高い方は不要不急の外出を控えることを要請
12月28日	GoTo事業を一時停止 全ての国・地域からの新規入国停止	11月27日～ 12月15日	大阪市北区・中央区の飲食店等に対し、休業・営業時間短縮要請
		12月3日	「大阪モデル」赤信号点灯、医療非常事態宣言
		12月4日	できる限りの、不要不急の外出自粛を要請 令和2年度一般会計補正予算(第12号)成立
		12月15日	大阪コロナ重症センター運用開始
		12月21日	令和2年度一般会計補正予算(第11号、第13号)成立
		12月16日～ 1月13日	大阪市全域の飲食店等に対し、休業・営業時間短縮要請、不要不急の外出自粛の要請

第3波(2020年10月10日～2021年2月28日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等

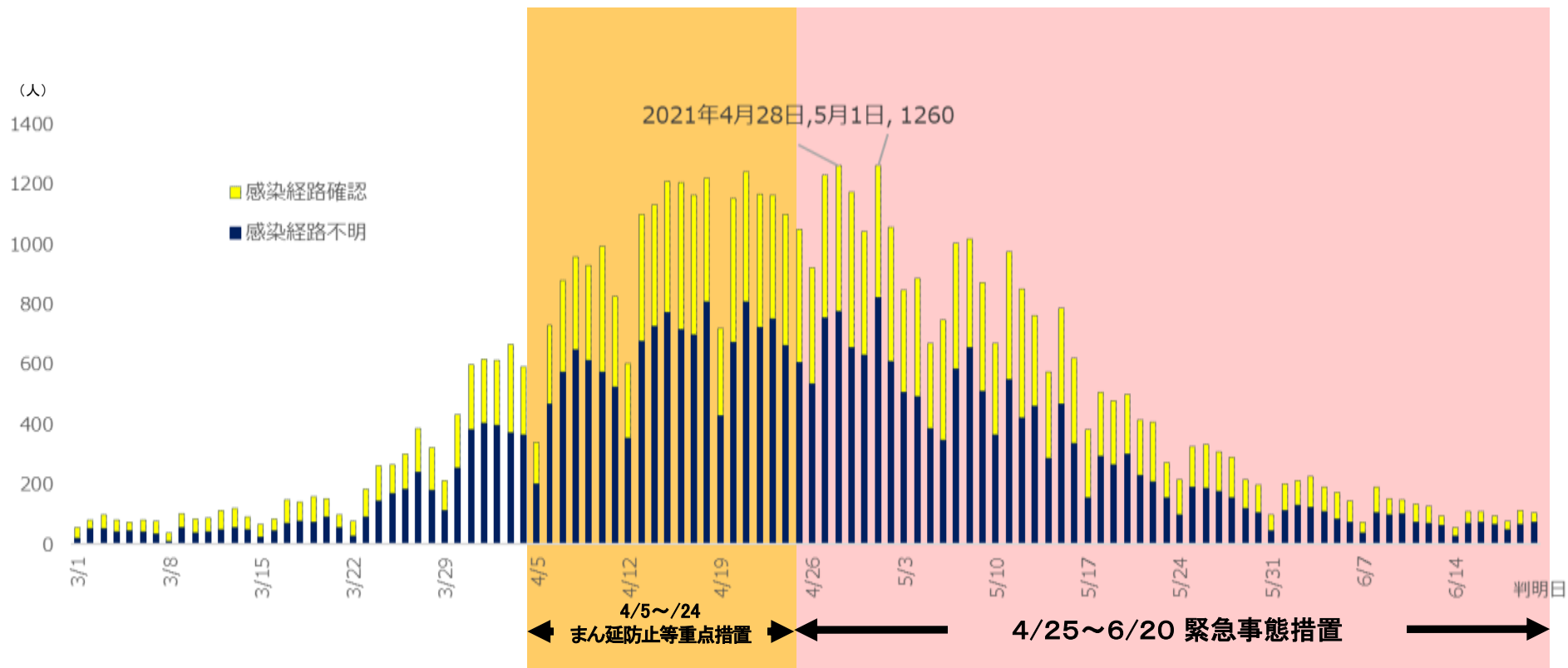
2021年1月7日	<p>緊急事態措置における施設の使用制限等の要請対象に飲食店を追加</p> <p>基本的対処方針変更 <緊急事態措置の概要> ■施設利用関係 ・飲食店:営業時間短縮要請(20時まで、酒類提供は11時～19時まで) ■イベント関係 人数上限5000人かつ収容率50%以下に厳格化(あわせて20時まで営業時間短縮の働きかけ)</p>
1月8日	緊急事態宣言発出(東京、埼玉、千葉、神奈川)
2月13日	<p>改正特措法・感染症法施行 【おもな改正内容】</p> <p><特措法> ・「まん延防止等重点措置」を創設。営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定 ・「臨時の医療施設」を政府対策本部が設置された段階から開設できる ・緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料を規定</p> <p><感染症法> ・新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け ・宿泊療養・自宅療養の法的位置付け</p>
2月16日	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について大臣指示
2月17日	初回接種(医療従事者等優先接種)開始

府の取組み等

2021年1月8日	令和2年度一般会計補正予算(第14号)成立									
1月9日	緊急事態宣言地域(東京、埼玉、千葉、神奈川)との往来自粛の要請									
1月14日～2月28日	<p>緊急事態措置適用 ・飲食店等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店</td> <td>飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトを除く)</td> <td>5時～20時の営業時間短縮、</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</td> <td>11時～19時の酒類提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>・不要不急の外出自粛(生活や健康維持に必要なものを除く)要請 ・イベントの開催制限 (収容率は、屋内:50%以下、屋外:人と人との距離を十分に確保、人数上限:5000人以下 20時までの営業時間短縮の協力依頼)</p>	施設		措置内容	飲食店	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトを除く)	5時～20時の営業時間短縮、	遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	11時～19時の酒類提供
施設		措置内容								
飲食店	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトを除く)	5時～20時の営業時間短縮、								
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	11時～19時の酒類提供								
1月20日	令和2年度一般会計補正予算(第15号)成立									
1月21日	高齢者施設「スマホ検査センター」を設置(その後、高齢者施設等「スマホ検査センター」に改称し、対象施設及び対象者を順次拡大)									
2月8日	飲食店等への営業時間短縮協力金受付開始(以降、第11期まで順次受付開始)									
2月15日	大阪府ワクチン配送センターの設置及びLINE予約システムを導入									
2月19日	感染拡大兆候探知のため、大阪モデルに見張り番指標を導入									
2月22日	府内で初めてアルファ株陽性者を確認									
2月28日	ワクチン接種にかかる集団接種会場訓練の実施									

第4波(2021年3月1日~2021年6月20日)の状況

- ◆3月中旬から、緊急事態措置解除によるリバウンドと、恒例行事による感染機会の増加、アルファ株への置き換わりを背景として、感染が急拡大。重篤度が高いとされるアルファ株の影響により、重症患者が急増し、医療提供体制が極めてひっ迫。
- ◆4月には、まん延防止等重点措置の後、再び、緊急事態措置を実施。第3波には行わなかった、商業施設等への休業要請など、人出の抑制を含めた強い措置を実施。



第4波(2021年3月1日～2021年6月20日)の取組み等

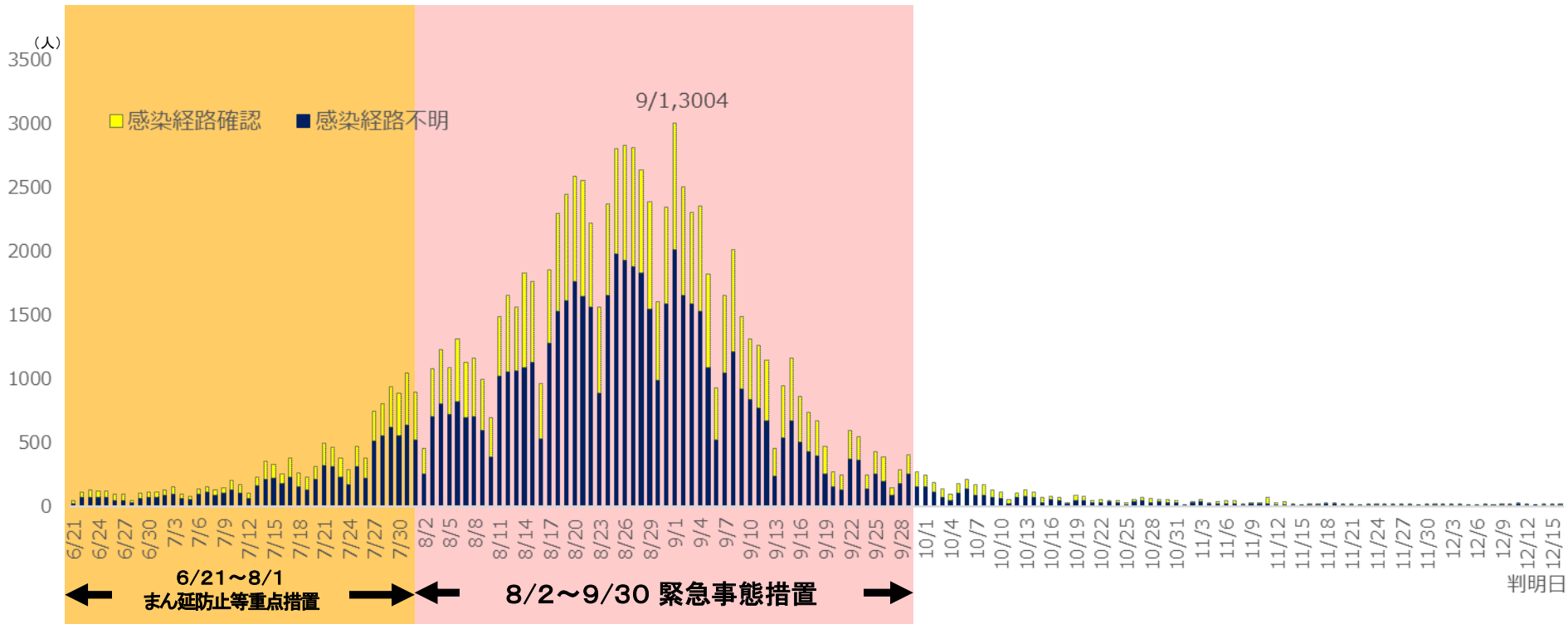
国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2021年3月18日	「緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応」決定 ・飲食の感染対策・変異株対策の強化 ・モニタリング検査など感染拡大防止策の強化 ・ワクチン接種の着実な推進 ・医療提供体制の充実	2021年3月1日	緊急事態措置解除、「大阪モデル」黄信号点灯、大阪市全域の飲食店等に対し営業時間短縮を要請、4人以下でのマスク会食の徹底を要請
3月28日	国内で初めてのデルタ株患者確認(空港検疫)	3月9日	令和2年度一般会計補正予算(第16号)成立
4月1日	基本的対処方針変更 ＜まん延防止等重点措置の概要＞ ・措置区域の飲食店:営業時間短縮要請(20時まで、酒類の提供は11時～19時) ・措置区域外の飲食店:知事の判断により時短要請 ・大規模集客施設:時短や入場整理等の働きかけ	3月20日	「大阪モデル」見張り番指標により感染拡大の兆候を探知
4月1日	飲食店向け規模別協力金制度を導入	3月22日	首都圏(1都3県)との往来自粛を要請 新大阪駅での検温実施(～4月9日)
4月5日	まん延防止等重点措置発出	3月24日	令和2年度一般会計補正予算(第17号、第18号)成立 令和3年度当初予算成立 令和3年度一般会計補正予算(第1号)成立
		4月1日	大阪府全域の飲食店等に対し、営業時間短縮を要請 ワクチン接種後の副反応等にかかる専門相談窓口及び専門医療体制を確保
		4月5日	まん延防止等重点措置適用(措置区域:大阪市) ・飲食店等:営業時間短縮(大阪市内:5～20時、酒類提供:11時～19時、大阪市外:5時～21時、酒類提供:11時～20時30分)、カラオケ自粛要請 ・大規模商業施設等(大阪市内):飲食店と同様の時短や入場整理等の働きかけ(大阪市外:4月9日～) ・イベント:収容率(大声なし100%、大声あり50%)、人数上限5000人以下 ・大阪市内・大阪府外への不要不急の外出自粛要請
		4月7日	「大阪モデル」赤信号点灯、医療非常事態宣言
		4月8日	大阪府全域における不要不急の外出自粛要請
		4月15日	大学等でのオンライン授業実施、府立学校での部活動休止、修学旅行の中止・延期、「出勤者7割削減」をめざしたテレワークの徹底を要請
		4月20日	令和3年度一般会計補正予算(第2号)成立
		4月22日	入院患者待機ステーション設置

第4波(2021年3月1日～2021年6月20日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2021年4月23日	<p>基本的対処方針変更 <緊急事態措置の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に休業要請、それ以外の飲食店は20時までの時短要請 ・イベントは原則として無観客 ・1000㎡超の集客施設に対する休業要請 <p>大規模施設等向け協力金制度を導入</p>	2021年4月25日	<p>緊急事態措置適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府全域の飲食店等に対し休業(酒類又はカラオケ設備提供)・20時までの営業時間短縮(酒類等を提供しない)要請 ・イベントは無観客開催を要請 ・大規模商業施設等に対し休業要請(1000㎡以下施設は20時までの時短の協力依頼) ・不要不急の外出自粛要請
4月25日	緊急事態宣言発出	5月12日	緊急事態措置適用の延長
4月30日	国が各都道府県に対し、第三者認証制度の導入を求める	5月14日	府内で初めてデルタ株陽性者を確認
5月10日	検疫施設待機期間を「6日間」「10日間」とする指定国制度の創設など水際対策を強化	5月20日	飲食店等感染症対策備品設置支援金受付開始
5月11日	WHOがデルタ株を懸念すべき変異株(VOC)に指定	6月1日	<p>緊急事態措置適用の再延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店への要請は変更なし ・大規模商業施設等に対し、平日:営業時間短縮、休日:休業要請 ・イベントは、休日:無観客又はオンライン開催、平日:人数上限5000人かつ収容率50%以内、21時まで(飲食20時まで)
5月12日	国立感染症研究所がデルタ株をVOCに指定	6月4日	ワクチン職域接種サポートチームを設置
5月24日	防衛省・自衛隊による大規模接種会場(グランキューブ大阪)の運用開始(～11月30日)	6月9日	令和3年度一般会計補正予算(第3号、第4号)成立
5月28日	<p>基本的対処方針変更 <緊急事態措置の概要(イベント)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限人数5000人かつ収容率50%以内等を要請 ・21時までの時短要請 	6月16日	感染防止認証ゴールドステッカー(GS)受付開始、飲食店「スマホ検査センター」受付開始
		6月17日	大規模施設等協力金受付開始(以降、第4期まで順次受付開始)
		6月19日	大阪府コロナワクチン接種センター(マイドームおおさか)運用開始(～11月28日)

第5波(2021年6月21日~2021年12月16日)の状況

- ◆感染力が高いとされるデルタ株への置き換わりが進み、急速に感染が拡大。
- ◆まん延防止等重点措置や緊急事態措置をたびたび延長し、対策を実施した。
- ◆10代以下にも感染が拡大し、府立学校においては、修学旅行の延期や部活動を休止。
- ◆一方で、ワクチン接種の効果や中和抗体薬の承認により、60代以上の新規陽性者数や重症者数が抑えられたことから、これまでに比べ、重症化率や死亡率が低下。



第5波(2021年6月21日～2021年12月16日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等									
2021年6月17日	<p>「令和3年6月21日以降における取組」発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食対策の徹底・人流抑制 ・ワクチン接種の円滑化・加速化 ・検査・サーベイランスの強化 ・水際対策を含む変異株対策 ・医療提供体制等の一層の確保 	2021年6月21日	<p>まん延防止等重点措置適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置区域(33市)</th> <th>措置区域以外(10町村)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>時短:20時まで</td> <td><input type="checkbox"/>時短:21時まで</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>酒類提供はGS認証店舗等で同一グループ原則 2人以内(11時～19時)</td> <td><input type="checkbox"/>酒類提供はGS認証店舗等で同一グループ原則 2人以内(11時～20時)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>カラオケ自粛</td> <td><input type="checkbox"/>カラオケ自粛</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・措置区域の大型商業施設等に対し、20時までの時短要請 ・イベントは、収容率:大声なし100%、大声あり50%、人数上限5000人、時短21時まで ・不要不急の外出自粛要請 	措置区域(33市)	措置区域以外(10町村)	<input type="checkbox"/> 時短:20時まで	<input type="checkbox"/> 時短:21時まで	<input type="checkbox"/> 酒類提供はGS認証店舗等で同一グループ原則 2人以内(11時～19時)	<input type="checkbox"/> 酒類提供はGS認証店舗等で同一グループ原則 2人以内(11時～20時)	<input type="checkbox"/> カラオケ自粛	<input type="checkbox"/> カラオケ自粛
措置区域(33市)	措置区域以外(10町村)										
<input type="checkbox"/> 時短:20時まで	<input type="checkbox"/> 時短:21時まで										
<input type="checkbox"/> 酒類提供はGS認証店舗等で同一グループ原則 2人以内(11時～19時)	<input type="checkbox"/> 酒類提供はGS認証店舗等で同一グループ原則 2人以内(11時～20時)										
<input type="checkbox"/> カラオケ自粛	<input type="checkbox"/> カラオケ自粛										
6月17日	<p>基本的対処方針変更</p> <p>＜まん延防止等重点措置の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店に対し、20時までの時短要請 ・酒類は4要件(アクリル板等、換気、消毒、マスク会食)を満たした店舗は19時まで提供可 ・イベントは、収容率:大声なし100%、大声あり50%、人数上限5000人(解除後1カ月は10,000人)、知事の判断により時短要請 ・知事の判断により、措置区域において、大規模集客施設への時短要請 	6月21日	<p>転退院サポートセンター設置</p>								
6月21日	<p>職域でのワクチン接種開始</p>	7月1日	<p>「酒類販売事業者支援金」受付開始</p>								
7月19日	<p>中和抗体薬(ロナプリーブ)特例承認</p>	7月8日	<p>「大阪モデル」見張り番指標により感染拡大の兆候を探知 新型コロナ受診相談センターにおいて後遺症に関する相談受付を開始</p>								
7月23日～8月8日	<p>東京オリンピック開催</p>	7月9日	<p>令和2年度一般会計補正予算(第5号)成立</p>								
7月30日	<p>基本的対処方針変更</p> <p>＜緊急事態措置の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に休業要請、それ以外の飲食店は20時までの時短要請 ・多数の者が集まる1000㎡超の施設に20時までの時短要請 ・イベントは、収容率:50%、人数上限5000人、21時までの時短要請 	7月12日	<p>まん延防止等重点措置適用の延長</p> <p>ほとんどの措置を延長、GS認証店で同一グループ4人以内で酒類提供可</p>								
		8月2日	<p>緊急事態措置適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に休業要請、それ以外の飲食店は20時までの時短要請 ・大型商業施設等に20時までの時短要請 ・イベントは、収容率:50%、人数上限5000人、21時までの時短要請 ・不要不急の外出自粛要請 								
		8月13日	<p>入院患者待機ステーション運用再開</p>								

第5波(2021年6月21日～2021年12月16日)の取組み等

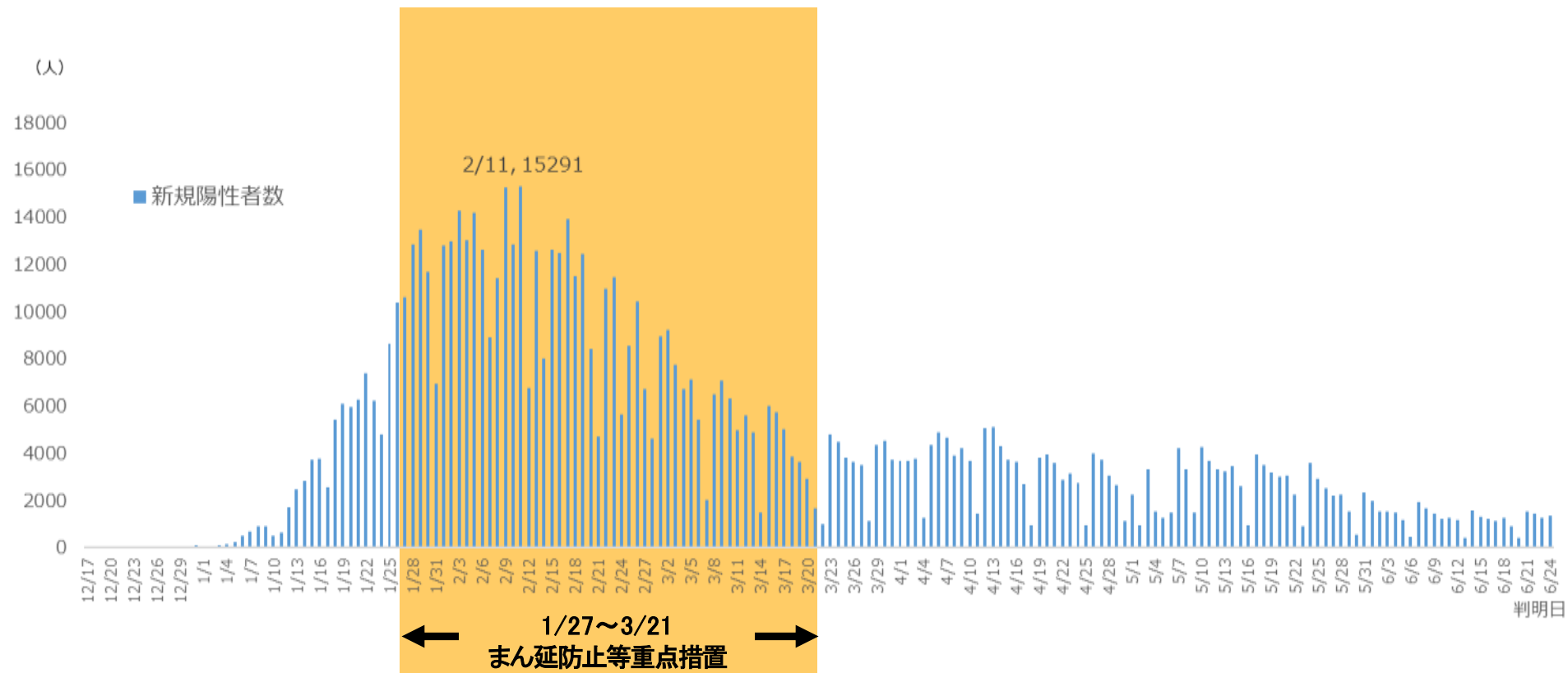
国の取組み、海外の状況等		府の取組み等					
2021年8月17日	百貨店の食品売り場を、特措法第24条9項に基づく施設の使用制限等の要請対象に追加 基本的対処方針変更 〈緊急事態措置の概要(百貨店の地下食品売り場)〉 ・入場者の整理等を要請	2021年8月20日	緊急事態措置適用の延長 ・飲食店、大規模商業施設等、イベントの要請は継続 ・百貨店の地下食品売り場は、通常営業時の半数程度の入場整理等の徹底を要請 ・府立学校において修学旅行は原則延期(9月1日出発分～)				
8月24日～9月5日	東京パラリンピック開催	8月26日	ホテル抗体カクテルセンター運用開始				
9月9日	「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」発表 ・飲食、イベント、人の移動、大学の部活動等において、ワクチン・検査パッケージの活用により、緊急事態措置区域等において制限を緩和	9月13日	緊急事態措置適用の延長 ・飲食店、大規模商業施設等、イベントの要請は継続 ・府立学校において部活動は原則休止				
9月27日	中和抗体薬(ゼビュディ)特例承認	9月14日	令和2年度一般会計補正予算(第6号)成立				
9月28日	「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」発表 ・医療提供体制の充実・強化について ・ワクチン接種体制について ・子どもに対する感染対策等 ・日常生活の回復に向けて 基本的対処方針変更 〈緊急事態から除外された地域の措置概要〉 ・飲食店への時短要請は段階的に行い、期間は1か月を目途 ・認証適用店は21時まで、それ以外は20時までを基本。酒類提供は可だが、知事が適切に判断 ・イベントは、解除後1か月は、人数上限5000人又は収容定員50%以内(ただし10,000人上限)のいずれか大きい方等)、知事の判断により時短要請	9月17日	自宅療養者に対して抗体カクテル療法往診開始(全国初)				
		9月29日	大阪府庁 新別館接種センターの運用開始(～12月25日)				
		9月30日	大阪コロナ大規模医療・療養センター(第I期)整備				
		10月1日	緊急事態措置解除、「大阪モデル」黄信号点灯 ・飲食店等				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>GS認証店舗</th> <th>その他の店舗</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <input type="checkbox"/>時短:21時まで <input type="checkbox"/>酒類提供は11時～20時半 <input type="checkbox"/>同一グループ・同一テーブル原則4人以内 <input type="checkbox"/>カラオケ利用自粛 </td> <td> <input type="checkbox"/>時短:20時まで <input type="checkbox"/>酒類提供は自粛 </td> </tr> </tbody> </table>	GS認証店舗	その他の店舗	<input type="checkbox"/> 時短:21時まで <input type="checkbox"/> 酒類提供は11時～20時半 <input type="checkbox"/> 同一グループ・同一テーブル原則4人以内 <input type="checkbox"/> カラオケ利用自粛	<input type="checkbox"/> 時短:20時まで <input type="checkbox"/> 酒類提供は自粛
GS認証店舗	その他の店舗						
<input type="checkbox"/> 時短:21時まで <input type="checkbox"/> 酒類提供は11時～20時半 <input type="checkbox"/> 同一グループ・同一テーブル原則4人以内 <input type="checkbox"/> カラオケ利用自粛	<input type="checkbox"/> 時短:20時まで <input type="checkbox"/> 酒類提供は自粛						
			・イベントは、収容率:大声なし100%、大声あり50%、人数上限:5000人又は収容定員50%以内(ただし10,000人上限)のいずれか大きい方、21時までの時短協力依頼 ・大規模商業施設等への時短(21時まで)協力依頼				

第5波(2021年6月21日～2021年12月16日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2021年11月8日	新型コロナウイルス感染症対策分科会が、「新たなレベル分類の考え方」を提言	2021年10月5日～11月30日	若年層を対象にしたワクチン接種促進キャンペーンの実施
11月12日	「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」決定 ・今後、感染力が2倍になった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める	10月11日	令和2年度一般会計補正予算(第7号)成立 大阪府・大同生命接種センターの運用開始(～11月19日)
11月19日	基本的対処方針変更 ・新たなレベル分類に基づく、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施・終了の考え方を記載 ・大規模イベントについて感染防止安全計画を導入。計画を策定した場合、上限人数は収容定員までかつ収容率100%可など ワクチン・検査パッケージ制度要綱策定 WHOがオミクロン株を懸念すべき変異株(VOC)に指定	10月25日	「大阪モデル」緑信号点灯 ・飲食店等への営業時間短縮要請を解除、同一テーブル4人以内(GS認証店舗)または同一グループ・同一テーブル4人以内(GS非認証店舗)を要請、カラオケ利用は感染対策を徹底 ・イベントの制限は継続(時短要請は解除) ・大規模商業施設等への時短協力依頼を解除 ・会食4ルールに留意(同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、GS認証店舗を推奨、マスク会食の徹底)
11月26日	国立感染症研究所がオミクロン株をVOCに指定	10月25日～29日	ミナミで、飲食店におけるワクチン・検査パッケージに関する技術実証実施
11月28日	外国人の新規入国を停止	10月28日	診療型宿泊療養施設の開設
11月30日	国内で初めてのオミクロン株患者確認(空港検疫)	10月30日	大阪コロナ大規模医療・療養センター(第Ⅱ期)整備
12月1日	第一期追加接種(3回目)開始	11月1日	イベントの開催制限を緩和 <緊急事態措置解除後1か月経過> ・10,000人上限の要件を削除
		11月2日	路線バス・タクシーの感染症対策への補助金受付開始
		11月5日	自宅待機者等24時間緊急サポートセンター(自宅待機SOS)運用開始 中小法人・個人事業者等に対する一時支援金の受付開始
		11月24日	大阪いらっしやいキャンペーン開始
		12月1日	イベントの開催制限を緩和 ・感染防止安全計画策定→人数上限は収容定員まで、収容率100%

第6波(2021年12月17日～2022年6月24日)の状況

- ◆デルタ株よりも感染力が高いとされるオミクロン株の影響により、これまでにない速度で感染が急拡大。濃厚接触者も大規模に発生し、社会機能維持に大きな影響を及ぼした。
- ◆感染規模が大きい中で、重症化リスクの高い高齢者の命を守るため、高齢者施設をはじめとした対策を強化。



第6波(2021年12月17日～2022年6月24日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等

2021年12月24日	経口抗ウイルス薬(ラゲブリオ)特例承認
2022年1月19日	感染急拡大等を踏まえ、ワクチン・検査パッケージ制度を原則として当面適用しない方針を決定
1月25日	<p>基本的対処方針変更 <まん延防止等重点措置の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店は、措置区域において、認証店以外は時短(20時まで)とともに、酒類提供しないよう要請。認証店は時短(21時を基本)を要請。同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請 ・イベントは、感染防止安全計画を策定した場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限100%等

府の取組み等

2021年12月16日	府内で初めてオミクロン株陽性者を確認
12月17日	令和3年度一般会計補正予算(第8号、第9号)成立
12月23日	無料検査開始
2022年1月6日	「大阪モデル」見張り番指標により感染拡大の兆候を探知
1月8日	「大阪モデル」黄信号点灯
1月11日	大阪府1・2回目接種センターの運用開始(5月31日「大阪府ホテルプリムローズ大阪接種センター」に名称変更)
1月12日	「大阪いらっしやいキャンペーン2021」の新規予約の受付停止
1月24日	「大阪モデル」赤信号点灯
1月25日	大阪府庁 新別館南館接種センター、北館接種センター運用開始(～7月29日)
1月27日	まん延防止等重点措置適用(措置区域:府全域) ・飲食店等

GS認証店舗		その他の店舗	
以下の①又は②のいずれかとすること			
	時短	酒類提供	
①	5時～21時	11時～20時30分	時短 酒類提供 5時～20時 自粛
②	5時～20時	自粛	□同一グループ・ 同一テーブル 4人以内
<input type="checkbox"/> 同一テーブル4人以内 ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合は同一テーブル5人以上の案内も可			

- ・イベント
 感染防止安全計画を策定→人数上限20,000人まで(対象者全員検査により収容定員まで追加可)、収容率100%
- ・混雑した場所等への外出自粛、会食4ルールに留意等を要請

第6波(2021年12月17日～2022年6月24日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2022年2月7日	防衛省・自衛隊による大規模接種会場(堺筋本町会場)の運用開始	2022年1月31日	大阪コロナ大規模医療・療養センター運用開始 保健所業務の重点化(ファーストタッチ対象者を40歳以上に見直し等)
2月10日	基本的対処方針変更 ・オミクロン株の特性を踏まえた感染防止策を追加 (学校、保育所、高齢者施設等の対策 経口抗ウイルス薬(パキロビッドパック)特例承認)	2月4日	大阪府庁 咲洲接種センター運用開始(～7月29日)
2月14日	防衛省・自衛隊による大規模接種会場(北浜会場)の運用開始	2月6日	入院患者待機ステーションを臨時の医療施設として運用
2月21日	小児(5～11歳)へのワクチン接種開始	2月7日	大阪府庁 心斎橋接種センター運用開始(～4月29日)
2月28日	職域でのワクチン追加接種(3回目)開始	2月8日	医療非常事態宣言発出
		2月10日	クラスター発生の高齢者施設等への抗原定性検査キットの無償配布開始
		2月14日	保健所業務の重点化(ファーストタッチ対象者を65歳以上に見直し等) 大阪府堺接種センター、高槻接種センター運用開始(～3月29日)
		2月17日	臨時の医療施設・スマイルの運営開始
		2月18日	大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム(OCRT)を設置
		2月21日	まん延防止等重点措置適用の延長 ・飲食店等、イベントの要請は継続 ・オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策(高齢者や高齢者施設等への要請)を追加
		2月21日	入所系の高齢者施設等への抗原定性検査キットの無償配布開始
		3月7日	まん延防止等重点措置適用の再延長 ・飲食店等、イベントの要請は継続 ・高齢者や高齢者施設等への要請を継続
		3月8日	令和3年度一般会計補正予算(第10号、第12号)成立

第6波(2021年12月17日～2022年6月24日)の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2022年3月17日	<p>基本的対処方針変更</p> <p><緊急事態及びまん延防止以外区域の措置概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の傾向が見られる場合には、飲食店に対する時短要請。認証店以外は20時、認証店は要請しない。 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店等及びその利用者に対し、同一グループの同一テーブルで5人以上の会食を避けるよう要請。 ・イベントは、感染防止安全計画を策定した場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限は100%を基本 等 	2022年3月14日	<p>全ての診療・検査医療機関を公表</p> <p>高齢者施設対策として、治療体制確立協力金制度の運用開始</p>
		3月22日 3月22日～4月24日	<p>まん延防止等重点措置解除</p> <p>【年度替わりの集中警戒期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等に対する時短要請は解除。同一テーブル4人以内(GS認証店舗)等は引き続き要請 ・イベント:感染防止安全計画を策定→上限人数は収容定員まで、収容率100% ・高齢者や高齢者施設等への要請を継続
5月11日	「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」立ち上げ	3月24日	令和3年度一般会計補正予算(第11号)、令和4年度当初予算成立
		3月31日	令和4年度一般会計補正予算(第1号)成立
		4月15日	高齢者施設等の従事者等を対象に頻回検査(3日に1回)の受付開始
		4月21日～6月30日	若年層への追加接種(3回目)促進に向けた集中取組を実施
		4月25日	<p>「大阪モデル」黄信号点灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等、イベントは継続して要請 ・高齢者施設の面会は「自粛」から「感染防止対策の徹底」に変更
		4月30日	大阪コロナ大規模医療・療養センター新規入所停止
		4月28日～5月8日	帰省客向け臨時無料検査所(JR新大阪駅、JR大阪駅)設置
		5月1日～7月31日	高齢者施設等の感染対策へのかかり増し経費を補助
5月23日	<p>基本的対処方針変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用の考え方を明確化 ・就学前の児童(2歳以上)のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す 	5月23日	<p>「大阪モデル」緑信号点灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント、高齢者施設等への要請は継続 ・GS認証店舗への「同一テーブル4人以内」の要請を解除(非認証店舗への「同一グループ・同一テーブル4人以内」要請は継続)

第6波(2021年12月17日～2022年6月24日)の取組み等

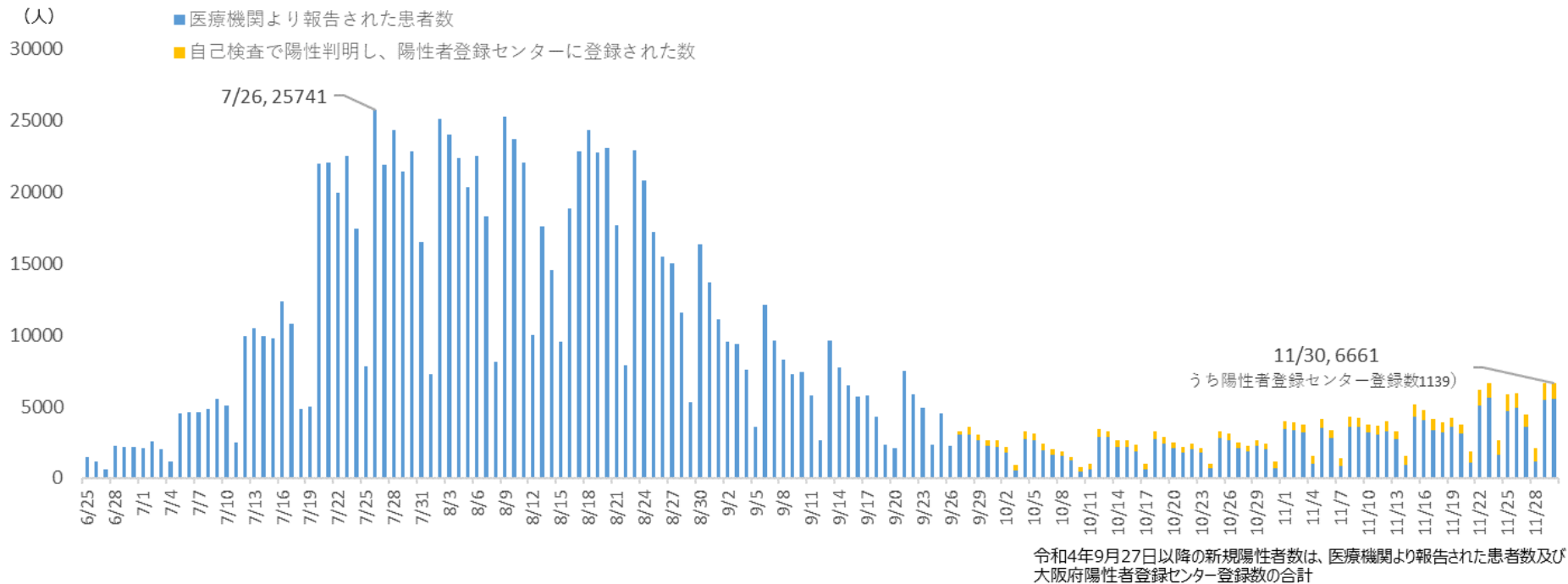
国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2022年5月25日	第二期追加接種(4回目)開始	2022年5月23日～ 6月15日	高齢者施設等におけるコロナ発生時対応訓練
6月1日	入国時検査及び待機期間の見直し (国・地域を「赤」「黄」「青」に区分し対応を分ける)	5月31日	大阪コロナ大規模医療・療養センター閉鎖
6月10日	外国人観光客入国制限の見直し (「青」区分の国について、一定条件のもと観光目的の短期間滞在の新規入国が可能)	6月1日～7月14日	大阪いらっしやいキャンペーン2022実施
6月15日	有識者会議が「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」をとりまとめ	6月9日	令和4年度一般会計補正予算(第2号、第3号)成立
6月17日	「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性」決定 ・次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化 ・感染初期から速やかに立ち上がり機能する保健医療体制の構築等 ・初動対応と特措法の効果的な実施等	6月13日	高齢者施設等における追加接種(4回目)促進の取組を開始
		6月15日	令和4年度一般会計補正予算(第4号)成立
		6月24日	大阪府 心斎橋接種センターの運用開始

第7波(2022年6月25日～2022年9月26日)及びそれ以降の状況

◆第7波では、オミクロン株BA.5系統への置き換わりに伴い、1日あたり新規陽性者数2万人を超過する大規模な感染が継続。

診療・検査医療機関の拡充や高齢者施設等に対する医療・療養体制の強化などを行い、事業者への営業時間短縮要請は実施しなかった。

◆9月26日には、全国一律で全数届出を見直し。



※2022年11月30日までの状況を取りまとめ

第7波(2022年6月25日～2022年9月26日)及びそれ以降の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2022年6月30日	発生届の簡素化	2022年6月25日	「大阪モデル」見張り番指標により感染拡大の兆候を探知
7月15日	「BA5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」決定 ・ワクチン接種のさらなる促進 ・メリハリある感染対策(高齢者・子ども・若者等への対策、効果的な換気の徹底) ・保健医療提供体制の確保	2022年7月1日	大阪コロナ高齢者医療介護臨時センター・ほうせんか設置(4日～運用)
7月29日	「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」を公表 ・「BA.5対策強化宣言」を創設	7月11日	「大阪モデル」黄信号点灯
8月4日	「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減の対応」決定 ・発生届の届出項目を必要最小限にすることを可とする等	7月12日	・飲食店等、イベントの要請は継続 ・高齢者施設での面会は原則自粛、高齢者施設等へのワクチン(4回目)早期接種への協力等を要請
8月31日	抗原定性検査キットがOTC化(インターネット販売解禁)	7月27日	「大阪モデル」赤信号点灯、医療非常事態宣言発出 保健所業務の重点化(ファーストタッチ対象者を75歳以上に見直し等)
9月2日	「新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の具体策」を決定 ・感染症法等の改正 ・特措法の効果的な実施 ・政府の司令塔機能の強化 等	7月27日～9月14日	高齢者施設等の施設内療養経費の国制度への上乗せ支援を再開
9月6日	小児(5～11歳)へのワクチン追加接種(3回目)開始及び努力義務適用	7月28日	飲食店等、イベントの要請は継続 府民への早期のワクチン接種、高齢者への不要不急の外出自粛、大学等や経済界に対し療養証明・陰性証明の提出を求めないこと等を要請
9月7日	水際対策の緩和 ・入国時の現地での陰性証明不要 ・入国者数を2万人⇒5万人に引き上げ 等	7月29日	入院患者待機ステーションを臨時の医療施設として再開
9月8日	基本的対処方針変更 ＜緊急事態及びまん延防止区域以外の措置概要(イベント)＞ ・同一イベントにおいて「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率は、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)とする	8月3日	国が府を「BA.5対策強化地域」に位置付け 若年軽症者オンラインスキーム運用開始
		8月24日	令和4年度一般会計補正予算(第5号)成立
		9月12日	大阪いらっしやいキャンペーン2022を再開
		9月13日	小児へのワクチン接種促進に向けた広報・啓発を実施(9月～11月)
		9月14日	「大阪モデル」黄信号点灯
		9月15日	・飲食店等への要請は継続 ・イベントについては、「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率は、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし) ・早期のワクチン接種の検討、高齢者等は感染リスクが高い場所への外出を控えること等を要請

第7波(2022年6月25日～2022年9月26日)及びそれ以降の取組み等

国の取組み、海外の状況等		府の取組み等	
2022年9月8日	「Withコロナに向けた政策の考え方」決定 ・全数届出の見直しを9月26日から全国一律で適用		
9月20日	令和4年秋開始接種(オミクロン株対応ワクチン等)開始	2022年9月26日	全数届出見直しの運用開始 大阪府 心斎橋接種センターにおけるオミクロン株対応ワクチンの接種体制を構築
9月26日	全国一律で全数届出見直し		
10月11日	水際対策の緩和 ・査証免除措置の適用再開 ・入国者数制限の撤廃 等	10月11日	「大阪モデル」緑信号点灯 “日本中から”大阪いらっしやいキャンペーン2022実施
10月13日	「新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」立ち上げ	10月12日	・飲食店等、イベント、府民等への要請は継続 ・薬や検査キットの準備を呼びかけ
10月24日	乳幼児(6か月-4歳)へのワクチン接種開始	10月14日	プレミアム食事券販売開始(ゴールドステッカー飲食店応援事業)
11月11日	新型コロナウイルス感染症対策分科会が新たなレベル分類を提案	10月26日	令和4年度一般会計補正予算(第6号、第7号)成立
11月17日	COCOAの機能停止(順次)	10月31日	大阪コロナオンライン診療・往診センターの運用開始
11月18日	「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を公表 ・新たなレベル分類を踏まえ、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」及び「医療非常事態宣言」を創設	11月1日	令和4年度一般会計補正予算(第8号)成立
11月22日	経口抗ウイルス薬(ゾコーバ)緊急承認	11月4日	9歳以下の子どもへの検査キットの無償配布の受付開始
		11月8日	「大阪モデル」黄信号点灯
		11月9日	・飲食店等、イベント、府民等への要請は継続 ・市町村及び医療機関に対し臨時発熱外来設置に向けた要請
		11月27日	出張型臨時発熱外来の設置(準備が整ったところから順次開設)

各指標等の状況【第一波～第七波】

	第一波 (2020.1.29 ～6.13)	第二波 (2020.6.14 ～10.9)	第三波 (2020.10.10 ～2021.2.28)	第四波 (2021.3.1 ～6.20)	第五波 (2021.6.21 ～12.16)	第六波 (2021.12.17 ～2022.6.24)	第七波 (2022.6.25 ～9.26)
新規陽性者数累計 (波の期間内)	1,786人	9,271人	36,064人	55,318人	100,891人	800,932人	1,079,161人
確保病床数 (重症)	32床 (4/1) ⇒ 188床 (5/1～)	188床 (5/1～)	236床 (12/15)	365床 (5/7～9)	610床 (12/6～)	622床 (5/10～6/12)	615床 (6/25～6/29)
重症患者数 ／重症病床使用率 (最大)	65人 ／112.5%(※1)	72人 ／38.3%	187人 ／79.2%	449人 (※3) ／103.0%(※1)	286人 ／47.3%	285人 (※3) ／43.6%	93人 (※3) ／15.6%
確保病床数 (軽症中等症)	323床 (4/1) ⇒ 1,037床 (6/8～)	1,094床 (8/31～)	1,757床 (2/26～)	2,350床 (6/19～)	3,057床 (12/8～)	3,509床 (6/20～)	4,149床 (8/25～8/31)
軽症中等症入院患者数 ／病床使用率 (最大)	539人 (※2) ／82.2%(※2)	512人 ／47.9%	1,091人 ／75.3%	1,743人(※3) ／87.1%	2,368人 ／90.0%	3,785人(※3) ／117.9%(※4)	3,292人(※3) ／77.7%
宿泊療養施設数 / 部屋数	1施設400室⇒ 3施設1,504室	5施設1,517室	9施設2,416室	15施設 3,986室	32施設 8,514室	41施設 11,477室	40施設 11,216室
宿泊療養者数 ／宿泊療養施設居 室数使用率 (最大)	208人 ／18.8%	362人 ／24.1%	1,225人 ／60.7%	1,829人 ／55.1%	3,553人 ／61.2%	3,205人 ／27.9%	6,414人 ／67.7%
自宅療養者数 (最大)	348人	617人	2,820人	15,031人	18,384人	75,805人	163,843人
自宅待機者数 (最大 ※1) 自宅療養者数含む	353人	1,014人	4,325人	18,265人	21,949人	138,269人	239,262人
重症者数計 (重症化率)	147人 (8.2%)	232人 (2.5%)	1,148人 (3.2%)	1,757人 (3.2%)	1,024人 (1.0%)	898人 (0.11%)	377人 (0.03%)
死亡者数計(※6) (死亡率)	87人 (4.9%)	142人 (1.5%)	938人 (2.6%)	1,541人 (2.8%)	358人 (0.4%)	2,160人 (0.27%)	1,297人 (0.12%)

※1 重症確保病床以外の病床で患者を受入れ

※2 第一波の軽症中等症入院患者数・入院・療養調整中の人数は、統計がある4月23日以降で分析

※3 重症患者数には、軽症中等症病床等で治療継続している数を含む。軽症中等症入院患者数には、左記を含まない。

軽症中等症入院患者数には、コロナは軽症中等症だが、その他疾病で重症病床における入院加療が必要な患者数を含む。重症入院患者数には、左記を含まない。

※4 病床使用率は、令和4年2月16日より、病床確保計画に基づく確保病床・運用病床以外に受け入れていただいている病床数を含める。

医療機関休診により、退院状況の確認が困難な場合、退院者が入院患者に含まれることから、翌日公表する軽症中等症入院患者数が、実入院患者数を上回ることがある。

※5 大規模医療・療養センター（無症状・軽症患者用800床、中等症患者用200床）は病床確保数に含まない。

※6 死亡率は、陽性者数に占める死亡者数の割合。死亡者数は2022年11月27日時点。

2. 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備P.33
(2) 府民の感染防止対策・リスクコミュニケーションP.52
(3) 事業継続対策	
① 支援金・協力金P.55
② 飲食店支援P.59
③ 観光・宿泊業支援P.61
④ 文化芸術活動支援P.63
⑤ 商店街支援P.64
(4) 学校での対策P.65
(5) 高齢者施設等での対策P.66
(6) 雇用対策P.68
(7) 生活者支援P.70

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第1波(2020年1月29日～2020年6月13日)
患者対応	<ul style="list-style-type: none"> ○府内全体の動向が把握できるよう、政令中核市保健所を含め、患者情報を大阪府に一元化《別記①》 ○健康観察のオンライン化、患者情報の見える化、入院調整の迅速化を図るため、新型コロナウイルス対応状況管理システム《別記②》を導入。
相談・検査体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○府民向け等の相談窓口を設置。 ◆検査体制の整備・拡充 <ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人大阪健康安全基盤研究所等、地方衛生研究所における検査体制を整備。 ○帰国者・接触者外来を二次医療圏に1か所以上設置。 ○民間検査機関に検査分析を委託、ドライブスルー方式での検体採取場を設置。 <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">1日あたり約1,430検体に拡充 (2020年5月20日時点) ※1月31日時点では80検体/日</p>
入院療養体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療・療養体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○全患者の入院調整を府に一元化する入院フォローアップセンター《別記③》を設置。 ○感染症指定医療機関(6医療機関78床)だけでは対応困難なため、帰国者接触者外来協力医療機関や公立・公的病院に対し病床確保を要請。 ○健康医療部内に「受入病院支援チーム」を設置し、必要設備・物資の支援等を実施。 また、新型コロナ助け合い基金《別記④》による医療従事者への支援を実施。 ○コロナ受入専用病院【2病院】を設置。 ○救急要請のあった患者の検査を行い、陰性確認患者の受入要請を行うトリアージ病院を指定。 ○確保病床の一部を通常医療用に転用する可変的な病床の運用を実施 ○個人防護具(PPE)の確保と医療機関への優先的供給。 <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">重症病床188床、軽症中等症病床1,037床確保 (重症病床:5月1日～、軽症中等症病床:6月8日～)</p> ◆自宅療養・宿泊療養 <ul style="list-style-type: none"> ○自宅療養と宿泊療養(1施設400室)を開始。 <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">宿泊療養施設3施設1,504室確保 (2020年4月24日時点)</p>

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第1波(2020年1月29日～2020年6月13日)
保健所体制等	<ul style="list-style-type: none">○帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談センターに改称)を府内設置。診断まで対応。 府内全18保健所に設置○積極的疫学調査の徹底。○保健所業務の増加により、健康医療部外の府職員による保健所業務の支援体制を構築。
クラスター対策	<ul style="list-style-type: none">○クラスター発生施設に対し、保健所による調査・助言、国へのクラスター対策班の派遣要請、健康医療部内に院内感染対策支援チーム設置等を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none">○大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議(府に対し、コロナ対策への助言等を実施)を設置○大阪府新型コロナウイルス感染症対策協議会(患者増加時の施策を協議)を設置。

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第2波(2020年6月14日～2020年10月9日)
相談・検査体制	<p>◆検査体制の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所を経由せず、地域の医療機関から直接受診調整を行う地域外来・検査センターを設置。 34か所に設置 (2020年10月1日時点) ○民間検査機関への委託や医療機関に対するPCR検査機器の整備支援による検査分析能力の強化。 1日あたり3,400検体に拡充 (2020年10月14日時点)
入院療養体制	<p>◆病床確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病床・宿泊療養施設確保計画を策定し、フェーズに応じた確保病床数とフェーズ移行の判断基準を設定。 ○新型コロナ拠点病院、新型コロナ緊急時支援病院への機能分化を推進。 ○空床補償や施設整備補助、医療用物資の備蓄等の整備を支援。 重症病床188床、軽症中等症病床1,094床確保 (重症病床:5月1日～、軽症中等症病床:8月31日～) <p>◆宿泊療養・自宅療養</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊療養施設を拡充。 ○自宅療養を継続。 宿泊療養施設5施設1,517室確保 (2020年8月21日時点)
保健所体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○濃厚接触者の検査、健康観察を行う濃厚接触者フォローアップセンター《別記⑤》及び検疫所からの入国者・帰国者情報を一元管理と健康観察を行う検疫フォローアップセンター《別記⑤》を設置し、保健所を支援。 ○保健所業務負担軽減のため、外部人材等を活用した体制を整備。
クラスター対策	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関におけるPCR検査機器等の整備支援、医療機関や高齢者施設に対する研修、クラスター発生時の支援チームの派遣、早期スクリーニング検査等を実施

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第3波(2020年10月10日～2021年2月28日)
相談・検査体制	<p>◆検査体制の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査体制整備計画を策定し、診療・検査医療機関の指定・公表を開始。 <p style="text-align: center;">診療・検査医療機関指定数1,317機関 (2021年1月20日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変異株のスクリーニング検査を開始。
入院療養体制	<p>◆病床確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重症病床確保や年末年始の医療受入体制のため、病床確保の要請を実施。 ○大阪コロナ重症センター《別記⑥》の運用を開始。 <p style="text-align: center;">重症病床236床、軽症中等症病床1,757床確保 (重症病床:12月15日～、軽症中等症病床:2021年2月26日～)</p> <p>◆転退院の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○転院支援チームを設置し、退院基準を満たした患者を受け入れる後方支援病院を確保。 <p>◆宿泊療養・自宅療養</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊療養者全員へのパルスオキシメーターの貸出やウェアブルデバイスを配置により、健康観察を強化。 ○40歳以上の自宅療養者へのパルスオキシメーターの貸出により、健康観察を強化。 ○自宅療養者への配食サービス実施による生活支援を実施。 <p style="text-align: center;">宿泊療養施設9施設2,416室確保 (2021年1月22日時点)</p>
保健所体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○所長判断に基づく積極的疫学調査の重点化、重症化リスクの低い患者等の健康観察の受動化など、業務の重点化、効率化を推進。
クラスター対策	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設等で陽性者が発生した場合の施設全員検査や週1回のフォローアップ検査、施設従業員の集中的な検査を実施。 ○入所施設等の職員や利用者がスマートフォン等で検査申込み可能な高齢者施設等「スマホ検査センター」《別記⑦》を設置。
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○医療従事者の接種に向け、他の都道府県に先駆け、『医療従事者接種・大阪モデル』《別記⑧》として、ワクチン配送センターの設置及びLINE予約システムを導入。 ○集団接種会場訓練を実施。

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第4波(2021年3月1日～2021年6月20日)
相談・検査体制	<p>◆モニタリング検査</p> <p>○感染拡大予兆の早期探知のため、繁華街や駅で検査キットを配布、飲食店従業員対象の検査を実施。</p> <p>◆検査体制の整備・拡充等</p> <p>○診療・検査医療機関の拡充、変異株スクリーニング検査体制の強化やゲノム解析体制の構築</p> <p>診療・検査医療機関指定数1,523機関 (2021年5月14日時点)</p>
入院療養体制	<p>◆病床確保</p> <p>○病床確保の臨時緊急要請、一般医療を一部制限した病床運用の要請、重症患者の軽症中等症病床での治療継続要請を実施。</p> <p>重症病床365床、軽症中等症病床2,350床確保 (重症病床:5月7日～5月9日、軽症中等症病床:6月19日～)</p> <p>◆医療人材の確保</p> <p>○大阪コロナ重症センター運用のための看護師派遣要請や、人材バンクの運用を実施。</p> <p>◆転退院の促進</p> <p>○療養病床をもつ医療機関の協力を得て、後方支援医療機関を確保し、転退院支援を強化。</p> <p>194病院最大1,481床確保 (2021年6月18日時点)</p> <p>◆宿泊療養・自宅療養</p> <p>○宿泊療養施設拠点ホテルに24時間医師が常駐し、オンライン診療や往診が可能な体制を整備。</p> <p>○搬送医療機関決定までの間、患者に酸素投入を行う入院患者待機ステーション《別記⑨》を設置。</p> <p>○自宅療養者全員にパルスオキシメーターを配布、配食サービスを府全域で実施。</p> <p>○オンライン診療・薬剤処方を行う医療機関、薬局を拡充。</p> <p>宿泊療養施設15施設3,986室確保 (2021年5月19日時点)</p> <p>オンライン診療等:医療機関516か所、薬局1,770か所 (2021年6月18日時点)</p>
保健所体制等	<p>○外部派遣職員をOJTにより育成し、保健所に機動配置</p> <p>○民間事業者による休日・夜間における症状憎悪時の相談往診体制を整備</p>
クラスター対策	<p>○高齢者施設等全員検査などクラスター対策を継続実施。</p>

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第4波(2021年3月1日～2021年6月20日)
ワクチン	<ul style="list-style-type: none">○医療従事者向け接種会場の設置、他院接種可能な医療機関の確保。○接種可能な看護師の斡旋を実施。○大規模接種会場を設置、職域サポートチームの設置。○副反応等にかかる専門相談窓口の設置、副反応を疑う症状に対する診療体制を確保。

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第5波(2021年6月21日～2021年12月16日)
相談・検査体制	<p>◆ 検査体制の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none">○ 変異株スクリーニング検査体制の強化、医療機関や高齢者施設等に対して抗原簡易検査キットを配布。 <p>診療・検査医療機関指定数1,621機関 (2021年8月28日時点)</p>
入院療養体制	<p>◆ 病床確保</p> <ul style="list-style-type: none">○ 医療機能分化を図り、中等症・重症一体型病院を新たに整備○ 災害級非常事態に備えた病床確保○ 大阪コロナ重症センター【2・3か所目】、コロナ専用病院【3病院目】の運用を開始。○ 災害級の感染拡大時に無症状・軽症者等を受け入れる大阪コロナ大規模医療・療養センター《別記⑩》整備 <p>重症病床610床、軽症中等症病床3,057床確保 (重症病床:12月6日～、軽症中等症病床:12月8日～)</p> <p>無症状・軽症患者用800床、中等症患者用200床整備 (2021年10月30日時点)</p> <p>◆ 入院調整・転退院の促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 転退院を促進するため、転退院サポートセンターを設置。○ 感染拡大期の入院・療養の考え方を見直し、入院対象を重症化リスクの高い方などに重点化。○ 受入医療機関等において入院による抗体治療体制を整備し、初期治療体制を強化。 <p>◆ 宿泊療養・自宅療養</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域バランスを考慮し、宿泊療養施設を拡充。○ 大阪府療養者情報システム(O-CIS)《別記⑪》運用開始によるシステムを活用した宿泊・搬送調整。○ ホテル抗体カクテルセンター(後の診療型宿泊療養施設)の運用など、宿泊療養者への抗体治療体制を整備。○ 外来診療病院等への無料搬送や抗体カクテル療法の往診など、自宅療養者に対する初期治療体制を整備。○ 自宅待機SOS《別記⑫》の運用開始により、保健所から連絡のない場合の自宅療養者の医療へのアクセス体制を確保。 <p>宿泊療養施設32施設8,514室確保 (2021年11月15日時点)</p> <p>◆ その他</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナ受診相談センターにおいて後遺症に関する相談受付を開始。

■具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第5波(2021年6月21日～2021年12月16日)
保健所体制等	○保健・医療提供体制計画策定。 ○訪問看護ステーションと連携した健康観察体制を整備。 ○感染規模に応じた保健所業務の段階的な重点化。
クラスター対策	○高齢者施設等全員検査などクラスター対策を継続実施。 ○健康医療部内にクラスター対応班設置。
ワクチン	○大規模接種会場【2、3か所目】を設置。 ○職域接種を開始。 ○若年層のワクチン接種促進キャンペーンを実施。 ○職域接種体制整備支援補助金受付開始。 ○個別接種促進協力金の受付開始。

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第6波前半(2021年12月17日～2022年3月中旬)	第6波後半(2022年3月中旬～2022年6月24日)
相談・検査体制	<p>◆検査体制の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無料検査(経済社会活動実施目的や感染不安のある場合)を実施。 ○診療・検査医療機関や高齢者施設等へ抗原定性検査キットを配布。 <p>診療・検査医療機関指定数1,908機関 (2022年1月26日時点)</p>	<p>◆検査体制の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての診療・検査医療機関の公表 ○診療・検査医療機関を充実(指定増、日祝日体制強化)
入院療養体制	<p>◆病床確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害級非常事態(病床確保計画フェーズ5)への移行や自院患者の治療継続等を要請。大規模医療・療養センターの運営。 <p>◆入院調整・転退院の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院・療養の考え方を見直し、入院対象を中等症以上の方などに重点化。宿泊転送班を健康医療部内に設置し、協力金支給等による転退院促進。 <p>◆宿泊療養・自宅療養</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害級非常事態に備えるため、宿泊療養施設を拡充。 ○宿泊療養施設への夜間・休日往診体制の整備。 ○発生届の遅れに対する宿泊療養施設入所手続き迅速化。 ○歩行介助など一定の生活介助にも対応する臨時的医療施設・スマイル《別記⑬》を設置。 ○自宅療養者支援サイトによる支援情報等の周知。 ○入院患者待機ステーションの再開。 <p>重症病床622床、軽症中等症病床3,509床確保 (重症病床:5月10日～6月12日、軽症中等症病床:6月20日～)</p> <p>宿泊療養施設41施設11,477室確保 (2022年2月8日時点)</p>	<p>◆病床確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受入医療機関の病院機能分類の見直し ○緊急避難的確保病床として軽症中等症病床の増床と高齢者リハビリ・ケア病床確保を要請。 ○全病院に対し、自院患者の陽性判明時に、コロナ治療の継続を要請。 ○非受入病院に対する感染対策支援体制の構築 <p>◆入院調整・転退院の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○圏域単位・病病連携に軸足を置いた入院調整の実施。 ○トリアージ病院の設定によるコロナ疑い患者の搬送体制の整備 <p>◆宿泊療養・自宅療養</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊療養施設の確保継続と診療型宿泊療養施設等の運用継続。 ○外来診療病院の登録及び夜間休日における外来診療を拡大。
保健所体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○濃厚接触者の特定・検査や自宅療養者の健康観察をハイリスク者に重点化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○府管轄保健所に事務処理センター設置及び配食・パルスセンター設置による業務一元化。 ○診療・検査医療機関に対し、発生届のHER-SYS入力や健康観察を委託。

■ 具体的対策

(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第6波前半(2021年12月17日～2022年3月中旬)	第6波後半(2022年3月中旬～2022年6月24日)
クラスター対策	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設対策 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等に対する抗原定性検査キットの無償配布。 ・高齢者施設内での早期治療促進のため、重点往診チーム及び往診協力医療機関の確保。協力金制度の創設。 ・感染対策助言等を早期に行うためOCRT(高齢者施設等クラスター対応強化チーム)を設置。 ・高齢者施設に対する早期のワクチン接種の推進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設対策 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等(入所系・居住系)従業者等への頻回検査を実施。 ・高齢者施設における施設内療養時の医療体制の強化《別記⑭》 <ul style="list-style-type: none"> -高齢者施設における コロナ治療対応協力医療機関の拡充。協力金制度の創設。 -感染発生時対応訓練の実施、往診体制等による早期治療の実施、OCRTによる支援の継続。 -高齢者施設等往診専用ダイヤルを健康医療部内に設置。
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○大阪府1・2回目接種センターの設置 ○追加接種(3回目)の大規模接種会場【6か所】を設置。 ○職域追加接種(3回目)を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集中取組期間を設定し若年層への3回目接種を促進。 ○新たなワクチンの府の接種体制を構築(ノバボックス) ○巡回接種チームの設置等高齢者施設等での4回目接種を促進《別記⑮》。

■ 具体的対策

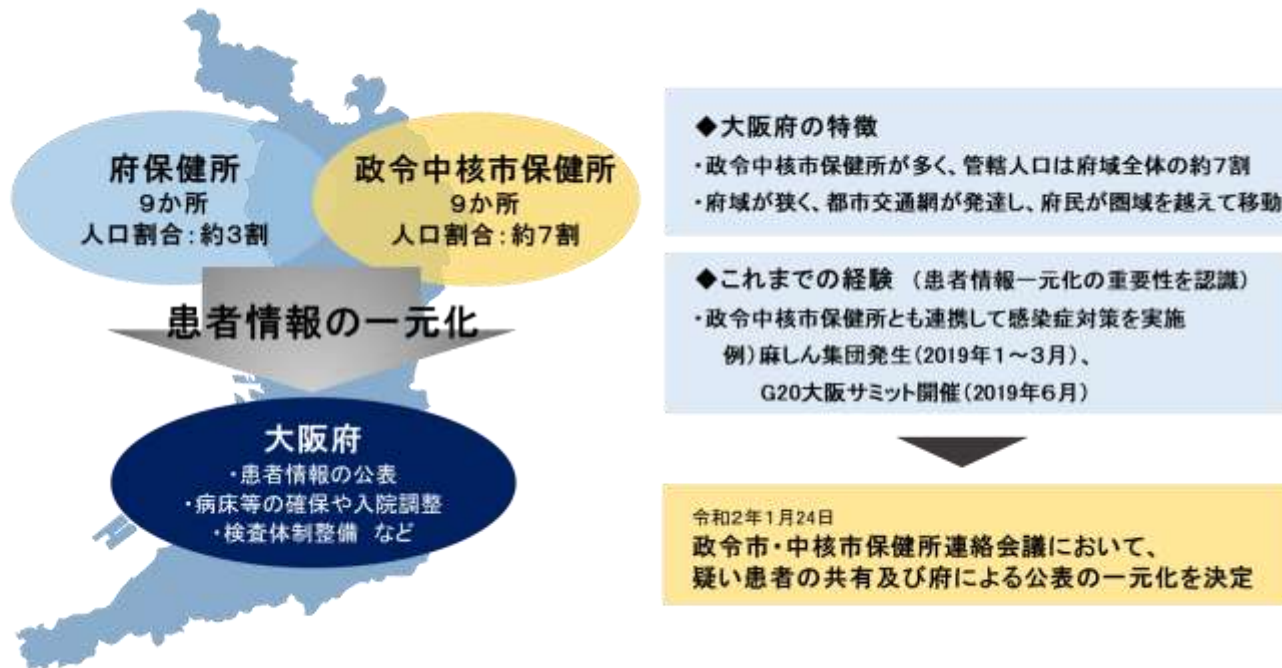
(1) 保健・医療療養体制の整備

項目	第7波(2022年6月25日～2022年9月26日)
相談・検査体制	<p>◆検査体制の整備・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療・検査医療機関の拡充 ○支援金制度により日曜・祝日開設医療機関を拡充。 ○若年軽症者オンライン診療スキーム《別記⑯》の運用を開始、薬局での検査キットの無償配布を実施。 <p style="text-align: center;">診療・検査医療機関指定数2,675機関 (2022年7月27日時点)</p>
入院療養体制	<p>◆病床確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○軽症中等症病床について災害級非常事態(フェーズ5)への移行を要請。 ○確保病床を有しない病院も含め、自院での病床備えの働きかけを実施。 ○非受入病院に対する感染対策支援体制の強化。 <p style="text-align: center;">重症病床615床、軽症中等症病床4,149床確保 (重症病床:6月25日～6月29日、 軽症中等症病床:8月25日～8月31日)</p> <p>◆入院調整・転退院の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大期の入院・療養の考え方を見直し、入院対象を中等症Ⅱ及び中等症Ⅰなどに重点化。 ○入院フォローアップセンターを介さない圏域調整枠での入院調整を推進。 <p>◆自宅療養・宿泊療養等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護的ケアやリハビリにも対応する大阪コロナ高齢者医療介護臨時センター・ほうせんか《別記⑰》を運用。 ○夜間・休日専用オンライン診療受付センターを設置し、オンライン診療及び24時間の薬剤搬送体制を整備。 ○宿泊療養施設の優先運用(重症化リスクの高い方等から入所)を実施。 <p style="text-align: center;">宿泊療養施設40施設11,216室確保 (2022年6月25日時点)</p>
保健所体制等	<ul style="list-style-type: none"> ○ファーストタッチや健康観察の対象者を75歳以上に重点化。 ○事務処理センター設置及び配食・パルスセンター設置、診療・検査医療機関への発生届のHER-SYS入力や健康観察の委託を継続。
クラスター対策	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設に対する医療・療養体制等の強化(第六波の取組みを継続)
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○小児接種の努力義務適用を踏まえた広報・啓発の強化。 ○オミクロン株対応ワクチンの接種体制を構築。

《別記①》患者情報の一元化

大阪独自

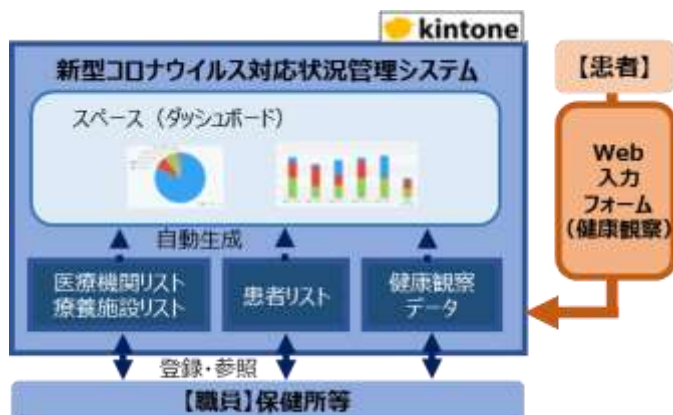
○府内患者発生に先駆け、保健所設置市と情報共有や公表の一元化について申し合わせ。【2020年1月24日】



《別記②》大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム

国システムHER-SYS・G-MISに先行して構築

○患者情報や医療機関の空き状況の一元管理を行うシステムを構築。【2020年4月20日】



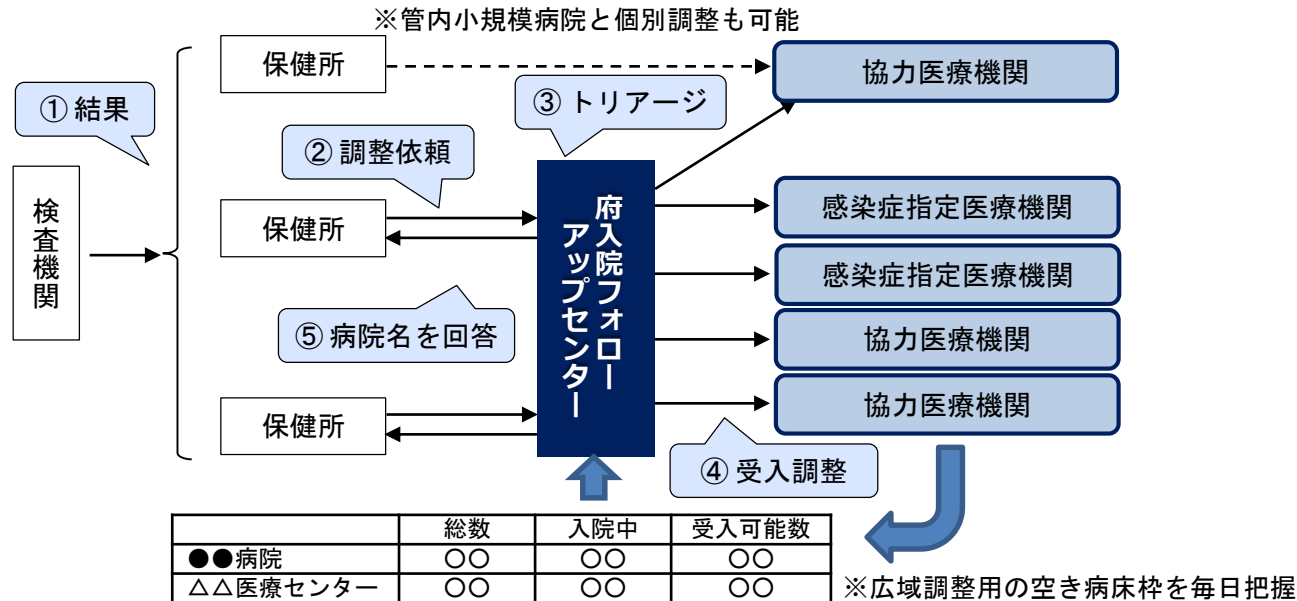
実現できる機能

- ◆ 患者の状況等が見える化
(入退院履歴・症状を管理)
- ◆ 健康観察のオンライン化
(患者がスマートフォン等で症状等を報告)
- ◆ 入院調整の迅速化
(病院等の空き状況を一覧化)

《別記③》 入院フォローアップセンター

他都道府県に先行して実施

○病床確保と合わせ入院調整を広域的に行うため「大阪府入院フォローアップセンター」を立ち上げ。【2020年3月13日】



《別記④》 新型コロナウイルス助け合い基金

○医療及び療養に係る業務に従事する方を支援するため、基金を設置。

贈呈

贈呈者数 : 50,542名 (681機関)
贈呈総額 : 42億5,632万円 (2022年11月30日時点)

寄附の状況

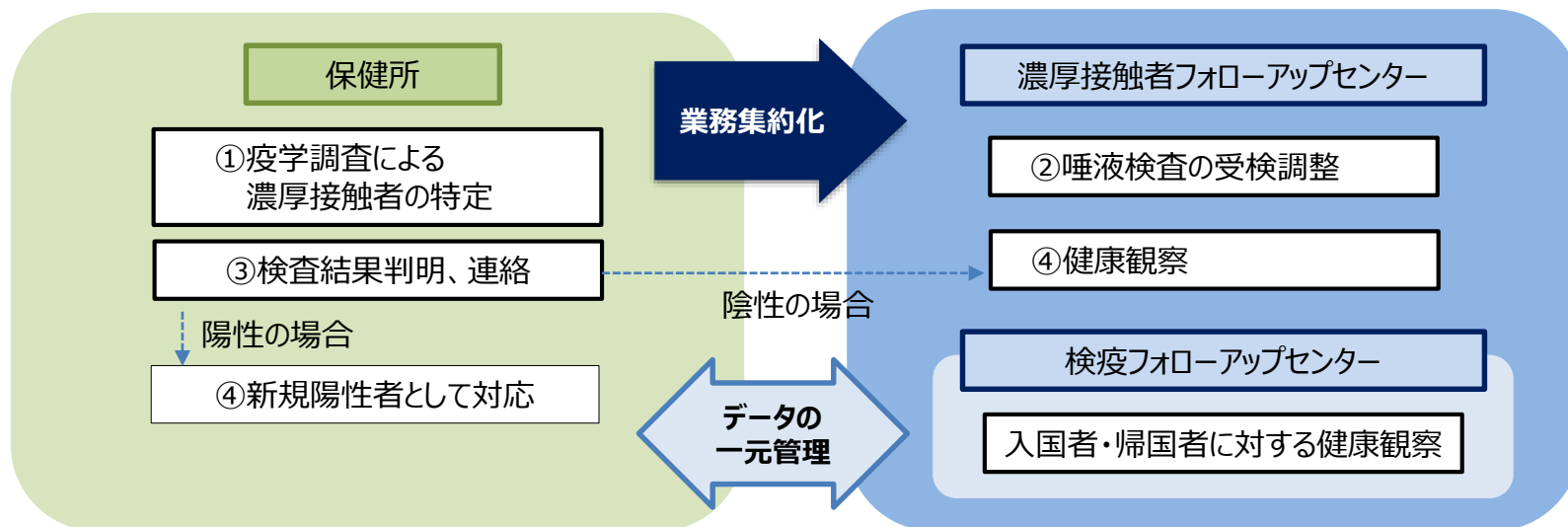
寄附収納件数 : 28,527件
寄附収納金額 : 45億1,316万円 (2022年11月30日時点)



《別記⑤》 濃厚接触者フォローアップセンター・検疫フォローアップセンター

大阪独自

- 濃厚接触者に関する唾液検査の受検調整や健康観察、データ管理を集約することにより、保健所機能を支援するため、濃厚接触者フォローアップセンターを設置(2020年8月3日)
また、同センター内に検疫フォローアップセンターを設置し、検疫所からの入国者・帰国者情報を一元管理し、健康観察を実施



《別記⑥》 大阪コロナ重症センター

全国初の重症者に特化した臨時医療施設

- 感染急拡大に備え、重症患者に対応可能なICU機能を有する臨時医療施設として整備【2020年12月15日運用開始】

設置場所	大阪市住吉区万代東3丁目1-56(大阪急性期・総合医療センター敷地内)
病床数	重症病床30床 全病床に人工呼吸器を配備(体外式膜型人工肺は配備しない)
建物	集中治療ユニット棟・スタッフサポートユニット棟・CT棟など
入院実績	452人(2022年11月30日現在)

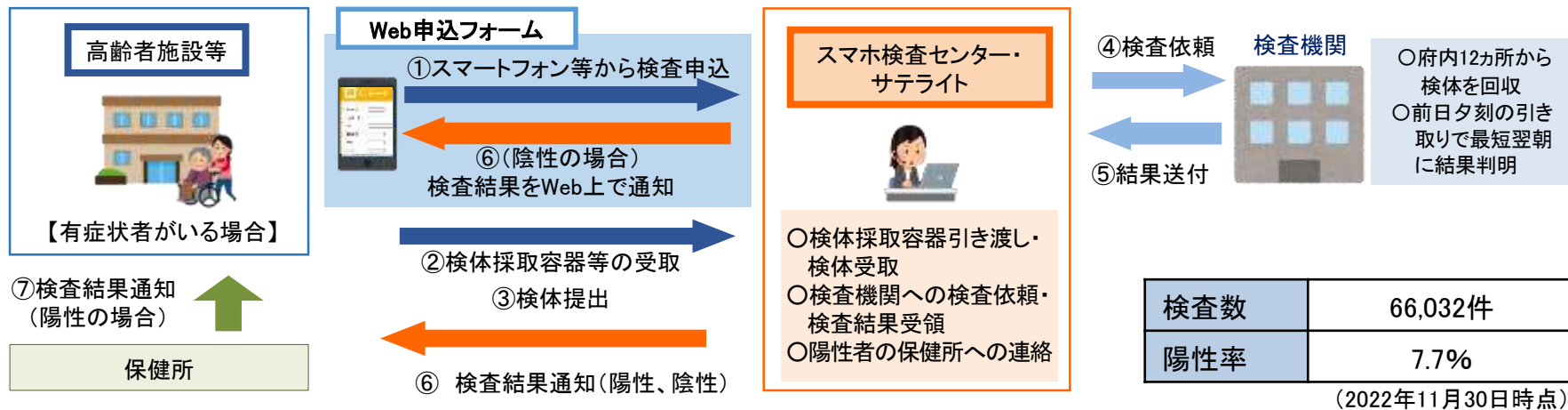


集中治療室

《別記⑦》 高齢者施設等「スマホ検査センター」

大阪独自・スマホ等で簡易・迅速検査申込み

○高齢者施設等におけるクラスター発生防止や福祉サービスの安定的な提供を確保するため、少しでも症状のある対象者がスマートフォン等で検査申込みできるよう、高齢者施設「スマホ検査センター」を設置。【2021年1月21日】
 (その後、高齢者施設等「スマホ検査センター」に改称し、対象施設及び対象者を順次拡大。)

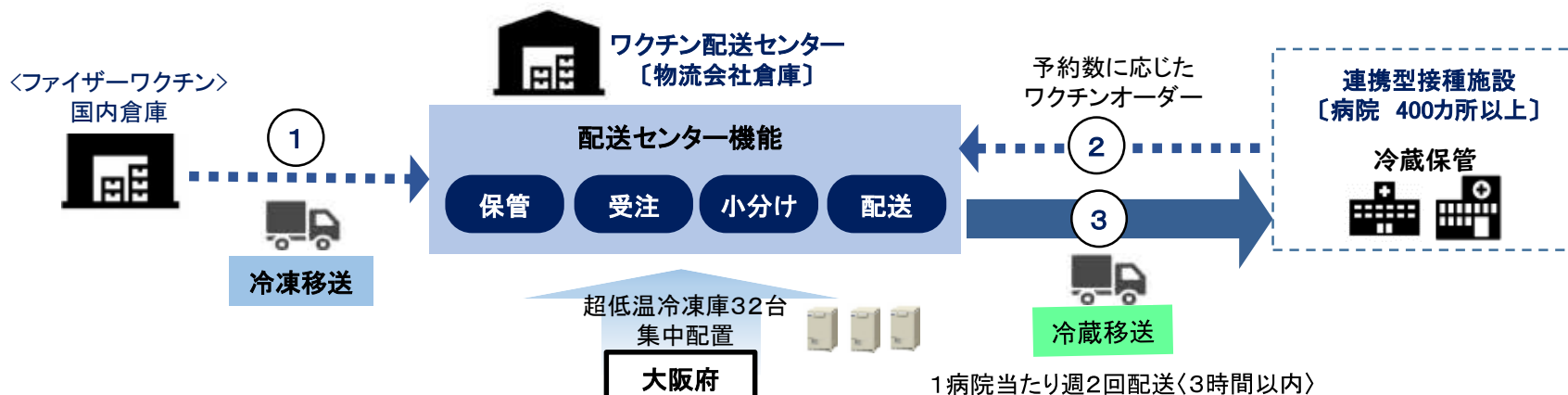


《別記⑧》 『医療従事者接種・大阪モデル』

他の都道府県に先行して構築

○医療従事者等優先接種において、大阪府ワクチン配送センターを設置し、ワクチンを一元管理するとともに、医療機関の負担軽減を図るため、LINEによる予約システムを導入【2021年2月15日運用開始】

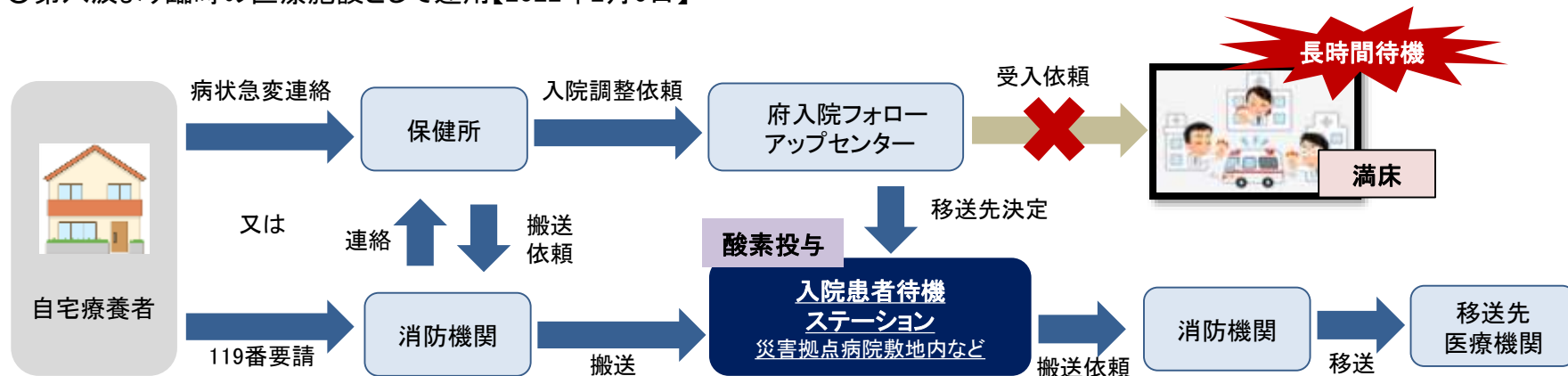
《ワクチン配送センターの設置による一元管理》



《別記⑨》 入院患者待機ステーション

他の都道府県に先行して実施

- 搬送医療機関決定までの間、患者に酸素投与を行うことができる入院待機場所として設置。【2021年4月22日】
- 第六波より臨時の医療施設として運用【2022年2月6日】



《別記⑩》 大阪コロナ大規模医療・療養センター

大阪独自

- 宿泊療養施設や軽症中等症病床等がひっ迫した際に、無症状・軽症患者や、軽症から中等症Ⅰまでの患者を受け入れる臨時の医療施設を整備。【2022年1月31日運用開始】

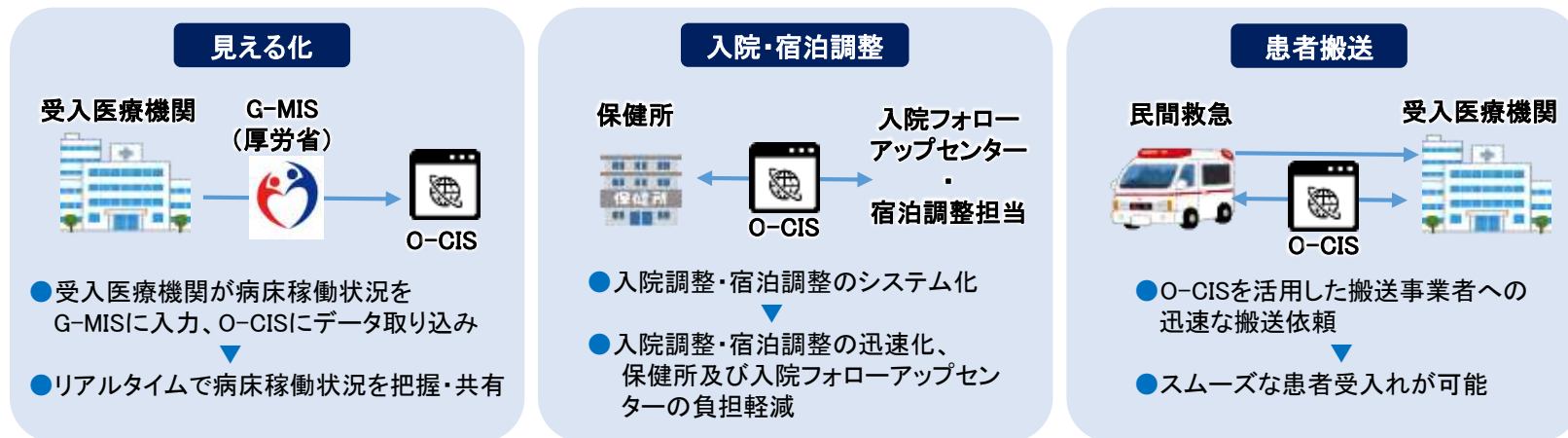
設置期間	2021年9月30日～2022年5月31日	
設置場所	インテックス大阪6号館(大阪市住之江区)計約4万㎡	
確保数	1,000床	1期:無症状・軽症患者用500床(9月30日整備)
		2期:無症状・軽症患者用300床、 中等症患者用(軽症～中等症Ⅰ対象)200床(10月30日整備)
受入実績	無症状・軽症患者:274人、中等症患者:29人	



無症状・軽症患者用

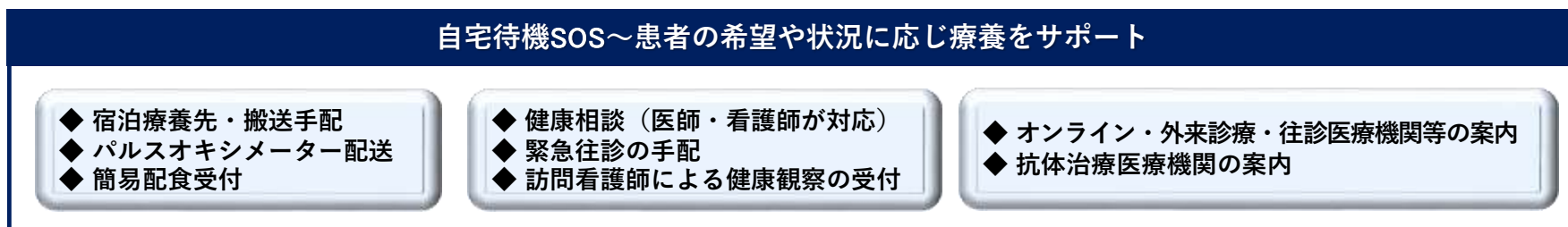
《別記⑪》大阪府療養者情報システム(O-CIS)

○コロナ患者の宿泊調整や入院調整等を行うため、保健所や関係者と申請内容や患者情報等を共有するシステムとして大阪府療養者情報システム(O-CIS)を構築。国システム(HER-SYSやG-MIS)とも連携。【2021年7月26日】



《別記⑫》自宅待機SOS(コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター)

○自宅療養者等を対象に宿泊療養予約やオンライン診療・外来・往診・抗体治療などを実施する医療機関を案内する自宅待機SOS(コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター)を設置。【2021年11月15日設置】



《別記⑬》臨時の医療施設・スマイル

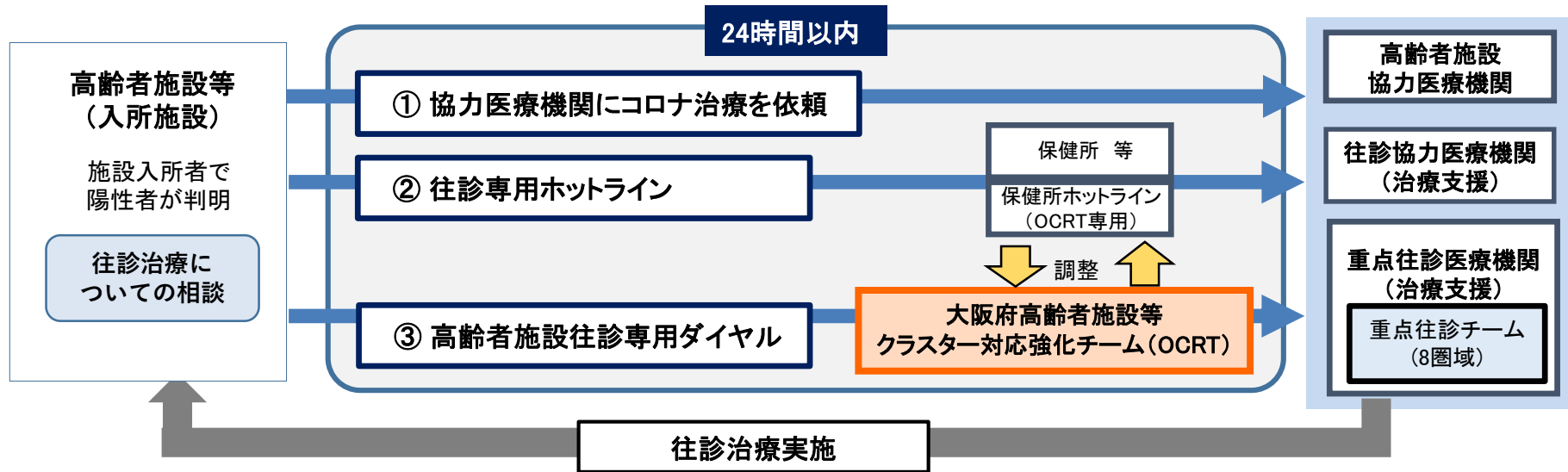
高齢者に特化した臨時の医療施設

○ 新規陽性者のうち、高齢者の占める割合が増加したことから、24時間診療対応可能な高齢者用臨時医療施設を設置。【2022年2月17日運用開始】

対象者	常時医師による経過観察が必要な患者、歩行介助など一定の生活介助が必要な患者		
病床数	150床	受入実績	1,775人

《別記⑭》 高齢者施設等における施設内療養時の医療体制の強化

○ 高齢者施設等に対し、24時間以内に介入が可能な体制を構築。【2022年2月中旬～3月順次運用開始】

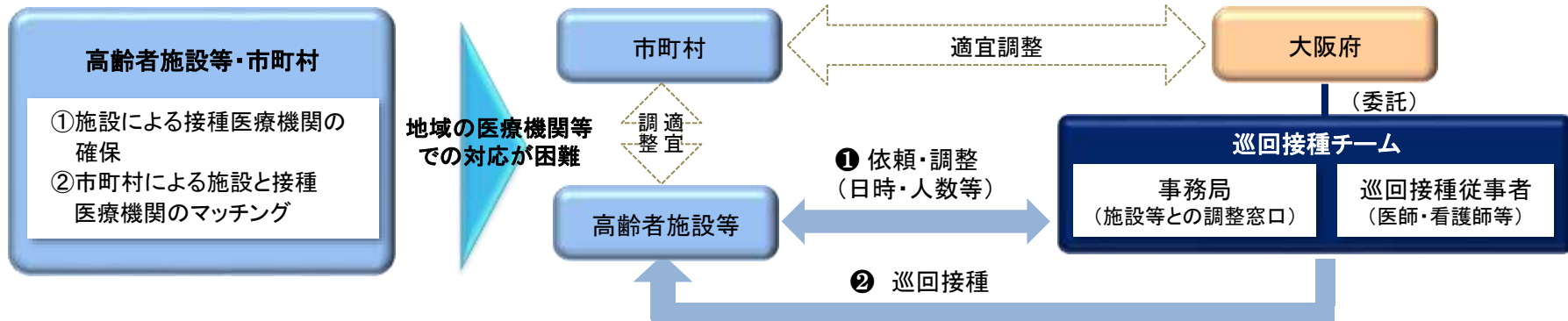


《別記⑮》 高齢者施設等におけるワクチン接種促進に向けた取組 【2022年6月13日から順次運用開始】

【取組1】 府巡回接種チームの創設 (接種体制の確保支援)

大阪独自

接種医療機関の確保が困難な高齢者施設等に対し、府の巡回接種チームによる接種を実施



【取組2】 接種券の代行手配 (迅速な接種に向けた支援)

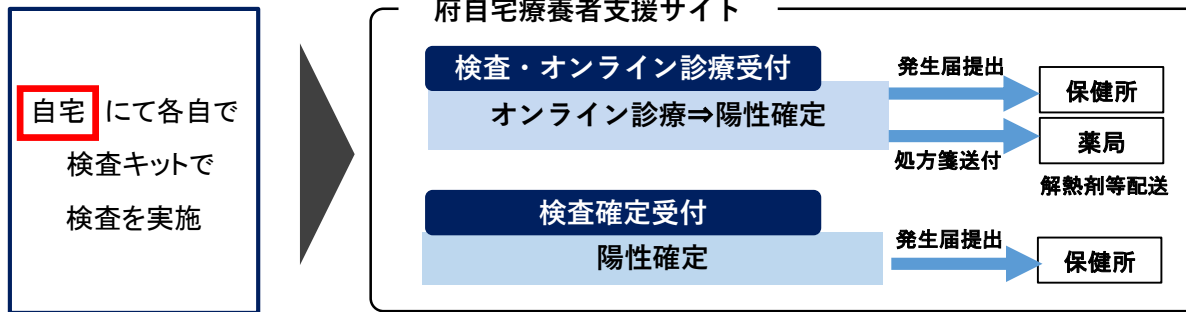
【取組3】 接種の進捗管理に係る市町村への支援

《別記⑬》 若年輕症者オンライン診療スキーム

他の都道府県に先行して実施

○ 医療機関の発熱外来体制ひっ迫に伴い、若年輕症者を対象とした検査・診療フローを実施。【2022年8月3日運用開始】

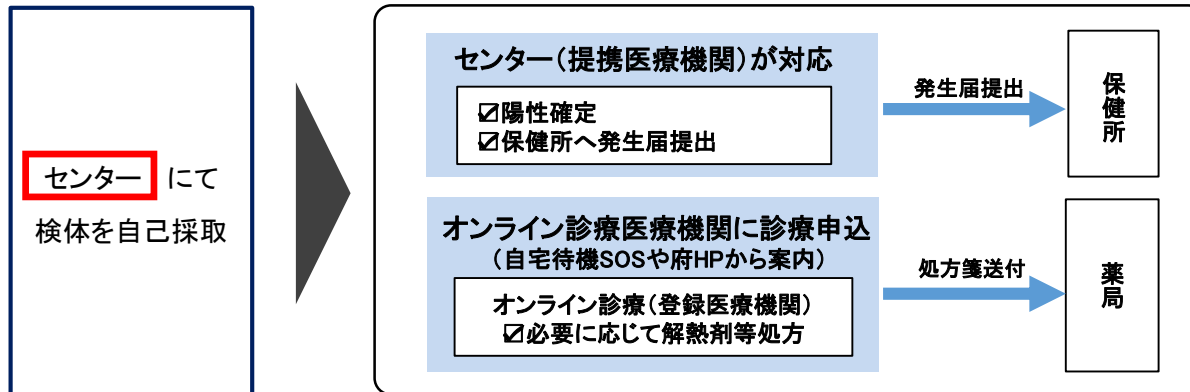
【A】若年輕症者の自己検査スキームフロー



【利用実績】

検査数	152,556件
新規陽性者数	73,700人

【B】若年輕症者無料検査センターフロー



本スキームによる判明数は
全体の新規陽性者数の1割以上
(2022年9月27日時点)

《別記⑭》 大阪コロナ高齢者医療介護臨時センター・ほうせんか

高齢者に特化した臨時の医療施設

○ 要介護度の重い方を受け入れ、介護的ケアやリハビリ対応を行いながら、中和抗体薬や経口薬の投与などのコロナ治療を実施する臨時の医療施設を設置。【2022年7月1日運用開始】

対象者	軽症、中等症Ⅰ程度の要介護3から5程度の患者で原則として自宅において介護サービスを受けることが困難な患者	定員	40人
		受入実績	289人

(2022年11月30日時点)

(2) 府民の感染防止対策・リスクコミュニケーション

大阪モデル

【2020年5月～】

国や他の都道府県に先行して導入

<目的>

・即時的な感染・療養状況を数値で示すことで府民等の行動変容を促し、感染抑制策を図るとともに、医療提供体制のひっ迫を招かないよう感染拡大状況に応じて医療療養体制の整備を進める。

<内容>

・感染拡大状況及び医療提供体制のひっ迫状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング、「見える化」。
・2021年2月19日より感染拡大兆候を感知する「見張り番指標」を導入

モニタリング指標		警戒の目安	非常事態の目安	非常事態解除の目安	警戒解除の目安
1	直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数（※1）	明らかな増加傾向	明らかな増加傾向	—	—
2	病床使用率 (重症・軽症中等症ともに確保病床数)	20%以上	50%以上	7日間連続 50%未満	7日間連続 20%未満
3	重症病床使用率 (府定義)	10%以上	40%以上	7日間連続 40%未満	7日間連続 10%未満
信号		1 かつ 2 または 3 の 目安に達した場合（※2） 黄	1 かつ 2 または 3 の 目安に達した場合（※2） 赤	上記全てが 目安に達した場合 黄	上記全てが 目安に達した場合 緑

(2022年12月時点の指標)

見張り番指標	目安
20・30代新規陽性者数 7日間移動平均前日比	4日連続1を超過

医療非常事態宣言

【2020年12月～】

国や他の都道府県に先行して導入

<目的・内容>

・医療提供体制が極めてひっ迫した際に、「医療非常事態宣言」を発出し、府民にわかりやすくメッセージを発することで、府民の行動変容を促し、感染抑制策を図る。

発出実績

4回(2020年12月3日、2021年4月7日、2022年2月8日、2022年7月27日)

(2022年11月30日時点)

(2) 府民の感染防止対策・リスクコミュニケーション

大阪コロナ追跡システム

【2020年5月～2022年12月】

国システムCOCOAに先駆けて構築

<目的>

- ・府民・事業者の感染リスク意識を高め、行動変容を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制を図る。

<内容>

- ・不特定多数の人が集まる施設・飲食店やイベントにおいて、QRコードを活用し、感染者との接触の可能性がある利用者に向けて、メールで注意喚起を行い行動変容を促す。

施設登録数	116,086件
イベント登録数	20,585件
QRコード読み込み件数	6,488,034件
施設	5,503,400件
イベント	984,634件
注意喚起メール発出	29回(1,051通)

(2022年12月5日時点)

(2) 府民の感染防止対策・リスクコミュニケーション

飲食店等の見回り

<目的>

・飲食店等にかかる緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実効性の確保、ゴールドステッカー(GS)の申請勧奨など。

<内容>

・緊急事態措置やまん延防止等重点措置について、要請内容(営業時間短縮や酒類提供自粛、感染防止対策の徹底など)の遵守のため、大阪府警と連携し、個別店舗の見回りを実施。

・その他、市町村や消防等とも連携し、外出自粛や路上飲みへの注意喚起等を実施。

時期等	対象店舗	体制(1日あたり)
まん延防止重点措置の実効性確保【2021.4.5～4.24】	大阪市内飲食店約6万店	現地確認:100人(民間委託) 訪問調査:100人(府職員)
緊急事態措置の実効性確保【2021.4.25～6.20】	大阪府内飲食店約10万店	現地確認:150人(民間委託) 訪問調査:100人(府職員)
まん延防止等重点措置の実効性確保【2021.6.21～8.1】	大阪府内(町村除く) 飲食店約10万店	50人(民間委託) ※未協力店は府職員が現地確認
まん延防止重点措置におけるガイドライン遵守徹底のための見回り調査【2021.4.5～4.24】	大阪市内飲食店約4万店	4.5～4.11:40人(大阪府市職員) 4.12～4.24:最大300人(民間委託)
緊急事態措置におけるガイドライン遵守徹底のための見回り調査【2021.4.25～5.31】	大阪府内飲食店約7万店	最大600人(民間委託+行政職員)
GS申請済店舗の現地確認、申請勧奨【2021.6.21～7.11】	大阪府内飲食店約5.7万店	800人(府職員)
まん延防止重点措置・緊急事態措置の周知徹底【2021.7.29～8.31】	府内飲食店約5.7万店	300人(民間委託)
緊急事態措置の実効性確保【2021.8.2～9.30】	府内飲食店約10万店	30人(民間委託) ※未協力店は府職員が現地確認
緊急事態措置期間における繁華街(キタ、北新地、ミナミ)の重点的な夜の見回り【2021.8.2～8.31】	キタ地区、北新地地区、 ミナミ地区の約8,000店	最大20人(民間委託) ※未協力店は府職員が働きかけ
緊急事態解除後の要請内容の実効性確保【2021.10.1～10.24】	府内飲食店約10万店	最大30人(民間委託)
時短要請措置の周知徹底、GSの申請勧奨【2021.10.1～10.24】	GS非認証店約2万店	最大100人(民間委託)
感染防止対策の徹底、GSの申請勧奨【2022.1.27～2.20】	GS非認証店約1.5万店	最大240人(民間委託)

(3)事業継続対策 ①支援金、協力金

休業要請支援金

【2020年4月～6月】

国制度構築までの大阪独自支援

<目的>

- ・大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け、売上げ減少等で経営に深刻な影響がでている府内に主たる事業所を有する中小企業及び個人事業主に支援金を支給。

<内容>

- 中小企業:100万円
- 個人事業主:50万円

累計支給件数	約47,400件
支給総額	約283億円

休業要請外支援金

【2020年5月～7月】

国制度構築までの大阪独自支援

<目的>

- ・自主休業や外出自粛に伴う売上げ減少等で経営に深刻な影響がでている休業要請支援金の支給対象外となった、府内に事業所を有する中小企業その他の法人及び個人事業主に支援金を支給

<内容>

- 府内に複数事業所がある中小企業:100万円(1事業所の場合50万円)
- 府内に複数事業所がある個人事業主:50万円(1事業所の場合25万円)

累計支給件数	約95,000件
支給総額	約382億円

営業時間短縮協力金

【2021年1月～】

<目的>

- ・緊急事態措置やまん延防止等重点措置が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、営業時間短縮等要請に協力した飲食店等に対し協力金を支給(全11期)。

<内容>

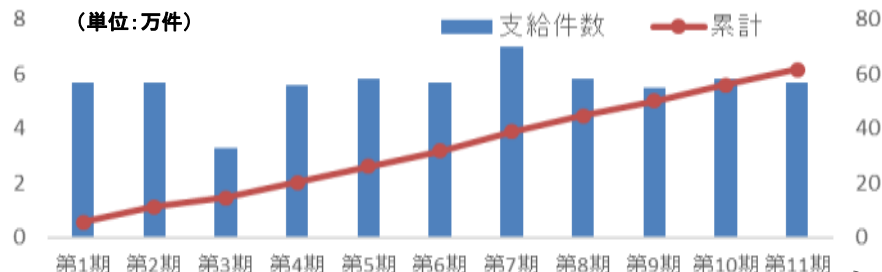
- ・協力金額:要請時期、内容により異なる。

(例)第1期:6万円/日

第11期:2.5万円～7.5万円/日(通常21時～翌5時まで営業する認証店舗)、3万円～10万円(通常5時～20時まで営業する店舗)※売上高方式

累計支給件数	約62万件
支給総額	約8,300億円

(2022年11月22日時点)



【要請期間】

第1期:R3.1.14～2.7、第2期:R3.2.8～2.28、第3期:R3.3.1～4.4(措置区域は大阪市内のみ)、第4期:R3.4.1～4.24(大阪市内は4.5～4.24)、

第5期:R3.4.25～5.31、第6期:R3.6.1～6.20、第7期:R3.6.21～8.31、第8期:R3.9.1～9.30、第9期:R3.10.1～10.24、第10期:R4.1.27～3.6、第11期:R4.3.7～3.21

(3)事業継続対策 ①支援金、協力金

大規模施設等協力金

【2021年6月～11月】

<目的>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の休業や営業時間短縮の要請に全面的にご協力した大規模施設等に対して、協力金を支給(全4期)。

<内容>

- ・**①**休業要請に応じた大規模施設(建築物の床面積1000㎡超)の運営事業者
当該施設の自己利用部分の休業面積1000㎡毎に20万円/日
※一定の要件にあてはまる場合は、
施設内のテナント事業者などの店舗数 × 2千円/日など
- ・**②**休業要請又は無観客開催要請に応じた大規模施設内のテナント事業者等
○テナント事業者等 ⇒ 店舗等の休業面積100㎡毎に2万円/日
○大規模施設である映画館運営事業者及び映画配給会社
* 映画館運営事業者 ⇒ **①**の額+(常設スクリーン数 × 2万円/日)
* 映画配給会社 ⇒ 常設スクリーン数 × 2万円/日

(時短要請の場合は要請に基づく時短率を日額に掛けた額をもって算定)

	対象地域	要請内容	支給件数
第1期	大阪府全域	休業	約1,400件
第2期	大阪府全域	土日:休業 平日:時短	
	33市域	時短	
第3期	33市域	時短	
	大阪府全域		
第4期	大阪府全域	時短	
支給総額		約321億円	

※支給件数は大規模施設の件数のみ

飲食店等感染症対策備品設置支援金

【2021年5月～7月】

大阪府独自支援

<目的>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設において必要な備品を設置した事業者等を対象に、かかる費用の負担軽減に資する支援金を支給。

<内容>

- ・パーテーションやCO₂センサーの購入を支援
大阪市内: 上限20万円
大阪市以外: 上限10万円

累計支給件数	約28,000件
支給総額	約14億円

(3)事業継続対策 ①支援金、協力金

高機能換気設備等の導入支援

【2020年7月～2021年1月】

大阪府独自・国の上乗せ支援

<目的>

- ・感染症拡大リスクを低減するため、必要換気量を確保し、省エネにも資する高機能換気設備の導入に対し、環境省の補助金に上乗せ補助を実施。

<内容>

- ・対象:環境省の補助金の交付を受け、休業等の要請に応じた事業者
- ・補助額:①休業要請支援金受給者【補助率1/3】(上限666.6万円)
②上記以外【補助率1/6】(上限333.3万円)

累計支給件数	203件
支給総額	約2.8億円

中小法人・個人事業者等に対する一時支援金

【2021年11月～12月】

大阪府独自・国の上乗せ支援

<目的>

- ・飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小法人・個人事業者等を対象に、国が実施する月次支援金に上乗せして、一時支援金を支給。

<内容>

- ・中小法人:50万円
- ・個人事業者等:25万円

累計支給件数	約46,400件
支給総額	約1,667億円

酒類販売事業者支援

【2021年7月～2022年2月】

大阪府独自・国の上乗せ支援

<目的>

- ・緊急事態措置等による飲食店の休業又は酒類の提供停止を伴う時短要請の影響を受けている府内の酒類販売事業者を対象に、国が実施する月次支援金に上乗せして支援金を支給

<内容>

- ・【売上90%以上減】中小法人等:上限60万円/月、個人事業者等:上限30万円/月
- ・【売上70%以上90%未満減】中小法人等:上限40万円/月、個人事業者等:上限20万円/月
- ・【売上50%以上70%未満減】中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:上限10万円/月

累計支給件数	2,234件
支給総額	約5億円

(3) 事業継続対策 ① 支援金、協力金

路線バス・タクシー感染症対策強化支援

【2021年11月～12月】

大阪府独自支援

<目的>

・コロナの感染拡大防止のため、路線バス、タクシーに必要な備品・設備を設置した事業者に補助金を交付。

<内容>

- ・対象者：府内に事務所又は営業所を有する路線バス・タクシー事業者
- ・対象経費：車両内で感染拡大防止するための備品・設備、キャッシュレスに必要な設備
- ・補助金額：路線バス20万円/台、タクシー4万円/台

補助金交付車両	11,920台
支給総額	約4.9億円

(2022年3月31日時点)

セーフティーネット融資

【2020年2月～】

<目的>

・コロナ禍で打撃を受けている中小事業者の資金繰り、事業再生に向けた取組を支援

<内容>

・貸付要件 金利：年1.2%（固定）、融資期間：7～15年など

(2022年11月30日時点)

コロナ関連融資メニュー	令和3年度(年間)		令和4年度(11月末)	
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)
①経営安定サポート資金(セーフティネット4号)	181	5,720	74	1,845
②新型コロナウイルス感染症対策資金(危機関連)	1,960	31,413		
③新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	1,165	25,703	538	7,342
④新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)	6,706	168,267		
⑤新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	9,200	159,212	8,395	161,120
⑥新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金			98	3,246
合計	19,212	390,315	9,105	173,553

(3)事業継続対策 ②飲食店支援

感染防止認証ゴールドステッカー

【2021年6月～】

大阪府独自の基準を設定

<目的>

- ・感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、新たな認証制度を創設。

<内容>

- ・対象：飲食店（但し、テイクアウト等を除く）
- ・認証基準：国基準を基本に、府独自基準を設定。
（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）
 - ・手指消毒の徹底
 - ・食事中以外のマスク着用の推奨
 - ・換気の徹底、CO₂センサーの設置
 - ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等



認証件数	50,251件
------	---------

(2022年12月6日時点)

ゴールドステッカー飲食店応援事業

【2022年10月～12月】



<目的>

- ・飲食店の感染防止対策を促進し、府民が安心して利用できる環境を整備するため、国のGoToEatのプレミアム食事券に上乗せを実施。

<内容>

- ・対象：ゴールドステッカー認証店舗のうち、本事業の加盟店
- ・食事券：10,000円で13,000円分（プレミアム率30%）の食事券を販売

購入実績	第1期	515,894セット
	第2期	331,470セット
	第3期	184,288セット
	合計	1,031,652セット

(3) 事業継続対策 ② 飲食店支援

少人数利用飲食店応援キャンペーン事業

【2020年9月～12月※1）】

大阪府・市独自支援

<目的>

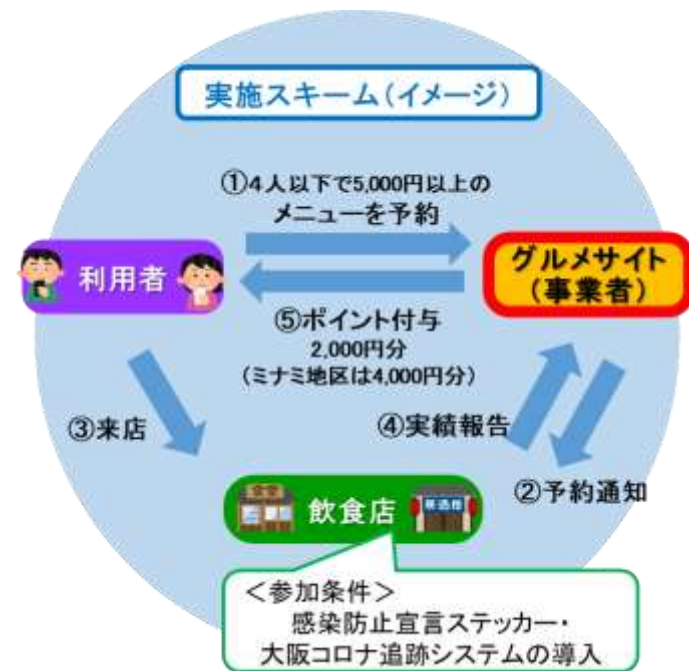
・新しい生活様式の定着をめざして、4人以下、感染防止宣言ステッカー掲示店などの条件を満たした飲食をした場合に、利用者にポイントを付与。

<内容>

・ポイントの付与：2,000円
 （ミナミ地区（※2）においては、2,000円のポイントを追加付与
 【2020年11月15日まで】）

※1：新型コロナウイルス感染症の感染拡大により11/27から事業休止。
 以降、再開することなく事業終了。

※2：長堀通、千日前通、御堂筋、堺筋に囲まれた区域で、2020年8/6～8/20に
 休業・営業時間短縮の要請をした地域



件数	463,167件 (うち、ミナミ地区：93,484件)
ポイント付与総額	約11億円

(3)事業継続対策 ③観光・宿泊業支援

いらっしやいキャンペーン

【2020年6月～】

<目的>

・コロナの感染拡大の影響により厳しい経営状況が続く府内観光事業者を支援するため、対象プランの利用者に対し、宿泊金額の割引等を実施。

<内容>

	対象者	実施内容	利用者
2020年度 【2020.6.19～2021.1.31】	関西2府4県在住者	1人1泊につき2,500円のキャッシュレスポイント還元	159,130人
2021年度 【2021.11.24～2022.2.28】	大阪府、隣接府県(京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)在住者 ※2022.1.3までは大阪府民のみ	1人1泊につき最大5,000円の旅行・宿泊金額の割引、最大3,000円のクーポン付与	402,645人
2022年度 【2022.6.1～7.14】 【2022.9.12～10.10】	関西2府4県在住者	1人1泊につき最大5,000円の旅行・宿泊金額の割引、最大2,000円のクーポン付与	集計中
2022年度 【2022.10.11～12.27】	日本国内在住者	1人1泊につき最大5,000円(宿泊を伴う交通付旅行商品は上限8,000円)の旅行・宿泊金額の割引、平日3,000円、休日1,000円のクーポン付与	集計中

大阪来てな！キャンペーン

【2022年7月～】

<目的>

・コロナ禍で打撃を受けている府内観光業の回復に向け、魅力的な集客イベントにより大阪に観光客を呼び込み、府域の周遊を促す。

<内容>

【集客イベント】市内外での音楽ライブや、光のルネサンスと連動した水と光のショーやクリスマスマーケットの開催、
「大阪来てな大使」プロデュースによるアートと食が融合したイベントの実施など

【府域周遊を促す仕掛けづくり】LINE公式アカウントを使った観光関連情報の発信や、ミッションクリア型の周遊企画の実施など



(3) 事業継続対策 ③観光・宿泊業支援

宿泊事業者への感染症対策等に対する支援

【①2021年7月～8月、②2021年10月～11月】

<目的>

- ・来阪旅行者に安全で安心な宿泊を提供できる環境を整備するため、府内の宿泊事業者及び民泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び新たな需要に対応するための取組みを支援

<内容>

- ・対象:府内の宿泊事業者及び民泊事業者
- ・補助率:補助対象経費の1/2以内
- ・補助上限額
 - ①宿泊事業者:1施設あたり、50万円～500万円（客室数を基に算出）
 - ②民泊事業者:1事業者あたり、40万円

①宿泊事業者(ホテル・旅館・簡易宿所)

補助金交付件数	529件
支給総額	約4.7億円

②民泊事業者(特区民泊・新法民泊)

補助金交付件数	26件
支給総額	約260万円

(3)事業継続対策 ④文化芸術活動支援

文化芸術活動への支援

【2020年度～2022年度】

	目的	内容	実績
2020年度	コロナの感染拡大により影響を受けた文化芸術活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象:緊急事態宣言期間中に営業を休止した府内の劇場、演芸場、ライブハウス等の施設の運営事業者 ・補助対象経費:無観客ライブ動画等の制作・配信に係る経費 ・補助金:対象施設あたり上限70万円(補助率10/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付事業数:199件 ・交付金額:約1.36億円
2021年度		<ul style="list-style-type: none"> ・対象:文化芸術活動を業として主催する個人または団体 ・補助対象経費:有料の舞台公演・作品展示に要する施設使用料等 ・補助金:舞台公演:1日あたり上限50万円×最大2日分まで(補助率10/10) 作品展示:1展示会期あたり上限50万円まで(補助率10/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付事業数:433件 ・交付金額:約1.3億円
2022年度			<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定数:919件 ・交付決定額:約2.87億円

(2022年12月7日時点)

文化芸術公演機会の創出

【2020年～2022年度】

<目的>

- ・コロナにより影響を受けた文化芸術活動の回復に取り組むため、文化芸術プログラム等を実施し、大阪にゆかりのあるアーティスト・演芸人、劇団・楽団等に公演・活動の場を創出

<内容>

- ・大阪を拠点に活動するオーケストラのコンサート
 - ・上方落語家による「大阪落語祭」
 - ・複数の劇作家、演出家、俳優等によるオムニバス演劇公演 等
- ※プログラムの内容は各年度によって異なる。



大阪落語祭



大阪を拠点に活動するオーケストラによるコンサート

(3) 事業継続対策 ⑤ 商店街支援

商店街の感染症対策と需要喚起

【2020年度】

<目的>

- ・緊急事態措置による休業要請や外出自粛要請等により打撃を受けている商店街に対し、感染症対策や需要喚起の支援を実施。

<内容>

【感染症対策支援】

- ・啓発ポスター等の掲示、テイクアウト・デリバリー、キャッシュレスの導入促進など

【需要喚起支援】

- ・国の「GoTo商店街」事業応募に向けたサポートや同事業に連動した取組みの支援



2020年度

採択：107商店街

商店街等モデル創出普及

【2021年度～2022年度】

<目的>

- ・新しい生活様式(ニューノーマル)に沿った「ICT活用」や地域内経済を循環させる「バイローカル」の「モデル創出」に取り組むとともに、その「成果の普及」を通じて市町村・商店街の取組みを支援。

<内容>

【モデル創出】

- ・モデル事業を公募、事業の準備・実施の伴走支援、実施内容の発信

【成果の普及】

- ・商店街アドバイザーによる相談サポート、先進モデル事例の収集と情報発信等

2021年度

採択：11商店街

2022年度

採択：10商店街

(2022年12月6日時点)

商店街の魅力向上支援

【2022年度】

<目的>

- ・コロナによる慢性的な人流低下に打撃を受けている商店街が、万博開催時に多くのビジネスチャンスにつながるよう商店街の魅力を発信するとともに、商店街店舗のデジタル化を促進。

<内容>

- ・府内商店街の魅力発信ポータルサイト「ええやん！大阪商店街」を立ち上げ
- ・商店街・店舗向けデジタル化の取組みを促進する説明会を実施
- ・万博1,000日前にあわせ、万博ロゴを入れたのぼり等の掲出や関連イベントの実施によるPRを実施



(4) 学校での対策

臨時休業に伴う府立支援学校等の学校給食費支援

【2020年度】

<目的・内容>

- ・府立支援学校等の臨時休業中の保護者負担軽減のため、学校給食費(食材費)を負担。

給食費負担額

5,247千円

(2021年5月31日時点)

学校等の休業・再開に伴う対応

【2020年度】

<目的・内容>

- ・児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの配置時間拡充や補充学習支援等を行う学習支援員を配置する市町村への支援を実施。
- ・教員が児童・生徒への指導等に注力できるよう、教員の事務業務支援及び感染症対策を行うスクールサポートスタッフ等を配置。

スクールカウンセラー

285校

スクールサポート
スタッフ

1,196人
(521校)

(2021年3月31日時点)

府立高校等でのオンライン授業の実施

【2020年度】

大阪府独自支援

<目的・内容>

- ・2020年6月末までの緊急的対応として、各家庭の端末を活用し、オンライン授業体制を整備。通信環境が整っていない家庭に対しては、モバイルルーターの貸出を実施。

モバイルルーター
配備数

3,000台

(2022年1月31日時点)

全国大会中止に伴う大阪大会の開催支援

【2020年度】

大阪府独自支援

<目的・内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった中・高校生の全国部活動大会の代替となる大阪大会の開催のため、経費の一部(新型コロナウイルス感染症対策費用等)を支援。

代替となる大阪
大会開催実績

5大会

(2021年3月13日時点)

修学旅行等のキャンセルに伴う支援

【2021年度】

大阪府独自支援

<目的・内容>

- ・まん延防止等重点措置期間に修学旅行等がキャンセルになった場合に保護者等の負担を軽減するため、キャンセル料を支援。

キャンセル料
支援額

38,674千円

(2022年5月31日時点)

(5) 高齢者施設等での対策

協力医療機関との連携強化

【2022年3月～】

大阪府独自支援

<目的>

- ・入所系・居住系の高齢者施設等における早期の重症化予防治療と、施設内での療養体制を確保するため、協力医療機関との連携を強化。

<内容>

- ・高齢者施設に対し、協力医療機関のコロナ対応状況等についてアンケートを実施。
- ・高齢者施設及び協力医療機関に対し、コロナ治療対応について働きかけを実施。

コロナ対応可能施設

2,525/3,680施設
(68.6%)

(2022年11月29日時点)

専門家派遣・電話相談

【2021年5月～】

<目的>

- ・社会福祉施設等での感染防止対策を支援。

<内容>

- ・施設に感染管理認定看護師等の専門家を派遣し、施設に応じた助言を実施。
- ・施設の感染対策上の疑問や課題に専門家が電話で相談対応。

施設訪問

電話相談

2021年度

192件

62件

2022年度

143件

14件

(2022年10月31日時点)

応援職員の派遣

【2020年8月～】

<目的>

- ・クラスター等が発生し、職員が勤務できなくなった入所系高齢者施設等の事業継続を図るため、応援職員を派遣。

<内容>

- ・施設等の職員が陽性患者又は濃厚接触者となり、勤務が困難になった場合の応援体制を構築。
- ・施設等からの要請を受けて、応援協力施設から応援職員を当該施設等に派遣。

派遣実績

9施設 28名

応援協力施設(事前登録)

360施設

(2022年11月30日時点)

(5) 高齢者施設等での対策

施設内療養補助

【2022年1月～5月、7月～9月】

大阪府独自（国の上乗せ支援）

<目的>

- ・入所系高齢者施設において、施設内療養が必要となったケースが多発したため、施設内での対応にかかる経費を補助。

<内容>

- ・施設内療養1人あたり1日1万円/最長15万円
※国補助15万円(通年)、国追加補助15万円(2022.1.27～9.30)に府独自補助を実施。

補助件数	141件
補助金額	109,160千円

(2022年12月1日時点)

かかり増し経費補助

【2022年5月～7月】※2

大阪府独自支援

<目的>

- ・高齢者施設等での感染防止対策を支援。

<内容>

- ・高齢者施設等において、衛生用品等の購入経費を補助。

※1 障がい者施設等においても同様の補助を実施。[補助件数:6,382件、補助金額:39,324千円 ※2]

※2 府独自補助の実績を記載。その他、2020年度から国補助を活用した高齢者施設等への補助も実施。

(2022年12月1日時点)

補助件数	10,525件 ※2
補助金額	156,979千円 ※2

衛生用品の配布

【2020年4月～】

<目的>

- ・社会福祉施設での感染防止対策を支援。

<内容>

- ・社会福祉施設への衛生用品の提供
- ・クラスター等が発生した施設に対し、衛生用品を提供

マスク	約4,410万枚
防護服	約270万枚
手袋	約7,063万双
アルコール消毒	約11万リットル

(2022年7月31日時点)

感染発生時対応訓練

【2022年5月～】

大阪府独自支援

<目的>

- ・入所系・居住系の高齢者施設等において感染症への対応力を高め、感染拡大を防止するため、訓練の実施を促進。

<内容>

- ・発生時を想定した自主訓練の実施
- ・ゾーニングやPPEの着脱について動画配信
- ・オンライン研修会の開催及び動画配信

訓練実施施設	3,471施設／3,680施設(94.3%)
延べ動画再生回数 (訓練参考動画含む)	22,809回

(2022年11月29日時点)

(6) 雇用対策

「にであう」を活用した緊急雇用対策

大阪府独自支援

◆大阪府雇用促進支援金 【2020年10月～2022年9月】

<目的>

- ・コロナの影響により雇用情勢が悪化している状況を踏まえ、求職者のマッチングを支援するとともに企業の採用意欲の向上に資する支援金を支給。

<内容>

- ・緊急雇用対策特設HP「にであう」を開設し、求職者のマッチングを支援。
- ・「にであう」の求人特集を通じて求職者を採用し、3か月間雇用した場合、事業主に、「大阪府雇用促進支援金」を支給 【支給額】正規雇用:25万円/人 非正規雇用:12.5万円/人

採用件数	約47,000件
雇用促進支援金	約37,000件 (約27.7億円)

(2022年12月4日時点)



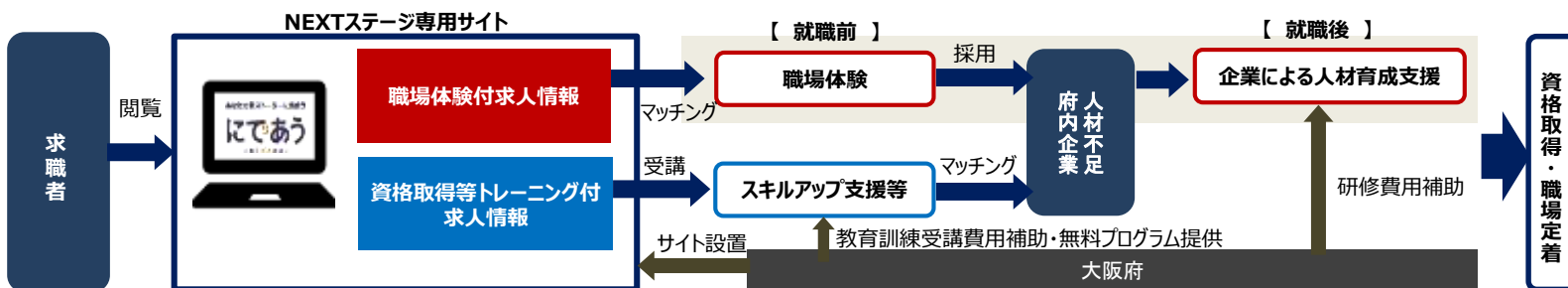
◆NEXTステージ総合支援事業 【2022年10月～】

<目的>

- ・長期求職者や非正規雇用で長期間働いている方を中心に、就職・職場定着につなげるため、府内の人材不足中小企業への正規雇用のマッチングと企業の人材育成の支援を実施。

<内容>

- ・人材サービス会社を通じて職場体験やスキルアップ支援を実施。
(国指定の教育訓練受講費用の1/2を補助など)
- ・職場定着のため、人材育成に取り組む中小企業が実施する研修に必要な経費を補助。
(研修費用の1/2(上限8千円×20日)、研修期間中の社員賃金の1/2(上限8.8千円/日×20日))



(6)雇用対策

DX人材の活躍推進(オオサカDXメソッド)

【2022年4月～】

大阪府独自支援

<目的>

・企業で活躍できるDX人材の育成、府内中小企業とのマッチング、在職者のスキルアップなどを公民連携の下、総合的に支援。

<内容>

- ・総合相談窓口の設置(OSAKALごとフィールド・「にであう」内)
- ・人材育成のためのセミナーやオンライン研修を実施
- ・マッチングイベントの開催や「にであう」内にDX人材求人専門サイトを設置

DX求人件数	約700件
DXトレーニング 受講者数	約5,000件

(2022年12月7日時点)

(7)生活者支援

生活福祉資金（特例貸付）

【2020年3月～2022年9月】

<目的>

- ・コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持（緊急小口）、日常生活の維持（総合支援資金）が困難となっている世帯に、無利子、無担保、無保証人で貸付を行う緊急小口資金等の特例貸付を実施。

<内容>

【貸付可能額】

緊急小口資金：最大20万円、総合支援資金：最大60万円×3期

	貸付件数	貸付額
①緊急小口資金	185,679件	約35,360百万円
②総合支援資金	307,565件	約162,930百万円

(2022年11月7日時点)

生活困窮者自立支援金

【2021年7月～2022年12月（予定）】

<目的>

- ・コロナによる影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯を支援。

<内容>

- ・単身世帯6万円/月、2人世帯8万円/月、3人以上世帯10万円/月を3カ月（最大6か月間）支給

給付件数	府全域：42,596件 （うち、府支給：338件）
支給額	府全域：8,416百万円 （うち、府支給：65百万円）

(2022年10月31日時点)

家庭学習支援・家庭保育支援

大阪府独自支援

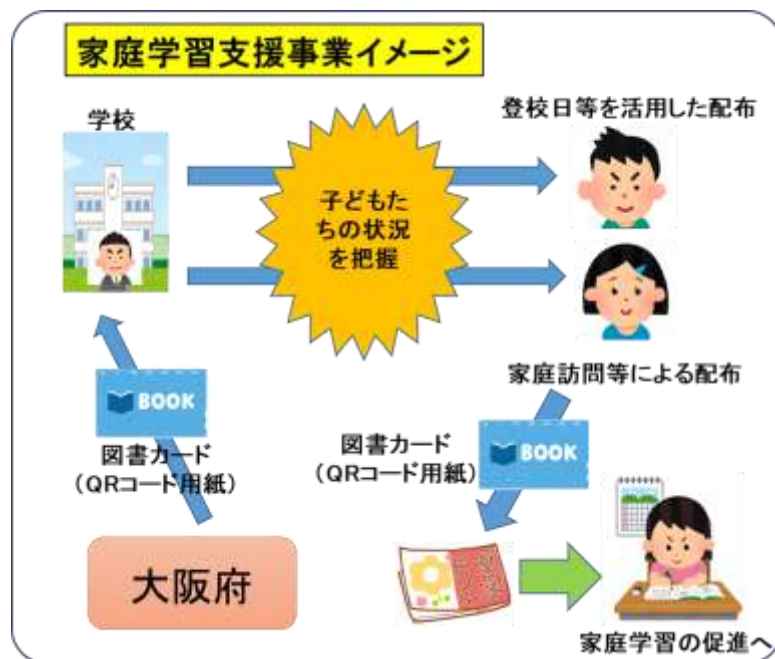
【2020年度】

<目的>

- ・臨時休業期間中の家庭学習支援と子どもの見守り。

<内容>

- ・子どもの学習を支援するため、学習用教材等の購入費の支援として図書カード(2000円分)を配付。
- ・配付時(教員による家庭訪問等)に、児童の様子を把握
- ・対象者：府内の公立学校園及び私立学校園に在籍する
幼児児童生徒約100万人
保育所等に在籍する3歳児以上の子ども約12.4万人



(7)生活者支援

府営住宅の提供

【2020年4月～】

<目的>

解雇等により住宅の退去を余儀なくされる府民を対象に、当座の住居を確保できるよう一時的に住宅を提供

<内容>

使用期間：6か月(最長1年6か月)

使用料：4,000円/月

確保戸数：100戸程度

府営住宅の提供

のべ44件

(2022年11月30日時点)

府営住宅における家賃減額等

【2020年4月～】

<目的>

・解雇、倒産、休業、退職等により収入が減少した方への府営住宅の家賃の減額等を実施

<内容>

・認定月収を再計算(収入更正)し、収入分位(8段階の収入区分)が下がる場合に家賃を減額

・収入が第1分位(認定月収が104,000円以下)の場合は生活保護基準に準じ基本家賃の2分の1を下限として家賃を減免

相談件数

申請件数

収入更正

1,725件

696件

家賃減免

1,867件

489件

(2022年11月20日時点)

住居確保給付

【2020年4月～】 ※2015年から制度開始。コロナ対応として、2020年4月から対象者拡大。

<目的>

・離職、廃業、休業等により収入が減少した方への住宅支援

<内容>

・離職・廃業後2年以内の者、又は休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある者が対象

・家賃相当額を原則3か月間(最大9か月間)支給

給付件数

府全域：8,087件
(うち、府支給：26件)

支給額

府全域：2,062百万円
(うち、府支給：11.1百万円)

※府は島本町など9町村域分を実施(2020年5月～2022年9月30日時点)

3. コロナ対策予算の概要

・新型コロナウイルス対策関連事業費P.73
・令和2(2020)年度の主な取組みP.74
・令和3(2021)年度の主な取組みP.75
・令和4(2022)年度の主な取組みP.78
・これまでの補正予算・予備費対応P.80

決算額

■ 令和元(2019)年度 21 億円

【主要事業】 生活福祉資金貸付事業費(21億円)

■ 令和2(2020)年度 11,891 億円

【主要事業】 制度融資預託金(6,926億円)

生活福祉資金貸付事業(1,415億円)

入院病床確保(834億円)

■ 令和3(2021)年度 18,344 億円

【主要事業】 営業時間短縮協力金(7,421億円)

制度融資預託金(6,058億円)

入院病床確保(1,969億円)

生活福祉資金貸付事業費(969億円)

■ 事業継続支援

事業名	概要	予算額※
中小企業向け制度融資 (コロナ関連)	制度融資(新型コロナウイルス感染症関連融資)を実施	278,980,000 の内数

■ 医療関連		
事業名	概要	予算額※
ワクチン接種体制の確保	ワクチン配送センターの整備や医療従事者等への優先接種実施体制の確保 等	638,954
相談・検査体制の整備・充実	相談体制の充実強化(受信相談センター、自宅待機SOS、自殺相談窓口、SNS相談窓口等)、検査体制の整備(スマホ検査センターの運営、地域外来・検査センターの設置、ドライブスルー検査の実施、医療機関等へのPCR検査機器補助、無料検査事業の実施 等)	34,372,926
医療・療養体制の確保	医療機関への支援(病床確保経費補助、医療機器等の整備補助、医療資器材配付、医療従事者派遣補助、宿泊施設借上げ費用補助 等)、医療従事者への支援(特殊勤務手当の支給、助け合い基金を活用した支援金贈呈 等)、入院・療養体制の確保(宿泊療養施設の健康管理体制確保、軽症者宿泊施設確保、自宅療養者の生活支援 等)、医療施設等の運営(大阪コロナ重症センター 等)	137,889,245
■ 府民の感染防止対策・リスクコミュニケーション		
飲食店等における感染防止対策	感染防止宣言ステッカーシステムや大阪コロナ追跡システムの運営及び実効性確保に向けた飲食店への現地調査等を実施。	55,495
■ 事業継続支援		
国内旅行の観光消費の喚起	対象となるプランの利用に対してクーポンを配布することにより、観光需要を喚起するキャンペーンを実施。	550,000
商店街の活性化	商店街において、新しい生活様式に沿った「モデル創出」に取組み、成果を普及 等	28,805
文化芸術活動への支援	公演・展示にかかる施設使用料補助、公演機会の創出、文化芸術の魅力発信	294,000
中小企業のDX支援	中小企業のDX推進に向けた人材育成講座・専門家派遣の実施、初期の研究開発への助成 等	60,188
中小企業向け制度融資(コロナ関連)	制度融資(新型コロナウイルス感染症関連融資)を実施	891,326,500 の内数

■ 学校での対策		
事業名	概要	予算額※
スマートスクールの推進	府立高校等に児童生徒1人1台の端末整備、ICT環境整備 等	1,973,684
スクールカウンセラーの配置	児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教職員への助言・援助等を実施するため、スクールカウンセラーを配置	430,939
スクールサポートスタッフ等の配置	臨時休業等による学習の遅れを取り戻すため、スクールサポートスタッフ・学習支援員を配置	453,079
■ 高齢者施設等での対策		
福祉施設における感染防止策の推進	介護施設等の個室化改修、簡易陰圧装置・換気設備の設置、衛生用品購入等かかり増し経費の補助、応援職員派遣体制の整備 等	4,582,833
■ 雇用対策		
民間人材サービス事業者と連携した緊急雇用対策	緊急雇用対策特設HP「にであう」の機能強化、事業者の採用意欲向上に資するための支援金支給 等	2,585,676
就職に向けた支援	女性、若者、高齢者などをターゲットとした就職支援、人材不足業界への公共職業訓練を通じた就職支援、企業とのマッチング支援、求職者向けセミナー開催 等	2,279,609
■ 生活者支援		
若年者層向けSNS相談の実施	自殺対策を強化するため、40歳未満の若年者層に対して、SNS相談を実施	25,638
女性のためのSNS相談窓口の開設	コロナ禍において課題を抱える女性に対する相談体制の充実	6,311
社会課題解決活動支援	コロナ禍で顕在化した社会的課題に対し、民間・NPO法人などと連携し、早期に解決する取組みを推進	2,787
ウィズコロナ、ポストコロナに対応した地域活動モデルの開発	ウィズコロナに加え、ポストコロナも見据えた府民の孤立や不安解消のための地域活動を行う団体に対して助成	40,000

■ その他の取組み		
事業名	概要	予算額※
感染症対策研究の推進	大阪府立大学・大阪市立大学において、感染症に関する調査研究を実施	34,900
非常勤職員の緊急雇用	就労機会を失った者に対する支援として、非常勤職員を雇用	64,710
庁内テレワークの推進	ニューノーマル時代の新しい生活様式の実践が求められている中、緊急時だけでなく職員が「どこでも職場と同様に働く」ことができるよう、環境整備を実施	175,429

■ 医療関連		
事業名	概要	予算額※
ワクチン接種体制の確保	府による集団接種会場の運営や個別接種促進等の支援 等	20,990,453
相談・検査体制の整備・充実	相談体制の充実強化(自宅待機SOS、自殺相談窓口、SNS相談窓口等)、検査体制の整備(スマホ検査センターの運営、医療機関等へのPCR検査機器補助、無料検査事業の実施 等)	54,508,703
医療・療養体制の確保	医療機関への支援(病床確保経費補助、医療機器等の整備補助、クラスターが発生した医療機関への専門家派遣 等)、医療従事者への支援(特殊勤務手当の支給、助け合い基金を活用した支援金贈呈 等)、入院・療養体制の確保(宿泊療養施設の健康管理体制確保、軽症者宿泊施設確保、自宅療養者の生活支援 等)、医療施設等の運営(大阪コロナ重症センター、入院患者待機ステーション、大阪コロナ大規模医療・療養センター) 等	292,541,214
■ 府民の感染防止対策・リスクコミュニケーション		
飲食店等における感染防止対策	感染防止認証ゴールドステッカー等の運営や実効性確保に向けた飲食店への現地調査等を実施	1,079,825
■ 事業継続支援		
国内旅行の観光消費の喚起	府内に観光客を呼び込み、府域内を周遊させる仕組みを構築し、府内全域での観光消費を促進	1,000,000
商店街の活性化	オンラインショップや大阪府商店街ポータルサイトを活用し府内商店街のデジタル化の推進等、国の「がんばろう！商店街事業」と連動したイベント実施 等	412,218
文化芸術活動への支援	公演・展示にかかる施設使用料補助、公演機会の創出、文化芸術の魅力発信	444,000
新事業展開チャレンジ支援	中小・小規模事業者の新事業展開を、計画策定から実行段階までの課題解決に向けて伴走支援	44,000
中小企業のDX支援	中小企業のDX推進について、課題に応じた講座・伴走支援の実施、初期の技術開発への助成 等	26,658
中小企業向け制度融資(コロナ関連)	制度融資(新型コロナウイルス感染症関連融資)を実施	752,880,500 千円の内数

■ 学校での対策		
事業名	概要	予算額※
スマートスクールの推進	府立高校等に児童生徒1人1台の端末整備、GIGAスクール運営支援センター設置(ネットワーク障害等の問合せに対応)等	3,447,481
スクールカウンセラーの配置	児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教職員への助言・援助等を実施するため、スクールカウンセラーを配置	460,155
■ 高齢者施設等での対策		
福祉施設における感染防止策の推進	介護施設等の個室化改修、簡易陰圧装置・換気設備の設置、衛生用品購入等かかり増し経費の補助、応援職員派遣体制の整備等	6,601,621
■ 雇用対策		
民間人材サービス事業者と連携した緊急雇用対策	緊急雇用対策特設HP「にであう」の機能強化、事業者の採用意欲向上に資するための支援金支給等	3,630,158
DX人材の活躍推進	DXスキル習得に関する総合案内窓口「DX人材ラボ」の設置	10,000
■ 生活者支援		
居住安定確保の促進	住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、低額所得者等)が安心して住まいを確保できるよう、市区町村単位の居住支援協議会設立の促進など体制構築を支援	28,346
女性のための相談・支援	ドーンセンターでの相談窓口や交流の場の提供、SNS相談の実施等	20,003
若年層の自殺対策強化	若年層向けSNS相談の実施、自殺防止の呼びかけと相談窓口周知の広報啓発等	58,552
ウイズコロナ、ポストコロナに対応した地域活動モデルの開発	ウイズコロナに加え、ポストコロナも見据えた府民の孤立や不安解消のための地域活動を行う団体に対して助成	40,000
社会課題解決活動支援	コロナ禍で顕在化した社会的課題に対し、民間・NPO法人などと連携し、早期に解決する取組みを推進	2,787
■ その他の取組み		
感染症対策研究の推進	大阪公立大学において、感染症に関する調査研究を実施	31,219

これまでの補正予算・予備費対応

※2月補正予算除く

令和元年度

予備費(2/21・3/27 施行)

○感染症外来協力医療機関向け機器整備、PCR装置整備費補助、相談窓口の設置費用 など

1億4千万円
(府負担7千万円)

6号補正(3/26 専決)

○児童養護施設等への衛生用品の配布、府有施設のキャンセル料補てん、
緊急小口資金特例貸付(約20億円増額)、放課後等デイサービス利用者負担軽減 など

35億円
(府負担1億7千万円)

令和2年度

1号補正(3/26 専決)

○空床病床の確保、入院医療費等の公費負担、医療機器等の整備 など
○府立支援学校等の臨時休業に伴う学校給食費負担 など

39億円
(府負担22億円)

2号補正(4/8 専決)

○軽症者等の宿泊施設の確保、稼働非稼働病床の確保、医療機関への衛生用品等の供給 など

116億円
(府負担99億円)

3号補正(4/14 専決)

○デリバリーサービスによる外出自粛促進、児童生徒等への学習支援(図書カード配布)、
高齢者等見守り支援、「子どもの悩み相談フリーダイヤル」の体制強化 など

26億円
(府負担26億円)

4号補正(4/27 議決)

○受入れ体制の整備、医療従事者への特殊勤務手当支給、コロナ追跡システムの構築 など
○休業要請支援金(府・市町村共同支援金)、中小企業等の資金繰りの支援、
クラスター対策協力事業者への支援、無観客ライブ配信等に対する支援 など

4,139億円
(府負担292億円)

5号補正(5/26 議決)

○軽症者等の宿泊施設の確保、介護施設等の感染拡大防止対策(多床室の個室化等)
○緊急小口資金特例貸付(約30億円増額)、府立学校のICT化の推進 など
○感染収束を見据えた需要喚起に向けた取組み(商店街支援、観光プロモーションなど)

130億円
(府負担26億円)

6号補正(5/26 議決)

○休業要請外支援金、府立高校等でのオンライン授業の実施

302億円
(府負担302億円)

予備費(6/10 施行)

○「大阪の人・関西の人いらっしやい！」キャンペーン

3億円
(府負担3億円)

これまでの補正予算・予備費対応

令和2年度

7号補正(7/1 専決)

- 大阪コロナ重症センター整備、感染症患者専用病院の整備、地域外来・検査センターの設置 医療従事者等への慰労金、新型コロナウイルス助け合い基金 軽症者等の宿泊施設の確保 など
- 大阪大会の開催支援、休業要請外支援金の増額・申請期間の延長 など

4,314億円
(府負担16億円)

8号補正(8/21 議決)

- 営業時間短縮協力金負担金(ミナミ地区)、中小企業向け融資資金貸付金

421億円
(府負担なし)

9号補正(9/3 専決)

- 少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業費補助金

14億円
(府負担なし)

10号補正(9/30 議決)

- インフルエンザワクチン接種の無償化、軽症者等の宿泊施設の確保 など
- 民間人材サービス事業者と連携した緊急雇用対策、飲食店等高機能換気設備等の導入など
- 社会課題解決のためのNPO等活動支援、府民への相談体制の強化、修学旅行キャンセル負担 など

3,162億円
(府負担48億円)

11号補正(12/21 議決)

- 少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業費補助金

13億円
(府負担なし)

12号補正(12/4 議決)

- 営業時間短縮協力金負担金(北区・中央区)

88億円
(府負担12億円)

13号補正(12/21 議決)

- 営業時間短縮協力金負担金(大阪市内全域)

278億円
(府負担36億円)

14号補正(1/8 専決)

- 営業時間短縮協力金負担金(大阪市内全域延長分)

253億円
(府負担28億円)

15号補正(1/20 専決)

- 大阪府営業時間短縮協力金(大阪府域)

1,655億円
(府負担なし)

予備費(1/26 施行)

- 軽症者等の宿泊施設の確保

7億円
(府負担7億円)

予備費(2/16 施行)

- 健康医療部人件費

2億円
(府負担2億円)

16号補正(3/9 議決)

- 国第三次補正予算(経済対策)に伴う対応(感染拡大防止策、生活福祉資金貸付)

765億円
(府負担なし)

18号補正(3/24 議決)

- 大阪府営業時間短縮協力金(大阪府域延長分)

470億円
(府負担なし)

これまでの補正予算・予備費対応

令和3年度

1号補正(3/24 議決) ○大阪府営業時間短縮協力金(大阪市内全域)	537億円 (府負担なし)
2号補正(4/20 専決) ○感染拡大防止対策、大阪府営業時間短縮協力金(大阪府域)、女性への支援の強化 など	1,653億円 (府負担89億円)
予備費(4/30 施行) ○飲食店見回り調査	2億円 (府負担2億円)
3号補正(6/9 議決) ○大阪府営業時間短縮協力金(大阪府域)、大規模施設等協力金、軽症者等の宿泊施設の確保 など	2,968億円 (府負担30億円)
4号補正(6/9 議決) ○飲食店第三者認証制度、宿泊事業者による感染防止対策等への支援	34億円 (府負担なし)
5号補正(7/9 議決) ○大阪府営業時間短縮協力金(大阪府域)、大規模施設等協力金、ワクチン接種促進支援 など	2,692億円 (府負担75億円)
予備費(8/30 施行) ○飲食店第三者認証制度	6億円 (府負担6億円)
6号補正(9/14 専決) ○大阪コロナ大規模医療・療養センター(仮称)設置・運営	33億円 (府負担なし)
7号補正(10/11 議決) ○空床病床・宿泊施設の確保、大阪コロナ大規模医療・療養センター(仮称)設置・運営、大阪府営業時間短縮協力金、中小企業等一時支援金、おおさか観光支援事業、ゴールドステッカー認証施設利用促進、交通事業者の感染防止対策支援など	3,556億円 (府負担50億円)
8号補正(12/17 議決) ○民間人材サービス事業者と連携した緊急雇用対策	12億円 (府負担なし)
9号補正(12/17 議決) ○ワクチン・検査パッケージ制度等に基づく無料検査事業	80億円 (府負担なし)
10号補正(3/8 議決) ○国第一次補正予算(経済対策)に伴う対応(感染拡大防止策、経済活動の再開と危機への備え)	449億円 (府負担3億円)
12号補正(3/8 議決) ○施設内療養を行う高齢者施設への支援	77億円 (府負担24億円)
予備費(3/29 施行) ○大阪マラソン一般部門中止に伴う返金等対応	1億円 (府負担1億円)
予備費(3/30 施行) ○商工労働部人件費	250万円 (府負担250万円)

1号補正(3/31 専決) ○施設内療養を行う高齢者施設への支援	67億円 (府負担22億円)
2号補正(6/9 議決) ○ひとり親家庭への臨時特別給付金	1億円 (府負担なし)
3号補正(6/9 議決) ○府立学校における感染症対策	7億円 (府負担なし)
5号補正(8/24 専決) ○観光産業の早期回復に向けた大阪の魅力発信	2億円 (府負担なし)
6号補正(10/26議決) ○インフルエンザワクチンの無償化、抗原定性検査キットの確保、休日等の診療・検査体制の整備、オンライン診療体制の整備 など	1,203億円 (府負担255億円)
8号補正(11/1議決) ○観光関連事業者への支援	37億円 (府負担なし)
9号補正(12/20議決) ○施設内療養を行う高齢者施設への支援、観光関連事業者への支援 など	292億円 (府負担45億円)

I (2) 成長産業の振興等 (ライフサイエンス)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイエンス分野での大学・研究機関、産業が集積に強み ・グローバル化競争の中での競争激化 -世界の医薬品市場シェアにおける日本シェアの減少 ・他地域への製薬企業の流出 -製薬企業本社機能、研究機能の圏外流出 ・バイオベンチャーによる研究成果の産業化が未成熟 ・今後の成長市場として、裾野の広い健康・医療関連産業について注力 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略目標の明確化等 -産学官のオール大阪での戦略目標の明確化と推進体制の構築 -各機関が主体的にプロジェクトに取組む共通の戦略(アクションプラン)の策定 ・戦略的な司令塔機能と、事業推進や情報発信を総合的に行う仕組みづくり -ヘッドクォーター体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪バイオ戦略推進会議の設立 -知事・大阪商工会議所会頭・千里ライフサイエンス振興財団理事長の呼びかけで産学官トップが参画する「大阪バイオ戦略推進会議」(2008年9月設置)を設立 ・「大阪バイオ戦略」策定 -世界トップクラスのバイオクラスター形成を目標に、構成機関の具体的な取組をアクションプラン(大阪バイオ戦略)として合意形成し、実行(2008年に策定、以後毎年度改訂⇒2018年3月に総括を行い終了) ・特区指定 -国際戦略総合特区地域指定(2011年) -関西圏国家戦略特別区域指定(2014年) ・大阪バイオ・ヘッドクォーター体制の構築 -府担当課が大阪バイオ・ヘッドクォーターの事務局として、研究機関等が集積する北大阪地域に本拠を置き、現地性を高め戦略の立案・フォローアップ・ワンストップ窓口・総合調整機関として活動 ・「大阪の成長戦略(2018年3月改訂版)」の重点化を図る分野に位置付け -「健康・医療関連産業の世界的クラスター形成」 ・大阪健康・医療関係機関実務責任者会議の設置 -大阪バイオ戦略推進会議構成機関の実務責任者がより密な意見交換・情報提供を行う場として「大阪健康・医療実務責任者会議」を設置(2018年4月) ・新たな拠点の形成 -北大阪健康医療都市 「循環器疾患分野の予防・医療・研究で世界をリードする地域に」 -未来医療国際拠点(中之島) 「未来医療の臨床研究から実用化・産業化までを一貫して推進する世界に開かれた国際拠点」 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西イノベーション国際戦略総合特区で重点分野の一つとして提案し、地域採択 -医薬品・医療機器総合機構(PMDA)関西支部の設置(2013年10月) テレビ会議システムによる対面助言開始(2016年6月) テレビ会議システムの機能拡充(2017年11月・2019年7月) -彩都ライフサイエンスパークへの企業誘致(20/20区画) ・オールジャパンの創薬支援ネットワークの本部機能の(独)医薬基盤研究所(彩都)への設置 ⇒日本医療研究開発機構(AMED)が設立され、うめきたに設置された創薬支援戦略部(現、創薬戦略部)西日本統括部が、創薬支援ネットワークの本部機能を担う(2015年4月) ・「大阪バイオファンド」創設(2010年3月) -組成金額11.2億円 -自治体と製薬企業等が一体となり組成した全国初のバイオファンド -実績:9社11件/総額約8.4億円を投資うち、7社9件売却(総額約21.3億円)(2022年3月末時点) ・「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」を厚生労働省、(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所、府で取りまとめ(2017年3月) →2023年3月に健都イノベーションパーク内に開所予定。 ・未来医療国際拠点基本計画(案)の策定(2018年3月) -大阪府と民間企業等21者により(一財)未来医療推進機構設立(2019年11月) -京都大学iPS細胞研究財団の進出決定(2021年6月) -開発事業者において未来医療国際拠点建設工事着手(2021年11月)

■ 経過

	～2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022～	
彩都ライフサイエンスパーク	04年 まちびらき 04年 06年 08年 バイオインキュベータ開設 バイオヒルズセンター開設 バイオイノベーションセンター開設 14年 全区画進出 事業者決定				18年 シエイテックコーポレーション上場	19年 ステムリム上場	20年 ファンベップ、クリングルファーマ上場	21年 マイクロ波化学上場		
北大阪健康医療都市（健都）		15年3月 基本計画策定	16年8月 進出企業募集開始	17年3月 国立健康・栄養研究所進出決定	17年3月 ニプロ進出決定		19年7月 国立循環器病研究センターオープン	21年1月 エア・ウォーター進出決定	22年4月 健都イノベーションパークミズビル開業	23年3月 国立健康・栄養研究所開所予定
中之島未来医療国際拠点					18年3月 基本計画策定		19年12月 基本合意書締結	21年6月 京都市大学の細胞研究財団の進出決定	21年11月 建設工事着手	24年春 開業予定

■ 拠点一覧



彩 都 2004年彩都サイエンスパークがまちびらき
(茨木市、箕面市)

- ◆ 創薬等の研究開発の拠点
- ◆ 医薬品関連企業やバイオベンチャーの集積

○ バイオベンチャーの成果
2019年度 1社、20年度 2社、21年度 1社が
上場

【中核機関等】
・大阪大学/同大学医学部附属病院
・医薬基盤研究所

中之島 (未来医療国際拠点)

2024年春拠点オープンをめざす
(大阪市北区)

- ◆ 再生医療をベースに、ゲノム医療や人工知能・IoTの活用等、今後の医療技術の進歩に即応した最先端の「未来医療」の産業化を推進する拠点



提供：中之島4丁目用地における
未来医療国際拠点開発事業者



健 都

(吹田市、摂津市)

- ◆ 循環器疾患分野の予防・医療・研究で世界をリードする拠点
- ◆ 「健康・医療」に関連する企業等の集積

【中核機関等】
・国立循環器病研究センター
・国立健康・栄養研究所 (2023年3月末移転完了予定)

今後、各拠点の形成を進めつつ、京阪神の
拠点を含めた連携を推進

■各拠点の取組み (①彩都ライフサイエンスパーク)

医薬基盤研究所の開設を契機に、約10年間をかけて、ライフサイエンス分野の企業等が集積するとともに、3棟のインキュベーション施設が整備され、重要な産業拠点に成長。

「創薬等」をコンセプトとした医薬基盤研究所など研究開発施設等（全20区画）が集積。

彩都バイオインキュベータ (I期棟)	彩都バイオイノベーション センター (II期棟)	(参考) 彩都バイオヒルズセンター
		
公設民営レンタルラボ		民設民営（公認）レンタルラボ
整備：中小企業基盤整備機構 運営：バイオ・サイト・キャピタル(株) 開設：2004.7 ラボ：34室 その他：1階部分に動物実験施設	整備：中小企業基盤整備機構 運営：バイオ・サイト・キャピタル(株) 開設：2008.10 ラボ：18室+1フロアー その他：4階部分に治験薬製造施設	整備：八洲薬品(株) 運営：バイオ・サイト・キャピタル(株) 開設：2006.4 ラボ：9室
入居企業（2021年8月1日現在）16社 ・アルファメッドサイエンティフィック株式会社 ・アンジェス株式会社 ・KAGAMI株式会社 ・株式会社キャンサーシステムテック ・クリングルファーマ株式会社 ・GLOVACC株式会社 ・サラヤ株式会社 ・株式会社ジーンデザイン ・有限会社新成化学 ・株式会社ステムリム ・ナノブリッジ合同会社 ・脳科学香料株式会社 ・バイオメディカ・ソリューション株式会社 ・BioLegend Japan 株式会社 ・ルクサナバイオテック株式会社 ・Repertoire Genesis株式会社	入居企業（2022年12月1日現在）10社 ・株式会社アイビー ・株式会社エピトープサイエンス ・株式会社Office NC ・株式会社ジーンデザイン ・株式会社ソフセラ ・ナガノサイエンス株式会社 ・日本バリデーション・テクノロジーズ株式会社 ・株式会社理研ジエネシス BNA部 ・ピップ株式会社 ・株式会社ミリオン	入居企業（2022年6月1日現在）8社 ・イクエイターセラピューティクスジャパン合同会社 ・KAGAMI株式会社 ・株式会社京都創薬研究所 ・住友ファーマ株式会社 ・株式会社ハカレル ・ピップ株式会社 ・株式会社プロテオバイオロジクス ・株式会社毛髪クリニックリーブ21

■各拠点の取組み（②北大阪健康医療都市）

- 北大阪健康医療都市（健都）では、国立循環器病研究センターや、健都イノベーションパーク内に移転が決まった国立健康・栄養研究所を中心とした、健康・医療のクラスター形成を推進。



出典：北大阪健康医療都市（健都）HP

■各拠点の取組み (②北大阪健康医療都市)

健都が目指す産学官民の連携 (全体像)

- ◆「新事業の創出」と「新たなライフスタイルの創造」で国際級の複合医療産業拠点へ
- ◆多様な実証フィールドが所在する健都の魅力を活かし、実証等を通じてユーザー目線の製品・サービスを生み出す

健康・医療クラスター形成

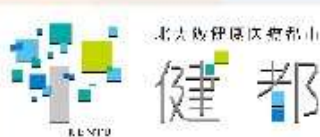
オープン・イノベーションの推進



OIL・イノベーションパーク
健都外企業、地域企業等



国循、健栄研、大学等



健康・医療のまちづくり

まちぐるみでの健康増進・地域活性化



住民



健都レールサイド公園
健都ライブラリー
明和池公園等

大阪府
**産学連携
コーディネート窓口**

- ・健都内外の産学連携推進
- ・連携や交流に関するイベントや事業の企画等

フィールド活用事例の発信・提案
実証、モーターの依頼

国際
**共創機能
(コーディネーター)**

住民ニーズを踏まえたモーター、モーター事業
住民ニーズの提案、フィールド提供

大阪府
**健都ヘルスラボ
サポーターズ (仮称)**

- ・会員制度管理、会員獲得
- ・住民ニーズの把握・集約
- ・実証フィールドの新規開拓

“健都” 共創支援オフィス (仮称)

世界トップレベル
の研究環境整備

〔データ基盤・AIセンター、
バイオネットワーク等〕

産学連携
環境整備

〔異分野融合、事業化支援、
連携コーディネート等〕

住民と産学
のマッチング促進

〔セミナー・イベント、
モニター・実証の企画等〕

2021年度 (R3)

2022年度 (R4)

2023年度 (R5)

2024年度 (R6)

2025年度 (R7)

●アライアンス棟Open(健栄研移転)

●コアR/I/A・ウォーターOpen

●大阪・関西万博

スケ
ジュール
(予定)

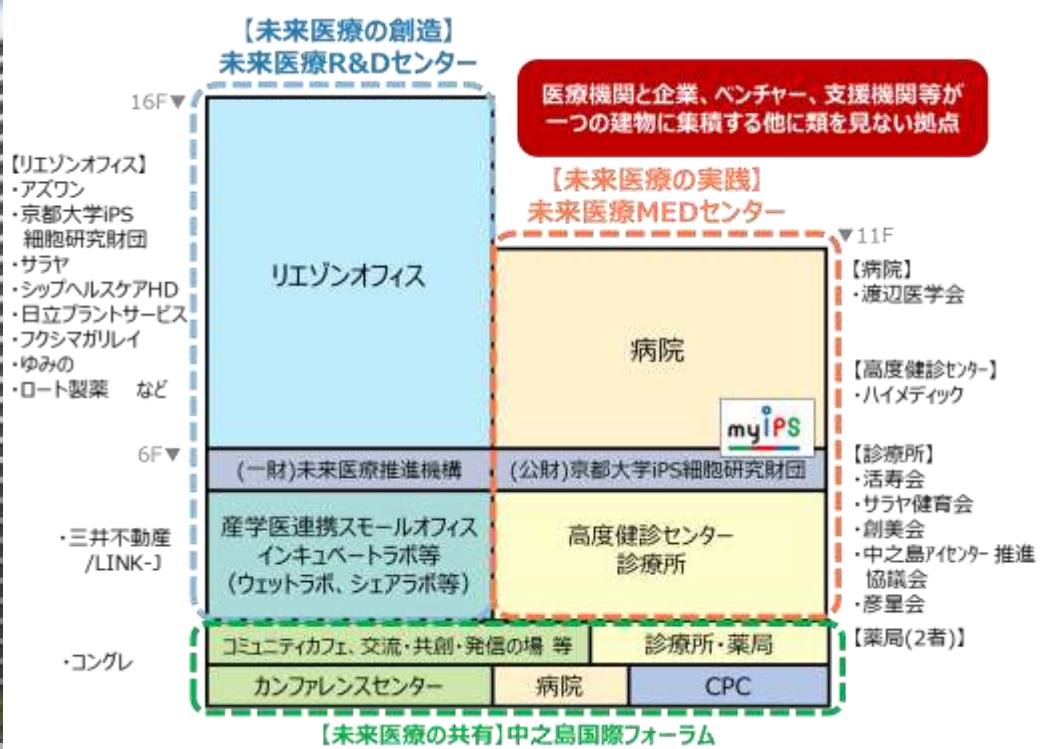
サポーターズ制度構築
産学連携コーディネート窓口構築
共創支援オフィス運用・体制整備/法人化検討

一体的運用

産学官民による共創の取組推進
自立化に向けた取組推進(法人化含む)

■各拠点の取組み (③中之島未来医療国際拠点)

- ❑ 2018年3月、未来医療国際拠点基本計画（案）を策定。（2018年8月変更）
- ❑ 2019年11月、拠点運営の核となる「（一財）未来医療推進機構」を設立。
- ❑ 2020年1月、市と未来医療国際拠点の整備を担う開発事業者が定期借地権設定契約を締結。
- ❑ （一財）未来医療推進機構において、入居する事業者の募集を進め、順次、入居事業者が決定。
- ❑ 2021年8月、建築確認が完了、11月から建設工事に着手。



■各拠点の取組み（③中之島未来医療国際拠点）

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

大阪府

機構

開発事業者

春

施設オープン

拠点の実現、安定的な拠点運営に向けた環境整備

再生医療産業化推進事業
(情報発信等のあり方の検討)

リエゾンオフィス募集 等

未来医療の産業化推進に必要な機能の検討
(企業等を支援するワンストップサービス、交流・共創・発信の仕組み、
産学医連携ベンチャーエコシステム、医療連携(拠点内外) 等)

実施
設計

施設整備工事

●着工(杭打ち)

●竣工

2025年

2030年

□再生医療の実用化がスタート

- ・未来医療国際拠点における「my iPS細胞」の開発製造、供給開始
- ・細胞・組織の安定供給システム構築
(組織採取→培養製造→輸送→治療)
- ・再生医療に携わる企業等を支援するプラットフォームの構築

□再生医療の普及と産業化の進展

- ・再生医療技術を核とした先端医療の普及と産業化モデルの確立
- ・再生医療技術に関して、世界からの認知を受け、大阪へ投資が向かうグローバル産業として成長

□再生医療の提供による国際貢献

- ・国内外の患者が、再生医療に容易にアクセスできる環境整備
- ・外資系企業・研究所、専門人材等の集積

■ 関連指標

■ 府県別医薬品製造業事業所数

	医薬品製造業
東京都	160
大阪府	136
富山県	77
埼玉県	72
兵庫県	60
奈良県	57
愛知県	42
神奈川県	47
静岡県	39
滋賀県	41

■ 府県別医療機器関連事業所数

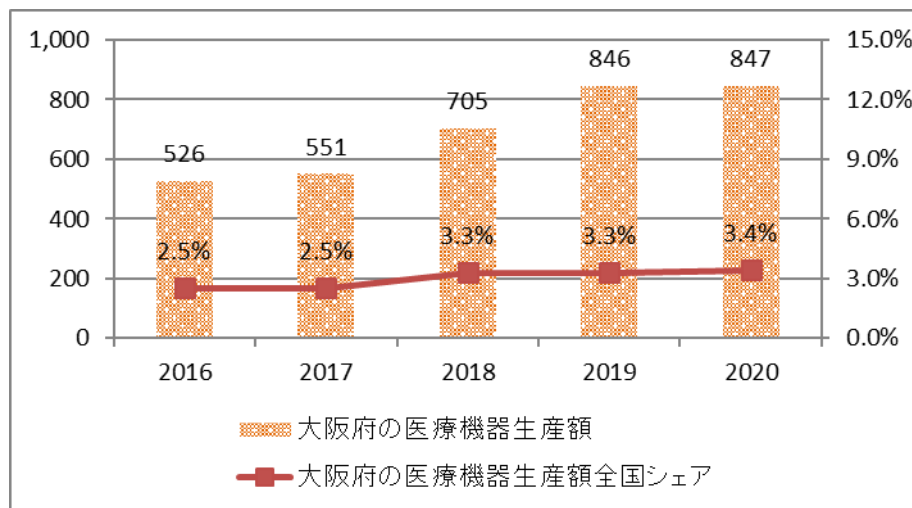
	医療用機械器具・医療用品製造業
東京都	517
埼玉県	263
大阪府	193
愛知県	144
神奈川県	110
長野県	95
静岡県	97
千葉県	81
兵庫県	69
栃木県	80

出典：H28経済センサス

■ 大阪府の医薬品生産額・全国シェアの推移



■ 大阪府の医療機器生産額・全国シェアの推移



(注) 2019年1月分の調査より、調査客体から製造業者が除外されたため、旧調査と比較して生産金額が大幅に増減する都道府県が生じている。

出典：薬事工業生産動態統計調査（H28-R2）

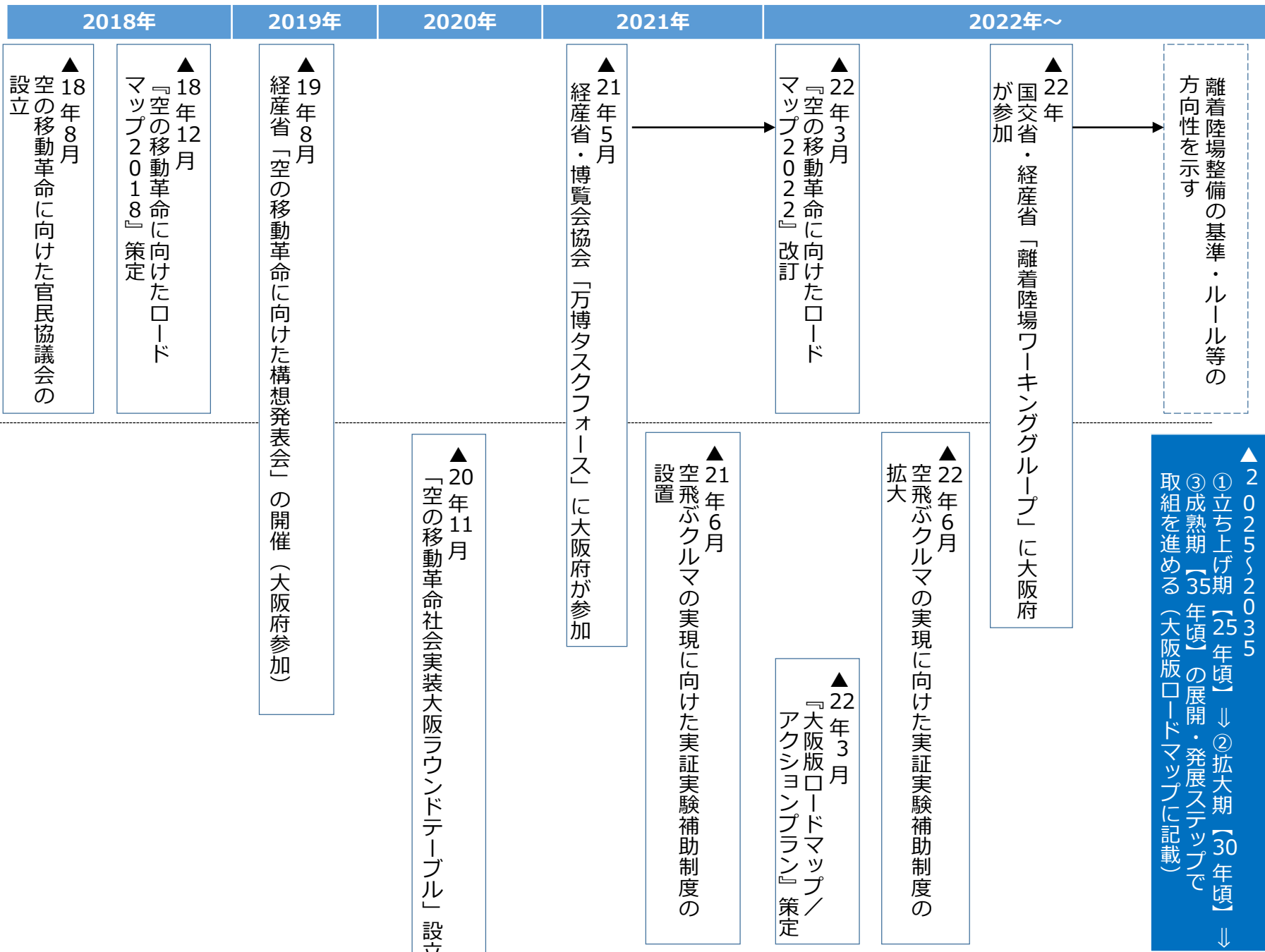
I (2) 成長産業の振興等 (空飛ぶクルマ)

< Why >	< Vision >	< What >	< Outcome >
<p>・空飛ぶクルマは、都市交通、観光、医療や災害対策などでの活用が見込まれるとともに、イノベーションの創出など、大阪の産業・経済の起爆剤としても期待されている。</p> <p>・国のロードマップ（2018年12月策定）が示す2030年代以降の空飛ぶクルマの「実用化の拡大」に向け、2025年に開催される大阪・関西万博は、国民共通の格好のマイルストーンであり、多くの人々に空飛ぶクルマを体験してもらう絶好の機会。</p> <p>・万博でのレガシーを承継し、空飛ぶクルマのさらなる普及・拡大による大阪・関西の発展をめざす。</p>	<p>ビジョンとして「空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市」を掲げ、『新たなモビリティを活用したビジネスモデルを創造する都市として着実に発展していく』というイメージを事業者と共有し、事業展開・発展のステップを「立ち上げ期」「拡大期」「成熟期」の3段階を設定。</p> <p>①「立ち上げ期」（2025年頃） 万博を当面の共通目標に据え、パイロット搭乗による定期路線の商業運航を実現し、多くの人々が空飛ぶクルマを身近に体験し、その姿の世界への発信をめざす。</p> <p>②「拡大期」（2030年頃） 自動・自律による無人飛行やオンデマンド運航へ都心部も含め移行し、日常における利用拡大とともに、サービスを支える関連ビジネスやイノベーションが進展することをめざす。</p> <p>③「成熟期」（2035年頃） 機体の大型化・多様化・量産化、サービスの広域化により、日常的な移動での利用が浸透し、府民生活のQOL（Quality of Life：生活の質）の向上、大阪の産業経済の発展につなげていくことをめざす。</p>	<p>・国における制度設計・ルール作りに資する、実務的協議や実証実験等を精力的に進め、具体的かつ現実的な課題の抽出や提案を行う場として、「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」設立（2020年11月）</p> <p>・「大阪での空飛ぶクルマの実現に向けた実証実験補助金」設立（2021年度）</p> <p>・経済産業省、博覧会協会による「万博タスクフォース」に参加（2021年度）</p> <p>・大阪市、(株)SKyDriveと連携協定締結（2021年9月）</p> <p>・空の移動革命社会実装に向けた「大阪版ロードマップ／アクションプラン」策定（2022年3月）</p> <p>・国の「離着陸場ワーキンググループ」に参画（2022年度）</p> <p>・補助金の補助対象事業の範囲を拡大（2022年度）</p> <p>・社会受容性向上に向けた取り組み（絵画コンクール、シンポジウム、動画コンテンツの作成、等）を実施（2022年度）</p>	<p>・大阪ラウンドテーブルに78社の事業者が参画（2022年11月現在）</p> <p>・補助金による事業者支援 2021年度:5件採択（計15社参画） 2022年度:8件採択（計34社参画）</p> <p>・政府の「万博アクションプランVer.2」に万博までの具体的な工程が掲載</p>

■経過

《 国 》

《 府 》



離着陸場整備の基準・ルール等の方向性を示す

▲2025～2035
①立ち上げ期【25年頃】↓②拡大期【30年頃】↓
③成熟期【35年頃】の展開・発展ステップで取組を進める（大阪版ロードマップに記載）

■ 空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル (2020.11.17設立)

○2025年大阪・関西万博での空飛ぶクルマの商用運航、並びに2030年代の実用拡大（空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市の実現）をめざし、国における制度設計・ルール作りに資する、実務的協議や実証実験等を精力的に進め、具体的なかつ現実的な課題の抽出や提案を行うことを主な目的の一つとして、「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」を設立。

○大阪でのビジネスプラン実現をめざす事業者を中心に、産官学が協力・連携して、国（国交省・経産省）や国際博覧会協会、大阪市とも情報共有、機能分担しながら一体性を確保しつつ、取組みを推進。



Mission II (Green Tableのミッション) ※22社・団体

■ **事業者間での共創・協業を促し、アイデアのかけ合わせにより新たな事業やサービスを生み出す**

- IMV(株)/NTN(株)/(地独)大阪産業技術研究所/各務原航空機器(株)/
- (株)長大/空港施設(株)/(株)ケーエヌエフジャパン/(株)建設ニュース
- SKYPORTS LIMITED/(株)フツパー/スカイリンクテクノロジーズ(株)/
- ダッソー・システムズ(株)/中央復権コンサルタンツ(株)/(株)テクノスヤシマ
- 日本気象(株)/日本コンピューターネット(株)/(株)日本旅行/
- パシフィックコンサルタンツ(株)/Fortem Technologies, Inc.
- (株)ブルーストーンリンクアンドサークル/メトロウェザー(株)/(株)レイメイ

Mission I (Blue Tableのミッション) ※56社・団体 (非公表含む)

■ **国の「空の移動革命に向けた官民協議会」と連携し制度設計等に向けた議論を加速する**

機体メーカー

- ASKA
- (株)SkyDrive
- テトラ・アビエーション(株)
- (株)プロドローン
- ベルヘリコプター(株)
- 川崎重工業(株)
- (株)SUBARU
- (株)スカイワード・オブ・モビリティーズ
- Volocopter GmbH
- Vertical Aerospace

サービスサプライヤー (商社)

- 伊藤忠商事(株)
- 住友商事(株)
- 三井物産(株)
- 丸紅(株)

保険

- あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- 損害保険ジャパン(株)
- 東京海上日動火災保険(株)
- 三井住友海上火災保険(株)

インフラ (運航管理システム)

- (株)NTTドコモ
- KDDI(株)
- 日本電気(株)
- Terra Drone(株)
- (株)FaroStar
- (株)ソニック

サービスサプライヤー (運行会社)

- ANAホールディングス(株)
- 日本航空(株)
- (株)AirX
- 朝日航空(株)
- 小川航空(株)
- 学校法人 ヒラタ学園

コンサル・金融

- デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社
- PwCコンサルティング 合同会社
- DRONE FUND
- (株)りそな銀行

インフラ (ポート)

- エアモビリティ(株)
- エアロファシリティ(株)
- ENEOSホールディングス(株)
- (株)大林組
- オリックス(株)
- 兼松(株)
- 関西電力(株)
- 近鉄グループホールディングス(株)
- 京阪バス(株)
- 三精テクノロジーズ(株)
- 南海電気鉄道(株)
- 日本工営(株)
- 間口ホールディングス(株)
- 三菱電機(株)
- 森トラスト(株)

学識・専門機関・その他

- 慶應義塾大学大学院
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本医科大学千葉北総病院

Mission III (Orange Tableのミッション)

■ **多様な人々とオープンに意見交換を実施し、社会受容性の向上を図る**

■空飛ぶクルマに係る大阪ビジョンと実現に向けたステップ



空飛ぶクルマ都市型ビジネス創造都市



新たなモビリティとして空飛ぶクルマが社会生活の利便性向上に深く関わり
エアモビリティを活用したビジネスモデルを創造する都市として発展

2025年頃
＜立ち上げ期＞

2030年頃
＜拡大期＞

2035年頃
＜成熟期＞

展開
ステップ

パイロット搭乗／定期路線運航
(空飛ぶタクシー・娯楽・観光)

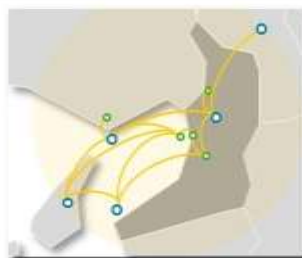
自動・自律飛行 (パイロットレス) /
オンデマンド運航へ段階的に移行

自律飛行・オンデマンド中心
機体の大型化・多様化・量産化

運航エリアの
拡大イメージ



万博会場を中心に
商用運航を開始



都市部中心を含む
商用運航が拡大



広範囲でネットワーク化された
商用運航を実現

ライフスタイルの
変化

万博を機に多くの人が
空飛ぶクルマを身近に体感

技術の進展により
日常的に使えるサービスに

空飛ぶクルマが
日常に溶け込むモビリティに

大阪の産業・経済
への影響

商用運航している姿を
世界に発信することで、
人材・企業・投資を呼込む

機体メンテ、スマート離着陸場運営、
自動航空管制、自動・自律飛行制御など、
周辺の関連ビジネス、イノベーションが進展

多様な空飛ぶクルマの運航を
支える仕組みとして、
大阪の産業経済が発展

※「大阪版ロードマップ」策定のコンセプト

大阪版ロードマップ（2022.3策定）



◆ 大阪において空飛ぶクルマを活用したビジネス展開をめざしている民間事業者の取組みを支援

【対象事業】「大阪版ロードマップ」に基づき大阪府域で行う実証実験などの取組み

【補助額】1件あたり上限1,000万円（R3年度は上限500万円）

【補助率】1 / 2 以内

R3年度：5件採択(申請7件)

事業区分	採択事業名	応募代表事業者
実証実験	1 大阪バイエリアにおける衝突回避技術を活用した空飛ぶクルマの自動管制実証	(株)FaroStar
	2 エアモビリティ統合運航管理プラットフォーム事業	三井物産(株)
調査・検討	3 大阪市内中心部における空飛ぶクルマの離着陸場利活用に向けた可能性調査	ANAホールディングス(株)
	4 顧客期待などの社会受容性の向上／運用性の検証／機体輸送性の調査	日本航空(株)
社会受容性向上	5 大阪バイエリアにおける、空飛ぶクルマによるエアタクシー事業性調査	(株)SkyDrive

(予算額：1,000万円)

R4年度：8件採択(申請15件)

事業区分	採択事業名	応募代表事業者
実証実験	1 エアモビリティ統合運航管理プラットフォーム事業 ※継続	三井物産(株)
	2 大阪周辺における空飛ぶクルマの最適な飛行経路と必要な装備品の検証	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン(株)
調査・検討	3 無人機管制システムによる大阪版空飛ぶクルマ運航シミュレーション ※継続	住友商事(株)
	4 大阪市内中心部における空飛ぶクルマの離着陸場利活用に向けた可能性調査 2.0	オリックス(株)
	5 大阪府内における離着陸場候補地の設置検討調査	兼松(株)
社会受容性向上	6 大阪における空飛ぶクルマ社会実装に向けた実証実験～大阪府民と共に空飛ぶクルマの世界を実現へ～	丸紅(株)
	7 大阪府内における空飛ぶクルマのある未来像啓発(社会受容性醸成)	(株)SkyDrive
	8 「空飛ぶクルマ出前授業」及び「フルサイズ機体モデル展示・試乗会」の開催	Volocopter GmbH

(予算額：3,000万円)

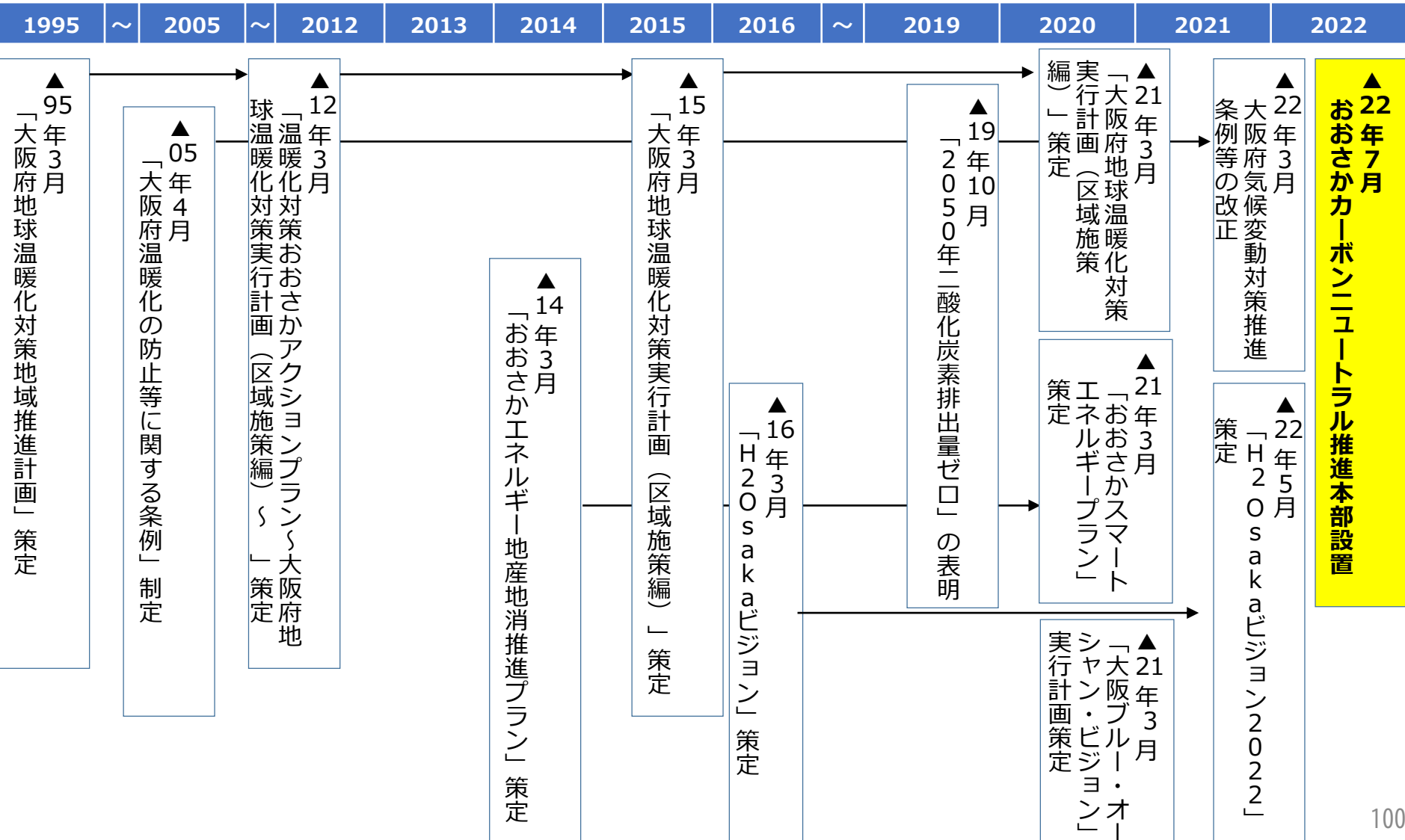
I (2) 成長産業の振興等 (カーボンニュートラル)

< Why >	< Vision >	< What >	< Outcome >
<p>○近年、世界各地で記録的な熱波やそれに伴う山火事が頻発し、日本でも暑さだけでなく、豪雨災害により毎年のように大きな被害が発生するなど、まさに気候危機と言うべき状況となっている。</p> <p>○パリ協定(2015年12月採択)では、平均気温の上昇を2℃高い水準を十分下回るとともに、1.5℃に抑える努力を追求することとされた。</p> <p>○国においては、2050年カーボンニュートラルをめざすことを2020年10月に宣言し、地域脱炭素ロードマップの策定やグリーンイノベーション基金の創設など、推進に向けた議論が加速しており、地域においても、取組みを進めることが喫緊の課題となっている。</p>	<p>○府は、政府に先駆けて、2019年10月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を表明し、この考え方に沿って、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減する目標を掲げている。</p> <p>○「2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ」は、従来の延長線上の取組みで達成できるものではなく、あらゆる主体が、脱炭素社会の将来像を共有し、一体となって思い切った気候変動対策に取り組むことが重要である。</p>	<p>○「大阪府地球温暖化対策実行計画」の策定(2021年3月)</p> <p>○「おおさかスマートエネルギープラン」の策定(2021年3月)</p> <p>○「H2Osakaビジョン2022」の策定(2022年5月)</p> <p>○カーボンニュートラル推進本部の設置(2022年7月) 万博をはじめ、大阪・関西の強みを生かし、2030年削減目標の達成に向け全庁一体となって取り組む。 (取組事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 脱炭素ビジネス <ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル技術開発・実証 ・エネルギー関連ビジネスの創出促進 ・環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発 ・中小企業スマートエネルギービジネス拡大 ・中小事業者LED導入促進 ➢ 行動変容 <ul style="list-style-type: none"> ・ZEH(ゼッチ)普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・消費行動促進 ・環境配慮消費行動促進インセンティブ調査検討 ・環境配慮型バス普及促進 ・ゼロエミッション車普及促進 ➢ 率先取組 <ul style="list-style-type: none"> ・府有施設の新築等時のZEB化の推進 ・公用車へのゼロエミッション車を中心とした電動車の導入 <p>○大阪府気候変動対策推進条例の改正施行(2023年4月全部施行)</p>	<p>○温室効果ガス排出量の削減 府域における2019年度の温室効果ガス排出量は、計画の基準年度である2013年度から約24%削減</p>

■ 経過

地球温暖化対策として、「大阪府地球温暖化対策実行計画」や再生可能エネルギーの普及拡大等をめざした「おおさかスマートエネルギープラン」、水素利用の拡大を目的とした「H2Osakaビジョン2022」等に基づく取組みを推進しており、2019年度の府域における温室効果ガス排出量は2013年度から約24%削減。

さらに、2019年10月に府として「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をめざすことを表明。取組みを強化するため、「大阪府気候変動対策推進条例」等を改正するとともに、全庁一体の「おおさかカーボンニュートラル推進本部」を設置。大阪・関西万博のインパクトを活かし、2050年までのカーボンニュートラルの実現をめざした各施策を推進している。

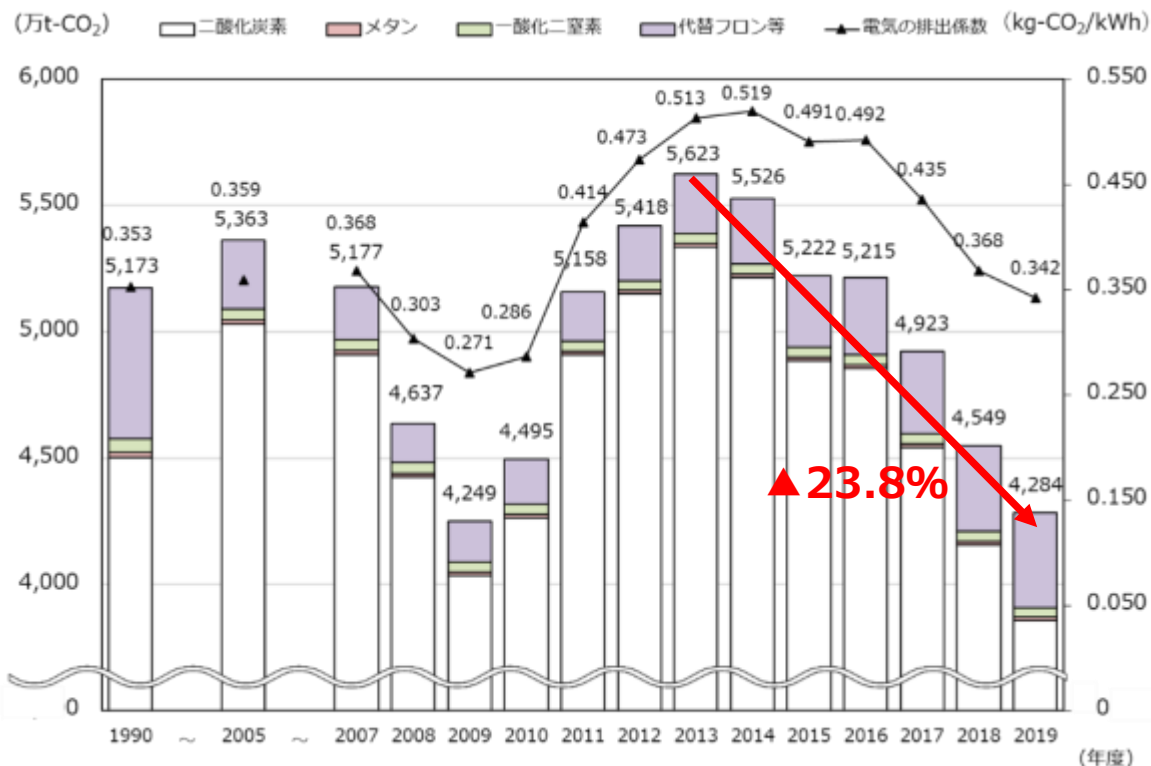


■府域における温室効果ガス排出量の推移・目標

大阪府域における温室効果ガス排出量は、2013年度は、東日本大震災の影響を受け火力発電の比率が高くなり、電気の排出係数が大きくなったこと等により、2005年度と比べて排出量が増加。2014年度以降は、電気の排出係数が小さくなっていること等の影響により概ね減少傾向。

2019年度の府域の温室効果ガス排出量は4,284万トンであり、大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の基準年度である2013年度比で23.8%減少。

2030年度の削減目標の達成に向けては、さらなるCO2排出の少ないエネルギーの導入が重要であり、今後も、域外からの調達も含めた再生可能エネルギーの最大限の利用促進など、実行計画に掲げる各種施策の推進が必要。



大阪府域における温室効果ガス排出量と電気の排出係数の推移

2013年度比40%削減

2030年度

実質ゼロ

2050年度

■ おおさかカーボンニュートラル推進本部の設置（2022年7月）

大阪・関西万博のインパクトやレガシーをはじめ、大阪・関西の強みを最大限に活かしつつ、実行計画に掲げる削減目標を着実かつ可能な限り前倒しで達成するため、知事をトップとした全庁横断的な推進体制を構築し、府民、事業者、市町村等と連携して取組みを推進。

◆ 推進体制

おおさかカーボンニュートラル推進本部

- ・本部長：知事
- ・副本部長：3 副知事
- ・本部員：各部署局長、教育長、警察本部長

<取組方針>
 万博をはじめ、大阪・関西の強みを生かし、2030年削減目標の達成に向け全庁一体となって取り組む。

- ・イノベーションの創出、脱炭素経営やESG投資融資の促進
- ・ライフスタイルの変革
- ・再エネを最大限利用したまちづくり
- ・府自らの率先行動

<検討事項>

- ・府内横断的なWGを設置
- 脱炭素ビジネス
 - － 新技術実装WG
 - － 脱炭素経営WG
- 行動変容・再エネ促進
 - － 行動変容WG
 - － 脱炭素まちづくりWG
- 率先取組
 - － 府有施設ZEB化WG
 - － 府有施設再エネ導入WG
 - － 公用車電動化WG

◆ 今後の方向性

部門	重点対策(CN推進本部等により推進)	2022	2025	2030
産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脱炭素ビジネス ・ 次世代蓄電池の研究開発 ・ 水素技術実用化に向けた実証 		次世代蓄電池の実用化 水素発電による電力供給等が開始	
業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業者によるさらなる排出削減 ・ 事業者によるゼロカーボン宣言を支援 		▲4.5% (2023から)	▲12% (2023から)
(府庁)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 率先取組 ・ 府有施設の新築等時のZEB化の推進 ・ 公用車へのゼロエミッション車を中心とした電動車の導入促進 	制度構築	宣言事業者数 2025者	5000者
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行動変容 ・ ZEHの普及促進 	指針作成	指針に基づく府有施設の新築・増改築でのZEB化の推進	導入台数割合(乗用車) 電動車10割、ZEV 5割
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品・サービスのCO₂排出の可視化 ・ 脱炭素ポイントの定着化及び利用拡大 	制度構築	品数：100品	200品
その他 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゼロエミッション車を中心とした電動車の普及促進 	制度構築	利用者50万人	100万人
部門横断	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再エネ促進 ・ 太陽光パネル及び蓄電池システムの共同購入支援事業 		500世帯	1000世帯

※1 エネルギー転換部門、廃棄物部門、その他ガス(メタンなど)の合算をしたもの

■ 脱炭素ビジネス①

カーボンニュートラル技術開発・実証事業

2025年大阪・関西万博の機会を活かして、カーボンニュートラルに資する最先端技術の開発・実証にチャレンジする企業の取組みを支援。令和4年度は8件を選定。【R4予算額：500,000千円】

【補助額】1件あたり上限1億円

【補助率】2/3以内

(例) ①の事業が万博時点でめざす披露

府域で電力から製造した水素を、燃料電池車（FCV）への充填に活用



令和4年度選定事業名	技術分野
① SOEC（固体酸化物形電解セル）水素製造装置の開発・実証 ② 小型水素容器の充填温度制御式多連型充填システムの開発・実証及び水素マイクロモビリティの利用実証	水素
③ 移動時ゼロカーボン（ゼロカーボンムーブ）を実現する次世代水上バス向け大容量ワイヤレス充電システムの開発・実証	次世代モビリティ
④ リニューアブルディーゼルを用いた建設・輸送分野における脱炭素化実証	次世代燃料
⑤ 大気中CO2の鉱物固定化と肥料化の技術開発・実証	CO2回収
⑥ 未利用バイオマス資源の前処理技術による高効率メタン化システムの開発・実証	再生可能エネルギー
⑦ マイクロ波加熱技術を適用した小型分散型ケミカルリサイクルシステム構築の開発・実証	リサイクル
⑧ ステンレス密封長寿命不燃真空断熱パネル技術開発・実証	省エネルギー

エネルギー関連ビジネスの創出促進

蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等に関する研究開発などの取組みや、エネルギー産業の進展と密接に関わりを持つ人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）等の技術革新に関連する先端技術等の実証実験などの取組みを支援することにより、エネルギー関連の新たな事業創出を促進。【R4予算額：24,689千円】



万博記念公園におけるEVのワイヤレス給電による実証実験

研究開発や実証実験等を支援

府内企業の研究開発促進 (開発支援補助) 府内企業が取り組む蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等に関する製品やその材料・部材などの開発・実証実験等の取組みに要する経費を一部補助	府内での実証事業の活性化 (実証実験補助) 府内外の企業が取り組むAI、IoTなどの技術革新に関連する先端技術等の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助
--	--

<府実績>

採択件数(社)	2013	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
開発支援補助	8	5	休止	3	4	5	6	7
実証実験補助						4	6	3

■ 脱炭素ビジネス②

環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業

脱炭素・海洋プラスチックごみ分野の革新的な技術について、産学官タスクフォースにより、府域での普及シナリオや普及に向けた課題解決・促進手法及び将来事業構想等を検討し、その成果をシンポジウムや情報集を通じて、事業者や府民に情報発信。

【R4予算額：14,080千円】



ビル壁面等への設置が可能となる太陽電池の技術例（出典：NEDO）



強度不足が弱点の生分解性プラスチック（自然界の微生物で分解可能）の用途を広げる高強度化の技術例（出典：国立研究開発法人産業技術総合研究所）

中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業

エネルギービジネス分野（蓄電池、水素等）の大手・中堅企業で組織する「大阪スマートエネルギーパートナーズ（SEP）」と、自社の強みや技術の活用をめざす中小企業や大学等で組織する「おおさかスマエネインダストリーネットワーク（SIN）」を運営し、オープンイノベーションによる技術コーディネートを行うことで、中小企業等の同分野への新規参入やビジネス拡大に繋げる。【R4予算額：2,283千円】



<主な取組内容>

- ・オープンイノベーションなどによるビジネスマッチングの実施
- ・新たな事業展開に係る相談などへの対応
- ・交流会などの開催による企業間の情報交換の場の提供
- ・産学連携マッチングセミナーなどのセミナー・講座開催
- ・最新情報の発信（メルマガ、セミナー・講座案内など） など

<府実績>

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	(年度)
マッチング件数 (件)	36	30	51	97	205	307	157	135	

中小事業者LED導入促進事業費

中小事業者の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化のため、LED照明の導入を支援 【R4予算額：702,074千円】

【補助額】1,500万円上限
【補助率】設置費用の1/2以内

<府実績（見込み）>

	2022※
補助件数	約400件
補助額	約7億円



※2022年12月時点

■ 脱炭素ビジネス③

「H2Osakaビジョン2022」に基づく取組の推進

産学官で構成するH2Osakaビジョン推進会議を活用し、2025年大阪・関西万博での水素の利活用策や新たなプロジェクトを検討しその実現に取り組む【R4予算額：277千円（市事業：491千円）】



①産学官プラットフォーム H2Osakaビジョン推進会議の運営 ②正しい知識の普及と合理的な規制緩和の推進

H2Osakaビジョン推進会議

大阪府・大阪市・堺市が共同で、事業者間の交流やアイデア創出を図る産学官プラットフォームとして、運営しています。

【会長】(公財)地球環境産業技術研究機構(RITE) システム研究グループリーダー・首席研究員 秋元 圭吾氏 【構成団体】エネルギー供給、住宅、金融、水素サプライヤー、次世代エネルギービジネス関連、産業支援機関等 34団体

【事務局】大阪府産業創造課、大阪市環境施策課、堺市環境エネルギー課

水素に関する正しい知識の普及

環境イベントの場を活用するほか、民間企業等との連携により普及啓発を実施

<これまでの実施内容>



大阪地区トヨタ各社と連携協定を締結



FCバス体験試乗会



メーカーによる水素教室



FCV体験試乗会

水素関連プロジェクト創出に向けた取組み

水素エネルギーの需要拡大等につながるプロジェクトが複数展開されるよう、課題の調査や可能性の検討及び企業群のコーディネートにより、需要拡大につながる新たなプロジェクトの創出をめざす

<これまでの実施内容>

- ・H2Osakaビジョン推進会議として、水素利活用策/プロジェクト提案書をとりまとめ、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に提案



提案書手交の様子



実証フィールド：
大阪広域環境施設組合舞洲工場

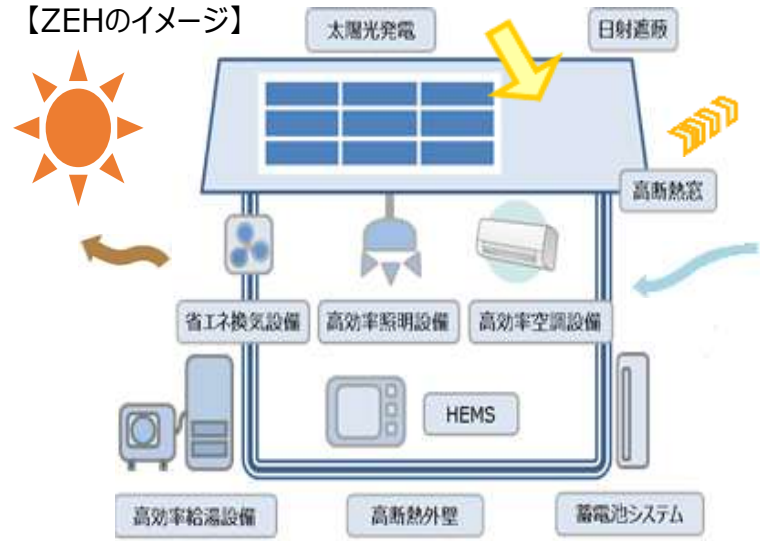
- ・実際の一般廃棄物を用いた水素生成につながる新たな熱分解ガス化改質システムの技術開発実証

■行動変容①

ZEH（ゼッチ）普及啓発事業

太陽光パネルの設置に寄与するZEH(ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を、関連業界との連携により府民及び府内の中小工務店等にPRし、太陽光パネルの設置促進を実施。【R4予算額：207千円】
 2018年度からはハウスメーカー等のモデルハウスにおいて宿泊体験を実施。
 2020年度からはZEHの良さをわかりやすく紹介する動画を公開。

【ZEHのイメージ】



- <2017年度実績>
 - ・住宅展示場における啓発イベント(4日間実施、チラシ配布：約300部)
 - ・住宅展示場やセミナー等でのチラシ配布：約5,500部
- <2018年度実績>
 - ・住宅展示場における啓発イベント(4日間実施、チラシ配布：約850部)
 - ・住宅展示場やセミナー等でのチラシ配布：約4,000部
 - ・大阪府地域産材活用フォーラムと連携した「ZEH宿泊体験事業」を実施
- <2019年度実績>
 - ・住宅展示場における啓発イベント等におけるチラシ配布：約6,400部
- <2020年度実績>
 - ・住宅展示場における啓発イベント等におけるチラシ配布：約4,100部
- <2021年度実績>
 - ・住宅展示場における啓発イベント等におけるチラシ配布：約5,600部

ZEHを紹介する動画



2018年度宿泊体験実施時の記事



<2019年11月～>
 協力事業者2者(ヤマト住建株式会社、株式会社WELLNEST HOME)と連携した「ZEH宿泊体験事業」の実施
 (2022年9月に八尾トーヨー住器株式会社 が加わり、宿泊体験施設は府内5箇所)

<実績>

年度	2019	2020	2021
宿泊体験箇所数	3	3	4
宿泊体験件数	37	13	11

■ 行動変容②

脱炭素化に向けた消費行動促進事業

① 大阪版カーボンフットプリント（CFP）等を活用した普及啓発手法の確立

簡易版 CFP を活用して、大阪で生産された食品の CFP を算定する手法を構築

【R4予算額：5,698千円】

（具体的な取組み）

大阪産（もん）や大阪エコ農産物をモデルに、流通段階での輸送距離の削減分や農薬・化学肥料の使用削減分を簡単に反映する方法などについて検討。

また、算定結果をもとに、わかりやすくラベリングする手法について検討。

② 大阪版CFP等を活用した CO2に配慮した消費行動の促進

食品関連事業者と連携したCFP等の活用事例の共有及びその活用に向けた啓発を実施。

また、試行的に、大阪産（もん）や大阪エコ農産物などCO2排出の少ない食品等にCFPラベリングを行い、店頭や広報媒体で消費者向けに周知し、効果検証を実施。結果を活かし、府内でCFPを活用した取組みを展開。



カーボンフットプリント(CFP)の概要



一般的な CFP ラベリングのイメージ

環境配慮消費行動促進インセンティブ調査検討事業

府民の日常生活における環境に配慮した消費行動促進のためポイントを付与する制度の実施に向けて、関係事業者等を交えた検討、効果検証等を実施【R4予算額：14,000千円】

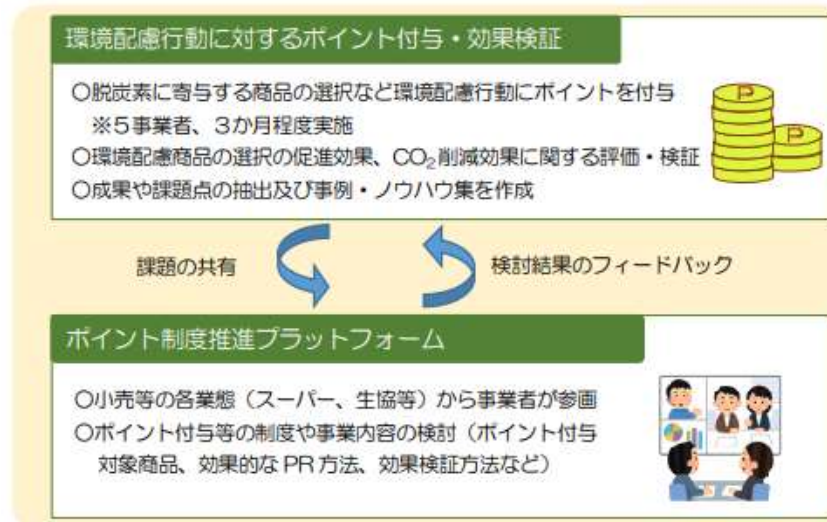
① ポイント付与の試行による効果検証

生産・流通過程での CO2排出が少ない商品を購入した場合にポイントを付与し、脱炭素に寄与する商品選択の促進効果やCO2削減効果等に関する評価・検証を実施。

※ 5事業者程度、実施期間：3か月程度

② ポイント制度推進プラットフォームの創設・運営

小売事業者等が参画するプラットフォームを創設し、事業者と連携して、府民への周知方法や効果的かつ持続的な仕組みについて協議。



効果的・持続的な制度の構築

■行動変容③

環境配慮型バス普及促進事業

SDGs を掲げる大阪・関西万博において、会場へのクリーンな移動手段の確保のため、大阪府市が必要な経費の一部を補助。公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に向けた集中的に取り組みを実施。

【R4予算額：503,000千円】(大阪府市連携)

(具体的な取組み)

- ・バス事業者がEVバス（電気バス）やFCバス（燃料電池バス）を購入する場合に、ディーゼルバス並みに負担が軽減されるよう、国補助とあわせて経費の一部を補助することにより、速やかな導入を促す。
- ・博覧会協会から示されるバス輸送の考え方を踏まえた万博輸送への協力や、EV/FCバスであることの周知に加え、万博のPRを実施。

○EVバス

国の補助額 (1/3)	府・市補助額 (各1/6)	事業者負担 (1/3)
----------------	------------------	----------------

対象経費(車両本体+充電設備(工事費含む))が約5,400万円の場合、国、府市、事業者の負担が各1/3となり、府市の補助額は約1,800万円

※国補助が不交付となった車両については府市が臨時的に支援を強化

○FCバス

国の補助額 (1/2)	府・市補助額 (各1/6)	事業者負担 (1/6)
----------------	------------------	----------------

対象経費(FCバス車両本体のみ)が約1億650万円の場合、国1/2、府市1/3、事業者1/6の負担となり、府市の補助額は約3,550万円



EVバス車両イメージ



FCバス車両イメージ

乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業

ゼロエミッション車の普及を促進するため、走行性能や充電機能等を体験してもらうことにより、ゼロエミッション車の購入・利用を促進。自動車ディーラー（販売事業者）やカーシェアリング事業者と連携し、実際にゼロエミッション車の乗り心地を体験してもらうとともに、非常時にも役立つ給電機能等に関する体験の機会を府民や事業者に提供。【R4予算額：5,161千円】

(具体的な取組み)

①給電機能等に注目した普及促進

ディーラーの取扱車種などを活かして、ゼロエミッション車の試乗や家電への給電など魅力的な体験内容を盛り込んだキャンペーン等を実施。



給電体験や
環境性能の情報提供等

②カーシェアリングを通じた普及促進

カーシェアリングの利便性やゼロエミッション車の乗車・走行を体験。



カーシェアリングで
ゼロエミッション車の選択を促進

■ 率先取組

府有施設の新築等時のZEB化の推進

大規模排出事業者でもある府が率先して、府有施設の新築時等においてZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を推進

（具体的な取組み）

- ・おおさかカーボンニュートラル推進本部に府有施設ZEB化ワーキンググループを設置し、建替え施設等におけるZEB化の実施手法、ZEB化推進のための標準ルール化、内装木質化等による木材の利用促進等を調査・検討。
- ・パナソニックとZEB化推進に係る連携協定の締結し、以下の取組みを実施。
 - ①ZEB化改修の可能性調査
 - ②ZEB化手法の検討
 - ③ZEB化の認知度向上及び理解促進



パナソニックと連携協定を締結



出典：環境省ホームページ

公用車へのゼロエミッション車を中心とした電動車の導入

「大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」にて「2030年度までに全ての乗用車の導入台数に占めるゼロエミッション車の割合50%、電動車の割合100%」を設定。公用車へのゼロエミッション車を中心とした電動車の率先導入を実施。

（具体的な取組み）

- ・2021年4月に「大阪府ゼロエミッション車等導入指針」を策定。車両の導入・更新時等においてゼロエミッション車及び環境性能の良いハイブリッド車を優先的に導入。
- ・おおさかカーボンニュートラル推進本部に公用車電動化ワーキンググループを設置し、充電設備の効率的な整備のほか電気自動車（EV）を導入する際の課題に対する解決方策等について検討。
- ・「おおさか電動車協働普及サポートネット」の取組みとして、電動超小型モビリティを公用車として庁内カーシェアする運用実証を実施。



庁内カーシェア
（ワイヤレス充電の電動超小型モビリティ）

■ (参考) 地球温暖化対策計画

(年度)	1995～2010	2012～2014	2015～2020	2021～2030 ※詳細次頁
名称	大阪府地球温暖化対策地域推進計画	温暖化対策おおさかアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)～	大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
目標	2010年度温室効果ガス排出量を1990年度比で9%削減(2005年改訂版)	2014年までに温室効果ガス排出量を1990年度比で15%削減※代替フロン等は1995年度	2020年までに温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減	2030年の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減
主な取組み	<p>①エネルギー多量消費事業者における計画的な対策の促進 ⇒温暖化防止条例の制定による取組促進 等</p> <p>②自動車から排出されるCO₂抑制のための施策の推進 ⇒自動車に関する省エネ行動の取組促進 等</p> <p>③家庭や企業における省エネルギー行動等の促進 ⇒環境マネジメントシステムの普及や環境教育の推進</p> <p>④建築物の省エネルギー対策の推進 ⇒温暖化防止条例の制定による取組促進 等</p> <p>⑤新エネルギー等の普及促進 ⇒太陽光発電、クリーンエネルギー自動車及び燃料電池の普及等</p> <p>⑥緑の保全と創出の推進</p>	<p>①民生(家庭)部門 ⇒エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の「見える化」等</p> <p>②民生(業務)部門 ⇒相談窓口の設置、環境経営に取り組む事業者へのインセンティブ付与 等</p> <p>③産業部門 ⇒大阪版カーボン・オフセット制度等を活用したクレジットの流通促進 等</p> <p>④運輸部門 ⇒エコカーの普及促進、公共交通等の利用促進 等</p> <p>⑤資源循環(廃棄物)部門</p> <p>⑥森林吸収・緑化の推進</p> <p>⑦再生可能エネルギーの普及等(横断的な取組) ⇒太陽光発電等の普及を加速化させる取組み 等</p>	<p>①民生(家庭)部門 ⇒省エネ・省CO₂の意識を高めるための取組み、住宅・設備・機器等の省エネ・省CO₂化 等</p> <p>②民生(業務)部門 ⇒中小事業者の取組み支援、温暖化防止条例に基づく取組み 等</p> <p>③産業部門 ⇒中小企業向け省エネ診断、高効率機器等の導入促進 等</p> <p>④運輸部門 ⇒エコカー、エコカー用燃料供給施設(水素、電気)普及促進 等</p> <p>⑤資源循環(廃棄物)部門</p> <p>⑥代替フロン等の排出抑制対策の推進</p> <p>⑦森林吸収・緑化の推進</p> <p>⑧再生可能エネルギー、省エネルギー機器の普及促進等 ⇒再生可能エネルギー(バイオマス発電等)の導入更新 等</p>	<p>①あらゆる主体の意識改革・行動喚起 ⇒持続可能性に配慮した消費行動の促進、府庁の率先取組 等</p> <p>②事業者における脱炭素化に向けた取組促進 ⇒改正気候変動対策推進条例に基づく取組みの強化及び拡大、事業者により脱炭素経営の促進、革新的技術の誘発 等</p> <p>③CO₂排出の少ないエネルギーの利用促進 ⇒太陽光発電設備等のさらなる設置促進、CO₂排出の少ない電気の選択の促進 等</p> <p>④輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進 ⇒電気自動車等の普及促進、充電器・水素STなどのインフラ整備、MaaS等の導入促進 等</p> <p>⑤資源循環の促進</p> <p>⑥森林吸収・緑化等の推進</p> <p>⑦気候変動適応の推進等</p>
達成状況	1990年度比12.1%削減※(目標達成)	1990年度比20.9%削減※(目標達成)	2005年度比2.6%削減(2019)※	2013年度比で23.8%削減(2019)※

※現行計画以外の計画については、電気の排出係数(使用電力量1kWh当たりの二酸化炭素排出量を表す係数。発電時の電源構成(火力や再生エネ等のバランス)により変動)を固定して算定・評価していたが、現行計画からは、変動する排出係数を用いて算定・評価

（参考）大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2021年度～2030年度）

第1章 地球温暖化の現状と動向

1 地球温暖化の現状

- ・人間活動は約1℃の地球温暖化をもたらしたと推定され、21世紀末の世界の平均地上気温は最大4.8℃上昇すると予測

2 地球温暖化対策の動向

◆国際的動向

- ・パリ協定が採択(2015年12月)され、平均気温の上昇を2℃高い水準を十分下回るとともに、1.5℃に抑える努力を追求

◆国内の動向

- ・「地球温暖化対策計画」を閣議決定(2016年5月)
- ・「気候変動適応法」を制定(2018年6月)し、同法に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定(同年11月)
- ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定(2019年6月)
- ・環境大臣が「気候危機」を宣言(2020年6月)
- ・首相が2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを宣言(2020年10月)

3 大阪府域における地球温暖化の現状と対策

- ・大阪の年平均気温は20世紀の100年間で約2℃上昇
- ・2017年度の温室効果ガス排出量は5,332万トン。電気の出産係数による影響等により、2013年度比で約8%減少

第2章 大阪府における今後の地球温暖化対策

1 対策推進にあたっての基本的な考え方

◆2050年のめざすべき将来像

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ
—大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会—

◆二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けたアプローチ

- ・現在から2030年に向けては、エネルギー・資源使用量の削減と、単位エネルギー量・資源量あたりの二酸化炭素排出量の削減を同時に推進することが重要
- ・2030年以降は、さらなる取組みの推進を図るとともに、国と連携し、CO₂の回収・有効利用などの脱炭素社会に向けた技術革新・導入により、削減を加速することが重要

2 2030年に向けた地球温暖化対策について

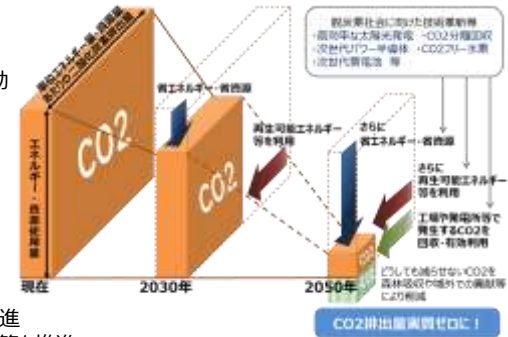
◆2030年に向けた対策（計画策定）の基本的な考え方

- ・2050年の将来像を見通しつつ、万博のテーマである「いのち輝く未来社会」のためのアイデアが社会実装段階に移行し、SDGs実現に向けて対策を加速すべき重要な時期
- ・気候危機及び脱炭素化に向けた認識が社会に根付くよう、意識改革・行動喚起
- ・再生可能エネルギーなど単位エネルギー量・資源量あたりのCO₂が少なくなる選択を促進
- ・既に現れている、もしくは将来影響が現れると予測される気候変動影響に対する適応策を推進
- ・コロナ危機と気候危機への取組みを両立する観点（グリーンリカバリー）

◆計画の期間 2021年度から2030年度までの10年間

◆温室効果ガスの削減目標

2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減



2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けたアプローチ（概念図）

第3章 2030年に向けて取り組む項目

取組項目1 あらゆる主体の意識改革・行動喚起

- ・府民・事業者や市町村と気候危機であるとの認識を共有し、脱炭素化に向けて取組みを推進するための新たな場の創設
- ・再生可能エネルギー・電気の調達など府による率先行動
- ・生産・流通段階でのCO₂削減にも考慮した大阪産など地産地消の促進
- ・環境面だけでなく健康や快適性、レジリエンスの向上などのベネフィットにも訴求したZEHの普及促進 等

取組項目2 事業者における脱炭素化に向けた取組促進

- ・温暖化防止条例に基づく大規模事業者に対する届出制度の強化によるCO₂削減の推進
- ・金融機関等と連携したESG投資の活性化などを通じた事業者の脱炭素経営の促進
- ・ZEBの普及拡大など建築物における環境配慮の推進 等

取組項目3 CO₂排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進

- ・共同購入支援事業などによる太陽光発電設備等のさらなる設置促進
- ・府域外からの調達による再生電力の利用拡大
- ・CO₂排出の少ない電気を選択の促進
- ・蓄電池、水素・燃料電池の研究開発支援及び導入促進 等

取組項目4 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進

- ・ZEVを中心とした電動車の導入促進
- ・市町村や民間企業と連携し、効率的な移動に寄与するAIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入を促進
- ・再配達削減の促進など貨物輸送効率の向上 等

取組項目5 資源循環の促進

- ・使い捨てプラスチックごみの排出抑制及び分別・リサイクルなど3R等の推進
- ・優良取組事例の周知や商慣習の見直しなど食品関連事業者の取組誘導による食品ロスの削減
- ・フロンの適正な回収・処理の推進及び自然冷媒への代替促進 等

取組項目6 森林吸収・緑化等の推進

- ・森林環境譲与税等を活用した市町村による森林整備及び木材利用の促進のための技術的支援
- ・都市公園の整備等によるみどりのネットワーク化 等

取組項目7 気候変動適応の推進等

- ・大阪の地域特性を踏まえた暑さ対策の推進
- ・様々な分野における適応取組みのさらなる推進 等

第4章 対策の推進体制

- ・温暖化対策部会において、毎年、地球温暖化対策の取組状況等について、点検・評価し、その結果をホームページ等により公表

- ・都市・住宅・防災・産業振興などの他部局や、関係機関等と連携・協働して、気候変動に対する緩和策と適応策の取組みを両輪で推進

- ・2025年の万博開催による社会情勢の変化のほか、国の計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを実施



対策の推進体制の概念図

■ (参考) エネルギープラン

(年度)	2013～2020	2021～2030 ※詳細次頁
名称	おおさかエネルギー地産地消推進プラン	おおさかスマートエネルギープラン
目標	<p>○供給力の増加 (括弧は2020年度末の累計目標値)</p> <p>太陽光発電 : +90万kW(約115万kW) 分散型電源 : +30万kW(約83万kW) 廃棄物発電等 : +5万kW(約28万kW)</p> <p>○需要の削減</p> <p>ガス冷暖房等 : -20万kW BEMS等 : -5万kW</p>	<p>○自立・分散型エネルギー導入量 (太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量)</p> <p>⇒250万kW以上 (太陽光発電 : 141万kW、燃料電池等 : 81万kW、廃棄物発電等 : 28万kW)</p> <p>○再エネ利用率 (電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)</p> <p>⇒35%以上</p> <p>○エネルギー利用効率 (府内総生産あたりのエネルギー消費量)</p> <p>⇒40%以上改善 (2012年度比)</p>
主な取組み	<p>① 再生可能エネルギーの普及拡大 ⇒太陽光発電の普及促進、再生可能エネルギー (水力、バイオマス等) の普及促進 等</p> <p>② エネルギー消費の抑制 ⇒省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、省エネ機器・設備の導入促進、住宅・建築物の省エネ化</p> <p>③ 電力需要の平準化と電力供給の安定化 ⇒電力ピーク需要の抑制、電力供給の安定化 等</p>	<p>① 再生可能エネルギーの普及拡大 ⇒太陽光発電の普及促進、太陽熱、バイオマス熱、地中熱など再生可能エネルギー熱の利用を推進 等</p> <p>② エネルギー効率の向上 ⇒エネルギー使用量等の「見える化」、省エネルギー機器・設備の導入促進住宅・建築物の省エネ化 等</p> <p>③ レジリエンスと電力需給調整力の強化 ⇒自立・分散型エネルギーシステムの普及促進等</p> <p>④ エネルギー関連産業の振興とあらゆる分野の企業の持続的成長 ⇒エネルギー関連産業 (水素・蓄電池等) の振興</p>
達成状況	<p>○供給力の増加 (括弧は2020年度末の累計導入状況)</p> <p>太陽光発電 : +83.0万kW (108.0万kW) 分散型電源 : +2.7万kW (56.2万kW) 廃棄物発電等 : +4.2万kW (26.9万kW)</p> <p>○需要の削減</p> <p>ガス冷暖房等 : -28.1万kW BEMS等 : -6.8万kW</p>	<p>○自立・分散型エネルギー導入量 :</p> <p>太陽光発電 : 113.5万kW 燃料電池等 : 55.9万kW 廃棄物発電等 : 27.2万kW 計 : 196.6万kW (2021年度末実績)</p> <p>○再エネ利用率 : 22.3% (2021年度末実績)</p> <p>○エネルギー利用効率 : 19.4% (2019年度末実績)</p>

■ (参考) おおさかスマートエネルギープラン (2021年度～2030年度)

目的

大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、2030年度までに大阪府・大阪府が一体となって実施するエネルギー関連の取組みの方向性を提示。

I エネルギー政策の基本的な考え方

経過

- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機として、全国各地定期点検後の原発の再稼働が困難となり、関西においても電力需給が逼迫するなど、府域の住民や事業者にも多大な影響。エネルギー政策は、国やエネルギー供給事業者任せにせず、地方公共団体が積極的に関与することが重要。
- 2014年3月に「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を府市共同して策定し、エネルギーの地産地消の推進を目的に、2020年度までの具体的な導入目標を設定し、様々な取組みを進めてきた。

大阪府・大阪府によるエネルギー政策の基本的な考え方

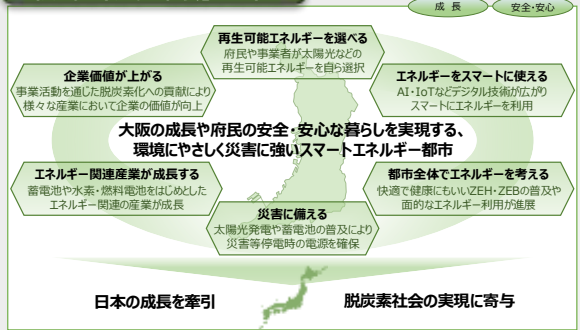
- 「新たなエネルギー社会の構築」に向け、需要と供給の両面から対策を進めていく必要があるが、エネルギー需給を需要サイドから捉える視点を重視し、需要サイドにおける取組みを推進する観点が強まっている。
- 大阪の成長や安全・安心で安定した府民生活の実現。
- 2050年二酸化炭素（温室効果ガス）排出量実質ゼロに向けて、地球温暖化対策との整合性の確保を図る。
- 社会情勢等の変化等を踏まえるとともに、2025年（大阪・関西万博）を中間とし、2030年（SDGsの目標年）を見据える。
- 府民、民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等の各主体の役割分担を踏まえ、関係者がそれぞれの特性を活かし、連携して取り組む。

II 府市がめざす「新たなエネルギー社会」

「新たなエネルギー社会」の視点

- 原発への依存度の低下
- 地域の脱炭素化・レジリエンス強化につながる分散型エネルギーシステム
- 需要サイドが主導する多様な柔軟性のあるエネルギー需給構造

「新たなエネルギー社会」の将来像



III プランの期間と目標

プランの期間 2021年度から2030年度までの10年間

目標

- 大消費地・大阪における再生可能エネルギーの利用率を倍増！
- 大阪の成長につながるエネルギー効率の向上を実現！

2030年度目標値	
自立・分散型エネルギー導入量 (太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量)	250万kW以上 太陽光発電：141万kW 燃料電池等：81万kW 廃棄物発電等：28万kW
再エネ利用率 (電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)	35%以上
エネルギー利用効率 (府内総生産あたりのエネルギー消費量)	40%以上改善 (2012年度比)

V 対策の柱と施策・事業の取組方針

取組みの方向性の下、4つの対策の柱ごとに取組方針を示し、様々な施策・事業を推進。

対策の柱	取組方針	具体的な取組み
① 再生可能エネルギーの普及拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電の普及促進に力点を置き、その他の再生可能エネルギーも含めて、特に地域で需給一体的に活用されるもの普及促進の取組みを推進。 ○ 府域における再生可能エネルギーの需要の創出に向けた取組みを推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の共同購入支援事業 ・再生可能エネルギー電気を選択しやすい環境づくり ・庁域における再生可能エネルギー電気の調達 など
② エネルギー効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー使用量等の「見える化」を推進するとともに、省エネルギー機器・設備の導入促進、住宅・建築物の省エネルギー化、エネルギーの面的利用の促進の取組みを推進。 ○ デジタル技術やナッジなどの行動科学の知見も活用し、豊かさを感じられる省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換に向けた取組みを推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ関連情報の収集・分析・発信 ・中小企業の支援につながる省エネ施策 ・快適で健康にもいいZEH・ZEBの普及促進 ・ナッジの知見の活用による省エネ啓発 ・コロナ禍を受けた行動変容と相まった転換の促進など
③ レジリエンスと電力需給調整力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の脱炭素化とも調和のとれた災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの普及促進の取組みを推進。 ○ デマンドレスポンス（DR）やバーチャルパワープラント（VPP）など電力需給調整力の強化に向けた取組みを促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立・分散型電源の導入促進 ・災害停電時の電源の確保につながる取組み ・需給調整に効率的な蓄電池等の普及促進 など
④ エネルギー関連産業の振興とあらゆる分野の企業の持続的成長	<ul style="list-style-type: none"> ○ イノベーションの創出環境を整備するなど、エネルギー関連産業の振興の取組みを推進。 ○ 事業活動を通じた脱炭素化を進める中小企業等の支援の取組みを推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素の利活用の拡大に向けた取組み ・エネルギー関連技術開発の支援 ・先進的企業の事例・ノウハウの展開 など

VI エネルギー政策の効果的な推進

施策・事業の効果的な推進体制と各主体の役割

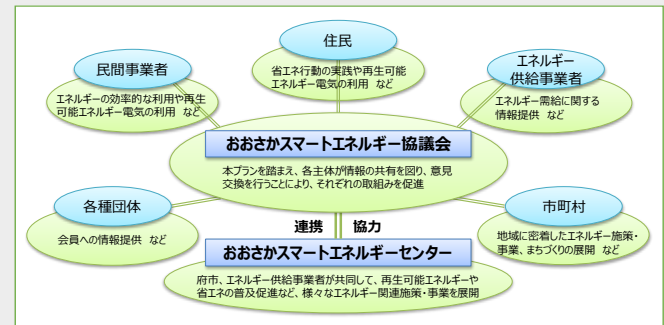
- 関係者と連携しながら、施策・事業を検討し取組みを促進。
- 府市が共同で設置した「おおさかスマートエネルギーセンター」を拠点として様々な施策・事業を展開。

進行管理

- 府市が実施するエネルギー関連の個別具体的な施策・事業は、毎年度、施策事業集（単年度アクションプログラム）を作成・公表。
- プランの目標は、毎年度、進捗状況を把握・評価。
- 各施策・事業については、その取組状況をサブ指標を含めて個別に把握し、毎年度、PDCAサイクルにより進行管理。
- 国のエネルギー基本計画の改定などエネルギー政策を取り巻く動向に合わせて、プランの期間中であっても、必要に応じて見直しを実施。

IV 取組みの方向性

- エネルギーの大消費地である大阪の特性を踏まえ、引き続きエネルギーの「地産地消」を推進するとともに、広域的な再生可能エネルギーの調達を促進。
- 社会・都市全体での熱も含めたエネルギー効率の向上を推進。
- 2050年を見据えた地域の脱炭素化を推進するとともに、災害時等に備えたレジリエンスの強化を推進。
- 蓄電システムの活用を含め、需要サイドと供給サイドが一体になって柔軟にエネルギー消費量や消費パターンをコントロールする取組みを推進。
- 2025年大阪・関西万博の活用も意識しつつ、エネルギー関連産業を振興するとともに、大阪におけるあらゆる分野の企業の持続的成長を支援。
- コロナ禍により生じる社会変革を契機として、「グリーンリカバリー」の考え方も取り入れつつ、これらの取組みを加速度的に推進。

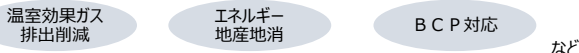


■ (参考) H2O s a k aビジョン (2016年3月～2022年5月)

策定の背景

① 様々な社会課題の解決に貢献する水素エネルギーの有望性

エネルギーの多様な選択肢の一つとして、水素が活用されている「水素社会」の実現により、温室効果ガスの削減をはじめ多くの社会課題の解決に貢献できる可能性がある



② 大阪の強みを活かせる産業分野としての水素

水素関連分野に先進的に取り組む企業や、高い技術力を持つ多様で厚みのある中小企業が集積する大阪は、多種多様な技術が集約される水素エネルギー産業の発展に大きく貢献できる

リーディングからサポーティングまで幅広く水素エネルギー産業にチャレンジする先進企業が数多く集積

高度な技術を有するものづくり企業が集積し、新たな技術・製品を次々と生み出すフルセット型の産業構造



<世界の水素関連市場予測>

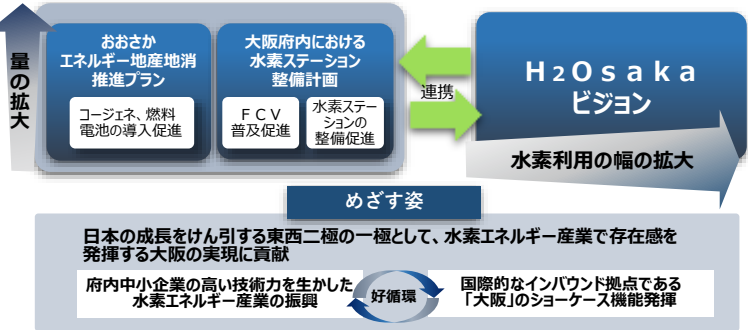
水素は、様々な用途への活用が可能であり、今後、大きく成長することが期待されている市場



今後、市場が本格成長する前に府内企業が参入することで競争優位性を獲得

策定の目的

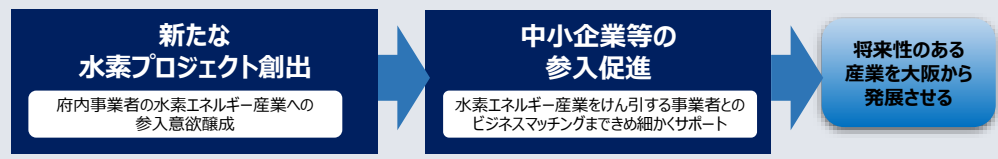
成長産業分野である水素関連事業の取組の方向性を示し、水素の需要拡大につながる新たな製品・サービスの実用化により、水素利用の幅の拡大を図る



取組の方向性と取組内容

取組の方向性

- K I X水素グリッドプロジェクトや府中央卸売市場のメガワット級燃料電池導入といった府内での取組の経験を活かし、戦略的かつ幅広い分野での実証事業等のプロジェクトを民間企業と連携して創出。事業者の研究開発成果を実用化や事業化につなげる
- 水素エネルギー産業への参入ポテンシャルが高い府内中小企業等に対して、動機付けし、ビジネス参入をサポート



取組内容

< 基本的取組 >

① 産学官プラットフォームの運営

産学官が幅広く結集し、事業者間の交流やアイデア創出を図る「場」(プラットフォーム)として運営していくことにより、新たなプロジェクト創出につなげていくとともに、これらの取組を府内事業者や府民に幅広く情報発信していく

H2O s a k aビジョン推進会議 (仮称)
事業者からの提案等を踏まえ、会議のもとに取組内容別の研究会等をそれぞれ立上げ、プロジェクト創出につなげていく

② 正しい知識の普及と合理的な規制緩和の推進

➢ 水素エネルギーの普及にあたっては、水素について「よくわからない」等と感じている府民に正しく理解してもらうことが重要なことから、水素に関する正しい知識の普及活動について事業者と一体となって取り組んでいく

➢ 規制緩和することと合理的理由があると考えられるものについては、国へ要望していくなど積極的に取り組んでいく

< プロジェクト創出に向けた取組 ～水素の「製造」「輸送・貯蔵」「利用」のうち、「利用」分野を中心とした取組を推進～ >

① 産業用車両等への水素エネルギーの導入促進

燃料電池フォークリフトや燃料電池バスの普及拡大、燃料電池船の実証事業の実施など、産業用車両等への水素エネルギーの導入を促進

② 純水素型定置用燃料電池の活用モデルの構築

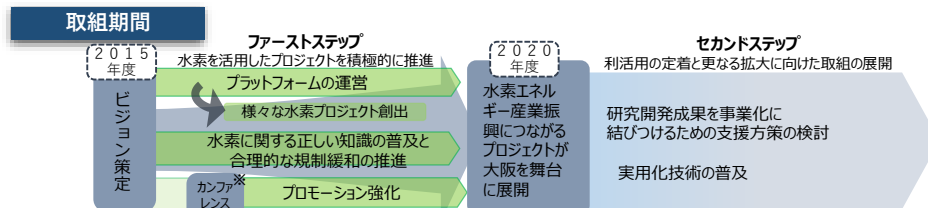
都市ガス等を機器内で改質した水素ではなく、機器に供給される水素を燃料とする純水素型定置用燃料電池の多様な活用モデルの構築を図る

③ 様々な水素プロジェクトへの挑戦

現在、実証段階にある水素発電をはじめとして、水素の特性を活かした取組の可能性を探るなど、大阪が新たな水素ビジネスの拠点となるよう、事業者とともに積極的に取り組んでいく

取組の展開

- 水素エネルギーの需要拡大を図るための取組は、国・自治体・事業者が一体となって長期にわたって推進していく必要がある
- ・2020年度を節目とし、それまでの間をファーストステップの期間として、水素エネルギー利用の幅の拡大につながる新たなプロジェクトを積極的に推進
- ・それ以降をセカンドステップの期間として、水素エネルギー産業が大阪経済の成長エンジンとして大きく貢献できるよう、中長期的視点にたった取組を推進していく

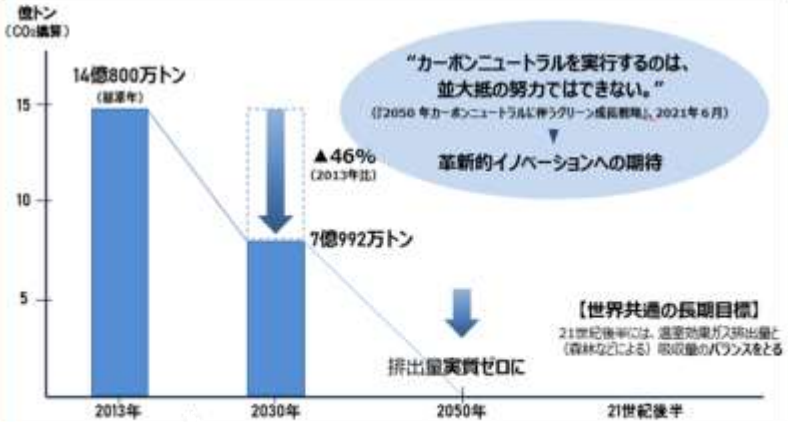


※蓄電池、水素・燃料電池 国際カンファレンスin大阪 (平成28年9月開催予定)

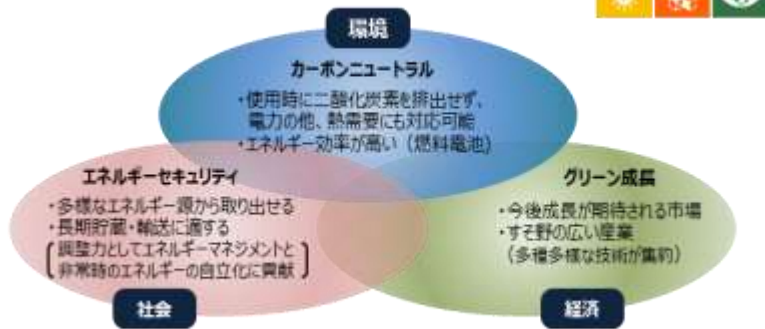
■ (参考) H2Osakaビジョン2022 (2022年5月～)

背景・目的

- 気候変動とエネルギーの安定供給への対応は、世界共通の課題
- 水素が活用されている「水素社会」の実現は、温室効果ガスの削減等の課題解決に貢献
 - H2Osakaビジョン策定 (2016年3月、大阪府)
 - 目的：水素関連産業の取組の方向性を示し、水素の需要拡大につながる新たな製品・サービスの実用化を図ることで、水素利用の幅の拡大につなげる
- 2020年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」、2025年大阪・関西万博 (以下「万博」という。) の開催等の状況も踏まえ、H2Osakaビジョン推進会議 (※) を主体として、「H2Osakaビジョン2022」を策定
 - ※ 2016年8月に設置した、産学官のプラットフォーム



<水素の有望性>



取組の基本方針

水素社会実現に向けた
アイデア創出

新たなプロジェクトの創出と
事業化に向けた取組の推進

普及啓発と
規制緩和の提案・要望

取組の方向性 - 利用分野を中心とした取組を推進 -

- ・ 研究開発を推進しつつ、当面の間、水素利用の拡大につながる新たなプロジェクトを創出し、事業化につなげる
とりわけ、万博を契機としたプロジェクトの実現に向けて産学官一体で取り組んでいく
- ・ 万博を契機に、水素の社会受容性等の向上や、事業化の加速、関連産業の振興、とりわけ府内中小企業等へのビジネスチャンス拡大等を
図るなど、中長期的視点からの取組を推進しつつ、水素のCO₂フリー化についても進めていく



I (2) 成長産業の育成等 (バッテリー関連産業の振興) (その1)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・大阪・関西が優位性や強みをもつ新エネルギー(バッテリー関連)産業が、近年の中国・韓国などの躍進により、国際競争力低下の傾向</p>	<p>・新エネルギーを環境保全のみではなく、産業振興策としてとらえる新たな視点</p> <p>・官だけでなく、産学官一体での産業活性化</p> <p>・補助金支援型だけでなく、民間企業が活躍できる環境整備型へ</p> <p>・大企業からの技術要求により、中小企業自らが、チャンスの広がる新エネルギー関連産業への参入意欲を高める手段へ</p>	<p>・新エネルギー産業課設置(2009年)</p> <p>・国際戦略総合特区地域指定(2011年)</p> <p>・おおさかFCV推進会議と大阪EVアクション協議会を統合し、EV・FCVの普及拡大に関する取組を一体的に推進するため「大阪次世代自動車普及推進協議会」を設置(2015年1月)、「おおさか電動車協働普及サポートネット」に統合・再構築(2021年11月)</p> <p>・大阪府内における水素ステーション整備計画を策定(2015年1月,2017年2月改訂)</p> <p>・バッテリー戦略研究センター -2012年7月設立(2018年4月に、「バッテリー戦略推進センター」に改称、2022年4月に「エネルギービジネス推進事業」として再構築) -民間企業出身の蓄電池・燃料電池分野の専門人材らの知見・ネットワークを活用し、バッテリーを含むエネルギー関連の新たなビジネス創出の支援や実証コーディネート、国際標準化に向けた環境整備に取り組む(企画・コーディネート・つなぐ機能の発揮)</p> <p>・水素利活用の拡大を図る取組を推進する「H2Osakaビジョン」を策定(2016年3月) -ビジョン実現に向け産学官が連携し先進的なプロジェクト創出を図る「H2Osakaビジョン推進会議」を大阪市と共同で設置(2016年8月)、堺市水素エネルギー社会推進協議会と統合(2021年3月)、万博開催都市として産学官一丸となって取組みを推進するため、H2Osakaビジョン推進会議として、「H2Osakaビジョン2022」を策定(2022年5月)</p> <p>・産学官のメンバーが電池駆動ロボットの社会実装に向けた課題抽出や、解決の方向性などを議論し、ロボットビジネスの振興に取り組む「大阪府電池駆動ロボット社会実装推進協議会」を設立(2017年7月)</p>	<p>・府内のEV・PHV約14400台、急速充電器281基(2022年3月末時点)</p> <p>・関西イノベーション国際戦略総合特区で重点分野の一つとして提案し、地域採択</p> <p>・関西国際空港における水素活用・インフラ整備に向けたプロジェクトが、環境省事業に採択(2014年4月)</p> <p>・上記実証プロジェクトの成果により、関空2期島に「イワタニ水素ステーション関西国際空港」が開所(2016年1月)、燃料電池フォークリフトの市販開始(2016年11月)、関空1期島に「大規模産業車両用水素インフラ」が開所(2017年3月)</p> <p>・バッテリー戦略研究センターが咲洲地区に誘致した世界最大規模の大型蓄電池システム試験評価施設(NLAB)がサービス開始。(2016年7月)</p> <p>・蓄電池関連分野の5つの認証機関と産業振興に関する連携協定を締結。(2016年9月)</p> <p>・「蓄電池、水素・燃料電池国際カンファレンスin大阪」を開催し293名が参加(2016年9月)</p> <p>-大阪工業大学と連携協力に関する協定(バッテリーを活用したロボット産業の普及・振興に関する協定)を締結(2017年6月)</p> <p>・大阪産業技術研究所で業務用燃料電池の実証を開始。(2017年7月)</p> <p>・咲くやこの花館(花博記念公園鶴見緑地内)で業務用燃料電池の実証を開始。(2018年1月)</p> <p>・「蓄電池国際ビジネスフォーラムin大阪」を開催し203名が参加(2018年1月)</p> <p>・ドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン州と企業間のビジネス交流の促進に向けた覚書を締結。(2018年10月)</p>

I (2) 成長産業の育成等 (バッテリー関連産業の振興) (その2)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の優れた技術を大手・中堅企業につなぐ「大阪スマートエネルギーパートナーズ(SEP)」(2011年10月～)、「おおさかスマエネインダストリーネットワーク(SIN)」(2018年12月～)を構築し、オープンイノベーションをコーディネート ・電池関連の事業化を促進する「新エネルギー産業(電池関連)創出事業補助金」を創設(2013年)(現、「エネルギー産業創出促進事業補助金」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・SEP企業数社、SIN企業等213社、コーディネート実績 1105件(2022年9月末時点) -「新エネルギー産業(電池関連)創出事業補助金」創設以降、計52件を採択、うち8件が製品化に成功

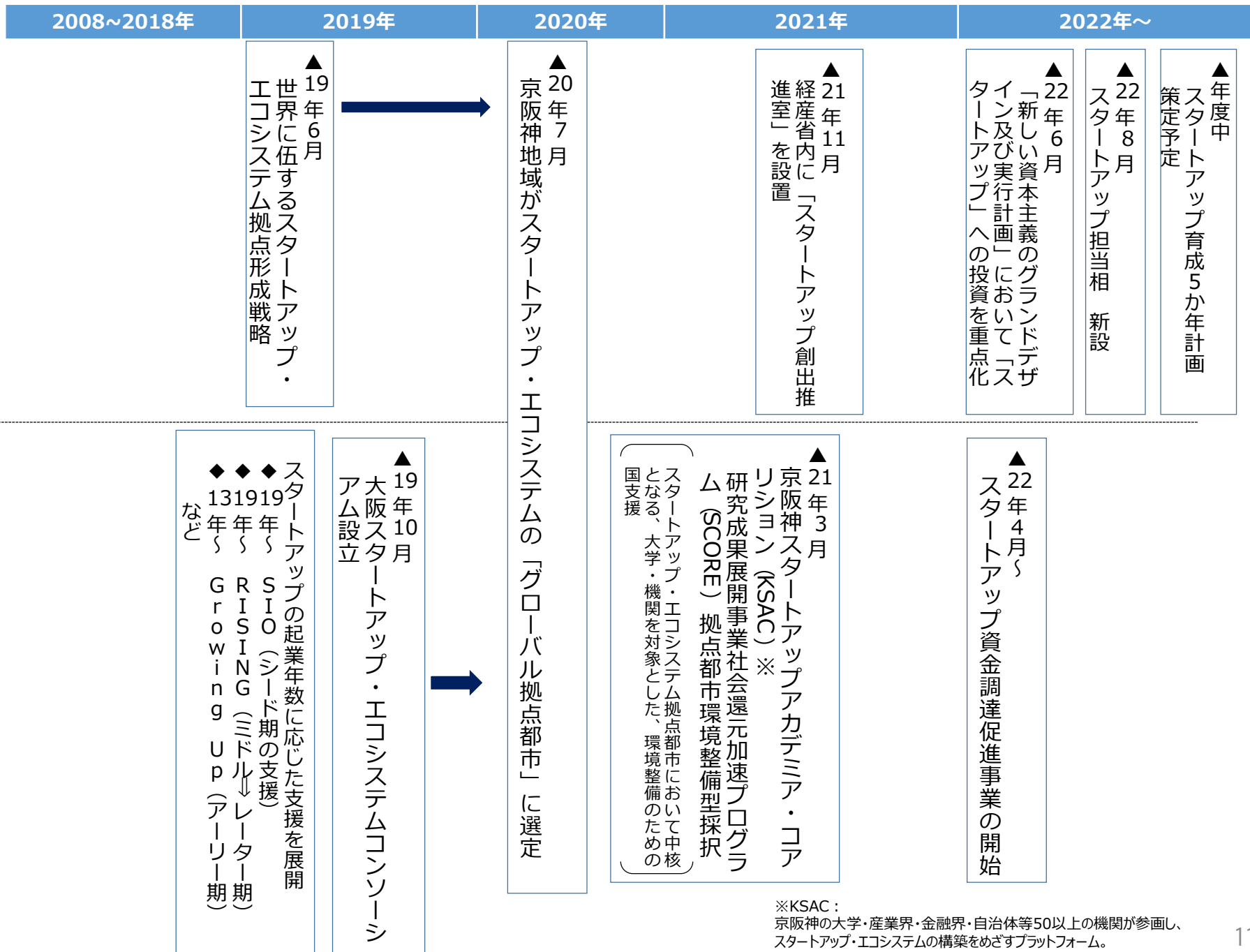
I (2) 成長産業の振興等 (スタートアップ)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>																												
<p>・大阪は、東京と比較して、新規上場数、スタートアップの資金調達額とも経済規模以上の差があり、スタートアップが成長するための環境整備が必要。</p> <p>・一方、内閣府・経産省・文科省にて『世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略』策定（2019年6月）。</p> <p>「スタートアップ・エコシステム拠点形成 7つの戦略」などが定められた。</p> <p>・「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム（構成団体：大阪府、大阪市、京都府、京都市、兵庫県、神戸市等）」が、内閣府によりグローバル拠点都市に選定（2020年7月）。</p>	<p>行政・経済団体等の関係機関が一体となって、オール大阪で起業家を生み育てる環境を整備するとともに、世界に冠たるスタートアップ・エコシステムの構築・拠点形成をめざす。</p> <p>・目標値（2020年策定）</p> <table border="1" data-bbox="459 475 871 1333"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 475 730 622">内容</th> <th data-bbox="730 475 871 622">大阪の目標 2020～ 24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 622 730 705">スタートアップ設立件数</td> <td data-bbox="730 622 871 705">300社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 705 730 823">上記のうち大学発スタートアップ設立件数</td> <td data-bbox="730 705 871 823">100社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 823 730 906">ユニコーン輩出件数</td> <td data-bbox="730 823 871 906">3社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 906 730 1025">5億円以上調達のスタートアップ^o件数</td> <td data-bbox="730 906 871 1025">75社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1025 730 1195">外国人起業家の誘致件数</td> <td data-bbox="730 1025 871 1195">20社 (スタートアップ^oビザ活用数：30者)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1195 730 1333">万博を契機に活躍するスタートアップ^o輩出件数</td> <td data-bbox="730 1195 871 1333">50社</td> </tr> </tbody> </table>	内容	大阪の目標 2020～ 24	スタートアップ設立件数	300社	上記のうち大学発スタートアップ設立件数	100社	ユニコーン輩出件数	3社	5億円以上調達のスタートアップ ^o 件数	75社	外国人起業家の誘致件数	20社 (スタートアップ ^o ビザ活用数：30者)	万博を契機に活躍するスタートアップ ^o 輩出件数	50社	<p>・「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」設置（2019年10月）</p> <p>・スタートアップ・エコシステム拠点都市構築事業</p> <p>大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムの活動最大化に向けた情報発信・共有、連携促進、運営体制の確保等（事務局 大阪産業局）</p> <p>・若手人材等機運醸成事業</p> <p>若手人材等の起業に対する機運醸成を目的として、大阪コンソーシアムのメンバーや国支援施策等と連携したスタートアップ創出につながる情報発信と交流機会の提供等を実施</p> <p>・大阪起業家グローイングアップ事業</p> <p>ビジネスプランコンテストの開催を通じた有望起業家の発掘、受賞者への補助金交付及びハンズオン支援を実施</p> <p>・成長志向創業者支援事業</p> <p>リーディングカンパニー候補となる新規市場開拓型のスタートアップに対する初期の専門的支援と、一定の成長を遂げたスタートアップを対象にその更なる発展に資する支援を実施</p> <p>・海外スタートアップ誘致・定着強化事業</p> <p>海外への一元的な情報発信やスタートアップ誘致の総合窓口開設、大阪でのビジネス機会の創出に向けた個別伴走支援等を実施</p> <p>※府事業の大部分は2021年度から大阪産業局に移管し、大阪市事業と連携して実施</p>	<p>2022年3月末時点の成果</p> <table border="1" data-bbox="1495 248 1895 882"> <thead> <tr> <th data-bbox="1495 248 1765 299">内容</th> <th data-bbox="1765 248 1895 299">実績数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1495 299 1765 386">スタートアップ設立件数</td> <td data-bbox="1765 299 1895 386">163社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 386 1765 505">上記のうち大学発スタートアップ設立件数</td> <td data-bbox="1765 386 1895 505">69社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 505 1765 592">ユニコーン輩出件数</td> <td data-bbox="1765 505 1895 592">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 592 1765 679">5億円以上調達のスタートアップ^o件数</td> <td data-bbox="1765 592 1895 679">73社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 679 1765 766">外国人起業家の誘致件数</td> <td data-bbox="1765 679 1895 766">17社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1495 766 1765 882">万博を契機に活躍するスタートアップ^o輩出件数</td> <td data-bbox="1765 766 1895 882">万博開催年に向けて輩出予定</td> </tr> </tbody> </table>	内容	実績数	スタートアップ設立件数	163社	上記のうち大学発スタートアップ設立件数	69社	ユニコーン輩出件数	なし	5億円以上調達のスタートアップ ^o 件数	73社	外国人起業家の誘致件数	17社	万博を契機に活躍するスタートアップ ^o 輩出件数	万博開催年に向けて輩出予定
内容	大阪の目標 2020～ 24																														
スタートアップ設立件数	300社																														
上記のうち大学発スタートアップ設立件数	100社																														
ユニコーン輩出件数	3社																														
5億円以上調達のスタートアップ ^o 件数	75社																														
外国人起業家の誘致件数	20社 (スタートアップ ^o ビザ活用数：30者)																														
万博を契機に活躍するスタートアップ ^o 輩出件数	50社																														
内容	実績数																														
スタートアップ設立件数	163社																														
上記のうち大学発スタートアップ設立件数	69社																														
ユニコーン輩出件数	なし																														
5億円以上調達のスタートアップ ^o 件数	73社																														
外国人起業家の誘致件数	17社																														
万博を契機に活躍するスタートアップ ^o 輩出件数	万博開催年に向けて輩出予定																														

■ 経過

《 国 》

《 府 》



※KSAC : 京阪神の大学・産業界・金融界・自治体等50以上の機関が参画し、スタートアップ・エコシステムの構築をめざすプラットフォーム。

■ 関連指標

○ 目標値【2020年策定】

内容	大阪の目標 (2020～2024年)
スタートアップ設立件数	300社
上記のうち、大学発スタートアップ設立件数	100社
ユニコーン輩出件数	3社
5億円以上調達スタートアップ件数	75社
外国人起業家の誘致件数	20社 (スタートアップビザ活用数：30者)
万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数	50社

○ 取組状況

【2021年】

内容	実績
スタートアップ設立件数	99社
上記のうち、大学発スタートアップ設立件数	44社
ユニコーン輩出件数	なし
5億円以上調達のスタートアップ件数	59社
外国人起業家の誘致件数	8社（8者）
万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数	万博開催年に向けて輩出予定

【2022年】

内容	実績
スタートアップ設立件数	163社
上記のうち、大学発スタートアップ設立件数	69社
ユニコーン輩出件数	なし
5億円以上調達のスタートアップ件数	73社
外国人起業家の誘致件数	17社（13者）
万博を契機に活躍するスタートアップ輩出件数	万博開催年に向けて輩出予定



エコシステム形成推進主体について

大阪のエコシステムの強み・機会を活かし、弱み・脅威の補完に取り組み、世界に伍する拠点を構築する

大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム主要な取組

既存強化 既に進めている取組を更に加速推進
新規 新たに強化する取組

阪 大阪で取り組む予定
関 京阪神連携で取り組む予定
国 国・京阪神連携で取り組む予定

強み (Strengths)

- 他都市に先駆けてスタートアップ育成に取組んでおり、知の集積、ネットワークがあり、実際にスタートアップ数が全国第2位（起業人材が一定数存在）
- 大企業、高水準な大学・研究機関の集積地（シーズの集積地）
- 大学を中心としたアントレプレナー教育の充実、優秀な学生、シード人材が豊富
- 高い技術を有するものづくり企業が集積するアジャイル開発都市
- 産官学各プレイヤーの一体感、横のつながり
- 海外における知名度の高さ、住みやすさ



- 関** 起業家人材ネットワークの拡充、支援の仕組みの強化 **既存強化**
- 阪** 大学・研究機関と連携したシーズを活用した起業の促進 **既存強化**
- 阪** スタートアップコミュニティと多彩な人材のマッチング **既存強化**
- 阪** 大企業とスタートアップの連携・協業機会の拡大 **既存強化**
- 阪** ものづくり企業との連携によるアジャイル開発基盤の構築 **新規**



- 「「みどり」とイノベーションの融合拠点」 うめきた2期の開業
- 大阪・関西万博開催（夢洲）、大規模アリーナの開業（吹田）、課題先進ニュータウンの存在（泉北・千里）
- 北大阪健康医療都市（吹田・摂津）、未来医療国際拠点（中之島）形成
- 大阪府大・大阪市立大統合キャンパスが大阪市中心部に開学

- 阪** ライフサイエンス拠点を起点としたスタートアップの育成強化 **新規**
- 国** うめきた・万博などを活用した実証実験フィールドの構築 **新規**
- 国** 近接する大学が保有するシーズ集約による知財活用の促進 **新規**

機会 (Opportunities)

弱み (Weaknesses)

- 世界のスタートアップ・ベンチャーキャピタル・大企業に対するプレゼンスの低さ
- 首都圏に対するベンチャーキャピタルの充実度の劣後
- 世界を牽引するグローバル企業や、世界トップレベルの技術シーズを持つ大学とのネットワークの脆弱さ
- スタートアップをスケールさせる経営幹部候補（CXO）の少なさ



- 阪** 国内外VCと大阪発のスタートアップの交流機会の確保 **既存強化**
- 国** 国際イベントの開催・誘致による海外認知度の向上 **既存強化**
- 国** 海外メディア連携を含むスタートアップ情報発信機能の整備 **新規**
- 国** グローバル企業、世界トップレベル大学との連携施策の構築 **新規**



- 若年層の起業家人材の首都圏への流出
- 労働人口減少、大企業本社機能の移転などに伴う人材の確保、特に経営人材の確保の難化
- 技術力を有する中小企業を中心としたものづくり企業の廃業の増加と、それに伴う技能伝承の断絶
- 技術シーズの流出、ビジネスシーズの他都市での事業化、海外企業の進出

- 阪** ベンチャー型事業承継、アトツギベンチャーの支援強化 **既存強化**
- 阪** 外国人起業家の育成・支援強化 **新規**
- 阪** スタートアップ就職のサポートの強化（特に経営人材） **新規**

脅威 (Threats)

■スタートアップ・エコシステム拠点都市

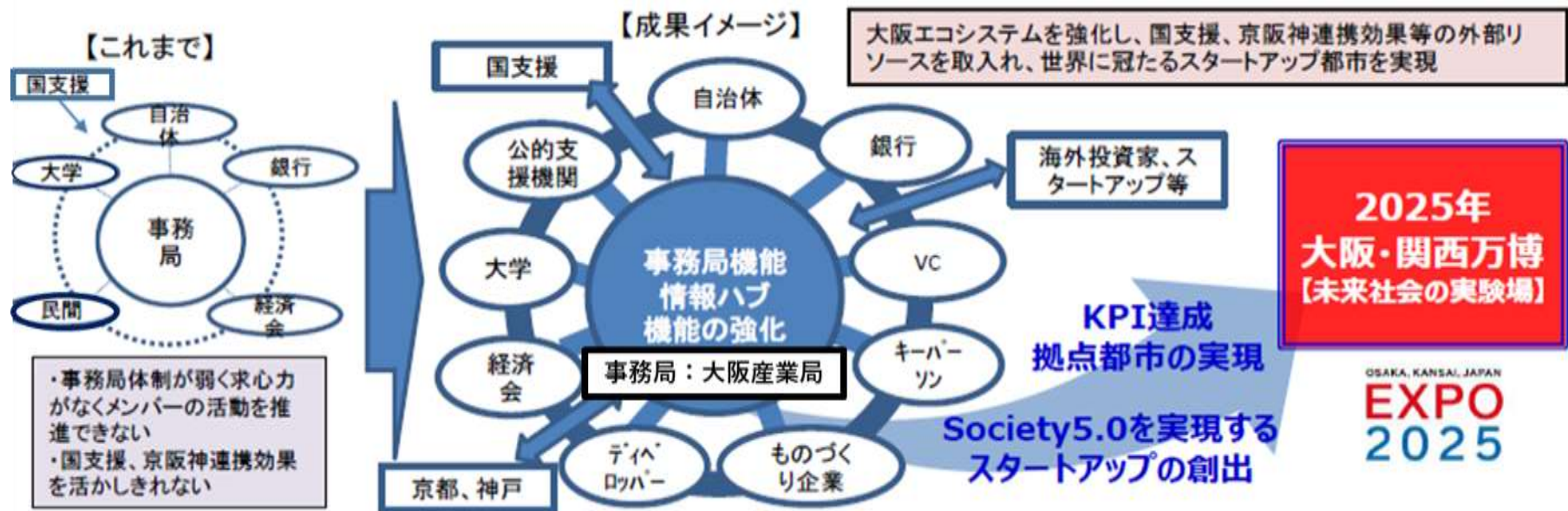
- 世界の冠たるスタートアップ都市を実現することは、国内外からの投資を呼び込み、Society5.0の実現をめざす「2025年大阪・関西万博」の成功や、副首都大阪の確立・発展につながるもの。
- 2020年、大阪・京都・兵庫は、国の「スタートアップ・エコシステム拠点都市」に選定。
- 都市選定により、新たに得られる国の支援機会やコンソーシアムメンバーのリソースを最大限に活用し、大阪のエコシステムを強化していく。
- あわせて、国や京阪神の連携により、京阪神での相乗効果を発揮していく。

【設置場所】大阪産業局（大阪コンソーシアム事務局）

【構成メンバー】経済団体、大学・研究機関（大阪大学・大阪公立大学等）、金融機関、デベロッパー、支援機関（知財ほか）等

【取組内容】

- 情報収集・発信機能の強化（戦略的な情報発信、コンソーシアムでの情報共有の仕組みづくり、相談体制の確保 等）
- コンソーシアム事務局機能（国アクセラレーター他支援事業への対応、京阪神連携の促進 等）



■大阪府におけるスタートアップ支援事業（1 / 3）

スタートアップ・エコシステム拠点都市構築事業

- 2019年 産学官のオール大阪のスタートアップ支援の枠組みとして、「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」を設立（事務局：大阪産業局）。
- 2020年 京阪神のコンソーシアムが国の「グローバル拠点都市」に選定。
- ◆事業内容：事務局における情報収集・発信機能の強化（情報ハブ機能）や、コンソーシアム事務局機能



スタートアップ資金調達促進事業

【R4新規】

- 有力スタートアップの輩出・集積をめざすとともに資金調達の強化に向け、首都圏ベンチャーキャピタリストの呼込、大阪・関西資本の金融機関等の投資促進、民間におけるファンド組成を推進
- ◆首都圏VCの呼込⇒大阪の金融機関・スタートアップ・首都圏VC交流会等
- ◆大阪・関西の金融機関等を対象とした、スタートアップへの投資ノウハウの提供⇒セミナー開催等

≪2022年11月末時点実績≫

■ キックオフイベント	9月に開催
■ 交流事業の実施	1件（今年度中に計2件予定）
■ 大阪関西資本へのセミナーの実施	1件（今年度中に計6件予定）

海外スタートアップ誘致・定着強化事業 OSAKA SPRINGBOARD

【R4新規】

- 海外スタートアップには、「日本市場に興味があるものの、相談できる窓口にとどり着くことが難しい」といった課題があることから、大阪産業局を中心として、海外スタートアップの日本進出をサポート。
- ◆海外への一元的な情報発信：事業WEBサイトの開設・総合窓口の開設・関係支援機関の紹介
- ◆大阪でのビジネス機会の創出活動：海外スタートアップとの連携機運醸成に向けたイベント開催
- ◆海外スタートアップの大阪進出の活動支援：在阪企業とのビジネスマッチング・マーケットレクチャー（商慣習の違い等指導）・専門家による法規制等の手続き相談・在阪支援機関やサポート事業メニューの紹介

≪2022年11月末時点実績≫

■ 事業WEBサイト	9月 開設
■ イベント	海外スタートアップとの連携機運醸成に向けたイベントを10月に開催（トークイベントとピッチイベントの計2回開催）



■大阪府におけるスタートアップ支援事業（2 / 3）

若手人材等機運醸成事業 START LINE OSAKA

シード期

- **大学生等の若手人材**に向けて、**スタートアップや起業等への関心を高めてもらい**、大阪・関西におけるスタートアップとして挑戦する「**起業家輩出**」をめざす。
 - ◆イベント開催
 - ◆コミュニティの場の提供
 - ◆Growing UPでの「U-30起業アイデア部門賞」の設定

≪2021年度実績≫

■ 大阪起業家グロウイングアップ「U-30起業アイデア部門」	受賞者：4者
■ 関西の若手起業家を対象とした、事業成長に向けたIPO経験者との少人数座談会の実施	
■ 関西の大学生・大学院生を対象とした、20代のキャリア形成に向けたセミナー、座談会の実施	



SIO (Startup Initial program Osaka)

シード期

- **初期段階のスタートアップ**及び**起業前後**を対象として、**事業立上げ時に必要とされる専門的な支援プログラム**を実施。
 - ◆連続講座：事業構築手法・グローバル展開等、理論を体系的に身に付ける座学
 - ◆アクセラレータープログラム：メンタリング・ネットワーキング、ワークショップ等の実施
 - ◆イベント：スタートアップと既存企業とのオープンイノベーションや、投資家等との交流イベントの実施

≪2021年度実績≫

■ アクセラレーションプログラムの支援先企業	11者
■ 連続講座の受講	20名
■ スタートアップとして新たに事業・活動に着手する者	3者



■大阪府におけるスタートアップ支援事業（3 / 3）

Growing UP

アーリー期

- 大阪産業局と共同で、**ビジネスコンテストを通じた有望企業家の発掘、補助金の支給等、成長過程までの一貫したハンズオン支援**を実施。
- ◆ビジネスプランコンテストの開催（年2回）
- ◆優勝・準優勝者には、補助金の交付（100万円（1/2補助）×1名、50万円（〃）×2名）及び中小企業診断士による伴走支援

≪2021年度実績≫

■ビジネスプランコンテストの実施	2件
■補助金交付	6社
■伴走支援	6社



RISING

ミドル⇒レター期

- ロールモデル輩出のため、**発展期のスタートアップに対し**、先輩経営者によるメンタリング、支援環境が豊富な首都圏の支援者との繋ぎなどを実施。
- ◆メンタリング：上場会社創業者メンターが起業家の成長段階で起こりうる様々な問題、不安、恐れなど、精神面から支援するメンタリングを月に1回程度実施
- ◆東京上場企業訪問：新規株式上場をした企業へ訪問し、急拡大する上で必要な経験等をヒアリング

≪2021年度実績≫

■支援先企業	7者
■上場、M&A、大企業連携、グローバル進出等ロールモデルとなり得る活動に着手する者	3者



I (3) インフラの充実・強化（関空・伊丹空港の経営統合、空港運用の強化）

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、空港戦略は国主導で行われており、府は、国への要望活動が中心であった。 ・一方、関西国際空港は、海上空港という特殊性から、関空会社が1.3兆円という巨額の負債を抱え、空港経営が硬直化し、ハブ空港として活用しきれない状況にあった。 ・そこで、知事が政治的メッセージとして、伊丹空港の廃止・跡地売却という「ストック組換え」も視野に、関空の財務状況の課題やハブ空港としての経営戦略について、国家レベルの課題として国に問題提起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争に勝ち抜くための都市機能・広域交通インフラである国際空港の機能強化をめざした戦略的な経営の実現。 ・関空の財務構造の改善、政府補給金への依存体質からの脱却を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関空・伊丹空港の経営を統合(2012年7月)。 ・全国に先駆けて、伊丹空港の基本施設とターミナルの経営一元化を実現(2013年10月)。 ・府が出資する土地保有会社の債務の着実な償還を確保しつつ、両空港の機能強化、円滑なコンセッション実施が可能となるスキームを構築。 ・あわせて、特区制度を活用した機能強化、関西産業の国際競争力の強化を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港運営における課題を顕在化し、課題解決の手法としての2空港経営統合が実現。 ・我が国初の本格的LCCの新規就航・増便。 ・世界最大手の航空貨物会社の北太平洋地区のハブ施設誘致成功。 ・関空・伊丹空港コンセッション実施(2015年4月～2060年3月まで) ・神戸空港コンセッション実施(2018年4月～2060年3月まで)関空・伊丹・神戸空港の3空港一体運営へ。
<ul style="list-style-type: none"> ・万博期間中及びその後の世界各国からの来訪者の増加を見据え、関空の受入体制の強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西3空港懇談会において、万博に向けた万全の受入体制を整えるとともに、成長目標である年間発着回数30万回の実現に必要な能力を確保するため、万博までに航空機処理能力の引き上げをめざすことを合意。 ・国際線旅客処理能力を年間3,000万人に向上させるため、万博までにターミナル機能の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西3空港懇談会から国に対し現行飛行経路の見直しについて検討を要請(2022年9月)。 ・第1ターミナルの改修工事に着手(2021年5月)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国において有識者会議を設置し、検討を開始(2022年11月) ・第1ターミナル改修工事のフェーズ1(全4フェーズ)である、新国内線エリアオープン(2022年10月)。

■ Outcomeの整理 空港の経営

Before

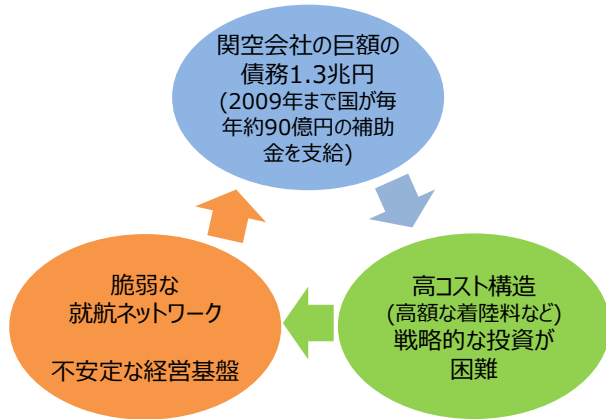
伊丹空港

- ・国が管理
- ・収支が黒字
→収益は国の特別会計へ
- ・ターミナルは自治体+民間の別会社

関西国際空港

- ・第三セクター経営(国+自治体+民間)
- ・1.3兆円の負債*
- 国が利払い負担軽減のため補給金を支給
→多額の負債を抱え、国際拠点空港としての機能強化に向けた戦略的な投資ができない

*関空負債額: 2011年3月期決算時点



After

関空・伊丹両空港の経営を統合(2012年7月)

- ↓
- ・一体運用による経営の効率化
- ・伊丹空港の収益も活用し、戦略的な設備投資など、関空の経営基盤を強化

○新たに国100%出資で設立された「新関空会社」が、両空港を一体的に管理・運営。
○旧関空会社は、「関空土地保有会社」として、関空の空港用地の保有管理及び新関空会社への貸付業務を実施。

- ↓
- ◆戦略的な経営
- ・伊丹空港とターミナルビルの経営一元化
(2013年10月)

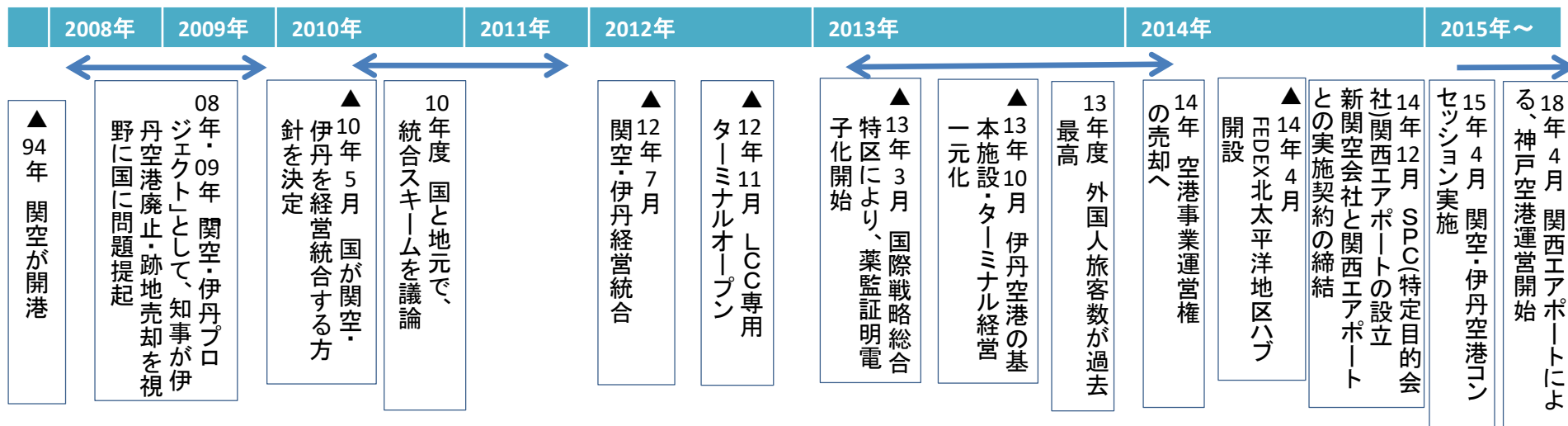
自治体及び民間が新関空会社にターミナルビル会社の全株式を売却
・売却額総額 278億円
うち府、市保有分 各々55億6,464万円

運営権売却(コンセッション)

関西エアポート(株)が公共施設等運営権を取得し、両空港の運営を実施
・実施期間は2016年4月1日から44年間
・運営権対価等は総額2.2兆円

- 国からの補給金に頼らない民間による自立した経営に道筋。
- 国際拠点空港として機能強化するための戦略的な投資が可能に。

■経緯



■経営統合後の動き

統合後の新関空会社は、中期経営計画に基づき、関空国際線着陸料の5%引き下げ、路線誘致インセンティブの拡充などを順次展開している。また、2015年からはコンセッションにより、関西エアポートが関空と伊丹を運営。2018年には、同社による神戸空港の運営も開始し、関空・伊丹・神戸の3空港一体運営となる。

完全24時間運用の強みを活かし、LCCの誘致にも注力。専用ターミナルの設置や深夜早朝アクセスの充実などを進め、国内最大規模のLCC乗り入れ空港となっている。

開港以来、訪日外国人数は200万人から300万人へ緩やかに上昇していたが、LCC拠点化の動きに併せて近年大幅に増加。2015年度、開港以来最高の約500万人に到達。2017年度には約700万人にまで増加。

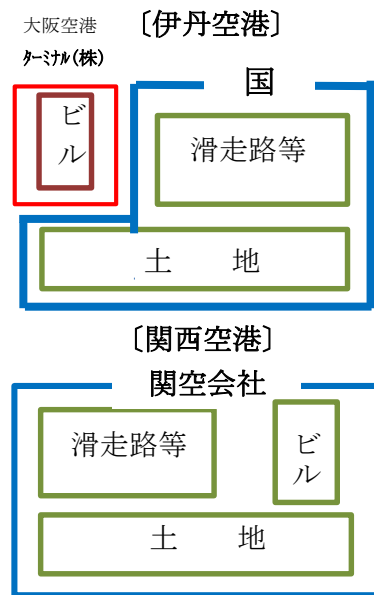
国際貨物取扱量については、リーマンショック、東日本大震災を経て伸び悩んでいるが、2014年4月に世界最大手航空貨物会社のハブ拠点が開設され、今後の増加が期待される。

また、国際戦略総合特区を活用し、薬監証明手続きの簡素化・電子化を実現したほか、医薬品定温庫の活用など、関西の成長産業である医薬品・医療機器等の分野を支える物流拠点機能も強化。医薬品貿易額が順調に伸びるなど、成果が現れつつある。

■実施体制の改革

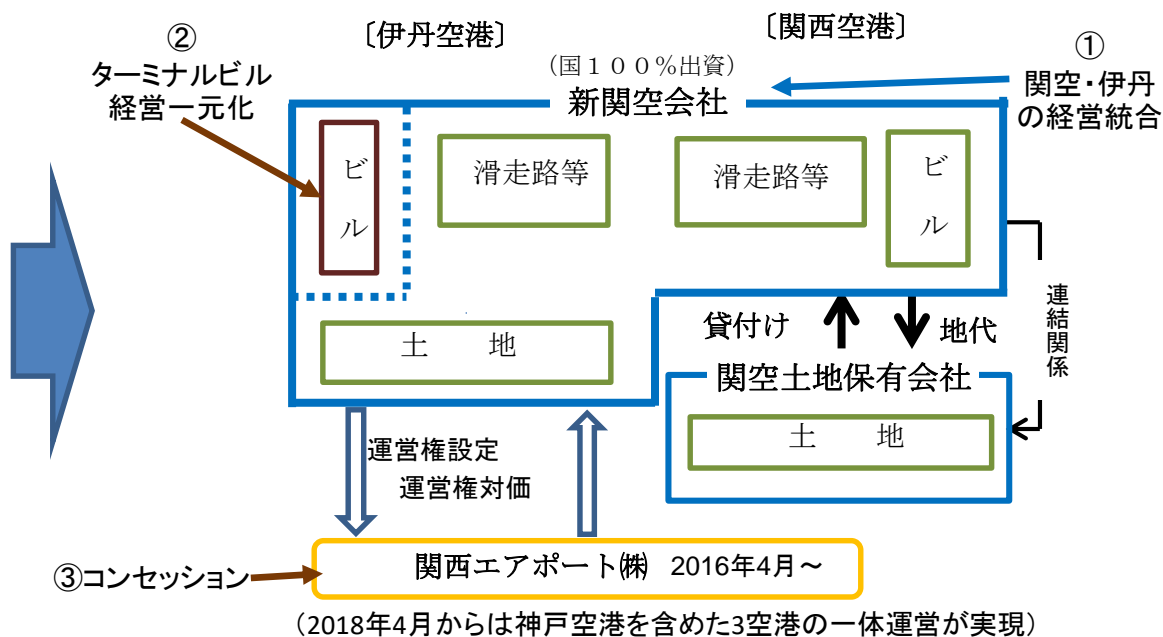
■実施体制の改革

Before



※管制施設は上記経営統合に関わらず、国が管理

After

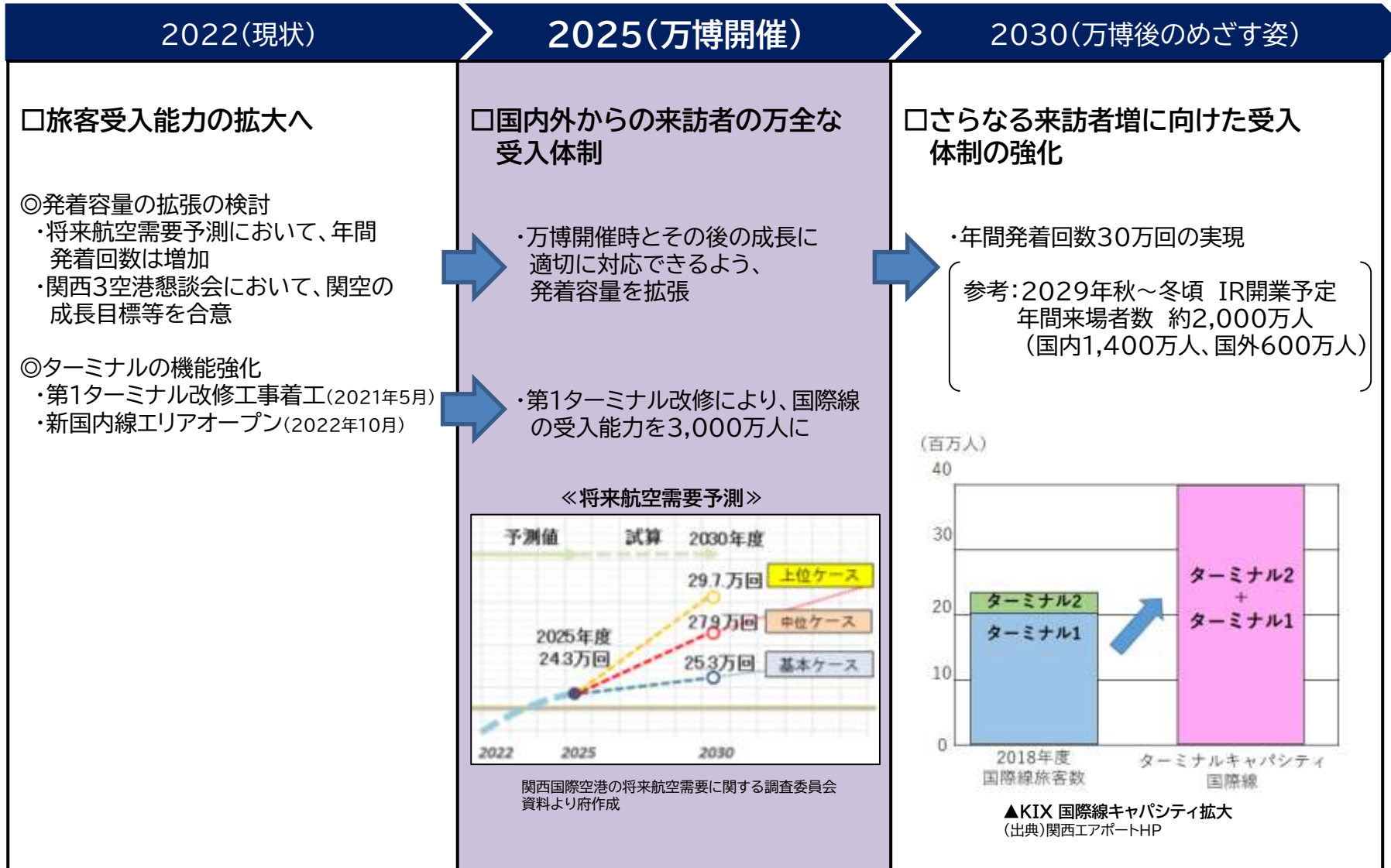


(2018年4月からは神戸空港を含めた3空港の一体運営が実現)

(参考)

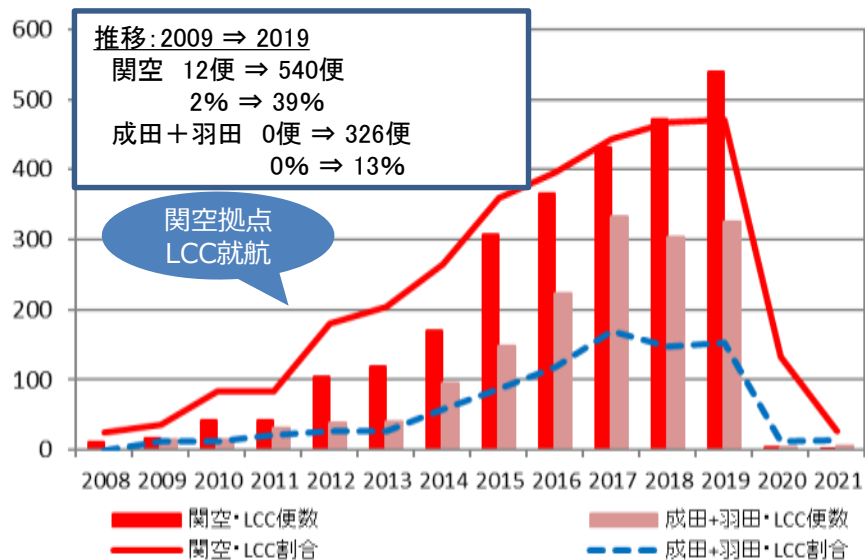
- ・日本初の本格的 L C C 専用ターミナルオープン (2012年10月)
- ・世界最大手の航空貨物会社の北太平洋地区のハブ施設誘致成功 (2014年4月)
- ・関空・伊丹空港コンセッション実施 (2016年4月～2060年3月)
- ・神戸空港コンセッション実施 (2018年4月～2060年3月) ⇒ 関西3空港の一体運営が実現。

■ 空港運用の強化



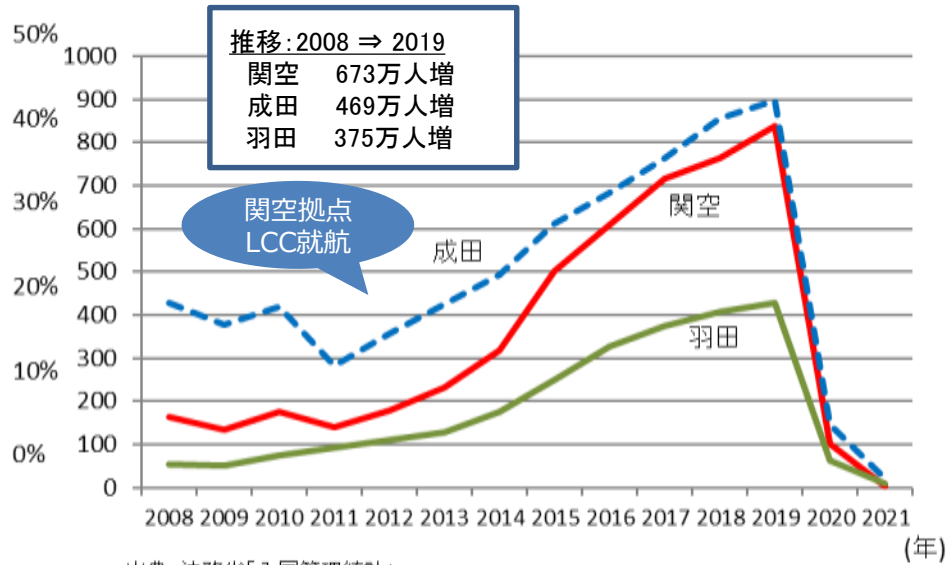
■関連データその1

(便/週) 国際線LCCの便数及び割合(各年夏期)



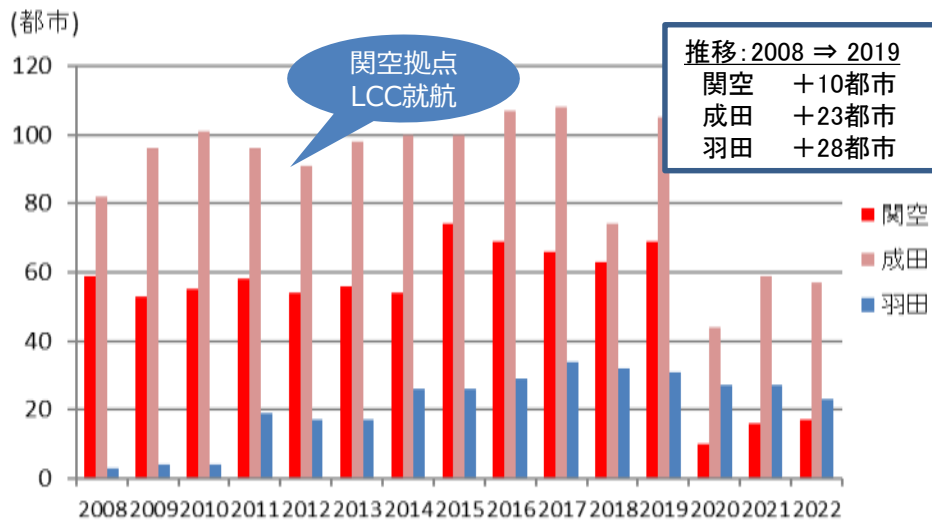
出典: 各空港会社「運営概況」、羽田はJTB時刻表・国土省「国際線就航状況」

(万人) 訪日外国人数



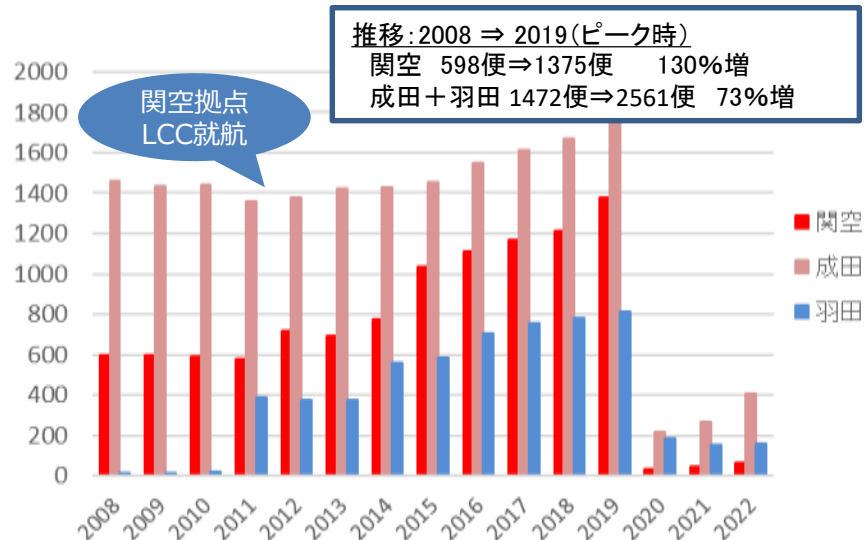
出典: 法務省「入国管理統計」

国際線旅客便就航都市数(各年夏期)



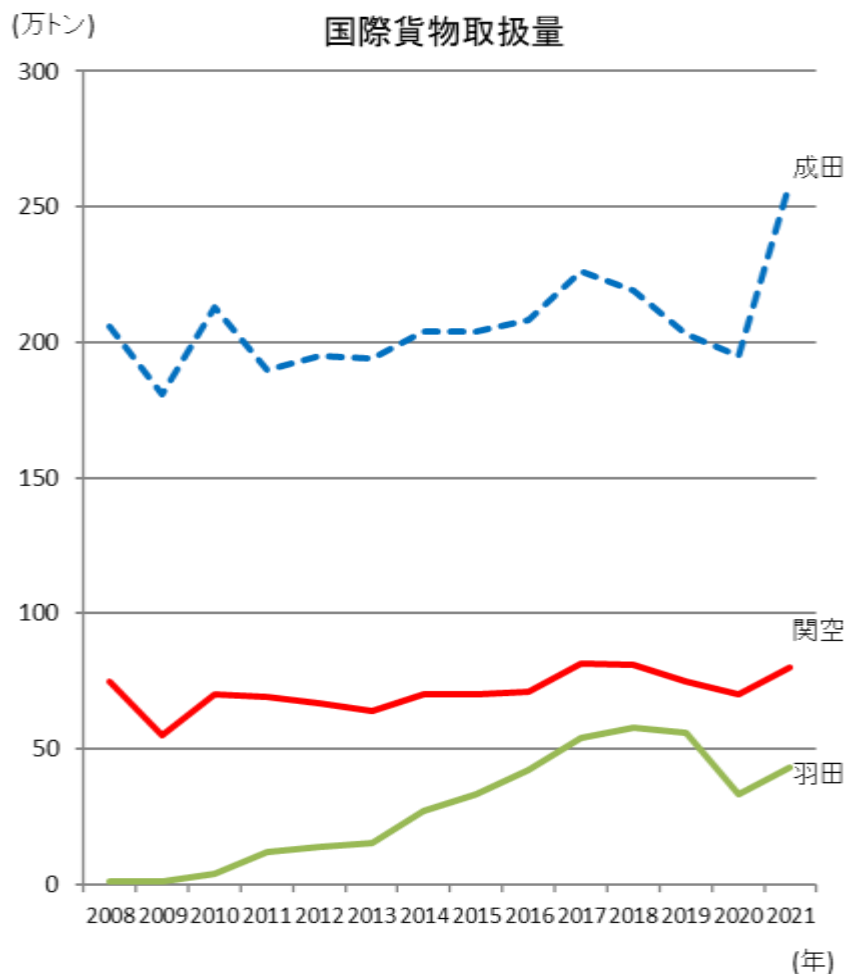
出典: 各空港会社「運営概況」、羽田はJTB時刻表・国土省「国際線就航状況」

(便/週) 国際線旅客便就航便数(各年夏期)(便/週)

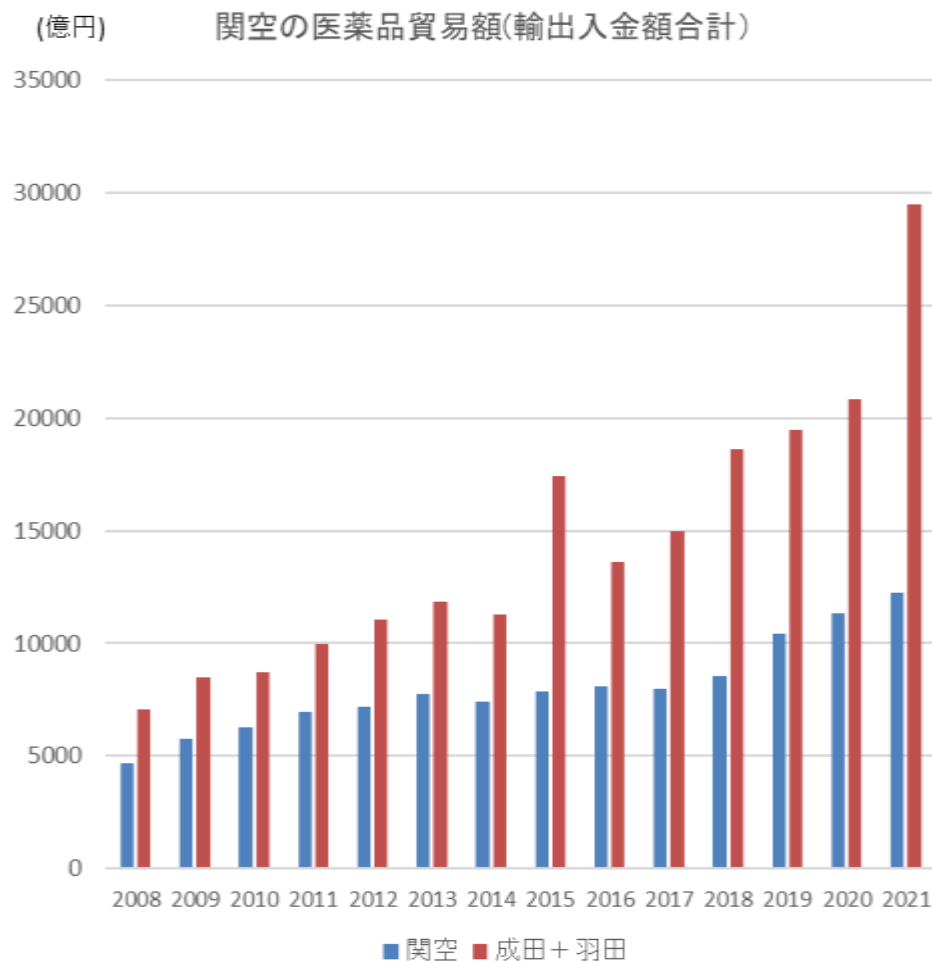


出典: 各空港会社「運営概況」、羽田はJTB時刻表・国土省「国際線就航状況」

■ 関連データその2



出典: 国交省「暦年・年度別空港管理状況調書」



出典: 財務省「貿易統計」

※ 羽田の医薬品貿易額は僅少のため、グラフ上には表示できていない。

I (3) インフラの充実・強化(インフラ整備(道路網・鉄道網)の具体化、ストックの組換え)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ整備は、経済発展に不可欠な投資であるにもかかわらず、財政難が続く中で、莫大な予算を確保する事業スキームを構築する必要があった。 ・都心と国土軸や関空のアクセス状況等に課題があり、副首都として必要な都市機能の充実が必要。 	<p>①高速道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の運営主体が混在する複雑な料金体系の改善 ・ミッシングリンク解消に向けた道路整備、老朽化に伴うインフラ更新計画の具体化 	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿圏の高速道路を賢く使う料金体系の提案(料金体系の一元化)、大規模更新の財源確保のための料金徴収期間延長、ミッシングリンク解消に向けた事業スキームの具体化、国・高速道路会社・自治体による検討会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿圏の料金を対距離制を基本とした料金体系へ整理・統一(2017年6月) ・道路公社路線をNEXCOに移管(2018年4月堺泉北・南阪奈、2019年4月第二阪奈) ・大規模更新は、料金徴収期間を延長し、2015年度着手(2014年度法律改正) ・淀川左岸線延伸部は、2017年度事業化が決定 ・大和川線は、2020年3月全線開通
	<p>②鉄道(戦略路線)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組みの方向性を示す公共交通戦略を策定 ・ストック組換えによる鉄道網整備に要する府財源確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通戦略を2019年に改訂し、戦略路線を見直し・追加(北大阪急行延伸／大阪モノレール延伸／なにわ筋線／なにわ筋連絡線・新大阪連絡線、中之島線延伸) ・黒字の第三セクター(大阪府都市開発株)の株式売却。売却益を公共施設整備を目的とする基金に積立て。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略路線が着実に進展 -北大阪急行延伸は、2016年度に工事着手し、軌道・駅舎建築工事を実施中。 -大阪モノレール延伸は、2020年度に工事着手し、支柱建設工事や車両基地整備工事等を実施中。 -なにわ筋線は、2021年度に工事着手 -なにわ筋連絡線・新大阪連絡線、中之島線延伸は、今後、事業実施の可否について検討
	<p>③鉄道(リニア、北陸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線、北陸新幹線の早期全線開業 	<ul style="list-style-type: none"> ・府・市・経済界が一丸となって、リニア中央新幹線、北陸新幹線の早期全線開業を働きかけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線の名阪間の開業最大8年間前倒し(2045年→2037年) ・北陸新幹線については、概略の駅・ルートが決定。

①高速道路

■Outcomeの整理

改革の対象項目

Before

After

・高速道路の料金体系

・複数の運営主体と料金体系が混在

- ・近畿圏の料金一元化等を協議する「国と地方の検討会」設置(2011年6月)
- ・阪神高速道路が圏域を撤廃した対距離料金に移行(2012年1月)
- ・国土交通省「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)」の公表(2016年12月)
- ・近畿圏の料金を対距離制を基本とした料金体系へ整理・統一(2017年6月)
- ・道路公社路線をNEXCOに移管(2018年4月堺泉北・南阪奈、2019年4月第二阪奈)

・高速道路ネットワークの整備

・淀川左岸線延伸部が未着手。環状道路ネットワークが形成されずミッシングリンクが存在

- ・国直轄道路事業と高速道路会社による有料道路事業の合併施行方式により、淀川左岸線延伸部の事業に着手(2017年4月)
- ・大和川線全線開通(2020年3月)

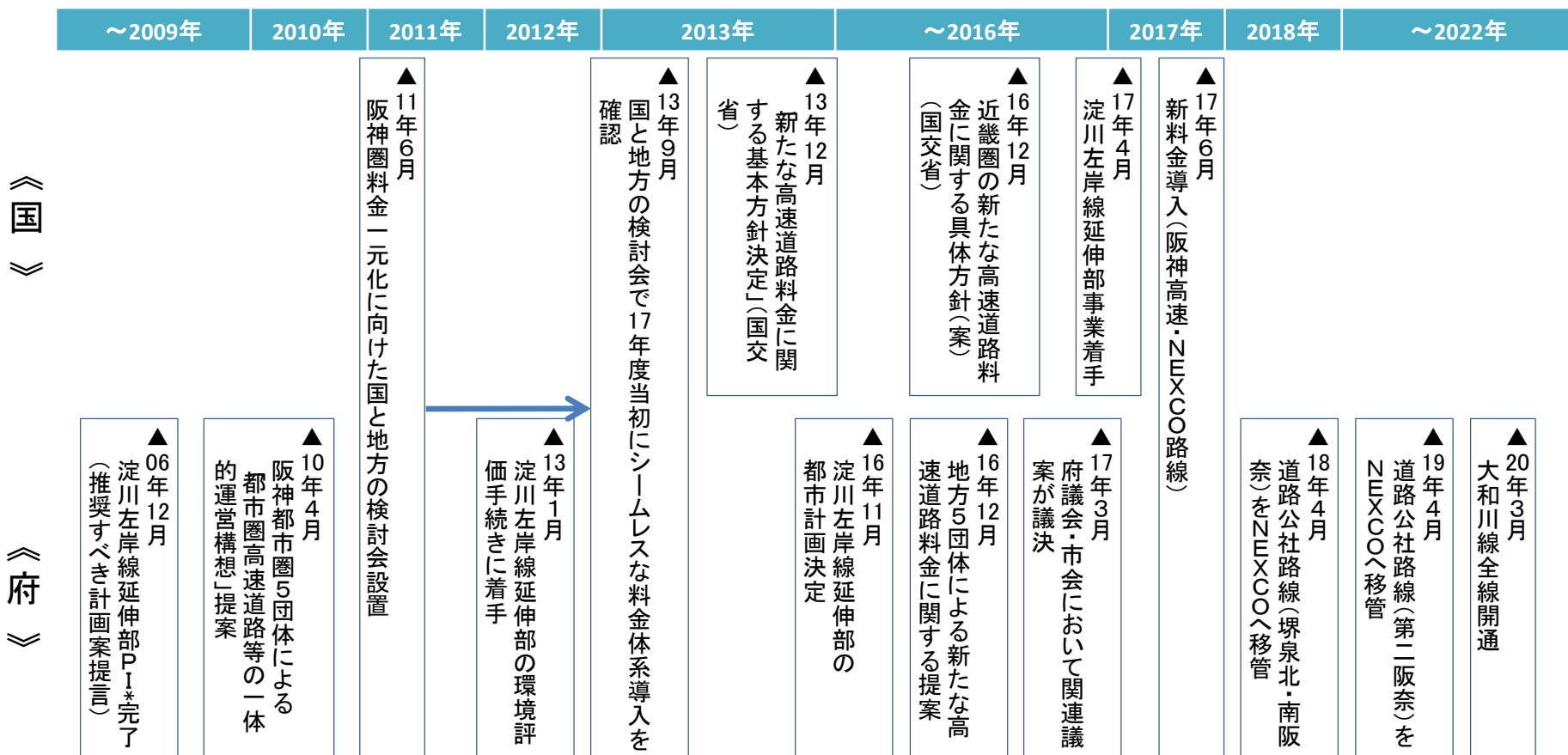
■改革の取組み:「近畿圏の高速道路を賢く使う料金体系」の提案

高速道路について、首都圏、中部圏では、ほぼ全ての環状道路が、開通済みまたは建設中である一方、近畿圏では、環状道路ネットワークの整備が遅れている。

そこで、利用者の視点に立ち、複雑で分かりにくい料金体系の一元化と、料金収入によるミッシングリンク解消に向けた整備を可能とする「近畿圏の高速道路を賢く使う料金体系」を提案。

「近畿圏の高速道路を賢く使う料金体系」の実現に向け、対距離制の料金体系の導入、淀川左岸線延伸部の事業着手、道路公社路線(堺泉北・南阪奈・第二阪奈)の高速道路会社への移管を実現。

■経緯



* PI: Public Involvement、計画策定の早い段階から市民の方々等関係者へ積極的に情報を提供し、コミュニケーションを行う取り組み

【参考その1】 高速道路のミッシングリンクの現状

首都圏、中部圏では、ほぼ全ての環状道路が、開通済みまたは建設中である一方、近畿圏では、都心部の環状道路ネットワークで重要な位置を占める淀川左岸線延伸部が未だ計画段階であった。

現在は、府市連携の取組みにより、国直轄道路事業と高速道路会社による有料道路事業の合併施行方式として、淀川左岸線延伸部の事業に着手できたことにより、ミッシングリンクの解消に向けた整備が進んでいる。



②鉄道

■Outcomeの整理

改革の対象項目

- ・戦略的な鉄道網整備

Before

- ・戦略の不存在
(国土軸アクセス、関空アクセスなどの課題)
- ・鉄道網整備に必要な財源不足



After

- ・公共交通戦略を2019年に改訂、戦略路線を見直し・追加
 - ※戦略路線
 - 北大阪急行延伸
 - 大阪モノレール延伸
 - なにわ筋線
 - なにわ筋連絡線・新大阪連絡線
 - 中之島線延伸
- ・大阪府都市開発(株)の株式売却。売却益を公共施設整備を目的とする基金に積立て。
 - 【北大阪急行延伸】
 - ・2016年度に工事着手し、軌道・駅舎建築工事を実施中。
 - 【大阪モノレール延伸】
 - ・2020年度に工事着手し、支柱建設工事や車両基地整備工事等を実施中。
 - 【なにわ筋線】
 - ・2021年度に工事着手
 - 【なにわ筋連絡線・新大阪連絡線、中之島線延伸】
 - ・今後、事業実施の可否について検討

②鉄道

■改革の取組み:ストックの組換えの実現

鉄道については、関空のアクセス強化が課題であるが、整備には莫大な費用が必要。そのためその財源を捻出するための手法として、「ストック(資産)の組換え」を実施。第三セクターの大阪府都市開発(株)の株式を売却し、その売却益を、戦略路線などの公共施設の整備を目的とする基金に積み立て、戦略路線整備具体化に向けた検討をスタート。

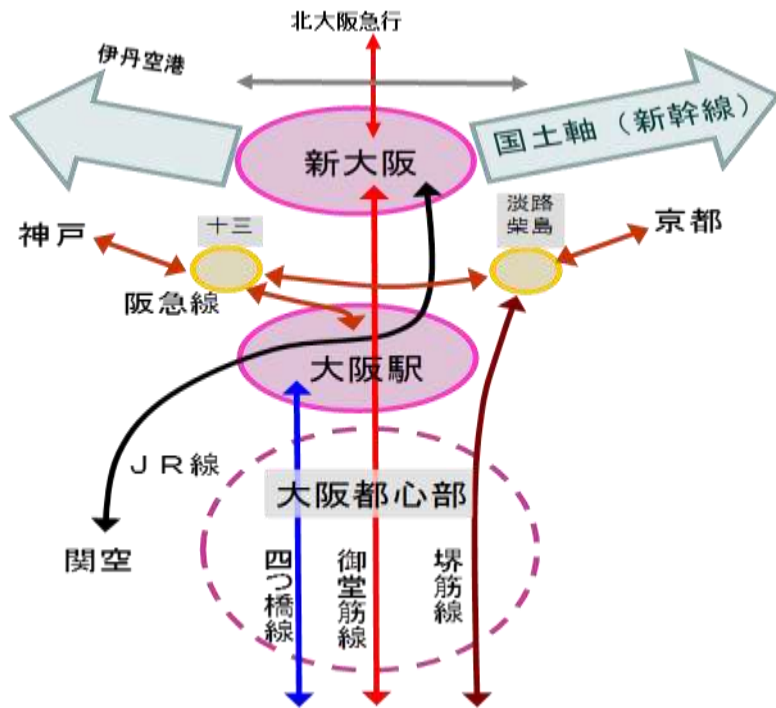
北大阪急行の延伸については、事業化が決定し、2016年度に工事着手。大阪モノレールの延伸については、2020年度に工事着手し、支柱建設工事や車両基地整備工事等を実施中。また、関空アクセス強化等に資する「なにわ筋線」については、2021年度に工事着手。

■経緯



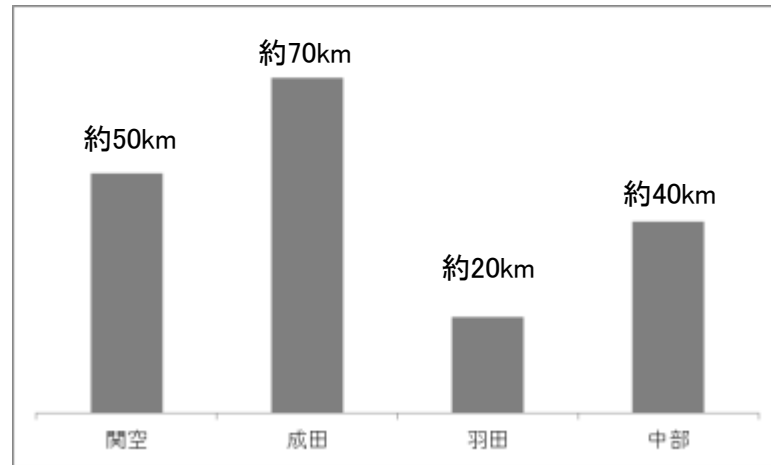
【参考その2】 鉄道ネットワークの現状

大阪中心部の鉄道模式図

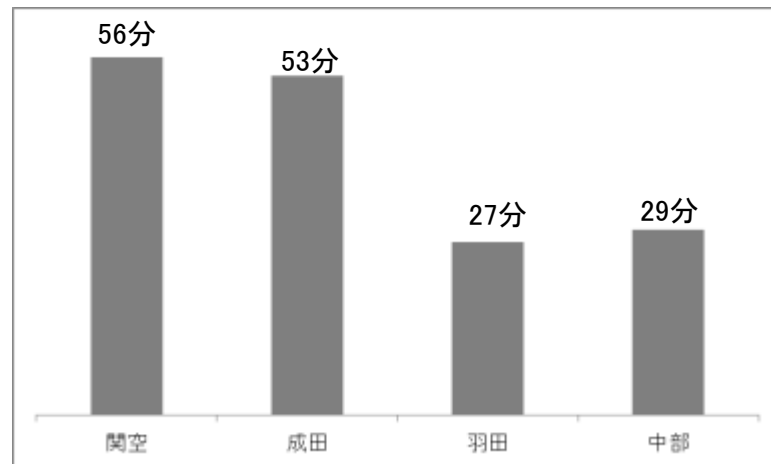


関西空港、成田空港、羽田空港、中部空港 アクセス比較

【距離】



【都心からの所要時間】



■ストック組換えによるインフラ整備の具体化のまとめ

<鉄道>

○大阪府都市開発
(OTK)

黒字の第三セクターの
株を売却
(約367.5億円)

<空港>

○大阪空港ターミナル
ビル(OAT)

黒字の第3セクターの
株を売却

(売却額総額278億円。うち、
府保有分は約55.6億円(市
保有分も府と同額))

府保有分株
売却額合計
423.1
億円

公共施設等整備基金に積立て

<鉄道>

◆戦略路線の整備着手へ

- ・北大阪急行延伸基本合意
整備費600億円(うち府負担
上限100億円)
- ・大阪モノレール延伸を検討
インフラ整備費約740億円
(うち府費(約300億円))

など

⇒公共施設等整備基金活用
を検討

I (4) 危機管理対策 (地震・津波対策 (津波対策・南海トラフ等巨大地震対策) (その1))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「大阪府地震防災アクションプラン」は、東日本大震災の発生により津波対策が不十分であることが判明 -上町断層帯地震では想定しなかった甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震への対策の必要性 -南海トラフ巨大地震による被害想定の結果、地盤の液状化により防潮堤が沈下し、11,000haが浸水 -密集市街地対策の必要性(別掲) -住宅・建築物の耐震化の必要性(別掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・『減災』を基本理念に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ小さくなるようにする ・「Ⅰ命を守る」、「Ⅱ命をつなぐ」、「Ⅲ必要不可欠な行政機能の維持」、「Ⅳ経済活動の機能維持」、「Ⅴ迅速な復旧・復興」の5つの基本方針として対策 ・被害を最小に食い止めるための施策を着実に実施する -高潮対策として整備してきた防潮堤等が津波来襲時にも機能 -密集市街地対策(別掲) -住宅・建築物の耐震化(別掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の基本的考え方の整理 ■大阪府地域防災計画の改訂 <ul style="list-style-type: none"> -南海トラフ巨大地震による被害への対応(2014.3改訂) -熊本地震の教訓等を踏まえ、応援・受援体制の強化等(2017.3改訂) -国の防災基本計画の修正を踏まえた修正(2017.11改訂) -大阪府北部地震、平成30年台風第21号等の教訓を踏まえた災害対応力の強化等(2019.1改訂) -平成30年7月豪雨の教訓、災害モード宣言等を踏まえた修正(2019.11改訂) -東日本台風、房総半島台風の検証、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた修正(2021.1改訂) -災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた修正(2022.1改訂) ■地震防災アクションプランの改訂等 <ul style="list-style-type: none"> -南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて改訂した「大阪府地域防災計画」の方向性を踏まえ、「新・地震防災アクションプラン」を策定(2015.3) -大阪府北部地震、平成30年台風第21号等を踏まえて一部改訂(2019.1改訂) ①救援物資の備蓄 <ul style="list-style-type: none"> 市町村と大阪府域救援物資対策協議会にて取りまとめた「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき備蓄。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害に対する対策・対応の新たな考え方の府民との共有 -大阪880万人訓練の実施 -防災・減災ポータルサイト設置 -防災イベント <ul style="list-style-type: none"> 参画:延べ30回 参加者数:延べ約10万人 -防災講演・研修会等 <ul style="list-style-type: none"> 開催:延べ154回 参加者数:延べ約8,400人(2018~2022年) ・ハード対策とソフト対策を組み合わせることで「死者数を限りなくゼロに近づけ、経済的被害を最小限に」(参考:人的被害(死者)) <ul style="list-style-type: none"> 早期避難率が低い場合 約134,000人⇒約7,400人 避難が迅速な場合 約8,800人⇒約0人 (被害軽減目標2015⇒2024年度) ・食糧約110万食等を備蓄 ・感染症対策物資の備蓄 <ul style="list-style-type: none"> パーティション:2,557張 簡易ベッド:2,557台

I (4) 危機管理対策 (地震・津波対策 (津波対策・南海トラフ等巨大地震対策) (その2))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<p>②帰宅困難者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉に帰宅しようとするものの危険性や、一斉帰宅を抑制するために事業者を求める備えなどについて周知、啓発 ・大阪市の主要ターミナル駅周辺6か所の駅周辺地区帰宅困難者対策協議会にオブザーバーとして参加 ・府内市町村と連携し、公共交通機関が再開するまでの間に帰宅困難者を受入れる一時滞在施設を確保(施設の確保は市町村が担い、府はその支援を行う) ・関西広域連合と連携し、災害時帰宅支援ステーションの整備や帰宅困難者対策訓練に参加 <p>■大阪府石油コンビナート等防災計画の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> -南海トラフ巨大地震を想定し、最新の知見を踏まえた被害想定、対策の充実強化等(2014.3改訂) -南海トラフ巨大地震を想定した見直しを引き続き行い、最新の知見に基づく被害想定、事業所のための津波避難の基本的な考え方等(2016.3改訂) -防災対策設置時の基準の見直し等(2017.4改訂) -災害対策基本法の改正、特定事業所における対策の進展を踏まえた修正、災害応急時の防災体制の整理等(2021.11改訂) 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動(2022.11) <ul style="list-style-type: none"> -啓発チラシ約32,000枚 -啓発ポスター約170枚 -啓発動画(YouTube)約25,000回再生 -その他、SNS、デジタルサイネージ、防災講演等を実施 ・全ての駅周辺地区帰宅困難者対策協議会で帰宅困難者対策マニュアル等を策定(2019.3) ・府内市町村で計158の一時滞在施設を確保(2022.9) ・関西広域連合域内において12,256店舗を災害時帰宅支援ステーションとして登録(2022.9) ・特定事業所における対策の進展により、災害発生リスクが低減 <ul style="list-style-type: none"> 浮き屋根式タンクからの油の溢流 最大約1.2万kL⇒溢流のおそれは低い 津波による危険物タンクの移動による石油類の流出 最大約3.2万kL⇒最大約0.56万kL(2014年度⇒2021年度)

I (4) 危機管理対策（地震・津波対策（津波対策・南海トラフ等巨大地震対策）（その3））

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<p>・予算の重点化等</p> <p>①防潮堤液状化対策 2014年から10年間で2100億円を投入し89kmの対策を計画。 2022年3月末までに約1270億円を投入し、要対策延長約50kmのうち約44kmの対策を実施。 進捗率は88%。</p> <p>②三大水門の更新 老朽化が進む三大水門(安治川水門、尻無川水門、木津川水門)を津波にも耐えうる新たな水門に更新</p> <p>③密集市街地対策(別掲)</p> <p>④住宅・建築物の耐震化(別掲)</p> <p>⑤国予算の確保(国土強靱化) -「大阪府強靱化地域計画」を策定(2016.3)。 -「強靱化地域計画」に基づく取組み等について、関係府省庁の予算交付の重点化(2019.8~)。 -市町村の計画策定への支援(防災関連データの提供、説明会の開催(7回)等)を実施</p>	<p>・2014年から10年間で取り組む、防潮堤液状化対策の完了により、地震・津波による浸水面積を半減 対策前 約11,000ha ⇒対策後 約5,300ha</p> <p>・43市町村全てで「強靱化地域計画」の策定完了(2022.3)</p>

I (4) 危機管理対策 (地震・津波対策 (密集市街地対策、住宅・建築物の耐震化) (その1))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>【密集市街地対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内には、地震等の災害時に著しく危険な密集市街地が7市11地区2,248ha存在(全国ワースト規模) ・部分的な整備の積み重ねであり、効果発生までに時間を要する ・府と地元市の連携、地域への働きかけが不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの公共施設等整備の取組みに加えスピードアップを図るため新たな手法を検討 ・緊急な取組みを必要とする地区を設定し、重点投資 ・避難訓練やワークショップの実施等、地元市と連携して地域への働きかけを強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪密集市街地整備方針」の策定(2014.3)(2018.3改定)(2021.3改定) ・老朽住宅除却補助制度の拡充 <ol style="list-style-type: none"> ①対象エリアの拡大 ②建物所有者等の負担軽減に繋がる補助率の改善(期間限定) ・公共施設を重点的に整備する「取組重点地区」を府市で協議し設定 ・土木事務所に密集市街地担当を配置 ・庁内関係部局が連携し、横断的な取り組みを行う「密集市街地対策推進チーム」を設置 ・GISを用いて延焼危険性を効果的に低減可能な箇所を特定し除却等を推進する手法を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽住宅除却補助における建物所有者の負担割合を従来の1/2に軽減 ・府市の連携の要となる「整備アクションプログラム」を策定し、取組重点地区を位置付け ・密集市街地の解消 <ul style="list-style-type: none"> 268ha(残り1,980ha) ……2018.6公表 1,266ha(残り982ha) ……2022.3公表 ・まちの不燃化 <ul style="list-style-type: none"> A:2014~17年度 B:2018~21年度 -老朽建築部等除却 除却戸数 A: 3,085戸 B: 4,193戸 -地区公共施設整備 道路整備 A: 6,350㎡ B: 6,265㎡ 公園整備 A: 880㎡ B: 0㎡ -防火規制 準防火地域指定 6市9地区(2022年度) 防災街区整備地区計画等の導入5市9地区(2022年度) ・延焼遮断帯の整備 以下の路線について整備 <ul style="list-style-type: none"> -三国塚口線 (2015年度~) -寝屋川大東線 (2016年度~)

I (4) 危機管理対策（地震・津波対策（密集市街地対策、住宅・建築物の耐震化）（その2））

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>【住宅・建築物の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府民の耐震化に対する関心や危険に対する認識が薄い ・府有建築物のリスクを判断する客観的情報が開示されていなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化を一層促進するため、民間との連携を強化する ・府民とのリスク共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府住宅・建築物耐震 10ヵ年 戦略プラン 中間検証(2011年3月) 住宅建築物耐震10ヵ年 戦略・大阪 策定(2016年1月) 10ヵ年 戦略 改定(2019年3月) 大阪府北部を震源とする地震の被害等を踏まえ、取組みを強化(ブロック塀等の安全対策等) 10ヵ年 戦略 改定(2021年3月) 中間検証に基づく見直し ・行政が登録した事業者を、地域が選定し、府民の自主的な耐震化を促進する「まちまると耐震化支援事業」を実施 ・府有建築物の耐震性能を府民にわかりやすく情報提供 ・「新・府有建築物耐震化実施方針(2016年8月策定、2021年3月中間見直し)」に基づき、耐震化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちまると耐震化支援事業実績 -2013年度10市17地区 14年度15市村30地区 15年度 7市36地区 16年度 5市41地区 17年度 6市町45地区 18年度 3市33地区 19年度 6市51地区 20年度 4市49地区 21年度 5市町82地区 ・耐震化率の推移 (2010年→2015年→2020年) -住宅 (79.0%→83.5%→88.6%) -多数の者が利用する建築物 (86.0%→90.3%→93.9%) ・耐震性が不足する棟数の推移 大規模建築物 (2016年度139棟→2021年度90棟) 広域緊急交通路沿道建築物 (2018年度228棟→2021年度197棟) ・府立学校のブロック塀について、2018年度の調査時に不適合のあった全ブロック塀の撤去完了(131校 2021年度) ・グーグルマップを活用し、府有建築物の耐震性能を地図上に表示し、府HPに掲載(2009年度～) ・耐震化率の推移 (2008年度→2017年度→2021年度) -府有建築物 (63.9%→90.1%→96.1%) -うち災害時に重要な機能を果たす建築物 (68.8%→2018年度に100%達成)

I (4) 危機管理対策（地震・津波対策）

＜ハード対策＞

○防潮堤の液状化対策

・南海トラフ地震に備え、津波による浸水を防ぐため、府市が連携して、2014年から10年間で、防潮堤の液状化対策の完了をめざし取り組みを実施。

（進捗）2018年度までの5年間で、第一線防潮堤（津波を直接防御）の対策完了
要対策延長約50kmのうち約44 kmの対策を実施（進捗率88%、2021年度末時点）

○三大水門の更新

・台風による高潮や南海トラフ等巨大地震により想定される津波に備えるため、老朽化が進む三大水門の更新を進める。

（進捗）
・木津川水門 2022年度～ 新水門築造工事（2031年までに完成）
・安治川水門 2021年度～ 詳細設計（2034年までに完成）
・尻無川水門 上記水門に引き続き、尻無川水門の更新に着手予定（2041年までに完成）

○密集市街地対策

・地震発生時の人的被害や建物被害を軽減するため、「大阪府密集市街地整備方針」（2014年3月策定）に基づき、「地震時等の災害時に著しく危険な密集市街地（危険密集）」の解消に向けて、府・市・公益財団法人大阪府都市整備推進センター等と連携し、取り組みを推進。

（目標）2025年度末までに危険密集の9割以上、2030年度末までに全域の解消をめざす
（進捗）危険密集2,248haのうち1,266haを解消（残り982ha）（2021年度末時点）

○建築物の耐震化

・住宅・建築物の耐震化促進の取り組みを「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」（計画期間:2016～2025）に基づき、実施。

（目標）①住宅:2025年までに95%
②大規模建築物(学校・病院・ホテル等)：2025年をめどに耐震性の不足するものをおおむね解消
③広域緊急交通路沿道建築物：2025年をめどに耐震性の不足するものをおおむね解消
（進捗）①住宅の耐震化率:79.0%(2010年)→83.5%(2015年)→88.6%(2020年)
②大規模建築物の耐震性が不足する棟数:139棟(2016年度)→90棟(2021年度)
③広域緊急交通路沿道建築物の耐震性が不足する棟数:228棟(2018年度)→197棟(2021年度)

○ブロック塀等の安全対策

・大阪府北部を震源とする地震(2018年6月)ではブロック塀等の転倒や倒壊による死傷者が出たことから安全対策を推進

（進捗）
・府立学校のブロック塀について、2018年度の調査時に不適合のあった全ブロック塀（131校）の撤去完了
・市町村と連携し、所有者に対して個別訪問等により、安全対策の普及啓発

I (4) 危機管理対策（地震・津波対策）

<ソフト対策>

○災害モード宣言

- ・府民や事業者等に大阪府に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるため、導入（2019.8～）

（発信の目安）

非常に強い台風（府域の陸上で最大風速30m以上見込まれる場合）の接近や、震度6弱以上の地震が発生した場合等
（発信の内容）

自分の身の安全確保、近所での助け合い（地震の場合）、出勤・通学の抑制促進

○救援物資の備蓄

- ・府と府内市町村は、大阪府域救援物資対策協議会において、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に必要な備蓄物資の品目や量を定めた今後の備蓄方針を公表（2015.12）

（方針）府域内で対応する期間：南海トラフ巨大地震 3日間、直下型地震 1日間と設定

必要数量は府1：市町村1を基本に役割分担

○帰宅困難者対策

- ・大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、帰宅困難者が一斉に徒歩移動を開始すれば混雑による集団転倒や建物からの落下物等の二次災害により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動の妨げとなるおそれがある。
- ・府では、市町村や関西広域連合等と連携し、「一斉帰宅の抑制」の周知や、事業所に対して、従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、関西広域連合と協定締結したコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、水道水、トイレなどの提供による徒歩帰宅支援を行う。

I (4) 危機管理対策（地震・津波対策）【ハード対策】

- 南海トラフ巨大地震などの大規模地震の被害軽減を図るため、ハード対策とソフト対策の両面から、**地震・津波対策を推進**。ハード対策として、**防潮堤の液状化対策や三大水門の更新、地震時等に著しく危険な密集市街地解消や建築物の耐震化**に向けた取組みを実施。

■ 防潮堤の液状化対策

府市が連携して、2014年から10年間での完了をめざし、**防潮堤の液状化対策工などの耐震・液状化対策を実施**。

(進捗状況) ※府市全体進捗率 **88.5%**

- ① 満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤：

→約**8km**(府8.1km)**完了**(2016年度) ※右表

- ② 津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤および水門内で満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤：

→約**23km**(府16.5km、市5.6km)**完了**(2018年度)

- ③ 水門の内側等にある防潮堤：

→約**20km**(府9.4km、市10.0km)のうち約**14km**(府8.8km、市4.9km)**完了**(2021年度末)

対策箇所	対策延長	目標
① 満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤	約 8 km (府8.1km)	2016年度完成
② 津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤および水門内で満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤	約 22 km (府16.5、市5.6)	2018年度完成
③ 水門の内側等にある防潮堤	約 20 km (府9.4、市10.0)	2023年度完成
計	約 50 km (府34.0km、市15.6km)	



一級河川 六軒家川 防潮堤補強【対策前】



地盤改良

一級河川 六軒家川 防潮堤補強【対策後】



I (4) 危機管理対策 (地震・津波対策) 【ハード対策】

■ 三大水門の更新

- ・西大阪地域を流れる安治川、尻無川、木津川の河口部に、高潮による被害から市街地を守るため、防潮水門（安治川水門、尻無川水門、木津川水門）を建設
- ・台風による高潮や南海トラフ等巨大地震により想定される津波に備えるため、老朽化が進む三大水門の更新を進める。

【主な検討経緯】

- 2011.11 西大阪地区の津波対策に関する技術検討委員会での検討開始
- 2012.11 新設の「大阪府河川構造物等審議会」へ移行
- 2017.11 審議会答申（水門新設案が最適、早急設計段階へ移行すべき）
- 2019.2 府方針「現水門付近に津波・高潮に対応できる新たな水門を設置」**
- 2020.8 三大水門景観検討部会を設置し、景観の検討開始
- 2021.1 部会答申（木津川水門の景観設計において配慮すべき事項等）
- 2021.12 部会答申（安治川水門の景観設計において配慮すべき事項等）

【主な取組み】

- ・木津川水門 2019年度～ 詳細設計
2022年度～ 新水門築造工事（2031年までに完成）
- ・安治川水門 2021年度～ 詳細設計
今後、新水門築造工事に着手予定（2034年までに完成）
- ・尻無川水門 上記水門に引き続き、尻無川水門の更新に着手予定
（2041年までに完成）



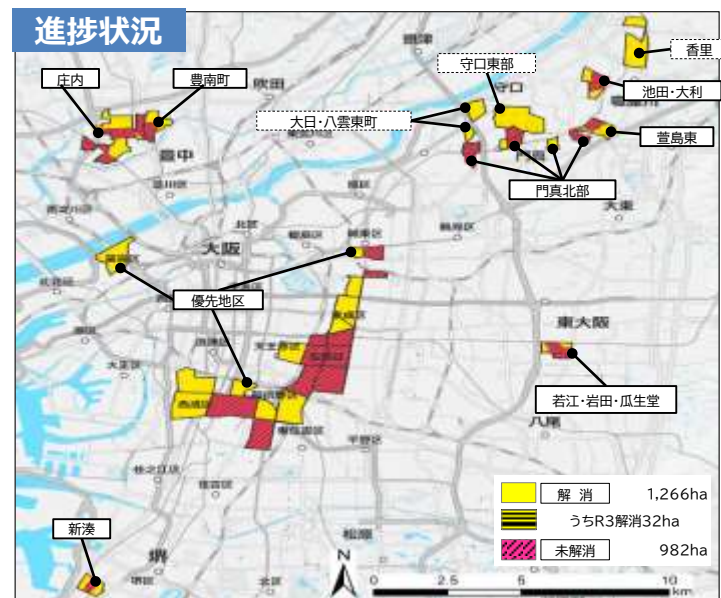
整備後の木津川水門のイメージ



■ 密集市街地対策

「大阪府密集市街地整備方針」(2021年3月改定)に基づき、取組みを推進

- 1. まちの防災性の向上** : 延焼遮断帯の整備、老朽建築物等除却、防火規制の強化、避難路・公園の整備
- 2. 地域防災力のさらなる向上** : まちの危険性の一層の「見える化」、防災訓練やワークショップなどの実施
- 3. 魅力あるまちづくり** : 公共用地等を活用したまちづくりの推進



市	2012(H24)年度	2021(R3)年度末	
		解消	未解消
大阪市	1,333 ha	692 ha	641 ha
堺市	54 ha	36 ha	18 ha
豊中市	246 ha	125 ha	121 ha
守口市	213 ha	213 ha	0 ha
門真市	137 ha	29 ha	108 ha
寝屋川市	216 ha	160 ha	56 ha
東大阪市	49 ha	11 ha	38 ha
合計	2,248 ha	1,266 ha (R3年度32ha)	982ha

I (4) 危機管理対策 (地震・津波対策) 【ハード対策】

■建築物の耐震化 (学校、病院、民間住宅等)

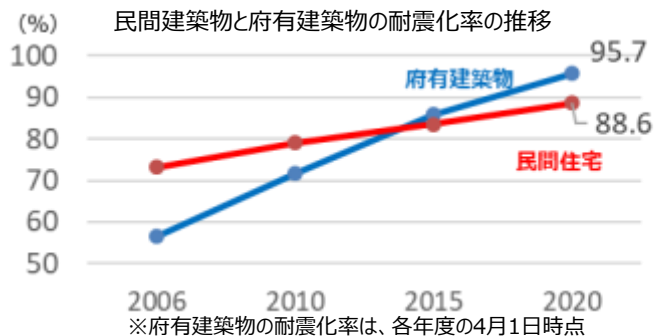
「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」(2021年3月改定)に基づき、取り組みを実施。

(耐震化率目標)

- ①住宅:2025年までに95%
- ②大規模建築物(学校・病院・ホテル等):
2025年を目途に耐震性を不足するものをおおむね解消
- ③広域緊急交通路沿道建築物:
2025年を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消

(主な取り組み内容・進捗状況)

- 1.住宅の耐震化率
→79.0%(2010年)→83.5%(2015年)→88.6%(2020年)
- 2.大規模建築物(学校・病院・ホテル等)の耐震性が不足する棟数
→139棟(2016年度)→90棟(2021年度)
- 3.広域緊急交通路沿道建築物の耐震性が不足する棟数
→228棟(2018年度)→197棟(2021年度)
- 4.府有建築物の耐震化
→71.6%(2010年度)→85.9%(2015年度)→96.1%(2021年度)
- 5.府立学校の耐震化
→2015年度に耐震化完了



■ブロック塀等の安全対策

- 大阪北部地震(2018年6月)では、ブロック塀等の転倒や倒壊による死傷者がでたため、ブロック塀等の安全対策を推進
- 民間のブロック塀等の危険性や安全対策等について、所有者等への確実な普及啓発の強化や負担軽減等の支援などを実施
- 府立学校のブロック塀では、調査結果を踏まえ、不適合のあったブロック塀について優先順位付けを行い、順次撤去を行った

【主な取り組み】

・府立学校のブロック塀について、2018年度の調査時に定めた方針に基づき、不適合のあった全ブロック塀(131校)の撤去が完了

- ・市町村と連携し、所有者に対して個別訪問等による普及啓発
- ・ブロック塀等の除却補助(2021年度実績580件)
- ・所有者への改善指導(2021年度実績98件)

(今後の取り組み)

- ・改善されないブロック塀の危険度の優先順位付けを行い、勧告を視野に指導を強化
- ・旧市立高校(2022.4大阪市から府へ移管)について、改めて調査を行い、2023年度以降に必要な対策

府立学校の改修例 (改修前)





府立学校の改修例 (改修後)



I (4) 危機管理対策 (地震・津波対策) 【ソフト対策】

- 府民が迅速・安全に避難するために重要となる地域・コミュニティにおける「逃げる」対策や、帰宅困難者対策などのソフト対策を実施。

	対策内容
府民への啓発	<ul style="list-style-type: none">● 880万人訓練 全国で初めての都道府県単位、府民全員参加を目指した訓練。携帯電話のエリアメール機能を使い、府内一斉に緊急速報メールを配信。府民に身を守る行動や避難経路の確認などを促す。● 自主防災組織の活動支援 校区や町内会単位などで自主的に結成し、災害による被害を予防・軽減するための活動を行う組織。組織の中核となる人材の育成や避難用資機材の配備支援などを実施。 (進捗状況) 自主防災組織活動カバー率※ 83.5%(全国77.4% : 2012年) ⇒ 90.4%(全国82.7% : 2017年) ⇒ 90.6%(全国84.4% : 2021年) ※ 自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数/管内世帯数 (出典：消防庁「地方防災行政の現況」)● ハザードマップ作成 地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、地震や津波ハザードマップの作成・改訂の技術的支援を実施。 (進捗状況) 地震ハザードマップ作成地区数 2016年度：全43地区完了 津波ハザードマップ作成地区数 2015年度：全14地区完了● タイムライン作成 洪水や土砂災害等に対し、行政、関係機関、地域住民、民間団体等の各行動主体が取るべき行動を時系列で整理した防災行動計画 (進捗状況) 寝屋川流域大規模水害タイムライン 2018.8運用開始 (リーディングプロジェクト) 安威川流域 (安威川) 洪水タイムライン 2019.9運用開始 南河内地域広域タイムライン (石川流域・西除川流域・東除川流域) (土砂災害) 2020.3運用開始 (試行版運用) 大阪湾沿岸 (泉州) 高潮広域タイムライン 2020.8運用開始 大津川流域広域タイムライン 2021.3運用開始 (試行版運用) 神崎川流域洪水タイムライン 2021.9運用開始  <p data-bbox="1572 586 1804 611">ハザードマップの作成等</p>  <p data-bbox="1630 1315 1818 1339">タイムラインの策定</p>

I (4) 危機管理対策 (地震・津波対策) 【ソフト対策】

対策内容

府民への啓発

・災害モード宣言

府民や事業者等に大阪府に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかけるため導入（2019.8～）

（発信の目安）非常に強い台風（府域の陸上で最大風速30m以上見込まれる場合）の接近や、震度6弱以上の地震が発生した場合など
（発信の内容）自分の身の安全確保、近所での助け合い（地震の場合）、出勤・通学の抑制促進

・救援物資の備蓄

府と府内市町村は、大阪府域救援物資対策協議会において、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に必要な備蓄物資の品目や量を定めた今後の備蓄方針を公表（2015.12）

（方針）府域内で対応する期間：南海トラフ巨大地震 3日間、直下型地震 1日間と設定

必要数量は府1：市町村1を基本に役割分担

【大阪府の主な備蓄物資（2022年3月末現在）】

品名	煮炊不要食品	毛布	パーテーション（感染症対策物資）	簡易ベッド（感染症対策物資）
数量	約110万食	約88万枚	2,557張	2,,557台

・帰宅困難者対策

大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、帰宅困難者が一斉に徒歩移動を開始すれば混雑による集団転倒や建物からの落下物等の二次災害により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動の妨げとなるおそれがある。

このため、府では、市町村や関西広域連合等と連携して、帰宅困難者支援体制の整備に取り組む。

（主な取り組み）

①発災直後の「一斉帰宅の抑制」の周知	「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報（啓発ポスター・動画等）
②発災直後の「ターミナルでの混乱防止」策の促進	事業所に対して、従業員や観光客等の待機や、その際に必要となる備蓄等を促す 公共交通機関が再開するまでの間に帰宅困難者を受入れる「一時滞在施設」を市町村が確保できるように、府として、広域団体を通じた呼びかけ、府立施設との調整等を実施（確保状況：府内158施設(2022.9時点)）
③災害が落ち着いた段階での「帰宅支援」策の検討	「災害時帰宅支援ステーション」（災害時の徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合と協定締結したコンビニ・外食事業者等）において、水道水、トイレ、沿道情報、休憩の場を提供（登録店舗数：12,242店舗（2022.4.4時点））

・「おおさか防災ネット」のリニューアル

府民への情報提供を行う「おおさか防災ネット」と、

府と市町村の職員が情報収集を行う「大阪府防災情報システム」を統合し、新たに運用開始（2022.3）

府民向けホームページにおいて、気象・避難情報等を地図でも閲覧できるようビジュアル化、

より分かりやすく表示し、府民が迅速に避難行動できるように情報発信を行う。

また、ICTを活用して業務のデジタル化を進め、府・市町村の災害対応業務の迅速化・効率化を図る。



I (4) 危機管理対策 (治水対策)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・従来の治水対策は、「大阪府河川整備長期計画」に基づき、府内すべての河川で“時間雨量80ミリ程度”を目標に治水対策を実施。 ・完成までに、莫大な費用(約1兆400億円)と50年もの年月を要する状態であり府民が対策の効果を実感できない。 ・整備中、整備完了後も、今後の気候変動に伴う更なる災害リスクへの対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人命を守ることを最優先とすることはもとより、現実的な事業費の負担で、できるだけ早期に府民が効果を実感できる治水対策の実現をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事の判断で、着工済みであった榎尾川ダムのダム本体関係工事を休止し、改めて河川整備委員会で専門的見地からの議論を行った。 ・河川整備委員会で、「今後の治水対策の進め方」を策定(2010.6)。 ・河川毎(府域154河川)に洪水シミュレーションを実施し、現状のリスクを開示するとともに、当面の整備目標を設定。 ・2019年までに「今後の治水対策の進め方」に基づく、河川整備が必要となる府管理河川全てで河川整備計画を策定(2019.5)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策完了までの期間を50年から30年に短縮。早期に治水効果を実感できる計画に変更。 ・事業費も1兆400億円(50年)から4,400億円(30年)と現実的な設定に改訂。 ・当面の治水目標に向け、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策を効果的に組み合わせ、着実に推進中。

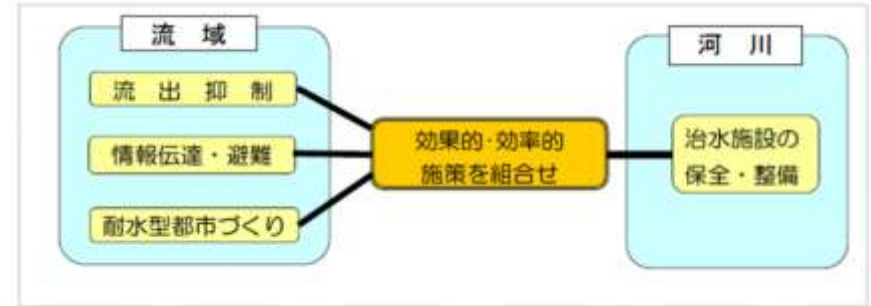
I (4) 危機管理対策 (治水対策)

「今後の治水対策の進め方」策定 (2010.6 府河川整備委員会)

「様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする」という基本理念に基づき、洪水リスクを開示し、地域住民と共有するとともに、治水施設の保全・整備などの「防ぐ」施策、府民が適切な避難行動をとることができるよう支援する「逃げる」施策、流出抑制施設の整備や耐水型都市づくりなどの「凌ぐ」施策を総合的・効果的に組み合わせて実施

【当面の治水目標】

- ・河川毎に今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標の設定・公表
- ・時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させない対策を着実に実施



「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を総合的・効果的に組み合わせた治水対策の推進

「逃げる」

府民の適切な避難行動に繋げるため、洪水リスクの周知や河川防災情報の提供に加えて、自らが躊躇なく避難行動を起こすことができるように、タイムラインの取組みを推進

(主な取組み)

・洪水リスク表示図の公表

府管理の全154河川で高頻度から低頻度の多段型の洪水リスク情報や河川整備後の洪水リスク情報を公表

・おおさかタイムライン防災プロジェクト

実施主体に応じて「広域」「市町村」「地域」の3つのタイムラインを関係者と連携して推進

「凌ぐ」

大雨時に河川への雨水の流出を抑えるため、ダム の事前放流やため池の治水活用による流出抑制や災害が発生しても被害が最小限となるまちづくりの取組みを推進

(主な取組み)

・ため池の治水活用

市町村等と連携し、ため池の余水吐の一部を切り下げ、常時の水位を低くすることで、大雨時に雨水をため池に一時的に貯留し、下流への負担を軽減

「防ぐ」

河道改修やダム建設などの河川整備を進めるとともに、治水施設の機能を最大限発揮するため、老朽化対策や堆積土砂撤去など、計画的な維持管理を実施

(主な取組み)

・寝屋川流域総合治水対策

河道改修に加え、地下河川や貯留施設である流域調節池、遊水地などの整備を推進

・中小河川の改修やダム建設

時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させないことを当面の目標として、河川整備を推進

I (4) 危機管理対策 (治水対策)

■ 寝屋川流域の総合治水対策

人口・資産が集中する寝屋川流域を水害から守るため、河川改修に加え、放流施設である地下河川、分水路、貯留施設である流域調節池、遊水地などを整備

【主な取組み】

- 寝屋川北部地下河川の整備
- 恩智川（法善寺）多目的遊水地や布施公園調節池の整備



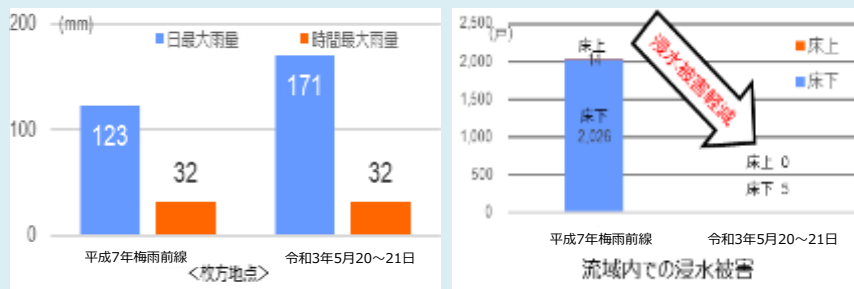
寝屋川北部地下河川(城北立坑) (大阪市)



恩智川(法善寺)多目的遊水地 (柏原市)

【効果】

2021年5月20～21日豪雨において、寝屋川流域では、枚方地点で時間雨量32mm、日雨量171mmを観測するも、貯留施設（地下河川、調節池、遊水地）で約148.3万m³を貯留するなど、これまでの施設整備により浸水被害を大幅に軽減



寝屋川流域内での降雨と被害 (R3.5.24時点)

■ 中小河川の改修やダム建設

河川整備計画に基づき、時間雨量50ミリ程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも65ミリ程度で床上浸水を発生させないことを当面の目標として、河川整備を推進

【主な取組み】

- 安威川ダム建設事業
- 時間雨量50mmで建物の1階相当が水没するリスクの高い河川や近年浸水被害が発生している河川等の改修を推進



安威川ダム建設事業 (茨木市)



梅川の改修 (河南町)

I (4) 危機管理対策（総合治安対策（その1））

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>																																						
<p>・2008年末まで街頭犯罪認知件数が9年連続で全国ワースト1を記録するなど、大阪の治安情勢は極めて厳しい状況にあった。</p> <p>・子供に対する性犯罪の認知件数も多発し、近年増加傾向にある。</p> <p>・厳しい治安情勢を受け、府民の体感治安の改善が喫緊の課題となっていたが、警察、府、市町村、地域が個別で対策を進めており、総合調整機能がなかった。</p>	<p>・府警、市町村と連携し、街頭犯罪ワースト1返上に向けた総合的な治安対策を推進するための司令塔機能を整備</p> <p>・子供の性犯罪被害防止のため、府警と連携して加害者の再犯防止、立ち直り支援の仕組みを新たに構築</p>	<p>・知事部局に青少年・地域安全室を設置（2009年度）</p> <p>・組織改正により、青少年・地域安全室（廃止）から危機管理室へ移管（2022年度）</p> <p>・市町村（自治会・商店街等を通じての設置を含む）による防犯カメラ設置（約37,000台）（2021年度末）</p> <p>・小学校区単位で防犯ボランティアの活動拠点（地域安全センター）を整備【大阪発】 2019年11月全小学校区に地域安全センターを設置</p> <p>・地域安全センターを拠点に活動する青色防犯パトロール車にドライブレコーダーを設置する市町村に対する補助（2019～2021年度） 10市町、120台設置</p> <p>・特殊詐欺対策機器を購入し、高齢者に対して貸与を行う市町村に対する補助（2017年度～） 17市町、9,508台設置（2022年度末見込み）</p> <p>・迷惑防止条例の改正や街頭防犯カメラの更新により、歓楽街への対策を強化</p> <p>・住民の安全・安心を確保するため、厳しい治安情勢となっていた西堺警察署の管轄区域を分割し、中堺警察署を新設、2021年度より運用開始。</p>	<p>・刑法犯認知件数 ※大阪 ピークのH13（2001）年から約81%の減少</p> <table border="1"> <tr><td>2001年</td><td>327,262件</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>151,413件</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>148,257件</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>132,471件</td></tr> <tr><td>2016年</td><td>122,136件</td></tr> <tr><td>2017年</td><td>107,023件</td></tr> <tr><td>2018年</td><td>95,558件</td></tr> <tr><td>2019年</td><td>84,672件</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>68,351件</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>62,690件</td></tr> </table> <p>※東京 ピークのH14（2002）年から約75%の減少</p> <table border="1"> <tr><td>2002年</td><td>301,913件</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>212,152件</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>162,557件</td></tr> <tr><td>2016年</td><td>134,619件</td></tr> <tr><td>2017年</td><td>125,251件</td></tr> <tr><td>2018年</td><td>114,492件</td></tr> <tr><td>2019年</td><td>104,664件</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>82,764件</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>75,288件</td></tr> </table>	2001年	327,262件	2013年	151,413件	2014年	148,257件	2015年	132,471件	2016年	122,136件	2017年	107,023件	2018年	95,558件	2019年	84,672件	2020年	68,351件	2021年	62,690件	2002年	301,913件	2008年	212,152件	2013年	162,557件	2016年	134,619件	2017年	125,251件	2018年	114,492件	2019年	104,664件	2020年	82,764件	2021年	75,288件
2001年	327,262件																																								
2013年	151,413件																																								
2014年	148,257件																																								
2015年	132,471件																																								
2016年	122,136件																																								
2017年	107,023件																																								
2018年	95,558件																																								
2019年	84,672件																																								
2020年	68,351件																																								
2021年	62,690件																																								
2002年	301,913件																																								
2008年	212,152件																																								
2013年	162,557件																																								
2016年	134,619件																																								
2017年	125,251件																																								
2018年	114,492件																																								
2019年	104,664件																																								
2020年	82,764件																																								
2021年	75,288件																																								

I (4) 危機管理対策（総合治安対策（その2））

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを性犯罪から守る条例」を施行【全国初】 (2012.10) 性犯罪の再犯防止に向けて刑期満了者の社会復帰支援に着手 ・2018年度から2020年度の間、国の地域再犯防止推進モデル事業を活用し、懲役刑まで至らない比較的罰則の軽い痴漢等を犯した性犯罪者に対し全6回による心理カウンセリングを実施(入口支援) ・「大阪府再犯防止推進計画」を策定 (2020.3) 	<p>支援者数</p> <p>2012年度:5人 (2012年10月～2013年3月)</p> <p>2013年度:12人</p> <p>2014年度:5人</p> <p>2015年度:13人</p> <p>2016年度:10人</p> <p>2017年度:4人</p> <p>2018年度:5人</p> <p>2019年度:6人</p> <p>2020年度:6人</p> <p>2021年度:6人</p> <p>2022年度:4人 (2022年10月まで)</p> <p>支援実施回数</p> <p>2012年度:14回 (2012年10月～2013年3月)</p> <p>2013年度:84回</p> <p>2014年度:94回</p> <p>2015年度:137回</p> <p>2016年度:175回</p> <p>2017年度:174回</p> <p>2018年度:160回</p> <p>2019年度:170回</p> <p>2020年度:160回</p> <p>2021年度:168回</p> <p>2022年度:69回 (2022年10月まで)</p> <p>支援者数(入口支援)</p> <p>2018~2020年度:14人</p>

I (4) 危機管理対策（総合治安対策（その3））

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・全国で、交番への襲撃が相次ぎ、警察官が負傷したり、拳銃が奪われる事案が発生 ・警察官が襲われて拳銃を奪われれば、府民の安全を脅かすこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交番環境の整備等による襲撃事案の発生抑制 ・警察官自身の身を守ることが、市民の安全につながる。 ・交番・駐在所への防犯カメラの設置による、来所者の安全確保と犯罪捜査等への活用 	<p>参考：犯罪件数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年から「地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止総合対策」を推進するため「大阪重点犯罪」を提唱 <p>※大阪重点犯罪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや女性を狙った性犯罪（強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、痴漢） ・ひったくり・路上強盗 ・自動車関連犯罪（自動車盗、車上ねらい、部品ねらい） ・署指定犯罪（警察署管内の犯罪情勢に応じて、大阪重点犯罪以外の犯罪を指定） <p>※以降、大阪は街頭犯罪という名称を使用しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年から「大阪重点犯罪」に「特殊詐欺」を追加し、対策を推進 ・2020年から「大阪重点犯罪」から「ひったくり・路上強盗」を除外 <p>（ハード面の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交番・駐在所への防犯カメラの設置等、セキュリティ機能の強化 ・交番等の最適化計画の策定（2021.11） <p>（ソフト面の強化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官に対する徹底した指導・教養による危機意識の醸成及び実際に発生した事案に即した訓練等を行い、地域住民や警察官自身の安全を確保するための活動を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪重点犯罪認知件数 2016年 21,850件 （以降特殊詐欺認知件数含む） 2017年 19,912件 2018年 16,116件 2019年 12,381件 （以降ひったくり路上強盗除外） 2020年 9,609件 2021年 9,426件 <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害認知件数 2016年 1,633件 2017年 1,596件 2018年 1,622件 2019年 1,809件 2020年 1,107件 2021年 1,538件 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度までに全599交番・46駐在所に防犯カメラを設置

I (4) 危機管理対策（総合治安対策）

○府民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現をめざし、府民、市町村、警察と協力して取組みを推進。

■子どもの安全・地域防犯活動の強化

府・市町村等

○「地域安全センター」の設置

自治会、子どもの安全見守り隊、PTA等地域の防犯活動拠点として、各小学校区に設置

→全小学校区に地域安全センターを設置（2019年11月）

○地域安全センターを拠点に活動する

「青色防犯パトロール車」へのドライブレコーダーの設置

ドライブレコーダーは、「動く防犯カメラ」として犯罪の検挙・抑止に有効な機器であることから、市町村に対し補助

→10市町、120台設置を補助（2019～2021年度）



○地域防犯カメラ設置

街頭犯罪多発地域や子どもの登下校時の見守りを補完するため、市町村による防犯カメラ設置

（自治会・商店街等を通じた設置を含む）

→約37,000台（市町村による設置数、2021年度末）

■歓楽街への対策

府警

○不当な客引行為等の禁止

（2005年）大阪府迷惑防止条例

・キャバクラやホストクラブなど風俗店を対象に声掛けなどの客引きを全面的に禁止

（2022年）大阪府迷惑防止条例の改正

・昨今、新たな形態の営業による客引き等が横行していることから、現状に即した効果的な客引き等の取締りができるよう改正。

→新たに、ガールズバー等の「異性に対する好奇心をそそるような方法により接客し、酒類を提供する飲食店営業」による客引き等を禁止

→新たに、午後10時から翌午前6時までの間に専ら異性の身体に接触する役務を提供する営業の客引きを規制

→ニューハーフクラブ等の「同性間」による接待を伴う営業の客引き等が出現していることから、異性・同性の区別なく接待を伴う営業の客引き等を規制

○街頭防犯カメラ設置（歓楽街総合対策事業）

府警において、街頭において行われる犯罪等に対する防犯対策として、犯罪多発地域及び歓楽街の街頭に防犯カメラを設置

→270台（2022年3月末）

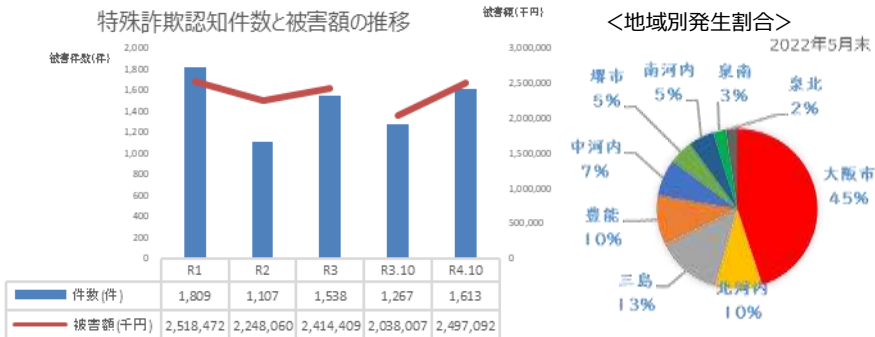
I (4) 危機管理対策 (総合治安対策)

■ 特殊詐欺被害の防止対策

府・市町村等

(府における特殊詐欺被害の現状)

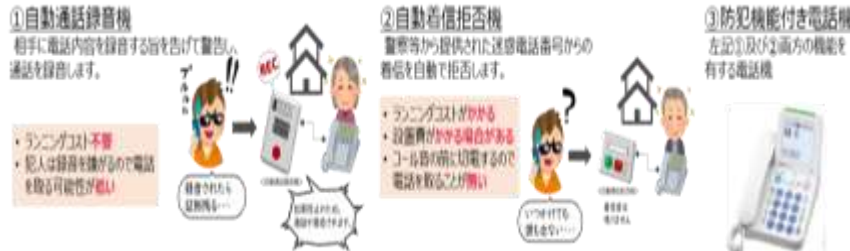
- ・2021年中の特殊詐欺全体の認知件数及び被害金額は、2020年中より大幅に増加。
(認知件数は431件、被害金額は約1億6,000万円の増加)
- ・2022年10月末時点での認知件数、被害金額(速報値)についても、2021年同時期対比で、252件、約6,600万円の増加



(取組み)

- ・特殊詐欺対策機器を購入し、高齢者に貸与する事業を行う市町村に対し、補助金を交付(2017年度～)
➔17市町、9,508台設置(2022年度末見込み)
- ・府民の防犯意識高揚と自主防犯行動を促すため、広報啓発を実施
➔啓発DVD制作、民間事業者との連携によりアニメーションや漫画制作、特殊詐欺被害防止教室を開催

(参考: 対策機器種類)



■ 警察署・交番等の配置

府警

○ 交番等の最適化計画の策定(2021.11)

(計画期間)

- ・2022年～2031年度

(内容)

- ・府内645か所の交番・駐在所を対象に、令和4年度から10年で概ね600か所以下に統廃合
➔単独配置の交番を減らし、複数人配置の交番を増やすことで、警察官の集中投入を必要とする事案現場への迅速な派遣を可能とする。あわせて、パトロールや本部支援を強化することで、住民の不安解消に努める。

○ 「中堺警察署」の新設(2021.7)

(目的)

- ・西堺警察署は管内人口・面積とも府内トップクラスで、堺市西区及び中区の異なった行政区を管轄、過去10年間に人口が約1.3万人以上増加する等、発展を続ける地域を受け持っていた。また、同署は刑法犯認知件数、交通事故件数、110番受理件数も府内トップクラスである等非常に厳しい治安情勢となっていた。
- ・住民の安全・安心を確保するために、西堺警察署の管轄区域の西区と中区を分割し、中区に警察署を新設。

(運用)

- ・2021年7月より
中堺警察署の運用を開始



中堺警察署

I (4) 危機管理対策 (総合治安対策)

■再犯防止推進

府・市町村等

(現状)

- ・全国的に、また大阪府域において、罪を犯した人に占める再犯者の割合が増加
- ・府では、犯罪を抑止し府域の安全を高めようとするため、「大阪府再犯防止推進計画」(2020.3策定)に基づき、再犯防止推進に取り組む。
 - ※再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)第8条第1項の規定に基づき、計画を策定

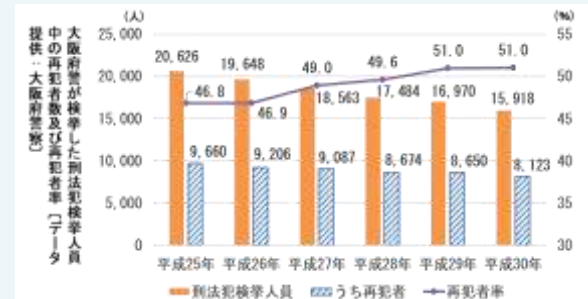
(めざす姿) ※計画期間: 2020年度~2023年度までの4年間

- ・犯罪をした者等が、間違っても再び罪を犯し、新たな被害者が生まれることのないようにしなければならないという考え方の下、犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て立ち直り、再び地域社会を構成する一員として、ともに生き、支え合う社会の実現を図る
- ・上記社会の実現により、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合及び新受刑者に占める再入者の割合の抑制をめざす

(取組み)

- ・入札や指定管理者選定における協力雇用主の評価(2018年度~)
 - ・犯罪をした人を、その事情を承知の上で雇用している「協力雇用主」と呼ばれる事業者に対し、庁舎等の清掃業務に係る総合評価方式一般競争入札や、公の施設の指定管理者の選定において、評価点を付与
- ・再犯防止講演の開催(2018年度~毎年開催)
 - ・非行や犯罪をした人の立ち直りに対する府民理解の醸成のため、実際に更生し社会復帰した人を講師とする講演を開催(学校等との共催)
- ・地域再犯防止推進モデル事業(2018~2020年度)
 - ・法務省から受託し、痴漢や盗撮などの特定の性犯罪を犯し、起訴猶予、罰金、執行猶予の処分を受けた方を対象に、再犯防止のための心理カウンセリングを実施

(参考: 大阪の再犯者率等の推移)



▶ 刑法犯検挙人員及び新受刑者数は減少傾向にあるが、再犯者率や再入者率は上昇

(大阪府警察が検挙した刑法犯検挙人員の推移)

H25: 20,626人⇒H30: 15,918人

うち、再犯者数及び再犯者率の推移

H25: 9,660人(46.8%)⇒H30: 8,123人(51.0%)

(新受刑者数の推移)

H25: 1,927人⇒H30: 1,430人

うち、再入者数※及び再入者率の推移

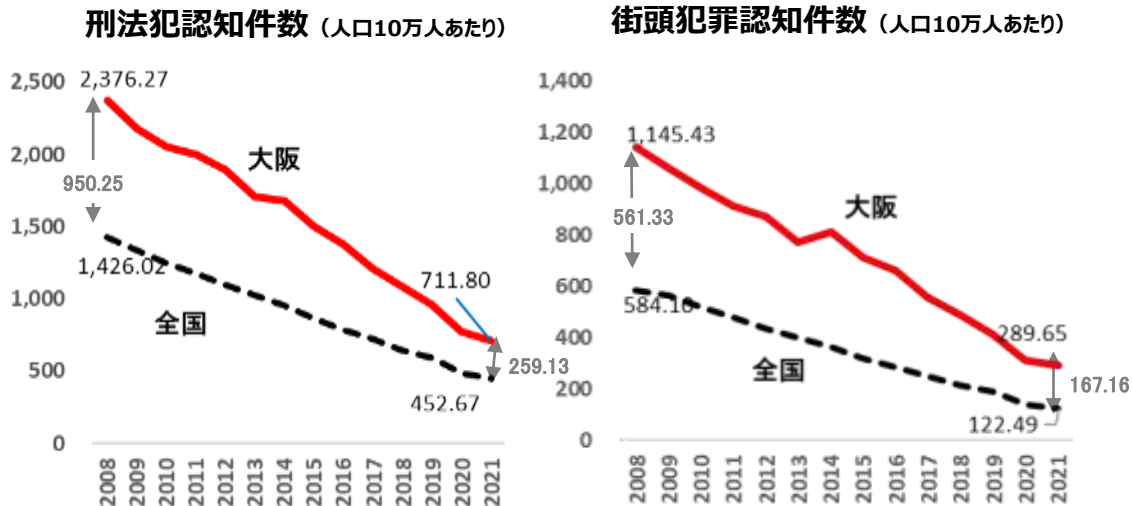
H25: 1,109人(57.6%)⇒H30: 908人(63.5%)

(※再入所に係る犯行時の居住地が大阪府である者)

I (4) 危機管理対策 (総合治安対策)

【刑法犯と街頭犯罪 (認知件数)】

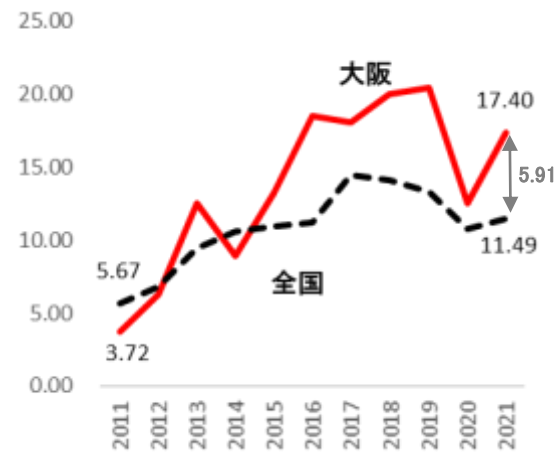
大阪の街頭犯罪認知件数と、刑法犯認知件数 (人口10万人あたり) は、全国との差を縮めている。



出典：警察庁「犯罪統計資料」

【特殊詐欺 (認知件数)】

特殊詐欺の認知件数 (人口10万人あたり) では、全国と比べ概ね高い水準で推移

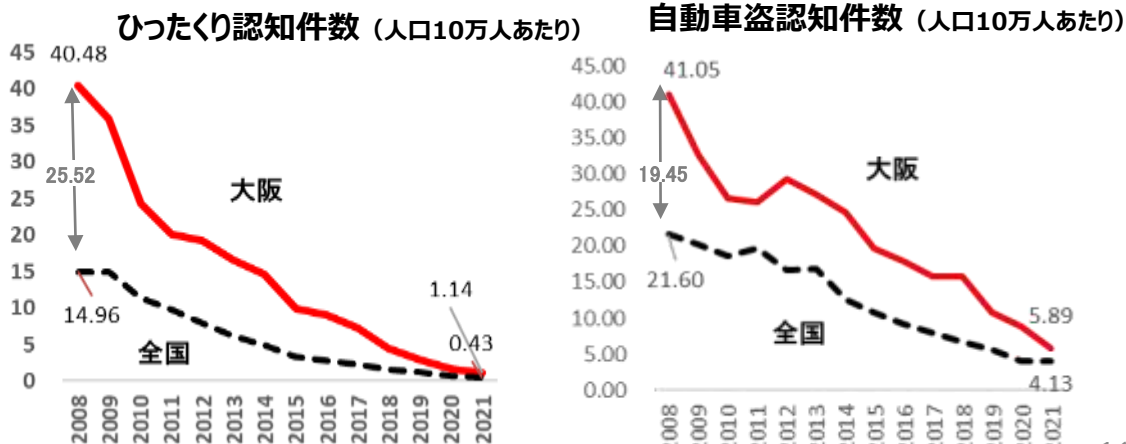


出典：大阪府警「大阪府下の特殊詐欺発生状況」

【ひったくりと自動車盗難 (認知件数)】

“ひったくり”の認知件数 (人口10万人あたり) は、2021年時点で全国とほぼ同水準となっている

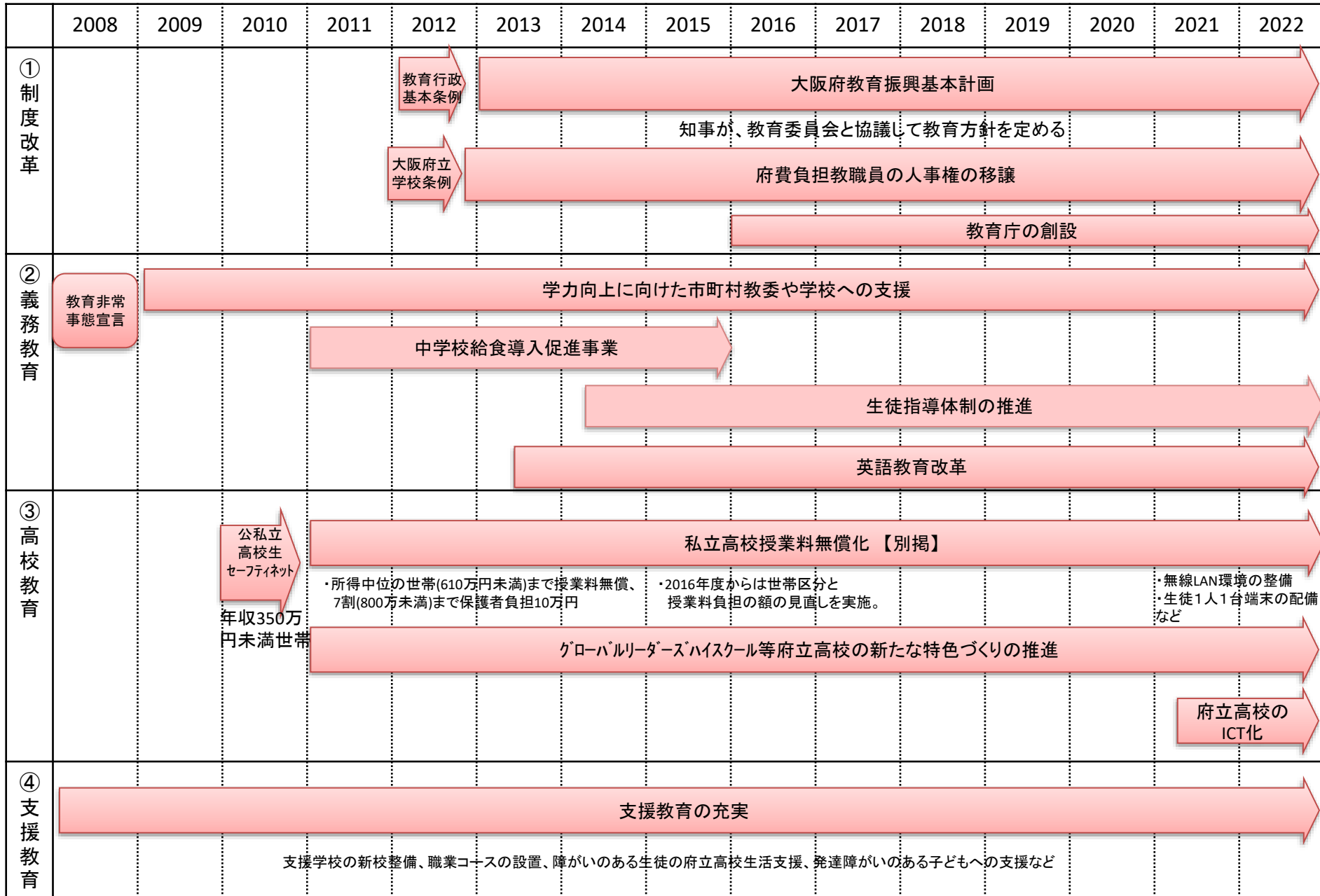
自動車盗 (人口10万人あたり) も、全国との差を縮めている



出典：警察庁「犯罪統計資料」

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>①制度改革 ・住民から選ばれた知事の意見を反映できない仕組み。教育に関する権限・責任・財源の不一致など、制度的問題も存在。</p>	<p>・知事と教育委員会が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たし、教育の振興を図る。</p>	<p>・教育2条例と教育振興基本計画の策定 ・教職員の人事権の移譲 ・教育庁の創設 ・公私連携の取組み ・校長マネジメントの推進 ・中高一貫校の設置</p>	<p>・2013年3月に策定した「教育振興基本計画」に基づく取組結果について、2014年度から、「大阪府教育行政評価審議会」で点検・評価中。 ・各項目ごとの進捗状況について以降のページに別掲。</p>
<p>②義務教育改革 ・2008年、「全国学力・学習状況調査」で全ての教科で全国平均を下回るなど、大阪の教育はいわば「非常事態」であった。</p>	<p>・全国学力・学習状況調査の市町村別結果の情報公開を行うとともに、市町村や課題のある学校を支援することで、市町村のがんばりを促し、小中学校の学力向上を図る。</p>	<p>・小・中学校の学力向上 ・英語教育改革 ・中学校給食の導入支援 ・小中学校生徒指導体制の推進 ・すくすくウォッチ ・いじめ対策</p>	<p>・2013年3月に策定した「教育振興基本計画」に基づく取組結果について、2014年度から、「大阪府教育行政評価審議会」で点検・評価中。 ・各項目ごとの進捗状況について以降のページに別掲。</p>
<p>③高校教育改革 ・就職や進学など多様な進路選択の実現という期待に応えるため、各学校の魅力づくりが必要であった。</p>	<p>・公立高校と私立高校の切磋琢磨による教育力の向上をめざした環境を整備。 ・グローバル社会で活躍できるリーダーの育成や多様な社会経済基盤を支える人づくりなどに取り組む。</p>	<p>・私立高校授業料無償化(別掲) 府立高校入学者選抜制度の改善 ・グローバルリーダーズハイスクールの設置等府立高校の特色づくり ・英語教育の推進 ・工業系高校の充実強化 ・府立高校ICT化 ・いじめ対策</p>	<p>・2013年3月に策定した「教育振興基本計画」に基づく取組結果について、2014年度から、「大阪府教育行政評価審議会」で点検・評価中。 ・各項目ごとの進捗状況について以降のページに別掲。</p>
<p>④支援教育改革 ・支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備が必要。</p>	<p>・新たな支援学校の設置や就労を通じた社会的自立支援の充実など、教育環境の充実に取り組む。</p>	<p>・支援教育の充実</p>	<p>・2013年3月に策定した「教育振興基本計画」に基づく取組結果について、2014年度から、「大阪府教育行政評価審議会」で点検・評価中。 ・各項目ごとの進捗状況について以降のページに別掲。</p>

■主な取組経過



① 制度改革

■ 改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況
知事と教育委員会の関係再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・知事と教育委員会が相互に協力しながら、それぞれの責任を果たし、教育の振興を図る体制を整えるため、教育2条例を制定するとともに、教育振興基本計画を策定。 <ul style="list-style-type: none"> －「教育行政基本条例」及び「大阪府立学校条例」を制定(2012.4) －「大阪府教育振興基本計画」を策定(2013.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が教育委員会と協議して教育の方針を定める仕組みが整った。 (参考: 計画策定後の制度改革) <ul style="list-style-type: none"> －全府立学校における学校経営計画の策定と学校評価の実施(2012.4) －全府立学校における学校協議会の設置(2012.4) －府立学校長の公募の実施(2013.4) －新たな教員評価制度の導入(2013.4) －高等学校の通学区域の撤廃(2014.4) －教育庁の創設(2016.4) －中高一貫校の設置(2017.4)
教職員の人事権の市町村への移譲 ※「市町村への権限移譲」の項目にも掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の教職員は、市町村の職員でありながら人事権は都道府県にあるというねじれが生じているため、人事権と服務監督権を一致させ、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確にするため、市町村に教職員人事権の移譲を提案。 <ul style="list-style-type: none"> －豊能地区に人事権を移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年4月、豊能地区3市2町での権限移譲が実現。 2012、2013年度 <ul style="list-style-type: none"> －教員採用選考テストは大阪府と合同実施 2014年度 <ul style="list-style-type: none"> －教員採用選考テストを豊能地区3市2町が単独で実施 ・2017年度 <ul style="list-style-type: none"> －教員研修計画等についても豊能地区へ権限移譲

■改革の内容と進捗状況

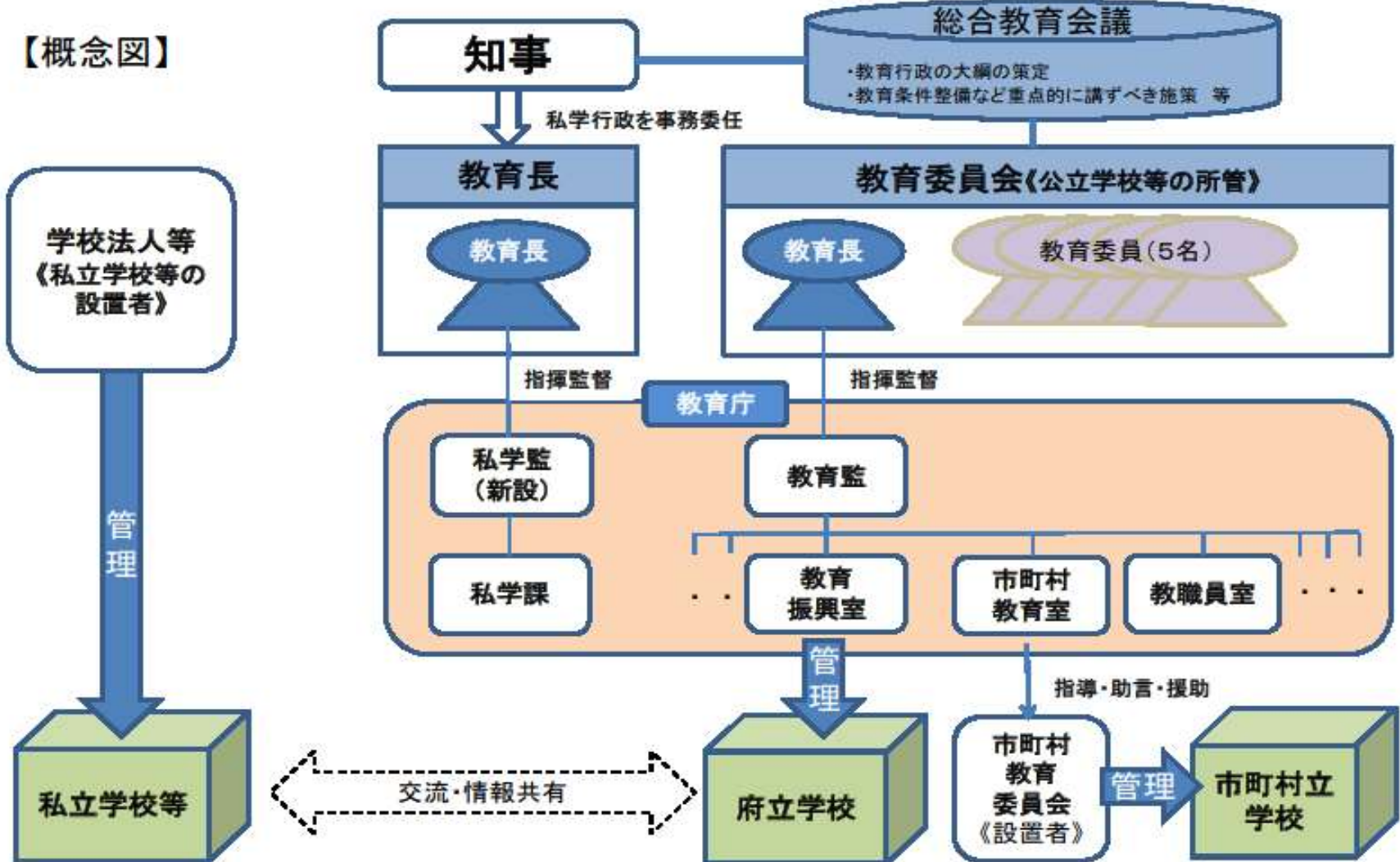
項目	改革の内容	成果・進捗状況
教育庁の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年4月、私学行政について知事から教育長に事務の委任。教育行政の一元化に伴い、教育庁を創設。 ・教育庁に私学行政に係る重要な事務を担う職として、私学監を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立・私立学校間の交流や情報共有を行い、総合的に教育行政を推進していく体制を整備。
公私連携の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年度、公私連携事業を充実するとともに、新たな事業の検討を行うため、教育庁内に公私連携PT会議を設置。 -私立学校・園を対象に、公私連携に関するアンケートを実施(2016年7月) -アンケート結果を踏まえ具体的メニューを検討、整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公私の連携・協力により子どもの学びの支援や教員の資質向上等を図り、大阪の教育力のさらなる向上に向けた事業を実施。(参考:公私連携事業例) -TOEFL iBTオンライン練習テストを府立・私立高校等で実施。(2014年度～) -英語や生徒指導、管理職養成等に係る研修を私立学校に拡充(2016年度～) -教員の専門性や指導力の向上を図るための研修を私立学校に拡充(2016年度～) -事業連携協定を締結したことにより、専門学校による府立学校への出前授業を拡充(2016年度～) -府立支援学校のリーディングスタッフ等を活用した相談等を私立学校に拡大(2017年度～) -生徒が英語4技能をバランスよく身に付け、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を高めるための機会提供を私立学校にも拡充(2019年度～)
校長マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の特性や生徒の課題に応じた学校経営を推進するため、校長マネジメントを推進。校長・准校長が自己の責任と権限において裁量で執行できる校長マネジメント経費や、効果の見込まれる事業計画を支援する学校経営推進費などを配当。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長マネジメント経費:2012年度は1校あたり100万円、2022年度は1校あたり103万円(2014年度2.1億円、2015年度2.1億円、2016年度2.3億円、2017年度2.3億円、2018年度2.1億円、2019年度2.1億円、2020年度2.1億円、2021年度2.0億円、2022年度2.2億円) ・学校経営推進費:府立、私立合わせて2013年度26校、2014年度22校、2015年度20校、2016年度16校、2017年度15校、2018年度11校、2019年度12校、2020年度12校、2021年度8校、2022年度10校に経費を支援(2014年度1.5億円、2015年度1.2億円、2016年度0.8億円、2017年度0.5億円、2018年度0.3億円、2019年度0.3億円、2020年度0.3億円、2021年度0.3億円、2022年度2.2億円。1校あたり最大500万円)

■改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況
<p>南河内地域における中高一貫校の設置</p>	<p>・大阪府内で今後著しい人口減少が予想される南河内地域において、南河内全体の教育力を高めるとともに、地域活性化を図るため、中高一貫校を設置。(2017年4月)</p> <p>-設置・運営形態</p> <p>◇併設型中高一貫校…府立富田林高等学校に府立中学校を併設</p> <p>◇コミュニティ・スクール…学校運営協議会を設置</p> <p>-学校規模</p> <p>◇中学校…1学年3学級120人</p> <p>◇高校 …1学年6学級240人</p>	<p>・中学校、高校の6年間を基礎期、充実期、発展期の3期に区分し、それぞれの発達段階に応じた教育課程及び教育内容を実施。</p> <p>・育みたい3つの資質</p> <p>①グローバルな視野とコミュニケーション力</p> <p>②論理的な思考力と課題発見・解決能力</p> <p>③社会貢献意識と地域愛</p> <p>-富田林中学校志願倍率</p> <p>◇2022年度…2.75倍</p> <p>◇2021年度…3.12倍</p> <p>◇2020年度…3.54倍</p> <p>◇2019年度…3.62倍</p> <p>◇2018年度…4.14倍</p> <p>◇2017年度…5.03倍</p>

■教育庁の創設

【概念図】



■公私連携の取組み

【取組体制】

・2016年 公私連携プロジェクトチームを教育庁に設置

【取組内容】

・私立学校・園を対象に、公私連携に関するアンケートを実施(2016.7月)
・アンケート結果を踏まえ具体的メニューを検討。実施可能なものから順次実施。

～アンケート結果(主な意見)～

《中学・高校》

参加したい研修

・生徒指導、障がい者理解に関する研修

参加したい事業

・英語教育、発達障がいの可能性のある児童生徒への支援等

公私連携に関する意見

・不登校支援に関する情報交換等

《幼稚園》

公私連携に関する意見

・公立園との情報共有等

《専修学校》

専修学校を周知する効果的な方策

・高校生や教員対象の進路説明会開催

公私連携メニューに反映

【公私連携メニューの主な事業】

《小学・中学・高校》

支援教育地域支援整備事業・高等学校支援教育力充実事業(2017～)

府立支援学校のリーディングスタッフや府立高等学校から指定した支援教育サポート校のコーディネーター等を活用した相談等を私立学校園に拡大。校内支援体制等のノウハウ共有の報告会等を開催

教育総合相談事業(2017～)

面接相談や高等学校適応指導教室の対象を私立高校の生徒・保護者・教員にも拡大

被害者救済システム運用事業(2017～)

いじめ等事案の解決を図るための第三者性を活かした相談窓口である「被害者救済システム」の対象を私立学校にも拡大

英語教育推進事業((2019～)

生徒すべてが英語4技能をバランスよく身に付け、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を高めるための機会提供を私立学校にも拡充

教職員研修

教員の専門性や指導力の向上を図るための研修

《幼稚園》

幼児教育推進体制構築事業(2016～)

幼児教育の推進体制を構築するための調査研究を行い、幼児教育に関する研修などを総合的に行う幼児教育センターを設置(2018年4月)。

《専修学校》

専修学校の周知(2016～)

公立・私立の高校進路指導研究会等で専修学校(専門課程)の取組内容等の周知。

②義務教育改革

項目	改革の内容	成果・進捗状況
<p>小・中学校の児童生徒の学力向上に向けた緊急対策、重点支援</p>	<p>・全国学力・学習状況調査の市町村別結果の情報公開を行うとともに、市町村や課題のある学校を支援することで、市町村のがんばりを促し、小中学校の学力向上を図る。</p> <p>・学力向上のさらなる推進のため、課題となっている言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させる。また、一人ひとりの子どもを伸ばすよう、テスト等を資料として活用していく。</p>	<p>・2014年度全国学力・学習状況調査の結果では、小学校は全ての教科・区分で全国との差が拡大。中学校では、全国との差は大きい国語A区分・数学B区分に改善が見られた。</p> <p>・2015年度から2018年度においては、小学校では全国との差は概ね変わらず。中学校では、全国との差が改善傾向。</p> <p>・2019年度から2022年度においては、小学校・中学校ともに全国との差は改善傾向。特に、算数・数学についてはほぼ全国水準。国語については引き続き課題。</p> <p>・2021年度から小学生すくすくウォッチを5・6年生で実施し、府内の全市町村が参加。</p>

②義務教育改革

項目	改革の内容	成果・進捗状況
英語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年度から、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく引き上げる取組みを実施。小学校からの英語教育を充実強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校6年間で活用できる新しい英語学習教材「DREAM」を開発。2016年度から、市町村を対象に同教材の普及及び効果的な活用についての研修を実施。38市町727小学校等で活用。 ・中学校において、2016年度から、市町村の英語教育を推進する立場の教員を対象に民間を活用したリーダー研修を実施。2018年度より、本研修受講者を各市に中学校英語コーディネーターとして配置し、配置校及び市町村全体の外国語教育の充実を図る。 ・2021年度「英語教育実施状況調査」(文科省実施)では、英語を使って授業を行う中学校教員の割合は、全国平均を上回っている。 大阪府 98.7%(2021年12月1日現在) 全国 73.4%(2021年12月1日現在) ・小学校において、2018年度から英語教育実践リーダー研修を実施し、すべての小学校に英語教育のリーダーを育成。また、2018年度から、英語の専門性を有する教員を専科指導教員として配置。

項目	改革の内容	成果・進捗状況
<p>中学校への給食導入</p>	<p>・中学校給食の実施主体は設置者である市町村であるが、府としてイニシャルコスト(施設設備ほか)を対象に補助し、全中学校への給食の導入を促進。【246億円の予算(債務負担行為、2011～2015年度)】</p> <p>補助制度の内容</p> <p>(1)施設整備費について定率補助(2分の1)</p> <p>(2)施設整備以外のイニシャルコスト(消耗品等)について定額補助</p> <p>(3)用地取得費については、原則として補助の対象外</p> <p>(4)過度な施設整備を抑制するため、補助金の上限額を設定</p>	<p>・大阪府における中学校給食の実施率は2016年度末に全国平均を上回った。</p> <p>大阪府 93.9%(2017年5月1日時点)</p> <p>全国 90.2%(2016年5月1日時点)</p> <p>・2022年度には全中学校で給食が実施されている。</p> <p>(参考)学校給食の運営にかかる経費 学校給食法規定</p> <p>・学校の設置者である市町村の負担は、施設整備費、人件費、修繕費等</p> <p>・保護者の負担は、食材料費等</p>

項目	改革の内容	成果・進捗状況																														
<p>小中学校生徒指導体制の推進</p>	<p>・暴力行為が多い府内小中学校に非常勤講師や、校長OB等を配置。(2015年度は中学校のみ、2016年度以降は小中学校で実施)中学校区単位で生徒指導上の問題行動の減少を図る。</p> <p>・2020年度以降は、小中学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案に迅速かつ適切に対応するため、市町村の要請に応じ、専門人材からなる緊急支援チームを派遣。また、課題の大きい府内小中学校に非常勤講師や校長OB等を配置。</p>	<p>・府の1,000人あたりの暴力行為発生件数については、中学校ではピーク時から改善しているものの、小・中ともに全国より多い。</p> <p>-小学校</p> <table data-bbox="1284 458 1767 762"> <tr><td>2015年度</td><td>府6.1件、全国2.6件</td></tr> <tr><td>2016年度</td><td>府5.4件、全国3.5件</td></tr> <tr><td>2017年度</td><td>府5.1件、全国4.4件</td></tr> <tr><td>2018年度</td><td>府6.4件、全国5.7件</td></tr> <tr><td>2019年度</td><td>府5.9件、全国6.8件</td></tr> <tr><td>2020年度</td><td>府7.4件、全国6.5件</td></tr> <tr><td>2021年度</td><td>府9.5件、全国7.7件</td></tr> </table> <p>-中学校</p> <table data-bbox="1284 861 1806 1205"> <tr><td>2014年度</td><td>府32.4件、全国10.7件</td></tr> <tr><td>2015年度</td><td>府28.2件、全国10.0件</td></tr> <tr><td>2016年度</td><td>府21.2件、全国9.2件</td></tr> <tr><td>2017年度</td><td>府17.3件、全国8.9件</td></tr> <tr><td>2018年度</td><td>府15.7件、全国9.3件</td></tr> <tr><td>2019年度</td><td>府13.7件、全国9.1件</td></tr> <tr><td>2020年度</td><td>府12.6件、全国6.9件</td></tr> <tr><td>2021年度</td><td>府14.9件、全国7.9件</td></tr> </table>	2015年度	府6.1件、全国2.6件	2016年度	府5.4件、全国3.5件	2017年度	府5.1件、全国4.4件	2018年度	府6.4件、全国5.7件	2019年度	府5.9件、全国6.8件	2020年度	府7.4件、全国6.5件	2021年度	府9.5件、全国7.7件	2014年度	府32.4件、全国10.7件	2015年度	府28.2件、全国10.0件	2016年度	府21.2件、全国9.2件	2017年度	府17.3件、全国8.9件	2018年度	府15.7件、全国9.3件	2019年度	府13.7件、全国9.1件	2020年度	府12.6件、全国6.9件	2021年度	府14.9件、全国7.9件
2015年度	府6.1件、全国2.6件																															
2016年度	府5.4件、全国3.5件																															
2017年度	府5.1件、全国4.4件																															
2018年度	府6.4件、全国5.7件																															
2019年度	府5.9件、全国6.8件																															
2020年度	府7.4件、全国6.5件																															
2021年度	府9.5件、全国7.7件																															
2014年度	府32.4件、全国10.7件																															
2015年度	府28.2件、全国10.0件																															
2016年度	府21.2件、全国9.2件																															
2017年度	府17.3件、全国8.9件																															
2018年度	府15.7件、全国9.3件																															
2019年度	府13.7件、全国9.1件																															
2020年度	府12.6件、全国6.9件																															
2021年度	府14.9件、全国7.9件																															

項目	改革の内容	成果・進捗状況
<p>いじめ対策 (高校・支援含む)</p>	<p>・2020年度以降、小中学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の深刻な事案に迅速かつ適切に対応するため、市町村の要請に応じ、専門人材からなる緊急支援チームを派遣。また、課題の大きい府内小中学校に非常勤講師や校長OB等を配置。</p> <p>・府立学校において、背景にいじめの疑いがあり、生徒の生命に重大な被害が生じた場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合、調査主体は従前であれば教育庁もしくは学校であったが、被害生徒側が知事部局の第三者委員会による調査を選択できる仕組みを整備した(2022年4月)。</p>	<p>・府の1,000人あたりのいじめ認知件数について、適切に対応ができるよう積極的な認知を進めた結果、全国平均より高くなっている。</p> <p>-小学校 2020年度 府91.8件、全国67.1件 2021年度 府109.9件、全国80.7件</p> <p>-中学校 2020年度 府27.8件、全国26.6件 2021年度 府35.7件、全国31.9件</p> <p>-府立高校中学校 2020年度 府2.4件、全国4.8件 2021年度 府2.8件、全国5.4件</p> <p>・LINE相談をはじめとするいじめに関する相談窓口を設置(LINE相談窓口設置は2018年度)。</p>

■学力向上関連事業

2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022
 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4

全国学力・学習状況調査 (H19～21、25～28悉皆 H22～24抽出 [H23は中止]) 【R2は新型コロナに係る一斉休業等に鑑み中止】)

学習指導ツール[単元別テスト・ワークブック・モデル授業等]

単元確認
プリント

教材
「ことばの
ちから」

府学力・学習
状況調査

チャレンジ
テスト
中1・2年(H26試行・H27～実施)
中3年(H28～実施)

すすすくウォッチ
小5・6年
(R3～実施)

習熟度別指導推進事業(少人数・習熟度別指導のための加配措置)

緊急
対応

おおさか・まなび舎
(放課後学習教室)
小 330校
中 237校

百マス計算・
つまづき調査等

習熟度別指導推進事業(少人数・習熟度別指導のための加配措置)

【活用のメニュー化】
○習熟度別指導 ○授業改善の推進
○中学校英語 コーディネーター
○35人学級編制 ○小学校専科指導

市町村支援
プロジェクト
(取組みへの
経費補助)
小 474校
中 206校

重点対策
(当該市町村の
各学校への
対策)

小学校外国語専科指導(特別免許状授与)

「主体的・対話的で深い学び」の
実現に向けた実践研究

重点
支援

中 258校
学力向上プロジェクト支援事業
(中学校への加配措置)

小 71校
中 76校
学力向上重点校支援
プロジェクト事業
(学校訪問による支援)

スクール・
エンパワーメント
推進事業
(加配措置と
学校訪問による
支援)
中84校

市町村支援の
ための
経費補助
H26 6市
H27 10市

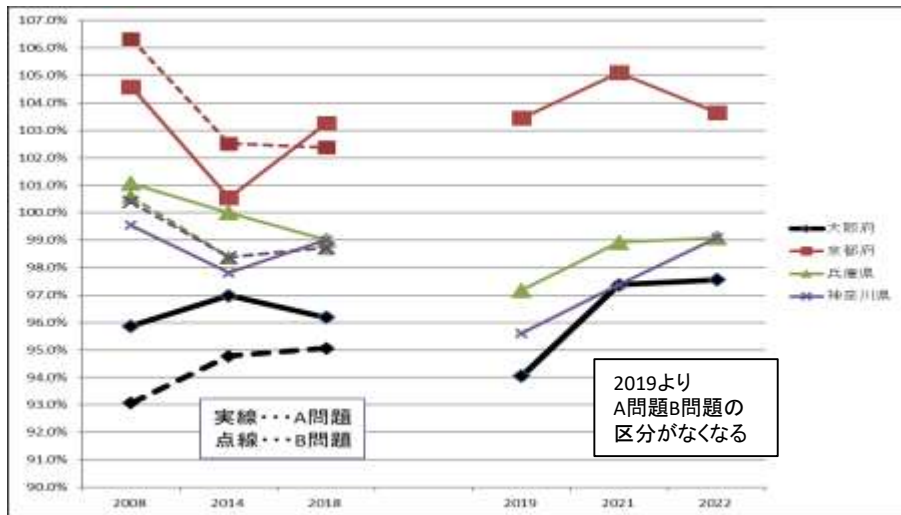
アクティブ・
スクール
小 82校
中 41校
中 64校

確かな学び				
小 82校	小 72校	小 72校	小 41校	小 41校
中 41校	中 41校	中 41校	中 41校	中 41校
学校図書館モデル				
	小 12校	小 14校	小 13校	小 10校
	中 7校	中 7校	中 7校	中 7校
国語授業づくり				
	小 7校	小 7校	小 7校	
マスクモデル校				
	小 8校	小 11校		
	中 7校	中 7校		

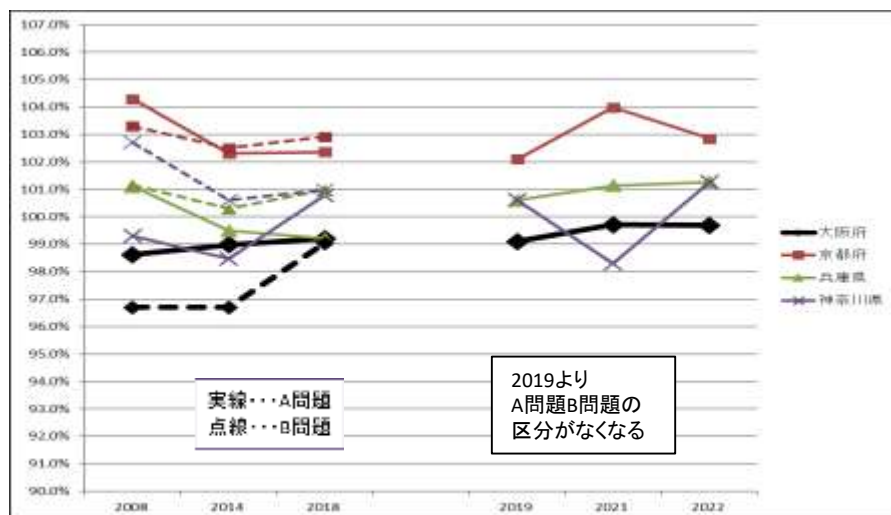
■全国学力・学習状況調査 平均正答率対全国比 他府県との比較

小学生

国語の全国に対する割合

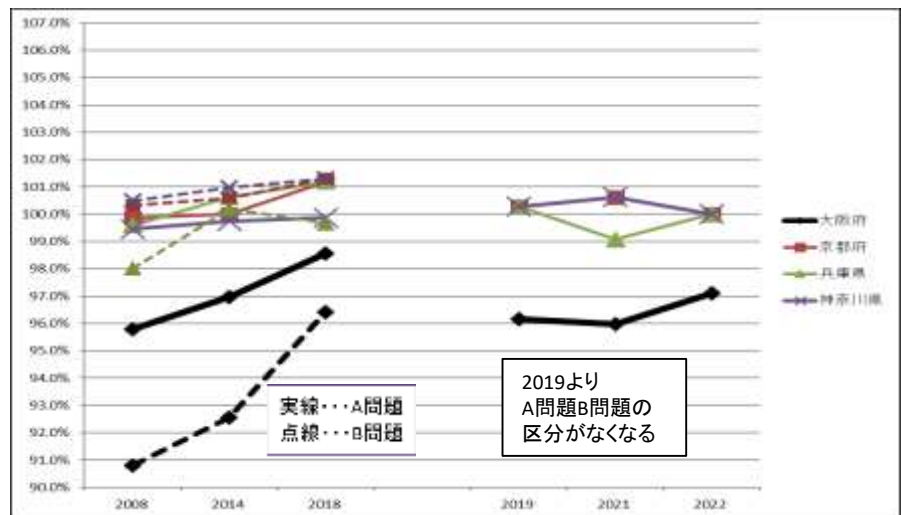


算数の全国に対する割合

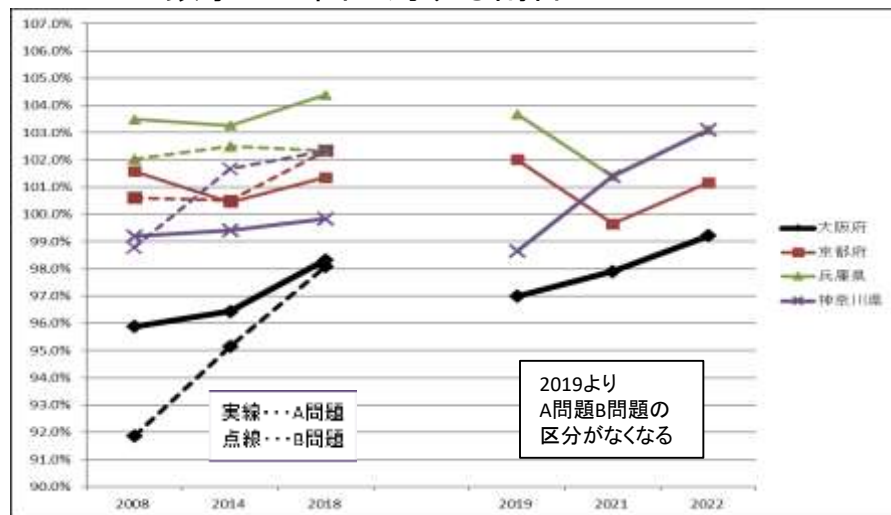


中学生

国語の全国に対する割合



数学の全国に対する割合



③ 高校教育改革

■ 改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況
私立高校授業料無償化制度	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細別掲 	
府立高校入学者選抜制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に安定した入学者選抜制度を構築するため、2013年度以降、受験者の志願動向や進路指導の状況等を分析。 2014年11月に「大阪府立公立高等学校入学者選抜制度改善方針」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> -選抜機会の一本化(2016年度～) -絶対評価の導入(2016年度～) 絶対評価の公平性を担保する「府内統一ルール」の策定 -自己申告書、調査書の「活動／行動の記録」の活用(2016年度～) -英語入試改革(2017年度～) -インフルエンザ罹患者等に対する追検査の導入(2018年度～) -新型コロナウイルス感染症への対応として追検査対象者の拡大(2021年度～)

■改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況
グローバルリーダーズハイスクールの設置等府立高校の特色づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・これからの社会のリーダーとして活躍する人材を育成するため、選ばれる学校となるための特色づくりを進める。 -府立高校10校に、進学指導に特色を置いた文理学科を設置(北野、豊中、茨木、大手前、四條畷、高津、天王寺、生野、三国丘、岸和田) -教育センターと一体となって大阪の教育課題を踏まえた実践・研究を行う附属高校を開設 -グローバル人材の育成とキャリア教育推進について先駆的な取り組みを行っている高校に新たな専門学科(グローバル科、デュアル総合学科)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルリーダーズハイスクールの現役大学進学率 2012年度卒業生 60.6% 2013年度卒業生 62.7% 2014年度卒業生 64.9% 2015年度卒業生 66.8% 2016年度卒業生 67.4% 2017年度卒業生 67.0% 2018年度卒業生 66.6% 2019年度卒業生 71.5% 2020年度卒業生 72.9% 2021年度卒業生 74.7% <p>【参考:2014年度選抜における志願倍率】</p> <ul style="list-style-type: none"> -文理学科:2.98倍 -グローバル科:2.68倍 -デュアル総合学科:1.78倍 -昼間の高校平均:前期選抜2.40倍 後期選抜1.23倍 <p>【参考:2017年度選抜における志願倍率】</p> <ul style="list-style-type: none"> -文理学科:2.25倍 -グローバル科:3.31倍 -昼間の高校平均:特別選抜1.21倍 一般選抜1.18倍 <p>【参考:2022年度選抜における志願倍率】</p> <ul style="list-style-type: none"> -文理学科:1.38倍 -グローバル科:1.99倍 -昼間の高校平均:特別選抜0.95倍 一般選抜1.12倍

■改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況																
英語教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高校3年間で4技能を英語圏の大学に進学できるレベルに引き上げるなど、さらなる府立高校生の英語コミュニケーション能力の向上に取り組む(2015年度～)。 ・また、府立高校入学者選抜において、TOEFL iBTなどの外部検定の成績を活用(2017年度～)。 ・4年間で全府立高校に対し英語教育推進中核教員研修を実施した。(2019年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・TOEFL iBTを扱った授業を実施するための調査研究の実施及びシラバスの作成。2015年度または2016年度からTOEFL iBTを扱った授業を導入。 ・Super English Teacher(SET)の採用選考を実施(2014,2015年度)。2015年度からSETを雇用。 ・CEFR A2レベル相当以上を達成した高校3年生の割合51.0%となり、府の教育振興基本計画の目標50%を達成した。(2021年度) 																
工業系高校の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・2011～2013年度、工科高校等において老朽化した設備の更新を行うとともに、2014年度からは、工科高校9校を「高大連携重点型」「実践的技能養成重点型」「地域産業連携重点型」に指定し、役割を明確にして特色づくりを進める。 2016年、工科高校魅力化推進プロジェクトチーム(教育庁、商工労働部、府立工科校長会)、工科高校魅力化推進プロジェクト応援団(経済団体、大学等)を設置。公民が連携し、工科高校の魅力向上、情報発信を実施。 ・2022年、今後の工業系高校のあり方について、大阪府学校教育審議会へ諮問。答申では「大学進学への更なる対応」「時代に即した基礎・基本への対応」「企業連携の拡充」「工業系高校の魅力化と規模の適正化」「開かれた学校づくり」「工業系高校のネットワーク化」「魅力発信やイメージ戦略」が提言された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年度、高大連携重点型3校に「工学系大学進学専科」を設置。 ・工業系高校の志願倍率の推移 <table border="0"> <tr><td>2015年度選抜</td><td>109.1%</td></tr> <tr><td>2016年度選抜</td><td>95.6%</td></tr> <tr><td>2017年度選抜</td><td>103.4%</td></tr> <tr><td>2018年度選抜</td><td>101.7%</td></tr> <tr><td>2019年度選抜</td><td>99.1%</td></tr> <tr><td>2020年度選抜</td><td>101.9%</td></tr> <tr><td>2021年度選抜</td><td>84.2%</td></tr> <tr><td>2022年度選抜</td><td>84.7%</td></tr> </table> <p>(※2022年度選抜より旧市立工業高校を含む)</p>	2015年度選抜	109.1%	2016年度選抜	95.6%	2017年度選抜	103.4%	2018年度選抜	101.7%	2019年度選抜	99.1%	2020年度選抜	101.9%	2021年度選抜	84.2%	2022年度選抜	84.7%
2015年度選抜	109.1%																	
2016年度選抜	95.6%																	
2017年度選抜	103.4%																	
2018年度選抜	101.7%																	
2019年度選抜	99.1%																	
2020年度選抜	101.9%																	
2021年度選抜	84.2%																	
2022年度選抜	84.7%																	

■改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況
府立高校ICT化	<p>・ICTを活用した新時代の教育を実現するため、全府立高校への生徒1人1台端末の配備をはじめとする学校のICT環境の整備等を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年3月 府立高校の普通教室等における無線LAN環境を整備。 ・2021年9月 府立高校への生徒1人1台端末を配備。 ・2023年3月 府立高校の特別教室等における無線LAN環境を整備予定。 ・2023年3月 府立高校30校の普通教室に電子黒板機能付きプロジェクタ等を整備予定。

■府立高校入学者選抜制度の改善

選抜機会一本化、絶対評価導入等について

○選抜機会の原則一本化(2016年度～)

- ・ 前期・後期入学者選抜 ⇒ 一般入学者選抜に一本化。(一部、実技試験や面接を実施する学科・学校は特別入学者選抜を実施)

○選抜資料等について(2016年度～)

・ 調査書の各評価の評定における絶対評価の導入

相対評価(集団に準拠した評価) ⇒ 絶対評価(目標に準拠した評価)

※なお、3年生の評定を1, 2年生の評定の合計より重く評価する。

	絶対評価対象	比率
2016年度選抜	3年生	3年生=1
2017年度選抜	2、3年生	2年生:3年生=1:3
2018年度選抜	1、2、3年生	1年生:2年生:3年生=1:1:3

・ 絶対評価の公平性を担保する仕組み(府内統一ルール)

公平な選抜を実施するため、各中学校がつける調査書の評定について、大阪府全体の状況に照らし適正であるかどうかを確認するために、チャレンジテストの点数を活用。

・ 自己申告書等の活用

生徒を多面的に評価する観点から、「自己申告書」、調査書の「活動／行動の記録」を活用。

※自己申告書:与えられたテーマ(例.中学校3年間で何を学んだか)について生徒が回答。

※調査書の「活動／行動の記録」:校内での日常生活等教育活動全般における活動及び行動の記録を学校が記載。

英語入試改革について

○英語入試改革(2017年度～)

- ・ 英語の外部検定(TOEFL iBT、IELTS、実用英語技能検定(英検))のスコア等が一定レベル以上の場合、出願時に申請すれば、学力検査「英語」で以下の点数が保障される。

英語の外部検定のスコア等			▶	学力検査「英語」 における点数の 読み替え率	▶	学力検査「英語」で保障される点数	
TOEFL iBT	IELTS	英検				特別選抜 (45点満点)	一般選抜 (90点満点)
60～120点	6.0～9.0	1級・準1級		100%		45点	90点
50～59点	5.5	(対応なし)		90%		41点	81点
40～49点	5.0	2級		80%		36点	72点

④支援教育改革

■改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況
府立支援学校の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい支援学校に在籍する児童生徒数が増加していることを踏まえ、「府立支援学校施設整備基本方針」(2009年3月)に基づき、府内4地域に新たな支援学校の整備を推進。 ・今後の知的障がい児童生徒の増加を踏まえ、2018年3月に「府立支援学校における知的障がい児童生徒の教育環境の充実に向けた基本方針」を策定。2020年10月に同方針を改め、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年4月 豊能・三島地域に摂津支援学校開校。 ・2014年4月 泉北・泉南地域に泉南支援学校開校。 ・2015年4月 北河内地域に枚方支援学校、中・南河内地域に西浦支援学校開校。 ・「もと府立西淀川高等学校」を活用した 新たな知的障がい支援学校を整備中。(2024年4月開校予定) ・生野支援学校の大阪わかば高等学校敷地内への移転・併設にかかる計画に着手。
就労を通じた社会的自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「府立知的障がい支援学校職業コースの設置方針」に基づき、知的障がい支援学校高等部(知肢併置校含む)に職業コースを設置。国の「切れ目ない支援体制整備事業」を活用した、府立支援学校における教育課程改善やキャリア教育の充実を図る取組の促進。さらなる就労支援の充実をめざし、令和元年度に株式会社D&Iと事業連携協定を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年4月 豊能・三島地域にとりかい高等支援学校開校。 ・2014年4月 泉北・泉南地域にすながわ高等支援学校開校。 ・2015年4月 北河内地域にむらの高等支援学校開校。 ・全府立知的障がい支援学校高等部に職業コースを設置(2013年度設置完了) ・2016年4月に大阪市から府へ移管した知的障がい支援学校6校に職業コースを設置。(2018年度設置完了) ・モデル校において「①教育課程改善事業」(2017～2019)、「②キャリア教育支援体制強化事業」(2020～2022)を実施(①生野支援学校、東淀川支援学校 ②思斉支援学校、交野支援学校四條畷校) ・株式会社D&Iとの連携事業である、テレワーク実習、中学部生徒及び保護者向け職場体験実習を実施。 ・上記のほか、教員向け就労支援研修の実施等。

④支援教育改革

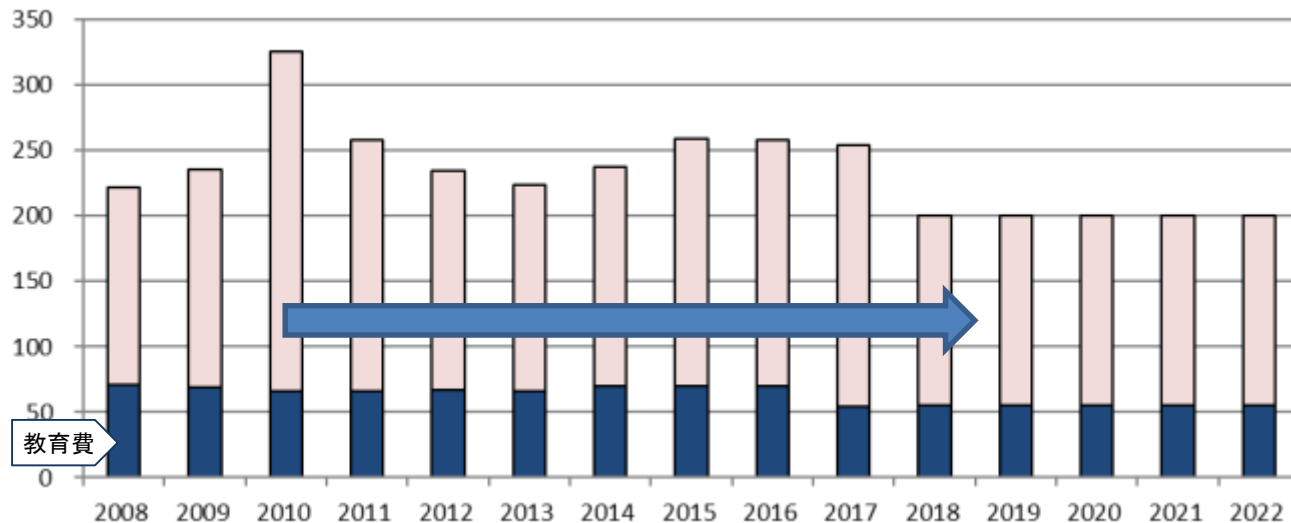
■改革の内容と進捗状況

項目	改革の内容	成果・進捗状況
府立高校における知的障がい等のある生徒の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・府立高校において、知的障がいのある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備。 ・府立高校における発達障がいのある生徒の状況に応じた指導を行う通級指導教室を設置。 ・府立高校において障がいのある生徒が増加しているため、臨床心理士や支援員を配置するなどにより、障がいのある生徒の学校生活を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい生徒自立支援コースの設置(11校)順次、募集人員を増員(3人→4人) 2018年度～枚方なぎさ、松原、貝塚 2022年度～園芸 ・共生推進教室の設置(10校) 2019年度までに府立高校8校に設置 2020年4月に、新たに府立高校2校(東住吉、今宮)に設置 ・通級指導教室の設置(10校) 2018年度～柴島、松原 2019年度～大手前、岬 2022年度～箕面東、野崎、布施、教育センター附属、富田林、和泉総合 ・エキスパート支援員としてスクールカウンセラーを全ての府立高校に配置するとともに、学校からの要望に応じて介助員、学習支援員を配置。
医療的ケア児の通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校において、通学中に医療的ケアが必要なため、通学バスを利用できない等の理由により、通学が困難な児童生徒に対して通学支援を行うことにより学習機会を保障する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度モデル実施(通学支援) ・2020年9月本格実施(通学支援) ・利用実績 (2020年度)44人 (2021年度)71人 (2022年度)86人 * 2022年8月現在

■関連データ:教育予算規模の推移

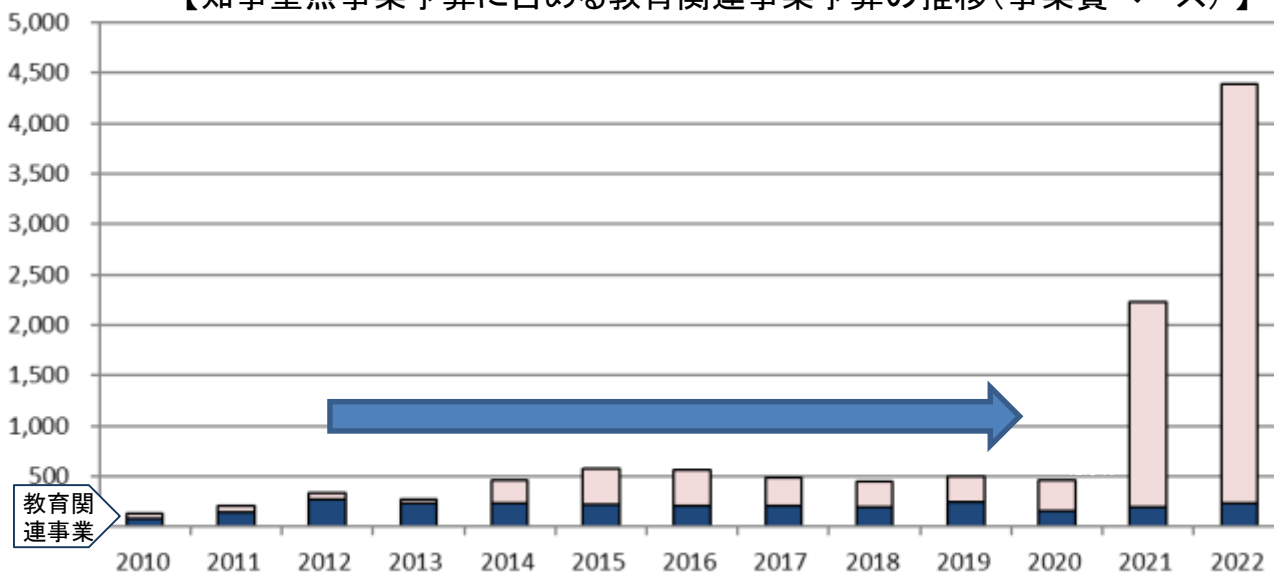
【当初予算(一般会計)に占める教育費の推移(事業費ベース)】
 当初予算の規模の推移に関わらず、一定の予算規模を確保

(単位:百億円)



(単位:億円)

【知事重点事業予算に占める教育関連事業予算の推移(事業費ベース)】



2022年度知事重点教育関連事業例
 ・私立高等学校等生徒授業料支援補助
 ・スマートスクール推進事業
 ・スクールカウンセラー配置事業
 ・医療的ケア児支援事業等

※2021年度以降、新型コロナウイルス感染症対策により知事重点事業費全体が増大

<Why>-	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>①学校・行政の供給側の論理が優先 ・これまでの大阪の高校教育は、エンドユーザー（生徒や保護者）の視点よりも、供給側（行政・学校）の論理が優先されてきた。（公立・私立で入学者の受入枠を事前協議で設定する「公私7・3枠の設定」など） ・国は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、それによって教育の機会均等に寄与することを目的に、国公立高校生の授業料不徴収、私立高校生への就学支援制度を、2010年度にスタート。しかし、公私間の授業料に大きな格差が残り、「教育の機会均等」は十分とはいえなかった。</p>	<p>②自由な学校選択の機会の保証 ・中学生が、進学先の高校を選択する際、家庭の経済的事情に関わらず、教育内容そのものが決め手になるよう、公立・私立高校の保護者負担格差を解消し、自由な学校選択の機会を保障。</p> <p>③学校間の切磋琢磨による教育の質の向上 ・公立・私立高校間の競争条件をほぼ同一にすることにより、魅力ある教育内容を提供するよう学校側の努力を促し、学校間の切磋琢磨による大阪の教育力の底上げをめざす。 ・公私の事前協議で生徒受入枠を決める「公私7・3枠」を撤廃し、公私間の切磋琢磨を促進。</p> <p>④経常費補助金の配分方法の転換 ・府が私立高校に対し交付する経常費補助金の配分ルールを見直し。</p>	<p>・2010年度より、国の「高等学校等就学支援金」と併せて府独自の「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付することにより、私立高校の授業料が無償となる、「私立高等学校等授業料無償化制度」を実施。 制度開始以降、2011年・2016年・2019年の制度改正を経て、現在では、年収めやす590万円未満世帯は授業料負担が実質無償、年収めやす590万円以上910万円未満世帯は、子どもの人数に応じて支援が手厚くなる制度となっている。</p> <p>・府が私立高校に対し交付する経常費補助金の配分ルールについて、2011年度から、それまでは授業料水準などの基準により配分していたものを、生徒数に応じて決める「パーヘッドの原則」へ転換。</p>	<p>・府内公立中学校卒業生に占める、府内私立高校進学生の比率が上昇。公立・私立間の生徒流動化が実現、定着。 -2010年：27.4% （17,990人） -2022年：38.4% （22,286人）</p> <p>・私学専願率が上昇。 -2010年：21.46% -2022年：29.12%</p> <p>・高校中退率が減少。 -2010年：2.12% -2021年：1.41%</p>

■ 私学無償化制度における改革の考え方の整理

Before

①政策理念

学校・行政の供給側の論理が優先

②自由な学校選択の機会の保証

・2010年度、国は国公立高校生の授業料不徴収、私立高校生への就学支援制度をスタートさせたが、公立・私立間の授業料に大きな格差が残り、学校選択の際に経済的事情が影響

③学校間の切磋琢磨による教育の質の向上

・公立・私立間で生徒の受入枠を協議して設定（「公私7・3枠」）。公私の切磋琢磨が起こらない環境

④私立高校への経常費補助金の配分方法の転換

・授業料水準などの配分基準により、学校間で、生徒一人当たり単価に大きな配分格差(21年度で4倍)

After

・エンドユーザーの視点から私学助成を再構築

・2011年度より、生徒の7割を対象に、授業料を公立同様の無償化もしくは低額負担化とする大幅な支援の拡充。家庭の経済的事情に関わらず、高校進学段階で自由な学校選択の機会を保障

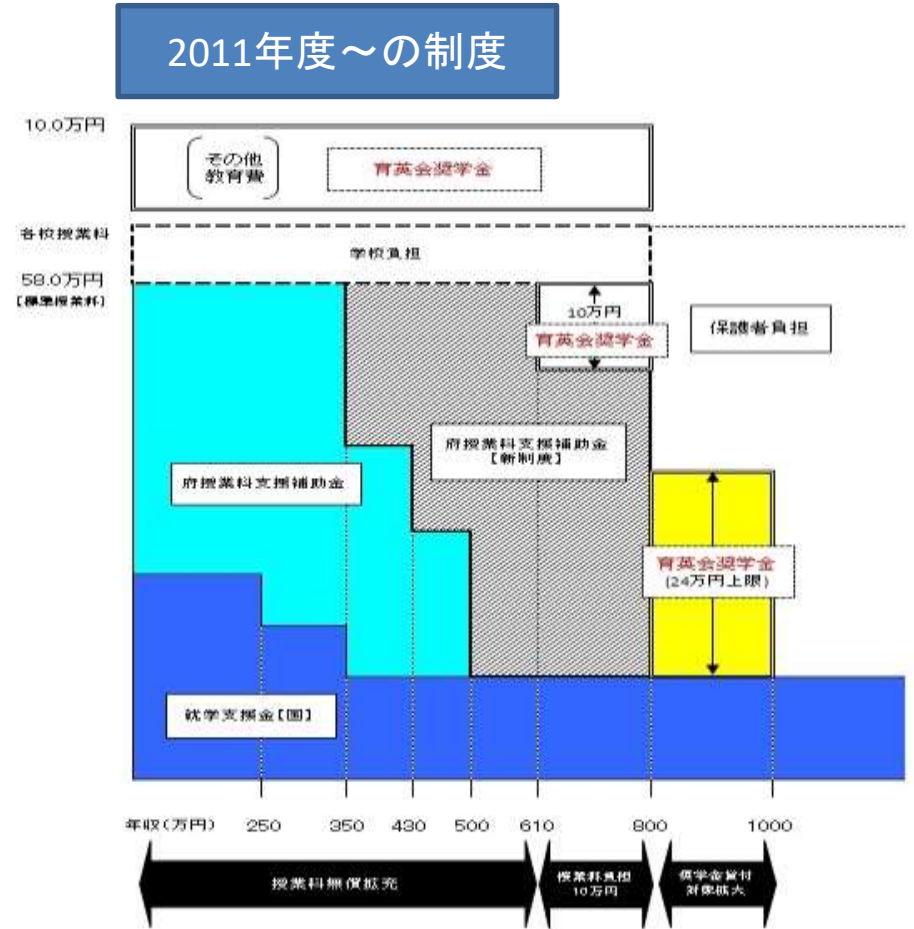
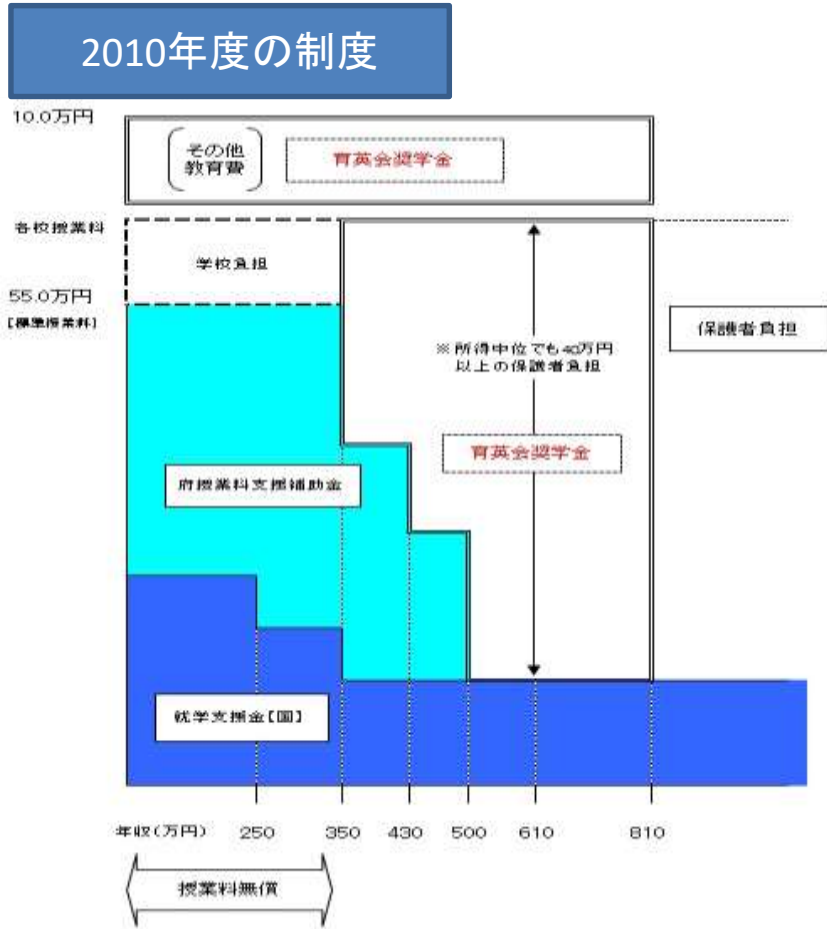
・公私それぞれが受入枠を確保し、公私トータルで高校進学予定者数を上回る募集人員を確保する仕組みにより、学校間の切磋琢磨の環境を整備

・「パーヘッド(per head)の原則」(原則として生徒単価均等)で配分する制度に転換し、学校間の切磋琢磨を促す環境を整備

■私立高校等授業料支援補助金の制度概要イメージ

2011年度の新1年生より、私立高等学校等授業料支援補助金を

- ・所得中位の世帯(年収610万円未満世帯)の生徒まで授業料を無償とし、
- ・生徒の70%(年収800万円未満世帯)までは保護者負担が10万円で収まるように、大幅に拡充



※ 2014年度は、国の就学支援金の増額などの変更がある

2016年度の新1年生より、私立高等学校等授業料支援補助金については、
 年収590万円未満世帯の生徒まで授業料を無償とし、

2016年度～の制度

(子どもが3人以上の世帯の場合)

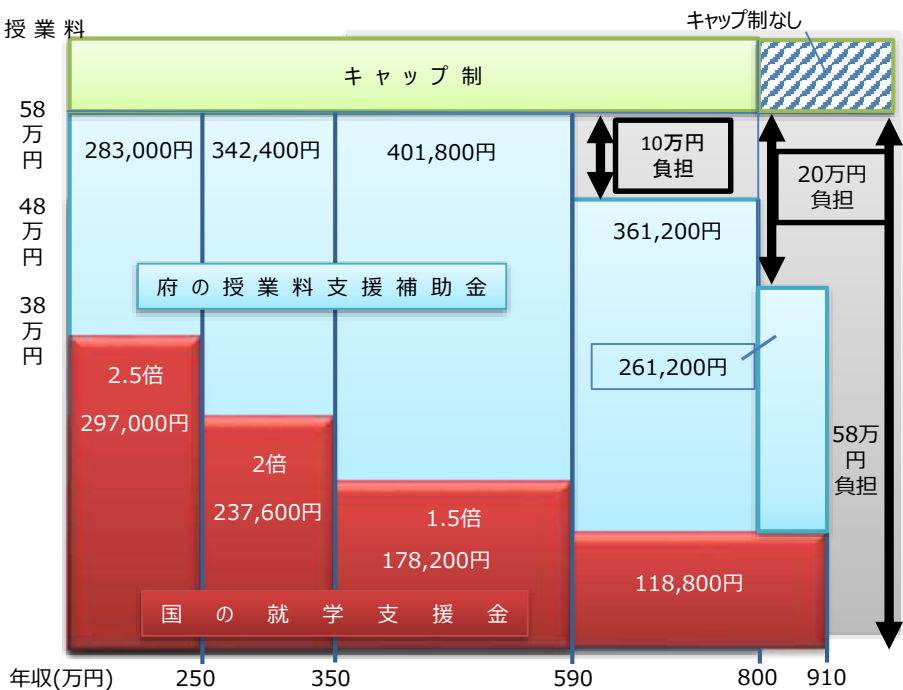
- ・年収590万円以上800万円未満世帯の保護者負担を10万円
- ・年収800万円以上910万円未満世帯の保護者負担を20万円

(子どもが2人以下の世帯の場合)

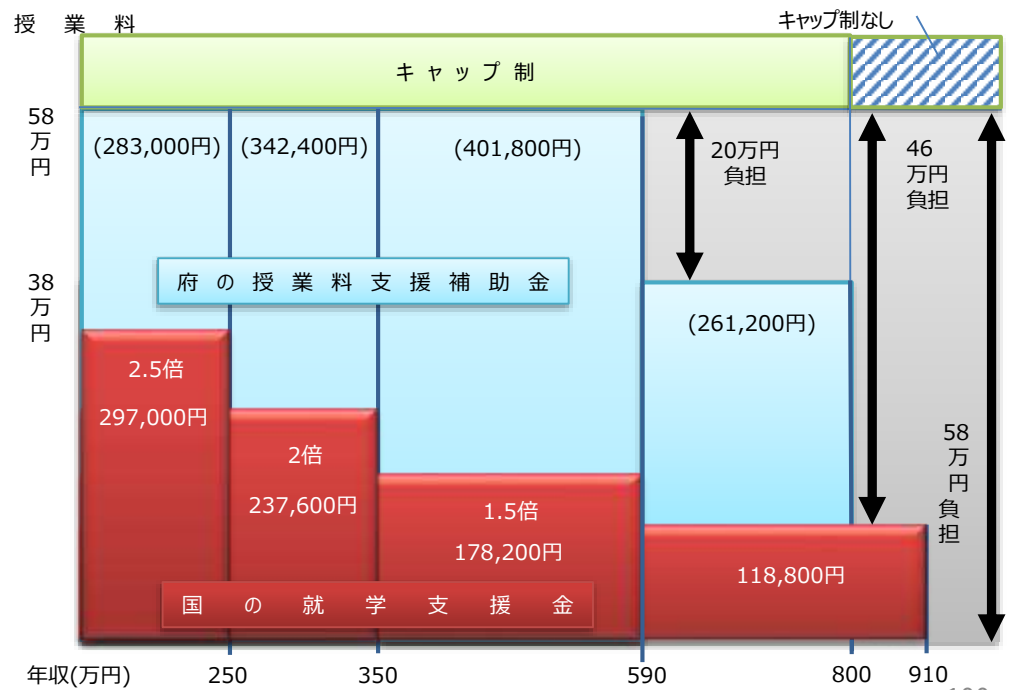
- ・年収590万円以上800万円未満世帯の保護者負担を20万円

となるよう支援

(子どもが三人以上の世帯の場合)



(子どもが二人以下の世帯の場合)



2019年度の新1年生より、私立高等学校等授業料支援補助金については、年収590万円未満世帯の生徒まで授業料を無償とし、

2019年度～の制度

(子どもが2人以上の世帯の場合) ※多子世帯の要件を拡充

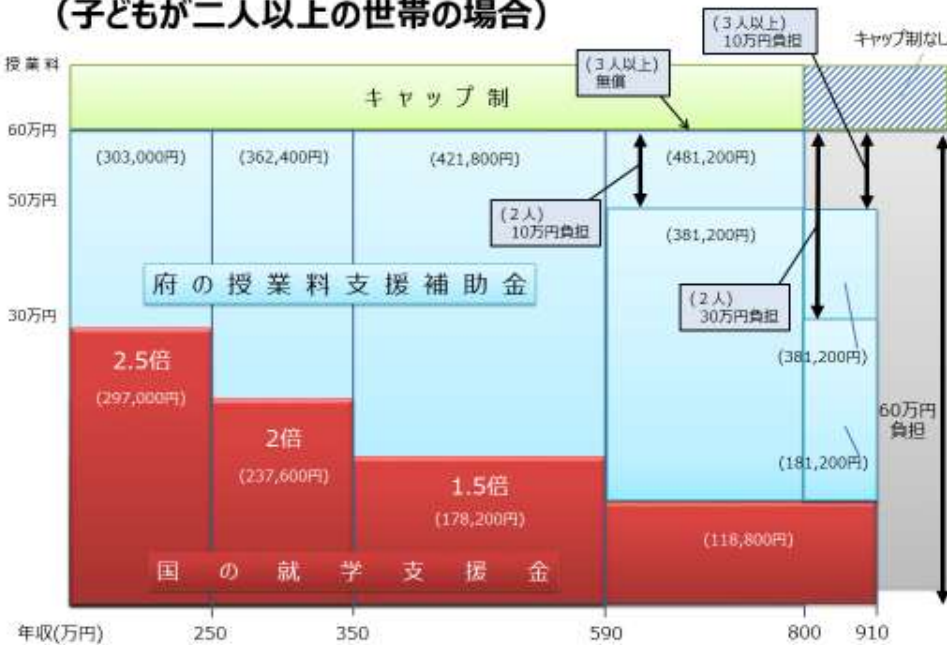
- ・年収590万円以上800万円未満世帯の生徒まで授業料を無償(子ども3人以上)
保護者負担を10万円(子ども2人)
- ・年収800万円以上910万円未満世帯の保護者負担を10万円(子ども3人以上)
保護者負担を30万円(子ども2人)

(子どもが1人以下の世帯の場合)

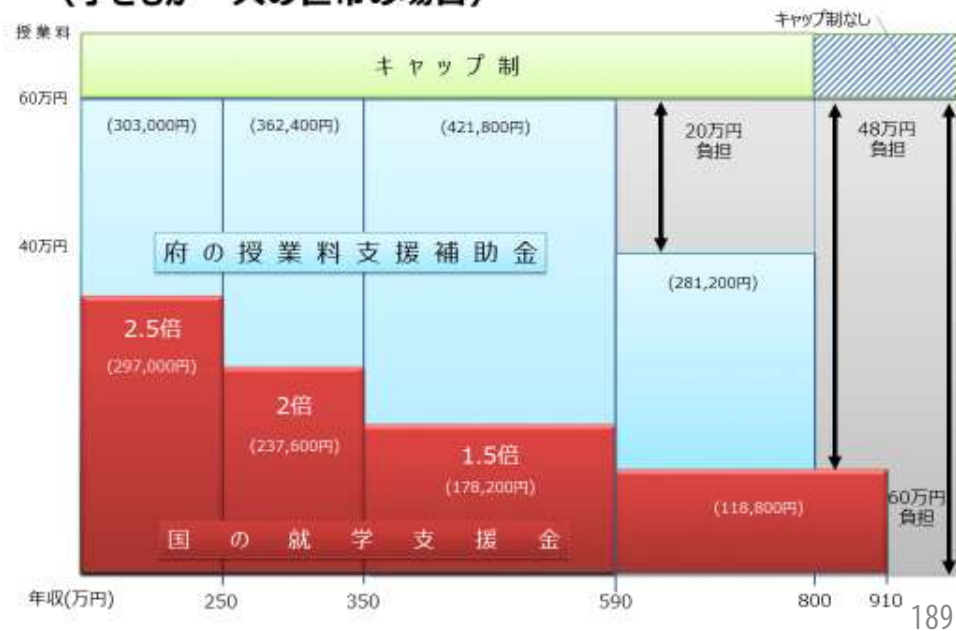
- ・年収590万円以上800万円未満世帯の保護者負担を20万円

となるよう支援

(子どもが二人以上の世帯の場合)

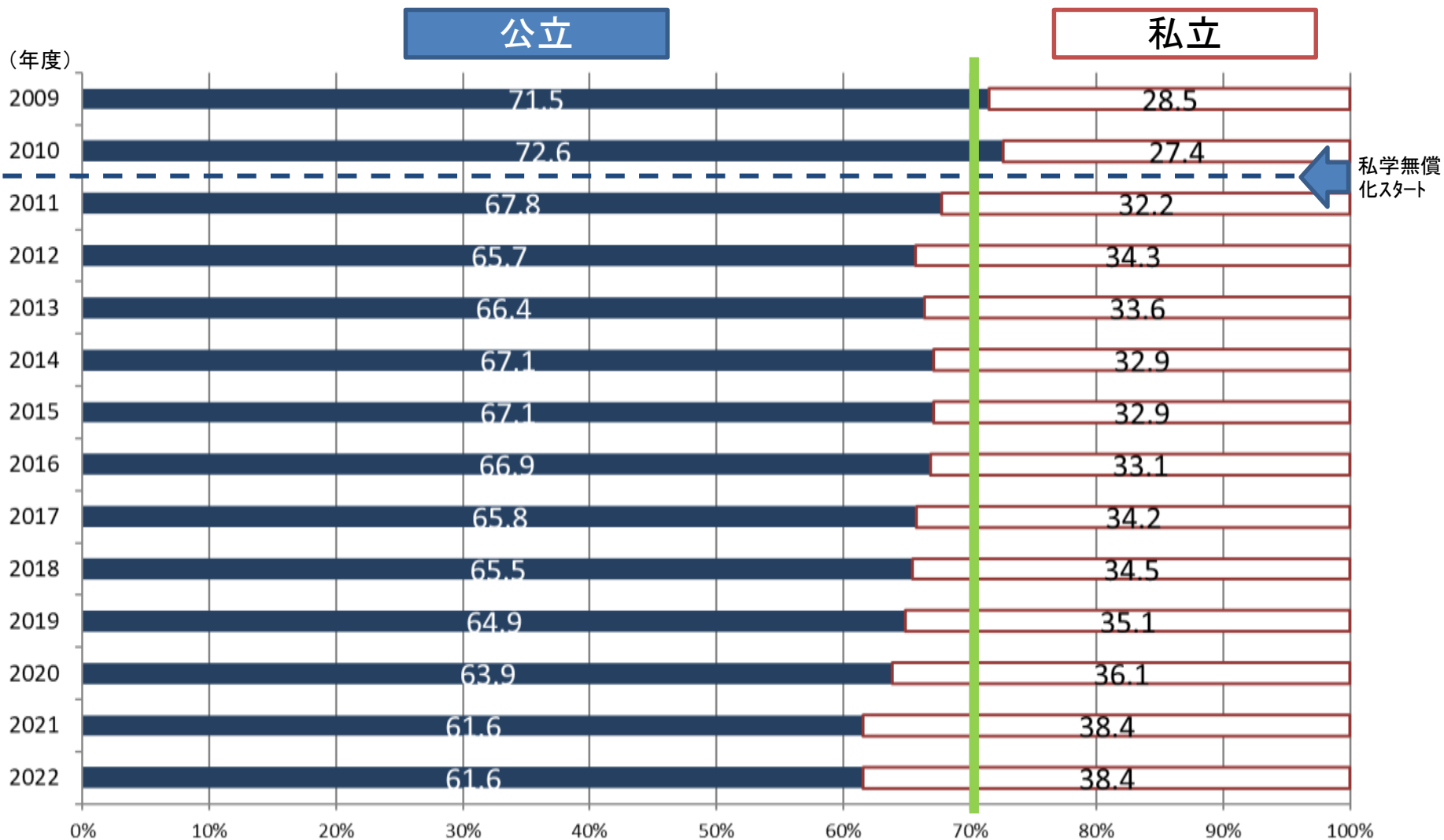


(子どもが一人の世帯の場合)



■ <outcome> 公立・私立高校 入学者割合の推移

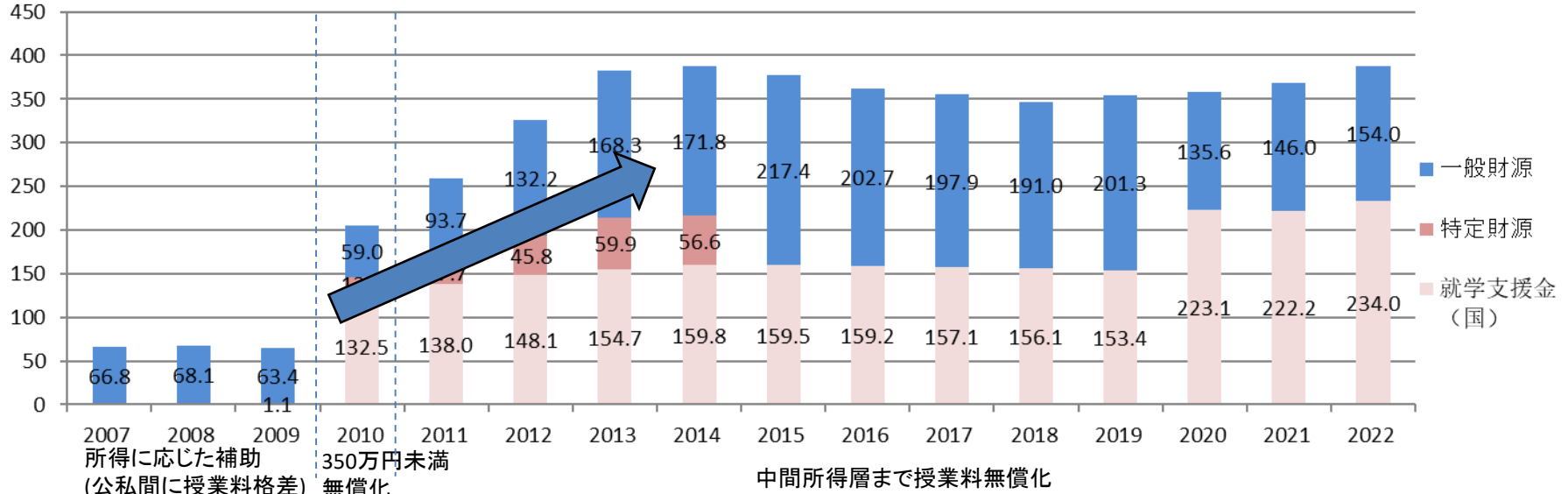
2011年度より私学無償化制度が開始され、府内公立中学校卒業者の私立高校への入学割合が増加し、3割を上回った。



■関連データ:私学助成の予算額の推移

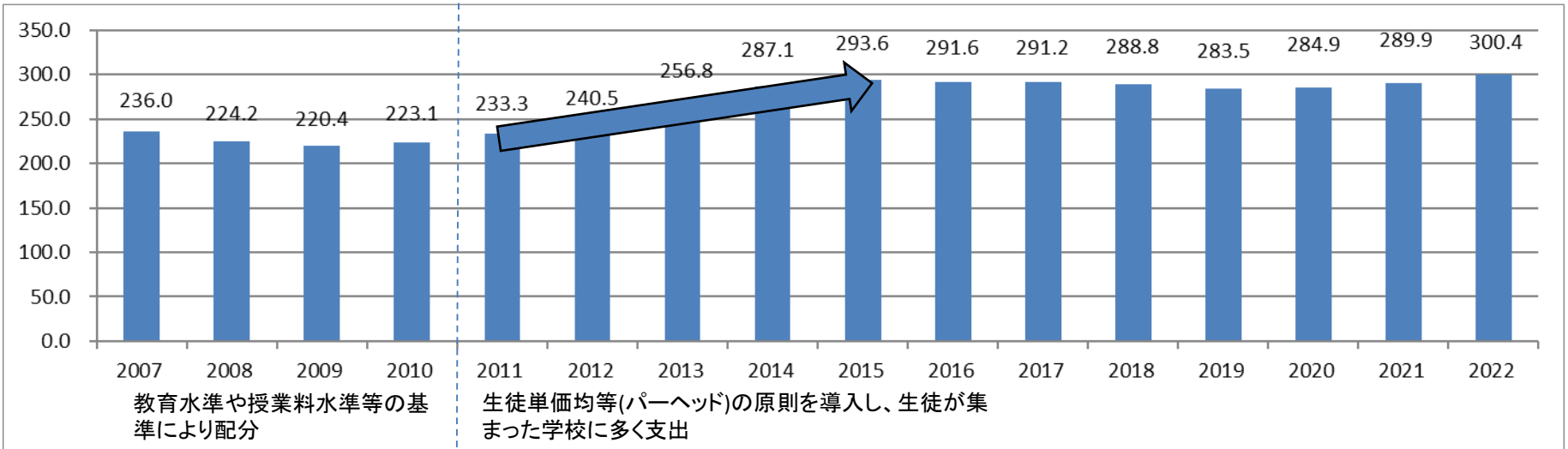
単位:億円

私立高校等授業料支援補助金(府から生徒・保護者へ補助)



経常費補助金(府から全日制私立高校へ補助)

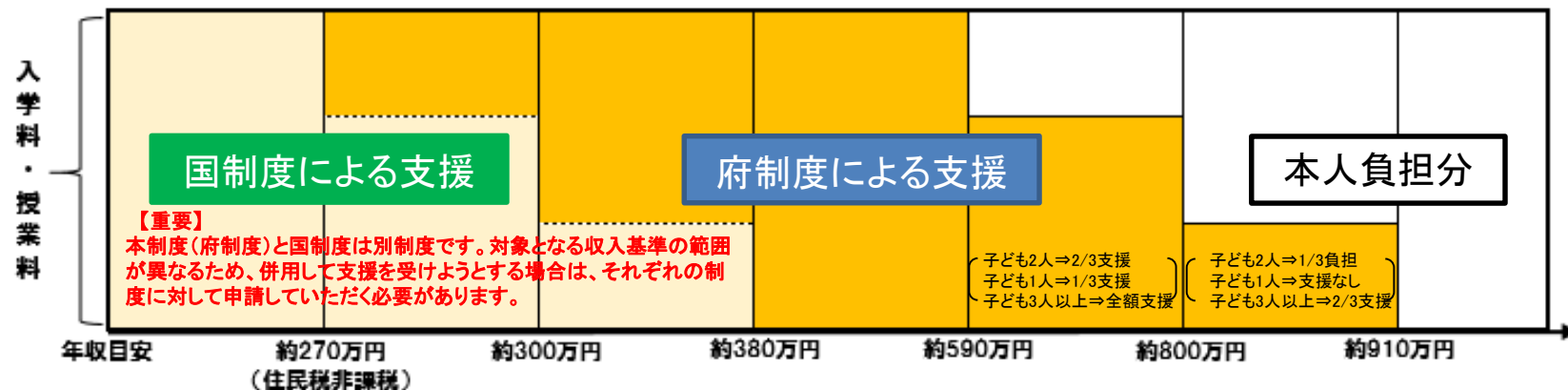
単位:億円



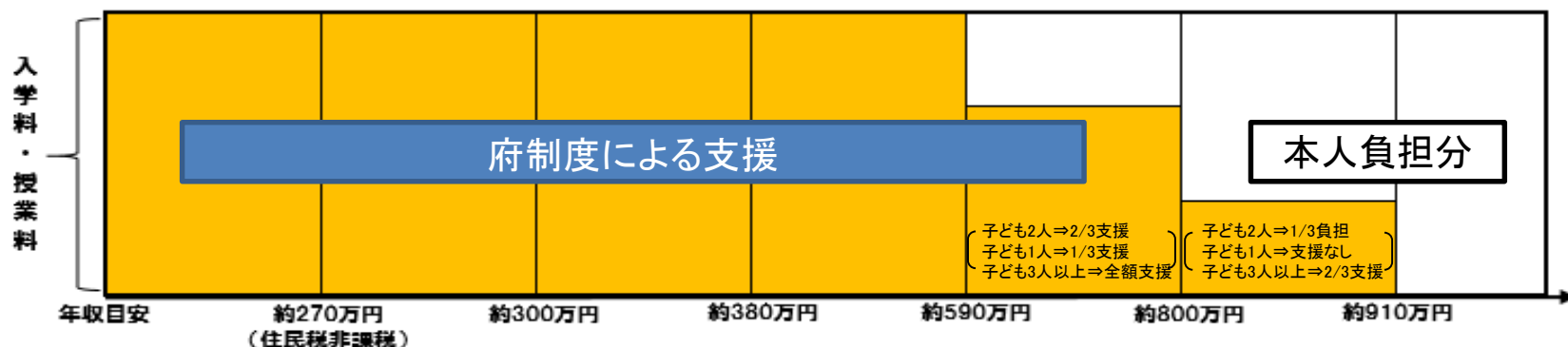
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>○親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯を支援するため。</p>	<p>○2020年度入学生から、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学・大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校授業料等支援制度を実施。</p>	<p>○中・低所得者層(年収目安590万円未満世帯)は、『国の高等教育の修学支援新制度＋大阪府独自の制度』もしくは『大阪府独自の制度』の単独実施により無償化。</p> <p>○年収目安590万円～910万円未満までは、『大阪府独自の制度』により世帯年収や子どもの数に応じた支援を実施。</p>	<p>○中途退学者の割合は制度開始以前(2019年度)に比べ減少するなど、セーフティネットとしての機能を一定果たしている。</p> <p><2020年度(4月～3月)> (府大学域の中退率1.3%(2019年度1.5%)) (市大学部の中退率1.0%(2019年度1.1%))</p> <p><2021年度(4月～3月)> (府大学域の中退率1.1%(2019年度1.5%)) (市大学部の中退率0.8%(2019年度1.1%))</p>

支援イメージ

①大阪公立大学・府大・市大(学部・学域)《国制度に府制度を加えた支援となります。》



②大阪公立大学・府大・市大大学院《府制度のみの支援となります。》



※ 上図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安であり、イメージです。

※ 590万円未満の世帯は無償となり、590万円以上910万円未満の世帯は、世帯年収や子どもの数に応じた支援となります。

I (6) 子ども施策 (子どもの貧困)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・2014年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行。</p> <p>・大阪府では、2015年3月、「子供の貧困対策計画(子ども総合計画に包含)(2015～2019)」を策定</p> <p>・2016年度に子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施</p> <p>-調査概要 調査対象:府域全域の小学5年生及び中学2年生とその保護者 回収率:62.3%(約50,000世帯から回答)</p> <p>調査の結果、以下の課題が浮き彫りとなった。</p> <p>-母子世帯への支援 困窮世帯の子どもへの教育 孤立している親子への支援 等</p>	<p>・子どもの貧困対策という喫緊の課題に対して、効果的な施策を総合的に推進。</p> <p>・すべての子どもたちが同じスタートラインに立って将来を目指せるように支援する。</p>	<p>・2017年度、実態調査の結果を踏まえ、大阪府の104事業を総点検。</p>	<p>・以下7つの視点で施策の総点検を行い、「子どもの貧困に関する具体的取組」として119項目をとりまとめ</p> <p>2020年3月、「第二次大阪府子どもの貧困対策計画(子ども総合計画後期計画に包含)(2020～2024)」を策定。</p> <p>関係部局が連携を図りながら総合的に推進していくこととした。</p> <p>〈7つの視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 困窮世帯への経済的支援 学びを支える環境づくり 子どもの孤立防止 保護者の孤立防止 子育て環境整備 健康づくり オール大阪での取組 <p>・2018年3月、子ども輝く未来基金を創設。</p> <p>・2018年4月、子どもの貧困緊急対策事業費補助金を創設。</p> <p>・2020年度から、府内市町村における子どもを支援につなぐ取組み等の事例集を作成・公表。</p>

2014	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年～
<p>▲ 14年 8月 子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定</p> <p>▲ 14年 1月 子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行</p>					<p>▲ 19年 11月 新子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定</p> <p>▲ 19年 9月 子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正法の施行</p>	
<p>《国の動き》</p>	<p>▲ 15年 3月 大阪府子ども総合計画（子どもの貧困対策計画を包含）の策定 計画期間：本体計画15～24年度、前期事業計画15～19年度</p>	<p>▲ 16年度 子どもの生活に関する実態調査の実施 子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため実施。</p>	<p>▲ 17年度 子どもの貧困対策計画に掲げる事業の総点検 実態調査結果を踏まえた課題解決に向け、子どもの貧困対策計画に掲げる事業をベースに総点検を実施。 子どもの貧困対策に関する具体的取組」をとりまとめ、関係部局が連携を図りながら、総合的に取組みを進めていくこととした。</p>	<p>▲ 18年度 子どもの貧困緊急対策事業費補助金の創設</p> <p>▲ 18年 3月 子ども輝く未来基金の創設</p>	<p>▲ 20年 3月 大阪府子ども総合計画後期事業計画（第二次子ども貧困対策計画を包含）の策定 計画期間：20～24年度</p>	<p>▲ 20年度～ 市町村子どもの貧困対策取組事例集（計画の策定、支援につながる取組、地域の居場所への支援）の作成・公表</p>
<p>《大阪府の動き》</p>						

■「子どもの生活に関する実態調査」に基づく施策の総点検

視点	1. 困窮している世帯を経済的に支援 (就労支援を含む)
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯の所得状況が厳しい ・困窮世帯ほど経済的にできなかったことが多い ・非正規群に占める母子世帯は約7割 など



収入確保・経済的負担軽減に向けた取組

視点	2. 学びを支える環境づくりを支援
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・困窮世帯ほど学習理解度について、「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が低い ・進学希望について、困窮世帯ほど「大学・短大・大学院」の割合が低い など



子どもの教育環境の整備

視点	3. 子どもたちが孤立しないように支援
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後ひとりである子どもは約2割 ・困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い ・「誰にも相談したくない」は約1割 など



子どもの孤立を防止するための体制整備

視点	4. 保護者が孤立しないよう支援
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な機関への相談割合が低い など



親の孤立を防止するための体制整備

視点	5. 安心して子育てできる環境を整備
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後ひとりである子どもは約2割 ・困窮世帯ほど、保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」「お子さんの夕食時には家にいる」の割合が少ない など



その他、子育て環境の整備にかかる取組

視点	6. 健康づくりを支援
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・家の大人と一緒に朝食を摂る割合は困窮世帯ほど低い状況 ・「毎日又はほとんど毎日」朝食を食べている割合は困窮世帯ほど低い状況



食事を含む健康を支える取組

視点	7. オール大阪での取組
調査結果	<p>子どもの貧困対策を進めるためには、社会全体として取組むことが重要。行政のみならず、企業や地域の協力が欠かせないことから、府民意識醸成に向けて取り組む必要がある</p>



多くの府民が身近に取り組む意識の醸成

■ 第二次子どもの貧困対策計画(子ども総合計画後期事業計画に包含)

- ・子どもの生活に関する実態調査に基づく施策の総点検の結果を踏まえ、2020年度に「第二次子どもの貧困対策計画」を策定

○ 計画の主な方向性とポイント

(1) 学校をプラットフォームとした支援

児童・生徒の日常的な学習の場である学校をプラットフォームとし、教育委員会、福祉・保健部局等の協働により子どもや保護者を支援につなぐ

(2) 子どもの居場所づくりへの支援

子ども食堂等の居場所づくりを推進するため、市町村への支援、子ども輝く未来基金(寄附金)を活用した支援等を実施

(参考)

府内の子ども食堂数:613か所(2022年6月1日現在)

(3) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組む機運の醸成・子ども輝く未来基金の活用

企業等の協力のもと様々な体験の機会を提供するなど、公民が連携した取組みを進めるとともに、子ども輝く未来基金(寄附金)を活用し子どもの教育・体験・生活支援を実施

学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子ども(保護者)を支援につなぐスキーム(イメージ図)



○ 具体的取組

関係部局が連携し、7つの視点(「困窮している世帯を経済的に支援(就労支援を含む)」「学びを支える環境づくりを支援」「子どもたちが孤立しないように支援」「保護者が孤立しないように支援」「安心して子育てできる環境を整備」「健康づくりを支援」「オール大阪での取組」)で具体的取組を推進

■ 第二次子どもの貧困対策計画における具体的取組

○ 子どもの貧困対策関連事業（大阪府） 2021年度予算総額 1105億7549万円

※第二次子どもの貧困対策計画に掲げている119事業の予算総額

1. 困窮している世帯を経済的に支援します(就労支援を含む)

- ・生活保護制度 ・生活困窮者自立支援事業
 - ・生活福祉資金貸付制度 ・福祉医療費助成
 - ・私立中学校等の授業料軽減(私立中学校等の修学支援実証事業費補助金)
 - ・児童扶養手当の支給 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
 - ・養育費確保に向けた取組の推進 ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業
 - ・OSAKAしごとフィールドにおける就業支援
 - ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
 - ・ひとり親家庭の父母を対象とした職業訓練
 - ・ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設
- 等 26事業

2. 学びを支える環境づくりを支援します

- ・就学援助制度 ・高等学校等就学支援金事業・高等学校等学び直し支援金事業
 - ・私立高等学校等授業料支援補助事業(実質無償化)
 - ・スクール・エンパワメント推進事業
 - ・スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化
 - ・スクールカウンセラー配置事業
 - ・高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み
 - ・子どもの学習支援の場への学生等の参加の促進
 - ・生活困窮者自立支援事業における子どもの学習・生活支援事業
 - ・幼稚園教育理解推進事業 ・教育コミュニティづくり推進事業
 - ・教育センターによる教育相談
- 等 27事業

3. 子どもたちが孤立しないように支援します

- ・要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)
 - ・放課後児童クラブの充実
 - ・ひとり親家庭等生活向上事業
 - ・公民連携による子どもの居場所への支援
 - ・食材の有効活用に向けたシステム構築
 - ・高校における生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化(再掲)
 - ・輝け！子どもパフォーマー事業
 - ・社会的養護自立支援事業
 - ・面会交流の促進
- 等 22事業

4. 保護者が孤立しないように支援します

- ・「にんしんSOS」相談事業
 - ・妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業
 - ・子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - ・乳幼児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業
 - ・保育所・認定こども園における地域貢献事業(スマイルサポーター)
 - ・私立幼稚園キンダーカウンセラー事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・子ども家庭センターによる相談支援
 - ・コミュニティソーシャルワーカーによる支援
 - ・民生委員・児童委員、主任児童委員による活動支援
 - ・家庭的養護の推進
 - ・企業との連携による子育て支援情報発信
- 等 19事業

5. 安心して子育てできる環境を整備します

- ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)
 - ・保育所等整備事業
 - ・利用者支援事業
 - ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の実施
 - ・府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」「親子近居向け募集」「福祉世帯向け募集」の実施
- 等 13事業

6. 健康づくりを支援します

- ・食環境整備事業
 - ・乳幼児健診時の栄養指導
 - ・子育て世代包括支援センターの設置促進
 - ・妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業(再掲)
 - ・乳児家庭全戸訪問事業(再掲)
- 等 10事業

7. オール大阪での取組

- ・市町村のネットワーク構築
 - ・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
 - ・新子育て支援交付金
 - ・地域福祉・高齢者福祉交付金
 - ・子ども輝く未来基金
 - ・経済界との連携
- 6事業

■子ども輝く未来基金の創設

子ども輝く未来基金の設置

- ・実態調査の結果、困窮度が高いほど、学習理解度が低いことや、経済的な理由で習い事や行事への参加等ができなかった割合が高いことが明らかになった。
- ・親が経済的に貧困であることで、子どもの学習機会や生活体験が奪われ、将来的には子ども自身の経済的貧困につながるという貧困の連鎖を断ち切る必要がある。
- ・そこで、大阪府では、行政のみならず、社会全体で取り組めるよう寄附の受け皿として「子ども輝く未来基金」を創設。(2018年3月)

寄附受入総額 約397,520千円(2022年11月15日現在)

※基金は直接子どもたちに提供できるものに活用（活用例は以下のとおり）

子どもの教育に関すること

◇子ども食堂等での学習支援に使用する子どものための学習教材や文房具、本等に係る費用 等

子どもの体験に関すること

◇キャンプなど自然体験・スポーツ活動・科学体験活動・文化芸術活動などに係る費用(入場料・交通費など) 等

子どもの生活支援に関すること

◇児童養護施設等で生活する子どもへのプリペイドカードの支給
◇ひとり親家庭の子どもへの自転車、学習・スポーツ用品等の提供 等

■子どもの貧困緊急対策事業費補助金

子どもの貧困緊急対策事業費補助金

- ・子どもの貧困対策の推進にあたっては、各市町村において地域の実情に応じた施策立案、課題解決を図っていくことが重要。
- ・こうした取組みは、未来を担う人づくりを促進し、ひいては大阪府の活力につながるものであることから、府としても市町村による取組みを強力に推し進める必要がある。



「子ども・保護者のセーフティネットの構築（課題を有する子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守り等を行う取組）」を強力に推し進めるため、子どもの貧困緊急対策事業費補助金を創設し、市町村への支援を通じて重点的に取組みを進めていく。

補助金総額 2.5億円(2022年当初予算)

補助事業	課題を有する子どもや保護者を発見し、支援へのつなぎや見守り等を行う取組
対象	全市町村
補助率	1 / 2
補助金上限額	2,000万円 / 1市町村(ただし、予算の範囲内で対応)

I (6) 子ども施策 (ヤングケアラー支援 (その1))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>◎ヤングケアラーの実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2020年度中学生・高校生・2021年度小学生・大学生) 小学6年生 6.5% 中学2年生 5.7% 全日制高校2年生 4.1% 大学3年生 6.2% ・府立高校におけるヤングケアラーに関する調査 2021年度 6.5% 2022年度 11.4% <p>◎課題</p> <p>①社会的認知度の低さ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの概念や対象が制度上規定されておらず、本人及び社会の理解が進まず支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国において、2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としていることから、府においてもこの3年間(2022～2024年度)を重点的な取組みの期間とし、「ヤングケアラー支援関係課長会議」及び「市町村ヤングケアラー支援担当課長会議」を通じた庁内関係部局・市町村等と連携・協働により、ヤングケアラー支援推進指針に沿った取組みを推進。 <p>①社会的認知度の向上、早期発見・実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や市町村職員、福祉専門職、教職員等の意識向上を図り、発見頻度を高めるとともに、ヤングケアラー自身の意識醸成を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部内に「ヤングケアラー支援方策検討ワーキンググループ」を設置(2021年5月) ・ヤングケアラー支援関係課長会議の設置(2021年9月) ・ヤングケアラー支援推進指針の策定(2022年3月) ・福祉部に子ども家庭局を設置し、子ども家庭局がヤングケアラー施策の推進に関して、庁内総合調整を行う(2022年4月) ・国家要望(ヤングケアラーへの支援強化に向けた法整備及び法に盛り込むべき内容についての要望)(2022年7月) ・ヤングケアラー支援関係課長会議の構成員を拡充(2022年8月) <ul style="list-style-type: none"> ・府民向けシンポジウムの開催(2023年1月) ・市町村、福祉専門職、教職員等向け研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援関係課長会議を開催(年1～2回程度)し、福祉、教育をはじめ、庁内関係課における関係事業の共有、施策の方向性等を確認。 ・市町村ヤングケアラー支援担当課長会議等を通じたヤングケアラー施策の好事例等の共有や取組の促進。 ・ヤングケアラー支援に関わる民間支援団体への助成による活動の活性化及び地域の民間支援団体と行政、関係機関等との連携による支援のネットワーク化。

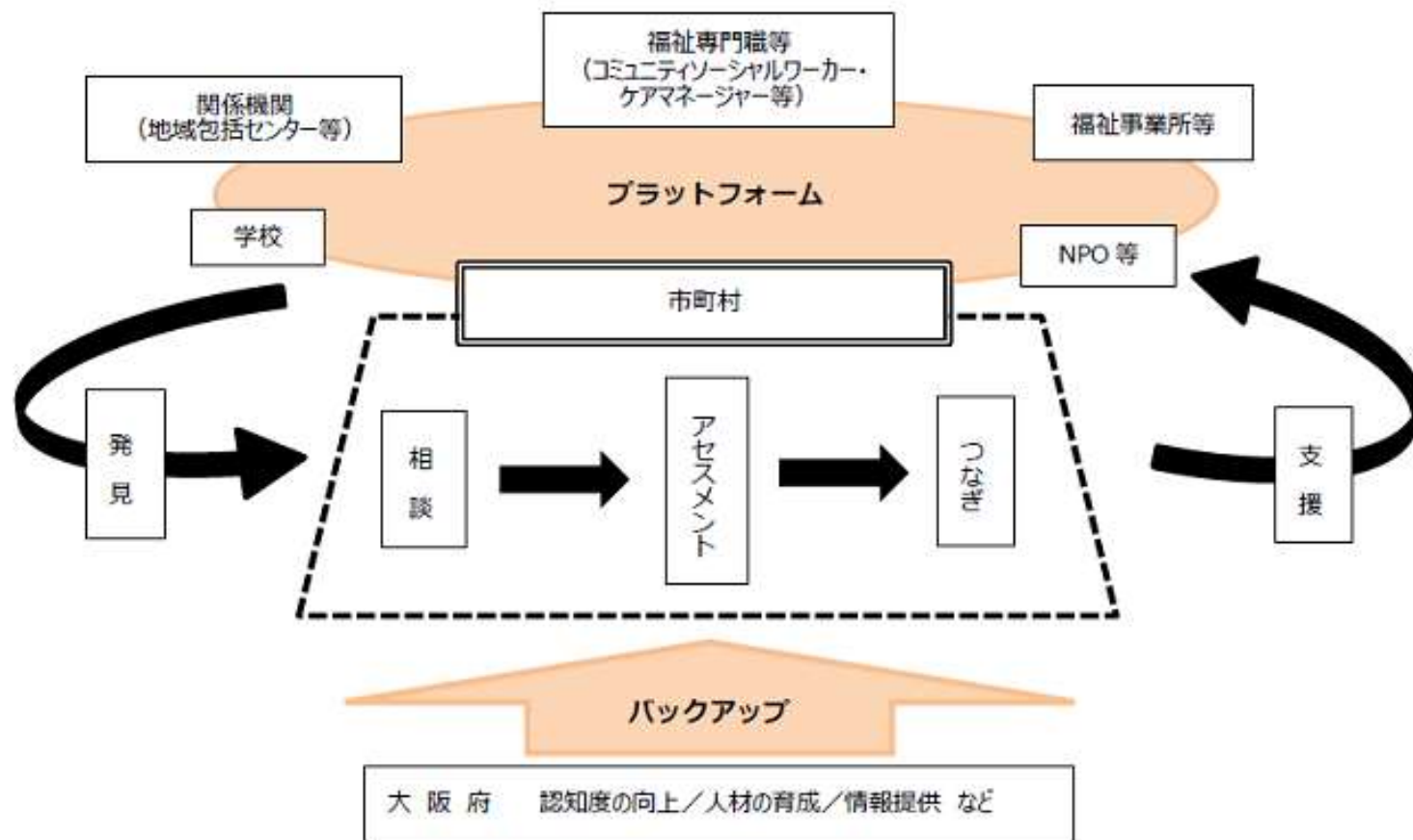
I (6) 子ども施策 (ヤングケアラー支援 (その2))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p><u>②的確なアセスメントの必要性</u></p> <p>・ヤングケアラーについて、画一的な線引きが困難であり、個々の事情について、子ども自身の自己決定権を尊重しながら、的確にアセスメントを実施し、適切な支援に繋いでいくことが必要。</p> <p><u>③多種多様な課題への対応</u></p> <p>・高齢、障がい、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭など家庭の状況に応じた課題整理や、ヤングケアラー自身の成長の段階等による幅広い支援方策が必要。</p>	<p><u>②プラットフォームの整備</u></p> <p>・相談からの的確なアセスメント、適切な支援へ切れ目なく繋ぐことができるよう、地域の実情を踏まえた市町村における体制整備を支援する。</p> <p><u>③支援策の充実</u></p> <p>・既存のサービス・支援策により対応するほか、既存のサービス等では対応できない課題への支援策を検討する。</p> <p>・府立高校におけるヤングケアラーを適切な支援につなげる</p>	<p>・市町村ヤングケアラー支援担当課長会議(年3回程度)</p> <p>・市町村アンケートの実施</p> <p>⇒先行事例の紹介及び課題の共有</p> <p>・福祉専門職向け実態調査の実施(介護支援専門員、相談支援専門員等 2022年11月)</p> <p>・民間支援団体への助成(府福祉基金の活用)</p> <p>・スクールソーシャルワーカーの配置校数を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを新たに雇用し、全ての府立高校が必要な時に専門人材に相談できる体制づくりを構築</p> <p>・きめ細かな学習支援、手厚い進路相談を行うため、学習支援スタッフやキャリア教育コーディネーターを府立高校に配置</p>	<p>・府立高校におけるすべてのヤングケアラーを早期に発見し、自己実現に向けた支援を強力に推進。</p>

■市町村ヤングケアラー支援担当課長会議

- ・大阪府・府内市町村におけるヤングケアラー支援関連施策や先進的な取組事例等について情報共有
- ・支援の実施主体である市町村との連携強化・機運醸成

《支援体制のイメージ図》



I (6) 子ども施策 (待機児童 (その1))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・都市部を中心に待機児童は増加傾向にあったが、保育所等整備や人材確保を進めた結果、保育の受け皿が拡大した。現状としては、待機児童は減少傾向にあるが、今後の潜在需要も見込み、引き続きの対策が必要。</p>	<p>・保育人材確保に向けた取組みを引き続き実施していく。</p> <p>・国家戦略特区等を活用し、国に対する提案等を実施した。</p>	<p>・【地域限定保育士】</p> <p>・2015年度から、全国に先駆け、地域限定保育士試験を実施。2018年度は、全国で初めて実技試験による通常試験と、保育実技講習会による地域限定試験を同時実施。</p> <p>【規制緩和】</p> <p>府から国へ以下の提案を実施</p> <p>・①保育に従事する人員の配置基準の緩和 ⇒職員配置基準内に「保育士」以外に府が養成を行う「保育支援員」を位置付け。保育士の3分の1に置きかえて配置。</p> <p>②保育所等の面積基準の緩和 ⇒認定こども園も緩和対象とすること及び特例地域の要件(待機児童の人数、比較対象となる土地価格)の見直し</p> <p>③保育所等の採光基準の緩和 ⇒採光に有効な部分の面積の床面積に対する割合を緩和</p>	<p>・【地域限定保育士】</p> <p>・地域限定保育士試験の実施回数 2015～2021年度各1回の計7回(全国最多)</p> <p>・合格者数計2,906名(2015～2021年度)</p> <p>【規制緩和】</p> <p>①保育に従事する人員の配置基準の緩和</p> <p>・待機児童解消までの措置として、自治体が自ら定める基準(配置基準の6割以上)に基づく「地方裁量型認可化移行施設」の創設が決定(2018年6月)</p> <p>②保育所等の面積基準の緩和</p> <p>・認定こども園も緩和対象に(H30年6月)</p> <p>・特例地域の要件について見直し(H30年4月)</p> <p>③保育所等の採光基準の緩和</p> <p>・保育所の円滑な整備などを後押しするため、採光基準を緩和(2018年3月)</p>

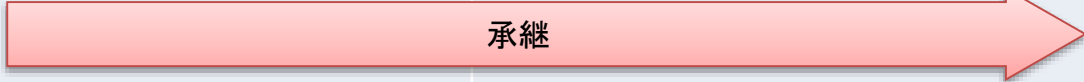
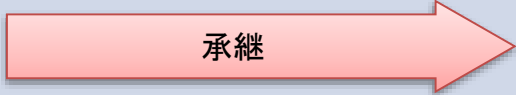
I (6) 子ども施策 (待機児童 (その2))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<ul style="list-style-type: none"> ・【潜在保育士の復職支援等】 ・2015年度から潜在保育士の現場復帰を促す保育士・保育所支援センター事業の実施。 ・2016年12月より保育士資格の新規取得者の確保のための保育士修学資金貸付事業、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金や保育料等の貸付事業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 【潜在保育士の復職支援等】 ・保育士・保育所支援センター事業の保育所等への就業者数は累計で1,124名(2022年7月末時点) ・保育士修学資金貸付等事業の累計貸付件数1,991件(2022年7月末時点)

I (7) 健康・医療（健康寿命の延伸）

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・健康寿命が全国に比べて低い 2010年： 男性69.39歳・44位 女性72.55歳・45位</p>	<p>・生涯を通じて、心身ともに自立し、健やかで質の高い生活を送ることができるよう、「健康寿命の延伸」をめざす。 ・市町村の健康指標の状況や健康課題などに応じた効果的な施策展開に取り組み、「健康格差の縮小」をめざす。</p>	<p>・第2次大阪府健康増進計画を策定(2013年4月) ・第3次大阪府健康増進計画を策定(2018年3月) ・大阪府健康づくり推進条例を制定(2018年10月) ・データ分析による健康課題の明確化 ・市町村の健康づくりの推進(2017年度まで) -健康マイレージ事業を導入する市町村へ補助 ・中小企業の健康づくりの推進 -大阪府健康づくりアワードの実施 -健康経営セミナーを開催 ・若い世代の健康づくりの推進 -健康キャンパス・プロジェクトの実施 ・府民への働きかけ -各種媒体を活用して、府民に対して健康情報を発信 ・健活10の普及啓発 -アスマイルの利用拡大に向けた取り組み ・「10歳若返り」プロジェクトの推進</p> <p>※各項目ごとの取り組み内容や進捗状況について以降のページに別掲。</p>	<p>・健康寿命は男女ともに延伸 2016年： 男性71.50歳・39位 女性74.46歳・34位 2019年： 男性71.88歳・41位 女性74.78歳・40位</p> <p>・特定健康診査の受診率 2011年：39.8%(44.7%) 2015年：45.6%(50.1%) 2019年：51.3%(55.3%) ()は全国平均</p> <p>・特定保健指導の実施率 2011年：11.1%(15.0%) 2015年：13.1%(17.5%) 2019年：19.9%(23.2%) ()は全国平均</p>

①大阪府健康増進計画

	大阪府健康増進計画	第2次大阪府健康増進計画	第3次大阪府健康増進計画
期間	2008年8月-2013年3月	2013年4月-2018年3月	2018年4月-2024年3月
基本理念	全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現		
基本目標	・壮・中年期死亡の減少 ・健康寿命(認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間)の延伸及び生活の質の向上	・健康寿命の延伸 ・健康格差の縮小	
基本方針	・メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病対策の強化 ・特定健診・特定保健指導の受診率の向上	・NCD(注)の予防とこころの健康 ・生活習慣と社会環境の改善 *高血圧とたばこに重点を置いて取り組む	・生活習慣病の予防、早期発見、重症化予防 ・ライフステージに応じた取組み ・府民の健康づくりを支える社会環境整備
取組	・7分野ごとに目標を提示 ①栄養 ②運動 ③休養 ④たばこ ⑤歯と口 ⑥アルコール ⑦健診	・7分野ごとに、生活習慣の改善に関する目標を提示 ①栄養 ②運動 ③休養 ④たばこ ⑤歯と口 ⑥アルコール ⑦こころ	・11分野のもと、生活習慣の改善と早期発見・重症化予防等に関する目標を提示 [Ⅰ生活習慣病の予防] ①ヘルスリテラシー ②栄養・食生活 ③身体運動・運動 ④休養・睡眠 ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口の健康 ⑧こころの健康 [Ⅱ生活習慣病の早期発見・重症化予防] ①けんしん ②重症化予防 [Ⅲ府民の健康づくりを支える社会環境整備] 社会環境整備

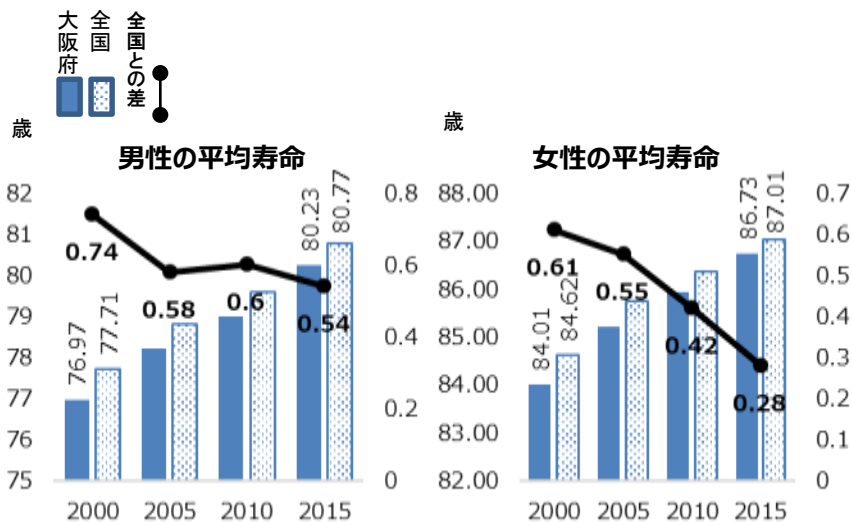
(注)NCD(エヌ・シー・ディー)

がん、循環器疾患(心疾患)、慢性呼吸器疾患および糖尿病を中心とする非感染性疾患のこと。NonCommunicable Diseases の略。

健康寿命延伸・特定健診受診・特定保健指導

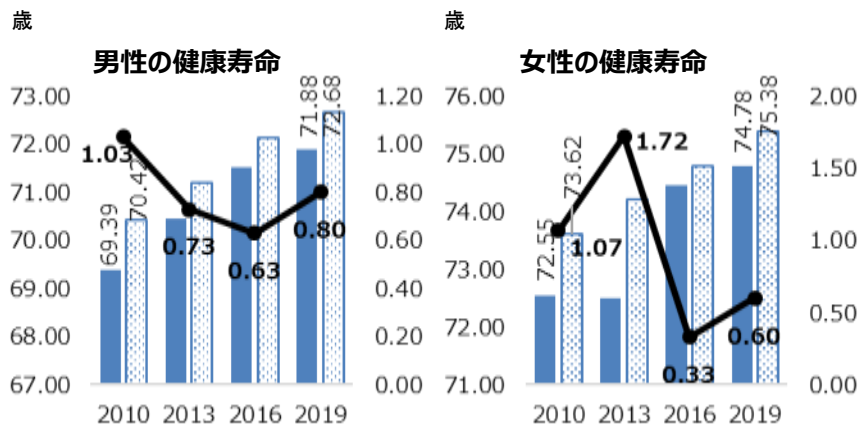
【平均寿命】

出典：厚生労働省：都道府県別生命表



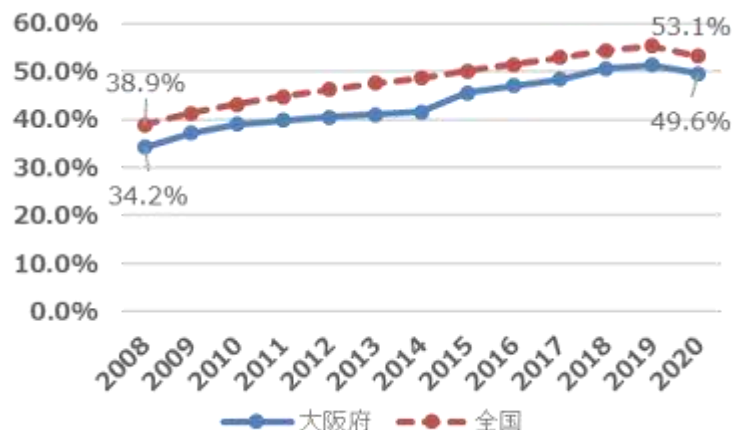
【健康寿命】

出典：厚生労働省 健康日本21(第二次)の推進に関する研究



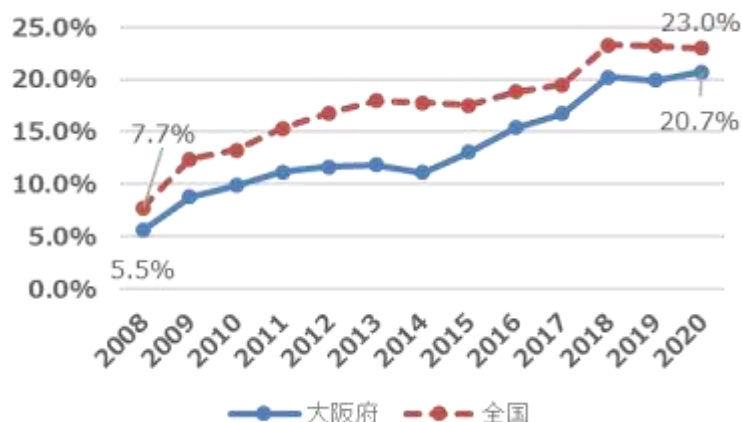
【特定健診受診率】

出典：厚生労働省：特定健康診査の実施状況



【特定保健指導実施率】

出典：厚生労働省：特定保健指導の実施状況



「いのち輝く未来社会」をめざすビジョンの策定・推進について

ビジョン策定の背景・趣旨

◆ 人口減少・少子高齢化などの社会の急激な変化

(世界でも類を見ない超高齢化、3大都市圏でもい早く人口減少)

- こうした変化に対して、大阪ではこれまでも様々な取組を積み重ねてきた。
- ⇒ 健康寿命は、依然として全国ワーストクラス、伸び悩みは大きな課題。
- ⇒ 府、市町村だけでなく、民間企業、学界、住民など様々な主体の取組が必要。

◆ 万博のインパクトを活かして、課題に対応

* テーマ 「いのち輝く未来社会のデザイン」

* サブテーマ 「多様で心身ともに健康な生き方」「持続可能な社会・経済システム」

生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現は人類共通の願い。

- SDGsや、超スマート社会 (Society5.0) などの世界的な潮流も。

◆ ビジョンの策定 (いのち輝く未来社会をオール大阪で実現)

【目的】

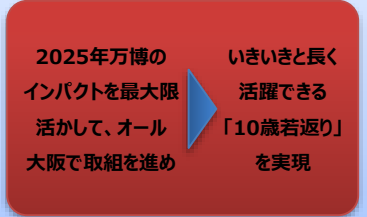
- 生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」の実現に向け、万博のインパクトを活かしてオール大阪で目標を定め、さらに強力に取組を進めるため、ビジョンを策定。

【目標】

- 「健康」を重点ターゲットに健康寿命の延伸に注力。
- 地域の健康づくり活動に加え、革新技術を最大限活用し、さらに2025年万博のインパクトを活かして、いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」を目標に掲げる。

【ビジョンの位置付け】

- 府、住民に身近なサービスを担う市町村、産業振興を担う産業界・民間企業、高い専門性と知見を有する学界、府民一人ひとりが共通の目標に向かって、取組の強化を進めて行く指針 (アクションプラン) とするもの。
- 府は、有識者や研究機関の協力を得て、取組の効果測定やデータの分析・研究などにより、各主体の効果的な取組の検討につなげる。



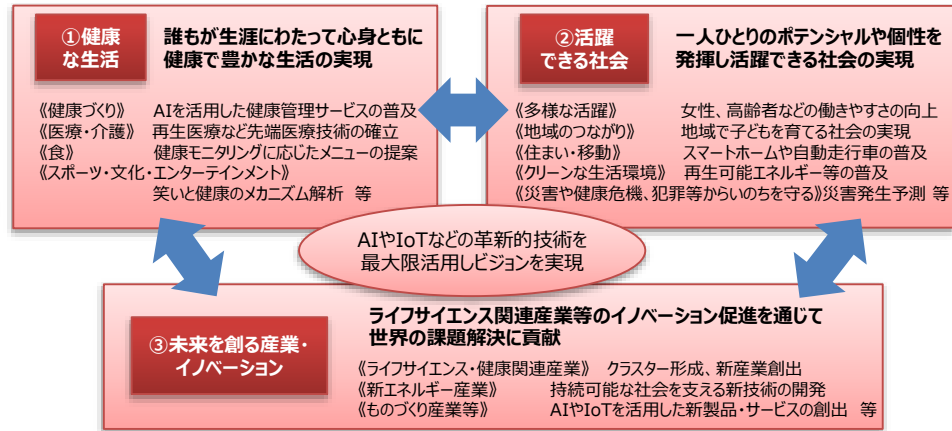
大阪の現状・課題

- ◆ 万博のテーマを踏まえ、SDGsや超スマート社会などの世界的な潮流を考慮して、「①健康な生活」、「②活躍できる社会」とそれを支える「③産業・イノベーション」を切り口に、『大阪の現状・課題』を整理

	①健康な生活 (心身ともに健康)	②活躍できる社会 (多様な生き方、持続可能な社会)	③産業・イノベーション (健康を支える経済システム)
現状	<ul style="list-style-type: none"> 男女とも短い健康寿命 全国平均を上回る要介護(要支援)認定者数 等 	<ul style="list-style-type: none"> 労働環境水準、就業率の低さ 高齢者の社会的孤立 児童虐待などの深刻な状況 生活環境 (ヒートアイランド現象、増加傾向の温室効果ガス) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイエンス関連の企業、大学等の集積 幅広い健康関連産業の集積 環境関連産業の集積 ものづくり企業の集積 等
課題	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年代の健康意識向上 地域での健康づくり活動 ビッグデータ活用による新たな健康関連サービスの展開 革新的な先端医療の普及 健康への効果の分析、普及 (食、スポーツ、笑い) 等 	<ul style="list-style-type: none"> 働きやすく魅力的な職場整備 女性等の活躍の場の拡大 高齢者・子どもの見守り等、地域で支える仕組みづくり 快適な住・生活環境の実現 まちの安全・安心の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> 医療、健康関連の世界的な産業クラスターの形成 健康、エネルギー関連の技術革新・産業化 AIやIoTと、ものづくりの融合によるイノベーション 等

3つのめざす姿

- ◆ 大阪の現状・課題を踏まえ、「①健康な生活」、「②活躍できる社会」とそれを支える「③産業・イノベーション」それぞれについて、オール大阪で『めざす姿』を掲げる



- ◆ 分野ごとに、『めざす姿』の実現に向けた「取組の方向性」と、各主体の「具体的な取組」を整理

ビジョンの推進

- ◆ オール大阪で総合力を発揮するため、関係者が『目標』『めざす姿』を共有し、取組を推進する体制を整備
- ◆ ビジョンの共有・浸透と、施策推進⇒施策充実の検討⇒ビジョンの充実 (バージョンアップ) と施策の深化のサイクルをたゆみなく進める

- ・ 有識者、研究機関などの協力を得て、取組の効果測定(データ分析等)を実施し、各主体の施策充実につなげる。
- ⇒ オール大阪の産学官で構成する会議体を設置。

健康寿命延伸・アスマイルの取組状況

2025年の大阪・関西万博に向け、『健活10』の普及啓発や健康アプリ『アスマイル』の利用拡大に向けた取組みを進め、府民の主体的な健康づくりを推進する。

1 健康寿命の延伸（おおさか健活10推進プロジェクト）



万博とも連携し、府民の健康づくりをオール大阪で推進

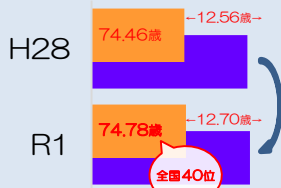
健康寿命の状況

健康寿命
平均寿命

〈男性〉



〈女性〉



- 「健康寿命の延伸」「市町村間の健康格差の縮小」に向け、多様な主体と連携し、ライフステージに応じた取組みを推進
- ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」にも対応し、府民の主体的な健康づくりを支援

⇒「健活10」の普及啓発
(健活会議、イベント・セミナー)
⇒市町村と連携した保健指導やフレイル予防の取組み等

(参考) 駅構内ビジョン

- 「いのち・健康」がテーマの2025年大阪・関西万博の取組みとも連携し、府民に広く健康づくりをPR

⇒ 主要駅での広告ジャック等による気運醸成



2 健康アプリ「アスマイル」第2期（R4～R7）の推進



府民一人ひとりのきっかけづくり【第1期】から、府民一丸となった健康づくりの実践【第2期】へ

第1期（H30～R3）の成果

- 会員数：約28万人（うち国保会員約5万人） ※R4.3月末現在
- アスマイルの効果
 - ・利用者の行動変容効果（参加前後で1日に歩く歩数が500歩アップ）
 - ・特定健診受診率の向上（国保会員約56%＞市町村国保（全体）約28%：R2年度受診率）



第2期においても『府民の主体的な健康づくりの促進』、『効率的な保健事業の展開』を目的に事業を展開

第2期（R4～R7）の概要

- 目標会員数（R7年度末）：70万人（うち国保会員14万人）
- 主な取組み（予定）

1 アプリの魅力向上【機能強化】

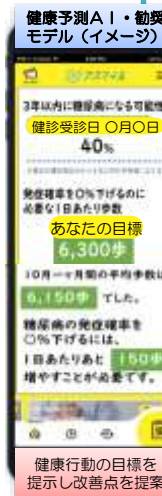
- ▼健康予測AIの改良・勧奨モデルの搭載(R4開発、R5搭載)
- ▼ウェアラブル端末やマイナポータル等との連携(R4～順次)

2 参加者（会員）増に向けた取組み【公民連携等の強化】

- ▼市町村オプションの導入促進（現在5市町が導入）
- ▼事業所単位・大学単位での参画機能の追加(R4～)
- ▼イベント等におけるプロモーションの強化（企業や地域との連携）

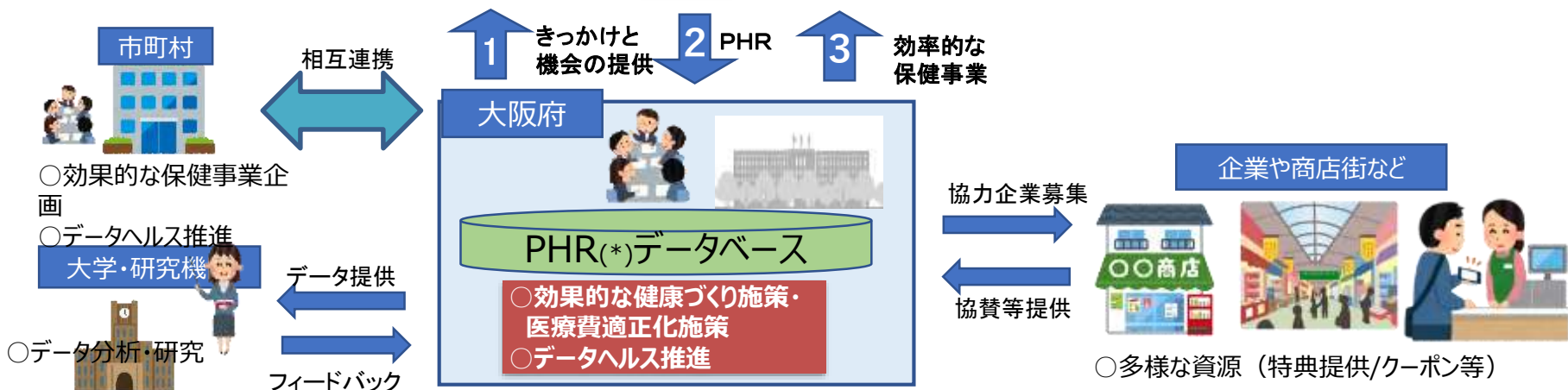
3 効率的な保健事業の展開【保険者機能の充実】

- ▼集積されたPHRデータの分析・保健事業への活用(R4～順次)
- ▼アスマイルを通じた受診勧奨・健康指標の改善へのインセンティブ付与



■「アスマイル」のスキーム

- ・アスマイルは、大阪府民の健康をサポートする全国最大級の健康アプリ。
- ・毎日の健康的な活動によりポイントが貯まり、特典が当たる抽選に参加することが可能。
- ・集積できた健康データは、効率的な保健事業の展開に向けて活用。

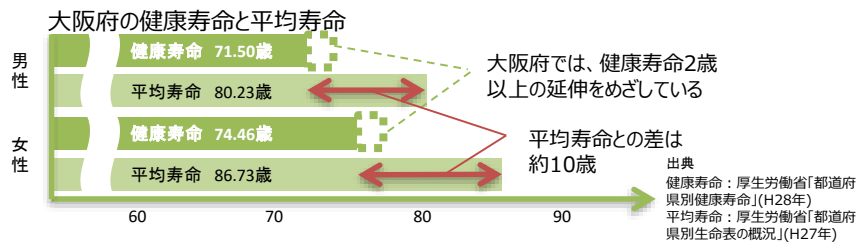


「10歳若返り」プロジェクト

10歳若返りについて

10歳若返りとは？

◆大阪府における平均寿命と健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）の差は約10歳。健康に影響がある期間が生じたとしても、いきいきと活動できるようにすることが重要。



◆このため、目指すべき「10歳若返り」を健康寿命の延伸に加え、
健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき活動的に生活できる
と定義。

◆先進技術を活用しつつ、生活習慣病の予防等に向けた「健康づくり」と、仕事や地域活動、趣味・娯楽といった「多様な活動」との相乗効果を図りながら、オール大阪でいきいきと長く活躍できる社会の実現をめざす。

いきいきと長く活躍できる「10歳若返り」の実現

健康づくりをすることは長く多様な活動ができることにつながり、多様な活動をすることは健康に良い影響を与える。

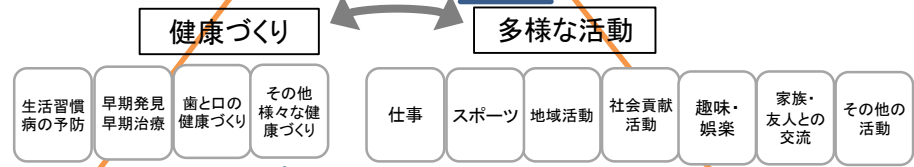
多様な活動は、社会での役割やつながり、達成感・幸福感を生じ、それがさらなる活動や健康に好影響を及ぼすことが学術的な研究を通じて明らかになってきている。

「健康づくり」と「多様な活動」を進めることで、「10歳若返り」の実現をめざす

府民一人ひとりが健康への関心と理解を深め、健康寿命の延伸をめざす

相乗効果

加齢等により健康に影響が生じてもいつまでも活動できる環境をめざす



先進技術を活用して、健康づくりや多様な活動につながる取組みをさらに充実・拡大

先進技術の活用

再生医療、ロボット、AI、IoT、VR・AR、アンチエイジング(機能的な衰えの予防→心身に好影響)など

7つの取組み分野



■「10歳若返り」プロジェクト

これまでの実施状況～モデル事業～

1. 笑い運動を連携した実践による健康・ストレスの分析 (2019)

【内容】体操と笑いを連携、グループで実践(落語の鑑賞や笑いを取り入れた健康体操やヨガの実践等)し、心身の健康や生きがいに及ぼす効果を分析



実施例

- ①健康講座(30分)+笑いヨガ(60分)
- ②笑いヨガ(60分)+落語(30分)

【主な成果】

《腹囲平均》A群2.9cm減少 B群1.2cm減少
《握力平均》A群0.8kg向上 B群1.6kg向上
《精神的QOL》A群1.2ポイント向上、 B群1.3ポイント向上

3. ①AI・ロボットによるコミュニケーションの実践と分析 (2019)

【内容】デュアルタスクによる運動ゲームを一定期間実践し、が認知機能に及ぼす効果を分析等

◆「窓拭き」タスク

手の動きに連動する画面のスポンジを使って窓ふきをするゲーム。脳を使いながら身体の横移動や上下の屈伸運動を行う。



◆「反射神経」タスク

画面上にランダムに並んだ数字を、小さい順に素早くタッチしていくゲーム。素早い視線移動と視覚認知が必要であり、同時に身体の横移動、上限の屈伸運動などを繰り返す。

【主な成果】

《アイトラッキング法による認知機能検査》スコアが8.5%上昇
《健康関連QOL尺度(SF-8)》全体的健康感の向上(参加者の70.8%が向上)
《運動機能(立ち上がり・歩行速度)》改善(TUGについて13.4%の時間短縮)

これまでの実施状況～発信事業～

1. アンチエイジングフェア (2019)

◆関西テレビ放送(株)、特定非営利活動法人日本抗加齢協会と連携し、「アンチエイジング・フェア2019」を共催。

◆ブースの出展を通して、府の健康に関する取り組みを発信するとともに、アンチエイジングの取り組みに関するアンケートによる意識調査を実施。

【開催実績】

(開催期間) 令和元年5月25日(土)、26日(日)
(入場者数) 約10,000人(2日間合計)



2. 楽器演奏の実践による認知機能向上の分析 (2019)

【内容】楽器演奏講師の指導のもと、ピアノカ演奏と脳を使った運動の実践を行い、認知機能向上の効果を分析



【主な成果】

《語流暢性「文字」課題》
多くの語を言えるようになった 9.8語⇒11.6語
《符号》時間内の転記作業量が増大 58.9個⇒67.1個
《作業記憶(反応時間)》
記憶との照合がより速くなった 1239ミリ秒⇒1148ミリ秒

3. ②AI・ロボットによるコミュニケーションの実践と分析 (2019)

【内容】AIロボによるコミュニケーションを一定期間実践し、認知機能に及ぼす効果分析等

【主な成果】

《MMSE》スコアの維持
《アイトラッキング法による認知機能検査》
スコアが27.5%上昇
《健康関連QOL尺度(SF-8)》の「精神的サマリースコア」が改善した
被検者の割合がより多かった
(施設1: 50.0%、
施設2: 62.5%)



2021年度実践事業

- ◆先端技術を活用したオーラルフレイル予防など口の健康づくりの効果分析
- ◆「行動経済学」を活用した健康になる空間づくり

2. SNS等を活用した情報発信 (2021～)

◆10歳若返りチャンネルの開設

YouTubeチャンネルを開設し、企業等の様々な取組みを動画で紹介するとともに、タレントがナレーションを担当する天下人・秀吉が「10歳若返り」の取組みをわかりやすく解説した動画を配信。

◆Twitterによる情報発信

企業の取組み・市町村におけるイベント情報等を毎日つぶやきで発信。

◆WEBサイトによる情報発信

企業等のWEBページとリンクをつなげ、「10歳若返り」の取組みを一体的に発信。

◆オンラインイベントの開催

「10歳若返り」に関連した講演、パネルディスカッション等を配信。

I (7) 健康・医療（地域医療・救急医療体制等の充実）

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・深刻な搬送困難事案が、府内及び近隣府県で発生した（府内の事案） -2007年12月嘔吐等で救急要請した傷病者が30病院に計36回受入れを断られる -2008年1月交通事故傷病者が5救命救急センターに計6回受入れを断られる ・超高齢社会の到来に伴い、救急搬送件数のさらなる増加が見込まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急告示医療機関を確保、維持しつつ、限られた医療資源を有効に活用し、迅速な救急搬送、医療機関での適切な治療が可能となる体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・医療機関が利用する大阪府広域災害・救急医療情報システムの大幅な見直し(2008年10月) <ul style="list-style-type: none"> -タッチパネル端末の導入 -消防の携帯電話による応需情報検索 -救急隊から医療機関への一斉搬送要請システムの導入 ・スマートフォン等を活用した「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム」(ORION)を構築、導入開始(2013年1月)【大都市圏で全国初】 <ul style="list-style-type: none"> -ICTを用いた病院検索 -救急医療に関する情報の集約化 -集約された情報の集計・分析 -改正消防法に基づき策定した救急搬送・受入れのルール「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準(2010年12月)の運用状況を検証する仕組みを構築 ・新たな大阪府救急・災害医療情報システムの運用開始(2014年10月) <ul style="list-style-type: none"> -救急医療機関情報の精度・信頼性の向上 -病院前・後情報を一元化したデータベースを構築 ・大阪府救急・災害医療情報システムを再構築(2020年10月) <ul style="list-style-type: none"> -救急医療機関情報の精度・信頼性の向上 -病院前・後情報を一元化したデータベースを構築 -救急車搭載心電図情報の連携 -府内関係機関間の情報共有ツール「掲示板」機能を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・(導入消防本部の一例) ・ORIONシステム導入後、救急搬送が円滑化(2012年3月～8月と2013年3月～8月を比較) <ul style="list-style-type: none"> -病院選定時間:60分以上要した症例が約1割減少 -搬送連絡回数:1回で搬送先が決定した症例が約1,500例増加(導入前24,446件→導入後25,985件)、5回以上要した症例が減少(導入前6,238件→6,056件) 【参考:救急自動車による收容所要時間】 ・救急自動車による病院等までの所要時間は、全国的に遅延傾向 全国平均 2010年 37.4分 ⇒2020年 40.6分 (2010年比3.2分遅延) (令和3年版消防白書より) ・2021年12月末現在、500万件以上のデータを集積

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>望まない受動喫煙の防止を目的とした2018年の健康増進法(以下:法)の改正を踏まえ、大阪府における受動喫煙防止対策の推進方策を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりの推進。 ・万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府受動喫煙防止条例(以下:府条例)を2019年3月に制定し、各規定の準備期間等を踏まえ、順次施行。(全面施行:2025年4月) ・府条例で規制の対象となる飲食店に対する支援策として、喫煙専用室等の整備や禁煙化に伴う改装に係る経費に対する補助制度を創設し、運用。 ・法や府条例に基づく原則屋内禁煙の取組みが進むにつれ、路上等での喫煙の増加が懸念されることから、市町村や民間事業者との連携により屋外分煙所のモデル整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店における受動喫煙防止対策の状況 原則屋内禁煙対応済: 68.1% (R4飲食店実態調査より) ・交付実績: R1 20件 R2 42件 R3 20件 R4 2件 (R4.10月末時点) ・整備実績:13か所 (R4.10月末時点)

大阪府受動喫煙防止条例の概要 (2019年3月20日公布)

1. 趣旨

- 府民の健康のため、望まない受動喫煙を生じさせることのない環境づくりをすすめる
- 万博開催の2025年を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策をすすめる

2. 義務及び責務 ※2019年7月施行

- (1) 府の責務
- ・受動喫煙の防止に向けた環境整備等、総合的な施策の推進
 - ・改正健康増進法及び条例の周知、理解促進
 - ・公民連携による取り組みの推進
- (2) 府民等の責務
- ・他人に望まない受動喫煙を生じさせないように努める
- (3) 保護者の責務
- ・監護する者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努める
- (4) 関係者の協力
- ・府、市町村その他の関係者は相互に連携を図りながら協力するよう努める
- (5) 管理権原者の主な義務及び責務
- ・望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努める
- など

3. 条例の対象範囲

府内全域 (政令指定都市、中核市を含む)

4. 第一種施設 (敷地内禁煙) における取り組み ※2020年4月施行

➢ 敷地内全面禁煙 (特定屋外喫煙場所を設置しないこと) に努める (努力義務) [2020. 4~]

第一種施設	改正法(2019年7月施行)	府独自の取り組み(条例)(2020年4月施行)				
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者 (20歳未満の者、患者、妊婦) が主たる利用者である施設	禁煙 (敷地内禁煙) ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる	禁煙 (敷地内 全面 禁煙: 努力義務) ※ 特定屋外喫煙場所を設置しないこと				
<table border="1"> <tr><td>学校 (学校、幼稚園 等)</td></tr> <tr><td>病院、診療所、助産所</td></tr> <tr><td>児童福祉施設 (保育所、児童養護施設 等)</td></tr> <tr><td>その他 (介護老人保健施設、認定こども園 等)</td></tr> </table>	学校 (学校、幼稚園 等)	病院、診療所、助産所	児童福祉施設 (保育所、児童養護施設 等)	その他 (介護老人保健施設、認定こども園 等)	<p>イメージ</p>	<p>★例外措置</p> <p>禁煙 (敷地内禁煙) ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる</p> <p>(例) 精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設</p>
学校 (学校、幼稚園 等)						
病院、診療所、助産所						
児童福祉施設 (保育所、児童養護施設 等)						
その他 (介護老人保健施設、認定こども園 等)						
行政機関の庁舎						

特定屋外喫煙場所: 第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

5. 第二種施設における取り組み ※努力義務: 2022年4月施行、罰則部分: 2025年4月施行

➢ 原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可。喫煙可能部分へ20歳未満の者を立ち入らせてはならない) [法: 2020. 4~]
(経過措置: 客席面積100㎡以下かつ個人又は資本金等5000万円以下の飲食店は、禁煙・喫煙を選択可)

【改正法の第二種施設のうち、既存特定飲食提供施設にかかる府独自の取り組み】

- 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努める (努力義務) [2022. 4~]
- 改正法で経過措置対象としている客席面積100㎡以下の飲食店のうち、30㎡を超える飲食店は、原則屋内禁煙 (罰則あり) ※喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の設置可 [2025. 4~]
- 客席面積が30㎡以下の飲食店は、改正法と同様に、喫煙が禁煙の選択可 (経過措置) [2025. 4~]

改正法 全面施行: 2020年4月		大阪府受動喫煙防止条例 全面施行: 2025年4月	
第二種施設 多数の者が利用する施設 (第一種施設を除く)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	法: 2020年4月施行
(例) 事務所、旅館(客室を除く)、飲食店 等	<p>【経過措置】 既存特定飲食提供施設 ・客席面積100㎡以下 ・個人又は資本金等5000万円以下の店舗</p>	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	
	禁煙・喫煙を選択可	従業員を雇用する施設 屋内禁煙に努める (努力義務)	2022年4月施行
		<p>【経過措置】 府既存特定飲食提供施設 客席面積30㎡以下の店舗</p>	禁煙・喫煙を選択可 2025年4月施行

6. 喫煙目的施設の要件 ※改正健康増進法と同様の扱い

- (1) 公衆喫煙所
- (2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等
たばこの対面販売 (出張販売を含む) をしており、客に飲食させる営業 (「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く) を行うもの
- (3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

7. 加熱式たばこの扱い ※改正健康増進法と同様の扱い

➢ 改正健康増進法と同様に、加熱式たばこ専用喫煙室 (飲食等も可)

での喫煙可	喫煙専用室	加熱式たばこ専用の喫煙室
設置できる施設	第二種施設 (原則屋内禁煙となる施設)	
場所	屋内の「一部」	
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	
紙巻きたばこ	○	×
加熱式たばこ	○	○
室内での喫煙以外の行為 (飲食等)	×	○
20歳未満の者の入室	×	×

8. 罰則

条例による規制の違反にあつては、5万円以下の過料を設定

9. 施行時期 (段階的に施行)



■ 大阪府における受動喫煙防止対策の状況

2025年4月の大阪府受動喫煙防止条例全面施行に向け、引き続き、周知啓発に努めるとともに、2022年度予算においては、飲食店への支援策を拡充し、さらなる受動喫煙防止対策を推進する。

1 条例の内容及び施行時期

<健康増進法> (2018年7月改正)

◆2020年4月(全面施行) 原則屋内禁煙(※経過措置あり)

<条例> (2019年3月公布)

◆2022年4月(一部施行)

従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙(努力義務)

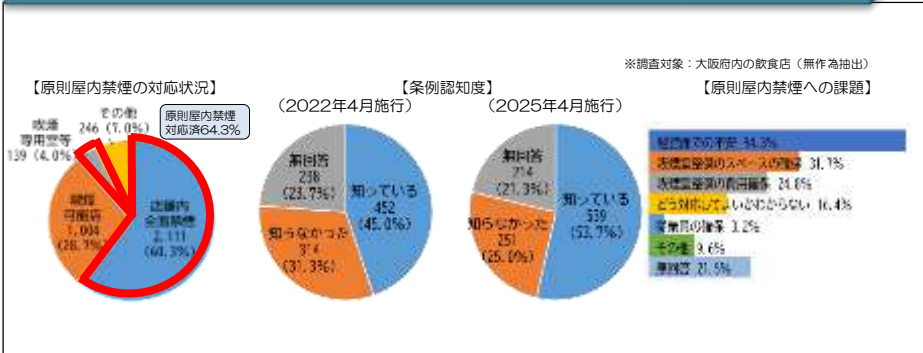
◆2025年4月(全面施行)

従業員の雇用に関わらず、客席面積30㎡~100㎡の飲食店は原則屋内禁煙

※ 健康増進法に基づく飲食店の経過措置の要件

- ・小規模(個人又は中小企業が経営)
- ・客席面積100㎡以下
- ・既存店舗(2020年4月以前から営業)

2 飲食店における受動喫煙防止対策の状況 (2021年度調査)



3 これまでの取組み

(1) 飲食店に対する府独自の支援策の活用状況

項目	内容	実績 (R1~R3.12月)
補助金の創設	喫煙専用室等の整備費用への補助(上限300万円、補助率3/4<国補助含む>)	75件
相談窓口の設置	大阪産業局にワンストップの相談窓口を開設(R1.10月~)	2,097件

(2) 「屋外分煙所」のモデル整備の状況等

(目標：2024年度末 20~30か所)

項目	内容	実績 (R1~R3.12月)
整備状況	市町村や民間事業者と連携し、モデル整備を実施	11か所
付帯設備への補助	標識や防犯カメラ等への補助(上限100万円、補助率1/2)	5市町村が活用
ガイドライン作成	連携パターン等をまとめたガイドラインを作成(R4.1月)	

(3) 2022年4月の条例一部施行に向けた取組み

- ◆喫煙可能店に対するリーフレットの送付及び電話でのフォローアップ(2021.11月~)
- ◆多様な媒体(YouTube等)を活用した啓発(2022.1月~)

■ 府独自の支援策(喫煙専用室等の整備補助)の拡充 (2022年度当初予算：3億1,065万円)

	現行	令和4年度以降
補助対象者	・客席面積30㎡~100㎡の飲食店	・客席面積30㎡~100㎡の飲食店 ・従業員を雇用する客席面積30㎡以下の飲食店
補助対象経費	・喫煙専用室等の整備費(設置・改修費) 上限300万円の3/4	・喫煙専用室等の整備費(設置・改修費) 上限300万円の3/4 ・全面禁煙化に伴う改装費等(壁紙の交換等)経費 上限20万円の3/4 ※喫煙室の撤去費を伴う場合、上限30万円

■ 「屋外分煙所」モデル整備の更なる促進

・・・市町村や民間事業者にガイドラインを配布し、活用を図る。

■ 実態調査の継続実施

・・・飲食店・府民を対象とした調査を毎年度行い、状況等を把握、公表。

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・依存症は、本人だけでなく家族の日常生活や社会生活に問題を生じさせる可能性が高い。依存症は、病気であり、早期の支援や適切な治療により回復可能といわれている。しかし、依存症についての正しい知識の不足や、相談機関や治療を行っている医療機関、事情グループの情報の不足等により、依存症の本人や家族等が必要な相談・治療及び支援を受けていない現状がある。</p> <p>・平成26年6月にアルコール健康障がい対策基本法施行、平成28年5月に国の計画「アルコール健康障がい対策推進基本計画」が定められる。</p> <p>・平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法施行。平成31年に国の計画「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が定められる。</p>	<p>依存症対策を総合的に推進し、依存症の予防と早期発見・早期介入により、依存症の本人や家族等に対する支援の充実を図り、府民が安心して暮らすことのできる社会の実現をめざす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府アルコール健康障がい対策推進計画」平成29年9月策定・令和3年度見直し(計画期間:平成29年度から7年間)。 ・「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」令和2年3月に策定(計画期間:令和2年度から3年間)。 ・府内における依存症の医療体制の強化を図るために、「依存症専門医療機関」と「依存症治療拠点機関」を選定。 	<p>アルコール・薬物・ギャンブル等といった依存症の当事者・家族などに対する治療体制や相談支援体制及び回復支援体制の強化を図るとともに、依存症問題に対する関心と理解を深めるための普及啓発活動を実施。</p> <p>依存症治療拠点医療機関 1か所</p> <p>依存症専門医療機関 アルコール 16か所 薬物 5か所 ギャンブル 6か所</p>

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画【概要】

基本的事項

- ◆ 計画の趣旨
 - ギャンブル等依存症対策を総合的に推進
 - ギャンブル等依存症の本人及び家族等に対する支援を充実
 - ⇒ 府民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に計画を策定
- ◆ 計画の位置づけ
 - ギャンブル等依存症対策基本法に定める「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- ◆ 計画の期間
 - 令和2年度から令和4年度までの3年間
 - ※ギャンブル等：法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為。

現状と課題

- ◆ ギャンブル等をする人の状況
 - ギャンブル等依存症が疑われる人の推計数（日本医療研究開発機構(AMED)調査結果より）
 - 生涯：全国約320万人 ⇒ 大阪府約22万人（人口比換算）
 - 過去1年以内：全国約70万人 ⇒ 大阪府約4万9千人（同上）
- ◆ 大阪府における依存症対策の現状
 - ① 普及啓発
 - ・啓発セミナー等の実施や、リーフレット・ポスター等による正しい知識の普及
 - ・リーフレットやホームページによる相談窓口等の情報提供
 - ② 相談支援体制
 - ・依存症相談拠点（こころの健康総合C、保健所等）において、相談を実施
 - ギャンブル等依存症相談実数：374人（平成30年度・政令市除く）
 - ・「おおさか依存症土日ホットライン」において、土日の電話相談を実施
 - ギャンブル等依存症相談件数：44件（平成30年度）
 - ③ 治療体制
 - ・依存症治療拠点機関を1か所、ギャンブル等依存症専門医療機関を5か所選定
 - ・依存症治療拠点機関において、治療プログラムや研修等を実施
 - ④ 切れ目のない回復支援体制
 - ・大阪アディクションセンター(OAC※)を活用し、関係機関・団体による情報共有等を実施
 - ※切れ目のない支援を行うために、医療・行政等の機関や民間団体が構成したネットワーク



【参考】ギャンブル等依存症の受診者数（依存症専門医療機関）

	平成30年度
外来受診者総数	370人
（うち新規受診者数）	178人
入院者総数	4人

ギャンブル等依存症を取り巻く課題

- ① 若年層を中心とした予防啓発の充実、府民に対する正しい知識の普及が必要
- ② 相談窓口職員の対応力向上、休日の相談窓口の整備、家族への支援の充実が必要
- ③ 治療可能な医療機関の拡充、精神科医療機関と専門医療機関等との連携強化が必要
- ④ 相談、治療、回復を切れ目なく行う相談機関、医療機関、関係団体等の連携強化が必要

推進体制等

- 7つの重点施策ごとに、**評価指標を設定**（啓発セミナー等の参加者数、研修参加機関数等）し、本計画の**取組み状況の見える化**を図り、計画の実行性を最大限に確保。
- 施策の具体的な取組みについて、**進捗管理シートを作成**し、年度毎に進捗を確認。

基本的考え方・具体的な取組み

○ 5つの基本方針と7つの重点施策に沿って、ギャンブル等依存症対策を推進する。

基本方針Ⅰ 普及啓発の強化

- 【重点施策①】 若年層を中心とした予防啓発の充実
 - 若年層に対する正しい知識や予防に関する啓発を行う。
 - ・児童、生徒への普及啓発
 - ・若年層に関わる機会がある人への理解促進 など
- 【重点施策②】 正しい知識の普及と理解の促進
 - 正しい知識の普及と理解を促進するとともに、相談窓口の周知を図る。
 - ・府民への理解促進、普及啓発
 - ・消費者や働く人向けの普及啓発 など



基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化

- 【重点施策③】 依存症の本人及び家族等への相談支援の強化
 - さまざまな相談窓口職員が理解を深めるとともに、適切な窓口につなぐ機関連携を行う。
 - ・相談対応力向上や相談支援の充実
 - ・相談窓口等の情報提供 など



基本方針Ⅲ 治療体制の強化

- 【重点施策④】 依存症の治療が可能な医療機関の充実
 - 治療が可能な医療機関を拡充するとともに、地域の医療機関と専門医療機関との連携を図る。
 - ・医療機関職員を対象とした研修の実施
 - ・必要に応じた医療機関への紹介 など



基本方針Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化

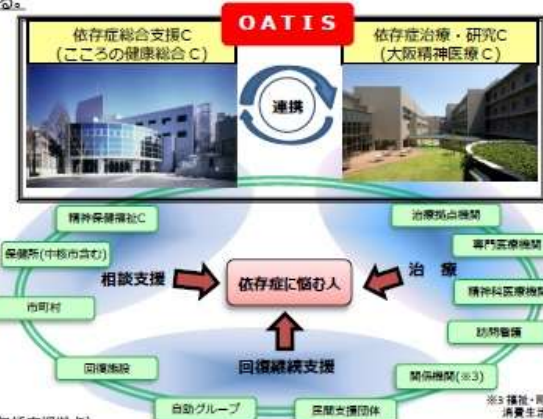
- 【重点施策⑤】 自助グループ・民間団体の活動への支援の充実
 - 府民の理解を促進することで、切れ目のない回復支援を行う。
 - ・自助グループ・民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動への支援 など
- 【重点施策⑥】 さまざまな機関と連携した支援ネットワークの強化
 - 相談機関や医療機関、自助グループ・民間団体が、必要な支援を行える連携体制を構築する。
 - ・大阪アディクションセンター(OAC)のネットワークを通じた連携強化
 - ・関連機関連携会議の開催 など



基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の構築

- 【重点施策⑦】 予防から相談、治療及び回復支援体制の構築
 - 海外の先進事例（シンガポールのNAMS※1など）も参考に、相談・支援の拠点（依存症総合支援センター）と治療・研究の拠点（依存症治療・研究センター）を開設し、相互に有機的な連携を進めることにより、依存症対策の総合拠点「OATIS※2」を形成する。

機能	OATIS	
	依存症総合支援センター	依存症治療・研究センター
治療(外来・入院)		◎
相談支援	◎	
普及啓発	◎	
人材養成	◎	○(医療機関向け)
調査・研究	○(プログラム等)	◎
連携体制構築	◎	○(大学・研究機関)
回復継続支援	◎	○



※1 国家依存症管理サービス機構

※2 Osaka Addiction Treatment Inclusive Support (大阪依存症包括支援拠点)

※3 福祉・司法・消費生活等関係機関

■「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」(案)の概要

1. 基本的事項

●基本理念

- ・アルコール、薬物等に対する依存に関する施策等との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。

(基本法第3条・第4条、基本条例第3条)

2. 現状と課題

(1) ギャンブル等依存症を巡る状況【「ギャンブル等と健康に関する調査」(令和3年2月実施)等より】

①経験したギャンブル等の種類

- 生涯での経験 ※ロト・ナンバーズ等を含む
 - ：「宝くじ※」60.5%「パチンコ」51.2%「競馬」33.2%
- 過去1年での経験
 - ：「宝くじ※」47.6%「競馬」15.5%「パチンコ」14.7%

②初めてギャンブル等をするようになった年齢【図1】

- 「0-19歳」：31.9%
- 「20歳代」：56.1%

③ギャンブル等依存が疑われる人(SOGs※5点以上)のギャンブル等行動

○ギャンブル等の種類【図2】

- 過去1年での経験：「パチンコ」90.9% 「競馬」72.7% (最もお金を使用：「パチンコ」50.0% 「パチスロ」31.8%)
- ※SOGs (South Oaks Gambling Screen) とは、アメリカのサウスオクス財団が開発したギャンブル等依存症の診断のための質問票。

④家族等がギャンブル問題から受けた影響【図3】

- 「浪費、借金による経済的困難」：37%
- 「借金の肩代わり」：16%

⑤ギャンブル等依存の相談者の借金額【図4】

- 「100万円以上」：55%

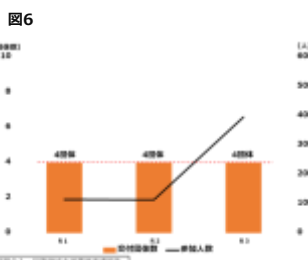
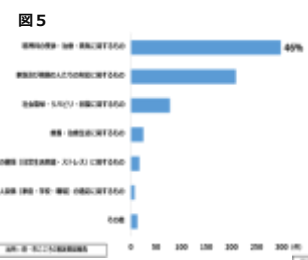
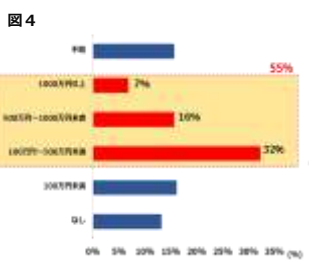
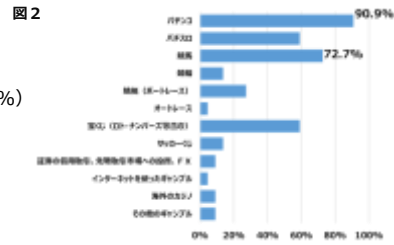
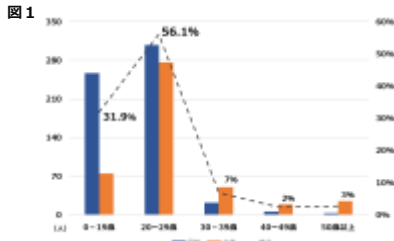
⑥専門相談における主訴の内容【図5】

- 「精神科の受診・治療・病気に関するもの」：46%

⑦OAC加盟機関・団体への補助実績【図6】

○早期介入・回復継続支援事業参画団体数

- 「R1-R3団体数」：4団体(横這い)



●計画の位置付け

- ・基本法第13条第1項及び基本条例第7条第1項に定める「ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定。

●2期計画の期間

- ・令和5年度から令和7年度までの3年間

(2) ギャンブル等依存が疑われる人の推計【R4.11月時点 ※今後、R4年度大阪府実施予定の実態調査結果を反映予定】

- ・国及び府が実施した調査における割合を府の成人人口(令和3年12月現在：750万人)にあてはめると、過去1年以内の「ギャンブル等依存が疑われる人」の数※は、約9万8千人から16万6千人と推計され、そのうちギャンブル障害に該当する人は約半数と推定される。 ※SOGs質問票を用いた得点が5点以上の回答者をいう。

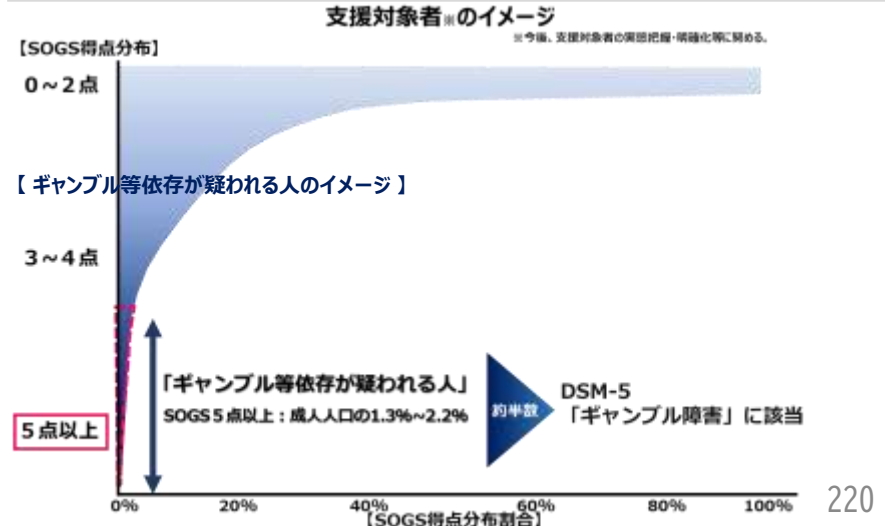
<推計>

調査名	割合	府推計値
① 国実態調査 (R3.8公表)	ギャンブル等依存が疑われる人の割合は成人の 2.2%	約16万6千人
② 府実態調査 (R4.3公表)	ギャンブル等依存が疑われる人の割合は成人の 1.3%	約9万8千人

府成人人口※
約750万人から換算
※R3.12.1時点

<注釈>

- ◆ 国実態調査の報告書では、SOGsを用いた推計値は、国際的診断基準であるDSMを用いた割合より高くなるということが報告されていることや、SOGsとDSM-5の基準による診断結果を比較すると、「SOGsでギャンブル障害が疑われた者の53%は、DSM-5のギャンブル障害には該当しない」とする研究を紹介している。
- ◆ 上記割合は、95%信頼区間(同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間内になることを意味する。府実態調査では0.8-2.0、国実態調査では1.9-2.5。)の間で変動する可能性がある。
- ◆ 府実態調査の割合については、回収率及び有効回答率が低く(回収率31.7%・有効回答率31.0%)、SOGs5点以上に該当する回答数が少ないため参考値とする。



基本的な考え方と具体的な取組み

●基本的な考え方

▶ 基本理念や現状と課題等を踏まえ、第1期計画での5つの基本方針に、調査・分析の推進と人材の養成を加えた

7つの基本方針に沿って、9つの重点施策を展開し、ギャンブル等依存症対策の更なる強化を図る。

◆基本方針に基づく施策体系と個別目標

基本理念	基本方針	重点施策	取組み
			※ 新規 ：具体的な取組みとして新設事業を考えているもの 拡充 ：具体的な取組みとして事業の拡充等を考えているもの
アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、防止及び回復に必要な対策を講ずるとともに、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。	I 普及啓発の強化	【重点①】若年層を対象とした予防啓発の強化	■ 児童・生徒への普及啓発 新規・拡充 ■大学・専修学校等への普及啓発 ■若年層にかかわる機会がある人々への普及啓発
		【重点②】依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	■ 府民への普及啓発 新規 ■ 多様な関係機関と連携した啓発月間における普及啓発 拡充
	II 相談支援体制の強化	【重点③】依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	■ 相談窓口の整備 新規 ■本人及び家族等への相談支援の充実 ■回復支援の充実
		【重点④】治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	■ ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実 新規 ■専門治療プログラムの普及 ■受診したギャンブル等依存症の本人等への支援
	IV 切れ目のない回復支援体制の強化	【重点⑤】関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	■ ネットワークの強化 新規 ■ 円滑な連携支援の実施 新規
		【重点⑥】自助グループ・民間団体等の活動の充実	■ 自助グループ・民間団体等が行う活動への支援 拡充 ■自助グループ・民間団体等との協働
	V 大阪独自の支援体制の推進	【重点⑦】予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	■OATISによる取組みの推進 ■ 「(仮称)大阪依存症センター」の整備 新規
VI 調査・分析の推進	【重点⑧】ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	■ギャンブル等依存症に関する実態調査 ■ ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実態把握 拡充	
VII 人材の養成	【重点⑨】相談支援等を担う人材の養成	■ 段階的養成プログラムの作成 新規 ■様々な相談窓口等での相談対応力の向上	

●全体目標

- ▶ ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することで、「府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標とする。
- ▶ 府実態調査結果を基に、令和7年度における以下の数値について、計画作成時点の令和4年度の数値からの増減をめざす。

- (1) 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の低減
(2) 「ギャンブル等依存症は病気であることを知っている」と回答した府民の割合」の増加

全体目標に対する指標	指標	現状	目標
① 高等学校等における予防啓発授業等の実施率(実施状況の把握は府立高校を対象に実施)		4校※1 (R3年度末)	毎年度100%※2 (R5-7年度末)
	② 教員向け研修会の参加者数(対面での研修を基本とする)	133名※3 (R3年度末)	毎年度100名以上 (R5-7年度末)
① 依存症総合ポータルサイトのアクセス数		5,606件 (R3年度末)	毎年度2万件以上※4 (R5-7年度末)
	② 府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名 (R3年度末)	毎年度2,000名以上 (R5-7年度末)
相談拠点機関及び「依存症ほっとライン(SNS相談)」の相談数		3,244人 (R4年度末時点)	1.5倍 (R7年度末)
ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数		25機関 (R3年度末)	60機関 (R7年度末)
相談拠点の相談者数に占める自助グループ、民間団体等への紹介率		約25% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
① 補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数		4団体 (R3年度末)	増加 (R7年度末)
	② 相談拠点機関が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	約33% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)
ワンストップ支援を提供できる機能を整備		-	整備完了 (IR開業まで※5)
ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数		1回 (R3年度末)	毎年度1回 (R5-7年度末)
関係機関職員専門研修により養成した相談員数		461人 (R3年度末)	毎年度500人以上 (R5-7年度末)

※1 府立高校における出前授業の実施数のため参考値
※2 R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件
※3 R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件
※4 IR区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進
※5 Web研修のみの参加者数であるため参考値

4. 第2期計画の推進体制等

●推進会議等

- **大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部・推進会議** **新規**
- 大阪府依存症関連機関連携会議・専門部会
- 大阪府依存症対策庁内連携会議

●進捗管理等

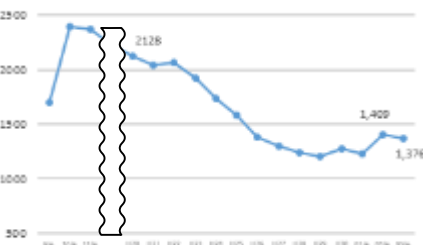
- 本計画については、推進本部において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、推進会議の意見を聴取する。
- 本計画の進捗等の状況変化により、必要が生じた場合は、計画の見直しを行う。

●ギャンブル等依存症対策基金

- ギャンブル等依存症対策の推進に資するための資金を積み立てるため設置。
- 本基金を活用し、府民と協働し、府民が安心して健康的に暮らせる社会の実現を目的とするギャンブル等依存症対策の取組みを推進。

■アルコール依存症対策

	大阪府アルコール健康障がい対策推進計画（平成29年9月策定・令和3年度見直し）																																																													
位置づけ	アルコール健康障害対策基本法に定める「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」																																																													
計画の期間	平成29年度から令和5年度までの7年間																																																													
基本的考え方・取組み等	<p><取組みの方向性></p> <ol style="list-style-type: none"> 治療と回復及び相談体制の強化 発生・進行・再発の各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施 <p>【アルコール専門医療機関・相談機関の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 治療拠点機関と相談拠点機関の情報提供 ・アルコール依存症の専門的治療を行う医療機関の情報提供 <p>【関係機関の連携体制の強化と支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・保健・福祉・教育・自助グループ等の連携体制（SBIRTSを含む）の構築の推進 ・研修や事例検討会による支援スキルの向上 <p>【身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> アルコール使用障がいスクリーニング、プリーフインターベンションの普及 ・連携による早期発見・早期治療 <p>【発生予防・再発予防の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲酒に伴うリスク、不適切な飲酒等についての啓発の推進 ・20歳未満の者等の不適切な飲酒に対する指導・取締りの実施 回復支援を行う自助グループや関連団体への支援 ・地域生活支援充実のための施策の推進 <p><目標地></p> <ol style="list-style-type: none"> 20歳未満の飲酒者をなくす <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>性別</th> <th>平成26年</th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中学3年</td> <td>男性</td> <td>7.2%</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>5.2%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高校3年</td> <td>男性</td> <td>13.7%</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>10.9%</td> <td>8.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年(2023年) 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">0%</td> </tr> </tbody> </table> 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者を減らす <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>性別</th> <th>平成27年</th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">男</td> <td>男性</td> <td>17.7%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>11.0%</td> <td>13.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女</td> <td>男性</td> <td>13.9%</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>8.1%</td> <td>8.6%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年(2023年) 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>6.4%</td> </tr> </tbody> </table> 妊娠中の飲酒をなくす <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度(2013年度)</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度(2017年度)</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(2023年度) 目標値</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> 身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関の連携を強化する <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度(2013年度)</td> <td>研修受講者0人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度(2021年度)</td> <td>研修受講者763人</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(2023年度) 目標値</td> <td>研修受講者1,000人</td> </tr> </tbody> </table> 	学年	性別	平成26年	平成29年	中学3年	男性	7.2%	3.8%	女性	5.2%	2.7%	高校3年	男性	13.7%	10.7%	女性	10.9%	8.1%	令和5年(2023年) 目標値		0%		性別	平成27年	平成29年	男	男性	17.7%	14.1%	女性	11.0%	13.7%	女	男性	13.9%	14.7%	女性	8.1%	8.6%	令和5年(2023年) 目標値		男性	13.0%	女性	6.4%	年度	目標値	平成25年度(2013年度)	4.3%	平成29年度(2017年度)	1.2%	令和5年度(2023年度) 目標値	0%	年度	目標値	平成28年度(2013年度)	研修受講者0人	令和3年度(2021年度)	研修受講者763人	令和5年度(2023年度) 目標値	研修受講者1,000人
学年	性別	平成26年	平成29年																																																											
中学3年	男性	7.2%	3.8%																																																											
	女性	5.2%	2.7%																																																											
高校3年	男性	13.7%	10.7%																																																											
	女性	10.9%	8.1%																																																											
令和5年(2023年) 目標値																																																														
0%																																																														
性別	平成27年	平成29年																																																												
男	男性	17.7%	14.1%																																																											
	女性	11.0%	13.7%																																																											
女	男性	13.9%	14.7%																																																											
	女性	8.1%	8.6%																																																											
令和5年(2023年) 目標値																																																														
男性	13.0%																																																													
女性	6.4%																																																													
年度	目標値																																																													
平成25年度(2013年度)	4.3%																																																													
平成29年度(2017年度)	1.2%																																																													
令和5年度(2023年度) 目標値	0%																																																													
年度	目標値																																																													
平成28年度(2013年度)	研修受講者0人																																																													
令和3年度(2021年度)	研修受講者763人																																																													
令和5年度(2023年度) 目標値	研修受講者1,000人																																																													

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>大阪府の自殺者数は、1998年に急増し、その後2,000人を超える状況が続いており、2008年は2,128人となっている。</p> <p>国においては、自殺者数は1998年に急増し、その後3万人を超える状況が続いている。このような状況を受けて、2006年に自殺対策基本法を制定、2007年に自殺総合対策大綱を制定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生きることへの包括的支援として取り組む ・総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む ・社会的要因を踏まえて取り組む ・心の健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む。 ・自殺対策基本法に沿って取り組む ・事前予防(第1次予防)、危機対応(第2次予防)、事後予防(第3次予防)にそれぞれ取り組む。 ・自殺の実態に基づき継続的に取り組む。 ・生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む。 	<p>2012年3月、大阪府自殺対策基本指針策定(2017年3月改正、2018年3月一部改正)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市町村自殺対策計画策定等に係る支援 ②自殺の調査・分析を実施し、市町村等に情報提供 ③自殺や自殺関連事象、精神疾患等について正しい知識の普及啓発 ④自殺対策に関わる様々な分野の人に対して研修等を実施 ⑤学校、職場、地域においてこころの健康づくりを推進 ⑥うつ病など精神疾患の可能性の高い人が、適切な精神科医療を受けられる体制の整備 ⑦精神保健医療福祉に関する相談をはじめとする社会的な取組みを推進する。 ⑧自殺未遂者支援の充実 ⑨自死遺族等への支援の充実 ⑩自殺対策に取り組む民間団体との連携 	<p>○大阪府の自殺者数は2011年より減少傾向となり、2017年には1,201人まで減少したが、2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり前年より増加し、2021年は1,376人となっている。</p>  <p>○令和2年度全市町村で自殺対策計画を策定</p> <p>○主な事業実績(2017年度～2021年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談統一ダイヤル 延べ相談件数 28,199件 ・自殺未遂者相談支援事業対象数 延べ2,861件 ・自死遺族相談 延べ相談件数682件 ・自殺対策人材養成研修(精神保健福祉関係職員対象)延べ受講者数 1,741名 ・大阪府版ゲートキーパー養成テキスト研修 延べ受講者数 178名

■大阪府における自殺対策

■大阪府自殺対策基本指針（2018.3） [自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づく都道府県自殺対策計画]

目標

「自殺者数の減少を維持」と「府内市町村計画の早期策定を支援」

ポイント

- 自殺対策基本法改正（2016.4）を受け、法律上の計画に位置付け
- 目標を設定し進捗状況を確認（P D C Aサイクル）
- 若年層（学生、生徒、妊産婦等）向け対策を推進
- 計画期間を6年に設定（2017年度～2022年度末）

第1章 自殺対策の現状と課題

○大阪府の自殺者の状況

- ・2011年から毎年減少、2016年は、全国で2番目に低い自殺死亡率
- ・40歳未満の若年層では自殺が死因の1位。原因・動機・職業が多岐にわたる

○大阪府の自殺対策における課題

- ・若年層、自殺未遂者、自死遺族への支援と関連機関の連携強化

第2章 自殺対策の基本的な考え方

○基本的な認識

- ・自殺は、様々な要因が背景となって心理的に追い込まれた末の死

○基本的な方針

- ・「包括的な支援」「総合対策」と位置づけ、全ての府民にとっての生涯を通じたこころの健康問題として、段階に応じて取り組む

第3章 自殺対策の重点的な施策

○各部局における取組みを、

- 「実践的な取組み支援」「実態把握」「普及啓発」
- 「人材養成」「ストレス対応」「受診促進」
- 「相談支援」「未遂者支援」「自死遺族支援」
- 「公民協働」の10カテゴリーに再編

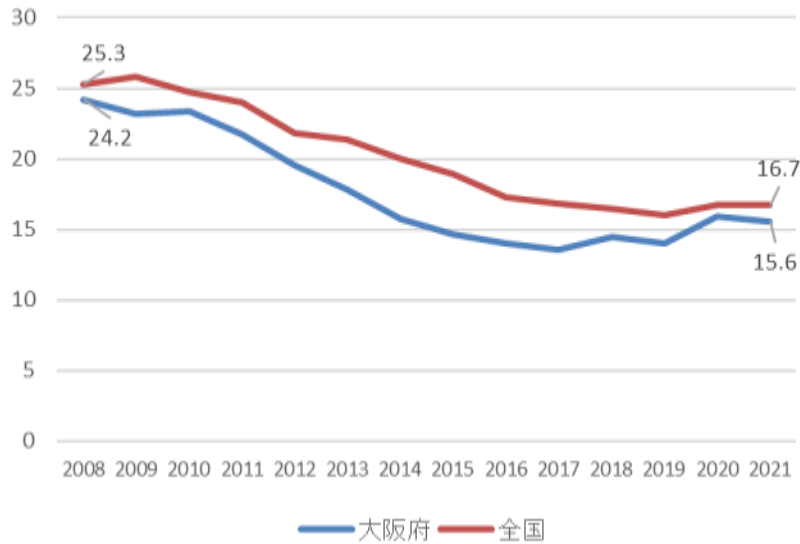
第4章 自殺対策の推進体制

○大阪府における推進体制

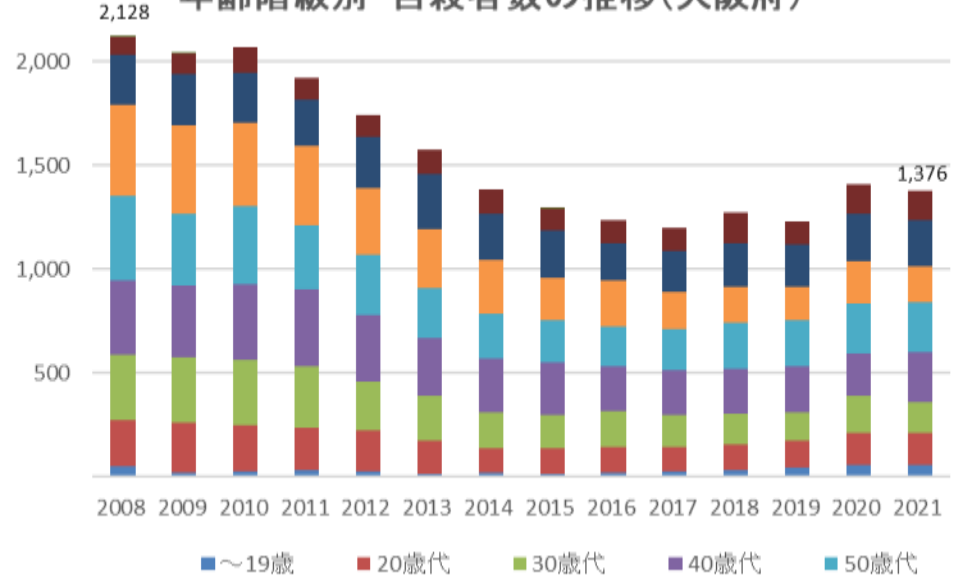
- ・こころの健康総合センターに自殺対策の中心的役割を果たす「自殺対策推進センター」を設置
 - ・保健所が中心となって地域のネットワークを構築
- 市町村における連携・協力体制
- ・住民に身近な団体として、地域の関係機関との連携・協力体制を支援

大阪府における自殺対策

自殺者数の推移(10万人あたり)

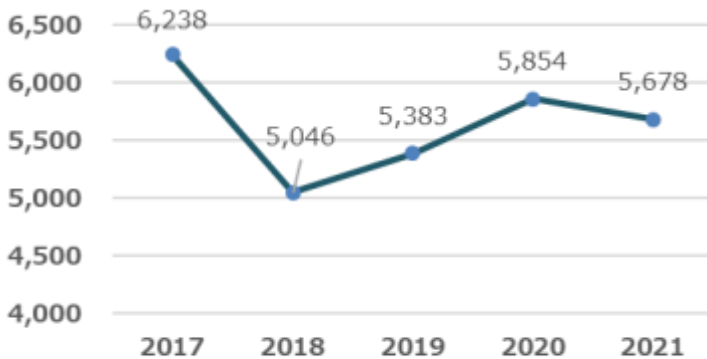


年齢階級別 自殺者数の推移(大阪府)

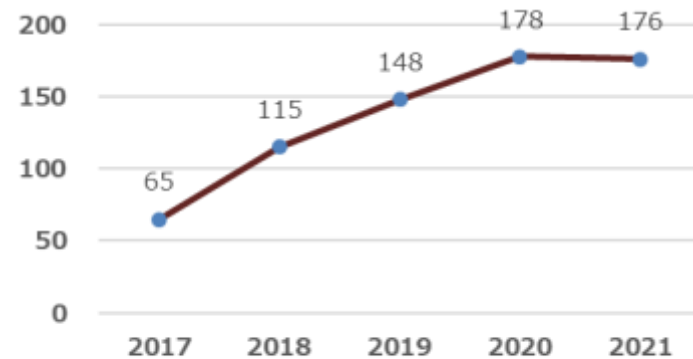


主な取組み実績

【こころの健康相談統一ダイヤル件数】



【自死遺族相談件数】



■大阪府における自殺対策

取組の全体像

	大阪府自殺対策基本指針 (平成24年3月策定、平成24年11月一部改正)	大阪府自殺対策基本指針 (平成29年3月改正、平成30年3月一部改正)
期間	2012年度～2016年度	2017年度～2022年度
基本理念	誰もが生きがいや希望をもって暮らすことのできる社会の実現	誰もが生きがいや希望をもって暮らすことのできる社会の実現
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自殺の多くは追い込まれた末の死である (2) 社会的な取組みによって多くの自殺は防ぐことができる (3) 自殺を考えている人はサインを発していることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自殺の多くは追い込まれた末の死である (2) 社会的な取組みによって多くの自殺は防ぐことができる (3) 自殺を考えている人はサインを発していることが多い
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会的要因を踏まえ総合的に取り組む (2) 府民一人ひとりの問題として取り組む (3) 事前予防、危機対応、事後対応に取り組む (4) 様々な分野の関係者が連携して取り組む (5) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生きることの包括的な支援として取り組む (2) 総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む (3) 社会的要因を踏まえて取り組む (4) こころの健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む (5) 基本法に沿って取り組む (6) 事前予防、危機対応、事後対応に取り組む (7) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む (8) 生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自殺の実態を明らかにする (2) 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す (3) 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する (4) こころの健康づくりを進める (5) 適切な精神科医療を受けられるようにする (6) 社会的な取組みで自殺を防ぐ (7) 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ (8) 遺された人の苦痛を和らげる (9) 関係機関や民間団体との連携を強化する 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域レベルの実践的な取組みを支援する (2) 自殺の実態を明らかにする (3) 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す (4) 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する (5) こころの健康づくりを進める (6) 適切な精神科医療を受けられるようにする (7) 社会的な取組みで自殺を防ぐ (8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ (9) 遺された人の支援を充実する (10) 行政機関と民間団体との連携を強化する
目標	年間の自殺者数を平成9年以前の水準(1,500人以下)にする	<ul style="list-style-type: none"> (1) 毎年、府内の自殺者数の減少を維持する (2) 早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するよう支援する

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・大阪府の75歳未満のがん年齢調整死亡率は全国平均に比べ高い。 【2007年】※人口10万対 大阪府:97.3 全 国:88.5</p> <p>・がん検診受診率は全国最低レベル。 【2010年】 胃がん:23.0%(47位) 大腸がん:19.5%(47位) 肺がん:16.4%(47位) 乳がん:32.5%(46位) 子宮頸がん:33.0%(45位)</p>	<p>・「がん予防の推進」、「がんの早期発見」、「がん医療の充実」を計画的に実施することにより、がん検診の受診率の向上、がんによる死亡の減少をめざす。</p>	<p>・大阪府がん対策推進条例の制定(2011.3) ・がん検診の精度管理体制の充実</p> <p>・国指定・府指定のがん診療拠点病院の機能強化 ・がん診療拠点病院等で構成する「大阪府がん診療連携協議会」や、二次医療圏毎に設置される「がん診療ネットワーク協議会」における連携体制の強化</p> <p>・大阪国際がんセンターを移転開設(2017年3月) ・民設民営の重粒子線がん治療施設が開院(2018年3月)</p>	<p>・がん年齢調整死亡率 【2016年】※人口10万対 大阪府:81.4 全 国:76.1</p> <p>【2021年】※人口10万対 大阪府:71.5 全 国:67.4</p> <p>・がん検診受診率 【2016年】 胃がん:33.7%(46位) 大腸がん:34.4%(44位) 肺がん:36.4%(46位) 乳がん:39.0%(43位) 子宮頸がん:38.5%(39位)</p> <p>【2019年】 胃がん:35.8%(47位) 大腸がん:37.8%(41位) 肺がん:42.0%(46位) 乳がん:41.9%(43位) 子宮頸がん:39.8%(39位)</p>

■ がん対策の推進

○全国有数のがん治療施設である大阪国際がんセンターを始めとする、多くのがん治療施設においてがん医療提供体制を構築

【大阪国際がんセンター】

- ◆特定機能病院、都道府県がん診療連携拠点病院
- ◆2017年3月、森之宮地区（旧府立成人病センター）より移転開設。

《センターの特長》

- ・「特定機能病院」「都道府県がん診療連携拠点病院」として、先進的ながんの治療に取り組み、多くのがん患者への高度な医療を提供。
〔令和3年度 治療実績〕
新入院患者数 15,544人 手術件数 4,175件 ロボット手術483件
内視鏡手術 2,170件 放射線治療 32,289件
- ・相談支援センター（地域医療連携室・入院支援センター・がん相談支援センター・患者総合相談室・ベッドコントロールセンター）による総合的な患者支援。
- ・研究所による早期診断に有効なマーカーの検索や、放射線療法等に抵抗性のがんも含めた新たな治療法の開発。
- ・がん対策センターによる情報発信（がん登録データの分析を基にした情報）。
- ・次世代がん医療開発センターによる基礎・臨床研究の推進・普及に係る様々な支援。
- ・臨床研究管理センターによる企業や医師主導の開発治験の推進。等

【がん診療拠点病院】

専門的ながん診療機能の充実を図るため、府におけるがん医療水準の向上を図るとともに、府民が安心かつ適切ながん医療を選択できる体制を構築する。

《がん診療拠点病院の特徴総数》

府内67病院

（内訳）

【成人】国指定18 + 府指定45 + 府指定（肺）3 = 66

【小児】国指定1 + 府指定2 = 3

⇒成人 + 小児 = 69病院（重複控除67病院）

【大阪重粒子線センター】

- ◆大阪初の重粒子線がん治療施設。
- ◆2018年3月、大阪国際がんセンターの隣接地に、民設民営の重粒子線がん治療施設として開院。
- ◆2018年10月16日より、重粒子線治療を開始。

治療にかかる支援

大阪府重粒子線治療費利子補給制度

・重粒子線がん治療を受けようとする府民が、経済的な事情で治療を断念することがないように、金融機関と連携し治療開始時に高額な費用の負担を軽減。

小児がん患者に対する重粒子線治療助成

・重粒子線がん治療を受けようとする大阪府内在住の小児がん患者（15歳未満）が経済的な事情で治療を断念することがないように、先進医療にかかる重粒子線治療の照射技術料について大阪府が負担を軽減。

二次医療圏	国指定 拠点病院				府指定 拠点病院		
	都道府県	成人		小児	成人		小児
		高度	地域		5がん	肺	
豊能		1	1		5	1	1
三島		1			4		
北河内		1			5		
中河内		1	1		4		
南河内		1	1		4	1	
堺市		1	1		2	1	
泉州		1	1		4		1
大阪市	1	1	4	1	17		
合計	1	8	9	1	45	3	2

I (8) 介護（介護・福祉人材の確保）

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定率が全国ワースト1 23.1%(2020年度) ・介護サービス受給者は、38.8万人(2020年) ・要介護高齢者の増加と生産年齢人口の減少による人材需給のミスマッチが拡大することにより、介護・福祉人材の不足が深刻化 介護人材の需給ギャップ2.4万人(2025年推計) 介護サービス職種の有効求人倍率4.21倍(全職業は1.16倍:2022.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態になることの予防、生活機能低下の早期支援 ・要介護状態の改善、重度化の防止 ・人材の安定確保に向けた介護・福祉人材確保戦略の策定(2017.11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の支えあいによる地域包括ケアシステムの構築 ・訪問アセスメント事業等による介護予防ケアマネジメントの推進など、介護予防活動強化推進事業を実施 ・介護・福祉人材確保戦略を踏まえた「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つのアプローチによりオール大阪で事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪ええまちプロジェクト 地域の多様な主体の支え合いによる地域包括ケアシステムを構築するため、府民の「地域の支え合い活動」参加への気運の醸成、先進的な活動を行っているNPO等の基盤強化等、総合的に市町村を支援 ・介護予防活動強化推進事業 自立支援に資するケアマネジメントを実施するために不可欠な専門職の育成などを実施し、市町村を支援 ・介護・福祉人材の確保 参入促進(介護職・介護業務の魅力発信、ターゲットに応じた参入サポートなど)、労働環境・処遇の改善(介護ロボットやICT機器の導入支援など)、資質の向上(職員研修支援事業、市町村の人材養成の取組みの支援など)

I (9) 多様な人材の活躍 (女性活躍 (女性活躍の促進に向けた意識改革))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・企業における女性の活躍促進への理解が十分進んでいない。</p> <p>・固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス推進の意義、重要性について社会全体として広めていく必要がある。</p>	<p>・女性の登用、働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等への支援(表彰・認証)。</p> <p>・女性の活躍促進に向けた意識改革の推進。</p>	<p>・「男女いきいきプラス」事業者認証制度(2018年度～) 2003年度に創設した男女いきいき・元気宣言事業者登録制度の次のステップとして、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、「女性の職業選択に資する情報の公表」を実施している企業・団体を認証。</p> <p>・「男女いきいき表彰制度」(2018年度～) 上記「男女いきいきプラス」事業者の中から、独創的、先進的な取組等を行なっている事業者を選考し、男女いきいき事業者として表彰。</p> <p>・2016年度から毎年9月を「OSAKA女性活躍推進月間」に設定し、大阪市等市町村にも呼びかけを行い、イベント等を集中的に実施。</p> <p>・2017年からOSAKA女性活躍推進ドーンdeキラリフェスティバルを開催し、シンポジウムのほか、相談会や合同企業説明会等を実施。 また、女性社員向けセミナー「ロールモデルに学ぶ！働く女性のキャリアアップ研修」や学生向けセミナー「ライフデザインの描き方セミナー」にて、男女いきいき事業者表彰受賞の事業者等から、ワーク・ライフ・バランスについて講演。</p>	<p>・2002年度～ 男女いきいき・元気宣言 府累計事業者数 651件 (2021年度末時点)</p> <p>・2017年度～ ドーンdeキラリ 2021年度 参加者 1559人</p> <p>・2018年度～ 「ロールモデルに学ぶ！働く女性のスキルアップ研修」 2021年度 全2回 延べ136人</p> <p>・2018年度～ 「ライフデザインの描き方セミナー」 2021年度 全2回 延べ63人</p> <p>・「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同意しない割合は、男性42.3%→58.6%、女性52.9%→69.2%と、男女とも改善 大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」(2009年度→2019年度)</p>

I (9) 多様な人材の活躍 (外国人材受入れ)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少が進む中、中小企業における人材不足の深刻化を受け、国では2019年4月に新たな在留資格「特定技能」制度の運用開始など、積極的に外国人材を受け入れる方針に転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・深刻な人材不足への対応はもとより、万博をインパクトにした大阪の成長・飛躍を支える多様な外国人材の受入を促進することで、イノベーションを創出し、新たな価値観を創造 ・受け入れた外国人が安心して働き暮らせる共生社会を実現することで、大阪が多様な人材から選ばれる都市としての地位を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益財団法人大阪府国際交流財団」に設置している外国人ワンストップ相談窓口の体制を拡充(2019年4月) ・外国人材の受入れ、共生社会づくりに取り組むため、庁内関係部局が課題を共有し、府としての対応方針について検討することを目的とする「外国人材受入れ・環境整備検討プロジェクトチーム」を発足(2019年6月) ・中小企業等における外国人材の受入れに関する相談を通じて、課題やニーズを分析・把握し、解決に向けたアドバイス及び適切な支援機関につなぐサポートを行う「外国人材マッチングプラットフォーム(大阪外国人材採用支援センター)」を開設(2022年7月) ・官民の関係団体が連携し外国人材の受入促進と共生推進を図るため、情報共有・相互連携等を行う組織として、「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」を大阪出入国在留管理局とともに設置(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の成長・飛躍を支える多様な外国人材の受入促進 ・外国人が安心して働き暮らせる共生社会づくりの推進

■外国人材に関する経過

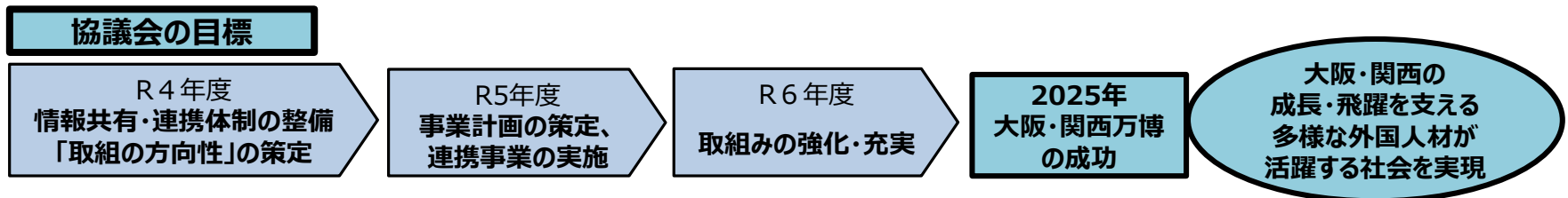
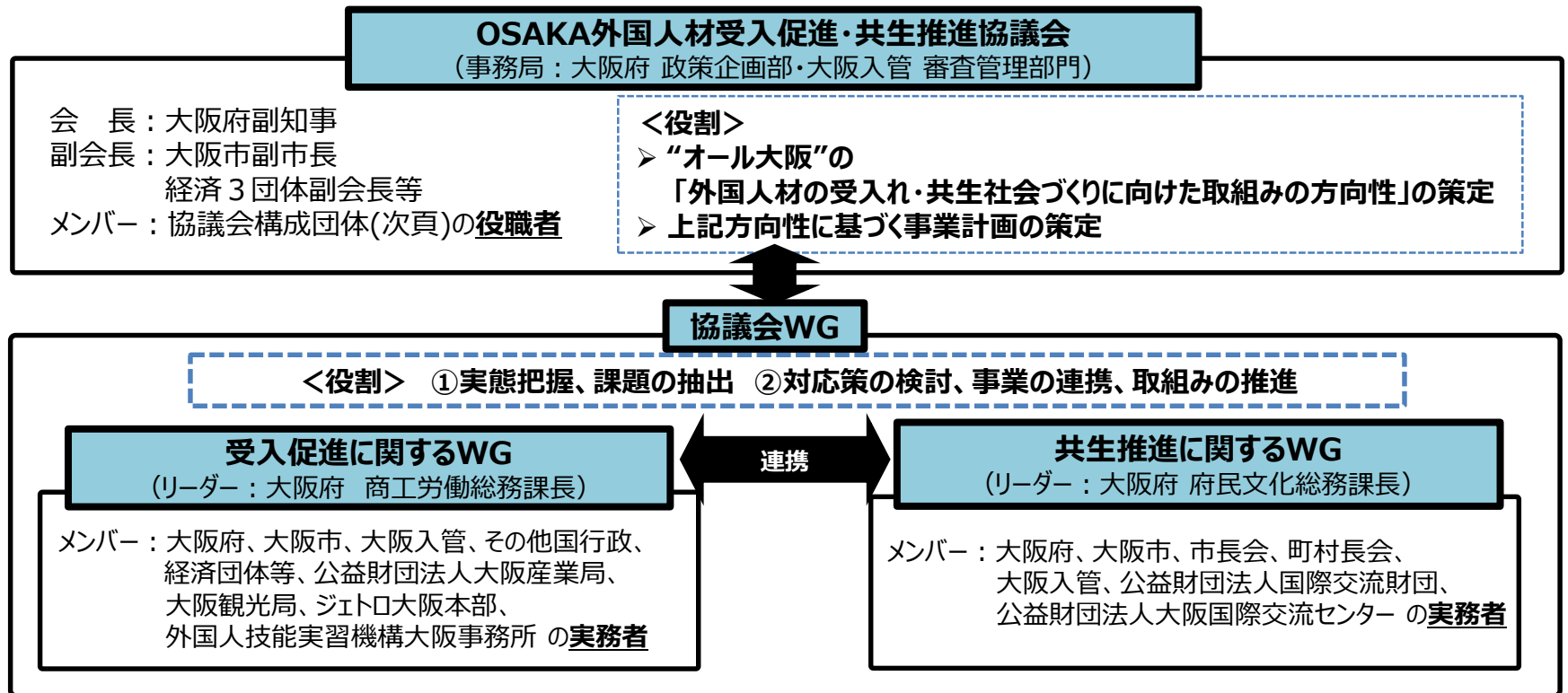
中小企業等の人材不足は深刻化。人口減少に伴う労働力人口の減少が見込まれる中で、喫緊の対応が求められる課題。

⇒これらの状況を受け、国は新たな在留資格となる「特定技能」を創設。外国人材の適正・円滑な受入、共生社会の実現に向けた環境整備を推進。
大阪府においても、庁内PTを立ち上げ、対応を検討。

⇒新型コロナウイルスの状況もふまえつつ、**大阪・関西万博やIR等のビックプロジェクトやインバウンド増加等を見据え、R4年度に「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」を設置。**

	国の取組状況	府の取組状況
H30年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第8回経済財政諮問会議 地方の中小・小規模事業者をはじめとして人手不足が深刻化。一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築 ■ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」閣議決定 外国人の適正・円滑な受入れに向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（抜粋） ○地方公共団体へのアドバイザー制度の創設や地方公共団体が情報共有等を行うための会議の開催のほか、各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。 [総務省、法務省]</p> </div>
R1年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たな在留資格「特定技能」の創設 中小企業等の深刻な人手不足を解消するため、14分野において専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受入れ ■ 12月新型コロナウイルス認知 ■ 2月以降、特段の事情がない限り、外国人の入国を制限 ■ 3月以降、感染拡大を受けた技能実習生を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人材受入れ・環境整備PT発足 (PT長：政策企画部、副PT長：府民文化部・商工労働部) ■ 「外国人材の受入れ・共生社会づくりに向けた取組みの方向性」を策定 <ol style="list-style-type: none"> ①外国人材の受入れ促進 ②外国人材と地域住民がともに暮らし、支え合う共生社会づくり ③外国人材受入れ・共生社会づくりに向けた推進体制の整備 ■ 大阪府・大阪市・経済3団体首脳による意見交換会 万博・IRによる建設需要やインバウンドの増加などの対応として、大阪産業局を窓口にして、中小企業などと外国人材のマッチングシステムの構築を図る
R2年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5月以降、帰国が困難な外国人の在留資格を変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新型コロナウイルスの状況を踏まえ、休止 ■ 上記取組の方向性②の施策を新規拡充して実施 ■ 外国人雇用事業者・外国人労働者のアンケート調査
R3年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定技能の在留期間延長に向け、検討開始 ■ 入国制限の緩和（3月以降段階的に実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国人雇用事業者向けヒアリング調査 ■ R3年度第1回外国人受入れ・環境整備PT開催 ■ 地域協議会の設置に向け、関係機関等と調整
R4年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定技能・技能実習の制度見直しを検討 ■ 10月以降、入国者数の上限を撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6月～OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会に関する準備会設置、準備会WGを開催 ■ 9月 OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会を設置 (上記取組の方向性③) (大阪版地域協議会)

■実施体制（OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会の体制）



20団体が参画

会長：大阪府副知事 / 副会長：大阪市副市長、大阪商工会議所副会頭、（公社）関西経済連合会副会長、（一社）関西経済同友会理事
事務局：大阪出入国在留管理局・大阪府

参加者		役割	ワーキング	
			受入	共生
地方行政	大阪府（会長）（事務局）	協議会の全体調整。企業の人材確保支援、共生社会づくりの取組みを率先して実施	○	○
	大阪市（副会長）	中小企業等の人材確保支援、共生社会づくりの取組みを率先して実施	○	○
	市長会	府内市町村に対する情報提供、市民への広報、必要に応じた施策化、先進事例の共有		○
	町村長会	府内市町村に対する情報提供、市民への広報、必要に応じた施策化、先進事例の共有		○
国行政	大阪出入国在留管理局（事務局）	協議会の全体調整、課題分析、国行政機関のとりまとめ、本庁あて要望や情報提供	○	○
	大阪労働局	外国人材と企業のマッチング、企業の受入環境整備の推進	○	
	近畿厚生局（介護・ビルクリ）	所管する「特定技能」分野の人材確保の推進 （制度の周知、試験の実施、課題の抽出、対応策の検討）	○	
	近畿農政局（農・漁業・飲食製造・外食）		○	
	近畿経済産業局（素形材・産業機械・電気）		○	
	近畿地方整備局（建設）		○	
	近畿運輸局（船舶・自動車整備・宿泊）		○	
	大阪航空局（航空）		○	
経済団体等	大阪商工会議所（副会頭）	企業が抱える課題の抽出、 外国人材採用にかかる制度の普及、 企業の受入環境の整備	○	
	公益社団法人関西経済連合会（副会長）		○	
	一般社団法人関西経済同友会（理事）		○	
	日本労働組合総連合会大阪府連合会	外国人労働者の保護（相談、企業に対する制度周知）	○	
関係機関等	公益財団法人大阪産業局	中小企業等の人材確保支援	○	
	公益財団法人大阪観光局	留学生の生活や学び、就職の支援、アウトリーチによる外国人材確保	○	
	ジェトロ大阪本部	海外展開に伴う高度人材の採用支援、アウトリーチによる外国人材確保	○	
	外国人技能実習機構大阪事務所	技能実習生の適正な受入れに関する支援	○	

※協議会で検討するテーマに応じて、上記以外の団体とも連携して取り組む

（例：公益財団法人大阪府国際交流財団、公益財団法人大阪国際交流センター、公益財団法人国際人材協力機構、業界団体等）

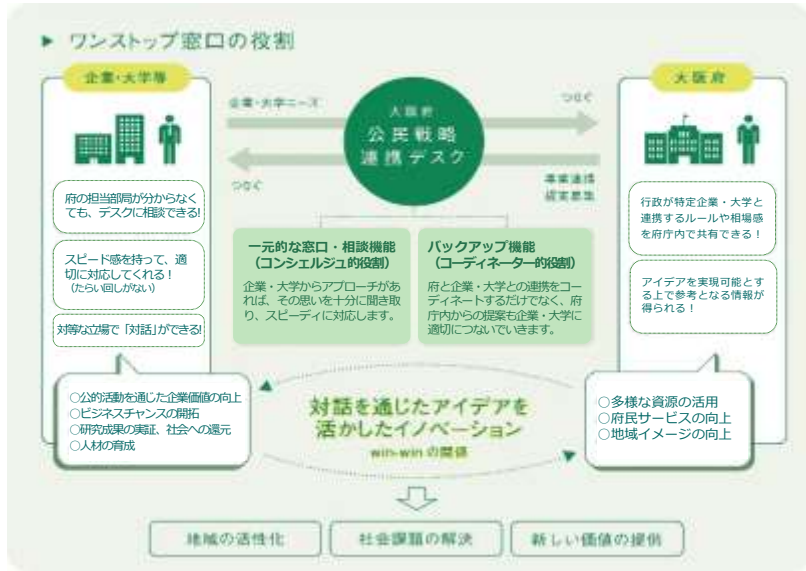
Ⅱ 公民連携／経営形態の見直し

- (1) 公民連携の推進
- (2) 独立行政法人化

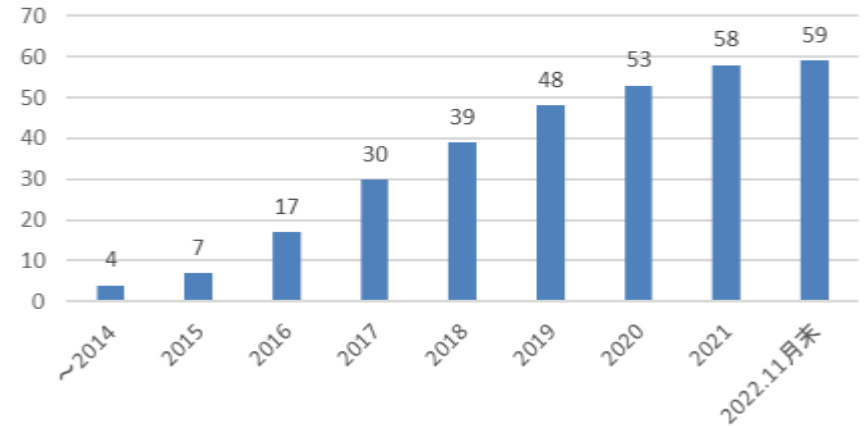
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>限られた財源や人材のもと、公の施設の効率的・効果的な運営や、複雑・多様化する社会課題に対して的確に対応していくためには、企業や大学等と連携し、民間の優れたノウハウやアイデア、ネットワークを積極的に取り入れていくことが不可欠。</p>	<p>① 公の施設の運営に民間手法を積極的に導入する。</p>	<p>① 公の施設運営へのPFI事業や指定管理者制度の積極導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業 <ul style="list-style-type: none"> 2001年度 「大阪府PFI検討指針」策定 2016年度 「PFI/PPP優先的検討規程」策定 ・指定管理者制度 <ul style="list-style-type: none"> 2009年度 競争を促す観点から、価格点割合を引上げ（30点→50点） 2012年度 外部有識者モニタリングを必須化 2017年度 外部評価が低評価であった指定管理者に対する次期公募時の減点制度の導入 	<p>① PFI事業・指定管理者制度の導入拡大</p> <p>➤ PFI事業</p> <p>＜2008年度以降実施分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府営豊中新千里東住宅民活P ・府営吹田藤白台住宅民活P ・府営堺南長尾住宅民活P ・府営吹田竹見台住宅民活P ・府営枚方田ノ口住宅民活P ・府立精神医療センター再編整備 ・府立成人病センター整備 ・府営吹田高野台住宅(1丁目)民活P ・府営吹田藤白台住宅(第2期)民活P ・府営吹田佐竹台住宅(5丁目)及び府営吹田高野台住宅(4丁目)民活P ・府立高等学校空調設備更新 ・府営豊中新千里北第2期住宅民活P <p>➤ 指定管理者制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設に対する指定管理者制度導入率全国1位 (2021年度国調査 ※府営住宅を含む) ・公募による選定割合 2008年/81% →2022年/81% ・指定管理者のうち民間事業者の割合 2008年/38% →2022年/95% ・2012年には、大阪府中央卸売市場において、全国初となる中央卸売市場の指定管理制度導入を実施 ・2023年度～、服部、浜寺、二色の浜の各公園について、PMO型指定管理を導入

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
	<p>② 事業実施に際して、民間アイデアを積極的に取り入れる。</p> <p>③ 企業や大学等と連携し、行政課題の解決を図っていく。</p>	<p>② サウンディング型市場調査の実施</p> <p>③ 「公民戦略連携デスク」の設置</p> <p>都道府県初のワンストップ窓口となる「公民戦略連携デスク」を設置(2015年度～)</p> <p>(2018年4月現在 10名専任体制)</p> <p>(2022年4月現在 10名専任体制)</p>	<p>② サウンディング型市場調査の実施</p> <p>2017年度以降、府営公園やにぎわい施設の整備等の事業において、実施されている。</p> <p>③ 包括連携協定の締結をはじめとする府と企業等との連携の取組の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 包括連携協定締結企業・大学数が7年間で15倍に増加 デスク設置前(2014年度末) 4件 →2017年度末 30件(41社3大学) →2022.11末 59件(70社4大学) ➢ 新たに面会した企業・大学等の数 222社・団体(2015年度) 134社・団体(2016年度) 118社・団体(2017年度) 167社・団体(2018年度) 112社・団体(2019年度) 138社・団体(2020年度) 155社・団体(2021年度) 32社・団体(2022年8月末) ➢ 企業・大学等との連携取組数 (※公民戦略連携デスクがコーディネートしたもの) 846件(2015.4～2019.3) 1403件(2019.4～2022.10末累計) ➢ 市町村における公民連携の取組みの拡大 ・大阪府・市町村公民連携推進協議会

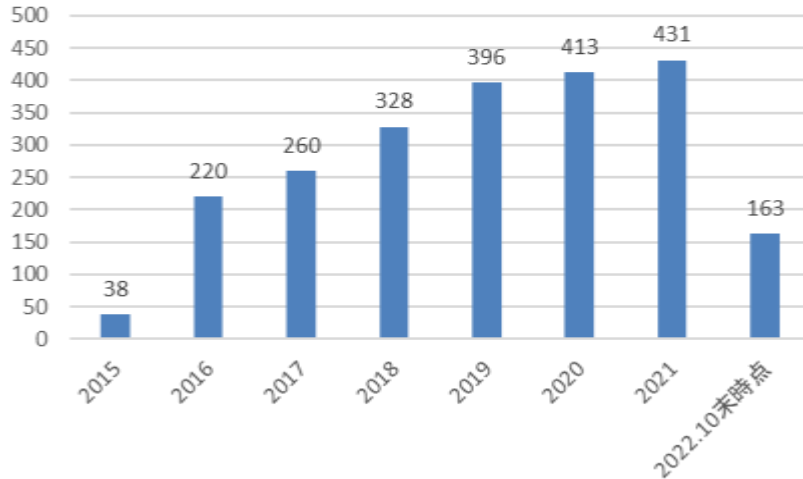
企業・大学等と府庁の各担当部局を繋ぐワンストップ窓口として「公民戦略連携デスク」を設置（2015年度～）



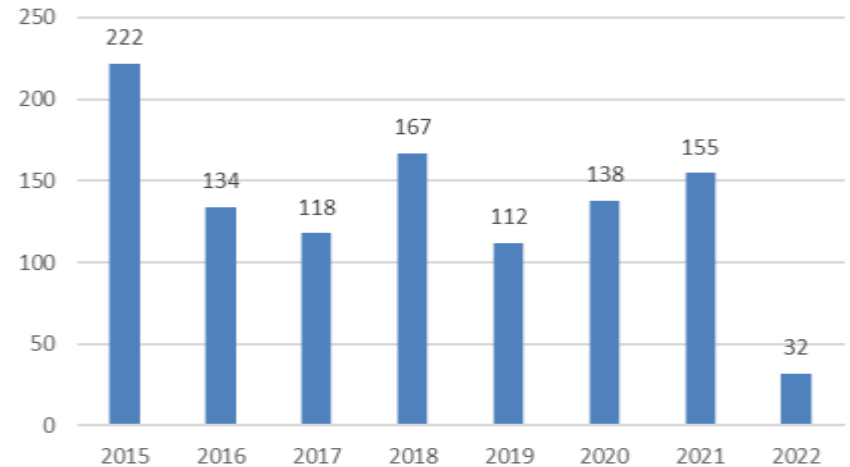
包括連携協定 締結企業・大学数
(2022.11月末時点 累計59件(70社・4大学))



企業・大学等との連携取組数の推移
(公民戦略連携デスクがコーディネートしたもの)



公民戦略連携デスクが新たに面会した企業・大学等の数の推移






II (1) 公民連携の推進 (府営公園の新たな管理運営制度)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・利用者から、公園内にもカフェなどの賑わい施設を求める声があったが、5年の指定管理期間では実現することが出来なかった。</p> <p>そこで、多様化する利用者ニーズの実現に向けて、新たな管理運営制度の導入を図るため、市場調査を行い、各公園に適した新たな制度を導入することで、民間ノウハウの活用による賑わいイベントの実施や、民間投資でのカフェ・レストランをはじめとした新しい公園施設の設置など、更なる公園の魅力向上を図る。</p>	<p>・「大阪府営公園マスタープラン」に基づき、府営公園が民間活力の積極的導入により、地域に貢献し、都市の活力を生み出す公園となるよう、公園運営管理体制の更なる充実を図る。</p> <p>①指定管理者制度及び設置許可制度(以下、「PMO型」と称する)を活用し施設の新設(ハード)や維持管理からイベント企画・立案(ソフト)に至るまで、公園全体を経営することにより公園の魅力向上を図る。</p> <p>②P-PFI制度(以下、「P-PFI型」と称する)を活用し、公園の一部区域に便益施設等を新設・管理することにより、公園の魅力向上を図る。</p> <p>③指定管理者制度(以下、「ソフト充実型」と称する)を活用し、公園それぞれの特色を活かしたソフト事業(イベント等)を充実させ、公園の魅力向上を図る。</p>	<p>・19府営公園のうち、18公園において、新たな管理運営制度を導入。</p> <p>①PMO型 3公園 ⇒大規模アウトドアイベントや地域と連携したイベントの開催並びにニュースポーツを取り入れるなどソフト面の充実が見込まれるとともに、カフェやグランピング施設等の新たな施設整備による魅力向上を図る。</p> <p>②P-PFI型 1公園 ⇒カフェやレストランなどの飲食店機能を主体とする施設の設置・管理運営を図る</p> <p>③ソフト充実型 14公園 ⇒にぎわい促進のため、ケータリングカーの出店や体験型イベントの拡充並びに既存施設の有効活用を図る。また、駐車場等の施設利用料金の割引など、利用者サービスの向上を図る。</p>	<p>※各種事業については、2023年度より、順次、実施予定</p>

府営公園の新たな管理運営制度

- ◆ サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、公園に応じて、以下の3つの制度を設定
 - I にぎわい施設の整備を含め、公園全体をマネジメントする「PMO型指定管理」
 - II 公園の一部を活用して施設の設置・管理を行う「P-PFI型施設整備」
 - III ソフト事業の充実を図る指定管理者制度

	I PMO型指定管理	II P-PFI型施設整備	III ソフト事業の充実を図る指定管理者制度						
制度の 枠組み イメージ	(大阪城公園の例)  <p>施設の維持管理・新設(ハード)からイベント企画・立案(ソフト)に至るまで公園全体を経営</p>	 <p>都市公園</p> <p>収益を活用して整備</p> <p>民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</p> <table border="1" data-bbox="782 706 1207 835"> <tr> <td>従前</td> <td>民間資金</td> <td>公的資金</td> </tr> <tr> <td>新制度</td> <td>民間資金</td> <td>収益を充て 公的資金</td> </tr> </table> <p>公園の一部区域(P-PFI区域)内に新規施設の設置及び管理 ※P-PFI区域外は指定管理者制度による管理</p>	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充て 公的資金	 <p>現行制度+イベントプログラムの充実 (自然等の特色を活かしたサービス向上)</p>
従前	民間資金	公的資金							
新制度	民間資金	収益を充て 公的資金							
	指定期間20年以内	事業期間 10~20年	指定期間5年						

対象公園	2023年4月管理開始 服部緑地、浜寺公園、二色の浜公園	2023年に整備 住吉公園	2022年4月管理開始 箕面公園、深北緑地、枚岡公園、長野公園、錦織公園、住之江公園 2023年4月管理開始 山田池公園、寝屋川公園、石川河川公園、住吉公園、大泉緑地、蜻蛉池公園、りんくう公園、せんなん里海公園
------	---------------------------------	------------------	--

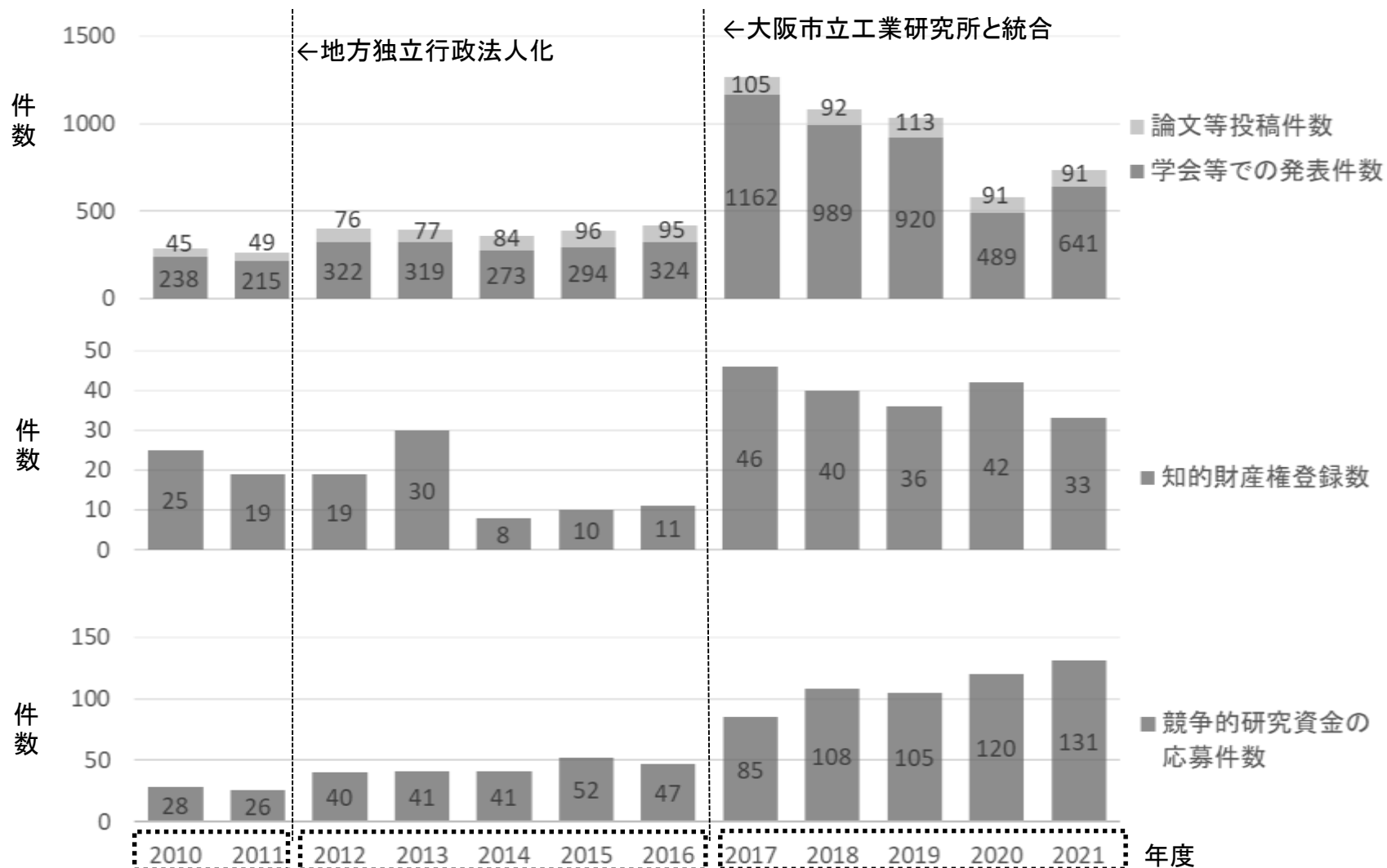
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>大阪府の財政事情が逼迫する一方、厳しい経営環境に直面する中小企業への技術支援、環境農林水産業に関する調査・試験研究や府民の健康と生活の安全を守る研究・検査等の要請に応じていく必要がある。</p>	<p>府の予算や人事制度など行政組織の制約を受けることなく、自らの権限と責任で予算執行や人事制度を弾力的に運用し、自律的・自主的にマネジメントを行うことを可能とすることにより、効果的・効率的な行政サービスを提供する。</p>	<p>①大阪府立産業技術総合研究所、②大阪府環境農林総合水産研究所、③大阪府立公衆衛生研究所を地方独立行政法人化する。 ※(①、③は、大阪市の研究所と統合)</p>	<p>公設試験研究機関としての機能の充実・強化</p> <p>①(地独)大阪産業技術研究所(2012年4月、(地独)大阪府立産業技術総合研究所を設立、2017年4月、(地独)大阪市立工業研究所と法人統合)</p> <p>②(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所(2012年4月設立)</p> <p>③(地独)大阪健康安全基盤研究所(2017年4月 大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所衛生部門を統合して設立)</p>

■地方独立行政法人の設立状況(他都市との比較)

	東京都	愛知県	大阪府
大学	<p>済</p> <p>東京都公立大学法人 (名称変更:2017.4.1) ※設立時(2005.4.1)は 公立大学法人首都大学東京</p>	<p>済</p> <p>愛知県公立大学法人 (2007.4.1)</p>	<p>済</p> <p>公立大学法人大阪府立大学 (2005.4.1) 公立大学法人大阪 (2019.4.1)</p>
病院	<p>済</p> <p>東京都健康長寿医療センター (2009.4.1) 東京都立病院機構 (2022.7.1) 都立・公社病院を地独化</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪府立病院機構 (2006.4.1)</p>
試験研究機関 (公衆衛生関係)	<p>未</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪健康安全基盤研究所 (2017.4.1)</p>
試験研究機関 (工業関係)	<p>済</p> <p>東京都立産業技術研究センター (2006.4.1)</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪府立産業技術総合研究所 (2012.4.1～2017.3.31) 大阪産業技術研究所(2017.4.1)</p>
試験研究機関 (環境農林水産関係)	<p>未</p> <p>〔環境系、農林系は、それぞれ 公益財団法人が運営〕</p>	<p>未</p>	<p>済</p> <p>大阪府立環境農林水産 総合研究所 (2012.4.1)</p>

①大阪府立産業技術総合研究所の独立行政法人化

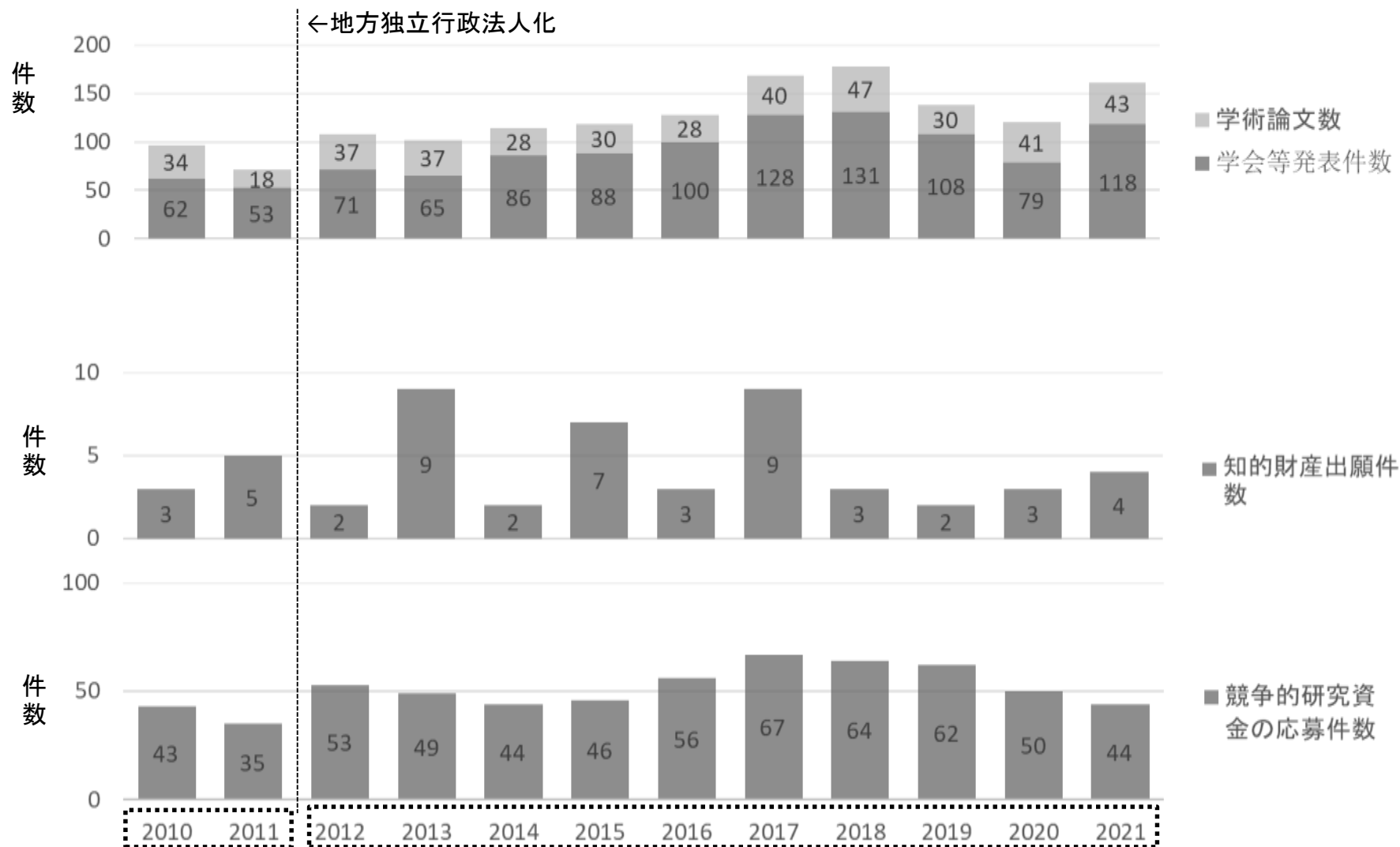
■公設試験研究機関としての機能の充実・強化



※平成29年度以降の実績については、大阪市立工業研究所との統合により、比較可能なデータが存在しない。

②大阪府環境農林水産総合研究所の独立行政法人化

■公設試験研究機関としての機能の充実・強化



Ⅲ 行財政改革

【財政】

(1) 財政再建

(2) 財務マネジメント

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>法人2税の落ち込み等により1998年度以降、2007年度まで10年連続の赤字決算。</p> <p>2001年度より、財政再建団体への転落を回避するため、減債基金からの借入等を実施(2007年度末には累計5,202億円に)。</p> <p>府債残高も1989年以降増加傾向。</p>	<p>①減債基金からの借入をしない、借換債の増発をしない</p> <p>②収入の範囲内で予算を組む</p> <p>③類似府県等との比較の視点で評価検討を行う。</p>	<p>①財政再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再建プログラム(案)(2008-2010年) すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースで見直し、財政健全化団体にならないようにする財政構造改革に着手。 ・財政構造改革プラン(案)(2011-2013年) 主要事業400事業のうち、法令義務負担などを除いた、約220事業を対象に個別の評価・点検を実施。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>財政再建プログラム(案) 効果額計 3,054億円 3か年予算総額約9.3兆円の約3.3%</p> <p>財政構造改革プラン(案) 効果額計 1,965億円 3か年予算総額約8.8兆円の約2.2%</p> </div> <p>②国直轄事業負担金の見直し 全国一律で国民に保証すべき施策やサービスは国という役割分担を明確化。</p>	<p>2008年度以降、実質収支で黒字決算を達成。</p> <p>①全事務事業等についてゼロベースで見直し、他府県比較による水準を検証した。 改革効果額(2008～2013年) 計5,019億円</p> <ul style="list-style-type: none"> -財政再建プログラム(案) :年平均1,018億円 -財政構造改革プラン(案) :年平均655億円 <p>② 2009年度以降、国直轄事業負担金の内訳が明示されるとともに、2011年度には維持管理部分の負担金が廃止。 ⇒廃止分:負担金総額の7.1% 27億円 (※2009年度の割合)</p>

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
		<p>③人件費の削減 全都道府県の中で最も高い給与カット率を適用し人件費を削減。</p> <p>④「財政運営基本条例」の制定(2012年2月施行)</p> <p>⑤「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」を策定(2015年11月、2022年3月改訂(最新)) 所有する公共施設等の有効活用や総量最適化に取り組む</p> <p>⑥課税自主権の活用 高まる行政ニーズに応えるため、「受益と負担」や「税收の使途」を踏まえ、新たな収入の確保を検討</p>	<p>③給料、期末・勤勉手当、管理職手当、退職手当カット ⇒効果額(2008～2022年度)計2,190億円 (※①の一部再掲)</p> <p>④条例に基づき予算編成過程の開示や、計画的財政運営のための中長期試算を公表 ⇒減債基金の復元 2009～2021年度: 4,686億円</p> <p>⑤施設等の点検結果を踏まえ対応方針を示す -撤去・廃止等:20施設、 -建替え(減築):9施設 など (2022年3月時点)</p> <p>⑥歳入確保の取り組み ・新たな税を導入 -森林環境税(2016年4月～) -宿泊税(2017年1月～(2019年6月一部見直し)) ・法人二税の超過課税延長</p>

①財政再建の取組み(財政再建プログラム(案)、財政構造改革プラン(案))

■支出削減

2008年6月に策定した「財政再建プログラム(案)」や2010年10月に策定した「財政構造改革プラン(案)」に基づき歳出削減や歳入確保等の取組みを推進した。

2008～10年度の3年間で3,054億円、2011～2013年度の3年間で1,965億円の改革効果額を計上した。

-財政再建プログラム(案)では年平均1,018億円(年度予算約3.1兆円の3.3%)

-財政構造改革プランでは年平均655億円(年度予算約2.9兆円の2.2%)

●2008年度以降の改革効果額

単位：億円

区分/計画・年度		財政再建プログラム(案) ※集中改革期間2008～2010 【一般財源ベース】				財政構造改革プラン(案) ※プラン期間2011～2013 【一般財源ベース】				行財政改革の 取組み ※2014単年度 【一財ベース】
		2008	2009	2010	計	2011	2012	2013	計	
歳出削減	人件費	329	470	484	1,283	270	270	270	810	97
	一般施策経費	319	399	440	1,158	94	121	131	346	
	(小計)	648	869	924	2,441	364	391	401	1,156	
歳入確保		443	145	25	613	66	113	125	304	145
予算編成における取組み		-	-	-	-	205	155	145	505	-
(合計)		1,091	1,014	949	3,054	635	659	671	1,965	242
備考		・2008年度歳入確保は退職手当債を含む ・各年度最終予算額へ入				・各年度最終予算額へ入				・最終予算額へ入

● 2015年度以降の取組み

「行財政改革推進プラン(案)」(2015～2017年度)

- ・【組み換え(シフト)】と【強みを束ねる】を改革の視点に、自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立をめざした取組みを進める。
- ・毎年の収支不足額には、個別事業見直し等とあわせ、毎年度の予算編成における取組みを通じて対応する。

「行政経営の取組み」(2018年度～)

- ・行財政改革推進プラン(案)終了後も、「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」に向けた改革の取組みを継続するため、毎年度の府の取組みをとりまとめたもの。
- ・毎年の収支不足額には、個別事業見直し等の検討・具体化を進めるとともに、それでもなお収支不足額が生じる場合は、財政調整基金を機動的に活用したうえで、年度を通じた効果的・効率的な予算執行により対応する。

②国直轄事業負担金の見直し

国が直接実施する国道、国管理河川などの整備や維持管理においては、道路法や河川法などに基づき、その一定割合を地方自治体が負担金として支出することが義務付けられていた。

このため、国と地方の役割分担を明確にするとともに、権限・財源・責任を一致させるよう国直轄事業負担金の見直しを国に求めた。

■見直しの経緯

2008年	2009年	2010年	2011年～
	<p>▲09年3月 地方分権改革推進委員会ヒアリング（政府）で、橋下知事が、国直轄事業負担金について糾弾</p>	<p>▲09年5月 国が、請求先である地方自治体に対して、詳細な内訳書の提示を開始</p>	<p>▲10年～ 国が維持管理に係る負担金を廃止 ※10年度に限り、特定事業について経過措置 11年度～全廃</p>

■国直轄事業負担金内訳(2009年度分)

事業区分	大阪府負担額(億円)	うち、2010年以降廃止分(維持管理分)(億円)	割合
河川関係	62	18	28.3%
道路関係	288	8	2.8%
公園関係	2	1	40.6%
港湾関係	22	—	—
空港関係	2	—	—
合計	376	27	7.1%

③人件費の削減

2022年度までに総額 約2,190億円の給与カットを実施。

■府の給与カットの状況

期間	カット率	効果額 (一般財源ベース)
2008～2010年度	期末・勤勉手当：6%、4%	1,160億円
	給料：14%～3.5%	
	管理職手当：5%	
	退職手当：5%	
2011～2013年度	給料：14%～3%	968億円
	管理職手当：5%	
	退職手当：5% (※1)	
2014～2017年度	給料：3.1%～0.7% (※2)	58億円
	管理職手当：5%	
2018～2019年度	管理職手当：5%	4億円
2020～2022年度	管理職手当：5% (部長・次長級のみ)	0.45億円

効果額計 約2,190億円 (※3)

(※1) 国より前倒しで実施した退職手当支給水準の引下げ分を含む。

(※2) 2014年度限り

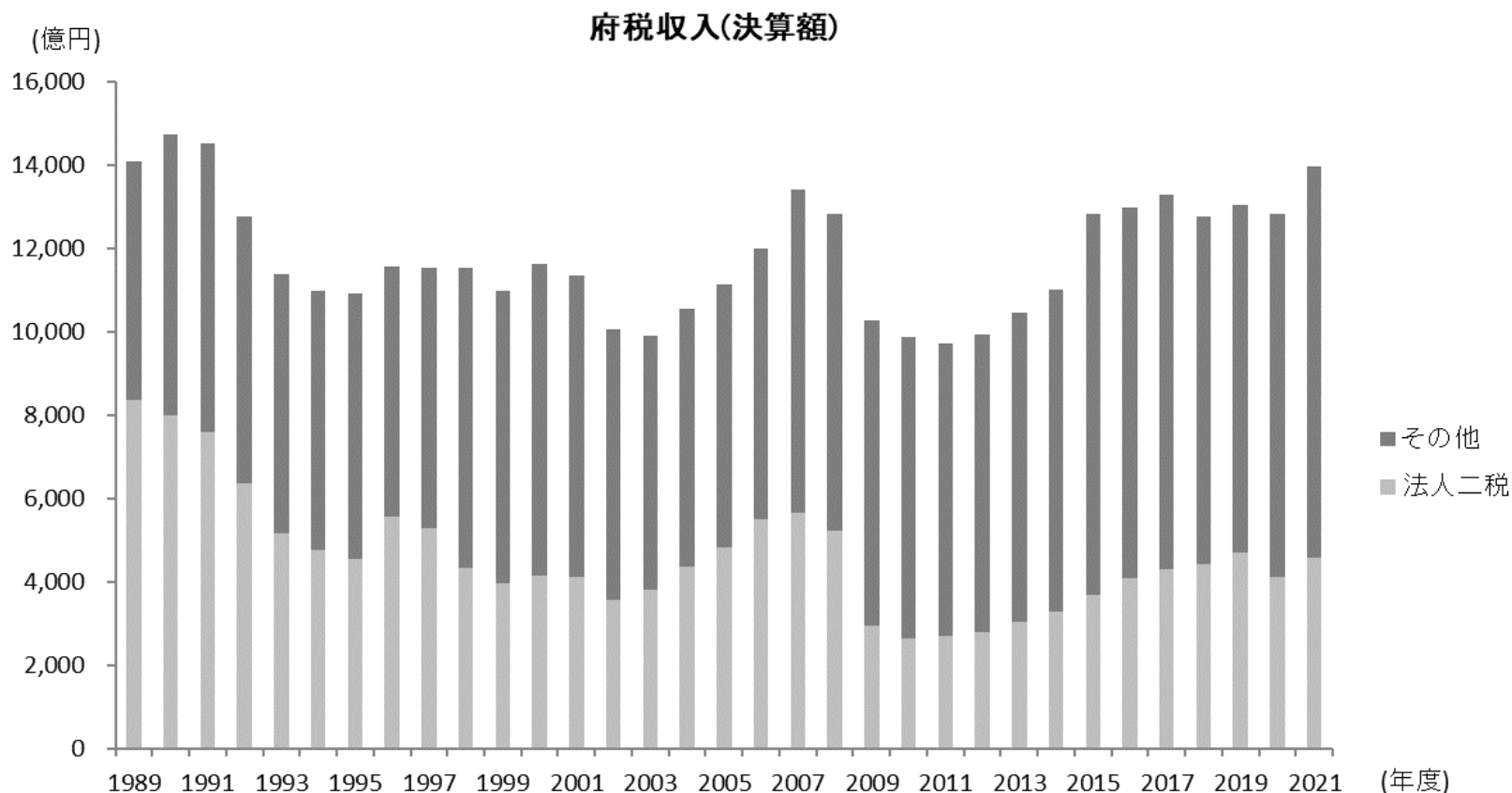
(※3) 財政再建プログラム(案)以前からの継続分等を含む。

④財政運営基本条例の制定(2012年2月施行)

3つの基本理念	主な項目・内容
1 規律の確保	<ul style="list-style-type: none">➤ 収入の範囲内で予算を組む<ul style="list-style-type: none">・ 新規施策実施時には、安定的な財源確保に努める・ 適切な府債発行・ 反復・継続的な単年度貸付の禁止・ 基金からの借入れ禁止を明確化➤ 財政のリスクマネジメント<ul style="list-style-type: none">・ 環境変化に伴う事業の見直し・撤退への適切な対応・ 将来負担につながる新たな損失補償等の原則禁止➤ 権限・責任・受益に応じた適切な費用負担<ul style="list-style-type: none">・ 他の当事者との適切な役割分担・費用負担・ 国の制度・施策に対する適正な費用負担等に向けた必要な提言・ 使用料・手数料など受益者による適正負担
2 計画性の確保	<ul style="list-style-type: none">➤ 中長期の財政状況の試算・公表<ul style="list-style-type: none">・ 予算審議や計画的な財政運営のため、10年以上の中長期試算を公表➤ 府独自の財政指標を公表➤ 減債基金・財政調整基金への計画的な積立て<ul style="list-style-type: none">・ 減債基金への計画的な積立て・ 財政の環境変化に備え、財政調整基金に新たな積立目標額等を設定・ 決算剰余金の1/2ずつを減債基金・財政調整基金に編入➤ 庁内で財政の現状・目標について認識を共有
3 透明性の確保	<ul style="list-style-type: none">➤ 予算編成過程など財政情報の積極的な公表➤ 将来の財政リスクの把握と公表➤ 新公会計に基づく財務諸表の公表

■関連データその1:PL・BSの動向

バブル期の1990年度をピークに、バブル崩壊後長期低落傾向となった。1997年度の地方消費税の創設、2007年度の所得税から個人住民税への税源移譲などにより、いったんはバブル期の水準近くまで回復した。2009年度以降リーマンショックにより再び府税収入は急減し、その後緩やかに回復し、地方消費税の引上げなどによりバブル期の水準近くまで回復している。

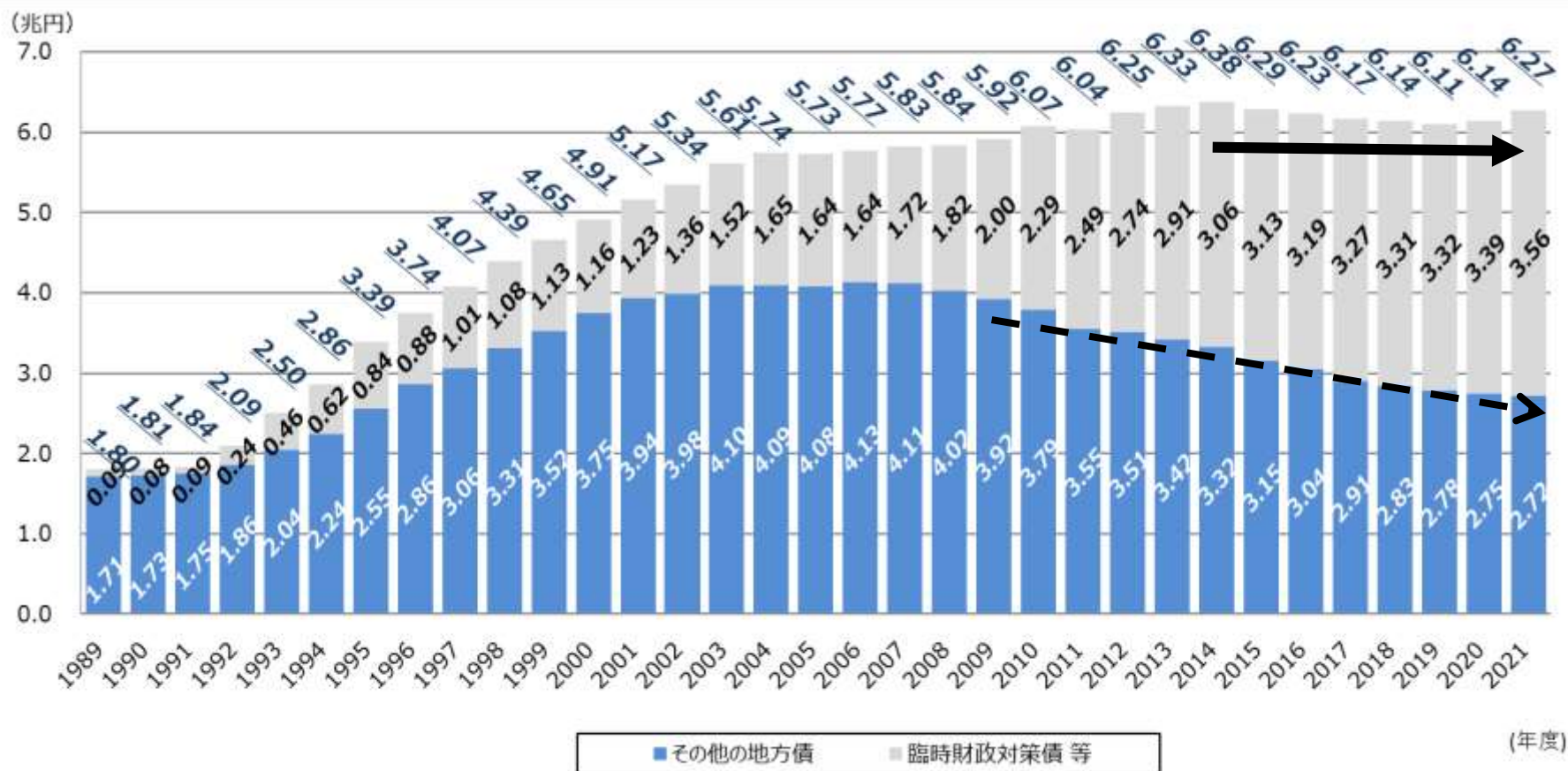


(※)2017年度以前の計及び地方消費税の額は、地方消費税清算特別会計の設置(2018年4月)に伴い、清算後の数値に調整して記載。

■ 関連データその2: 府債残高(全会計)の推移

1992年度以降、国の経済対策に呼応して実施した建設事業費の追加や、景気低迷期における財源対策等による府債発行額の大幅な増加に伴い、府債残高が増嵩。

1996年度以降の行財政改革により臨時財政対策債等(※)以外の府債残高は2006年度をピークに減少しているが、臨時財政対策債等残高の増嵩により、全会計残高では依然として6兆円を超える水準。

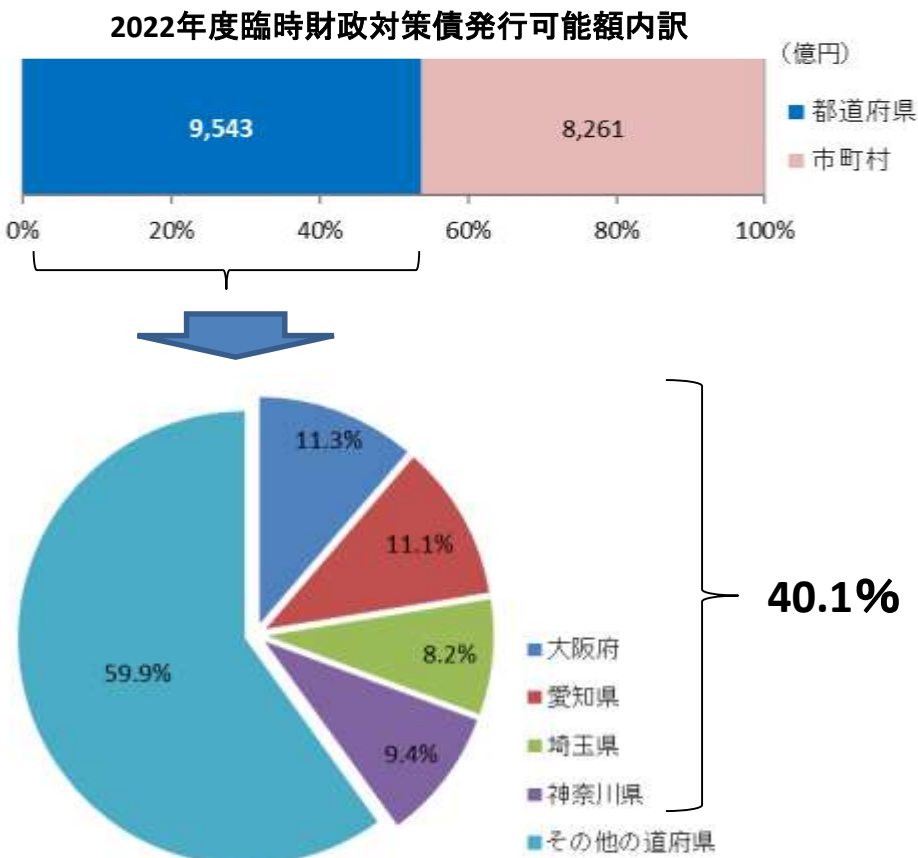
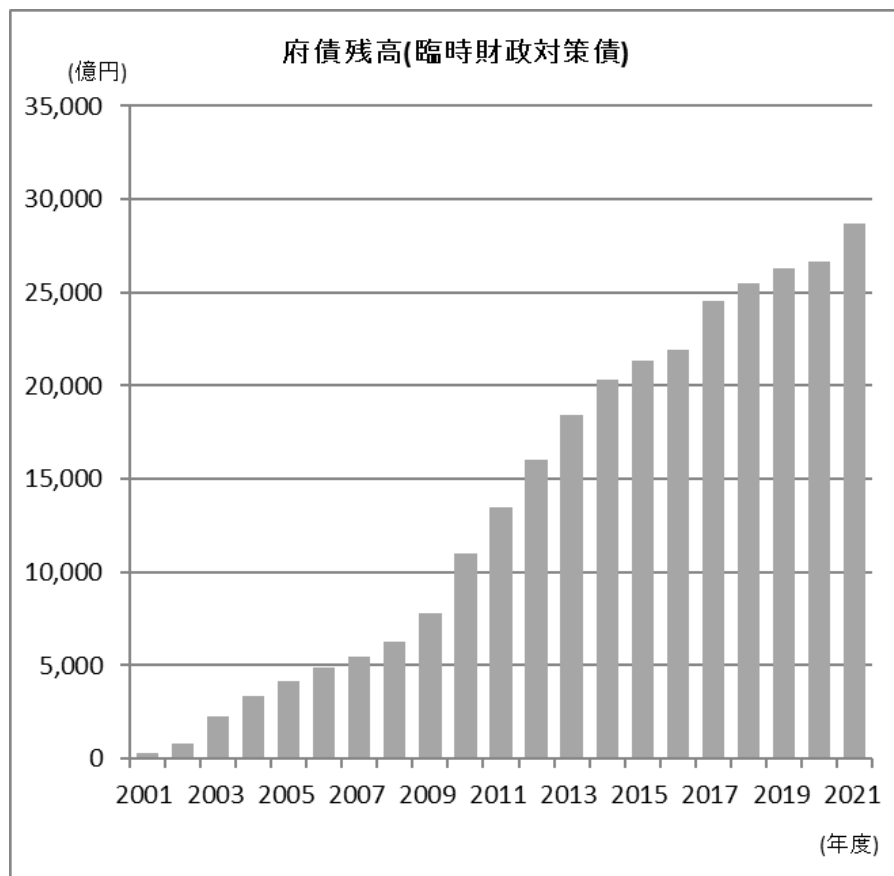


(※) 臨時財政対策債等は、国による減税や地方財源の不足への対応するための特別な地方債で、臨時財政対策債の他に減収補填債などがある。

■ 関連データその3: 臨時財政対策債

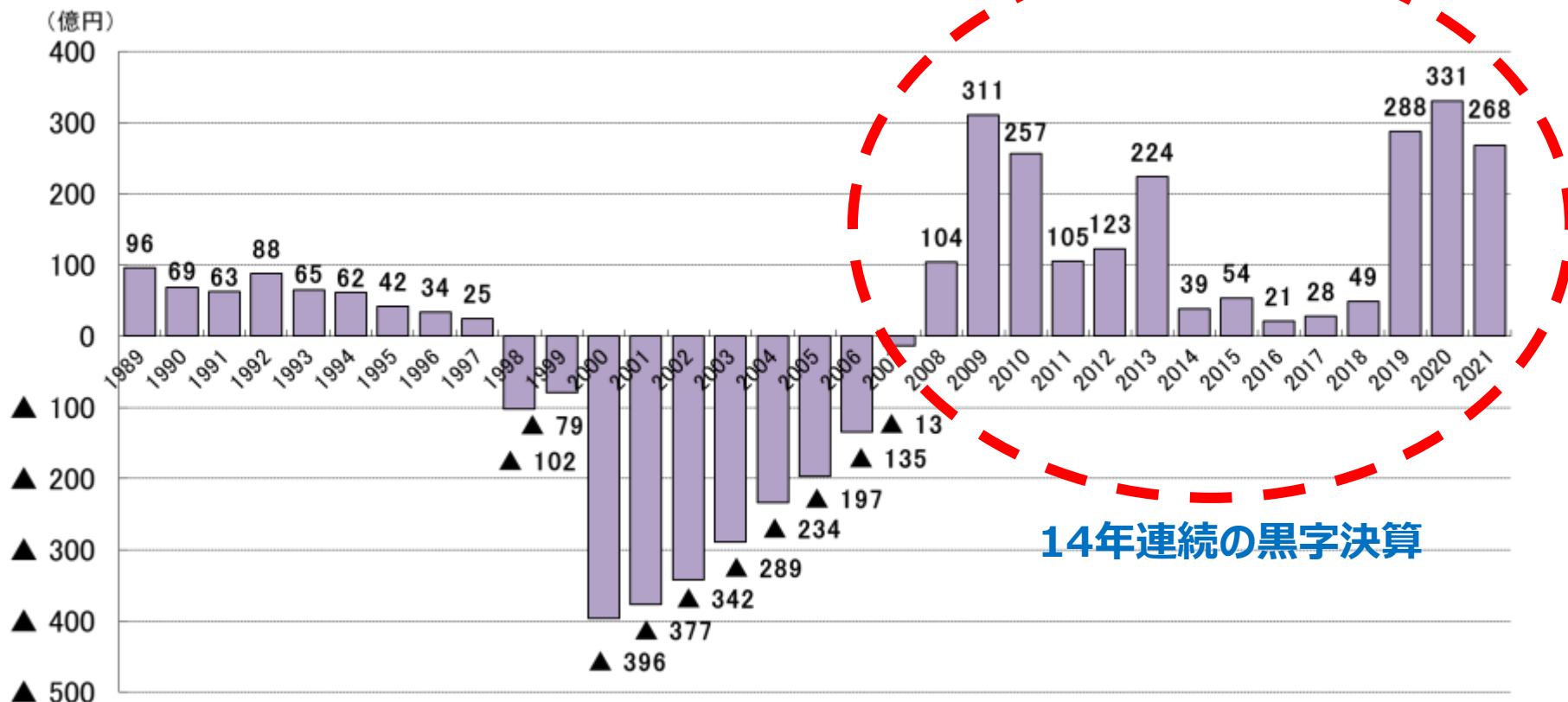
臨時財政対策債とは、本来は国が交付税として地方に配分するものを、交付税原資の財源不足のため、従来は国が借入を行ってきたが、2001年度から地方が直接借り入れる方式に改められたことにより、特例的に認められている地方債。

この元利償還金は、その全額が後年度交付税措置されることとなっており、いわば交付税の肩代わりといえるものであるが、毎年府には1,500～3,000億円程度の割り当てがなされることから、府債残高を押し上げる要因となっている。



■関連データその4:実質収支(一般会計決算)の推移

1998年度以降2007年度まで、10年連続の赤字決算であったが、2008年度以降2021年度まで14年連続で黒字決算を維持した。



(※)実質収支とは、決算上の形式収支(歳入(注)・歳出の差引)から、さらに翌年度に繰越すべき財源を引いたもので、その年度の実質的な黒字・赤字を示すもの。

(注)歳入…府税、地方交付税、国庫支出金、府債などが含まれる。

【参考】大阪府における行政改革の流れ

	太田府政(1999～2007)	橋下府政(2008～2011)	松井府政(2012～)
主な改革テーマ	行財政計画(案) (2002～2011年度)	財政再建プログラム(案) (2008～2010年度)	財政構造改革プラン(案) (2011～2013年度)
①経費削減	<ul style="list-style-type: none"> ○負の遺産整理 <ul style="list-style-type: none"> ・企業局事業の収束 ・公社の経営改善 	<ul style="list-style-type: none"> ○「収入の範囲内で予算を組む」 <ul style="list-style-type: none"> ・全事務事業をゼロベースで見直し・再構築 ・給与カット・退職手当の減額 ・歳入の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○「自律的な財政運営」 <ul style="list-style-type: none"> ・主要400事業を他府県比較し、見直し・再構築 ・給与カット・退職手当の減額 ・歳入の確保
②組織効率化 ・制度改革	<ul style="list-style-type: none"> ○全国一、スリムな組織づくり <ul style="list-style-type: none"> ・職員数を10年間で20%削減 ○出資法人改革 <ul style="list-style-type: none"> ・法人数を概ね半減 ・役員・職員を20%削減 ・府からの補助金等を10%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○出資法人改革 <ul style="list-style-type: none"> ・全出資法人のあり方をゼロベースで見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員制度改革 <ul style="list-style-type: none"> ・独自給料表の導入 ・部長公募 ・出先機関の見直し
③業務改革	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・府民との協働 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシング ・民間資金の活用による施設整備事業等の推進 ○ストックの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・府有施設等の有効活用 		<ul style="list-style-type: none"> ○規律ある財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な財政収支試算の公表 ・意思決定プロセスの見える化

松井府政(2014年度～2018年度)

- 「行財政改革の取組み」(2014年度)
 - ・財政構造改革プラン(案)を承継した取組み。
- 「行財政改革推進プラン(案)」(2015～2017年度)
 - ・【組み換え(シフト)】と【強みを束ねる】を改革の視点に、自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立をめざす。
- 「行政経営の取組み」(2018年度)
 - ・行財政改革推進プラン(案)終了後も、「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」をめざし、改革の取組みを継続

吉村府政(2019年度～)

- 「行政経営の取組み」(2019年度～)
 - ・行財政改革推進プラン(案)終了後も、「自律的で創造性を発揮する行財政運営体制の確立」をめざし、改革の取組みを継続

⑤ファシリティマネジメントの推進

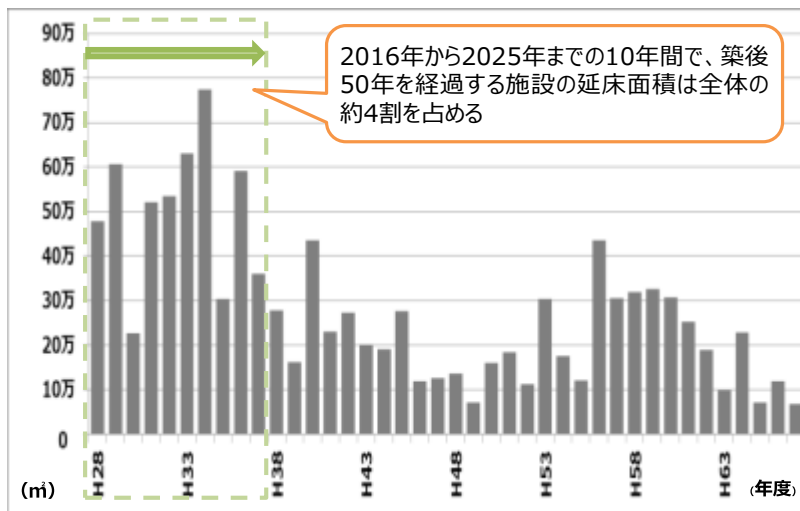
■経緯

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
<p>▲15年2月 行財政改革推進プラン(案)において、ファシリティマネジメント推進を位置づけ</p>	<p>▲15年11月 大阪府ファシリティマネジメント基本方針「策定」</p>	<p>▲16年 基本方針に基づき施設の点検(3力年で集中点検)</p>	<p>16年～18年 基本方針に基づき延床面積1000㎡以上の建物の劣化度調査を実施し、中期保全計画(案)を策定</p>	<p>▲19年 国の要請に対応し基本方針の改訂(30年程度以上の中長期的な経費見込み等)</p>	<p>19年～20年 基本方針に基づき延床面積1000㎡未満の建物の現況調査を実施し、中期保全計画(案)を策定</p>	<p>▲22年 国の要請に対応し基本方針の改訂(個別施設計画の位置づけや、国の要請に関連する事項)</p>	

■実施状況

府有施設(延床面積 約1,322万㎡)の約4割が2016年から2025年までの10年間で築後50年を経過することから、膨大な修繕・更新費用への対応が必要。

そのため、施設の計画的な改修を実施し、適切な維持管理に努め、長寿命化を推進するとともに、施設の有効活用や総量最適化を図る、公共施設等の最適な経営管理(ファシリティマネジメント)を推進。



出典:「大阪府ファシリティマネジメント基本方針」
(2015.11(2022.3改訂))

「ファシリティマネジメント基本方針」に基づく対応

《 長 寿 命 化 》

- ★施設の長寿命化を推進し、維持・更新経費の軽減・平準化を図る
- ★点検・劣化度調査等を行い、予防保全型の施設維持管理体制を構築し、府民の安全・安心の確保に努める

《 総量最適化・有効活用 》

- ★新規施設整備を抑制し、将来の利用需要に応じた施設の有効活用や、総量の最適化を図る

【2016～2021年度 総量最適化に向けた施設点検結果】

維持(※当面予防保全するものを含む):205施設 建替え(減築):9施設
有効活用:3施設 撤去・廃止等:20施設

【2020・2021年度 長寿命化改修工事実績】

2020年度:95施設、2021年度:118施設

⑥課税自主権の活用

■経緯

2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年11月
<p>▲15年2月 行財政改革推進プラン(案)において課税自主権の活用を行う場合は、受益と負担や、税収の使途を踏まえ、検討を行うこととした</p>	<p>▲16年2月議会 法人府民税均等割の超過課税の延長決定</p>	<p>▲16年4月 森林環境税を導入</p>	<p>▲17年1月 宿泊税の導入</p>	<p>▲17年2月議会 法人府民税法人税割・法人事業税の超過課税の延長決定</p>	<p>▲19年2月議会 法人府民税均等割の超過課税の延長決定</p> <p>▲19年6月 宿泊税制度の見直し(免税点の引下げ)</p>	<p>▲20年2月議会 法人府民税法人税割・法人事業税の超過課税の延長決定</p>	<p>▲22年2月議会 法人府民税均等割の超過課税の延長決定</p>

■超過課税の状況

府では高まる行政ニーズに応えるため徹底した行財政改革に取り組んでいる中で、歳入確保に向けたさまざまな取組みの一環として、課税自主権の活用について「受益と負担」や「税収の使途」を踏まえ検討を行い、超過課税や法定外税を導入している。

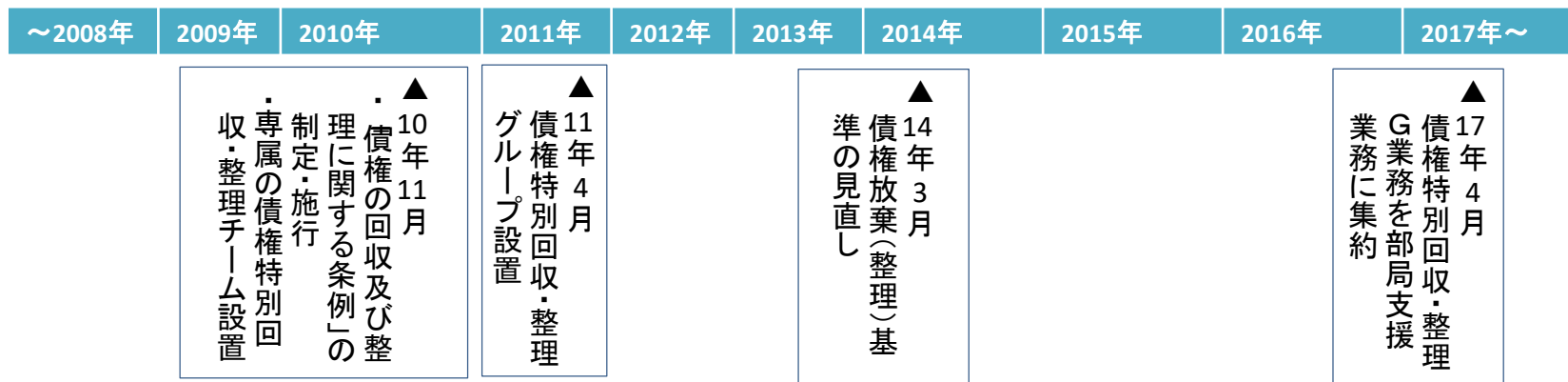
税目	課税目的	税率・額	2017年度決算	2021年度決算
森林環境税 (2016年4月導入)	森林の有する公益的機能を維持する環境整備のため	年額300円(個人府民税均等割額に加算)	11.8億円	12.6億円
宿泊税 (2017年1月導入)	観光客の受け入れ環境整備をはじめとする大阪の観光振興の取組みを推進するため	(2017年1月から2019年5月まで) (2019年6月から免税点を引き下げ) <宿泊料金> <税率> <宿泊料金> <税率> 10,000円以上15,000円未満 100円 7,000円以上15,000円未満 100円 15,000円以上20,000円未満 200円 15,000円以上20,000円未満 200円 20,000円以上 300円 20,000円以上 300円	7.7億円	3.5億円
法人二税	【法人府民税法人税割・法人事業税】 道路網などの都市基盤整備や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため(2017年2月議会・2020年2月議会延長) 【法人府民税均等割】 大阪経済の成長に向けた施策を推進するため(2016年2月議会・2019年2月議会・2022年2月議会延長)	【法人府民税法人税割・法人事業税】※資本金1億円超の法人等 <法人府民税法人税割>標準税率に1%上乘 <法人事業税>地方法人特別税等の暫定措置法適用前の標準税率の5%増の率を暫定措置法適用後の標準税率に上乘せ 【法人府民税均等割】※資本金1千万円超の法人 標準税率の2倍 ただし、資本金1千万円超1億円以下の法人は1.5倍	415億円	456億円

Ⅲ【財政】(2) 財務マネジメント

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>府の慢性的な赤字決算(1998年度～2007年度まで10年連続赤字決算。累計▲2,164億円。10年間の予算約30兆円の0.72%に相当。)</p>			
<p>①～③歳入改善 太田府政時代も、民間活力の活用として、ネーミングライツの活用等を実施していたが、赤字体質の改善には至らなかった。</p>	<p>債権管理の強化、広告事業の拡充等により、さらなる歳入改善を実施。</p>	<p>① 専属の債権特別回収・整理グループを設置し、債権の回収及び整理を推進。 2017年度からは、機能を見直しの上、債権特別回収・整理グループの業務を税政課総務グループに集約</p> <p>② 「府有財産自主点検調査」を実施(2009～2010年度)し、新たな府の未・低利用地を掘り起し。</p> <p>③ 広告事業の拡充やネーミングライツなどの取組みも進める。</p>	<p>①2010年度から2012年度までに365億円の債権処理を達成。 2013年度から2017年度までに412億円の債権処理を達成。 2018年度から2021年度までに259億円の債権処理を達成。 ⇒12年間累計 1,036億円</p> <p>②不動産売却額累計 ⇒1,107億円(2005-10年度) ⇒ 738億円(2011-15年度) ⇒ 592億円(2016-20年度)</p> <p>③収入額 2008～2011年度:3.6億円 2012～2016年度:4.6億円 2017～2021年度:4.8億円</p>
<p>④財務マネジメント 府のキャッシュフローやストックは民間企業に比べ非常に大きく、民間企業で行われている財務マネジメントを導入することで大きな効果を得られるにもかかわらず、これまで取組みが不十分。</p>	<p>資金の調達や運用などを総合的に管理することにより、「財務マネジメント」機能の向上に取り組み財務の効率性を高める。</p>	<p>④ 財務マネジメント機能の向上を図るための専属グループ(公債企画グループ)を設置し、府債発行時の金利(長期/短期)の複合活用による、公債費の抑制や、資金の効率的な運用を開始。</p>	<p>④ 金利(長期/短期、変動/固定)の複合活用及び預金、債券の同時運用を実施することで支払利子の低減、運用益の増収を実現。</p>

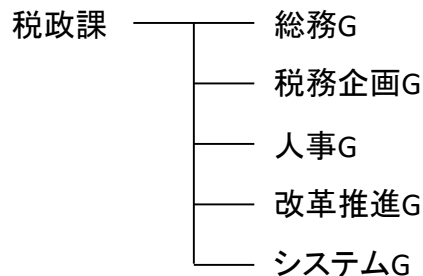
①債権管理の強化

■経緯

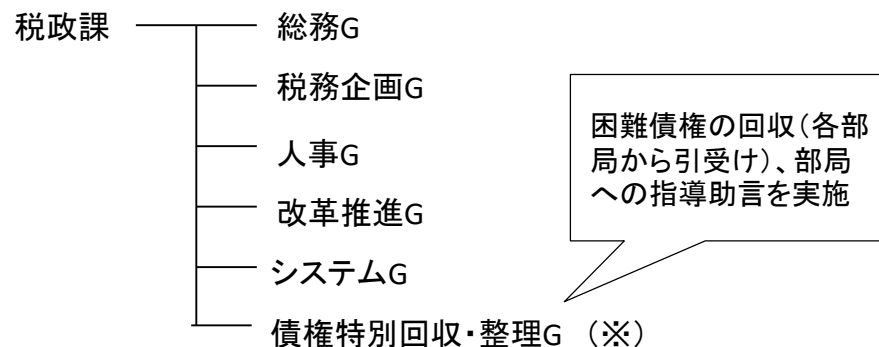


■実施体制

Before



After (2011年4月～)



※2017年からは機能を見直しの上総務Gに集約。集約後も継続して各部局を支援し、債権処理を促進。

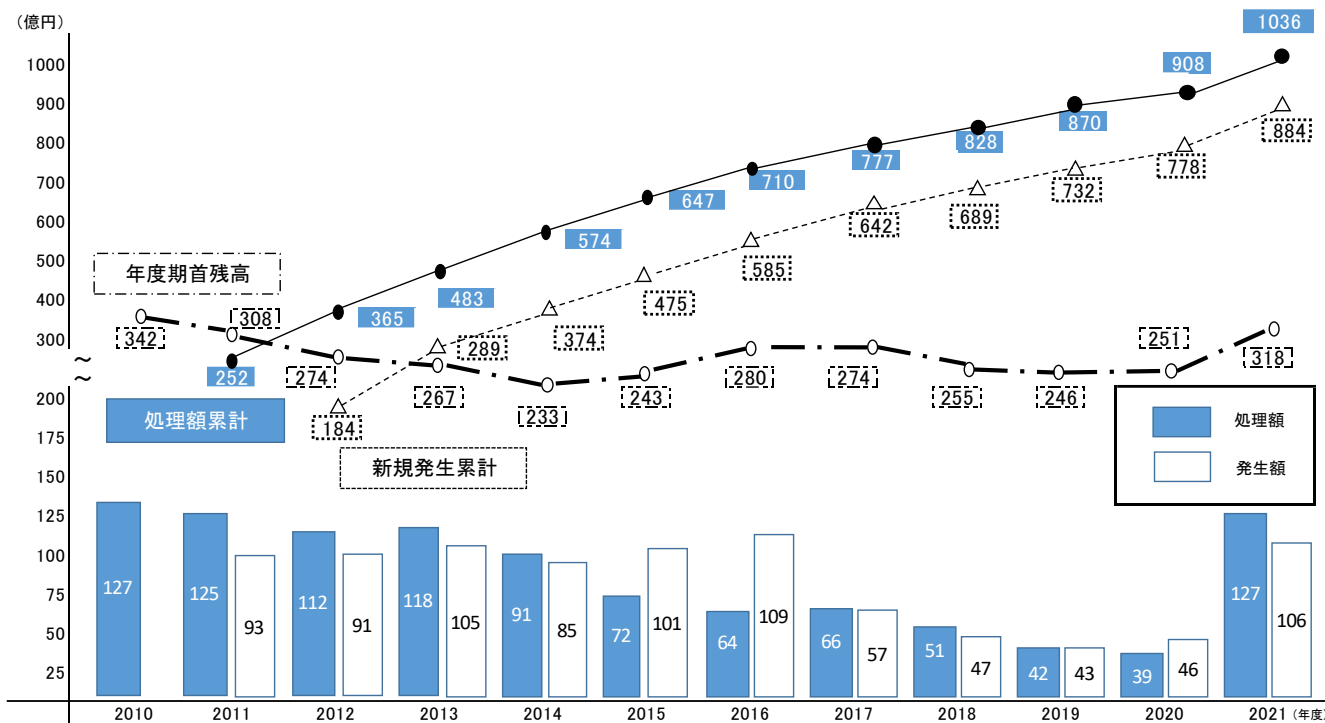
■滞納債権の回収・整理

2011年度から2016年度まで債権回収・整理の専属グループを設置。

2010年度期首に342億円に上っていた滞納債権について、着実に処理を進め、2021年度期末には、231億円まで減少。

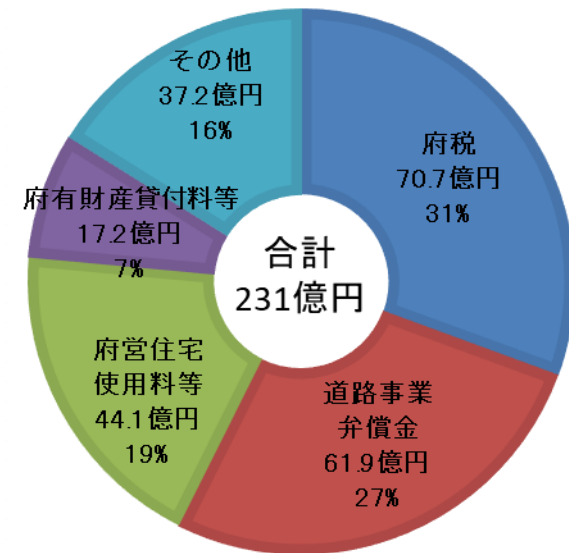
2010年度からの12年間で累計1,036億円を処理。

滞納債権の処理額と発生額の推移



※債権回収・整理計画の対象外債権(市町村賦課徴収を行う個人府民税)を除く。

滞納債権の内訳 2021年度決算額



②府有財産の活用・売却

■経緯

2008年	2009年	2010年	2011年～
-------	-------	-------	--------

▲09年6～8月
府有施設の1割程
度の147件を抽
出調査

▲10年6月
府有財産自主点
検調査の実施・結
果公表

■府有財産の売却

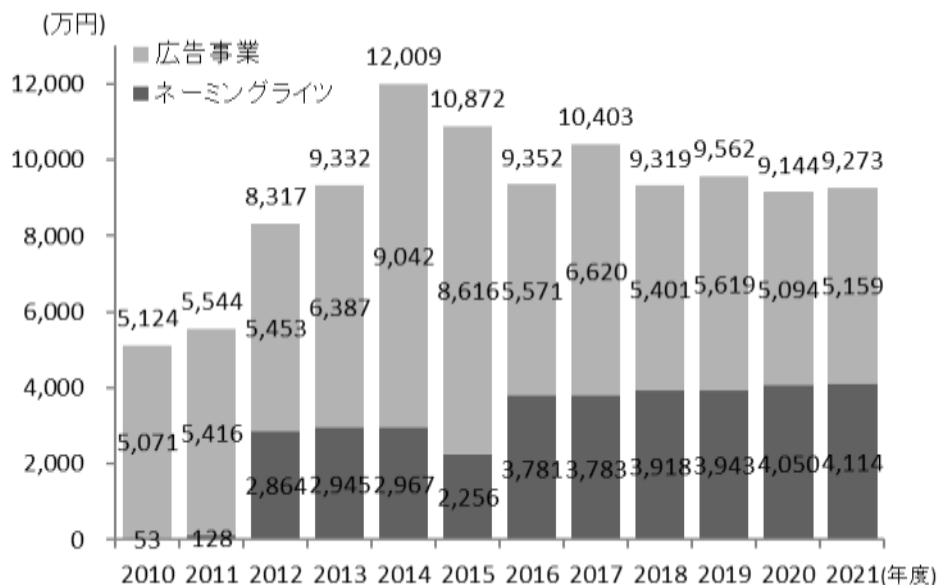
活用財産の掘り起しとして、2009年から2010年に「府有財産自主点検調査」を実施し、新たに174件を活用(売却、貸付)可能と認定した。2005年以降累計で見ても、都市部を有する他府県を大きく上回る売却を行ってきた。



③ 広告事業・ネーミングライツ等のさらなる推進

広告事業、ネーミングライツによる収入は、2010年度5,124万円に比べ2012年度に8,317万円、2014年度に1億2,000万円超となり、その後も毎年1億円程度を維持。

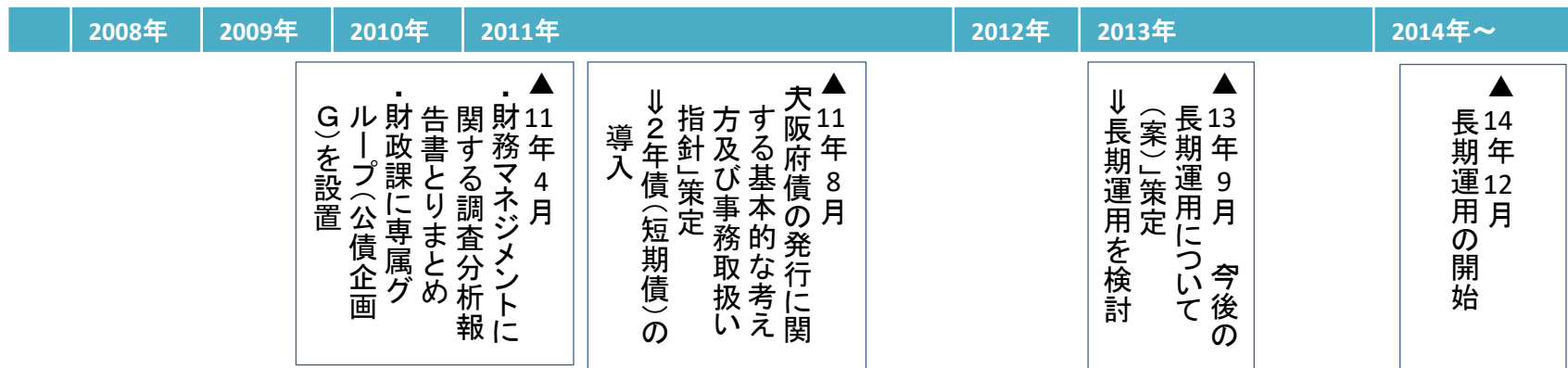
特に、ネーミングライツは府立体育館や門真スポーツセンターのネーミングライツが決まったこと等により大きく伸びた。(2010年度 53万円⇒2012年度 2,864万円⇒2017年度3,783万円⇒2021年度4,114万円)



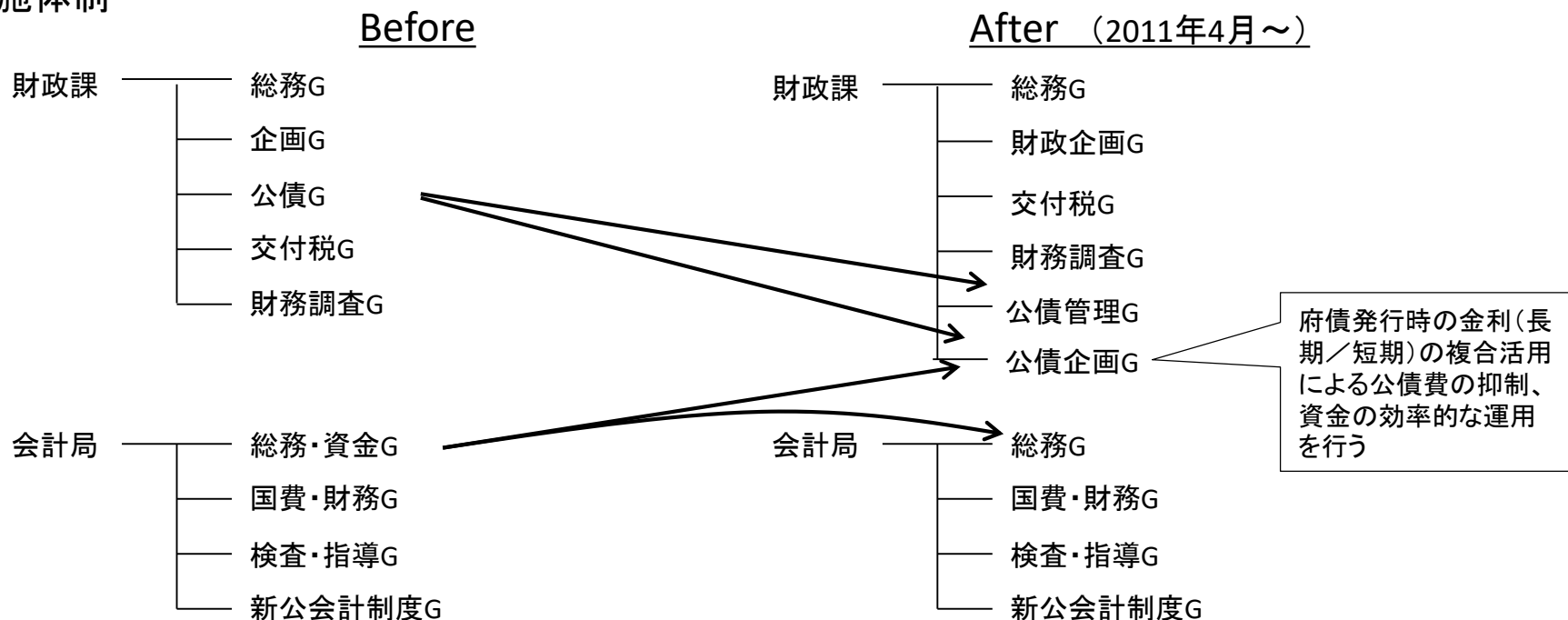
主な契約事例		※金額は、当該年度の収入額
2005年	パスポートセンター壁面広告の掲出、企業チラシラックの設置	240万円 ※全国初
	府ホームページへのバナー広告掲載	719万円 ※都道府県2例目
2008年	流入車規制適合車等標章交付請求書写しに広告掲載	310万円
2010年	歩道橋命名権を締結 (※全国初) ※2011年1月以降は随時募集に切替えて順次拡大。2021年度では、24か所の歩道橋で実施し、収入総額は700万円となっている	45万円
2012年	大阪府立体育会館の命名権締結	2625万円
2013年	千里中央駅連絡通路(府道大阪中央環状線)に広告を掲出	55万円
2015年	門真スポーツセンターの命名権締結	540万円

④財務マネジメント

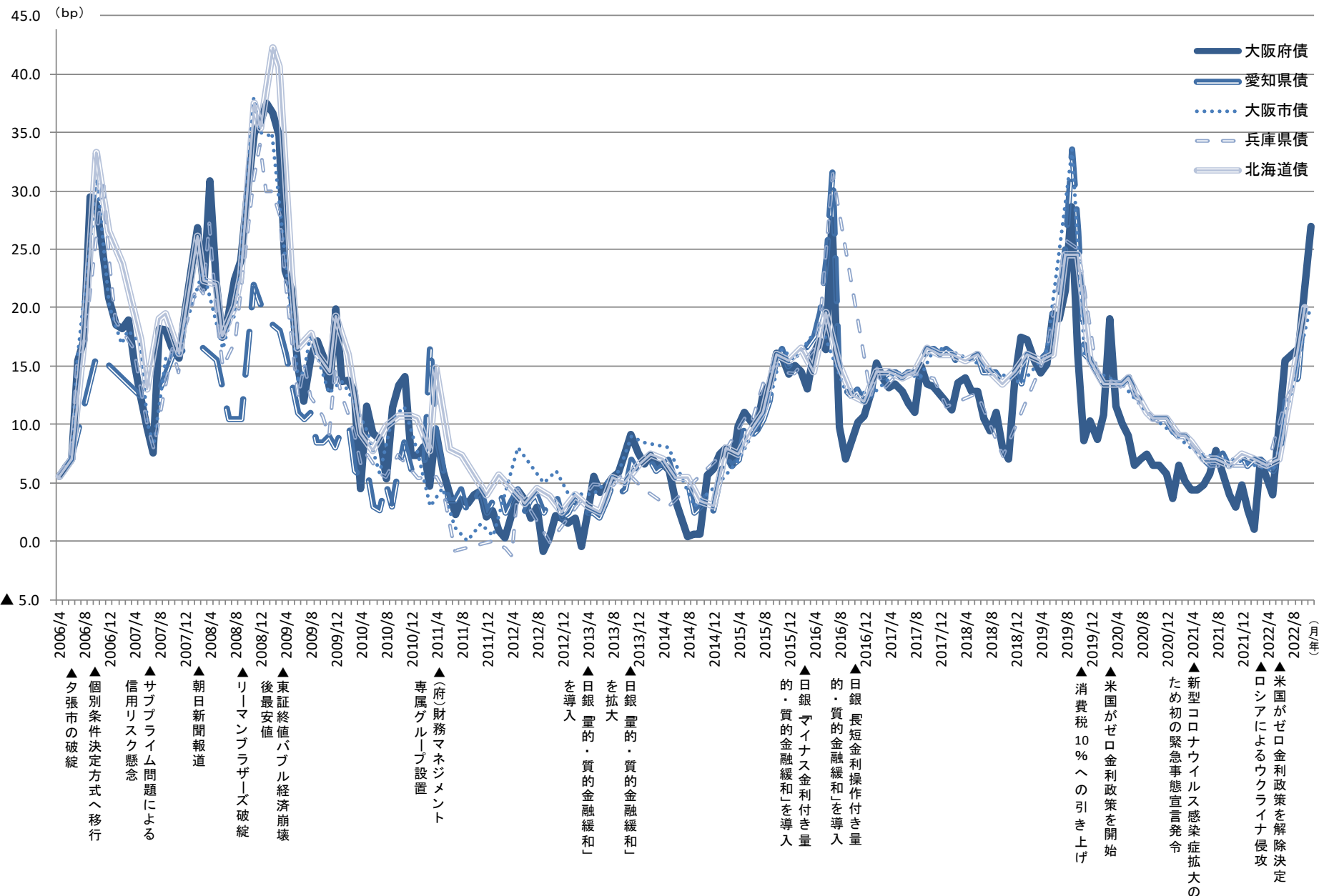
■経緯



■実施体制



■新発地方債におけるスプレッド(国債との利回り差)の推移



※財務マネジメント資料等をもとに財政課作成

Ⅲ 行財政改革

【人事】

(3) 人事・給与制度

(4) 公募制度

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・財政改革の一環として、1997年度より、昇給の停止や給料水準の見直し、手当のカットを実施し、2007年度までに約1,170億円を削減。</p> <p>・また、計画的に職員数を削減し、2008年度には、人口10万人当たりの職員数が106.5人(全国平均201.6人)、ラスパイレス指数98.5(全国30位)の水準となる。</p> <p>・一方で、給与制度については、年功序列的な部分があるなど、「頑張った人が報われる」制度とは必ずしもなっていない状況。</p> <p>・また、より一層、府民の信頼を得る必要が生じており、人事給与システムの構築が求められている。</p>	<p>・透明性を高め、頑張った人が報われ、能力、資質及び執務意欲が向上する等、人事給与面等で魅力がある制度の構築が求められる。</p>	<p>①府独自の給与制度改革</p> <p>②職員採用試験の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験科目の見直し <ul style="list-style-type: none"> - 択一式と記述式専門を廃止 - エントリーシート導入(受験者の意欲・行動力などを問う) - 人物評価の重点化(都道府県で初の取り組み) ・試験日程の見直し <ul style="list-style-type: none"> - 民間就職活動のスケジュール、社会人等の転職のタイミングを踏まえた日程を設定 <p>⇒2015年に、より優秀な人材を確保できるよう、試験内容の一部見直し等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 小論文を廃止 - SPI3導入、論文試験を、見識分野と法律・経済分野からの選択制に <p>③相対評価の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員基本条例(2012年4月施行)において、予め分布割合を定め、相対評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> 第一区分 5% 第二区分 20% 第三区分 60% 第四区分 10% 第五区分 5% ・評価結果を給与、任用、研修などに反映 <p>④再就職等に関する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤続20年以上の職員又は職員であった者の出資法人等への再就職の原則禁止等を定める「職員基本条例」を制定(2012年7月施行) ・条例改正により、管理職の職員又は職員であった者を規制対象に追加(2014年4月施行) ・退職後に再就職した職員の現職職員に対する働きかけの禁止を定める「職員の退職管理に関する条例」を制定(2011年3月施行) ・地方公務員法の改正により、働きかけの禁止の根拠規定が条例から法及び条例に変更(2016年4月施行) <p>⑤政治規制等3条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例 ・労使関係における職員団体等との交渉に関する条例 ・職員の政治的行為の制限に関する条例 	<p>・より職務給原則を徹底した給与制度の実現</p> <p>・部長級・次長級の定額制は全国初(2011年度)</p> <p>・申込者数の増加(行政職 22-25) 2008～2010年 平均: 644名 2011～2022年 平均: 2,004名 ※制度実施12年目。人材の確保状況については検証中</p> <p>・条例の目的に合致したものとなっているか毎年度検証作業を実施</p> <p>・2020年度以降の人事評価結果の給与反映の見直し(昇給及び勤奨手当のメリハリを強化、昇給の将来への影響を抑制する制度)</p> <p>・条例等による厳格な再就職規制等により、一層の透明性を確保するとともに、公務の公正性、府民の信頼を確保</p> <p>・2014年4月施行。条例に基づいて適正に運用され、透明性がより一層向上。</p>

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・財政改革の一環として、1997年度より、昇給の停止や給料水準の見直し、手当のカットを実施し、2007年度までに約1,170億円を削減。</p> <p>・また、計画的に職員数を削減し、2008年度には、人口10万人当たりの職員数が106.5人(全国平均201.6人)、ラスパイレス指数98.5(全国30位)の水準となる。</p> <p>・一方で、給与制度については、年功序列的な部分があるなど、「頑張った人が報われる」制度とは必ずしもなっていない状況。</p> <p>・また、より一層、府民の信頼を得る必要が生じており、人事給与システムの構築が求められている。【再掲】</p>	<p>・透明性を高め、頑張った人が報われ、能力、資質及び執務意欲が向上する等、人事給与面等で魅力がある制度の構築が求められる。</p> <p>【再掲】</p>	<p>⑥定年引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から定年年齢を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる(令和13年度完成) ・管理監督職勤務上限年齢(60歳)に達した管理職を管理監督職以外の職に降任する役職定年制を導入 ・当分の間、60歳を超える職員の給料月額は60歳前の7割水準に設定する ・60歳の年度末以降、定年退職までの間に退職した者を、短時間勤務の職で任用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入 ・定年を段階的に引き上げる移行期間において、定年後65歳までの間、1年を超えない範囲で任期を定めて再任用(フルタイム・短時間)することができる暫定再任用制を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力と意欲のある高齢期職員を最大限活用 ・次世代へ知識、技術、経験などを継承

■人事・給与制度改革の経過

	2011年度	2012年	2013年	2014年～	2018年～	
①府独自の給与制度改革	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度改革の実施 ・給料表を再編 -1つの役職に1つの職務の級を割り当て -昇任しない限り昇格しない制度へ ・「職務給原則」の徹底 -部長級・次長級の定期昇給廃止、給料月額定額化 ・役職間の給料月額重複解消 -給料表「号」を見直し、「重なり」幅を縮減 ・技能労務職員に技能労務職給料表を適用 				<ul style="list-style-type: none"> ・2015年給与制度の総合的見直し(即時実施) 	
②職員採用試験の抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・試験科目・日程を変更 -択一式と記述式専門を廃止 -エントリーシート導入 -人物評価の重点化 				<ul style="list-style-type: none"> ・2015年試験内容を一部見直し -SPI3導入等 	
③相対評価の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年度から職員の勤務実績や能力を評価する制度(人事評価制度)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> <相対評価の試行実施> ・制度全体のシミュレーション実施 ・結果検証の上、翌年度からの本格実施に向けた制度設計 	<ul style="list-style-type: none"> <本格実施> 			
④再就職等に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の退職管理に関する条例(2011年3月施行)を制定(運用は2012年度から) -府の再就職支援の方針を明記 -退職後に再就職した職員の現職職員に対する働きかけの禁止 -再就職届出の義務化と管理職退職者等の再就職情報の公表 -規制違反に関する人事委員会の関与等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員基本条例(2012年7月施行)で再就職等に関して規定 -勤続20年以上の職員又は職員であった者等の出資法人等への再就職を原則禁止 -職員による再就職のあっせんの禁止 -規制違反に関する人事監察委員会(外部委員で構成)の関与等 				<ul style="list-style-type: none"> ・2014年改正条例により規制対象を追加 ・2016年 地方公務員法改正に伴う罰則規定整備
⑤政治規制等3条例の制定			<ul style="list-style-type: none"> 以下の条例制定(2014年4月施行) ・政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例 ・労使関係における職員団体等との交渉に関する条例 ・職員の政治的行為の制限に関する条例 			

■ 人事・給与制度改革の経過

2011年度

2012年

2013年

2014年～

2023年～

⑥定年引上げについて

・2023年度から定年年齢を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる(2031年度完成)

①給与制度改革 ～「職務給の原則」の徹底


大阪府独自の給与制度改革により、「職務給の原則」を徹底した。



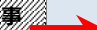

- ・ 上位の役職につかない限り、上位の職務の級の給料は支給されない。
- ・ 部長級、次長級については、定期昇給を廃止し、「定額制」とした。

職務の級の再編

【行政職給料表】

(改正前)

(注)  一定の年数が立てば、上位の役職の給料となる仕組み

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
役職等	主事・技師		副主査	主査級 			課長級 		部長級	本庁部長	
			主任主事 主任技師 		課長補佐級			次長級 			
(改正後)											
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級			
役職等	主事・技師		副主査	主査級	課長補佐級	課長級 所属長以外 所属長		次長 【定額制】	部長 【定額制】		

※「職務の級」は、役職等の職務の複雑、困難及び責任の度に応じて設定する給料表の区分。

②職員採用試験の抜本的見直し

■見直しの内容(行政職)

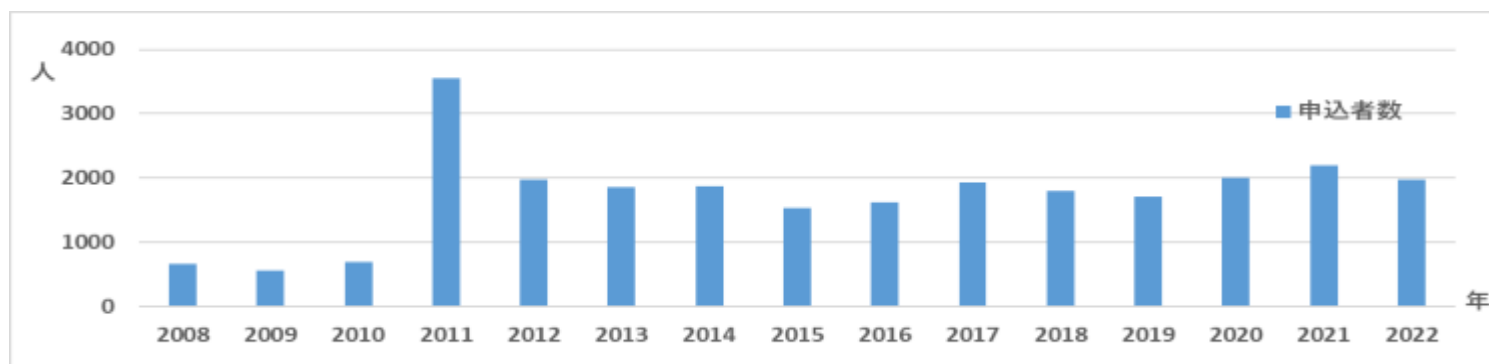
エントリーシートの導入や、択一・記述式試験の廃止等、府として求める人材をより確実に獲得できる試験制度へ再構築した。

2015年に、より優秀な人材を確保できるよう、試験内容の一部見直し等を実施した。

見直しの項目	内容		
	2010年実施試験まで	2011年実施試験～	2015年実施試験～
試験区分	①高校卒程度(18～21歳) ②大学卒程度(22～29歳) ③社会人採用(30～34歳)	①18～21歳 ②22～25歳 ③26～34歳	
試験科目	①1次 択一式、作文 ②1次 択一式;2次 記述式(見識・専門) ③1次 択一式、記述式(見識)、経験論文	①1次 択一式、作文(変更なし) ②1次 小論文、エントリーシート;2次 論文 ③1次 小論文、エントリーシート;2次 論文	①1次 択一式、作文 ②1次 SPI3、エントリーシート;2次 論文(見識分野と法律・経済分野からの選択制) ③1次 SPI3、エントリーシート;2次 論文
面接等の種類	①2次 個別面接 ②2次 個別面接;3次 個別面接、集団討論 ③2次 プレゼン面接;3次 個別面接、集団討論	①2次 個別面接(変更なし) ②2次 個別面接;3次 個別面接、グループワーク、適性試験 ③2次 プレゼン面接;3次 個別面接、グループワーク、適性試験	①2次 個別面接 ②2次 個別面接;3次 個別面接、グループワーク ③2次 個別面接;3次 プレゼン面接、個別面接、グループワーク
試験実施時期	①9月下旬 ②6月下旬 ③6月下旬	①9月下旬(変更なし) ②5月上旬 ③10月中旬	①9月下旬 ②5月下旬 ③10月中旬

■行政職大学卒程度 申込状況

2011年の見直し後、申込者数の平均は、約3倍に増加した。



③相対評価の導入

■相対評価の反映

分布の割合を定めて区分し、職員がどの区分に属するか評価する方法

➔ 前年度の評価結果に応じ、勤勉手当に差を設ける

(勤勉手当の総額では、最大約156万円(2022年度)の差を設ける等、仕事の成果をきっちりとし給与に反映)

分布の割合と2021年度実績(分布の割合は条例に記載:第一区分が最上位)

区分	第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分
分布の割合	5%	20%	60%	10%	5%
2021実績	486人	1,711人	5,136人	845人	411人

モデルによる勤勉手当の差 (第一区分【最上位】と第五区分【最下位】の支給額差)

職階	部長	次長	課長 (55歳)	課長補佐 (45歳)	主査 (35歳)	主事 (25歳)
支給額差	156万円	140万円	101万円	44万円	30万円	18万円

(注) 2022年度(人事委員会勧告反映前)の参考モデル
(2021年度の実施結果に基づくもの)

■絶対評価と相対評価の割合分布（2021年度実施結果）

- ・ 相対評価の一部の区分において、絶対評価との乖離が発生
- ・ 特に絶対評価が良好「B」の職員のうち、相当数が下位の相対評価に分布

絶対評価基準		相対評価		絶対評価					割合
		第一区分	第二区分	第三区分	第四区分	第五区分	総計		
際立って優れている	S	6					6	0.1%	
非常に優れている	A	480	1,415	485			2,380	27.7%	
良好	B		296	4,651	845	297	6,089	70.9%	
やや劣る	C					44	44	0.5%	
劣る	D					70	70	0.8%	
	総人数	486	1,711	5,136	845	411	8,589	100.0%	
	割合	5.7%	19.9%	59.8%	9.8%	4.8%	100.0%		

Ⅲ【人事】（４）公募制度

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
知事・副知事に次ぐ府政運営の重要な役割を担う職である「部長」の登用に際しては、行政・民間を問わずマネジメント力・リーダーシップに長けた優秀な人材を任用することが必要。	部の長の職等については、庁内外を問わず広く人材を募集し、より優秀な人材を確保。	職員基本条例（2012年3月制定）に基づき、部の長の職等については、原則、公募（職員からの募集を含む）により任用。	職員基本条例に基づき部長ポストを公募 ⇒10名のうち4名が公募を経て任用された部長 （2022年4月現在）

■部長公募の実施状況・成果

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
部長ポスト	9人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	11人	11人	10人
うち 公募部長	1人 (11%)	2人 (20%)	3人 (30%)	3人 (30%)	3人 (30%)	4人 (40%)	3人 (30%)	3人 (30%)	5人 (45%)	5人 (45%)	4人 (40%)
うち 外部人材	1人 (11%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	1人 (10%)	2人 (18%)	2人 (18%)	1人 (10%)

■部長公募の実施経過

2012年	2013年	2014年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	
<p>▲ 12年2月 商工労働部長を公募 (庁外の者のみ対象)</p> <p>△ 12年3月 職員基本条例制定↓部長は原則公募に職員からの任用含む)</p>	<p>▲ 12年4月 商工労働部長就任</p> <p>▲ 12年11月 福祉部長を公募</p>	<p>▲ 13年4月 福祉部長就任</p> <p>▲ 13年11月 健康医療部長、住宅まちづくり部長を公募</p> <p>△ 13年12月 商工労働部長による不祥事発生 懲戒処分(減給6月)↓自主退職</p> <p>▲ 14年4月 健康医療部長就任 住宅まちづくり部長就任</p> <p>△ 14年9月 公募制度の今後の方向性に「つて」を取りまとめ</p>	<p>▲ 16年10月 商工労働部長、環境農林水産部長、住宅まちづくり部長を公募</p>	<p>▲ 17年4月 商工労働部長、環境農林水産部長、住宅まちづくり部長 就任</p>	<p>▲ 18年11月 環境農林水産部長、住宅まちづくり部長を公募</p>	<p>▲ 19年4月 環境農林水産部長、住宅まちづくり部長 就任</p>	<p>▲ 19年11月 福祉部長、商工労働部長を公募</p> <p>▲ 19年12月 スマートシティ戦略部長を公募</p>	<p>▲ 20年4月 福祉部長、商工労働部長、スマートシティ部長 就任</p>	<p>▲ 21年10月 福祉部長、環境農林水産部長を公募</p>	<p>▲ 22年4月 福祉部長、環境農林水産部長 就任</p>

■選考経過 ※()内は府職員

実施年度	募集ポスト	申込者数	一次合格者数	二次合格者数	最終合格者
2011	商工労働部長	13名	8名	2名	外部人材
2012	福祉部長	30名(2名)	10名(2名)	4名(2名)	府職員
2013	健康医療部長	2名(1名)	2名(1名)	2名(1名)	外部人材
	住宅まちづくり部長	11名(3名)	6名(3名)	3名(2名)	府職員
2016	商工労働部長	6名(2名)	3名(2名)	3名(2名)	外部人材
	環境農林水産部長	4名(4名)	4名(4名)	3名(3名)	府職員
2018	住宅まちづくり部長	2名(1名)	1名(1名)	1名(1名)	府職員
	環境農林水産部長	1名(1名)	1名(1名)	1名(1名)	府職員
2019	住宅まちづくり部長	8名(5名)	6名(5名)	3名(2名)	外部人材
	福祉部長	5名(4名)	3名(3名)	2名(2名)	府職員
2021	商工労働部長	14名(3名)	5名(3名)	4名(3名)	府職員
	スマートシティ戦略部長	14名(外部のみ)	11名(外部のみ)	3名(外部のみ)	外部人材
2021	福祉部長	3名(2名)	3名(2名)	2名(1名)	府職員
	環境農林水産部長	4名(4名)	4名(4名)	2名(2名)	府職員

Ⅲ 行財政改革

【業務執行の刷新】

- (5) 働き方改革
- (6) ICT活用
- (7) サービス改善
- (8) 市町村との連携強化、市町村支援等
- (9) 補助金等の見直し
- (10) 府民利用施設の廃止・改革

Ⅲ (5) 【業務執行の刷新】働き方改革

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>少子高齢化による生産年齢人口の減少、育児や介護など制約のある働き手の増加、女性の社会進出など、社会的にワークライフバランス実現の要請が高まっている。</p> <p>大阪府庁においても、長時間労働や固定的な働き方を前提とした労働環境が続くなど、状況の改善が必要。</p> <p>さらに、2020年からは、新型コロナウイルスへの対応やポストコロナを見据えた府政の推進にあたり、柔軟な働き方の浸透を図るとともに、長時間労働の是正や育児休業等の取得促進などが一層必要。</p>	<p>仕事の質を高め、組織パフォーマンスの最大化を図りつつ、職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を加速させる。</p>	<p>○大阪府庁版働き方改革 (第1弾:2016年11月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上司の働き方をかえる ・柔軟な働き方を提案 ・長時間労働を是正 <p>(第2弾:2017年9月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の手間に潜むムダをスリム化する ・制約をなくし、柔軟な働き方を提案する ・長時間労働を抑制する ・知識や経験を補う ・庁内推進体制と部局の取組サポート <p>(リニューアルバージョン:2021年3月策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの項目の最新の取組み状況や、各部局の取組を紹介することで、職場環境・実態に応じた自発的な取組みの促進と横展開をめざす。 	<p>一長時間労働の抑制 2021年度実績(2016年度比)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務総時間数 +33,272時間(+3.3%) ・月80時間超え職員数 前年度比 ▲33人(▲8.4%) <p>※新型コロナウイルス感染症による通常業務への影響等により、2016年度比で総時間数は増加となったが、月80時間超の職員数は減少した。</p> <p>一柔軟な働き方の実現(選択肢の多様化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの強化 ・サテライトオフィスの拡充 ・勤務時間の柔軟化 ・フリーアドレス(一部所属での導入) ・フレックスタイム制度の導入 <p>一組織風土改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC一斉シャットダウンシステムの導入と、時間外勤務縮減に向けた意識の向上 ・働き方改革推進アンバサダーの取組 <p>一ICTを活用した業務改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声認識技術(AI)を活用した議事録等作成業務の効率化 ・RPAを活用した庁内業務の効率化 ・ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を導入 <p style="text-align: right;">など</p>

■策定経過



■大阪府庁働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	経過
組織風土改革	【重点】 パソコン一斉シャット ダウンシステムの構築	◎パソコン一斉シャットダウンシステムの導入 ◆目的 時間外勤務縮減に向けて上司と職員の更なる意識改革を図る。 ◆対象 管理職以外の全職員(府立学校・警察はシステム対象外) (なお、部局と調整の結果、当面の間はコロナ対応部局等でのシャットダウンは行わないこととしている。)	リニューアルバージョン から取組開始
	【重点】 AI・RPAを活用した 業務の効率化	◎次世代情報システム技術の導入 ◆人工知能(AI)の事例研究、企業の先端技術の情報把握、自治体導入事例などの 情報の把握 ◆音声認識技術(AI)を活用した議事録等作成支援システムの導入 ◆RPA導入の実証実験の実施、試行導入を経て2020年度から本格導入(通勤経路 検索業務、照会集計業務など)	リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)
	【重点】 会議の効率化	◎効果の上がるミーティング ◆働き方改革・ITセミナーで民間企業の取組講演 ◎ペーパーレス・ミーティングの推進 IT・業務改革課内で実践(タブレット端末機、モニターを活用) ◆庁内ニーズ把握 26所属から回答 ◆ペーパーレス会議指針の策定 ◆ペーパーレス用タブレットの導入	リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)
	イクボス運動の展開	◆『イクボス運動ポスター』を各部局に配布 ◆知事によるイクボス宣言の実施	リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)
	上司のマネジメント力の 発揮	◎上司がマネジメント力を発揮して自ら実践 ◆全庁周知を実施 ◆各種研修(管理職研修等)やセミナー等を通じた啓発を展開	リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)
	グループ長のマネジメント力 の向上	◆課長補佐級研修(マネジメント上級)、主査級職員研修(マネジメント基礎)の実施と 各職場での共有(毎年度)	リニューアルバージョン から開始
	定時退庁の取組み	◆『定時退庁の取組ちらし』を各部局に配布 ◆ゆとり推進月間(毎年11月)に合わせ重点的に取り組む ◆ゆとりの日に併せた庁内放送のリニューアル及び職員端末機への定時退庁促進の お知らせ表示を実施	リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)

■大阪府庁版働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	取組の経過
組織風土改革	時間外勤務の見える化	<ul style="list-style-type: none"> ◆『時間外管理シート』を各部局に配布 ◆RPAを活用し、全部局の時間外管理シートを作成 	リニューアルバージョンで取組強化(第一弾～)
	過重労働ゼロに向けた改善措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆時間外勤務実績が月80時間を超えている職員に対し、部局の次長等による面談を実施し、改善方策を検討・実施 ◆過重労働者の状況 延べ274名(2021年度) 	第一弾から継続
	年次休暇の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆全庁周知を実施 ◆ゆとり推進月間(毎年11月)に合わせ重点的に取組む 	第二弾から継続
	キャリア形成に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎若手職員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ベテラン職員の知識・経験を有効活用するため、センター研修等を通じた働きかけを実施 ◆センター研修において昇任時等における研修を体系的に実施 ◎女性職員への支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆女性活躍推進研修にて女性先輩職員によるパネルディスカッションを実施 	リニューアルバージョンから掲載
	時間外勤務実績に着目した人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ◆削減 3部局から28人 ◆配置 8部局へ28人 (2017年度のみ実施) 	第一弾で実施
	電子決裁のスリム化	<ul style="list-style-type: none"> ◆2017.9.15以降に起案する文書から適用 	第二弾から継続
	決裁権限の下位委譲	<ul style="list-style-type: none"> ◆事務決裁規程及び実施細目を改正(2017.12施行) 	第二弾から継続
	時間外勤務の適正な把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆全庁周知を実施 ◆ゆとり推進月間(毎年11月)に合わせ重点的に取組む ◆次長会議・働き方改革推進責任者会議による周知 	リニューアルバージョンで取組強化(第二弾～)
	前倒し採用の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆2017.11から実施 	第二弾から継続
	庁内ウェブページの検索機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆絞込み検索機能の上手な使い方の紹介、マニュアルの整備 ◆IT・業務改革課の庁内ウェブページの再構築・シェアポイントへの移行 ◆しごとポータルサイトの改善 	第二弾で取組完了
	庁内推進体制と部局の取組サポート	<ul style="list-style-type: none"> ◆働き方改革推進責任者会議の定期的な開催 ◆働き方改革・ITセミナー(毎年度1回実施) 	第二弾から継続

■大阪府庁版働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	取組の経過
	<p>【重点】 勤務時間の柔軟化</p>	<p>◎勤務時間の割振り変更 ◆利用業務 夜間の住民説明会や早朝の啓発事業など一時的に発生する時間外業務にあわせ、勤務時間を柔軟に変更(7時～22時) ◆利用実績 延べ128名(2021年度)</p> <p>◎咲洲庁舎の昼休み(休憩時間)の柔軟化 ◆利用実績 207名(2022.3実績)</p> <p>◎全庁の昼休み(休憩時間)の柔軟化 ◆利用実績 548名(2022.3実績)</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)</p>
<p>柔軟な働き方の実施</p>	<p>【重点】 テレワーク ～在宅勤務の定着～</p>	<p>◎テレワーク(在宅勤務)の試行実施 ◆テレワークの効果や課題を検証 ◆働き方改革・ITセミナーで民間企業の取組講演 ◆対象を全所属に拡大(2018.7～)</p> <p>◎モバイル型パソコンの導入 ◆調達台数 25台(2018年:10台、2019年:15台) ◆利用対象 所属長・グループ長や育児・介護等要件のある職員を対象に試行実施 ◆利用実績 延べ478回</p> <p>◎緊急テレワークシステムの導入(新型コロナウイルス感染症対策) ◆自宅パソコンから庁内と同じような環境で一定範囲の業務ができる「緊急テレワークシステム」を導入</p> <p>◎ウェブ会議システム「Microsoft Teams」の導入 ◆全職員がいつでも庁外とのウェブ会議を出来るよう導入</p> <p>◎テレワーク定着化モデル所属(8所属)による実践 ◆テレワーク定着化モデル所属(8所属)を選定し、IT人材による課題抽出・解決策を提案、「モデル所属事例集」としてとりまとめ ◆民間のIT人材の知見を活かし、テレワーク定着化に向けた「働き方改革ガイドライン」をとりまとめ。(管理職向けガイドラインを2022.2末、全体のガイドラインを2022.3末にとりまとめ)</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第二弾～)</p>
	<p>【重点】 テレワーク ～モバイルワークの推進～</p>	<p>◎タブレット端末機の本格導入(2017.8～) ◆調達台数 500台 ◆利用業務 児童相談担当:担当者が面談時の報告書作成 土木担当:災害時での道路・河川等の画像報告 など</p> <p>◎タブレット端末機の更新及び機能改善(2021.8) ◆調達台数 350台</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)</p>

■大阪府庁版働き方改革の取組状況

観点	取組	取組状況	取組の経過
柔軟な働き方の実施	<p>テレワーク ～サテライトオフィスの 拡充～</p>	<p>◎サテライトオフィス試行実施 ◆導入場所 泉北府民センター内(3階 企画厚生課分室)(2017.4に開設) ◆利用対象 育児・介護等を行う職員、出張中の業務中継拠点(最大6名程度が 執務可能) ◎サテライトオフィスの利用拡大(2017.9から実施) ◆利用要件の拡大(ソロワーク利用、親族に対する一時的な介助) ◎サテライトオフィスの拡充 ◆導入場所(2022.11時点 計4か所) 泉北(2017.4)・三島(2019.5)・大手前(2021.4)・咲洲(2021.5) ◆利用実績 延べ383名(2021年度)</p>	<p>リニューアルバージョンで 取組強化(第一弾～)</p>
	<p>フリーアドレスの試行実施</p>	<p>◆IT・業務改革課業務改革G内で実践(8名) セキュリティ・個人ロッカー購入、モバイル型内線の試行 ◆行政経営課公民戦略連携デスクで実践(2018.4～)</p>	<p>第二弾から継続</p>

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>情報通信技術 (ICT) は大きく発展しており、生産性の向上などの社会的課題の解決にICTの利活用が有効。</p>	<p>① 次世代技術等のICTを行政活動に導入することで職員の生産性の向上や業務の効率化を図る。</p>	<p>①次世代技術等の導入</p> <p>■ICTの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末機を本格導入 (500台) (2017年8月～2021年7月) ・タブレット端末機の更新及び機能改善(350台)(2021年8月～) ・大手前庁舎に無線LANを整備 (2016年12月) ・ウェブ会議システム「Microsoft Teams」を導入(2021年3月～) <p>■AI・RPAの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声認識技術 (AI) を活用した議事録等作成支援システムの導入 (2018年5月～) ・RPAの導入 (2019年5月～) 	<p>①次世代技術等の導入</p> <p>■ICTの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主にモバイルワークへ活用し、府職員の働き方改革を推進。 ・職員端末機の利便性向上。 ・全職員がいつでも庁外とのウェブ会議が可能に <p>■AI・RPAの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録等の作成に係る負担軽減 ・パソコン上で行う単純な繰り返し作業をRPAにより自動化し、業務を効率化

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>情報通信技術(ICT)は大きく発展しており、生産性の向上などの社会的課題の解決にICTの利活用が有効。</p>	<p>② 行政情報のオープンデータ化や利活用、クラウドサービス活用などによる府民サービス向上に取り組む。</p>	<p>②オープンデータ等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集やリンケージ等活用に必要な仕組みや費用対効果、集約されたデータの活用可能性など府としての方向性を検討し、取組みを進める。 ・クラウドサービス等を活用した行政手続きのオンライン化を進める。 	<p>②オープンデータ等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータポータルサイトの運用 <ul style="list-style-type: none"> - 府のホームページ内に全庁のオープンデータをまとめて掲載する「ポータルページ」を開設(2015年1月) - 庁内各部局のデータ取得や更新等を容易に行うことができ、府民への発信等を行うことができるオープンデータサイトの運用を開始。(2021年8月) ・デジタルマップ等の展開 <ul style="list-style-type: none"> - 庁内各部局だけではなく、市町村等のデータを活用して、赤ちゃんの駅マップ等のデジタルマップサービスを府民等に提供。(2021年2月) ・新型コロナウイルス感染症対策関連業務を中心に、迅速に手続きのオンライン化を展開し、府民の利便性が向上(2020年4月～)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>従来の各施設での業務改善は、主にコスト削減を重視したものであり、府民・利用者へのサービス向上という観点での業務改善が十分ではなかった。</p> <p>そこで、2008年に知事が、府民に直接サービスを提供する施設の管理運営のあり方の検証・見直しを全部局に指示。</p>	<p>府民のニーズ・満足度、時代の要請、戦略的な施設改修、コスト管理、増収の工夫などの観点から、管理運営を抜本的に改善。</p> <p>施設の現場が主体的に改善案を検討・企画。</p> <p>利用者満足度調査手法を活用したPDCAのマネジメントサイクルを導入・確立。</p>	<p>「府庁ホスピタリティ向上調査」を実施(2008年)</p> <ul style="list-style-type: none"> -調査対象:4施設 -利用者満足度調査(利用者へのアンケート調査) -サービス観察調査(匿名の民間調査員による接遇調査) <p>2009年度以降、府民サービスを提供する施設(55施設※)について3年に1度のサイクルで利用者満足度調査を実施。調査結果を踏まえ、施設が改善案を企画・検討・実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> -サービス改善に取り組んだ施設:51施設(改善点) ・利用時間の延長 ・施設改修 ・ICT改善 ・サービス改善 など <p>※51施設・・・公の施設、府の機関、その他の施設。ただし、府営公園内のプール、箕面昆虫館、都市緑化植物園については、府営公園とは別にそれぞれ1施設として調査を実施</p>	<p>利用者満足度調査等による継続的なニーズ把握・効果検証、PDCAマネジメントが一定定着。</p> <p>府民ニーズや時代の要請に合わせたサービス内容の改善や、ICTを活用した積極的な情報発信が実現。</p> <p>また、抜本的な改善とまでは位置付けられないものでも、府民ニーズ等を意識した日常業務の改善・工夫も定着しつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者数(公の施設) 27,326,387人(2008年) ➡27,973,895人(2012年) (2008年比:102.4%) ➡32,428,100人(2015年) (2008年比:118.7%) ➡32,191,571人(2017年) (2008年比:117.8%) ➡24,060,921人(2021年) (2008年比:88.1%)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

		主なサービス向上の取組み				
施設		ICT改善	施設改修	時間延長・時間滞改善	サービス改善	その他
1	青少年海洋センターファミリー棟	<ul style="list-style-type: none"> Wi-Fiの設置(2012年4月～2020年) ネット予約サイトの利用開始(2016年～2020年) ネット予約サイトの管理方法改善(2017年～2020年) Twitterアカウント開設(2022年～) <p>※2020年11月からコロナ禍の影響で休館中。開館に向け設備改修が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大浴場脱衣場床面マット張替(2012年8月) 客室バルコニー防水工事(2013年9月) 電話交換機設備改修工事(2015年4月) ボイラー制御盤補修工事(2016年3月) テニスコート人工芝補修(2017年3月) 全館洗浄機付きトイレ化(2018年3月) 高圧ケーブル改修(2022年8月) <p>※2020年11月からコロナ禍の影響で休館中。開館に向け設備改修が必要。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 海洋センターと受付システムを共有することで問合せに対し即対応、紹介が可能となる(2017年～2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ターゲットを明確にした新しいプランの企画・実施(2012年度以降順次) トレッキングプラン(中高年)、フィットネスセットプラン、アロマ教室とトレッキングのセットプラン(女性)など 海洋センターのプログラムの積極的な活用 マリンバッグ導入(マリンスポーツ体験+宿泊) 地元自治体と連携したプランの開発(合宿バッグ等)
2	青少年海洋センター	<ul style="list-style-type: none"> Facebookの開始(2011年～) Facebookによる情報発信の強化(2017年～) Instagramアカウント開設(2018年～) 	<ul style="list-style-type: none"> 宿舎入口扉への指詰め防止器具の取付(2012年5月) 宿泊管理棟トイレの一部洋式化(2013年1月) 浴室タイルの張替補修(2013年1月) 体育館床面補修(2013年2月) 宿泊管理棟の冷暖房設備の改修(2013年3月) 宿泊管理棟の冷暖房設備の一部改修(2013年8月、12月) 男女シャワールームへの手摺の設置(2014年2月) 外壁改修工事(2015年2月) 機械棟中央監視設備改修工事(2015年10月) 高圧ケーブル補修工事(2016年12月) 電気設備改修工事(2017年3月) 宿泊管理棟ファンコイル補修工事(2017年2月) 屋上シート防水工事(2017年5月) 宿泊管理棟ファンコイルユニット取替工事(2019年8月) テーブルリフター改修(2020年3月) ヨットハウスファンコイルユニット取替工事(2021年7月) 		<ul style="list-style-type: none"> ファミリー棟と受付システムを共有することで問合せに対し即対応、紹介が可能となる(2017年～2020年) 広報紙やチラシにQRコードを掲載し、携帯電話・スマホからの利用参加申込に対応(2020年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施(2012年度以降順次実施) 食育を見据えたアウトドアッキング、日帰りプラン(海洋センターで採れた海藻類、釣った魚を野外で料理等) 閑散期プログラムの開発 キャンプ飯、おもちゃ作り、流木アート等 岬町のふるさと納税返礼品としてマリンプログラム体験を登録

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
3	上方演芸資料館	<ul style="list-style-type: none"> 館内にフリーWi-Fiを設置(2019年度～)。 Twitter、Instagram、Facebook(2019年度～)、YouTube(2022年度～)を活用した情報発信の強化 HPの改修(2019年度～) 資料館年報や収蔵資料一覧についてHPに掲載(2019年度～) 	常設展示、企画展示やワークショップ、高座など上方演芸の魅力を体験できる施設に改修(2019年4月リニューアルオープン)	<ul style="list-style-type: none"> 資料館の開館日を週5日から週6日に拡大(2019年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> 収蔵資料を活用し、年3回以上の展示を実施。(2019年度～) 府民に上方演芸に親しんでもらう機会を提供するため、毎月第1・3土曜日にプロの演芸人によるワークショップや専門家による講座を実施。(2019年度～) 館内に図書コーナーを設置し、上方演芸に関する書籍の閲覧を可能とした。(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> アマチュアの落語団体や講談団体と連携し、館内でイベントを共催(2019年度～)
4	男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)	<ul style="list-style-type: none"> 2、4、5階に無料Wi-Fiの設置(2016年度～) HPトップページの改修(2016年度) Facebook(2017年度～)、Twitter(2018年度～)により、会議室の空き室状況やイベント情報の発信 インターネットによる施設利用予約を開始(2019年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 大会議室の壁紙張替え(2016年度) 館内サインエージの更新(2017年11月) 階段の壁紙張替(2018年度) 自動火災報知機の更新(2018年度) 情報ライブラリーの照明の増設(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 祝日及び振替休日を全日開館(2016年10月～) 早朝延長・区分延長・夜間延長を導入(2016年4月～) センターの開館日拡大に併せて、情報ライブラリーの開室日を拡大(2016年10月～) 駐車場の開館日時を拡大(2016年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> 貸し会議室の受付と情報ライブラリーの受付を一元化し、総合案内サービスを開始(2016年度～) 空き会議室の直前割引、中高生への自習室開放を実施(2016年度～) 情報ライブラリー内に中高生対象の自習室を設置(2021年度～) 貸し会議室の受付と情報ライブラリーにコンシェルジュを設置(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> NPO団体の活動支援のために、NPO協働フロアを設置(2016年度～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
5	国際会議場	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -アクセス情報の充実(2010年3月～) -ブログでのグルメ情報、社会貢献活動、安全安心の取組み等を発信(2011年2月～) -スマートフォン版ウェブページ作成(2012年9月～) -動画サイトを追加し具体的な館内施設利用の情報を発信(2013年1月) -SEO対策を実施(2014年9月～) -館内施設のバーチャル内覧機能(360度パノラマビュー)追加(2017年9月～) ・無線LAN設置(2010年)、増設(2015年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信設備改修工事、メインホール機構制御装置改修工事、ITV設備改修工事、同時通訳・会議システム改修工事(2014年度) ・メインホール音響設備改修工事、照明制御設備改修工事、駐車場管制設備改修工事(2015年度) ・中央監視設備改修工事(2016年度) ・映像設備改修工事、機械警備改修工事(2017年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始における休館日についてニーズに応じて開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -利用頻度の高いプロジェクターの更新(2010年) -ビジネスコーナーの設置(2015年度～) ・オープンカフェ開設(2016年9月～) -高性能のプロジェクター導入(2016・2017年度) -デジタルサイネージの導入(2017年度) -地階スペースに自動販売機や休憩コーナーを設置(2017年9月～) ・広報ツールの刷新・充実 -広報誌の内容を刷新。館内施設情報、催事、イベント情報、周辺観光情報を提供(2013年8月～) ・アクセス情報の発信強化 -JR新福島駅及びJR福島駅に案内板地図広告を掲出(2011年12月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者等への対応を充実 -車いすの貸出台数の拡大(2014年3月～) -ベビーカーの貸出(2014年度～) ・授乳室、礼拝室を設置(2014年度) ・ニーズを踏まえた新たなイベント・企画の実施 -「生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪」への参画(2017年度～) -小学生を対象にした「夏休み子供応援企画(館内見学会)」の実施(2018年8月) -万博支援シンポジウムの支援(2020年度) -感染症対策シンポジウムの支援(2020年度)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設	主なサービス向上の取組み				
	ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ配信プランの開発(2020年度) ・無線LANのAPを新機種に入替(103台)(2020年度) ・SNSによる情報発信(2020年度) ・光ネットワーク回線の増設、オンライン予約の開始(2021年度) ・メインホールにスマートトイレの導入(2021年度) ・デジタルサイネージの設置(12台)(2021年度) ・利用申込・承認手続きを完全WEB化(2022年度) ・5G通信設備導入(3カ所)(2022年度) ・自動ドア付トイレ、オストメイト(簡易オストメイトを含む。)を各階に整備(2022年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス吸収式冷温水器改修工事、部屋前表示設備改修工事(2018年度) ・ESCO事業の開始(2019年度) ・映像設備改修工事、消防設備改修工事(2019年度) ・空調設備改修工事(2020年度) ・空調設備改修工事空調自動制御設備改修工事(2021年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設名称板の設置、プロジェクターの購入(2018年度) ・1階案内板改修、ゴミ箱サイン改修(2019年度) ・1階及び地下1階エントランス並びに2階ロビーの整備(2019年度) ・エレベータ内カーペットの張替、抗菌処理等(2020年度) ・50,000lmプロジェクター、移動型ステージの設置(2021年度) ・キャッシュレス決済導入(2021年度) ・OICC・MICEロードウォークナビ(アクセス動画)(2021年度) ・チャットボット導入(2022年度) ・大阪土産の販売(2022年度) ・水上観光の送客事業開始(2022年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期及び月曜日の料金割引制度の導入(2019年度) ・ドアの自動化、ディスプレイの設置等の感染症対策の実施(2020年度-) ・大阪府・大阪市と津波避難ビル協定の締結(2021年度) ・自衛隊大阪大規模接種センターの設置(2021年度) ・天満警察署と災害時におけるヘリポート使用協定(2021年度) ・中之島駅にぎわい創出(2021年度) ・会議室、トイレ等に抗菌・抗ウイルス溶剤の塗布(2021年度) ・会議室空間除菌装置の設置(46台)(2021年度) ・英語版館内安全ガイド作成(2021年度)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
6	江之子島文化芸術創造センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -ホームページ全面改定(2013年8月、2015年10月、2022年4月) ・無線LAN設置 <ul style="list-style-type: none"> -地下カフェスペースへの無線LAN導入(2013年度～) ・Twitter、Facebookに加え、Instagramを開設(2016年8月～) ・ワークショップ等の参加料についてスマホ決済を導入(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下に誰もが自由に利用できる休憩スペースを配置 ・入口付近に館内の案内図を掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリーを常時開放(2014年10月～) ・府民サービスの向上と施設の適切な管理運営に資することを目的に、多目的ルーム1から4(展示室仕様)の利用可能時間を延長。(※規則改正)(2017年4月～) ◎改正前 午前11時から午後7時 ◎改正後 午前10時から午後8時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -貸室の長期利用ができるよう規定を改正(2013年度～) ・若年層割引、直前割引等を開始(2020年度～) ・全国の文化施設等が発信する文化・芸術に関する情報を1階のインフォメーションコーナーと地下1階のポスターコーナーに掲出(2013年度～) ・専門家によるマンツーマン相談事業を実施(2014年10月～2022年3月)→文化芸術に関する相談を受け付けるワンストップ窓口へ変更(2022年4月～) ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -施設パンフレットをリニューアル(2013年4月、2022年4月) -ニューズレターの発行(2014年4月一年2回発行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・創造的なイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -毎回テーマを変えて年に3回程度マルシェを開催し、これまでアートに触れたことのない人に対して、アートに触れる機会を提供(2015年度～2021年度) -他部局や他事業と連携した出張ワークショップ等を開催(2022年度～) -ミニFM局を開局し、府民の交流・協働機会を創出(2015年11月～2022年3月) -「enocoコレクションキャラバン」府内の小中高等学校を対象に美術コレクションを持参して、展示だけでなく対話型鑑賞イベントを実施。(2016年度～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
7	大型児童館ビッグバン	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -職員ブログ開始(2011年度～) -コンビニエンスストアで入館券を購入できることを周知(2013年1月～) -大阪市キッズプラザとの共同PR(2013年1月～) ・LINEによるクーポン等の配信を開始(2013年9月～) ・多言語リーフレットを配信(2014年度) ・Facebookでの情報配信を開始(2016年度～) ・ホームページのスマートフォン対応化及びSSL化(2019年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の増設(2011年度～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・団体昼食場所として近隣施設ビッグアイのエントランス等の確保(2012年～) ・入館券を1割引で購入できるコンビニエンスストアの拡充(2013年4月～) ・65歳以上の半額割引(2011年度～) ・イベントチラシへの割引券の添付(2013年11月～) ・団体向け割引チケット販売(2014年度～) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭で楽しめるクラフトや折り紙などを来館者に無料配布(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年4月堺市に施設移管

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
8	労働センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアル(2019年～) ・ホームページに音声読み上げソフトを導入(2020年～) ・ホームページに簡易見積りシステムを導入(2020年～) ・ホームページに会議室を360度見渡せる動画(Googleストリートビュー)を導入(2019年～) ・メールでの利用申込みに対応(2019年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室フロアにWi-Fi設備を導入(2019年～) ・本館5階会議室防音化工事(2019年) ・視聴覚室に外気冷房設備を設置(2019年) ・本館10階トイレ改修 ・南館5階、7階、10階トイレ改修 ・南館会議室に有線LANポートを設置(2021年) ・駐車場照明LED化工事(2022年) ・本館7階会議室防音化工事(2022年) ・エル・シアターのインターネット環境をIPoEプランに変更し強化(2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会室の利用時、前後1時間を準備と片付けの時間として無料サービス(2019年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プチ・エル利用者に対しメンバーズカードによるポイント制度を導入(2019年～) ・夜間利用者に対しポイント制度を導入(2019年～) ・共同事業体エル・プロジェクトが「利用日直前の夜間利用予約」、「近隣の自治体・管理組合の予約」「障がい者支援事業所の夜間利用予約」に対し、利用料金の一部を負担(2019年～) ・大阪府の広報担当副知事「もずやん」とエル・おおさかのイメージキャラクター「エルちゃん」を配置したメモ帳を製作(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エル・おおさか」のロゴを制定(2019年～) ・広報紙「エルちゃん☆通信」をカラー化(2019年～) ・車椅子の方用の駐車スペースを障がい者や妊婦の方も利用できるスペースに拡充(2022年～) ・プライバシーマークの取得(申請中)(2022年)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
9	花の文化園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -見頃の花情報、各種イベント情報等を週1回以上の頻度で随時発信(2016年) -イベントホール、研修室等の空き状況をホームページで公開し、メールにて利用申込可能とした(2016年) ・園内に植物検索を行うパソコン閲覧場所を設置(2018年) ・検索できる植物の登録品種を充実(2019年) ・LINEやInstagram、twitter等のSNSを活用した積極的な情報発信(2018年～) ・利用料金支払い時の電子マネー払いを可能に(2021年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場に遊具、ツリーハウスを設置(2010年) ・園内の身障者トイレが設置されている施設を中心に洋式トイレに改修(2013年) ・園路の舗装改修(2017年以降随時) ・もみじ谷改修(2016年) ・球根園改修(2017年) ・ハーブ園の移設(2017年) ・園内各エリアを觀賞しやすいうように改修 <ul style="list-style-type: none"> -ふるさとの花園を設置(2018年) -園内各地にベンチを順次設置(2018年～) -装飾花壇にフォトスポット(フラワードレス)を設置(2019年) -大温室入口看板を新規に設置(2019年) -クリスマス園の整備(2019年) -バラ園周囲にトリスを設置(2019年、2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス到着時刻に合わせ、3月から9月の間は開園時間を10時から9時半に前倒し(2016年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと連携し、園内ガイドを実施(2011年～) ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -多肉植物やクリスマスローズ(2010年～) ・駐車場の無料化(2014年～) ・見頃マップの配布(2014～) ・植物を様々な角度から楽しむサークル活動「花の文化園倶楽部」の開始(2017年～) ・道の駅と連携した共通チケットの試験運用(2018年) ・イベント広場の休憩所を売店に改装(2018年) ・ショップ前の一部をイングリッシュガーデン調とし、見本展示エリアとして活用(2020年～) ・センター棟図書室をキッズルームに改修(2021年) ・バラ園の樹名札に詳細情報を添付(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -フラワーコンサート(2010年～) -イベントホールの活用(押し花等) ・寄せ植え講習会、自然観察会、花摘み園を定期開催(2017年～) ・コスプレイベントを実施し、インターネットでPR(2013年～毎月定期開催) ・高木の剪定による大温室等や芝生広場の日照改善(2018年～) ・花の工房の壁面を改装してボランティア活動を紹介(2019年～) ・エントランス前に寄せ植えを行いフォトスポットを設置(2020年～) ・センター棟ロビーの壁面に木製掲示板を設置し、植物保全活動を紹介(2020年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
10	農業公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -オープンに合わせて公開したHPIについて随時情報を更新(2022年) ・キャッシュレス決済の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドオープン前に屋外トイレを新設(2022年2月) ・車いす等での通行が危険な砂利道について舗装を実施(2023年2月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・バーベキューでのコンロやタープの無料レンタル(2022年8月) ・近隣の温泉施設との提携(2022年) 	
11	府民の森	くろんど園地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアル -イベント、生き物さんさくのページから最新情報発信(2022年4月～) ・Instagram、Facebook、Twitter(2022年4月～) ・LINEによる最新情報配信、アンケート実施(2022年7月～) ・キャッシュレス決済の導入(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワー修理(2021年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・企画の実施 -公式アウトドアサークル「knots」発足(2022年8月)
12		ほしだ園地	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiの設置予定(2022年度内) ・ホームページリニューアル(2022年4月) ・Instagram、Facebook、Twitter(2022年4月～) ・LINEによる最新情報配信、アンケート実施(2022年7月～) ・キャッシュレス決済の導入(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピトンの小屋の隣:女子トイレを新設(2020年3月) ・ピトンの小屋の隣、やまびこ広場:トイレの洋式化を実施(2021年3月) ・展望台に望遠鏡を設置(2021年9月) ・ピトンの小屋に授乳室を新設予定(2022年度内) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを見据えた物販の実施 -アイスクリーム販売、キッチンカー(2018年8月～) -園地内で採取したハチミツの販売(2022年10月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
13	むろいけ園地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアルイベント、生き物さんさくのページから最新情報発信(2022年4月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 		
14	なるかわ園地・くさか園地・ぬかた園地・みずのみ園地	<ul style="list-style-type: none"> ・Instagram、Facebook、Twitter(2022年4月～) ・LINEによる最新情報配信、アンケート実施(2022年7月～) ・キャッシュレス決済の導入(2022年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・展望台に望遠鏡を設置(2021年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日の定休日を廃止(2022年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぬかた:あじさい祭りカフェ(2018年8月～) ・なるかわ:らくらくセンターハウスに大型ディスプレイを設置して、季節の情報や園地情報などの映像を配信(2022年7月～) ・ニーズを見据えた物販の実施 ー園地内で採取したハチミツの販売(2022年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・企画の実施 ーなるかわ:つつじ園(5月) ーぬかた:あじさい祭り(6、7月) ーなるかわ:自動音声アプリを使ったスタンプラリーを実施(2022年10、11月)
15	ちはや園地	<ul style="list-style-type: none"> ・Instagram(2020年11月～) ・YouTubeによるリモート天体観測をライブ配信(2021年10月～) 			<ul style="list-style-type: none"> ・案内所でカップ麺等を販売(2018年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・企画の実施 ー春祭り、夏祭りを実施(4月、8月) ー小惑星リュウグウレプリア特別展示(2022年6～9月) ーごろ寝星空観測会、ナイトハイクの実施(2022年7、8月)
16	ほりご園地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページリニューアル(2019年11月) ・Instagram(2021年6月～) ・キャッシュレス決済の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊棟の畳・建具等の内装を改修(2022年3月) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 ーもちつき大会(1月)、焚火、石窯料理(2019年1月～) ー冬季の小学生キャンプ(2019年2月～) ・りんくう地区と連携宿泊ツアー(2021年3月)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

主なサービス向上の取組み

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
17	住吉公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載(2012年4月～) -Facebookを開始(2013年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技場改修(2015年3月) ・体育館改修(2016年3月) ・トイレ改修(2018年3月・2019年8月) ・園内全外灯LED化(2020年6月～) ・体育館全空調設備改修(2020年12月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアとの連携 -高齢者や障がい者の利用をサポートするヒーリングガーデナーの養成講座を開講し、ボランティアグループを育成(2013年6月～) ・広報ツールの刷新・充実 -定期的に公園新聞にイベント情報を掲載(2017年6月～) ・BBQごみ回収の有料化(2020年2月～) ・有料BBQエリア開設(2020年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 (例)自然観察会など、高齢者の興味等に配慮した自然観察会、親子参加型の工作プログラム 住之江公園と連携したフェスタ・マルシェ開催、 花と水の広場で夜の音楽ライブ ・利用者のマナーアップに向けた啓発 -犬の糞用トイレ設置、犬のしつけ教室開催(2006年11月～) ・公園150周年記念事業季刊誌「歴史探訪」発行(2018年12月～) 「記念フォーラム」開催(2022年7月～)
18	府営公園 浜寺公園 (プール舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載 -デジタル・アーカイブスを開設 公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) ・交通遊園にFreeWi-Fiを設置(2020年1月～) ・浜寺公園ホームページリニューアル(2021年4月) ・浜寺公園内デジタルサイネージ設置(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイド休憩スペースの拡大(2014年7月) ・アーチェリー場改修(2015年3月) ・遊技場改修(2016年3月) ・プール改修(2017年7月～) ・レストハウス解体(2021年4月～2022年2月) ・中央エントランス噴水工事(2021年8月～) ・園内トイレ洋式化(2021年11月～) ・第三駐車場拡張(2022年1月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -定期的な公園新聞の発行、イベント情報の発信(2012年4月～) ・窓口対応の充実強化 -利用者アンケートによりニーズを把握。見所や見頃の花などの情報を職員で共有し、問合せに対応 ・公園パンフレットの多言語化(2014年4月～) ・ラピート等身大模型の設置(2020年10月～) ・自動音声通訳機(ポケット)の設置(2021年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 (例)メダリストによる水泳教室、子供の走り方教室、松林散策イベント、子ども汽車フリーパスDay、浜寺ローズカーニバルなど ・利用者のマナーアップに向けた啓発 -遊具等の利用を巡視やホームページで注意喚起 ・駐車場満車状況発信 ・高石市ふるさと納税返礼品登録(2021年7月) ・フィッシングパーク営業(2022年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
19	箕面公園 (全般) 府営公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -多言語化 (2016年4月～) ・箕面公園アプリ「まちやまナビ」開設(2019年4月～) -英語・中国語表記追加設定(2020年7月～) ・箕面公園 Instagram開設(2019年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・落石対策 ・トイレ改修 (2016年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間利用の促進 -箕面大滝ライトアップの拡充:照明機器設置。季節ごとに開催可能とする。 (2022年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -タウン情報誌に定期的にイベント情報を掲載 (2013年4月～) ・まちやまカフェ(キッチンカー)昆虫館前に配置 (2020年8月～の土日祝) ・利用者安全対策 -園路自転車走行禁止(許可証制)(2021年4月～) -滝前保安カメラの設置 (2021年3月～) -滝前放送設備の設置 (2022年2月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -自然観察会 -自然・クラフト工作教室 (年3回程度開催) -川床プラス(「ホテル観賞の夕べ」)(6月開催) -寄席(年1回程度開催) -ハイキングイベント(年5回程度開催) -野外音楽ライブ(年4回程度開催) ・健康促進イベントの実施 -滝道週末ウォーキング(毎週土曜日・箕面市と連携) -「まちやまウォーキング」(第1日曜日) -健康体験フェア「健康ピクニック」の開催 (2017年～年一回) ・箕面市観光PR「箕面Pr-Day」(阪急西宮駅)パンフ配布協力(4月・10月)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
20	箕面公園 (昆虫館) 府営公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -多言語化(2017年6月～) -館内利用案内放送の多言語対応(2017年11月～) ・OSAKA Free Wi-fi設置(2018年6月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫館リニューアル(2017年4月) <ul style="list-style-type: none"> ーエントランス改修 ー劣化備品補修(ブラインド、床面等) ー映像コーナーの設置 ー放蝶園ドームガラス損壊箇所取替工事 ー内部面大規模清掃 ーミュージアムショップの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・サマーフェスタ期間中(7月中旬～8月末)、同期間中の火曜日(定休日)の開館。 ・秋の紅葉シーズン11月の火曜(定休日)開館。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> ーホームページの一新、充実タウン情報誌での定期的掲載(毎月各号にて) ー昆虫館だより(年間4回)発行 箕面市内小学校配布、全国博物館等104施設に送付、府を通じ情報プラザ等に配架 ー昆虫館企画展チラシ作成配布(配布先:市内観光施設・北大阪急行等) ー昆虫館ツイッターでの発信 ・館内展示の維持 <ul style="list-style-type: none"> ー生体展示の充実 ー放蝶園の拡充 ー映像コーナーでの放映 ー企画展開催(他館との共同企画も実施) ・館内イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ーふれあい体験:「昆虫ふれあい」(土日祝)、「昆虫サプライズ」(混雑時期の土日祝 昆虫ふれあいに代り実施) ーバックヤード見学「放蝶園飼育室開放」(日) ー学芸員による展示解説不定期開催。 ーYouTube動画配信(2020年3月～) ・観察会等イベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ー「昆虫クラブ」(現在は小学生以上対象)の開催(2018年5月～) ー「昆虫DIY」(未就学児～小学生対象)の開催(2020年4月～) ・むしむしガイド(昆虫館インタープリター養成講座受講修了生)のイベントでの活用(2019年6月～) ・キャッシュレス決済の導入(2021年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ー服部都市緑化植物園に標本貸し出し(2017年～夏休み期間※2022年で終了。) ー狭山池博物館への展示協力(2018年～夏休み期間※2020年で終了) ー商業施設催事への協力(2018年7月～) ーNPO団体、教育機関などからの出前講座や研修、講演依頼に対応 ・箕面公園のイベントと連携 <ul style="list-style-type: none"> ー野外観察イベント(2017年8月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
21	府営公園 住之江公園 (プール含)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載 (2012年4月～) -Facebookを開始 (2016年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化した幼児用プールのプールサイドを塗り直し(2012年6月) ・幼児用プールに魚の絵を描画 (2012年6月) ・プールサイドのベンチ上のテントを張り替え、葎簀(よしず)の日陰3箇所程度を設置 (2012年6月) ・テニスコート改修 (2015年3月) (2019年3月) ・受変電設備改修 (2018年3月) (2020年3月) ・橋梁補修 (2018年3月) ・野球場スコアボードLED化改修 (2021年2月) ・トイレ改修 (2022年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料施設の早朝利用 (午前7時から独自延長運用 4月1日～10月31日 (2012年4月～) ・野球場ナイター使用期間の延長 4月1日～9月30日 (2012年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応の充実強化 -苦情・イベントの情報を職員間で共有。問合せ等に対応 (2012年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -管理事務所で遊具等を貸出し (2012年4月～) ・ボランティアとの連携 -高齢者や障がい者の利用をサポートするヒーリングガーデナーの養成講座を開講し、ボランティアグループを育成(2013年6月～) ・広報ツールの刷新・充実 -定期的に公園新聞にイベント情報を掲載(2012年4月～) ・有料施設2時間以上利用のオーパスカード保有者に対し1時間分の駐車料金を割引する。(2020年4月～) ・駐車料金を早朝・夜間割引を導入。(2022年4月～) ・駐車料金を1日最大料金を設定。平日800円。土日祝1,600円。 (2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 手作り音楽イベントの定期開催(2011年1月～)、住之江公園野球場で地域とのにぎわいイベントの実施など <ol style="list-style-type: none"> ①森のコンサート ②ミュージックガーデン ③すみのえ♡ハートスタジアム ④星空★シアター ⑤すみすみ公園フェスタ ⑥わんにゃんマルシェ ⑦ハロウィンパーティー <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のマナーアップに向けた啓発-犬の糞用のトイレの設置(2012年4月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
22	府営公園 枚岡公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イラスト、写真、マップを掲載(2012年4月～) -デジタル・アーカイブスを開発。公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) -Facebook、Twitterを開始。桜の開花状況など最新情報を紹介(2014年2月～) -イベント情報の発信(2015年4月～) -情報発信ツール「WEBひら」開設(2021年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技場改修(2017年3月) ・園路等改修(2019年3月) ・梅林基盤整備(2020年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -園内おすすめ散策マップなど、手軽に森林浴を楽しむためのツールを提供(2013年4月～) -地域情報誌「ひら」を発行、HPにも掲載し、枚岡公園を軸に地域の情報を発信(2014年11月～) ・ニーズを見据えた物販等の実施 <ul style="list-style-type: none"> -事務所受付コーナーで飲料水等販売(2022年5月～) -ハイキング後の足水浴サービス(2022年6月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -広場テーブルで、太陽光パネルを利用した充電スポット設置(2022年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 例)各種自然体験イベント、親子参加型のハイキングなど(2012年4月～)、地域の商店街等と連携した自然体験イベントの実施 -近隣小学校等の課外学習協力(2021年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

			主なサービス向上の取組み				
			ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
施設							
23	府営公園	服部緑地(プール含)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -ホームページへのプール関連情報の掲載 -Facebook、Twitterを開始(2014年～) ・Youtubeチャンネル開設(2021年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プール改修(2014年7月) ・野外音楽堂改修(2015年3月) ・テニスコート改修(2016年3月) ・陸上競技場改修(2017年3月) ・遊技場改修(2018年・2021年3月) ・トイレ改修(2019～2022年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設(テニス、陸上競技場個人使用)の午後6時までの貸出(2010年～) ・人工芝サッカー場の午後9時までの貸出(2000年～) ・プール営業、7月20日以降の日曜日及びお盆休みは9時(30分早く)から開場 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -近隣の電鉄駅構内や車内中吊りでのイベント情報の配架・掲載(2012年4月～) -服部緑地パークライフ手帳発行(2012年4月～) ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -プール内外の売店で飲食物を販売(2012年7・8月) -利用者サービスの向上と節電クーポンへの協力を兼ねたプール回数券を制作・販売(2012年6～) ・レストハウス利用において、キャッシュレス決済を導入(2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -周辺地域の関係企業・団体・公園管理者等が主体となった運営協議会による旬のイベント(5月祭・10月祭)を実施(2013年～) -地域・企業・各団体・ボランティアと連携し、各種イベントを実施(2013年4月～) 例：GREENLOHAS × FESTA、チョコラン、ヘルシージョイフェス、プールサイドにてフランダース(2013年～2015年の毎年7月)、ヨガ(2017年7月)実施 ・新型コロナウイルス感染症防止対策としてホームページに「混雑情報」を掲載(2020年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
24	服部緑地 (都市緑化植 物園) 府 営 公 園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -ホームページへのプール関連情報の掲載 -Facebook、Twitterを開始(2014年～) ・YouTubeチャンネルを開設。(2021年4月～) ・服部緑地都市緑化植物園公式Instagramを開始(2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板を設置(2013年8月) ・温室改修(2016年3月) ・施設設備改修(2018年3月) ・椿山つばき解説看板改修(2019年11月) ・トイレ改修(2020年3月) ・植物園デッキテラス設置(2021年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -チラシ・HPによる開花情報の提供(2012年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -年間フリーパスの発行(2013年7月～) -入園料を270円から200円に値下げ(2013年4月～、消費前8%変更により2014年4月～210円、消費税10%変更により2019年10月～220円) ・収蔵・展示資料の充実強化 -温室内において珍しい観葉植物や食虫植物展示のさらなる充実。(2017年2月～) -観葉植物の立体展示(2018年4月～) -椿山において花の観察改善に向け前列を低くする立体的剪定の実施(2018年4月～) -温室内において休憩施設や写真スポット施設の充実(2020年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや開花情報など情報誌への積極的な提供。 ・ラジオ番組において毎週、公園における旬の情報提供や月一回の生出演にて植物相談など実施。(2014年8月～) ・植物園建物内の倉庫等を入園者における展示・発表の場となる「みどりのギャラリー」として開放するとともに、おむつ替えや授乳室となるベビースタジオとして充実。(2014年4月～) ・地元自治会や学校・団体などの学習会や研修会の場として第1スタジオを「みどりのサロン」として活用。(2014年4月～) ・豊中市立岡町図書館と連携した移動図書館「みどりのライブラリー」を実施。(2018年～) ・第1スタジオ未使用時において休憩施設としてマットの貸し出しなど充実(2020年5月～) ・入口前広場にて臨時駐輪場を増設(2020年5月～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設			主なサービス向上の取組み				
			ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
25	府営公園	二色の浜公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -イラストや美しい花や風景の写真を掲載(2012年4月～) ・来園者対応に自動翻訳機を導入(2019年～) ・イルミネーション、クリスマスイベン等のWEB配信、SNS映えスポット設置、親子ふれあいスポーツ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備改修(2016年3月) ・照明設備改修(2020年9月) ・トイレ、テニスコート改修(2021年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有料BBQ施設の運営時間を1時間延長 ～16:30 → ～17:30(2018年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -宿根草や葉物を取り混ぜてデザインし、一年草で季節感を選出(2012年4月～) ・野外炉利用において、キャッシュレス決済を導入(2018年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のマナーアップに向けた啓発 <ul style="list-style-type: none"> -「犬の放し飼い」を巡視やホームページで注意喚起(2012年4月～) -さくら猫対策としてのTNRの実施(2018年～) ・コースを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
26	長野公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化(2010年4月～) －ホームページ内公園図鑑の新規拡張(2013年4月～) －Facebookを開始(2012年4月～) －YouTubeチャンネルを開設(2019年4月～) －Instagramを開始(2020年1月～) －夜桜ライトアップ YouTubeライブ配信(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板改修(2017年3月) ・展望台、キャンプ場ベンチ、四阿等塗装工事(2021年度中) ・キャンプ場テーブル、ベンチ、ウッドデッキ各修繕(2022年7月～10月) ・休憩室照明LED化(2022年10月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 －貸出自転車を実施(2009年4月～) －繁忙期のトイレ等の施設管理の充実 ・広報ツールの刷新・充実 －長野公園新聞の発行(2009年4月～) ・ベビーカーお預かりサービスの開始(2022年8月～) ・障がい者移送サービスの開始((2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 －花見イベントや夜桜ライトアップ(2013年4月～) －駅前子供教室など(2012年4月～) －自然観察会の充実や公園観察ガイドの設置(2013年4月～) －石川流域の自然環境保全に関わる団体との連携イベント(観察会&ワークショップ)開催(2013年9月～以降毎年10月) －各種地域活動団体との連携(2022年4月～)
27	府営公園 久宝寺緑地(プール舎)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 －Twitterを開始(2013年5月～) －Facebookを開始(プール)(2012年7月～) －Instagramを開始(2021年8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・プール日よけ施設の増設(2012年6月～) ・放送設備 ・スポーツハウス設備改修(2015年3月) ・野球場スタンド改修(2016年3月) ・野球場フェンス改修(2017年3月) ・遊技場改修 ・プール防水改修(2018年3月) ・テニスコート改修(2019年3月) ・園路広場改修(2020年3月) ・東地区整備工事(2020年8月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 －久宝寺緑地新聞を発行しイベントを周知(2012年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 －バリアフリープールにおける遊泳用車椅子の無料貸出及び監視員による遊泳補助(2013年7月・8月～) ・ニーズを見据えた物販の実施 －プールでの水鉄砲の販売 ・ランニングステーションの設置(2015年4月) ・ローソンオープン(2018年3月～) ・有料BBQエリアの設置(2018年4月) ・プールにてフィッシングランド開設(2022年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 －各種の季節イベントや定期的なスポーツ教室の開催、植物講習会など(2013年5月～) －きらきらナイト開催(2013年12月～) －久宝寺こうえんマルシェで地域と公園の賑わい創出(2016年3月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
28	大泉緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -デジタル・アーカイブスを開設。公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2013年4月～) -アクセス情報の充実(2013年4月～) ・ふれあいの庭への案内システムとして「ココシル」を運用(2019年2月～) ・SNSによる情報発信 <ul style="list-style-type: none"> -Twitterの運用(2014年4月～) -Facebookの運用(2013年4月～) -Instagramの運用(2018年2月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯場改修 ストックヤード改修(2015年3月) ・遊戯場改修(2016年3月) ・サイクルどろんこ広場観覧席改修(2019年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝利用、タイム7によるスポーツ施設等の利用時間の拡大(過年度より実施) ・タイム6によるスポーツ施設等の利用時間の拡大(2019年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -定期的な大泉だよりの発行や新聞への折込みなど、イベント情報の発信(2009年4月～) ・OPAS施設利用者に対する平日の駐車場料金割引(2014年4月～) ・有料BBQエリアの設置(2018年4月～) ・野外炉利用において、キャッシュレス決済を導入(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -「百年の森づくり」をテーマにした間伐体験や自然観察会(2013年4月～)、スポーツ教室(2013年8月～) -健康プログラム教室を実施(2014年8月～) -ボランティアとの協働によるイベント開催(2016年3月～)
29	山田池公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -ユニバーサルデザインを取り入れHPを刷新(2014年9月～) -Facebook開始(2014年3月～) -Instagram開始(2021年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修(2015年3月) ・水生花園改修(2019年3月) ・園路改修(2020年3月) ・北入口広場改修(2021年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・花しょうぶ園において、開花最盛期のライトアップ実施期間中は、夜間まで開園時間を延長。(2012年6月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -あそびばマップ、見ごろの花木やイベント、農業体験等の園内情報をHPや掲示板などで提供(通年) ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -土・日・祝日やイベント時に売店の営業を実施(随時) ・有料BBQエリアの設置(2018年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -山田池公園フェスティバル(2008年10月～) -スロージョキングイベントの開催(2013年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
30	寝屋川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -デジタル・アーカイブを開設。公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) -Facebook、Twitter開始(2014年8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1野球場スコアボード改修(2019年3月) ・自由広場整備(2020年3月) ・トイレ改修(2021年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -寝屋川公園だよりを発行し、イベントの周知(2013年4月～) ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -初心者と経験者をコース分けしたテニススクールを開催(2014年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -寝屋川公園フェスティバルの開催(2009年11月) -星空観察会の開催(2014年8月) -青空体操・健康教育の開催(2022年4月)
31	錦織公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -ホームページ、Twitter、公園新聞などによりイベント情報を発信(2012年4月～) -園内の花の見頃を掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修(2015年3月) ・放送設備改修(2016年3月) ・遊技場改修(2018年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -イベント情報のミニコミ誌への掲載(2013年4月～) ・休憩スポットづくり -里山の中でリラックスし、くつろいでいただけるベンチ等のスペースの提供(2017年4月～) ・電動アシスト付自転車の貸出(2022年4月～) ・平日駐車場料金の無料化(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -春秋の大規模イベントの開催(2012年～) -里山づくり体験の開催(2012年～) -ケータリングカーサービスの実施(2018年10月～)
32	蜻蛉池公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -デジタル・アーカイブを開設して公園の歴史を紹介するなど、公園の魅力をPR(2012年4月～) -Facebook、Twitter開始 -花の見頃、イベント情報掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯場改修 ・駐車場改修(2015年3月) ・出入口改修(2016年3月) ・照明放送設備改修(2017年3月) ・出入口改修(2018年3月) ・水辺の広場開設(2019・2020・2021年) ・トイレ、園路改修(2020年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -イベント情報を地元ケーブルテレビHPで提供(2013年5月～) ・駐車料金季節割引及び早朝割引実施(2014年4月～) ・イベントポスターを100駅に配架(2015年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -春と秋の「ローズフェア」、「あじさいフェア」、(2013年5月～) ・有料BBQエリアの運営(2018年11月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
33	深北緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -Twitter、ブログ開始 (2012年4月～) -アクセス情報の充実 (2013年4月～) -Facebook開始 (2015年3月～) -ホームページをリニューアルし駐車場の混雑予想等を発信 (2022年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・とりで広場改修 (2019年3月) ・トイレ改修 (2020年3月) ・トイレ改修 (2021年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -「駅からマップ」の作成と最寄JR2駅での設置 (2014年3月～) -3ヶ月ごとのイベントガイドを配布 (2012年4月～) -駐車場平日料金の2割引 (2022年4月～) -ふかきたアクティブパークセンターの運営 (2022年9月～) -キッチンカーの常設営業 (2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -音楽祭やスポーツ塾、自然体験プログラム (2013年8月～) ・新規来園者の創出 <ul style="list-style-type: none"> -ストライダー大会 (2017年12月～) -BBQセットのレンタル (2018年8月～) -夏期のミストシャワースポットの設置 (2022年7月～)
34	府営公園 石川河川公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -Twitter、Facebook開始 (2014年4月～) ・パークゴルフ場の休業情報をメールアドレス登録者へ送付するサービスを実施 (2014年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口改修 (2016年3月) ・遊戯場改修 (2019年3月) ・遊戯場改修 (2020年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・GWなど繁忙期の駐車場開門時間を30分前倒し (2018年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -石川河川公園新聞(石川ぐるっとかわらばん)による公園及び石川流域施設のイベント周知 (2013年4月～) ・有料レンタサイクル (2019年3月～) ・有料駐車場利用者へのパークゴルフ場1ラウンド1名無料サービス (2013年4月～) ・お正月の凧無料貸出 (2017年及び2018年1月) ・パークゴルフフリー制度の導入 (2019年4月～) ・春秋の行楽シーズンにキッチンカーの導入 (2019年9月～不定期) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -自然観察や自然講習会、ウォーキング (2013年4月～) -小さな子どもから高齢者、障がい者などの川に近づけない方にも生きものを楽しんでもらう水族館イベント(毎年7・8月) -自然保全活動の開催 (2015年4月～) -パークゴルフ団体利用の開始 (2020年6月) -小学生対象自然探検隊の実施(長野公園、ボランティア団体と共催) (2020年4月～) ・大規模持込イベントへの協力(関西シクロクロス、エシカルフェスタ、とんさい) (2019年3月～)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設			主なサービス向上の取組み				
			ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
35	府営公園	りんくう公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -イベント情報の充実 -Facebook開始(2014年5月～) -ユニバーサルデザインを取り入れHPを刷新(2014年12月～) -Instagram開始(2019年3月) -公園の細部の画像146枚をHPに掲載(2021年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修(2016年3月) ・照明設備改修(2020年1月) ・連絡通路開設(2020年8月) ・北側通路開設(2021年4月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -イベント情報を掲載する掲示板を増設(2012年4月) -チラシを近隣のホテルや観光案内所等に配布(2013年4月～) -PRポスターを作成し、周辺施設に掲示(2021年9月～) ・各施設の貸出サービス -更衣室の貸出(2018年4月～) -総合休憩所の貸出(2020年8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特色を活かした新たなイベントの企画、実施 -りんくうPARKフェスタ(2015年3月) -ケーティングカーサービスの実施(2018年5月～) -内海生き物観察会を実施(2018年8月～) -りんくうタウン観光地としてお土産販売(2020年12月～)
36		せんなん里海公園	<ul style="list-style-type: none"> ・潮騒ビバレー無料休憩所及びしおさい楽習館に「Wi-Fi」スポットの設置(2018年4月～) ・ライブカメラ設置による「さとうみ磯浜」のリアルタイム映像の配信(2018年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・落石対策(2016年3月) ・照明設備改修(2020年9月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -多目的トイレなどの位置を案内するバリアフリーマップ作成(2012年7月～) -定期的に里海Newsでイベント情報を発信(2012年4月～) ・ホームページ、Facebook・Twitter、広報誌などで、幅広い情報発信を行い、より多くの方々に公平に情報が伝わるように配慮(2018年4月～) ・潮騒ビバレー内に、休憩所兼授乳室を設置するほか、車椅子、砂浜車椅子の貸出しを実施(2018年4月～) ・障がい者手帳アプリ「ミライオID」をホームページで案内運用を開始(2021年2月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを踏まえた新たなイベントプランの企画、実施 -ボランティアとの協働による自然観察会や夏・冬の地域協働型イベントの開催(2013年4月～) -公園特性を活かしたスケルトンヤックレンタル(2018年4月～) ・自然とのふれあい、にぎわいの創出を図るため、夏期に「ムシムシハウス」を設置、カブトムシの生態展示、と観察セットの販売を実施(2019年7月～) ・今後のさとうみ磯浜・しおさい楽習館の管理運営のあり方・具体の取り組みなどをテーマとした、「さとうみ磯浜・しおさい楽習館管理運営協議会」を開催(2019年12月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
37	堺泉北港の緑地		・ベンチを設置(2013年度)		・利用料の口座振替制度を導入(2017年10月) ・利用予約システムを口座振替制度と連動するよう改良(2017年10月)	・2019年5月泉大津市と協定締結。以降、同市による管理
38	狭山池博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -案内ページ拡充などホームページ改良、スマートフォン版ウェブページ作成(2020年3月～) -Twitter導入(2020年～) ・Wi-Fiの設置 <ul style="list-style-type: none"> -Osaka Free Wi-Fi 導入(2020年～) ・システム改善 <ul style="list-style-type: none"> -QRコードによる「音声ガイドシステム」へ更新(2021年3月～) 	・ESCO事業により館内照明のLED化、空調熱源の更新(2018年4月サービス開始)	・イベント時に開館時間を延長(2010年4月～)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 <ul style="list-style-type: none"> -2,3月単位の催し物カレンダーを製作、配布(2010年度4月～) ・収蔵・展示資料の充実強化 ・ニーズを見据えた物販の実施 <ul style="list-style-type: none"> -特別展図録の頒布(2010年4月～) ・博物館ボランティアと連携し「多言語リーフレット」を配布(2018年～) ・効果的、効率的な運営 <ul style="list-style-type: none"> -大阪府立狭山池博物館運営審議会の「答申」に基づく博物館事業(企画・展示等)の評価制度の開始(2022年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性やニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -多くの団体と連携した「開館20周年記念イベント」の実施(2020年10月～2021年12月) -气象台・大阪狭山市教育委員会と連携した教員研修での「防災講座」の実施(2020年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
39	門真スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・全館フリーWi-Fiを設置(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要照明をLEDに変更(2020年) ・更衣室ロッカーの入替(2022年) ・空調自動制御設備改修工事を実施(2020年) ・非常電話設備改修工事の実施(2022年) ・温水プール用ろ過設備(3基)改修工事の実施(2022年) ・一部トイレの洋式化を実施(2020年) ・サブアリーナのフローリングを改修(2022年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の開館や開館 時間の延長をニーズ に応じて柔軟に実施(2012年4月以降随時 実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の当日最大料金制の導入(2017年7月～) ・クレジットカードやICカード決済が可能な駐車場関連機器に更新(2022年) ・大会議室のカーペットを張替(2022年) ・トレーニングマシンの入替(2020年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設特性やニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -アイススケート教室などの開催など(2010年～) -障がい児スポーツ教室、親子で活動できるスポーツ教室の開催(2014年8月～) ・リトモス教室の開講(2021年～) ・キッズダンス教室を開講(2022年～)
40	体育会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -全面的にリニューアル。施設の空き室など情報充実(2011年4月～) -意見お問合せページを追加(2012年4月～) -Facebookを開始(2013年4月～) ・Instagram開設(2021年～) ・正面ピロティのOsaka Free Wi-Fi整備(2022年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明のLED化を実施(2015年3月～) -第1競技場、第2競技場、事務室、柔剣道場、ピロティ、外灯等 ・中央監視設備・自動火災報知設備改修工事の実施(2022年3月) ・歩道の掲示板2箇所をサイネージに変更(2022年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の開館や開館 時間の延長をニーズに応じた柔軟に実施(2011年4月以降随時実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元広報誌を活用した情報発信(2017年～) ・授乳室の設置(2021年～) ・ワーキングスペースの設置(2022年2月～) ・正面ピロティにてキッチンカー出店、ビアガーデン開催(2022年6月～) 	

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
41	臨海スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -全面的にリニューアル。空き室など情報を充実(2011年4月～) -意見お問合せページを追加(2012年4月～) ・SNS(LINE・Twitter)を開始(2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受変電設備改修工事の実施(2014年) ・耐震改修工事の実施(2015年) ・スケートリンク改修工事の実施(2018年) ・館内照明LED化の実施(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の開館や開館時間の延長をニーズに応じて柔軟に実施(2011年4月以降随時実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種割引制度の導入(2011年4月以降随時実施) ・キャッシュレス対応レジ、券売機の導入(2021年) 	<ul style="list-style-type: none"> LPG仕様の整氷車導入(2021年4月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
42 43	近つ飛鳥博物館、 近つ飛鳥風土記の丘	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -風土記の丘の梅・桜開花情報を収集、発信 -動画配信の開始(2020年度～) -Facebookの開始(2019年度～) -LINEの開始(2020年度～) -Instagramの開始(2022年度～) ・無料Wi-Fi整備(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ESCO事業により館内照明のLED化、空調熱源の更新(2019年4月サービス開始) ・修羅室・特別収蔵庫空調機改修(2022年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -開花情報を収集し、案内看板、JRネット季節情報センターに掲載 -ロビーに百舌鳥・古市古墳群の情報コーナーを設置(2012年度～) ・ニーズを見据えた物販の実施 -近つ飛鳥博物館限定 キューピーの開発・発売(2009年度～) -新たなミュージアムグッズの作成・販売(2013年3月～) ・多言語解説整備(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -出前授業(52件、2,985人)、校外学習の実施(18校、1,197人)(2021年度) -りそな銀行本店において講演会を開催(2012年度～) -こども一日館長の実施(2012年度～) -土曜講座の開催(2013年5月～)
44	弥生文化博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -Facebookの開始(2016年度～) -Instagramの開始(2018年度～) -動画配信の開始(2010年度～) -クイズコンテンツの追加(2020年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁、空調機器をはじめとする施設・設備等の大規模な改修工事(2022年度) 		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ツールの刷新・充実 -展示解説シートの充実化を実施(2009年度～) -マンガ解説シート発行(2013年度～) -ミュージアムカードの発行(2017年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -池上曾根弥生学習館へ館蔵資料を貸し出し、展示を実施(2009年度～) -小学校の生徒・保護者向けに、春・夏・冬の各休み期間中やゴールデンウィーク中に、それぞれ約1週間無料入館にし、日替わりのさまざまなワークショップを実施(2011年度～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
45	少年自然の家	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールに無料Wi-Fiの設置、研修室への有線LANの敷設(2015年度～) ・研修室へ無線LAN敷設 ・研修室への無料wi-fiの設置 ・SNSによる広報配信 ・動画共有サイトの有効活用(2021年3月～) ・オンラインによる打合せの実施(2021年～) ・イベント受付、アンケートのオンライン化(2021年～) ・テレワークの推進(2021年～) ・HP一部改定 ・BBQサイト、テント利用専用ページの作成 ・(予定)WEB広報の強化 ・facebook有料広告等の活用 ・(予定)勤怠管理システム導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーリング用の表示や所内の樹木表示を刷新(2012年9月～) ・体育館LDE化(2016年～) ・野外倉庫給湯機設置(2017年～) ・BBQガーデン新設(2018年3月～) ・アスレチック場設置(2018年2月～) ・オリエンテーションホールLED化(2018年3月～) ・BBQガーデンにアスレチック設置(2018年7月～) ・食堂ホールLED化(2018年9月～) ・カリヨン・玄関ホールLED化(2021年3月～) ・第三浴室改修・独立給湯化(2021年3月～) ・スイングベル修理(2022年4月～) ・アスレチック遊具増設(2022年5月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金区分の「日帰り」の取り扱いを、10-17時から10-20時に変更(2018年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -企業向け宿泊研修プランを作成し広報(2011年7月～) -手洗い場に除菌アルコール及び紙タオルを設置(2011年4月～) ・ボランティアとの連携 -大学生主体の専属ボランティアリーダーを新たに組織し、プログラム支援(2012年5月～) ・オリジナル毛布の設置(2019.2021年) ・利用者の要望によりプログラム指導員を派遣 ・ツリーイングフィールド整備 ・テントサイト増設・整備(2021年～) ・宿泊パック(テント、宿泊棟泊)推進 ・テント泊レンタル用品の強化(2021年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -近隣施設と連携し、オープンデーにあわせて「奥貝塚ゆったりウォーク」を実行委員会方式で実施(2008年より毎年11月に実施) -コスプレの森(2014年より毎年6回程度実施) -森の中で読み聞かせ(2016年より毎年11月に実施) ・施設内外へ防犯カメラの設置(2018年～) ・軽自動車導入(2019年4月～) ・軽トラック導入(2020年10月～) ・ワーケーションプラン案内(2021年～) ・女子ソロキャン実施(2021年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
46	中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -蔵書検索システムとSNSとの連携、Twitter 開始(2014年1月～) -児童文学館所蔵の街頭紙芝居のデジタル化、HP公開(2014年5月～) -子どもの読書活動推進のページ、やさしいにほんごのページを掲載(2015年3月～) -当館所蔵資料のデジタル画像・統計等をCCBYライセンスによりオープンデータ化(2017年3月～) ・システム改善 <ul style="list-style-type: none"> -電子資料検索システム「おおさかeコレクション」公開(2014年1月～) -国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の登録(2014年1月～) -オンラインデータベースの拡充(2014年4月～) ・オンラインによる視覚障がい者向け対面朗読の開始(2020年5月～) ・Youtube公式チャンネルを開設(2018年12月～) ・YA世代向けインスタグラムの開設(2021年4月～) <ul style="list-style-type: none"> -利用者用無線LANサービスの認証方法の改善(2018年1月～) -「日本十進分類法」第10版による分類情報の提供開始(2018年1月～) -府内市町村図書館との情報共有ツールの試行開始(2020年7月～、本格実施2021年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書カフェをオープン(2015年4月～) ・大阪府内産木材利用促進モデル整備等事業により読書カフェ及び展示コーナーの木質化を図り、木の温もりを感じる憩いの場を提供(2022年2月～) 		<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -児童文学館資料の閲覧予約サービス開始(2010年5月～) -個人貸出点数を12点に変更(2014年10月～) -国際児童文学館「特別研究者」「専門協力員」制度試行開始(2015年4月～、本格実施2016年4月～) -カラー複写サービスの拡大(2016年1月～) -予約資料の着払いによる郵送貸出開始(2020年5月～) ・他機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> -府内図書館への貸出対象資料の拡充(2013年6月～) -書庫出納案内システム導入(2014年4月～) -中央図書館所蔵雑誌の府内市町村図書館への協力貸出試行開始(2018年7月～、本格実施2019年7月～) -中央図書館所蔵雑誌の中之島図書館への貸出開始(2019年2月～) -府立図書館で借りた資料を市町村図書館で返却する「遠隔地返却」の試行開始(府内7市町村)(2019年3月～、本格(府内10市町村)2020年4月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -利用者向け情報検索講座 ・施設管理業務等指定管理制度を導入(2015年4月～) ・コロナウイルス感染症対策の対応(貸出期限延長、貸出可能冊数の増加、間隔確保のための座席の撤去、施設面での対応等)

■公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
47	中之島図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -蔵書検索システムとSNSとの連携、Twitter開始(2014年1月～) ・メールマガジン配信(2005年9月～) ・YouTube公式チャンネルを開設(2018年12月～) ・システム改善 <ul style="list-style-type: none"> -電子資料検索システム「おおさかeコレクション」公開(2014年1月～) -国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の登録(2014年1月～) -オンラインデータベースの拡充(2014年4月～) -「おおさかポータル」提供開始(2019年1月～) -「おおさかポータル」APIを公開(2019年4月～) -利用者用無線LANサービスの認証方法の改善(2018年1月～) -「日本十進分類法」第10版による分類情報の提供開始(2018年1月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本館(国指定重要文化財)、左右翼棟の耐震補強工事(2014年12月竣工) ・正面玄関からのフリー入退館が可能となるようBDSの導入(2014年度) ・快適で心地よく使用できるようにトイレを改修(2015年度) ・館内カフェを開設(2016年4月～) ・書庫棟他の耐震改修工事(2021年～2025年1月予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフ複写受付時間延長(2020年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 <ul style="list-style-type: none"> -予約資料の着払いによる郵送貸出開始(2020年5月～) -FAXによるレファレンス・複写申込受付開始(2022年4月～) ・他機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> -中央図書館所蔵雑誌の中之島図書館への貸出開始(2019年2月～) -中之島図書館所蔵雑誌の中央図書館への貸出開始(2020年3月～) -府立図書館で借りた資料を市町村図書館で返却する「遠隔地返却」の試行開始(府内7市町村)(2019年3月～。本格(府内10市町村)2020年4月～) ・ビジネス関係機関と連携をして展示やセミナー等を実施2013年6月～) ・古典籍資料(芝居番付)のデジタル化、大学研究機関ポータルサイトへの公開(2016年12月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -利用者向け情報検索講座 -定期的な書庫ツアーの実施(2013年5月～) ・指定管理者制度の導入第1期2016.4～2021.3第2期2021.4～2026.3 ・コロナウイルス感染症対策の対応(貸出期限延長、貸出可能冊数の増加、間隔確保のための座席の撤去、施設面での対応等)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
48	津波・高潮ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -多言語対応ホームページを開設【日本語、英語、中国語、韓国語】(2017年3月～) -2018年台風第21号時の記録や水門試運転のようすなどをYouTubeへ動画投稿(2018年9月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内展示物を一部リニューアル -津波災害体感シアター(ダイナキューブ)のリニューアル(2014年3月) -2018年台風第21号の記録映像の展示(2018年10月～) -津波災害体感シアター(ダイナキューブ)の一部映像更新(2022年3月) 			<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -東日本大震災追悼イベント「ぼう祭の集い」を年1回実施(2012年3月～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
49	大阪国際平和センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページをより見やすく改善(随時) ・イベント情報等のSNS(Facebook、Twitter)発信(2020年度～) ・館内Wi-Fi設置(2020年度～) ・大阪空襲死没者名簿検索システムの導入(2021年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内トイレ、照明設備のLED化等の改修(2018年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日の見直しで開館日数を年5日程度増加(2020年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・展示解説の英語表記追加(2019年3月) ・ミュージアムショップのリニューアルとグッズの充実(2020年7月) ・館内スロープに空襲体験画増設(2020年10月) ・展示ガイドンスアプリの導入(2021年7月) ・刻の庭銘板追加(2021年9月) ・新作アニメ(どうぶつたちのねがい)の上映開始(2022年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・館内図書の整理(2019年9月～) ・講堂、会議室を自治体等の平和、人権研修に開放(2020年度～) ・会議室研修用プロジェクター設置(2020年4月) ・寄贈折鶴掲示台の設置及び増設(2020年度～)
50	日本民家集落博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 -行事案内の充実(2012年8月～) ・フェイスブックの充実(2018年11月～) ・ユーチューブでの展示民家解説動画発信(2021年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・摂津能勢民家・大和十津川民家・南部曲屋・越前敦賀民家・小豆島農村歌舞伎舞台の保存修理工事・耐震補強工事(2018年度) ・事務所棟の設置(2018年度) ・奄美高倉の保存修理工事(2020年度) ・信濃秋山民家の保存修理工事(2020・2021年度) ・トイレ設備の改修工事(2021年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「朗読とチェロの夕べ」の夜間開館(17-19時)(2013～2018年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなサービス・柔軟な対応 -敬老の日:65歳以上半額(2013年～) -わくわくワークまつり:一般半額、高校生以下無料(2013年～) -月額定額で入館できるサブスクリプションの「ソノリゴ」に参加(2021年12月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベント・プランの企画、実施 -地域の文化サークル等との共催による市民展示(2013年～) -民家解説見学会(2018年～) -和の装い体験(2019年) -紙芝居・竹細工づくり体験・(2020年～) -民家保存修理工事見学会(2021年) -スタッフと巡る写真映えスポット(2021年～)

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
51	万博記念公園	<ul style="list-style-type: none"> ・自然文化園及び日本庭園内に、無料公衆無線LANサービス「Osaka Free Wi-Fi」を2018年より順次導入し、現在園内に40基のアクセスポイントを設置 ・「太陽の塔」入館予約時にクレジットカード決済を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの美装化、ベビーシートの設置等を段階的に実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始における自然文化園、日本庭園及び駐車場の臨時開園(場)(2016年度～) ①自然文化園及び日本庭園(総合案内所含む。) 【2016年度】 2016年12月29日から2017年1月1日まで臨時開園 【2017年度】 2017年12月28日から2018年1月1日、及び2018年1月3日を臨時開園 【2018年度】 2018年12月28日から2019年1月1日まで臨時開園 ②駐車場 ・①の臨時開園に伴い、一部駐車場を臨時開場 ・休園日(水曜日)の中央駐車場運営団体バス事前予約制開始に伴い中央駐車場を無休とした(2016年10月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントの平日開催日を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・コースを踏まえた新たなイベントの企画、実施 -自然観察会・学習会の実施 -季節ごとの花のイベント開催 -夜間ライトアップなど

■ 公の施設等のサービス改善の取組(予定を含む)

施設		主なサービス向上の取組み				
		ICT改善	施設改修	時間延長・時間帯改善	サービス改善	その他
52	泉佐野丘陵緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの情報発信を強化 <ul style="list-style-type: none"> -Facebook開始(2011年5月～) -イベント情報の充実(2014年8月～) -Instagram開始(2021年11月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・落石対策(2019年3月) ・落石対策(2020年3月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> -府民にイベントの企画・実施を行ってもらう「えんづくりプログラム」、公園の景観づくりを行ってもらう「郷の棚田プログラム」の実施・充実(2015年7月～) -観光ボランティアによるウォーキングコース地点の一つとして指定(2016年3月～) -泉佐野青年会議所との連携イベント実施(2021年10月) ・広報の充実 <ul style="list-style-type: none"> -周辺市町広報紙へのイベント掲載(2018年2月～) -英語版案内パンフレットの試作及び外国人モニターツアーの実施(2018年2月) -10周年記念誌「つくり続ける泉佐野丘陵緑地のあゆみ」の作成(2021年2月) -泉佐野シティプロモーション推進協議会のパンフレットへの掲載(2021年9月) ・園内ガイドの実施(2014年9月～) ・パークセンターの掲示の充実 <ul style="list-style-type: none"> -竹製楽器の展示(2017年7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズを踏まえた新たなイベントの企画、実施 <ul style="list-style-type: none"> -パークレンジャー養成講座の開催(2015年9月～)など -公園ボランティアによるイベントの充実(夏休みの自由研究に利用できるキアゲハの飼育(2017年8月)等)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>①府内市町村間の広域連携等への支援</p> <p>市町村が身近なサービスを提供する総合的に担うため、基礎自治機能の充実・強化を図る。</p>	<p>①市町村が、地域の実情に応じて自らの責任と判断で、住民に身近なサービスを提供することが、基礎自治機能の充実・強化につながる。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理特例制度を活用し、2010年度から、全市町村(政令市を除く)に対する特例市の権限及び国の一次勧告事務を中心とした「特例市並みの権限移譲」を推進。 ・事務の共同処理制度等を活用し、市町村間の広域連携を推進。 ・2017年度に「基礎自治機能の維持・充実に関する研究会」を立ち上げ、住民サービスの維持・充実に必要な方策について、市町村と共同で研究。 ・2020年度に全10町村と「町村の将来のあり方に関する勉強会」を立ち上げ、将来課題が町村の財政に与える影響を分析し、必要な取組みを検討するため中長期財政シミュレーションを共同作成。 ・市町村へのサポート機能を強化するため、2022年4月に市町村局を設置。市町村とともに将来課題の見える化に取り組むとともに、さらなる行財政改革や広域連携を提案。 	<p>①基礎自治体の充実・強化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> -権限移譲の実施状況 ・781条項(2009年度)【全国15位】 ↓ 2,284条項(2022年度)【全国1位】※2012年度～現在 ・府から提案した事務の約9割が市町村に移譲された。 -中核市移行の実現 ・2012年以降、新たに5市(豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市)が中核市に移行 →府内の中核市数は計7市と【全国トップ】に -市町村における権限移譲の受皿として【全国初】の機関等(内部組織)の共同設置や教職員人事協議会の設置が実現 →機関等の共同設置 2011年10月～ 現在府内4地域に設置 →教職員人事権を移譲 2012年4月～ 豊能地域

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
			<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村事務での広域連携の拡大 ・自治体クラウドの推進 2015年7月～ 府内市町村と検討会を設置 2018年7月時点で、2グループが府主導により実現 <p>※2021年9月にシステム標準化法が施行されたことにより、ガバメントクラウド活用に向けた支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム共同化支援 府と府内市町村で構成するGovTech大阪を中心にシステム共同調達を実施 <p>【導入実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○チャットツール(2021年5月～) ⇒現在32団体 ○電子申請システム(2021年6月～) ⇒現在26団体 ○文書管理・電子決裁システム(2023年1月～) ⇒現在3団体

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>② 府と府内市町村のパートナーシップ強化</p> <p>府と府内市町村が、共通する課題の解決に向けた取組を推進する必要がある</p>	<p>② 市町村とのパートナーシップを強化し、府と市町村の双方に効果があり、スケールメリットを活かせる連携を進める</p>	<p>② 市町村との連携に向けたコーディネートや、技術的なサポートやスケールメリットを活かした行政運営面で支援</p>	<p>② スケールメリットを活かし、次の分野で連携が進展</p> <ul style="list-style-type: none"> —大阪府域地方税徴収機構の設置【2015年4月～】 →発足時27市町が参加。その後順次拡大 2018年度:34市町 2022年度:37市町村 →2017年度までの3年間で、累計93.5億円の滞納債権を引受け43.5億円を徴収 →2018年度から2021年度までの4年間で、累計91.7億円の滞納債権を引受け48.6億円を徴収 —「地域維持管理連携プラットフォーム」の設置【2014年11月～】 →延べ33市町村の橋梁点検業務の一括発注など実施

基礎自治機能の充実・強化に向けた主な取組内容

市町村局設置

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

市町村の将来課題とその対応策に関する基本的な検討・研究

課題・対応策に関する具体的な検討

市町村職員への意識啓発

首長・議会との議論・意見交換

基礎自治機能の維持・
充実に関する研究会
(市町村と共同実施)

「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究」

対応策として

- ・「広域連携に関する研究」
- ・「合併に関する研究」
- ・「市町村単独の取組に関する研究」
【組織力強化】【行革】【公民連携】

民間講師による講演会
「人口2〜3激減時代の到来と
「新」成長戦略」
【南河内地域】

町村の将来のあり方に
関する勉強会(10町村)

「中長期
財政シ
ミュレ
ーション」の
共同作成
【8団体
公表】

「首長・町村議会との
意見交換会」の実施
※「財シミュ」の結果等を
踏まえ、今後のあり方等
を議論

具体的な行政
課題の対応方
策等について、
町村と共同で
検討開始

「中長期財政シミュレーション」
の更新

市町村職員等への「出前講義」
【26団体】

「中長期財政シミュレーション」
作成等を市へ働きかけ

さらなる
広域連携
の推進

コーディネート(地域ブロック会議の主催・地域勉強会への参加)
【消防・文化財調査業務の広域化、物品・再エネの共同調達等】

●市町村支援(市町村の消防の広域化)

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>■市町村消防の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する <p>■市町村の消防の広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の消防の広域化は、消防体制の整備・確立を旨とし行わなければならない <p>■市町村の消防の広域化の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●府内市町村は依然厳しい財政状況 ●今後も消防サービスを提供していくためには行財政基盤の充実強化が不可欠 <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市町村の消防の広域化により、 ✓住民サービス向上 ✓人員配備の効率化と充実 ✓消防体制の基盤強化 を図り、消防体制を整備・確立する <p>↓</p> <p>■大阪府が消防広域化を推進する目的・役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大阪府における市町村の消防の広域化は消防力の維持強化と行財政基盤の強化で住民サービスの向上を目的として推進 ●広域化の実現に向け、府のリーダーシップの発揮と関係市町村間における総合的な調整等を行う役割が求められている <p>大阪府は市町村の取組みの推進・支援を行う</p>	<p>■推進計画及び都道府県知事の関与等(消防組織法第33条抜粋)</p> <p>都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならない</p> <p>↓</p> <p>■大阪府消防広域化推進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H20年3月 大阪府消防広域化推進計画策定 ●H31年3月 同計画再策定 →市町村や学識者など関係者の合意のもとに以下の方向性を示す <p>■小規模消防本部の消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体制強化が必要な小規模本部の広域化は、具体的に動いている地域を重点地域に指定するなど動きを止めることなく進める <p>■当面広域化すべき組み合わせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●8ブロックを基本とするが、気運が高まった地域や必要に応じてブロックを超える広域化へも柔軟に対応する <p>■市町村の消防の連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防の広域化の実現に時間を要する地域は、指令台の共同運用など消防の連携・協力を行う事が必要 	<p>■府知事による消防広域化重点地域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H26.2 大東市・四條畷市 ●H26.3 富田林市・河南町 ●H26.3 豊中市・能勢町 ●H27.8 箕面市・豊能町 ●H30.12 堺市・高石市・大阪狭山市 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R4.7 富田林市・河内長野市 柏原市・羽曳野市・藤井寺市 太子町・河南町・千早赤阪村 <p>■大阪府の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域事情を捉えた協議の場の提案・調整 ●協議会設置に向けた積極的かつきめ細やかな支援 ●市町村との勉強会など、地域の気運醸成 ●協議会設置後の協議の場への参加 ●消防広域化に関する情報提供、普及啓発、指導・助言 ●地域の求めに応じた必要な仲介、調整 ●国の支援策の活用等の連絡調整 ●市町村振興補助金による支援 ●先進事例等の調査研究及び情報提供 	<p>■消防の広域化の実績(*は小規模消防本部)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 泉佐野市、泉南市*、熊取町*、阪南岬組合*による広域化 (H25.4) ② 大東市、四條畷市*による広域化 (H26.4) ③ 富田林市、河南町*による広域化 (H26.10) ④ 豊中市、能勢町*による広域化 (H27.4) ⑤ 箕面市、豊能町*による広域化 (H28.4) ⑥ 堺市、大阪狭山市*による広域化 (R3.4) <small>※同期間の全国の実績は57件</small> <p>これにより、 小規模消防本部は15から6本部へ、 消防本部の総数は33から26本部へ減少</p> <p>さらに、 「富田林市・河内長野市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河南町・千早赤阪村」で広域化を協議中(R6.4広域化予定) →人口規模で府内4番目の消防本部となる予定</p> <p>■指令台の共同運用の実績</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 豊中市と池田市による共同運用 (H27.4) ② 枚方寝屋川消防組合と交野市による共同運用 (H27.7) ③ 吹田市と摂津市による共同運用 (H28.4) ④ 岸和田市と忠岡町による共同運用 (R3.2) <small>※同期間の全国の実績は46件</small> <p>さらに、 「大阪市・松原市」 「堺市・和泉市」 「豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市」 「高槻市・島本町」 の4地域で指令台の共同運用を予定</p>

市町村の消防の広域化（参考情報）

【市町村の消防の広域化に関連した国の動き】

- 平成6年9月
「消防広域化基本計画について（通知）」で広域化を推進
- 平成18年6月
「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
・「市町村の消防の広域化」を法律に初めて位置付け
- 平成18年7月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
・推進期限：平成25年3月31日【第Ⅰ期】
- 平成25年4月
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：平成30年4月1日【第Ⅱ期】
・「消防広域化重点地域」の枠組みを創設（※）
※国、都道府県の支援を集中的に実施する地域。
- 平成29年4月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」通知
・直ちに広域化を進めることが困難な地域において、消防事務の一部について連携・協力の仕組みを創設
- 平成30年4月【第Ⅲ期】
「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（6年延長）
- 令和3年1月
「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進について」通知
・各都道府県及び市町村に対し、消防の広域化及び連携・協力の推進につき、一層の検討の加速を要請
- 令和4年3月
「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部改正
・推進期限：令和6（2024）年4月1日（広域化の推進期限と同じ）

小規模な消防本部では、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合があるため、広域化を推進

- 小規模消防本部：管轄人口10万人未満の消防本部
- ・推進計画策定時（H20.3）：池田市、貝塚市、摂津市、交野市、阪南岬消防組合、泉大津市、泉南市、大阪狭山市、四條畷市、熊取町、島本町、豊能町、忠岡町、河南町、能勢町（非常備）

- ・計画更新時（R4.7）：貝塚市、摂津市、交野市、泉大津市、島本町、忠岡町

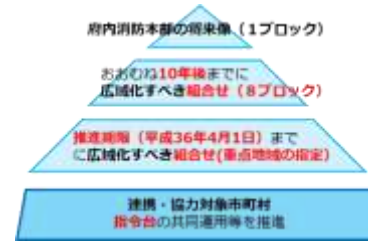
※阪南岬消防組合、泉南市、大阪狭山市、四條畷市、熊取町、豊能町、河南町、能勢町は広域化、池田市は人口増により小規模消防本部から除外

- 大阪府消防広域化推進計画 策定（H20.3）：
 - ・当時33消防本部あった大阪府内を6ブロック※に分けて広域化を推進
 - ※北部ブロック、東部ブロック、南河内ブロック、泉州ブロック、大阪市、堺市
 - その後H23.6の改定で、南河内及び泉州ブロックをそれぞれ2分割したことで、8ブロックとなる

- 消防広域化重点地域：
 - ・消防の広域化の気運が高まっている地域等を都道府県知事が消防広域化重点地域に指定することで当該地域に対して都道府県が積極的に支援を行うとともに、国による財政措置を重点的に受けることが可能となる。

- 大阪府消防広域化推進計画 再策定（H31.3）：
 - ・これまでの市町村による消防の広域化や連携・協力の検討状況を踏まえて消防の広域化の方向性、ブロック割、及び消防広域化重点地域、連携・協力対象地域を示す

【広域化の方向性（H31.3）】



【広域化のブロック割（H31.3）】

北部ブロック	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部ブロック	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、東大阪市
南河内北ブロック	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
新南河内ブロック	富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州北ブロック	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、忠岡町
泉州南ブロック	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
大阪市域	大阪市
堺市域	堺市、高石市、大阪狭山市

【消防広域化重点地域（R4.7） 及び 連携・協力対象地域（R4.7）】

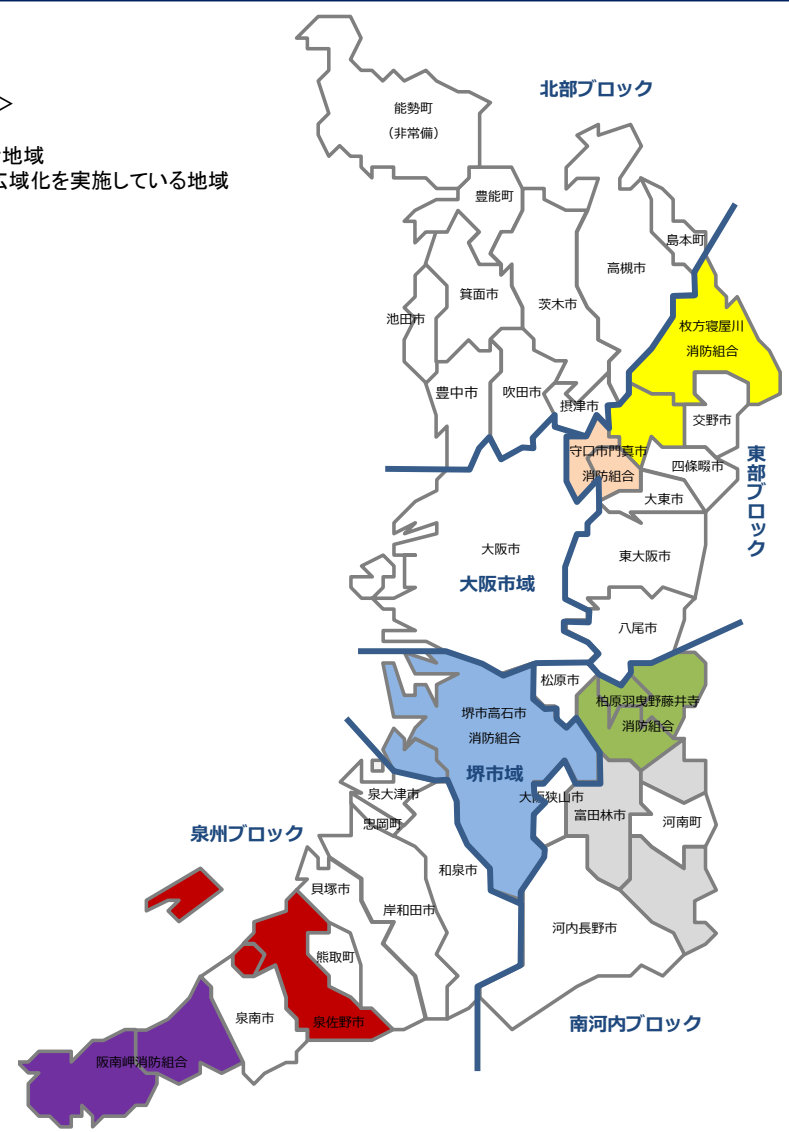
消防広域化重点地域	富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村
連携協力対象地域 ①	大阪市、松原市
連携協力対象地域 ②	堺市、和泉市
連携協力対象地域 ③	豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市

※高槻市と島本町も連携協力の準備を行っており、今後推進計画に掲載する予定

●市町村の消防の広域化の状況

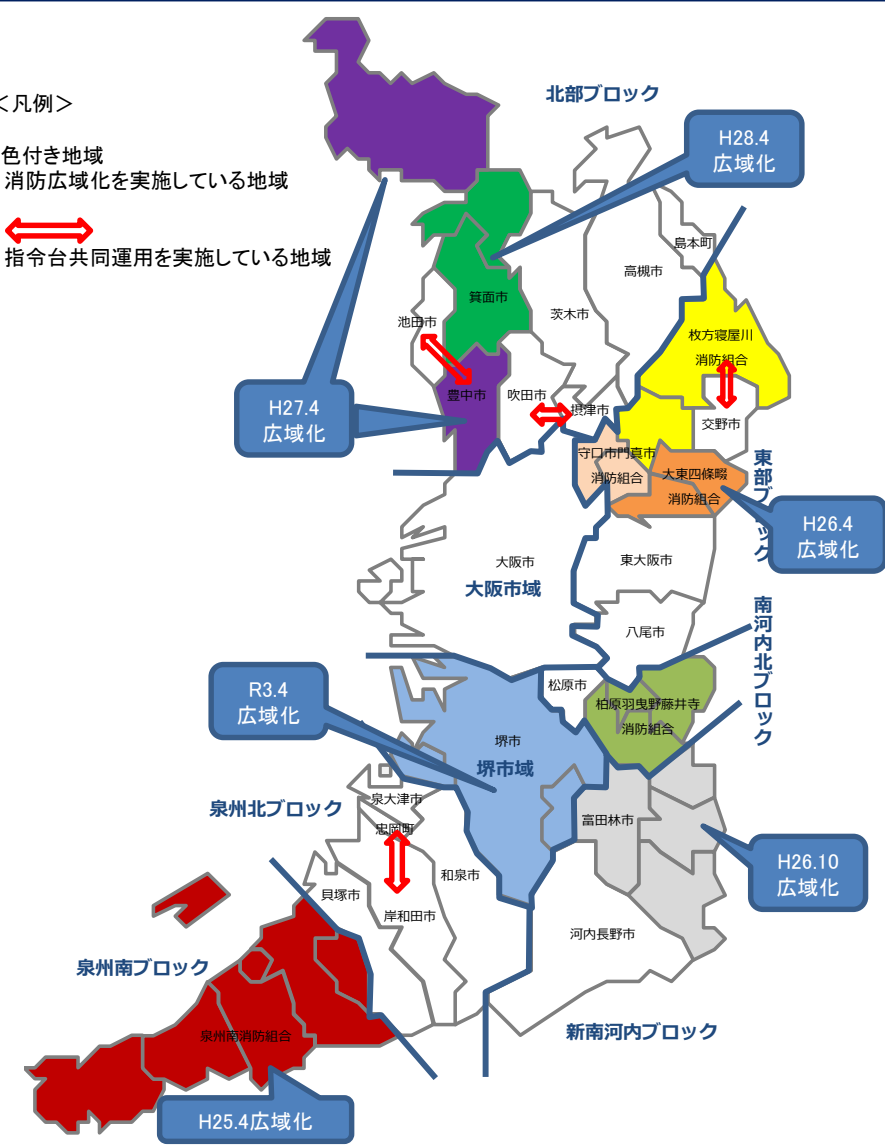
広域化推進計画策定時(H20年3月)

<凡例>
 ・色付き地域
 消防広域化を実施している地域



令和4年12月現在

<凡例>
 ・色付き地域
 消防広域化を実施している地域
 ⇄
 指令台共同運用を実施している地域



●市町村支援(水道(ブロック化))

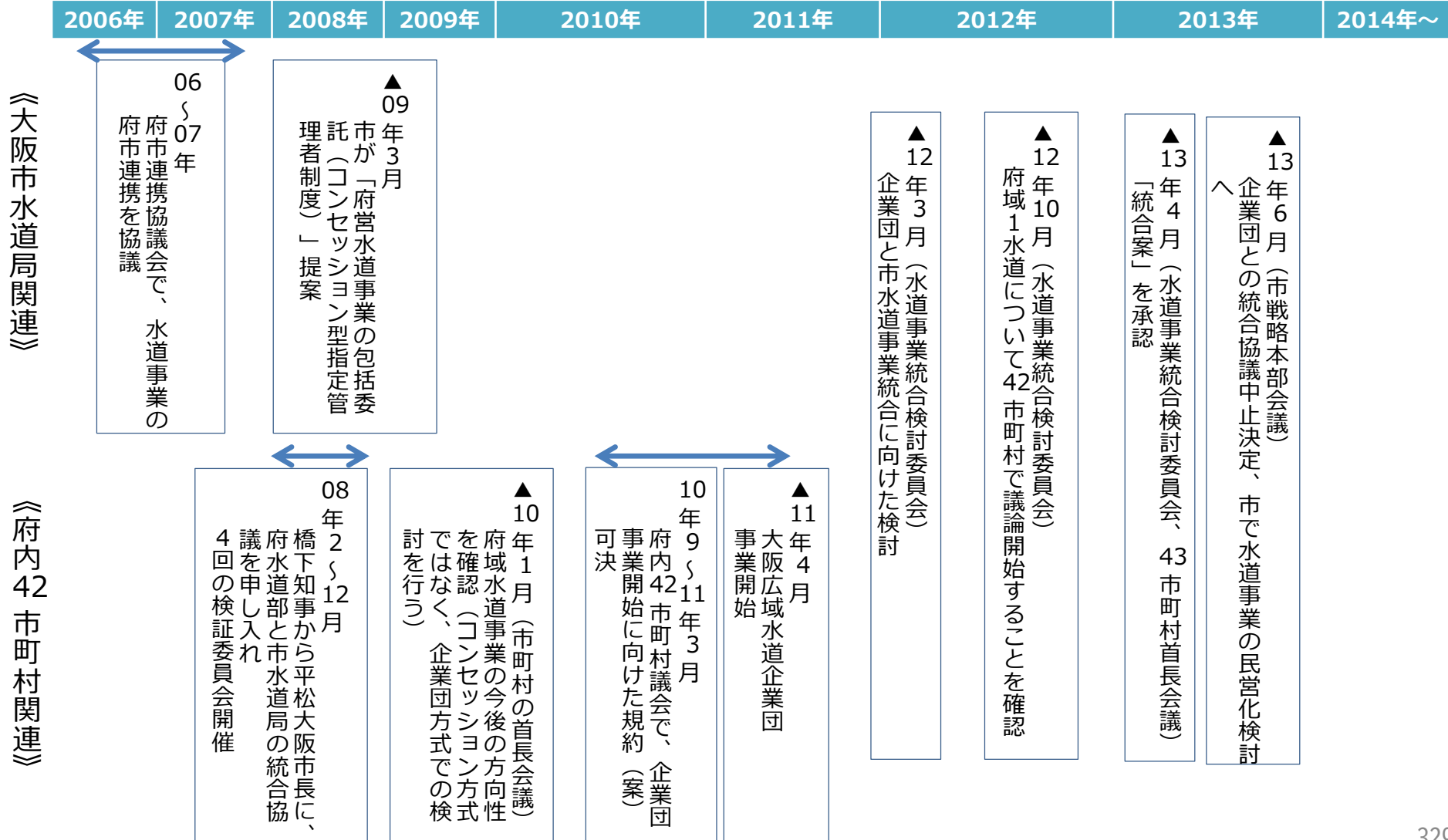
<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>人口減少等の要因により水需要の長期低落傾向が見込まれる中、施設能力と実需要とのかい離が拡大。行政区域を前提とした従来の供給体制のもとでの経営改善努力では限界が見えていた。</p> <p>団塊の世代の退職による技術継承や施設更新に係る財政負担など、厳しい経営課題を抱えていた。</p>	<p>従来の、用水供給事業は府、水道事業は市という体制と、それぞれがダウンサイジング、施設更新を実施するやり方を抜本的に見直し、エンドユーザーの立場で経営改革できる体制を構築。</p> <p>府域一水道を見すえた市町村の広域連携の実現</p>	<p>○大阪広域水道企業団の設立(2010年11月)</p> <p>大阪広域水道企業団と大阪市水道局の経営統合について、43市町村首長会議で承認(2013年4月)されたが、大阪市の議論を経て統合協議をいったん中止(2013年6月)。</p> <p>今後は企業団構成市町村と議論を深め、「府域一水道を目指していく」ことを決定。</p> <p>○「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」の設置(2018年8月)</p> <p>府域一水道に関する府と府内の全水道事業者の共通認識として検討報告書(2020年3月)をとりまとめ、これを「大阪府水道広域化推進プラン」とした。</p>	<p>企業団設立による、市町村水道の連携拡大を図る体制・環境が整いつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域トータルでの水需要を踏まえ、府域一水道を模索する環境の実現 ・市町村の意向、エンドユーザーのニーズが反映されやすい組織体制の実現 <p>(企業団との統合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年4月統合 四條畷市・太子町・千早赤阪村 ・2019年4月統合 泉南市・阪南市・豊能町・忠岡町・田尻町・岬町・能勢町(2024年に統合) ・2021年4月統合 藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町 ・2024年4月統合に向けた検討 岸和田市・八尾市・富田林市・和泉市・柏原市・高石市・東大阪市 <p>(あり方協議会での検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府域水道の基盤強化のため、「おおさか水道ビジョン」と「大阪府水道広域化推進プラン」に基づく、実施計画である水道基盤強化計画策定に向け検討中。

■ 企業団設立に至る大阪市・関係市町村との協議の経緯

従来から、水道事業の府市連携については協議・検討が行われてきたが、目立った進展はなかった。

橋下府政以降、統合に向けた具体的な検討・協議を開始。大阪市を除く府内42市町村において、企業団を設置し一元的に水道事業を運営する体制が実現。

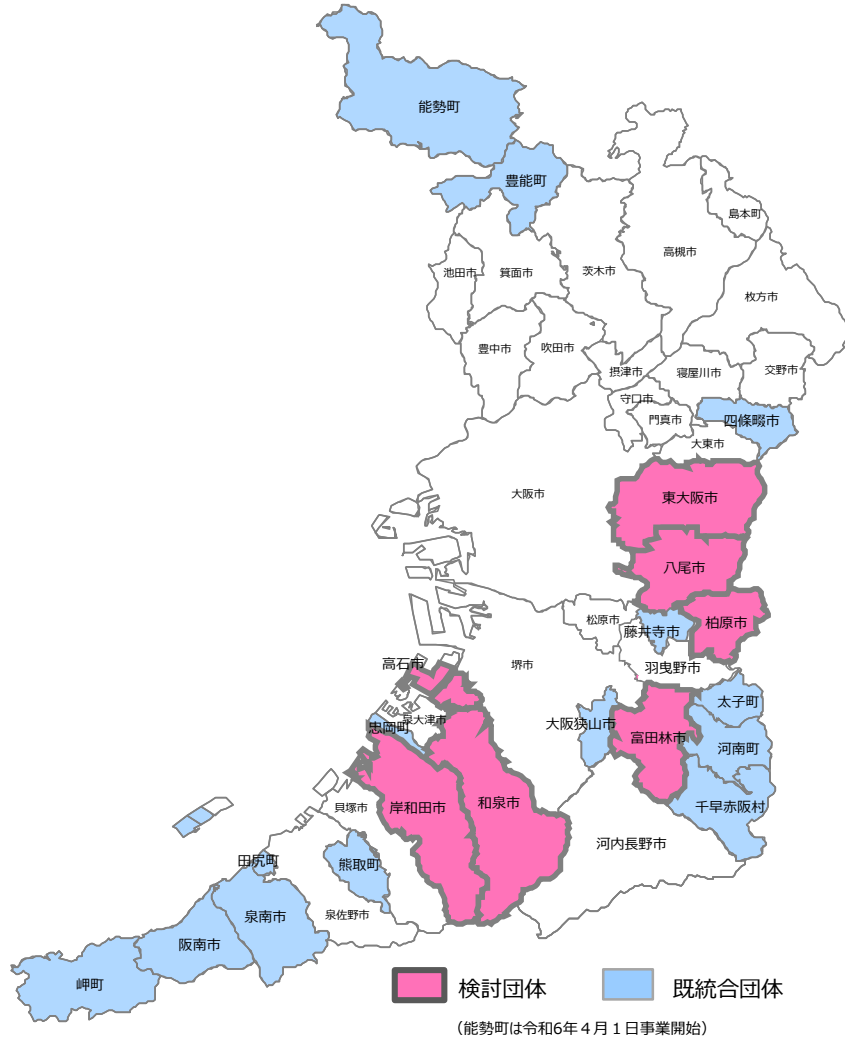
その後、企業団と、大阪市水道局の統合について再度検討を進め、大筋の合意を得るに至ったが、大阪市会議論を経て統合協議をいったん中止。



企業団との統合（検討）状況

統合（検討）状況

統合年度	市町村名	給水人口 (人)
平成29年	四條畷市	55,079
	太子町	13,025
	千早赤阪村	4,779
令和元年	泉南市	59,135
	阪南市	50,542
	豊能町	17,967
	忠岡町	16,620
	田尻町	8,496
	岬町	14,572
	藤井寺市	64,262
令和3年	大阪狭山市	58,499
	熊取町	43,253
	河南町	15,494
令和6年	能勢町	8,785
令和6年 統合検討	岸和田市	187,399
	八尾市	265,097
	富田林市	108,504
	和泉市	181,073
	柏原市	68,573
	高石市	55,883
	東大阪市	490,043
	合計	1,787,080



(令和2年度大阪府の水道の現況より)

7団体が統合されると
 統合市町村21団体 約 1/3 → 約 1/2
 給水人口約180万人 4.9% → 20.3%

今回の統合が進むと

- ① 約半数の市町村が統合
- ② 統合による給水人口が20%超
- ③ 大規模団体（中核市）の統合

他団体の統合の検討が加速

- ④ 隣接する統合団体が増える

施設の統廃合、最適配置
 が行いやすくなる。

併せて、国交付金（広域
 化事業・運営基盤強化事
 業）の更なる活用が期待で
 き、水道事業の財政基盤の
 強化につながる。

さらに一水道化が加速される

●下水道事業の見直し

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>市町村固有の事務である下水道のうち、根幹となる幹線管渠や処理場を整備する流域下水道を府は1965年に全国に先駆け事業開始。</p> <p>下水道の普及に伴い建設から改築時代へ。市町村は人口減少に伴う収入減など、厳しい経営環境に直面していた。</p>	<p>多発する局所的短時間豪雨への対応など強まる府民ニーズや、施設老朽化に伴う維持管理経費の増嵩、人口減少による減収などに対応できる経営体制の構築。</p>	<p>持続的・安定的な下水道サービスを提供するために、資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財務マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用するとともに、経営戦略を策定することとした。</p>	<p>2018年4月から地方公営企業法(財務規定のみ)を適用し、公営企業会計を導入。</p> <p>また、社会経済情勢の変化や諸課題に対応するため、2018年度からの10力年を対象とする「大阪府流域下水道事業経営戦略」を策定(2018年3月)。</p> <p>策定以降、毎年度進捗管理を実施。また、2023年度には中間見直しを行うべく作業を進めているところ。</p>

●市町村支援(下水道(下水道ビジョン、市町村支援))

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>・大阪府内の下水道事業は、市町村と協力しながら広域的・効果的に事業展開を進めてきた結果、下水道普及率は96.9%(令和3年度末)に達しており、住民の安全で快適な暮らしを支えている。</p> <p>・一方、多くの府内市町村で下水道施設が概成しているが、今後、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少、施設老朽化に伴う改築更新事業の増大、職員数の減少等により、下水道事業の経営環境はさらに厳しさを増すことが想定される。</p>	<p>・大阪府と大阪市(以下、府市)が連携し、府市それぞれの強みを生かすことにより、「府市の下水道事業の更なる発展」と「府内市町村の下水道事業の持続性確保への貢献」により、府域全体の下水道事業の発展をめざす。</p>	<p>・令和3年12月に、府市が連携して行う府内市町村への支援を含めた今後30年の下水道事業実施の方向性を定めた「大阪府市下水道ビジョン」を策定。</p> <p>・令和4年2月に、ビジョンに掲げた取組を着実に推進するとともに、必要に応じてビジョンの内容を見直すため、「大阪府市下水道ビジョン推進会議」を設置。同推進会議には、12のテーマ別のWGを設け、府市連携して取り組んでいる。</p> <p>※12のテーマ</p> <p>①官民連携、②府内市町村下水道事業の持続性確保、③ストックマネジメント、④技術力向上、⑤下水道PR、⑥治水対策、⑦地震対策、⑧部品共有化、⑨下水道用地のまちづくりへの活用、⑩技術開発、⑪処理場空間の多様な活用、⑫国際貢献・海外展開</p>	<p>今後、ビジョンに定めた12のテーマについて議論し、取り組んでいく。</p> <p>(めざすアウトカム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用の推進 ・広域化・共同化の推進(事務の共同発注等) ・職員技術力向上(府・市町村) ・施設の強靱化(浸水、地震) <p style="text-align: right;">等</p>

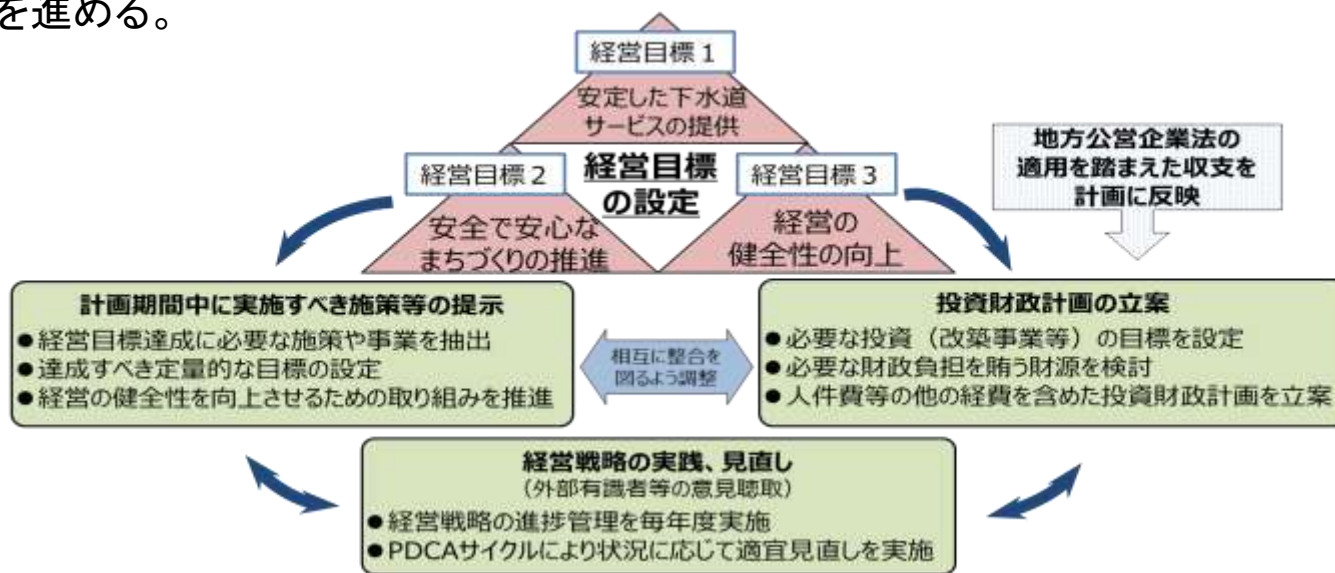
■流域下水道事業の経営形態見直し・経営戦略策定の経緯

<経緯>

1965年～	2008年	2016年	2017年	2018年～
<p>▲65年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆け流域下水道事業開始 	<p>▲08年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別会計を設置 	<p>▲16年2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道事業の経営戦略検討懇話会を開催(計5回) 	<p>▲17年7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道事業経営戦略審議会を開催(計3回) 	<p>▲18年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道事業に公営企業法(財務規定)適用

<経営戦略の概要>

流域下水道事業をとりまく諸課題に的確に対応し、安定したサービスを持続的に提供するため「大阪府流域下水道事業経営戦略」(計画期間:2018年度から10年間)を策定し、計画的・合理的な事業運営を進める。

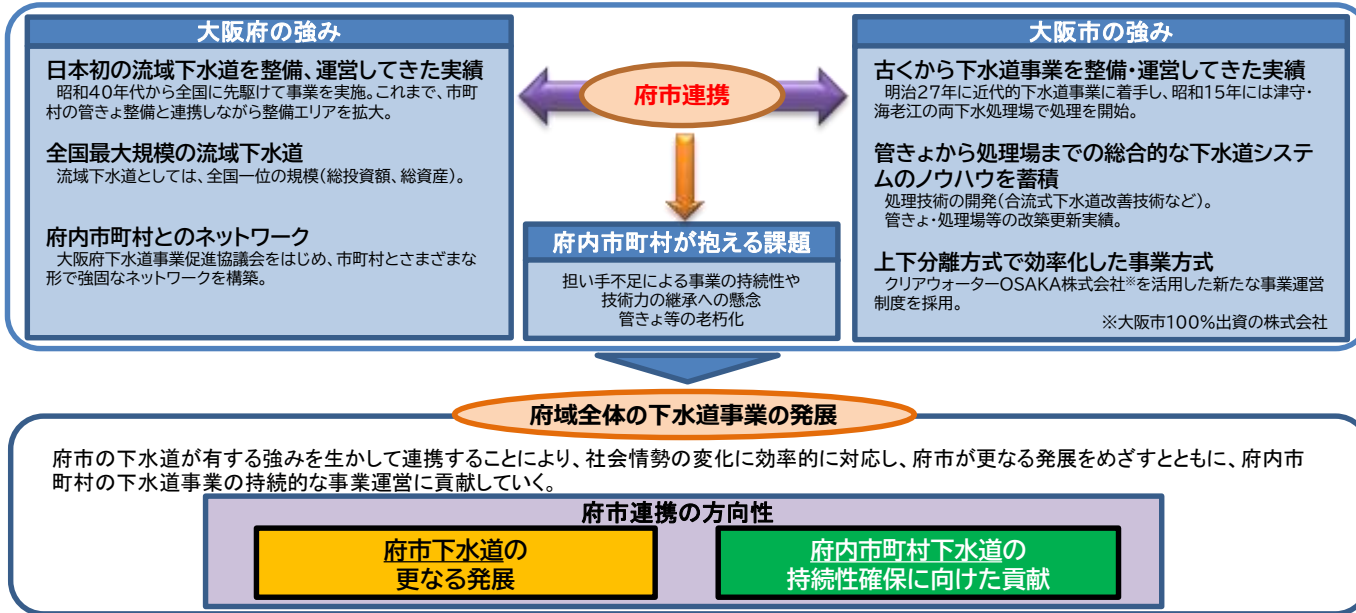


■大阪府市下水道ビジョンについて

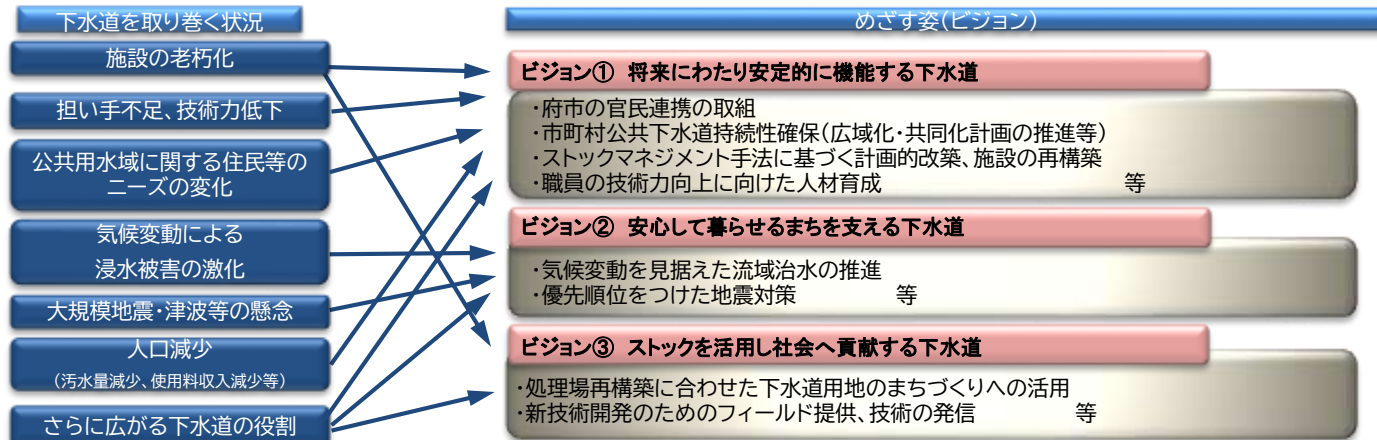
<ビジョンの目的>

府市の下水道事業の更なる発展とともに、府内市町村の下水道事業の持続性確保に貢献し、

府域全体の下水道事業の発展をめずす。



<府域全体の下水道事業の発展のための3つのビジョン>



<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>
<p>①～⑤ 補助金等の見直し ・府補助金の使途が不明であり、団体の運営(役員の報酬等)に使われるなど、府民に還元されていない可能性。 ・相談事業等において、一件あたりの補助単価が極めて高い補助金が存在。 ・従来から補助金を出しているという理由で、必要性を十分検討せずに補助している団体の存在。</p> <p>補助金の予算額 2007年度 1,583億円</p>	<p>エンドユーザーである府民の視点から有効性・妥当性・特定の団体の既得権になっていないかを検証。 そのうえで、補助対象、費用対効果等観点から補助手法を見直し。</p>	<p>①透明性の低い団体運営費補助から施策対象に確実に効果のある事業費補助に転換。 ②一件あたりのコスト(費用対効果)に着目した補助形態の見直し。 ③これまで府の補助金により運営してきた団体等について、補助を打ち切ることにより自立化など法人のあり方を見直しを促す。 ④広域自治体として必要な補助の範囲を精査。 ⑤府の厳しい財政事情に鑑み、経費を精査。</p>	<p>【削減(効果)額】 2008～2010年度 対象額約706億円のうち約93億円(13.2%) 2011～2013年度 対象額約66億円のうち約23億円(34.9%) ⇒ 6年間(2008～2013年)の削減(効果)額合計348億円</p> <p><small>※見直し対象:実績一覧のとおり 対象額は基準年度の予算額 実績は単年度平均</small></p> <p>2014年度 補助金等の更なる見直し 約34億円</p>
<p>⑥ 分担金等の見直し ・地方の側から額や使途がコントロールできず、一方的に住民の税金を支出するルールが出来上がっており、それが国から「天降り」した役員の報酬に充当されているケースが存在。</p>	<p>分担金等の支出の必要性を厳しく精査。</p>	<p>以下の点について確認のうえ、支出の是非を判断。 ・府として分担金を支出する必要があるか。 ・国のOB職員が役員等に就任していないか ・分担金の使途が明確か</p>	<p>2011年度当初予算において51項目約2億1,000万円の支出を取りやめ。</p>

■補助金等見直し(総括)

<1> 補助金(2008～2013年度の見直し)

項目	改革の方向性	削減効果額	削減率	備考
①運営費補助から事業費補助への転換	競争性の導入	18億円	19.4%	
②一件当たりの補助コストの見直し	廃止・再構築	5億円	100%	
③補助金廃止による団体の自立化促進	寄附や収益事業等による自律的運営への転換	25億円	56.8%	
④役割分担の整理	府の役割分担の再整理等	37億円	22.2%	
⑤経費削減等	財政状況に鑑み規模の縮小等	266億円	13.1%	
合 計		348億円	15.1%	合計は端数処理により①～⑤の合計と異なる

補助金(2014年度の見直し)

「2014年度行財政改革の取組み」による補助金等の見直し	34億円	8.9%	2014年度単年度の取組み
------------------------------	------	------	---------------

<2> 分担金等

項目	改革の方向性	削減効果額	削減率	備考
⑥国関係法人	運営費的な分担金等の廃止	2億円	100%	2010年度

■改革の視点と主な事例

<1>補助金等

①運営費補助から事業費補助に変更したもの

(透明性の低い団体運営費補助から施策対象に確実に効果のある事業費補助に転換)

削減額：億円

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
大阪府人権協会補助金 ((財) 府人権協会)	3	62.1%	2008.8	運営補助を事業費補助に転換。人権協会を活用するメリットが明確な事業に絞り込み(2012年度より実施主体を公募により選定)
小規模事業経営支援事業費補助金(府内商工会議所等)	11	14.4%	2008.8	人件費補助中心となっている状況等を踏まえ、小規模事業者等のニーズを踏まえた事業として再構築
運輸事業振興助成補助金 (府トラック協会、大阪バス協会)	4	35.6%	2011.4	2010年度補助金廃止 2012.9補正から施策目的(交通安全・環境等)に沿った事業補助に再構築

②一件あたりの補助コストが極めて高いため廃止・再構築したもの

(費用対効果の観点から、施策効果を高める)

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
人権相談推進事業費補助金 (府内市町村)	2	100% 交付金化	2008.8	補助金を廃止し、他の市町村に対する相談事業補助金と併せて交付金制度を創設

③補助金廃止による団体の自立化を促進するもの

※見直し前の相談件数に対する補助コスト約2.4万円/件

(これまで府の補助金により運営してきた団体等について、自立化・法人のあり方の見直しを促す)

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
文化関係事業 (大阪センチュリー交響楽団等)	13	42.0%	2008年度 から順次	大阪センチュリー交響楽団に対する補助金の段階的廃止等
大阪府青少年活動財団運営補助金 ((財) 府青少年活動財団)	11	100%	2011.3	2010年度末に法人自立化

④府の役割分担の再整理によるもの

項目(補助対象)	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
地域見守り・コーディネーター 関係事業(府内市町村等)	23	69.2%	2008~	地域における相談支援体制を強化する事業については、2008年度末で府の役割は終了
観光振興事業((財) 大阪観光 コンベンション協会)	3	60.2%	2008~	各主体(府・市・民間)の役割分担を整理するとともに、より高い効果が見込める事業に重点化

⑤府施策全体の経費削減・見直しによるもの

項目（補助対象）	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
私学助成【幼稚園振興助成】 （私立幼稚園）	11	2.5%	2008～	経常費助成（運営補助金）2.5%カット 2014当初から国標準額どおりに変更
私学助成【小中高及び専修学校 経常費】（私立学校）	106	12.1%	2008～	経常費助成（運営補助金）小中：25%カット、高・専修：10% カット。 2014当初から高：2%、小・中15%カットに変更

<2> 分担金

⑥国関係法人等への支出の見直しによるもの （賛助会費等（団体への運営費的なもの）について、廃止）

削減額：万円

項目（補助対象）	削減額	削減率	見直し時期	見直し内容等
中央労働災害防止協会会費 （中央労働災害防止協会）	38	100%	2010	廃止
（社）日本観光協会負担金 （（社）日本観光協会）	170	100%	2011	廃止

【参考】補助金等見直しの実績一覧

<1> 補助金等

① 運営費補助から事業費補助に変更（3項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
(財)大阪府人権協会補助金	(財)大阪府人権協会	3	62.1%	再・構
小規模事業経営支援事業費補助金	府内商工会議所・商工会・商工会連合会	11	14.4%	再
運輸事業振興費補助金	(一社)府トラック協会、大阪バス協会	4	35.4%	構
計		18		

② 一件あたりの補助コストが極めて高いため廃止・再構築（2項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
人権相談推進事業費補助金	府内市町村	2	100%（交付金化）	再
地域就労支援事業	府内市町村	3	100%（交付金化）	再
計		5		

③ 補助金廃止による団体の自立化を促進（3項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
文化関係事業	大阪センチュリー交響楽団等	13	42.0%	再
(財)大阪人権博物館事業助成費	(財)大阪人権博物館	1	46.9%	構
(財)大阪府青少年活動財団運営補助金	(財)大阪府青少年活動財団	11	100%	構
計		25		

※備考欄 再:財政再建プログラム 構:財政構造改革プラン

④ 府の役割分担を再整理（9項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
市町村振興補助金	府内市町村	0.2	0.6%	再
観光振興事業	（財）大阪観光コンベンション協会	3	60.2%	再
地域見守り・コーディネーター関係事業	府内市町村、市社会福祉協議会等	23	69.2%	再
密集住宅市街地整備促進補助金	府内市町村	3	37.0%	再
老人地域活動促進費	府老人クラブ連合会	0.1	4.5%	構
看護職員養成所運営費補助事業費	看護師等養成所等	0.2	0.9%	構
産休等代替職員費補助金	児童福祉施設等	2	78.7%	構
学校支援人材バンク活用事業	府内市町村	0.9	52.0%	構
市街地整備総合補助	府内市町村	0.3	8.3%	構
計		32.7		

⑤ 府施策全体の経費削減・見直し（22項目）

削減額：億円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
私学助成（授業料軽減助成）	私立学校	14	6.9%	再
私学助成（小中高及び専修学校經常費）	私立学校	106	12.1%	再
私学助成（幼稚園振興助成）	私立幼稚園	11	2.5%	再
私立学校教職員共済事業補助金	（独行）日本私立学校振興・共済事業団	14	66.7%	再
私立学校退職財団補助金	（財）大阪府私立学校退職金財団	25	66.7%	再
子育て支援関係事業	府内市町村	24	67.7%（交付金化）	再
救命救急センター運営関係事業	救命救急センター等	4	7.4%	再
高齢者の生きがい・地域生活支援事業	府内市町村	17	16.5%	再
企業立地促進補助金	民間企業	4	2.6%	再
空港周辺整備機構助成	（独法）空港周辺整備機構	0.1	16.6%	構
老人福祉施設運営助成費	社会福祉法人等	7	9.1%	構
老人福祉施設等整備助成事業	社会福祉法人等	2	27.8%	構
障がい福祉施設機能強化推進事業費	障がい児・者施設等	0.5	6.7%	構
障がい者福祉作業所運営助成費	府内市町村	7	86.5%	構
重度障がい者等住宅改造助成事業	府内市町村	1	50.0%	構
技能尊重対策費	（財）職業能力開発協会	0.2	11.4%	構
精神障がい者社会復帰施設運営助成事業費	NPO等	7	74.9%	構
障がい福祉施設機能強化推進事業費（授産施設）	障がい児施設	4	100%	構
障がい者小規模通所授産施設運営等助成費	府内市町村	11	89.8%	構
小規模通所授産施設機能強化支援事業	小規模通所授産施設	1	100%	構
地域生活支援事業市町村推進補助金	府内市町村	0.9	100%	構
石畳と淡い街灯まちづくり支援事業	府内市町村	9	66.7%	構
計		269.7		

<2> 分担金等(国関係法人等への支出)

⑥国関係法人等への支出の見直し(賛助会費等(団体への運営費的なもの)について、廃止 (51項目)

削減額：万円

事業名(補助対象)	補助対象	削減額	削減率	備考
全国航空消防防災協議会負担金	全国航空消防防災協議会	45	100%	注1
中央労働災害防止協会会費	中央労働災害防止協会	38	100%	
(財)日本不動産研究所会費	(財)日本不動産研究所	15	100%	
(財)行政管理研究センター負担金	(財)行政管理研究センター	3	100%	
(社)日本観光協会分担金	(社)日本観光協会	20	100%	
(社)日本観光協会負担金	(社)日本観光協会	170	100%	
(財)アジア太平洋観光交流センター会費	(財)アジア太平洋観光交流センター	350	100%	
(独)国際観光振興機構会費	(独)国際観光振興機構	100	100%	
(財)アジア太平洋観光交流センター補助金	(財)アジア太平洋観光交流センター	2,848	100%	
(財)長寿社会開発センター負担金	(財)長寿社会開発センター	30	100%	
(医)りんどう会補助金	(医)りんどう会	46	100%	
(社)全日本墓園協会負担金	(社)全日本墓園協会	3	100%	
(財)全国生活衛生営業指導センター負担金	(財)全国生活衛生営業指導センター	2	100%	
(財)全国中小企業取引振興協会負担金	(財)全国中小企業取引振興協会	131	100%	
(財)全国中小企業情報化促進センター会費	(財)全国中小企業情報化促進センター	38	100%	
(財)関西情報・産業活性化センター会費	(財)関西情報・産業活性化センター	10	100%	
全国労働委員会連絡協議会負担金	全国労働委員会連絡協議会	3	100%	
(財)関西環境管理技術センター委託料	(財)関西環境管理技術センター	90	100%	
(社)全国都市清掃会議負担金	(社)全国都市清掃会議	1	100%	
(財)関西電気保安協会大阪南支部委託料	(財)関西電気保安協会大阪南支部	16	100%	

※削減額は単年度(2011年度)の額

⑥ つづき

削減額：万円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
神崎川水質汚濁対策連絡協議会負担金	神崎川水質汚濁対策連絡協議会	7	100%	
(財)関西環境管理技術センター委託料	(財)関西環境管理技術センター	74	100%	
(財)国立公園協会負担金	(財)国立公園協会	10	100%	
(財)日本さくらの会負担金	(財)日本さくらの会	15	100%	
(独)環境再生保全機構補助金	(独)環境再生保全機構	13,900	100%	
(社)日本騒音制御工学会負担金	(社)日本騒音制御工学会	7	100%	
(社)日本環境技術協会負担金	(社)日本環境技術協会	3	100%	
(財)日本農林漁業振興会負担金	(財)日本農林漁業振興会	102	100%	
(社)日本水産資源保護協会負担金	(社)日本水産資源保護協会	45	100%	
(社)全国豊かな海づくり推進協会負担金	(社)全国豊かな海づくり推進協会	216	100%	
(社)農林水産技術情報協会負担金	(社)農林水産技術情報協会	23	100%	
(社)日本環境技術協会負担金	(社)日本環境技術協会	3	100%	
(財)都市みらい推進機構負担金	(財)都市みらい推進機構	20	100%	
全国治水期成同盟会連合会負担金	全国治水期成同盟会連合会	195	100%	
全国収用委員会連絡協議会負担金	全国収用委員会連絡協議会	31	100%	
西大阪高速鉄道(株)負担金	西大阪高速鉄道(株)	135	100%	
中之島高速鉄道(株)負担金	中之島高速鉄道(株)	97	100%	
全国道路利用者会議負担金	全国道路利用者会議	83	100%	
道路整備促進期成同盟会全国協議会負担金	道路整備促進期成同盟会全国協議会	20	100%	
全国高速道路建設協議会負担金	全国高速道路建設協議会	25	100%	

⑥ つづき

削減額：万円

事業名	補助対象	削減額	削減率	備考
北大阪急行電鉄(株)補助金	北大阪急行電鉄(株)	1,800	100%	
(社) 街づくり区画整理協会負担金	(社) 街づくり区画整理協会	4	100%	
(財) 区画整理促進機構負担金	(財) 区画整理促進機構	1	100%	
(社) 全国市街地再開発協会負担金	(社) 全国市街地再開発協会	3	100%	
(社) 公共建築協会負担金	(社) 公共建築協会	2	100%	
(財) 建築環境・省エネルギー機構負担金	(財) 建築環境・省エネルギー機構	3	100%	
(社) 日本住宅協会負担金	(社) 日本住宅協会	16	100%	
(財) 経済調査会関西支部負担金	(財) 経済調査会関西支部	1	100%	
(財) 自治体国際化協会負担金	(財) 自治体国際化協会	402	100%	注2
(財) 経済調査会負担金	(財) 経済調査会	1	100%	
(社) 公共建築協会負担金	(社) 公共建築協会	1	100%	
計		21,204		

注1・・・2014年度より負担金支出 注2・・・2013年度より負担金支出

<Why>	<Vision>	<What>	<Outcome>												
<p>公の施設については、2007年度以前も、「公の施設改革プログラム(案)」等により、施設のあり方や運営改善等にかかる改革を実施してきたが、2008年度の「財政再建プログラム(案)」において、財政構造改革を行うため、全ての公の施設についてゼロベースで、さらなる抜本的な見直しを行うこととなった。</p>	<p>「財政再建プログラム(案)」や「大阪府財政構造改革プラン(案)」等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日的意義に照らして必要な施設か ・府立施設であることが最も有効か ・施設やサービスの廃止も含めた徹底したコスト縮減 <p>という3つの基本的視点により、ゼロベースで見直しを実施。</p>	<p>3つの視点に基づき、施設の廃止、市町村や民間への移管、市町村・NPO等との協働による新たな管理形態への転換等を行うとともに、存続する施設についても、運営の抜本的見直しや徹底したコスト縮減、一定の収益が見込める施設では府への利益還元を高めるといった取組みを実施。</p>	<p>【公の施設数(府営住宅除く)】 81施設(2008年4月) ⇒ 71施設(2013年4月) ⇒ 71施設(2018年4月) ⇒ 70施設(2022年4月)</p> <p>2008年度以降の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> -2008～2013年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 13施設廃止 ・ 5施設民営化等 -2014～2017年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2施設民営化等 -2018～2022年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3施設廃止 ・ 1施設民営化等 <p>※ 2008年度以降、新規に11の公の施設が開設したため、廃止・民営化の数と施設数の推移は一致しない。 ※ 府営住宅については、上記の施設数にはカウントしていないが、2015年度以降、69団地を大阪市・大東市・門真市・池田市へ移管している。</p> <table border="0"> <tr> <td>大阪市</td> <td>61団地</td> <td>12,311戸</td> </tr> <tr> <td>大東市</td> <td>4団地</td> <td>1,454戸</td> </tr> <tr> <td>門真市</td> <td>3団地</td> <td>2,492戸</td> </tr> <tr> <td>池田市</td> <td>1団地</td> <td>60戸</td> </tr> </table>	大阪市	61団地	12,311戸	大東市	4団地	1,454戸	門真市	3団地	2,492戸	池田市	1団地	60戸
大阪市	61団地	12,311戸													
大東市	4団地	1,454戸													
門真市	3団地	2,492戸													
池田市	1団地	60戸													

■府が保有する公の施設の数（府営住宅を除く）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
▲ 1998年4月 119施設	▲ 2008年4月 81施設					▲ 2013年4月 71施設					▲ 2018年4月 71施設				▲ 2022年4月 70施設

■公の施設の廃止・民営化の状況

	公の施設	
2007年度以前	○廃止 17施設 大手前整肢学園、身体障害者福祉センター 等	○民営化等 31施設 いずみ学園、老人総合センター 等
2008～2013年度	○廃止 13施設 2008年度：青少年会館、文化情報センター、東淀川高等職業技術専門校 2009年度：国際児童文学館 2010年度：総合青少年野外活動センター、介護情報・研修センター、特許情報センター 2011年度：現代美術センター、府民牧場、箕面通勤寮、健康科学センター 2012年度：守口高等職業技術専門校 2013年度：女性自立支援センター（よしみ寮）	○民営化等 5施設 2008年度：明光ワークス 2010年度：泉北考古資料館 2011年度：羽衣青少年センター 2012年度：インターネットデータセンター 2013年度：泉州救命救急センター
2014～2017年度		○民営化等 2施設 2015年度：整肢学院 2017年度：金剛コロニー（ただし府立障がい児施設としての機能は存続）
2018～2022年度	○廃止 3施設 2019年度：芦原高等職業技術専門校 2020年度：堺泉北港の緑地 2022年度：新石切立体駐車場	○民営化等 1施設 2021年度：大型児童館ビッグバン

IV その他

政策立案手法の刷新／データに基づく府民ニーズの分析

①分野：府政運営

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部

⑤時期

2008年3月

政策マーケティング・リサーチチーム

発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・施策立案やサービス提供が、一部住民や関係団体等の声、府職員の経験則に頼りがち。 ・既存施策の進捗管理や撤退ルールなどのチェック機能が不十分。 ・施策目標の進捗管理などは各部局が案件ごとに独自調査を実施するなど非効率。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民目線での施策構築を目的にPDCAサイクルに「民意」の視点を導入する。 ・府民のニーズを迅速かつ的確に把握できるようなマーケティング・リサーチ手法を企業マーケティングを参考にしながら開発し導入する。 ・これにより、府民目線の施策構築と施策のチェック機能の強化及び業務の効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府独自の「政策マーケティング・リサーチ」手法を開発するとともに、インターネットによるスピーディーなアンケート調査の仕組みを構築し導入。 ・MR手法による調査実績(Qネット分) <ul style="list-style-type: none"> 2012年度32件 2013年度29件 2014年度32件 2015年度33件 2016年度37件 2017年度37件 2018年度28件 2019年度38件 2020年度46件 2021年度44件 2022年度39件 ・専属のMRT(マーケティング・リサーチ・チーム)を設置し、リサーチプランや調査票作り、結果分析までを一貫して実施し、事業部局へフィードバック。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民ニーズをきめ細かくスピーディーに把握し、確度の高い分析に基づき、施策の立案や事業の効果検証が可能になった。 ・各部局の施策目標の達成状況等をまとめてMRTがリサーチすることで業務の効率化が図れた。 <p>【調査事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災意識」、「大阪880万人訓練」、「歩きスマホ」、「マイボトル」、「SDGs」他。 ・各事業の推進のための調査や各部局における行政計画等の策定のための基礎データとして活用。

全庁的な意思決定のあり方の見直し(戦略本部会議の設置・運営)

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 政策企画部

- ⑤時期
- 2008年8月
経営企画会議設置
 - 2009年4月
戦略本部会議設置

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・2008年に過去のプロジェクトの検証を行ったところ、当初の需要見通しや採算面、関係者間のリスク負担などの課題について、十分な検討が行われずに意思決定がされていたのではないかとの分析がなされた。</p> <p>・また、知事、副知事に口頭で報告・判断を仰ぎ決定した事項について、その記録するルールがないなど、意思決定の過程等が不明瞭であった(誰が、いつ、どのような判断・決定をしたかの事後検証が困難)。</p>	<p>・重要な施策・制度等の方針決定に際しては、</p> <p>①知事の意思決定をサポートするための合議機関を設立する。</p> <p>②オープンな場で議論し、当該事業の課題等を府民等に明らかにする、といった観点から府の意思決定のあり方を見直す。</p>	<p>・大阪府経営企画会議を設置(2008年8月)。 -知事の意思決定をサポート -特に重要な施策・制度等に関することについて議論 -会議終了後、資料や議事録をHPにアップするなど意思決定プロセスの見える化を推進。</p> <p>・大阪府戦略本部会議を設置(経営企画会議を発展的に解消)。(2009年4月) -個別施策に加えて、次年度の予算編成・重点事業などの基本となる「府政運営の基本方針」をはじめ、府政の戦略的推進を図るための方針を議論し策定</p>	<p>A: 2008～2017 B: 2017～2022</p> <p>・合議制の議論により、課題や確認すべき論点の認識共有が徹底された。</p> <p>A: 部長マニフェスト、榎尾川ダム、OTK民営化、債権放棄案件、彩都まちづくり等 B: 新大学構想、成長・再生に向けた新戦略等</p> <p>・公開の議論により、施策の方向性について住民への情報発信が充実した。</p> <p>A: 榎尾川ダム、公共交通戦略、府立大学の大学改革、病院統合、大阪健康安全基盤研究所のあり方、森林環境税・宿泊税の創設等 B: 受動喫煙防止条例、府大・市大の授業料無償化等</p> <p>・訴訟リスク等に備えたりーガルチェックの実施が定着した。</p>

国と地方の関係再構築(関西広域連合の設立・運営等)(1)

①分野： 府政運営

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部
都市整備部

⑤時期

・広域的な連携体制
2010年12月
関西広域連合設立

・ダム事業に係る国と地方
の検討の場
2008年11月
関係4知事による国への
意見申し入れ
2014年4月
「淀川水系水利用検討会」
発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>【広域的な連携体制構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来から、自治体間の広域的な連携のあり方について、議論・検討が行われていたが、具体的な体制構築までには到らなかった ・地方を取り巻く次のような課題に対応し、大阪からの分権改革に取り組んでいく必要 <p>①霞が関・官僚主導の中央集権型システムの限界</p> <p>②国と都道府県、市町村が輻輳し、二重行政、三重行政の無駄</p> <p>③地域のことが住民の意思から遠いところ(国)で決定</p>	<p>【関西広域連合の設立・運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の地方分権改革を待つのではなく、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくり ・既存の広域連携の取組みとは異なる、執行機関と議会を有する新たな行政主体の設立と一体的な運営管理 ・国出先機関の事務・権限の受け皿づくり(丸ごと移管による国と地方の二重行政の解消) <p>⇒関西州実現へのステップへ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年から本格的に関西広域連合の検討を開始 ・2010年12月、全国で初めて7府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)で構成される関西広域連合を設立 ・2012年度には4政令市(大阪市、堺市、京都市、神戸市)が参画 ・2015年12月に奈良県が加入 ・7つの広域事務(防災、観光・文化・スポーツ振興、産業、医療、環境、資格試験・免許等、職員研修)等を実施 2014年度当初予算総額14.8億円(うち府負担1.5億円) 2018年度当初予算総額23.3億円(うち府負担1.7億円) 2022年度当初予算総額27.2億円(うち府負担1.8億円) 	<p>○7つの広域事務等の取組を本格化させ、以下のとおり成果を挙げてきた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震におけるカウンターパート方式による支援や台風災害等への対応(2011年3月～) ・ドクターヘリ運航事業による救急医療体制の充実(2011年4月～) ・電力不足に対応した関西地域の節電対策の実施(2011年11月～) ・官民連携による広域連携DMOとして、一般財団法人「関西観光本部」設立(2017年4月) ・広域的な医療連携等による新型コロナウイルス感染症への対応(2020年3月～)

国と地方の関係再構築(関西広域連合の設立・運営等)(2)

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 政策企画部
 - 都市整備部

- ⑤時期
- ・広域的な連携体制
2010年12月
関西広域連合設立
 - ・ダム事業に係る国と地方の検討の場
2008年11月
関係4知事による国への意見申し入れ
2014年4月
「淀川水系水利用検討会」発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
			<ul style="list-style-type: none"> ・国への提案・意見申し入れ -原子力防災に関する申し入れ(2011年4月~) -北陸新幹線(敦賀以西)整備促進等要請(2016年12月~) -2025年大阪・関西万博関連事業に関する要望(2021年7月~) -新型コロナウイルス感染症に関する要望(2020年3月~) ・政府機関等の移転推進 -文化庁(京都府・市) -消費者庁(徳島県) -総務省統計局(和歌山県) ・ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催にむけて、国際マスターズゲームズ協会と開催の基本同意書を締結(2013年11月)、新型コロナウイルス感染症の影響により延期され、2027年に開催決定(2022年7月)

国と地方の関係再構築(関西広域連合の設立・運営等)(3)

①分野： 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 政策企画部
 - 都市整備部

- ⑤時期
- ・広域的な連携体制
2010年12月
関西広域連合設立
 - ・ダム事業に係る国と地方の検討の場
2008年11月
関係4知事による国への意見申し入れ
2014年4月
「淀川水系水利用検討会」発足

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>【ダム事業に係る国と地方の検討の場】</p> <p>・ダム事業は地方も事業費の一部を負担するが、国主導であり、「地域のことは地域で決める」ための検討の場すら未設置</p>	<p>・広域的な課題について、府県が連携して国へ働きかけるなど取組みを進める</p>	<p>・淀川水系河川整備に関する検討、関係4知事による国への意見申し入れ(2008年11月)</p> <p>・淀川水系5ダムに関する要望を民主党、国土交通大臣へ提出(2011年1月)</p>	<p>・2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致を関西全体で推進(2018年11月開催決定)</p> <p>・2025年大阪・関西万博へのパビリオン出展等に向けた取組を推進</p> <p>・広域的な様式・基準の統一・共通化</p> <p>-高圧ガス保安法の販売事業届</p> <p>・水需要予測の下方修正に伴う既存ダムの利水容量活用について検討を行う「淀川水系水利用検討会」が発足(2014年4月)</p> <p>-第1回検討会開催(2014年6月)</p> <p>-第2回検討会開催(2015年2月)</p>

条例・審査基準の見直し

①分野：府政運営

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部
総務部
財務部

(規制・サービス改革部会)

⑤時期

2009年
規制条例の総点検実施
2010年
業規制条例の見直し
2013年
規制・サービス改革部会
の取組として規制条例・
審査基準を点検
2017年
規制条例等の点検

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定当初は妥当であった規制が、年月を経て見直しがなされないまま、現在の社会経済情勢にそぐわなくなってしまうことがある。 ・大阪が再び力強く成長する都市となるためには、民間の活動がしやすい環境を整備していくことが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民・事業者の権利を制限し、または義務を課する条例(規制条例)を全庁一斉に総点検を実施する。 ・府民への説明責任を果たす観点から、国ガイドラインや他府県条例の規制内容とも比較する。 	<p>規制の必要性、有効性、効率性、基本計画適合性、適法性の5つの視点で点検。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年度 規制条例(61件)を対象に点検。 ・2010年度 規制条例のうち特定の業種の業務等を規制する業規制条例(26件)を対象に、さらに見直し検討。 ・2013年度 定期的に行っている規制条例(69件)の点検の際に、府市統合本部のもとに設置した「規制・サービス改革部会」において、規制改革の観点も含めて取り組む。審査基準(637件)についても点検。 ・2017年度 規制条例等(90件)の点検 ・2022年度～ 各条例所管室課において毎年度、規制条例の自主点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年度 青少年健全育成条例などを改正(6件)、廃止(1件)。 ・2010年度 理容師法施行条例などを改正(7件)。また、認定こども園の認定の基準に関する条例など国に改正要望(3件) ・2013年度 自然環境保全条例など条例・規則を改正(10件)、廃止(1件)。審査基準を見直し(6件)。※予定含む。 ・2017年度 ふぐ販売営業等の規制に関する条例など条例・規則を改正等(6件)。 <p>→4回の点検により、現在の社会経済情勢にそぐわない規制条例の見直しは一定達成。</p>

出資法人等の改革

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 財務部

⑤時期
2008年
財政再建プログラム(案)策定
2010年度～
財政構造改革プラン(案)策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・法人が実施している事業について、必要性や効果の検証が、未だ不十分 ・類似する事業を実施する出資法人が複数存在 ・民間・NPO等の活動領域が広がるなかで、出資法人の役割・あり方を見直す必要性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・出資法人のすべての事業をゼロベースで見直すとともに、府と出資法人の関係(財政的・人的関与など)を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似する法人の統廃合、法人の自立化・民営化を促進 ・財政的援助の原則廃止 ・出資法人役員ポストに府関係者(OB職員、派遣職員)が就任する必要性を府指定出資法人評価等審議会等で点検(2009年,2013年,2016年,2019年,2022年) ・府OB役員報酬制度について、同審議会等で報酬基準を点検・見直し(2010年,2013年,2016年,2019年,2022年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定出資法人数の削減 44法人(2008年) ↓ 23法人(2013年) ↓ 21法人(2018年) ↓ 20法人(2022年) ・府関係者が就任する必要がある役員ポスト数の削減 59(2009年) ↓ 25(2013年) ↓ 23(2018年) ↓ 20(2022年) ・派遣職員引き上げ(指定出資法人) 41法人572人(2008年) 17法人86人(2013年) 15法人96人(2018年) 14法人89人(2022年)

徹底したプロセスの見える化、仕事の内容にも踏み込んだ透明化(オープン府庁)

①分野: 府政運営

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 府民文化部

- ⑤時期
- 2008年
予算編成過程の公表開始
 - 2010年
府民の声の見える化開始
 - 2011年
施策プロセスの見える化開始
 - 公金支出情報公表開始

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・従来から、会議の公開や知事に関する情報をはじめ府政情報の公開に努めてきたが、一層府政の透明性を高め、府民の求める情報をわかりやすく公開していくため、「施策プロセスの見える化」などの「オープン府庁」の取り組みを推進していくこととなった。</p>	<p>・府政の透明性をより高め、ガバナンスの向上を図る。</p>	<p>・府民の関心が高い事項の意思形成プロセス情報をホームページで公表。</p> <p>・予算の編成から執行に至るまで、予算編成過程及び公金支出情報としてホームページで公表</p> <p>・府民からの声を業務改善や施策に活かしていくことを目的に、府民の声システムを運用し、回答した府民の声をホームページで公表</p>	<p>・全国初の取組みである「施策プロセスの見える化」などにより、府民が知りたい情報を分かりやすく迅速に公表することで、全国トップクラスの透明性を実現</p> <p>(公表実績)</p> <p>-『予算編成過程の公表』 ～公表延べ事業数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 2,982事業 ・2019年度: 3,205事業 ・2020年度: 3,518事業 ・2021年度: 3,406事業 <p>-『府民の声の見える化』 ～頂いたご意見等に 回答・公表した件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 117件 ・2019年度: 110件 ・2020年度: 130件 ・2021年度: 109件 <p>-『施策プロセスの見える化』 ～各年度末時点の公表 項目数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 202項目 ・2019年度: 186項目 ・2020年度: 176項目 ・2021年度: 177項目 <p>-『公金支出情報の公表』 ～公表件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度: 240,418件 ・2019年度: 236,756件 ・2020年度: 235,321件 ・2021年度: 236,737件

新公会計制度の導入

- ①分野: 府政運営
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
府 会計局
- ⑤時期
2011年度
新公会計制度導入

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・これまでの官庁会計では、資産がどれくらいあって、ひとつの事業に人件費などを含めて、トータルでどれくらいコストがかかっているのか、見えない状況。</p>	<p>・資産の状況や各事業のフルコストの情報など、必要な財務情報が分かるようにする。</p>	<p>・既存の財務会計システムの改修、府が保有する資産の調査・評価、会計基準の策定等を行った。 (2010年度)</p> <p>・東京都に次いで全国2番目に、企業会計に近い新公会計制度を導入し、財務諸表を作成・公表。 (2011年度～)</p>	<p>・新公会計制度(複式)による決算状況 [2021年度] 貸借対照表(BS) 資産7兆7,273億円 行政コスト計算書(PL) 減価償却費、退職手当引当金繰入額等の非現金収支含め 当期収支差額+1,740億円 (主な要因: 地方税の増、地方交付税の増、等)</p> <p>・財務諸表を分かりやすく解説した報道発表資料、パンフレット[2011年度～]、新公会計NEWS[2014年度～]等の公表</p> <p>・職員向け新公会計制度研修の実施 [2021年度] 計22回(延2,660名参加)</p> <p>[参考] ・総務大臣より原則として2017年度までに全ての地方公共団体に対して「統一的な基準」に基づく財務書類を作成するよう要請があり、2017年度決算から「統一的な基準」に基づく財務書類等も作成。</p>

監査事務局業務の民間への委託

- ①分野： 府政運営
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
府 監査委員事務局
- ⑤時期
2009年9月
業務の民間開放を決定
2010年4月～
監査法人への業務委託

改革前の課題 (Why)/	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
民間委託の拡大のための大阪版市場化テストの実施	専門性・外部性の発揮 人員の削減	監査業務等の一部の監査法人への委託 ・公営企業会計に係る監査 ・大阪府の機関における新公会計に係る監査 ・財政的援助団体等に対する監査 ・例月現金出納検査 ・決算審査 ・基金運用状況審査 ・健全化判断比率の審査及び資金不足比率の審査	監査法人の専門性を活かした業務委託による監査の充実 監査法人に監査業務等を委託することによる府職員6名の削減 (民間委託契約) ・2010～12年度 (第1期契約) ・2013～15年度 (第2期契約) ・2016～18年度 (第3期契約) ・2019年度 (第4期契約) ・2020～22年度 (第5期契約)

府営住宅の運営見直し

①分野: 暮らし・住まい・まちづくり

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 都市整備部

⑤時期

2012年3月

府営住宅ストック総合活用計画
改定

2016年12月

府営住宅ストック総合活用計画
改定

2021年12月

府営住宅ストック総合活用計画
改定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・高度経済成長期の流入人口への対応として大量に整備し、一挙に老朽化が進み、更新・耐震性確保の需要が高まっている ・住民の高齢化に対応するバリアフリーなどの改良のニーズも増加 ・あわせて、効率的・効果的な経営も求められてきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経営の主体である基礎自治体が、魅力ある地域づくりとまちの活力の創出に活用する。 ・将来的に量的な縮小を図る。 ・良質なものは可能な限り活用することを基本 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉ニーズ等に対応した多様な住宅等への転換など、府営住宅の地域資源化を推進。 -グループホームへの活用 ・公営住宅のまちづくりへの活用等の観点から、市町への移管を推進。 ・耐震化の推進 -耐震改修事業 -建替事業 ・高齢化への対応 -バリアフリー化の推進 -中層住宅へのエレベーター設置 ・ファシリティマネジメントの推進 ・自律的な住宅経営 -指定管理者制度の導入(2012年度～本格実施) -特別会計の導入(2012年度～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府営住宅の空室活用65戸(2021年度末) -子育て支援 -高齢者支援 など ・グループホームへの活用543戸(2021年度末) ・府営住宅の所在する38市町とまちづくり協議の場を設置 ・市町への移管 -大阪市: 約1.2万戸(2015年度から) -大東市: 1,454戸(2018年度から) -門真市: 2,492戸(2019年度から) -池田市: 60戸(2020年度から) ・耐震化率96%(2021年度末) ・指定管理者制度の導入による縮減効果約136億円(2009～2016年度) ・売却・貸付等による歳入確保約709億円(2008～2021年度)

市町村国保の累積赤字の削減に向けた府の特別調整交付金の配分基準の見直し

①分野: 健康・医療

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 健康医療部

- ⑤時期
- 2011年 特別調整交付金 交付方法変更
 - 2012年 「大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準」策定
 - 2018年 国保制度改革に伴い大阪府国民健康保険給付費等交付金(府2号繰入金)による交付に変更

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・府内市町村の国民健康保険会計の累積赤字額は、2008年度決算において過去最高額となる約830億円の赤字を計上。これは、全国市町村国保の累積赤字の約45%を占める状況</p> <p>・今後の国保の広域化を見据え、累積赤字の解消を急ぐ必要がある。</p>	<p>・累積赤字の主な要因である</p> <ul style="list-style-type: none"> -収納率の低さ、 -保険財政運営の基本的事項が適切に行われていないこと <p>の2点の改善に取り組む。</p> <p>・市町村が積極的に収納率の改善などに取り組み、計画的に累積赤字の解消を図る仕組みを導入する。</p> <p>・府から市町村へ交付する調整交付金などを活用し、市町村の国保財政運営の改善を促す。</p>	<p>・2012年度に、「大阪府市町村国民健康保険赤字解消計画基準」を定め、累積赤字率の特に高い団体に対して、赤字解消計画の策定を求め、累積赤字の計画的な解消を促している。</p> <p>・2011年度から、府特別調整交付金の交付方法を、「事業実績に応じた交付」(アウトプット評価)から、「基本的プロセスと成果を重視した交付」(アウトカム評価)に変更した(※)。(※)2018年度からは、国保制度改革に伴い、府2号繰入金に財源を変更。</p>	<p>・累積赤字について、2016年度決算では約194億円まで減少</p> <p>※2008年度比</p> <ul style="list-style-type: none"> ・削減額636億円 ・削減率約76.6% <p>2021年度決算では約14億円にまで減少</p> <p>※2008年度比</p> <ul style="list-style-type: none"> ・削減額約816億円 ・削減率約98.3% <p>・収納率の改善</p> <p>2009年度 85.78%</p> <p>↓</p> <p>2016年度 90.94%</p> <p>(+5.16ポイント)</p> <p>↓</p> <p>2020年度 92.93%</p> <p>(※2009年度比 +7.15ポイント)</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(1)

- ①分野:教育・学校・青少年
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
府 福祉部
- ⑤時期
 - 2010年3月
こども・未来プラン後期計画策定
 - 2010年4月
子ども・若者育成支援推進法施行
 - 2010年7月
子ども・若者ビジョン策定
 - 2015年3月
大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・内閣府が2010年に実施した調査によると、ひきこもり青少年は、 全国 69.6万人 府内 約5万人 と推計されるが、予防としての不登校対応から地域での発見、社会的自立に向けた支援までの一貫した取り組み体制がなかった。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>2015年度実施内閣府「若者の生活に関する調査」の結果を踏まえた推計値(15～39歳) 全国 約54.1万人 府内 約4万人</p> </div> <p>・高校・大学を中退してしまうと、支援を受けるための契機がなくなり問題が潜在化。 加えて支援にあたるNPO等の社会的資源が不足している状況にある。</p>	<p>・ひきこもり青少年を地域で早期発見・支援するシステムの構築 【大阪発】 (取組み1) 福祉、保健・医療の関係機関やNPO団体との連携を通じて、ひきこもり青少年に対する総合的な支援体制を整備</p> <p>(取組み2) 市町村を核として、学校、民生委員、福祉事務所等からなる「地域支援ネットワーク」を構築し、ひきこもり青少年の早期発見・支援体制を構築</p>	<p>・府内10か所にNPO等が運営する「子ども・若者自立支援センター」を開設し、ひきこもり青少年を支援する「子ども・若者自立サポート事業」を実施。 (府は運営NPOに対して委託費を支払い) (2012～2014年度)</p> <p>・「子ども・若者自立支援センター登録制度」を実施し、市町村への登録団体活用を促進。 (2015～2017年度)</p>	<p>・大阪府ひきこもり青少年支援市町村連絡会や支援センターの充実など市町村と連携した地域支援ネットワークを推進</p> <p>・2012年度の支援実績 633人(延べ6,514人) ・2013年度の支援実績 837人(11,256人) ・2014年度の支援実績 966人(延べ12,973人)</p> <p>・2015年度の登録数 7団体10ヶ所 ・2016年度の登録数 5団体7ヶ所 ・2017年度の登録数 5団体7ヶ所 ・4市(枚方市、東大阪市、大東市、泉佐野市)が登録団体へ事業を委託。</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(2)

- ①分野:教育・学校・青少年
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
府 福祉部
- ⑤時期
 - 2010年3月
こども・未来プラン後期計画策定
 - 2010年4月
子ども・若者育成支援推進法施行
 - 2010年7月
子ども・若者ビジョン策定
 - 2015年3月
大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・結果として、将来の生活保護受給者数の増加がなど社会問題化が予想されていたが、総合的な取り組みが遅れていた。</p> <p>・また、内閣府では2018年度に「生活状況に関する調査」の結果として、中高年層を対象に初めて調査、40歳から64歳までの「ひきこもり」状態にある人が全国で61.3万人にのぼるという推計を発表。(人口に占める割合は1.45%、府内推計 約4万人)</p> <p>・「ひきこもり」は、どの年齢層にも、どんな立場の者にもみられるものであり、どの年齢層からでも、実に多様なきっかけでなりうるものであることが明らかになった。</p>		<p>・府内8校と連携して、「高校中退・不登校フォローアップ事業」を実施。(府は相談支援員の人件費等を負担)(2013～2014年度)</p> <p>・府内高校と連携して、「高校内における居場所のプラットフォーム化事業」を実施。(2015～2016年度)</p> <p>・「課題早期発見フォローアップ事業(2017年度)」「課題を抱える生徒フォローアップ事業(2018年度～)」として、教育庁において引き続き実施</p>	<p>・民生委員・児童委員や高校などと連携したひきこもり青少年や中退・不登校者等に対する支援の仕組みを構築。</p> <p>・2013年度の支援実績 759人(延べ6,690人)</p> <p>・2014年度の支援実績 529人(延べ10,649人)</p> <p>・2015年度実績 連携高校数 21校 1,455人 延べ16,140人</p> <p>・2016年度実績 連携高校数 9校 442人(延べ2,751人)</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(3)

①分野:教育・学校・青少年

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

- 2010年3月
こども・未来プラン後期計画策定
- 2010年4月
子ども・若者育成支援推進法施行
- 2010年7月
子ども・若者ビジョン策定
- 2015年3月
大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		<p>・ひきこもりや高校中退、不登校など、直ちに一般就労に従事することが困難な若者が就労経験を積むための「中間的就労の場づくり支援事業」を実施(府は運営NPO等に対して委託費を支払い) (2014.3～2015.2)</p> <p>・ひきこもり青少年の早期発見のため、民生委員・児童委員向け研修会を実施。(2014～2021年度)</p> <p>・大阪府子ども・若者支援地域協議会設置 (2015年度～)</p>	<p>・2014.3～2015.2 実績 支援人数 98人 就職決定者数 41人</p> <p>・2014～2021年度 実績 37回 (2014:11回、2015:6回、2016:4回、2017:3回、2018:5回、2019:5回、2020:1回、2021:2回)</p> <p>・2015年度以降、年1回開催 ※2020年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(4)

①分野:教育・学校・青少年

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2010年3月
こども・未来プラン後期計画策定

2010年4月
子ども・若者育成支援推進法施行

2010年7月
子ども・若者ビジョン策定

2015年3月
大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		<p>・大阪府子ども・若者民間支援団体連絡会設置(2017年度～) (29団体が参画)</p> <p>・子ども・若者育成支援に関する市町村と民間支援団体の意見交換会を開催(2017年度～)</p> <p>・ひきこもり等青少年支援研修システム構築事業《ひきこもりサポーター養成研修》(2011～2018年度)</p> <p>・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修(2019～2021年度)</p>	<p>・2017～2019年度は、子ども・若者民間支援団体連絡会を年に1～2回開催。それ以降は単独では開催せず、市町村と民間支援団体の意見交換会として開催。</p> <p>・その他、青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援に関する情報を随時提供(2017年度～)</p> <p>・2017年度以降、年に1～2回開催 (2017:71名、2018:48名、2019:68名、2020:46名、2021:33名、2022:28名)</p> <p>・各年度研修回数5回</p> <p>・参加人数(延べ人数) 2015:163名 2016:231名 2017:218名 2018:215名 2019:209名 2020:212名 2021:197名</p>

青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備(5)

①分野:教育・学校・青少年

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2010年3月

こども・未来プラン後期計画策定

2010年4月

子ども・若者育成支援推進法施行

2010年7月

子ども・若者ビジョン策定

2015年3月

大阪府子ども総合計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		・青少年スキルアップ サポートモデル事業 (2018～2022年度)	・各年度補助団体数 2018:1団体 2019:2団体 2020:1団体 2021:1団体 2022:1団体

青少年健全育成条例の一部改正(1)

①分野:教育・学校・青少年

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2009年～青少年健全育成
条例の一部改正等

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・過激な性描写を含む少女向けコミックが社会問題化</p> <p>・東京秋葉原でダガーナイフによる無差別殺傷事件が発生 (2008年)</p> <p>・出会い系喫茶が大都市部を中心に増加し、青少年の雇用に関して営業者が逮捕される事件等が発生</p>	<p>青少年(18歳未満)の健全な育成を図ることを目的に、基本理念を定め、この基本理念の下に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府の基本施策の策定と推進 ・社会環境の整備 ・青少年の健やかな成長を阻害する行為からの保護 <p>を行うもの(1984.3.28条例制定)</p>	<p>◎青少年健全育成条例の一部改正等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害な図書類の指定のうち、包括指定基準の改正(書籍、雑誌の場合、総頁数の10分の1又は合わせて10頁以上)(2009.2.23施行) ・有害玩具刃物類の規制の見直し (2009.2.23施行) <ul style="list-style-type: none"> ▶玩具類の定義の見直し →玩具刃物類に変更 ▶緊急指定制度の導入 ・両刃ナイフ(ダガーナイフ等)を有害な玩具刃物類に指定・告示(2008.9.25) ・年齢知情特例の導入(2009.2.23施行) ・立入調査の強化(2009.2.23施行) <ul style="list-style-type: none"> ▶公安委員会が指定する者への権限付与 ・淫行禁止規定違反の罰則の強化(2009.2.23施行) <ul style="list-style-type: none"> ▶100万円以下の罰金又は2年以下の懲役 	<p>◎青少年を取り巻く社会環境の整備と青少年の健やかな成長を阻害行為からの保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類とする包括指定基準を拡大し、効果を高める ・有害な玩具刃物類の指定に関し、緊急指定制度を導入することで、不測の事態に直ちに対応できる仕組みを強化 ・年齢知情特例により青少年保護の実効性を向上 ・公安委員会の立入調査権限を条例に明記し、知事及び公安委員会がそれぞれの責任と権限において立入調査ができるよう強化 ・罰則を条例で定め得る上限まで強化し、実効性を向上

青少年健全育成条例の一部改正(2)

①分野:教育・学校・青少年

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2009年～青少年健全育成
条例の一部改正等

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・インターネットの不適切な利用により、出会い系サイト等を介して青少年が性犯罪等の被害に遭う事件が増加</p> <p>・子どもを被写体としたわいせつな写真集やインターネット上の画像が増加</p> <p>・JKビジネスが大都市の繁華街を中心に営業され、青少年が性被害やトラブルに巻き込まれるなど社会問題化</p>		<p>・青少年が使用する携帯電話のインターネット上の有害情報への対策(2011.7.1施行)</p> <p>▶フィルタリングサービスを利用しない場合の手続きを厳格化</p> <p>・「子どもの性的虐待の記録」の製造・販売・所持しない努力義務(2011.7.1施行)</p> <p>・有害図書類指定基準を条例に明文化(2011.7.1施行)</p> <p>・有害図書類区分陳列違反に対する勧告制度の強化(2011.7.1施行)</p> <p>・出会い系サイト等の広告規制(2011.7.1施行)</p> <p>▶無届業者の広告を掲載しない出版社の努力義務</p> <p>・いわゆる「JKビジネス」の規制(2018.7.1施行)</p> <p>▶有害役務営業の定義づけ</p> <p>▶有害役務営業者に対する禁止行為及び義務付け</p> <p>▶青少年に対する勧誘行為の禁止</p>	<p>・インターネット上の有害情報への対策強化</p> <p>・被写体である「子どもを守る」という観点から「子どもの性的虐待の記録」という概念を新たに構築し、青少年を保護</p> <p>・有害図書類の指定基準を明確化し、実効性を向上</p> <p>・違反店舗名の公表制度を設ける等、区分陳列違反に対する指導の実効性を向上</p> <p>・青少年が手にするコミック誌等に出会い系サイトの広告が掲載されないよう規制を強化</p> <p>・JKビジネスに関し有害役務営業を定義し、青少年をこれに関与させないために必要な規制を行い、青少年の性被害等を未然に防止</p>

青少年健全育成条例の一部改正(3)

①分野:教育・学校・青少年

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2009年～青少年健全育成
条例の一部改正等

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・SNSを通じて児童買春や児童ポルノなどの青少年の性被害に遭う件数の増加</p> <p>・児童ポルノ事犯のうち裸等の画像がインターネットに流出するいわゆる自画撮り被害が深刻化</p> <p>・SNSに起因し、人となりをよく知らない大人と直接会って性被害に発展するケースが発生</p> <p>・宝塚市においてクロスボウ(ボーガン)による殺傷事件が発生(2020年)</p>		<p>・フィルタリング手続きに係る規制について、対象事業者を携帯電話事業者に加え契約代理店にまで拡大(2018.4.1施行)</p> <p>・自画撮り要求行為に対する規制(2019.4.1施行,罰則2019.6.1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めることを禁止 ▶青少年に拒まれたにも関わらず、当該提供を求める行為や青少年を威迫、欺き等や対象を供与するなどにより当該提供を求める行為に対する罰則を新設 <p>・淫らな性行為、わいせつな行為の禁止の強化(2020.6.1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶青少年に対し、当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為等を行うことを禁止の対象に追加 <p>・クロスボウを有害な玩具刃物類として指定・告示(2020.10.9)</p>	<p>・インターネット上の有害情報への対策強化</p> <p>・児童ポルノの製造等の前段階である児童ポルノ等の要求行為について規制し、被害を未然に防止</p> <p>・青少年の性を弄ぶ心ない行為から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及</p>

あいりん地域の環境整備における警察・区役所との連携・協力(1)

①分野: 防災・安全・危機管理

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 政策企画部
 - 府 健康医療部
 - 府 商工労働部
 - 市 政策企画室
 - 市 西成区役所
 - 府警本部

- ⑤時期
- 2013年12月知事方針表明
 - 2014年4月「あいりん地域を中心とする環境整備5か年計画」発表
 - 2019年12月「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み」発表

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・大阪市で「西成特区構想」を掲げ、2013年度から本格展開しているが、府、府警として市と一体となった取組みには至っていない</p> <p>・あいりん地域では、覚醒剤等の薬物取引、公園・道路におけるごみの不法投棄、道路を不正使用した露店営業などが頻発。悪いイメージが定着する原因であり、対策が急務</p> <p>・今宮中学校区小中一貫校開校(2015年4月)に向けた環境改善が不可欠</p> <p>・「あいりん地域を中心とする環境整備5か年計画」(2014～2018年度)により、治安や環境の改善に大きな成果があったが、これまでの成果を維持する必要がある</p>	<p>・府、市、府警本部の協力体制の構築</p> <p>・取組み姿勢のアピール</p>	<p>・知事が、府・市・府警本部一体となった取組みを検討すること、5年で5億円の予算(府警予算含む)を確保する方針を表明</p> <p>・「あいりん地域を中心とする環境整備 5か年計画」発表(2014年4月)</p> <p>-府・市・府警本部の三者による継続的な進捗管理体制を構築</p> <p>-薬物対策(薬物乱用防止啓発・薬物依存症等ケア)、安全・安心の取組みを二本柱に、府・市・府警本部の事業をとりまとめ、一体的な取組みとしてアピール</p> <p>-既存の体制を計画に位置付け、関係機関の連携を強化(西成地域薬物対策チーム)</p>	<p>・2014年4月に計画発表。府・市・府警本部において、情報共有・意見交換等を行いながら事業実施中</p> <p><参考> 2014～2018年度府予算5億円、市予算11億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭犯罪防犯カメラ45台一斉整備(府警) ・薬物乱用防止の啓発の実施(府) ・薬物依存症等ケアの実施(府・市) ・不法投棄ごみ処理・巡回(市) ・通学路の道路照明190灯LED化、防犯カメラ52台設置(市) <p style="text-align: right;">など</p>

あいりん地域の環境整備における警察・区役所との連携・協力(2)

①分野: 防災・安全・危機管理

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

- 府 政策企画部
- 健康医療部
- 商工労働部
- 市 政策企画室
- 西成区役所
- 府警本部

⑤時期

- 2013年12月知事方針表明
- 2014年4月「あいりん地域を中心とする環境整備5か年計画」発表
- 2019年12月「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み」発表

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		<ul style="list-style-type: none"> ・「あいりん地域を中心とする環境整備の取組み」発表(2019年12月) - 府・市・府警本部の三者による進捗管理体制を継続 - 地域と行政のボトムアップによる議論・検討を基本としつつ、大阪の成長の視点からまちの活性化に向けた取組み - 薬物対策や不法投棄ゴミ対策、通学路の安全対策といった地域の環境改善の取組みを継続しつつ、あいりん総合センター跡地活用を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・府・市・府警本部において、情報共有・意見交換等を行いながら事業実施中 <参考> 2019～2022年度府予算4.5億円、市予算4.7億円 ・あいりん労働福祉センター耐震化(府) ・あいりん総合センター跡地利活用の構想検討調査(府・市) など

児童虐待防止に向けた相談受付体制見直し(1)

①分野:福祉・子育て

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 福祉部

⑤時期
 2010年～2012年
 テレビCM等の実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・府内において死亡に至る重篤な事件が発生 2008年:2件 2010年:5件 (政令市含む) ・大阪府域の児童虐待相談対応件数は全国で2位 府域:2009年:5,436件 東京都:3,339件、 神奈川県域:5,676件 ・早期発見・対応が急務であるが、市町村では件数増による安全確認に追われ、重症度の判別や専門的な対応については不十分な状況であった。	・効果的な広報啓発の検討・実施 ・府組織体制の見直し -児童福祉司等専門スタッフの増員 夜間・休日体制の充実 -警察との連携強化 - ・現場を担う市町村間のネットワーク強化や活動支援	・これまでにない大規模・広範囲でのテレビCM、広報の実現 -2010年過去最大の放送規模。(8・11月で900本) -近畿2府4県4政令指定都市での共同実施(啓発用ステッカーの配布等)。 -民間企業・団体と連携した広報啓発事業の実施(デジタルサイネージ掲出、鉄道各駅へのポスター掲示等) ・府組織体制の強化 -虐待対応のための児童福祉司等の増員(2011年20名、2013年5名、2015年8名、2016年15名、2018年15名、2019年22名、2020年25名、2021年21名、2022年20名) -警察官OBを子ども家庭センターに配置(2011年:3名、2012年:5名、2013年:5名、2014年:7名、2015年:7名、2016年:7名、2017年:13名、2018年:17名、2019年:17名、2020年:18名、2021年:18名、2022年:18名)	・啓発活動等による虐待防止への府民の意識の高まり -府域相談対応件数: 2013年:10,716件 2014年:13,738件 2015年:16,581件 2016年:17,743件 2017年:18,412件 2018年:20,694件 2019年:24,643件 2020年:24,633件 2021年:22,557件 ・子ども家庭センターの体制強化(安全確認業務の外部委託) -軽度のケースのうち、家族・親戚等からの通告に係る安全確認業務をノウハウを有する民間等に業務委託 ・対応の充実 -夜間・休日受電対応の外部委託 -夜間・休日出動件数 2013年:206件 うち一時保護72件(総受電数1,631件)

児童虐待防止に向けた相談受付体制見直し(2)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2010年～2012年
テレビCM等の実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		-夜間・休日における警察官OBを配置(2018年:4名、2019年:4名、2020年:5名、2021年:5名、2022年:5名) -新たな一時保護所開設(2013年:定員50名→86名、2023年予定:86名→136名) -中央子ども家庭センターに「こころケア」開設(2013年) ・市町村スキルアップ支援 -府専門スタッフを派遣し、早期発見・対応力強化に向け助言(2011～2013年 34市町:延べ178回) -子ども家庭センターにおける受入研修(2015年:10市、2016年:11市、2017年:8市、2018年:14市1町、2019年:13市1町、2020年:15市、2021年:19市町) -府市町村スーパーバイザー研修の実施(2019年:延べ161人、2020年:延べ126人、2021年:延べ124人) -市町村職員向け動画配信型研修の実施(2022年予定)	2014年:232件 うち一時保護62件(総受電数 1,966件) 2015年:345件 うち一時保護63件(総受電数2,013件) 2016年:397件 うち一時保護90件(総受電数 3,040件) 2017年:447件 うち一時保護69件(総受電数 5,381件) 2018年:694件 うち一時保護95件(総受電数 6,533件) 2019年:696件 うち一時保護70件(総受電数 6,938件) 2020年:879件 うち一時保護70件(総受電数 6,068件) 2021年:1,028件 うち一時保護81件(総受電数 12,002件) ・施設退所後の親子への支援についてのガイドライン作成によるノウハウの共有、対応力向上

児童虐待防止に向けた相談受付体制見直し(3)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2010年～2012年
テレビCM等の実施

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
		<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止に向けたオール大阪での会議体「大阪児童虐待防止推進会議」の設置(2019年) -オール大阪での啓発活動 -子ども家庭総合支援拠点の設置促進 -警察との定期的な合同研修 -精神科医療機関との連携 -SNSを活用した児童虐待防止相談事業 -リスク事案における24時間以内の安全確認 -警察との全件情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した児童虐待防止相談事業「子どもと親の相談らいん@おおさか」の開設による相談受付 (2020年:3,505件 2021年:1,940件)

府立金剛コロニー・府立砂川厚生福祉センター再編整備

①分野: 福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2010年～『大阪府財政構造改革プラン(案)』で民営化を明確化

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・これまで、府では、府立社会福祉施設を設置・運営し、福祉サービスの広域的な供給及び府域の福祉サービス基盤の確立に先導的な役割を果たしてきた。</p> <p>・民間による福祉サービスの供給を誘導・促進してきた結果、民間社会福祉法人が担う福祉サービスが拡大するなかで、府の役割を明確にする必要が出てきた。</p> <p>(出典)『府立社会福祉施設等のあり方について』(H10.12)</p>	<p>・府が果たすべき役割を精査したうえで、民間で対応可能な分野は、順次、民間移行をすすめる。</p> <p>・入所施設からの地域移行を着実に進め、大規模施設の縮小を図る。</p> <p>①砂川厚生福祉センター</p> <p>・施設種別や運営手法の見直しなどを行う。</p> <p>②金剛コロニー</p> <p>・事業団の経営努力に対する指導や運営手法の見直し(民営化含む)などを行う。</p>	<p>・『障害者自立支援法』(2006年4月施行)を踏まえ、府立施設の再編整備方針(案)を策定(2007年1月)</p> <p>①砂川厚生福祉センター</p> <p>・民間で対応が困難な利用者を支援する施設に特化。(強度行動障がい者、社会関係障がい者)</p> <p>・民間事業所と連携した地域移行の推進。</p> <p>②金剛コロニー</p> <p>・『大阪府財政構造改革プラン(案)』(2010年10月)で民営化を明確化。</p> <p>・地域生活移行の計画的な促進(拠点施設の整備等)、利用者の状態にあった施設への転換により民営化を推進。</p>	<p>①砂川厚生福祉センター</p> <p>・施設廃止・民営化及び施設機能の特化により、2011年度末で再編整備完了。今後は、民間施設職員等への研修機能を強化する。</p> <p><実績></p> <p>・入所定員:7施設500名(2003年)⇒2施設70名(2012年以降)</p> <p>②金剛コロニー</p> <p>・コロニー内の施設整備及び地域生活支援拠点施設を整備し、着実に地域移行を推進。</p> <p>-2017年度民営化</p> <p>-障がい児施設(定員100名)として一部存続(府立こんごう福祉センターに改称)</p> <p><実績></p> <p>・入所定員(成人):750名(2003年)⇒民営化障がい児者施設(定員児80名、者20名)(2017年)として一部存続。</p> <p>・運営委託料(超過負担分):約22億円(2003年決算)⇒約2億円(2018年決算)⇒以降決算は約3億円で安定。</p>

発達障がい児者の早期発見とライフステージに応じた支援(1)

①分野: 福祉・子育て

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2013年～ 知事重点事業として「発達障がい児者総合支援事業」を開始

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・発達障がい児者に対する支援について、障がい福祉制度の谷間におかれ、その気づきや対応が遅れがちであった。</p> <p>・ライフステージに応じた支援を行うとともに、乳幼児期、学齢期、成人期と一貫した切れ目のない総合的支援を行う必要がある。</p> <p>※発達障がいとは... ・自閉スペクトラム症、学習障がい、注意欠如・多動症など、脳の機能障がい。</p>	<p>・全庁が一体となって(福祉部、健康医療部、教育庁、商工労働部等が連携)ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る(乳幼児期)早期発見及び支援につなげるための健診の充実(学齢期)学校等における発達障がい児への支援の充実(成人期)発達障がい者の気づき支援や、発達障がい者の雇用を支援</p> <p>・2014年度から、早期発見をはじめ、発達障がい児者が身近な地域での支援を受けられることができるよう、市町村(地域)での取組の充実に向け、府として施策を実施。 * 2014年度当初予算 1億3,197万円(一般財源9,013万円) 2015年度当初予算1億3,023万円(一般財源8,383万円) 2016年度当初予算1億1,153万円(一般財源6,921万円) 2017年度当初予算2億1,812万円(一般財源1億8,671万円) 2018年度当初予算2億1,855万円(一般財源1億8,651万円)</p>	<p>・発達障がい児者支援体制整備検討部会の運営</p> <p>-発達障がい児者支援プランの策定に向けた検討や発達障がい児者総合支援事業の進捗管理等</p> <p>・乳幼児健診体制整備</p> <p>-発達障がいの早期発見に資する問診項目等の検討や府立の病院において、かおテレビ(社会性発達の評価補助装置)を活用</p> <p>・障がい児通所支援事業所に対する機関支援(2013年度末時点府内延べ92箇所→2017年度末時点府内延べ316箇所) →2021年度末時点府内延べ444箇所)</p> <p>-発達障がい児に対する地域の支援力強化を図るため人材育成等を実施</p> <p>・家族支援</p> <p>-「ペアレント・トレーニング」(保護者向け集団プログラム)の実施</p> <p>・「発達障がい者支援センター(アクトおおさか)」の運営</p> <p>-府内の発達障がい児者に対する支援を総合的に行う拠点及び地域支援機能を強化</p>	<p>・これまで取組みが十分でなかった発達障がい児者支援について、施策をパッケージで企画・展開できる体制を整備。</p> <p>・「発達障がい児者支援プラン」(2014年3月策定)</p> <p>「新・発達障がい児者支援プラン」(2018年3月策定)</p> <p>「第5次大阪府障がい者計画」(2021年3月策定)※新・発達障がい児者支援プランの後継となる内容を本計画に位置付け</p> <p>関係機関がその役割に応じて連携しつつ、重層的な支援体制を構築することをめざす。</p>

発達障がい児者の早期発見とライフステージに応じた支援(2)

①分野: 福祉・子育て

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2013年～ 知事重点事業として「発達障がい児者総合支援事業」を開始

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
	2019年度当初予算2億1,652万円(一般財源1億8,438万円) 2020年度当初予算2億1,818万円(一般財源2億580万円) 2021年度当初予算2億834万円(一般財源1億9,663万円) 2022年度当初予算2億878万円(一般財源1億9,698万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの診断等に関する医師の診療技術の維持・向上 -医療機関相互の連携体制を構築 -医師養成研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診における発達障がいの早期発見に資する問診項目を策定するとともに、市町村保健師向けにその手引書を作成 ・2次医療圏域ごとに6箇所の拠点医療機関を指定し、医療機関間の連携を図る ・専門的に発達障がいを診断できる医療機関の増加を図るため、地域の小児科医等向けに養成研修を実施

福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点(仮称)の整備

①分野:福祉・子育て

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2015年 大阪府障がい者社会参加促進センター等移転整備事業基本構想、策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・福祉3センター(大阪府盲人福祉センター、社会参加促進センター、谷町福祉センター)は、2015年度末までに耐震改修が必要であり、老朽化が顕著で、バリアフリーも不十分である。</p>	<p>・福祉3センターを一元化し、視聴覚障害者情報提供施設と、母子・父子福祉センターの2つの機能を持つ府立社会福祉施設として集約。</p> <p>・福祉関連の情報発信やコミュニケーション支援のための拠点施設として森之宮地区に整備する。</p>	<p>・2015年度、大阪府障がい者社会参加促進センター等移転整備事業基本構想を策定。</p> <p>・2016年度、福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点(仮称)整備基本計画を策定。</p>	<p>・2017～2018年度、基本・実施設計。</p> <p>・2018年度より工事に着手。</p> <p>・2020年6月15日より府立福祉情報コミュニケーションセンター、府立母子・父子福祉センターとして供用開始。</p>

医療的ケア児支援(1)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2018年度～医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会の運営

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者を取り巻くさまざまな課題に向けて、保健、医療、福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの構築を行うとともに、福祉サービス等の充実強化に取り組むため、大阪府においては、第4次障がい者計画(2012年度)において、重症心身障がい児者の地域生活支援を最重点施策の一つとして位置づけ、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等への支援の充実を図ってきた。</p>	<p>・医療的ケア児等を取り巻く様々な課題の解決のために、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関の協議の場を設置し、市町村域等の協議の場とも連携して、府域全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなげる。</p> <p>・市町村における関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、府レベルの協議の場を運営し、市町村等と連携しながら課題解決に向けて検討を進める。</p>	<p>・医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会の運営(保健・医療・福祉・教育等関係機関の協議の場) 2018年度～2021年度 各2回開催、2022年度 2回開催予定</p> <p>・市町村における医療的ケア児を支援するための協議の場の設置:38市町村設置済(2022年4月時点)</p> <p>・医療的ケア児等に係る研修の実施コーディネーター養成研修修了者67名、支援者研修修了者365名(2021年度までの累計)</p>	<p>・医療的ケア児のライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築。</p> <p>・関係機関の連携による府域全体での医療的ケア児の支援体制の構築。</p> <p>・医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支える地域ケアシステムの強化および医療的ケア児の生活実態に応じた切れ目のない支援体制の構築。</p>
<p>・近年、医療技術等の進歩に伴い、日常的に呼吸管理や経管栄養、喀痰吸引等が必要な医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。</p>	<p>・重症心身障がい児を受け入れている通所事業所等を対象に支援技術の向上を図る。新規に受け入れを検討している事業所等に対し、支援のノウハウを提供することで、重症心身障がい児を支援する事業所等の設置促進を図る。</p> <p>・医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組む。</p>	<p>・医療的ケア児等コーディネーターの配置済み市町村:22市町(2021年度末時点)</p> <p>・障がい児等療育支援事業(重症心身障がい児支援)を実施。(2021年度実績)延べ119名が参加</p> <p>・医療型短期入所支援強化事業を実施 〈政令市以外圏域〉 2021年度:5圏域10病院、延べ利用日数:1,485日 〈政令市圏域〉 2021年度:1圏域6病院、延べ利用日数:2,223日</p>	

医療的ケア児支援(2)

①分野:福祉・子育て

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

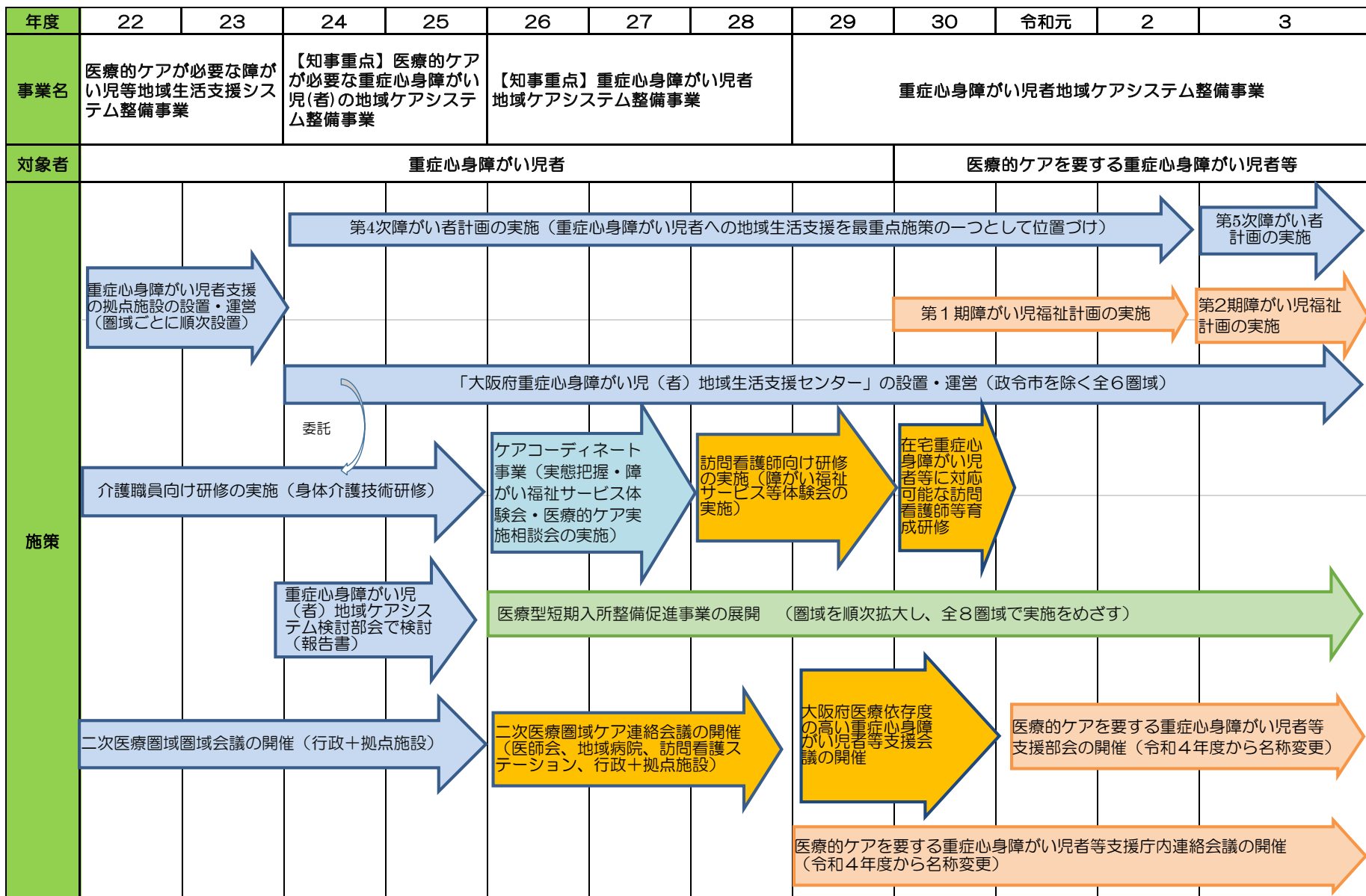
- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

④担当部局
府 福祉部

⑤時期
2018年度～医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会の運営

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・そのような中、2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、都道府県においてできる措置として、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及び家族の相談、情報提供、助言その他支援を行うこと等が明示された。</p>	<p>・医療・保健・福祉・教育・労働等の多方面にわたる医療的ケア児等からの相談に総合的に対応できる「医療的ケア児支援センター」を2023年度に設置する。</p>	<p>・医療的ケア児やその家族の最新のニーズや課題の把握をするため、医療的ケア児実態把握調査を実施(2022年) 調査票配布数:約1,360件、調査回答数:607件</p> <p>・医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループを2022年度に4回開催し、支援センターの設置に向けた提言のとりまとめ</p> <p>・ワーキンググループの提言や実態把握調査等の結果を踏まえ、2023年度の設置に向けてセンターの体制や機能を精査する。</p>	<p>・医療的ケア児及びその家族の日常生活及び社会生活を社会全体で支える支援体制を実現して、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせる社会の実現。</p>

大阪府における重症心身障がい児者支援の取組



障がい者支援(重度障がい者等の就労支援)

①分野:福祉・子育て

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 福祉部

⑤時期

2020年度「重度障がい者就業支援事業」を制度化

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>障がい福祉サービス(重度訪問介護等)において、「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は支援の対象外とされている。</p> <p>このため、重度障がい者等が就業するにあたり、必要な介護が受けられないといった支障が生じている。</p>	<p>常時介護等を必要とする重度障がい者の日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力がありながら働くことのできない者に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進する。</p>	<p>【2020年度】 国に先駆けて「重度障がい者就業支援事業」を制度化。政令市を対象として試行実施。(費用負担割合…府:政令市=1:1) 《支援内容》 重度障がいがある自営業者に対する、就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助</p> <p>【2021年度】 国において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が開始され、府事業は国事業に継承。(費用負担割合…国:府:市町村=1/2:1/4:1/4) 《支援内容》 重度障がい等がある民間企業の被雇用者又は自営業者に対する、就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村での事業実施を促進するため、好事例の紹介や事業周知など、市町村に対して引き続きはたらきかけを実施。 • 障がい者の社会参加を促進することは、本来、ナショナルミニマムで実施すべき性質のものであるため、全国一律の制度として法定給付化されるよう、国に要望。 	<p>《府内市町村の実施状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2020年度(府事業): 1自治体 • 2021年度(国事業): 1自治体 • 2022年度(国事業): 7自治体(予定)

障がい者支援（重度障がい者等の就労支援）

● これまでの経過

年度	月	動き
2019年度	7月	参議院選挙において、重度訪問介護利用者が当選
	8月	重度障がい者の就労支援について制度化を検討
	12月	2020年度の事業内容を決定（事業名「重度障がい者就業支援事業」）
	12月	国の2020年度予算案で重度障がい者就労支援策の新設が判明
2020年度	4月	府単独事業として政令市を対象に試行実施を開始（最終実績は1件）
	10月	国の事業が地域生活支援事業として開始（大阪府内の市町村は実施なし）
2021年度	4月	国事業が地域生活支援促進事業として実施（府事業は国事業に継承）
	8月	第1回市町村ワーキング開催 ⇒ 事業を実施した自治体から事例を発表
	3月	第2回市町村ワーキング開催 ⇒ 事業実施にかかる課題や他府県の状況についての報告書を取りまとめ、今後府内全市町村での事業実施を促す。
2022年度	7月	健康福祉合同会議において、府内市町村に対し、事業実施に向け、制度周知や好事例の紹介を行う。

● 府内市町村の実施状況

年度	市町村数	利用人数	事業総額
2020年度（府事業）	1	1人	133千円
2021年度（国事業）	1	16人	16,281千円
2022年度（国事業）	7	59人	246,554千円

※2022年度は予定

● 支援対象範囲の考え方

職場等における支援

業務に関連する支援

助成金の支給対象範囲内の支援

- (例) ・文書の朗読や作成
 ・機器の操作や入力作業
 ・業務上の外出の付き添い 等

左記以外に必要な支援

助成金において支給対象範囲外の支援

- (例) ・喀痰吸引
 ・姿勢の調整
 ・安全確保のための見守り 等

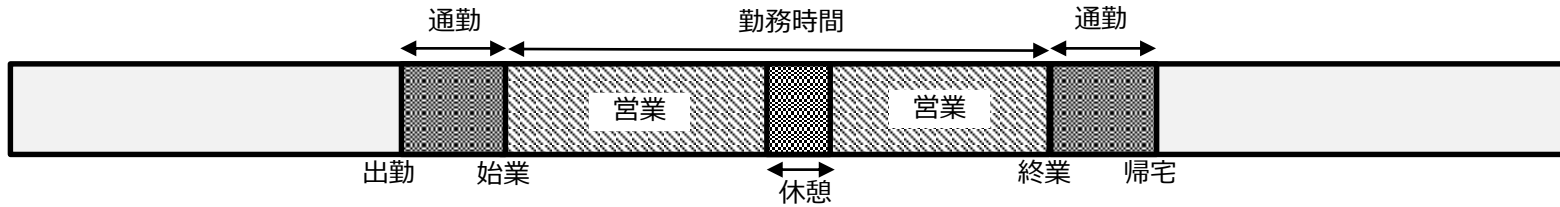
雇用の場合

企業 負担	障害者雇用納付金助成金	雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援特別事業	本人 負担
----------	-------------	-------------------------------	----------

自営業の場合

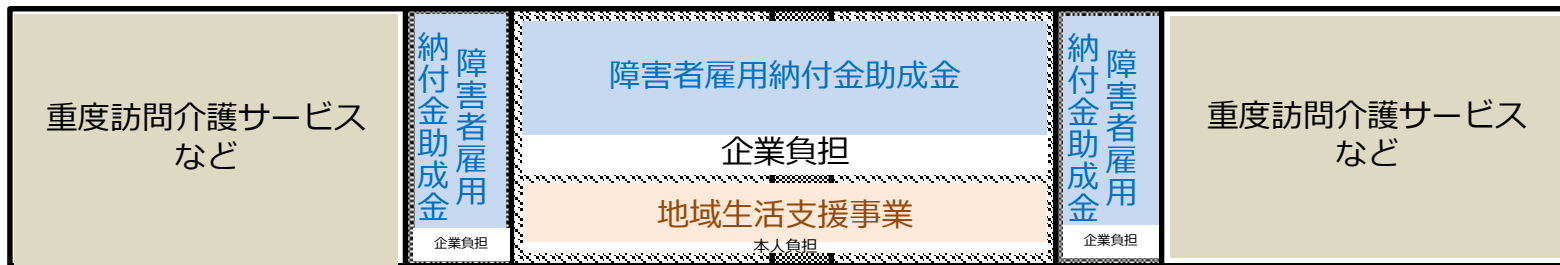
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	本人 負担
---------------------------	----------

● 雇用施策（障害者雇用納付金助成金）との連携イメージ

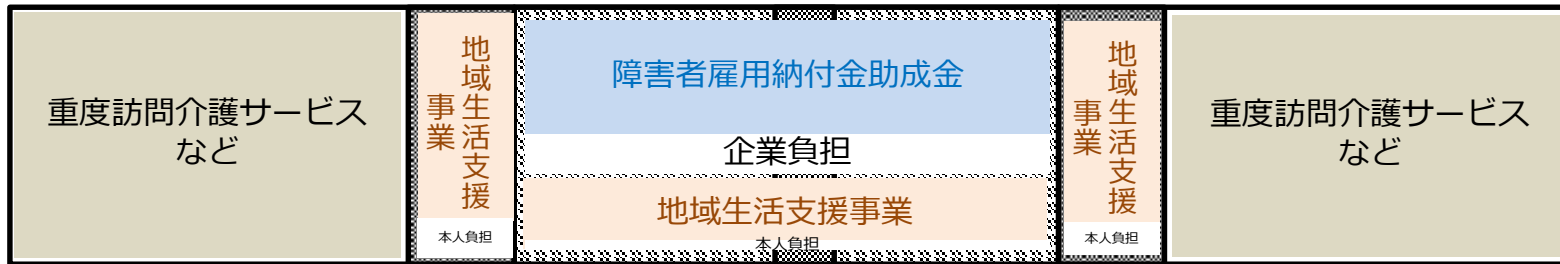


（民間企業に勤務する重度訪問介護等利用者の場合）

～各年度3ヶ月目まで



各年度4ヶ月目以降～



（自営等で働く重度訪問介護等利用者の場合）



危険ドラッグ対策の強化

①分野: 健康・医療

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 健康医療部

⑤時期

2012年6月 条例制定指示
2012年12月 条例制定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・2011年頃から合法ハーブ等と称した危険ドラッグの販売店が増加している ・危険ドラッグによると疑われる健康被害が多数発生 ・2012年5、6月に危険ドラッグ使用後に車を運転し、第三者を巻き込む事故が発生した ・国が禁止する薬物の指定には時間がかかり、迅速な取締りに限界があった 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ドラッグ対策を強化する府独自の条例を制定 -2012年6月知事指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」制定(2012年12月全面施行) -全面施行は東京都に続き、全国で2番目 -全国で初めて、知事指定薬物の使用者(所持、使用の行為)に罰則導入 ・知事指定薬物として国の指定より早く指定 ・全国で唯一、警察職員に立入権限を付与 ・大阪薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」第三次戦略を改正、危険ドラッグ対策を盛り込む。(2012年12月) ・危険ドラッグの買上調査実施(70製品のうち4製品から違法薬物検出。2013年度) ・販売店舗数がゼロ(2015年3月)になって以降も、通常監視、ネット監視の継続。薬物指定審査会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入り調査等により販売店舗数がゼロ 2011年度 73店 ⇒2012年度 33店 2013年度 37店 2014年度末 0店 ・健康被害(救急搬送)の発生状況が減少 2011年 24人 ⇒2012年 46人 2013年 10人 ・2018年を最後に、健康被害の報告事例なし ・府の取組みが国に影響 -府条例の使用者までの規制が国に影響。薬事法改正により規制強化。国が府の規制に追い付く形 -東京都と連携し国より迅速に知事指定薬物を指定(知事指定後、国の指定薬物に指定)

OSAKALしごとフィールドの設置による雇用促進

①分野:産業・労働

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 商工労働部
 雇用推進室

⑤時期
 2013年9月
 「OSAKALしごとフィールド」
 開設

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
・大阪の雇用状況は東京・神奈川・愛知に比べて悪い 【2012年】 -完全失業率 大阪府 5.4% 東京都 4.5% 神奈川県 4.4% 愛知県 3.7% -有効求人倍率 大阪府 0.77倍 東京都 1.08倍 神奈川県 0.57倍 愛知県 1.12倍 ・ハローワーク(国直営には求人情報が豊富にあるが、それを活かしていない -マッチングノウハウ -大阪の産業を支える中小企業側の雇用ニーズとのミスマッチ	・ハローワーク、民間人材ビジネス、大阪府の三位一体の支援の仕組みを創設 -ハローワーク: 求人情報が豊富 -民間人材ビジネス: マッチング、人材育成の専門的なノウハウを有する -府: 中小企業とのネットワーク、支援策がある 【参考】 ハローワークの一体的実施の状況(地方自治体の提案内容に沿って事業が開始されたもの) 都道府県: 33 市区長: 151 (2021年3月現在)	・「OSAKALしごとフィールド」を開設(2013年9月)、求職者に加え、ハローワーク等では従来行っていなかった中小企業向けの支援を実施 -求職者向け支援 若者、就職困難者等のカウンセリング、面接の受け方等のセミナーを開催 -企業向け支援 中小企業の人材ニーズを把握し、企業相談や採用活動、定着支援等のセミナーを開催 -同フロアにハローワークを併設 ・OSAKALしごとフィールドをリニューアル(2017年5月) -就職に困難性を有する求職者等への支援プログラムの開発・実施 -中小企業の人材確保支援のため、職場環境の改善や魅力の向上・情報発信 -職種志向の拡大・転換カウンセリングの実施 -求職支援機能(利用者により一時保育を提供等)の強化や「公園」をテーマに施設空間を一新	・「OSAKALしごとフィールド」の実績-就職者数 5,108名(2013年度)(2013.9~2014.3) 8,080名(2014年度) 8,038名(2015年度) 7,733名(2016年度) 8,023名(2017年度) 7,103名(2018年度) 6,887名(2019年度) 3,343名(2020年度) 6,581名(2021年度) 3,037名(2022年10月末) -登録企業数 3,289社(2013年度末) 4,606社(2014年度末) 5,320社(2015年度末) 5,616社(2016年度末) 6,228社(2017年度末) 7,202社(2018年度末) 7,942社(2019年度末) 8,685社(2020年度末) 9,318社(2021年度末) 9,831社(2022年度10月末)

ハートフル条例、ハートフル税制の実施

①分野:産業・労働

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 商工労働部

⑤時期

2009年10月

ハートフル条例制定
(2010年4月施行)

2010年4月

ハートフル税制創設

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の障がい者雇用の状況は、全国の下位レベル -2009年実雇用率 1.60%(全国32位) -法定雇用率達成企業割合 42.9%(全国45位) ・障がい者の法定雇用率が、1.8%から2.0%に引き上げられ、一層の対策が不可欠 [参考]法定雇用率 2018年4月～ 2.2% 2021年3月～ 2.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者雇用の促進」に向けた制度の創設と取組みの推進 ・府との契約・補助金交付等の対象となる企業での障がい者雇用を促す条例を制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用促進センター(2009年7月設置) -条例に基づく雇入れ計画の達成に向けた誘導・支援、障がい理解促進等セミナーの開催等 ・「ハートフル条例」 -対象:府の契約先、補助金交付先、指定管理者 →法定雇用率未達成企業に雇入れ計画策定を義務付け等 雇用状況報告事業者数 3,702社(2018年3月末) 5,956社(2022年3月末) うち未達成事業者の指導 1,243社(2018年3月末) 1,921社(2022年3月末) ・「ハートフル条例改正」(2020年3月制定、9月施行) -対象:法定雇用率未達成の特定中小事業主(府内のみ事業所等を有する43.5人以上100人以下の事業主) →障がい者雇用推進計画策定を努力義務化等 雇用推進計画書提出事業者数 218社(2022年3月末) ・「ハートフル税制」 -障がい者を多数雇用する中小企業等の法人事業税を軽減 延べ114社(2018年3月末) 200社(2022年3月末) ・中期目標の策定 -2022年度までに実雇用率 2.3%以上、雇用数56,700人 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の実雇用率が上昇(全国平均レベルに) -大阪府(参考:全国順位) 2009年 1.60%(32位) 2017年 1.92%(43位) 2018年 2.01%(42位) 2019年 2.08%(42位) 2020年 2.12%(41位) 2021年 2.21%(33位) (全国) 2009年 1.63% 2017年 1.97% 2018年 2.05% 2019年 2.11% 2020年 2.15% 2021年 2.20% ・雇入れ計画に基づく障がい者雇入れ実績 6,723人

NPOの活動基盤づくり、自立運営をサポートする「市民公益税制」の導入に向けた検討

①分野: 暮らし・住まい・まちづくり

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 府民文化部

⑤時期
 2010年度～
 地域力再生支援事業補助金
 2011年度～
 新しい公共支援事業
 2013年度
 大阪府府民協働促進指針
 策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか(What)	主な成果 (Outcome)
<p>・地域を支えてきた各種のコミュニティが弱体化</p> <p>・急速に進む都市環境の変化のなかで、大規模災害への備えや支援を要する家庭への対応など、地域の実情に応じて多様化する課題に対して、行政単独で適切に対応していくことが困難になっている。</p>	<p>①府独自で地域活動の立ち上げ支援 ・「地域力再生支援事業補助金」を創設し、土木事務所などと連携し、地域が取り組む自主的な活動の立ち上げを支援</p> <p>②国事業を活用した地域課題を解決するモデル事業の支援 ・国の「新しい公共支援事業」の交付金を活用し、さまざまな団体が協働して地域課題の解決に取り組むモデル的な事業等を支援</p> <p>③府のNPO等支援指針を策定 ・「大阪府府民協働促進指針」を策定(H26年1月)。自治会、公益法人やNPO法人等の地域活動の担い手である団体の自立性を高め、自主的な活動を促進することにより、協働による取り組みを進め、共助社会の実現をめざす。</p>	<p>①「地域力再生支援事業補助金」(2010～2011) ・小学校を活用した活動拠点整備 ・地域安全センターの設置促進など</p> <p>②「新しい公共支援事業」(2011～2012) モデル事業例 ・元ホームレスや生活保護受給者の就労と自立の場の提供 ・地域コミュニティの活動を核とした防災ネットワークづくり</p> <p>③「大阪府府民協働促進指針」策定(2014年1月)</p>	<p>①2011年6～7月に実施した調査で、5割を超える市町村が、地域活動が活発化・コミュニティの活性化が図られたと回答(「地域力再生に向けた市町村取組調査」)</p> <p>②NPO等団体間における新たな関係作りの契機となり新たなネットワークが生まれるなど、NPO等との協働の取組みが促進 -構築されたプラットフォーム(事業実施するための協議体)数:41</p> <p>③市民公益税制 ・地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例制定(2015.1施行) -指定法人数223法人(2022.3現在) ・同条同項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例制定(2015.6施行) ・同条同項第4号に掲げる寄附金を定める条例(2017.11施行) -指定法人数8法人(2022.3現在)</p>

人権3条例

①分野: -

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 府民文化部

⑤時期

- ・2019年10月「人権尊重の社会づくり条例」改正
- ・2019年10月「性の多様性理解増進条例」施行
- ・2019年11月「ヘイトスピーチ解消推進条例」施行

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・大阪府では、すべての人の人権が尊重される社会をめざして「人権尊重の社会づくり条例」を1998年に制定し、人権施策を積極的に推進してきた。</p> <p>・近年、ネット社会等の社会構造の変化や、価値観の多様化等、人権課題が複雑多様化するとともに、2025年大阪・関西万博等の世界的イベントの開催等、国際都市にふさわしい環境整備をしていくことが喫緊の課題となっている。</p>	<p>[社会づくり条例]</p> <p>・府の人権施策の実効性を高めるため、「人権尊重の社会づくり条例」を改正し、行動の主体である府民・事業者の責務を新たに追加する。</p> <p>[性の多様性理解増進条例]</p> <p>・府民一人ひとりが性の多様性に関する理解を深めていくことにより、誤解や偏見、差別をなくし、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざすため、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例(性の多様性理解増進条例)」を制定する。</p> <p>[ヘイトスピーチ解消推進条例]</p> <p>・ヘイトスピーチは許さないという府の決意を府民に見える形で示すことにより、ヘイトスピーチを解消していく機運を醸成するため、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(ヘイトスピーチ解消推進条例)」を制定する。</p>	<p>[社会づくり条例]</p> <p>・条例の具体化のための「人権施策推進基本方針」を変更。(R3.12月)</p> <p>・「人権施策推進基本方針」が示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するための「人権教育推進計画」を改定。(R4.9月)</p> <p>[性の多様性理解増進条例]</p> <p>・大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を実施。(R2~)</p> <p>・性の多様性を考えるセミナーの開催や、啓発動画の制作・上映など、理解増進に向けた取組みを実施。</p> <p>[ヘイトスピーチ解消推進条例]</p> <p>・条例周知の取組み(啓発ポスターや府・市町村等の広報誌等による周知、11月「ヘイトスピーチ条例啓発推進月間」における集中的な取組み)を実施。</p> <p>・庁内関係部局へ公の施設の利用案内等にヘイトスピーチ禁止についての附款を付すことを依頼。(R2)</p>	<p>一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を築く。</p>

インターネット上の誹謗中傷条例

①分野: -

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 府民文化部

⑤時期

2022年4月「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」施行

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・インターネット上には、誹謗中傷やヘイトスピーチ、いわゆる同和地区の摘示等人権侵害情報が公開されており、その対応は喫緊の課題となっている。</p> <p>・こうしたことから、インターネット上の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害からすべての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承していくことを目的に、議員提案により「インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が制定された。</p>	<p>・インターネット上の誹謗中傷や差別等を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざす。</p>	<p>・「有識者会議」を設置し、広域自治体を実施すべき実効性のある施策について、有識者から意見を聴取し、検討。(R4年5月に第1回会議を開催、同年12月までに計5回の会議を開催。)</p> <p>・7月を「インターネット上の人権侵害解消啓発推進月間」として、人権啓発講演会の開催やデジタルサイネージでの人権啓発動画の放映など、インターネット上の人権侵害の解消に向けた集中的な取り組みを実施。</p>	<p>・インターネット上の誹謗中傷や差別等を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならない社会を築く。</p>

人権尊重の社会づくり条例（一部改正）

1998年11月1日施行
(改正2019年10月30日施行)

人権尊重の社会づくりに関する府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進の基本となる事項を定め、これに基づき人権施策を実施し、もって全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例

2019年10月30日施行

性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、もって全ての人の性的指向及び性自認が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

2019年11月1日施行

人種又は民族を理由とする不当な差別的言動は許されないものとの認識の下、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する施策を実施し、もって全ての人が相互に人種又は民族の違いを尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

2022年4月1日施行

インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

インフラ・アセットマネジメント(維持管理の重点化)

①分野: 都市計画・都市整備

②タイプ
 政策の刷新
 執行の刷新

③改革スタイル
 投資・予算
 条例・規則・運用ルール
 組織・経営形態
 権限移譲

④担当部局
 府 都市整備部

⑤時期
 2010年度
 アセットマネジメント手法の導入

 2014年度
 都市基盤施設長寿命化計画
 策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> 高度経済成長期に整備された大量のインフラ施設が一気に老朽化、更新時期到来 -建設後40年以上の橋梁が48% -防潮堤・護岸等でも老朽化が顕著に 交通量・人口集中により維持管理を行いくい -交通量の集中は全国3位 -低平地への人口集中は全国1位 建設投資余力の減少 建設費は10年前から半減 → 半数の事業が「休止・遅延」 予防保全による長寿命化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 限られた財源・人材の中で、建設事業と維持管理をトータルでマネジメント 建設事業の更なる選択と集中により、維持管理への重点化を行い、予防保全対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年度から維持管理戦略について当面3年間程度の対策予定を提示 -「アセットマネジメント手法」の導入により、施設の長寿命化や更新時期の平準化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る。 -地方債の発行等により、維持管理予算必要水準への段階的増額(2010年;170億円 → 2013年;260億円(1.5倍増)) 都市基盤施設長寿命化計画策定(2015.3) 2010年度からの建設事業計画について、当面10年間の事業予定を提示 -原則、現行の予算水準を基本、重点化方針のもと、「さらなる選択と集中」、即効性、実現性の観点から「事業や計画の見直し」 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理予算へのシフトにより、今後20年で3300億円(年間165億円)の財政縮減効果を見込む 建設事業の計画的推進

泉北ニュータウンのまちづくりの方向性を示すビジョン策定と体制の構築

- ①分野: 暮らし・住まい・まちづくり
- ②タイプ
 - 政策の刷新
 - 執行の刷新
- ③改革スタイル
 - 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲
- ④担当部局
大阪都市計画局
- ⑤時期
 - 2010年4月
「泉北ニュータウン再生府市等連携協議会」設立
⇒「泉北ニューデザイン推進協議会」名称変更(2021.10)
 - 2011年3月
「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」策定(2015.1改訂)
 - 2012年3月
「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」策定(2022.4最終改定)

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・まちびらきから50年以上が経過し、社会環境の変化等により、人口減少・少子高齢化、住宅や施設の老朽化などの課題が山積</p>	<p>・市場原理の原則の下、民間事業者が参入できる環境を整える等、民間活力を活用したまちづくりへと転換する</p>	<p>・公益的な役割が終了、又は転換による活性化が期待できる施設等を民間へ譲渡</p> <p>・堺市、公的賃貸住宅事業者、民間事業者が連携し、ニュータウンの活性化に向けて公的住宅ストック等の活用の方向性を示した</p>	<p>・府・堺市・都整C(旧タウン財団)・府公社・URによる協議会を設立(南海電気鉄道株式会社2016.4加入)</p> <p>・「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」(2011.3策定、2015.1改訂)</p> <p>・「同アクションプラン」(2016.3策定)</p> <p>・近畿大学医学部及び附属病院の移転(2025年度移転予定)</p> <p>・「泉北NT公的賃貸住宅再生計画」(2012.3策定、2022.4最終改定)</p> <p>・「公的賃貸住宅活用地の活用コンセプト(テーマ)案」(2022.1策定)</p> <p>・「泉北ニュータウンまちづくりプラットフォーム(公民連携のための意見交換の場)」設立(2017.12)、「府営住宅活用地等に関するサウンディング型市場調査」実施(2019.12)</p>

G7大阪・堺貿易大臣会合

①分野: -

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 政策企画部

⑤時期

- ・2022年9月「2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」の設立
- ・2022年11月「2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局」の設置

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>「2025年大阪・関西万博」の開催準備が本格化する2023年に、人と人、モノとモノをつなぐG7貿易大臣会合が中世の時代より国際貿易都市として栄えた、大阪・堺で開催されることは、世界を結び付け、いのちをともに大切にするという万博のテーマに合致するものであり、2年後の万博成功へつなげるうえでも、その意義は大きい。</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2021年12月1日 知事・堺市長による2023年G7関係閣僚会合誘致の共同発表 ◆2022年9月16日 政府において、貿易大臣会合を大阪・堺で開催を決定 ◆2022年11月29日 政府において、貿易大臣会合の開催日(2023年10月28日・29日)及び正式名称を発表 	<p>G7大阪・堺貿易大臣会合の開催、成功</p> <p>【G7大阪・堺貿易大臣会合の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆日程 2023年10月28日・29日の2日間 ◆参加国 G7(日、仏、米、英、独、伊、加)、欧州連合(EU)、その他招待国(未定)等 ◆開催場所 ・会議…大阪市内 ・社交行事…堺市内 	<p>G7大阪・堺貿易大臣会合の開催成功に向け、主催者である経産省・外務省と連携し、大阪府・堺市、経済界等と連携して準備を進める。</p> <p>また、地元住民や事業者等への周知・理解促進を行うとともに、大阪・堺のPR及び情報発信を行う。</p> <p>【これまでの取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2022年9月30日 2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会の設立 ◆2022年11月1日 2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局の設置(堺市役所内) 	<p>○万博への弾みをつける</p> <p>世界の主要国が集まり議論するG7大阪・堺貿易大臣会合を、大阪・関西万博の開催準備が本格化する2023年に開催し、2年後の成功へつなげる。</p> <p>○大阪・堺のプレゼンスの向上</p> <p>各国政府関係者や海外プレスなど、多くの人々が参加するG7大阪・堺貿易大臣会合において、大阪・関西万博の取り組みや、大阪・堺の魅力を世界に発信することで、大阪・堺のプレゼンスを向上させる。</p>

金融機関提案型の融資制度の創設

①分野: 産業・労働

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 商工労働部

⑤時期

2011年度
「金融機関提案型融資」
創設

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・制度融資について、これまでの金融セーフティ中心の役割に加え、頑張る中小企業のチャレンジを応援する新たな制度設計が必要。</p> <p>・府による融資メニューの設計は、画一的な内容になりがちで、金融情勢や企業ニーズ等が反映できる仕組みの検討が必要。</p>	<p>・地域の金融機関が、それぞれの特色や強みを活かして、中小企業への資金供給が可能となるような、新たな制度融資メニューを創設。</p>	<p>・金融機関が自らの特色や強みを活かした融資メニューを提案し、それを府が承認する「金融機関提案型融資制度」を全国で始めて創設。(金融機関では、融資後においてもフォローアップを実施。)</p> <p>・府から金融機関に対して預託(無利子貸付)を行うことで、低利での融資を実施。</p>	<p>・制度創設以降、融資実績は着実に増加していたが、2019年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業の資金繰りを支援するために創設された「コロナ関連融資」の利用者が主流となり、現時点での融資実績は減少傾向となっている。</p> <p>2011年度(創設) ・32メニュー 187億円</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2018年度 ・50メニュー 1,052億円</p> <p>2019年度 ・45メニュー 604億円</p> <p>2020年度 ・43メニュー 243億円</p> <p>2021年度 ・43メニュー 154億円</p> <p><具体的な内容></p> <p>・成長支援に重点を置くもの(成長分野・ものづくり企業支援など)や、最近の経済・金融情勢に対応したものなど、多様な資金需要の応える融資メニューを展開。</p> <p>2014年度～ ・設備投資特別枠を設定</p> <p>2015年度～2016年度 ・円安電気料金対策資金</p> <p>2018年度～ ・第4次産業革命関連設備枠を設定 ・海外展開支援資金融資</p>

新たなエネルギー社会の構築(1)

①分野:環境

- ②タイプ
- 政策の刷新
 - 執行の刷新

- ③改革スタイル
- 投資・予算
 - 条例・規則・運用ルール
 - 組織・経営形態
 - 権限移譲

- ④担当部局
- 府 環境農林水産部
 - 脱炭素・エネルギー政策課
 - 政策企画部
 - 戦略事業室
 - 市 環境局

- ⑤時期
- 2012年2月 府市エネルギー戦略会議設置
 - 2014年3月 おおさかエネルギー地産地消推進プラン策定
 - 2019年12月 府市エネルギー政策審議会設置
 - 2021年3月 おおさかスマートエネルギープラン策定
 - 2022年4月 気候変動対策条例改正

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<p>・エネルギー政策は、これまで国や電力会社任せで進めてきた。</p> <p>・大阪・関西の電力は、原発依存度が高く、福島原発事故以降、電力需給がひっ迫し、経済活動や住民生活への影響が懸念。</p>	<p>・エネルギー需給構造の転換など、これまでのエネルギーのあり方を見直す。</p> <p>・自治体が、地域の特性を活かした、エネルギー戦略を掲げ、エネルギーの地産地消を推進。</p> <p>・大阪の持続可能な成長を支える「安全」「安定」「適正価格」での電力供給体制の構築</p>	<p>・新たなエネルギー社会の構築に向けた検討体制を整備</p> <p>①府市エネルギー戦略会議設置 (2012年2月)</p> <ul style="list-style-type: none"> -電力需給対策の検討 -府市エネルギー戦略提言(2013年5月) <p>②府環境審議会に「新たなエネルギー社会づくり検討部会」設置 (2012年2月⇒答申:同年11月)</p> <p>・組織体制の充実と新制度化</p> <p>①エネルギー政策課設置 (2012年4月)</p> <p>②府市連携の組織新設(2013年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> -おおさかスマートエネルギーセンター(再エネ普及や省エネ促進の取組拠点) -おおさかスマートエネルギー協議会(府民、民間事業者、電力事業者等による検討) -大阪電力選べる環境づくり協議会(新電力の情報提供等) <p>③温暖化防止条例改正</p> <ul style="list-style-type: none"> -建築物新增築時の省エネ基準適合義務化 -高効率低環境負荷火力発電所の設置の届出公表制度創設(アセス条例対象から除外) 等 <p>・「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」策定(2014年3月)</p> <p>⇒2020年度までに150万KW以上創出</p>	<p>①再生可能エネルギーの普及拡大</p> <p>→2012年4月～2017年3月で65万kW増加 (太陽光発電)</p> <p>(例)メガソーラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉大津ソーラーパーク ・水みらいセンター(北部・中部・南部) <p>②エネルギー消費の抑制</p> <p>関西広域連合と連携した住民・事業者の省エネ・節電の取組推進</p> <p>→夏の電力最大需要(2010年との比較)</p> <p>2013年 9%削減 2014年 14%削減 2015年 17%削減 2016年 14%削減</p> <p>③電力需要の平準化と電力供給の安定化</p> <p>→おおさか版BEMS事業者登録制度創設(2014年7月末時点:21事業者登録。2017年3月末時点:20事業者登録)</p>

新たなエネルギー社会の構築(2)

①分野:環境

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 環境農林水産部
脱炭素・エネルギー
政策課
政策企画部
戦略事業室
市 環境局

⑤時期

2012年2月
府市エネルギー戦略会議設置
2014年3月
おおさかエネルギー地産地
消推進プラン策定
2019年12月
府市エネルギー政策審議会
設置
2021年3月
おおさかスマートエネル
ギープラン策定
2022年4月
気候変動対策条例改正

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
	<p>・2021年3月に「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」の計画期間が終了したため、同計画を踏まえ、以下の方向性を提示</p> <p>○地産 地消の推進及び広域的な再生可能エネルギーの調達促進 ○エネルギー効率の向上を推進 ○レジリエンスの強化を推進 ○需要・供給の両サイドでのエネルギーコントロールの取組推進 ○エネルギー関連産業の振興及び企業の持続的成長支援 ○グリーンリカバリーの考え方に基づく取組推進</p>	<p>・新たなエネルギー社会の構築に向けた検討体制を整備</p> <p>①府市エネルギー政策審議会(2020年1月諮問→2020年12月答申)</p> <p>②「おおさかスマートエネルギープラン」策定(2021年3月) <プランの2030年度の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立・分散型エネルギー導入量 …250万kW以上 ・再エネ利用率 …35%以上 ・エネルギー利用効率 …40%以上改善(2012年度比) <p>③改正気候変動対策条例(旧温暖化防止条例)の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売電気事業者の電力販売量・再エネ導入量等に関する計画書・報告書の創設・運用 ・特定事業者が把握できる範囲で再生可能エネルギーの利用率の報告 	<p>「おおさかスマートエネルギープラン」の進捗状況</p> <p>①自立・分散型エネルギー導入量 2019年度 185.3万kW 2020年度 191.3万kW ↓ 2030年度(目標)250万kW以上</p> <p>②再エネ利用率 2019年度 20.8% 2020年度 22.7% ↓ 2030年度(目標)35%以上</p> <p>③エネルギー利用効率 2018年度 13.8%改善 2019年度 19.4%改善 ↓ 2030年度(目標)40%以上改善(2012年度比)</p>

みどりの風を感じる大都市・大阪の実現(1)

①分野: 環境

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 環境農林水産部
都市整備部

⑤時期

2009年12月

みどりの大阪推進計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪の都市部は、みどりが少なく、ヒートアイランド現象も顕著。内外から人や企業が集まる都市環境になっておらず、実感できるみどりの創出が求められてきた -みどりに対する府民意識 市街地にみどりがある程度あると感じる府民の割合 20.2%(2009年7月) -市街地の緑被率 14%(2002年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの風を感じる大都市・大阪(山～街～海をつなぐ「みどりの軸」)の実現 -都市部のみどりの創出、ヒートアイランド現象を緩和する緑化の推進 -周辺山系における健全な森林の再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの大阪推進計画策定(2009年12月) -計画期間 2009～2025年 -みどりの風促進区域の区域指定(2011年5月) ・みどりの風促進区域指定による重点緑化 -2011～2013年度 -民有地緑化地区数 110箇所 -2014～2021年度 -民有地緑化地区数 64地区 -2021年度末 -寄付・樹木提供による協力企業数 235社 ・ネーミングライツ方式による都心部でのみどりの拠点整備 -2012年度～ -ウェルカムガーデン新大阪(2012年7月) -シンボルグリーン東梅田(2015年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりに対する府民意識 市街地にみどりがある程度あると感じる府民の割合 20.2%(2009年7月) ⇒32.9%(2013年8月) ⇒35.3%(2014年8月) ⇒30.5%(2015年8月) ⇒42.2%(2016年8月) ⇒43.5%(2017年8月) ⇒34.6%(2018年8月) ⇒41.7%(2019年8月) ⇒43.5%(2020年8月) ⇒46.7%(2021年8月) ⇒45.8%(2022年8月)

みどりの風を感じる大都市・大阪の実現(2)

①分野:環境

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 環境農林水産部
都市整備部

⑤時期

2009年12月
みどりの大阪推進計画策定

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
-大阪の熱帯夜日数 (7月～9月) 大阪46日 豊中36日 枚方29日 3地点平均37日 (2000年:1998から2002 年の5年間の平均)		・生駒山系花屏風構想 -2009年度～ -32地区:6,606本植栽 (2013年度末) -33地区:9,347本植栽 (2017年度末) -33地区:10,568本植栽 (2021年度末) ・公立小学校の運動場 の芝生化推進事業 -2009～2012年度 -182校(約20ha) ・実感できるみどりづく り事業 -2016年度～2019年度 11地区:緑化促進活動 地区(※) (2019年度末) ※認定事業者が中心と なって緑化促進活動 (街区単位の緑化を広 める)を行なう地区数	・大阪の熱帯夜日数 (7月～9月) ヒートアイランド対策 の計画の基準年(2000 年)の熱帯夜日数に対し、 2011年は5日(1.4割)減少。 2015年は9日(2.4割)減少。 2020年は7日(1.9割)減少。 なお、地球温暖化による 影響と考えられる気温上 昇分は除外して比較。 大阪41日 豊中32日 枚方24日 3地点平均32日 (2011年:2009から2013 年の5年間の平均) 大阪38日 豊中27日 枚方18日 3地点平均28日 (2015年:2013から2017 年の5年間の平均) 大阪40日 豊中31日 枚方21日 3地点平均30日 (2020年:2018から2022 年の5年間の平均)

「大阪産(もん)」ブランドの発信

①分野:農林・水産業

②タイプ

- 政策の刷新
- 執行の刷新

③改革スタイル

- 投資・予算
- 条例・規則・運用ルール
- 組織・経営形態
- 権限移譲

④担当部局

府 環境農林水産部
農政室、流通対策室

⑤時期

2009年4月

「大阪産(もん)」商標登録
ロゴマーク提供開始

改革前の課題 (Why)	改革の方向性 (Vision)	何をどう改革したか (What)	主な成果 (Outcome)
<ul style="list-style-type: none"> ・農地の減少、遊休農地の増加、担い手の減少など、農業を取りまく課題がある。大阪農業の現状に即した取り組みが求められてきた -農地は約9%減少(2000年→2010年) -農家数は約12%減少(2000年→2010年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大消費地をかかえる優位性を活かし、攻める農業振興策へシフト。新しい付加価値・ブランドの創出、6次産業化を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪産(もん)」のブランド化、ロゴマークの民間事業者への提供(2009年～) ・大阪産(もん)チャレンジ支援・表彰事業 -ブランドイメージ向上の貢献活動を表彰 大賞15件/132件(2011～2013年) -商品開発支援 環境農林水産研究所が技術支援 エースコック(ラーメン) サークルKサンクス(弁当) ・大阪産(もん)のグローバルブランド化(2013年～) ・第2の水なす発掘プロジェクト ・都市農業参入サポート事業(2011～2013年) -窓口設置(2011.4) ・6次産業化の推進(2015年～) ・大阪産(もん)の首都圏、海外へ販路拡大(2016年～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪産(もん)の府民認知度 2009年6月:29.2% 2016年3月:46.2% 2017年3月:51.0% 2018年3月:53.7% 2019年3月:48.6% 2020年3月:55.1% 2021年3月:58.7% 2022年3月:51.2% ・農産物直売所の売上高 2009年度:51億円 2011年度:71億円 2013年度:76億円 2015年度:83億円 2017年度:91億円 2019年度:88億円 ・農業産出額 2009年:319億円 2012年:344億円 2013年:331億円 2014年:320億円 2015年:341億円 2016年:353億円 2017年:357億円 2018年:332億円 2019年:320億円 2020年:311億円